

令和8年版 県政レポート (案)

令和 8 年 6 月
三 重 県

令和8年版 県政レポート(案)

【目次】

	頁
第1章 令和7年度 県政運営の総括	5
第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦	15
(1)大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化	16
(2)新型コロナウイルス感染症等への対応	21
(3)三重の魅力を生かした観光振興	26
(4)脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興	32
(5)デジタル社会の実現に向けた取組の推進	38
(6)次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実	42
(7)人口減少への総合的な対応	55
第3章 施策の取組	
(1)政策体系、施策とは	83
(2)政策体系一覧	84
(3)総合評価の考え方、KPIの評価の考え方	86
(4)施策の総合評価、KPIの達成状況一覧	88
(5)施策評価表の見方	99
(6)施策評価表	100
第4章 行政運営の取組	
(1)行政運営とは	310
(2)行政運営一覧	310
(3)行政運営の総合評価、KPIの達成状況一覧	311
(4)行政運営の評価表の見方	312
(5)行政運営の評価表	313
第5章 行財政改革の取組	333
(参考資料)用語説明	359

「県政レポート」とは・・・

県では、概ね10年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示す長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」と、ビジョンが掲げる基本理念の実現に向けて推進する内容をまとめた、5年間の中期計画「みえ元気プラン」を定めています。

「みえ元気プラン」を着実に推進するため、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、常に県民の皆さんに成果が届いているかを意識しながら、目標達成に向けた的確な進行管理に努めることとしています。

「県政レポート」は、前年度の県の取組について評価するとともに、評価によって明らかになった成果や課題、改善方向について、県民の皆さんにわかりやすくお伝えするための年次報告書です。

※ なお、「県政レポート」は、地方自治法第 233 条第 5 項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」（主要な施策の成果に関する報告書）としても取りまとめるものです。

【参考】

地方自治法第 233 条第 5 項

普通地方公共団体の長は、（中略）当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類（中略）を併せて提出しなければならない。

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

第1章 令和7年度 県政運営の総括

令和7年度の県政運営について、「強じん*な美し国*ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の政策体系に沿って、16の政策ごとに総括しています。

政策1 防災・減災、県土の強靱化

津波避難施設等の整備を行う市町への支援や、避難所の環境改善、流域治水、土砂災害や高潮・地震・津波対策、緊急輸送道路の機能確保などに取り組みました。

南海トラフ地震の切迫性が高まり、風水害が激甚化・頻発化していることから、備えをさらに万全にしていく必要があります。

県民のいのちを守ることは県政の最重要課題であり、いつ起こってもおかしくない大規模災害に備えるため、新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定に向けた検討や、「三重県広域受援計画」の改定等を進めるとともに、孤立地域対策やスフィア基準をふまえた避難所の環境改善などのソフト面、緊急輸送道路の機能確保などのハード面の両面から防災・減災の取組を強化していきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
1-1 災害対応力の充実・強化	B	B	A	B	100
1-2 地域防災力の向上	A	A	A	A	105
1-3 災害に強い県土づくり	A	A	A	A	110

政策2 医療・介護・健康

医師の確保や偏在解消、外国人介護人材の有望な送出国との関係構築、「三重とこわか健康マイレージ事業」を通じた健康づくりなどに取り組みました。

高齢化が進展するなか、介護人材の定着・確保を促進するため、介護職員の処遇改善や外国人介護人材の受入環境の整備などの取組を推進していく必要があります。

地域における医療と介護の総合的な確保を図るため、医療・介護分野の人材確保に取り組むとともに、地域の課題に対応できる医療提供体制や高齢化社会の進展に対応できる介護体制の整備等を推進していきます。また、健康寿命の延伸や生活習慣病等のリスクの軽減に向けて、健康づくりの取組を推進していきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
2-1 地域医療提供体制の確保	B	B	B	B	115
2-2 感染症対策の推進	B	B	B	B	122
2-3 介護の基盤整備と人材確保	B	B	B	B	125
2-4 健康づくりの推進	A	B	B	B	129

政策3 暮らしの安全

特殊詐欺の被害防止に向けた各種対策を推進したほか、街頭防犯カメラ更新整備、自転車ヘルメットの着用促進、悪質商法の被害防止の注意喚起などに取り組みました。

刑法犯認知件数は減少しましたが、特殊詐欺認知件数は増加しました。身のまわりの安全に満足していない県民の割合も増加していることから、更なる取組が必要です。

県民の安全・安心の確保に向けて、街頭防犯カメラ更新整備を推進するとともに、防犯カメラ画像等の分析を行う高度A I*画像分析システムの更なる有効活用に努めるなど、犯罪の未然防止、早期検挙に取り組みます。また、消費者トラブルの未然防止・拡大防止や、将来的な血液製剤の安定供給に向けて若年層への献血の啓発にも引き続き取り組んでいきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
3-1 犯罪に強いまちづくり	B	C	C	C	133
3-2 交通安全対策の推進	B	B	B	C	137
3-3 消費生活の安全確保	B	B	B	B	140
3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	B	B	B	B	143

政策4 環境

事業者等と連携した「みえデコ活」推進や、プラスチックの高度なりサイクルの促進、身近な自然環境の重要性に関する普及啓発などに取り組みました。

県域からの温室効果ガス*排出量など目標に届いていない指標もあることから、引き続き、さまざまな主体と連携して着実に取り組んでいく必要があります。

脱炭素*社会の実現に向けた温室効果ガス削減の取組や、プラスチックごみ対策等の社会的課題の解決に資する資源循環の取組を進めるとともに、広域で連携した海洋ごみ対策などを通じて環境保全に取り組んでいきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
4-1 脱炭素社会の実現	A	B	B	B	147
4-2 循環型社会の構築	B	B	B	B	151
4-3 自然環境の保全と活用	B	A	B	A	155
4-4 生活環境の保全	B	B	B	B	158

政策5 観光・魅力発信

三重ならではの観光資源を生かした滞在型周遊観光の推進、旅行者のニーズに応じた受入環境の充実、国内外におけるプロモーションを通じて本県への誘客を図る取組などを進めました。

県内の延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数はいずれも増加した一方で、目標には達しておらず、また県内の平均宿泊日数においては令和6年度の実績値を下回ったことから、取組を強化していく必要があります。

これらをふまえ、インバウンド*誘客を展開するための「みえインバウンド誘客計画（仮称）」の策定や、宿泊施設の和洋室化への支援などの受入環境のさらなる充実のほか、第63回神宮式年遷宮を見据えたプロモーションなどに取り組んでいきます。

また、首都圏営業拠点「三重テラス」の魅力発信の強化や新たな価値創出につなげる人材育成に引き続き取り組んでいきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
5-1 持続可能な観光地づくり	B	B	B	B	161
5-2 戦略的な観光誘客	C	C	C	B (見込)	164
5-3 三重の魅力発信	A	A	A	A	167

政策6 農林水産業

農林水産業の生産体制・生産基盤の整備や、人材の確保・育成、県産農林水産物の販路拡大、農山漁村の振興などに取り組みました。

農林漁業者の減少や高齢化の進行、気候変動による生産環境の変化、資材価格の高止まり、国内マーケットの縮小など、農林水産業を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、こうした複合的な課題に的確に対応していく必要があります。

農林水産業を持続的に成長させるため、気候変動対応、スマート技術等の実装による生産性向上、多様な担い手の確保と育成、輸出を含む多角的な県産農林水産物の販路拡大、「森業*」・「海業*」など地域資源を活用した農山漁村の活性化を進めていきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
6-1 農業の振興	B	A	A	A	171
6-2 林業の振興と森林づくり	B	B	B	B	177
6-3 水産業の振興	B	B	B	B	181
6-4 農山漁村の振興	A	A	A	A	185

政策7 産業振興

近年の不安定な社会経済情勢に対応していくべく、「三重県版経営向上計画」に則り、中小企業・小規模企業における経営支援を進めたほか、ものづくり産業の経営基盤の強化に取り組みました。

また付加価値創出に向けた企業誘致の推進、アセアン地域を中心とした海外ビジネス展開の促進などを実施しました。

さらに県内への半導体関連産業の投資促進に向けて方針の策定や産学官連携による人材育成などに取り組むとともに、県内成長産業の育成、四日市コンビナートの競争力強化や新エネルギーの導入促進に引き続き取り組んでいきます。概ね目標値に達している一方で、事業継続計画（BCP*）の策定件数は目標に依然として達しておらず、今後は策定のメリットを記載した県独自のツールを活用するなどして、自然災害等の備えを促進していきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
7-1 中小企業・小規模企業の振興	B	B	B	B	188
7-2 ものづくり産業の振興	A	A	A	A	191
7-3 企業誘致の推進と県内再投資の促進	A	A	A	A	195
7-4 国際展開の推進	A	A	A	A	198

政策8 人材の育成・確保

就労支援サービス「おしごと広場みえ」の提供や高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進などに取り組みました。また、多様で柔軟な働き方の推進については、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰制度などに取り組みました。

近年、県内企業の人材確保は非常に厳しい状況が続いており、職場環境の整備や定着促進に向けた取組を進める必要があります。

「三重県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）」の制定や、高齢者や外国人など雇用に取り組む企業への支援など、県内企業の働きやすい職場環境の整備を促進していきます。また、民間企業における障がい者雇用を促進するべく、見学会の実施などに取り組んでいきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
8-1 若者の就労支援・県内定着促進	B	B	B	B	200
8-2 多様で柔軟な働き方の推進	A	A	B	B	203

政策9 地域づくり

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」などを通して、市町と連携して地域課題の解決に向けた取組を進めました。また、県独自の移住フェアを新たに東京でも開催するなど、三重暮らしの魅力発信に取り組むとともに、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうツアー等の実施や熊野古道伊勢路の保全と活用に向けた取組等を進めました。

引き続き、持続可能な地域コミュニティづくりや、移住者数の増加に向けた取組、南部地域及び東紀州地域の活性化などが必要です。

移住希望者の相談体制の整備及び受入態勢の充実や、南部地域を内外から支える人づくり、熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の魅力発信などに取り組んでいます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
9-1 市町との連携による地域活性化	A	A	A	A	206
9-2 移住の促進	A	A	A	A	209
9-3 南部地域の活性化	B	B	B	B (見込)	212
9-4 東紀州地域の活性化	B	B	B	B (見込)	214

政策 10 デジタル社会の推進

「みえDX*センター」での相談支援やDX人材を育成する研修の実施、「みえスタートアップ*支援プラットフォーム」における事業共創の支援、行政手続のデジタル化と電子納付の拡充、市町DXの促進などに取り組みました。

県内事業者等におけるDXやAI活用の促進、県外スタートアップとの連携による新事業創出、行政サービスの利便性向上、市町における行政手続のデジタル化について、さらなる取組を進めていく必要があります。

事業者等におけるDX導入やAI人材の育成支援を進めるとともに、県外の事業共創施設と連携し、スタートアップの活用による新製品・新サービスの開発や実証実験の支援に取り組みます。また、県民の皆さんの利便性をさらに向上させるため、電子申請できる手続を拡充するとともに、デジタル技術を活用した窓口業務の改善を進めます。さらに、市町のDXを支援する専門人材派遣やシステム標準化への対応支援など、きめ細かな伴走支援を進めていきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
10-1 社会におけるDXの推進	A	A	A	A	217
10-2 行政サービスのDX推進	A	B	A	A	219

政策 11 交通・暮らしの基盤

幹線道路の整備や、良好な道路空間の形成、港湾施設の老朽化対策、花とみどりの活用促進、住宅・建築物の耐震化の促進などに取り組みました。また、地域内交通ネットワークの構築・強化に向けた市町の取組への支援や、鉄道・バス路線の維持・活性化などに取り組みました。

引き続き、道路・港湾や都市基盤の整備推進のほか、持続可能な公共交通の確保・充実に向けた一層の取組が必要です。

地震災害等に対するまちの安全性確保のために木造住宅の耐震化に向けた周知・啓発や、水の安定供給のために主要施設の耐震化、適切な維持管理などにより、暮らしの基盤を確保していきます。また、交通空白の解消に向けて、新たな公共ライドシェア*モデルの構築に向けた実証や市町に対する伴走支援の強化、交通事業者と連携した運転士確保の取組等を進めていきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
11-1 道路・港湾整備の推進	A	A	A	A	221
11-2 公共交通の確保・充実	A	A	A	A	227
11-3 安全で快適な住まいまちづくり	A	A	A	A	230
11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	A	A	A	A	234

政策 12 人権・ダイバーシティ

人権啓発イベントの実施や、臨床心理士等のアドバイザーを活用した人権相談への対応、企業における女性が活躍できる環境整備の取組促進、外国人住民の安全で安心な生活環境づくりなどに取り組みました。

引き続き、誰もが個性や能力を発揮し参画・活躍できる社会づくりを推進することが必要です。

人権が尊重される社会を実現するため、さまざまな主体と連携した人権啓発を推進するとともに、「部落差別解消条例（仮称）」の制定の検討を進めます。また、ジェンダーギャップの背景にあるアンコンシャス・バイアスを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境づくりを進めるとともに、令和7年度に制定した「三重県性暴力の根絶をめざす条例」に基づく推進計画の策定を進め、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進していきます。さらに、日本人住民

と外国人住民が共に安全、安心に暮らすことができる社会を実現するため、外国人住民が日本語を学べる環境の整備や相談体制の充実等に取り組みます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
12-1 人権が尊重される社会づくり	B	A	A	A	237
12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	B	A	A	A	241
12-3 多文化共生の推進	A	A	A	A	245

政策 13 福祉

地域社会で生きづらさを抱える人への支援や、三重おもいやり駐車場利用証制度の運用、農林水産業における障がい者の就労機会の拡大などに取り組むとともに、新たに「ひきこもりピアサポートセンターみえ」を開設するなど、ひきこもり支援の充実に向けた取組を進めました。

アドバイザー派遣等により、多機関協働による包括的な相談支援体制が整備されている市町数が増加したものの、目標を下回っているほか、障がい者施設において職員による虐待事案が発生するなど課題が残っています。

誰もが社会から孤立することなく、希望を持って安心して暮らせるよう、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「第二期三重県地域福祉支援計画」、「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」に基づく取組を引き続き進めるとともに、ひきこもりに対する支援、障がい者虐待の未然防止や迅速で適切な対応を行うための研修の実施、虐待事案の発生した施設等に対して改善に向けた指導に取り組んでいきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
13-1 地域福祉の推進	B	B	B	B	248
13-2 障がい者福祉の推進	B	B	B	A	252

政策 14 教育

自己肯定感の涵養の推進、学習環境の確立に向けたモデル校における好事例の構築及び水平展開、不登校の状況にある児童生徒への支援、学校問題ADRの導

入促進、学びの多様化への対応強化、教職員の資質向上と働き方改革の推進などに取り組みました。

一方で、目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合や学校生活に安心を感じている子どもたちの割合が目標値を下回っており、また教員不足といった喫緊の課題もあることから、引き続き取組を強化していく必要があります。

子どもたちの自己肯定感を育む授業づくり・学校づくり、キャリア教育*の充実、一人ひとりに応じた切れ目のない教育を推進するとともに、これらの取組を支える教職員の資質向上のほか、教員の人材確保対策及びこれに資する魅力発信などに取り組んでいきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
14-1 未来の礎となる力の育成	B	B	B	B	257
14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	B	B	B	B	262
14-3 特別支援教育の推進	A	A	A	A	267
14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり	B	B	B	B (見込)	270
14-5 誰もが安心して学べる教育の推進	B	B	B	B (見込)	274
14-6 学びを支える教育環境の整備	B	B	B	B	279

政策 15 子ども

市町の子ども・子育て支援事業の充実に向けた補助、保育士等キャリアアップ研修の実施、AIを活用したマッチングシステムの導入による出会いの機会の拡充、みえ出逢いサポートセンターによる情報発信などを実施しました。また、令和5年度の児童死亡事例を受けた検証委員会の検証結果もふまえて、「子どもを虐待から守る条例」を改正し、改正条例に基づく推進計画を策定するなど、児童虐待対応力の強化に取り組みました。

保育所等や放課後児童クラブの待機児童の発生や児童養護施設等の多機能化の進捗などについて課題が残っていることから、取組を一層強化していく必要が

あります。

「三重県子ども条例」および「ありのままでみえっこプラン」に基づき、全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重をめざし、取組を推進していきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり	A	A	A	A	285
15-2 幼児教育・保育の充実	C	C	C	C	290
15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進	B	D	B	B	293
15-4 結婚・妊娠・出産の支援	A	A	A	A	296

政策 16 文化・スポーツ

各県立文化施設における魅力的な展覧会等による鑑賞等の機会や高等教育機関等との連携などを通じて多様なテーマにおける学習機会を提供しました。また、将来の競技スポーツを担う新たな選手の発掘や、効果的な選手・チームの強化活動の支援、県営スポーツ施設の整備などに取り組みしました。

今後も県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会の充実を図るとともに、生涯を通じて学べる機会を充実させることが必要です。「三重県文化振興計画」に基づき、県民の皆さんの文化に対する関心及び理解の醸成や子どもたちの文化活動の充実などにより、心豊かに活力ある三重の実現をめざします。

スポーツについては、競技力の向上とともに、県民の誰もがスポーツにふれ親しむことができる環境づくりが必要です。引き続き、選手の発掘・育成、県民のスポーツへの関心や気運の醸成、計画的な施設整備・改修に取り組んでいきます。

政策を構成する施策	施策の総合評価				記載ページ
	4年度	5年度	6年度	7年度	
16-1 文化と生涯学習の振興	A	A	A	A	301
16-2 競技スポーツの推進	B	B	B	A	304
16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	B	B	B	B	307

第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦

令和7年度の取組状況と今後の対応

「みえ元気プランで進める7つの挑戦」は、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示す基本理念の実現に向けて、プランの計画期間の5年間で取組を一層加速させていかなければならない課題を抽出し、積極果敢に対応していくために位置づけています。

それぞれの挑戦で示している「取組方向」について、令和7年度の取組状況と、令和8年度以降に残された課題と対応等について整理しました。

みえ元気プランで進める7つの挑戦

- (1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化
- (2) 新型コロナウイルス感染症等への対応
- (3) 三重の魅力を生かした観光振興
- (4) 脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興
～「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進～
- (5) デジタル社会の実現に向けた取組の推進
- (6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実
- (7) 人口減少への総合的な対応

(記載内容の説明)

(●) ●●●●●● ← 7つの挑戦のタイトルを記載しています。

（それぞれの挑戦について、取組状況や今後の対応について概要を記載しています。）

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和7年度の実績と令和8年度以降の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	←7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目を記載しています。
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (関連施策:○-○)	
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
↑各項目に関連する、令和7年度の主な取組内容を記載しています。	↑各項目に関連する、令和8年度以降に残された課題と対応を記載しています。

(1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

平時における人材育成については、県内の若者の防災人材育成を図るとともに、地震体験車の活用やシンポジウムの開催による県民の防災意識の向上に取り組みました。引き続き、若者をはじめとした防災人材の育成に取り組むとともに、防災意識の向上に向けた普及啓発活動の充実を図り、自助・共助の取組を促進します。

平時におけるハード整備については、切迫する南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害等による被害軽減のためのインフラ整備や、道路観測カメラ、河川監視カメラ、危機管理型水位計の配備拡充を行いました。また、道路・河川・海岸・下水道等、公共インフラの定期点検・長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを進めました。引き続き、県管理河川・海岸の高潮・地震・津波対策等を進めるとともに、適切なインフラメンテナンスを行います。特に、下水道管路に起因する道路陥没事故を未然に防ぐため、令和7年度に実施した全国特別重点調査及び県独自の調査結果に基づき、令和8年度においても引き続き、下水道管路の安全性及び機能の確保のため、その状態に応じた必要な措置を講じます。

救助・避難におけるソフト面の取組については、令和6年能登半島地震の被災地支援活動を通じて得られた気づきもふまえ、発災当初に災害派遣職員が現地活動で活用するための災害用トイレカーを導入しました。また、能登半島地震や奥能登豪雨の複合災害を受けて、県総合図上訓練において、複合災害を想定し、自衛隊・海上保安庁等と連携し、大規模火災を想定した空中消火や、陸路が寸断された地域への空路・海路を使用した人員・物資輸送等の訓練を実施しました。さらに、新たに創設した「いのちを守る防災・減災総合補助金」を活用し、市町における避難所の環境改善や孤立地域対策の取組を支援しました。指定避難所におけるスフィア基準をふまえた良好な生活環境の確保に向けて、引き続き補助金の活用による取組の強化を呼びかけていきます。

救助・避難におけるハード面の取組については、支援を行った志摩市、紀宝町の津波避難タワーが完成するとともに、新たに既存の施設の老朽化対策についても支援を行いました。また、災害対策本部における情報共有と執務環境改善のためにシチュエーションルーム及びオペレーションルームの設備を増強し、災害対策本部の機能を更に強化しました。引き続き、市町による津波避難施設等の整備に対して支援を行っていきます。

復旧における取組については、緊急輸送道路等に架かる橋の落橋対策等や、緊急輸送道路における車両のすれ違い困難箇所の解消などを進めるとともに、南海トラフ地震を対象とした「中部道路啓開計画」を策定しました。また、災害時に発生する廃棄物の適正処理に向けた訓練を通じて人材育成に取り組みました。災害発生時のすみやかな復旧活動に向けた緊急輸送機能の確保のための取組や、廃棄物の迅速な処理に向けて、市町や関係団体と連携のうえ人材育成に取り組むとともに、「三重県災害廃棄物処理計画」改定に向けた調査を実施するなど、計画の実行性を高めるための取組を進めます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和7年度取組と令和8年度以降の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆平時における人材育成	
・若者の防災人材育成（関連施策：1-2）	
・県内の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざして、実践的な知識やスキルを身に付けることができるよう、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を実施するとともに、サポーターが地域で行う防災活動に対して支援しました。	・避難所が運営できる地域人材の育成や、地域の防災活動の担い手となる若年層の育成、県や市町における災害対応のマネジメント技術を身に付けた職員を育成する必要があります。そのため、「みえ防災・減災センター」と連携し、自主防災リーダー研修・交流会や「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」の実施、県・市町職員を対象とした「みえ防災人材アカデミー」での実践的な研修を実施します。
・シンポジウム等による県民への啓発（関連施策：1-2）	
・地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、風水害や地震・津波対策に関するシンポジウムの開催など啓発活動の充実に取り組みました。	・県民の皆さんの防災意識を高め、自助・共助の取組を促進する必要があります。そのため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、シンポジウムの開催などによる啓発活動に取り組みます。
◆平時におけるハード整備	
・インフラの耐震化、老朽化対策等の整備（関連施策：1-3）	
・高潮災害防止のための海岸保全施設の整備や、地震・津波による被害軽減のため、2河川および6海岸の堤防、河口部の大型水門等5基の耐震対策を推進しました。また、12河川および6海岸の堤防で粘り強い構造とする施設整備を実施しました。	・切迫する南海トラフ地震等に備えるため、海拔ゼロメートル地帯の河川堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を着実に進める必要があります。そのため、国土強靱化実施中期計画に基づく予算等を活用し、計画的な耐震対策に取り組みます。 ・強い台風による高潮、南海トラフ地震等の大規模地震、および地震に伴う津波により、背後地への被害が想定されます。このため、高潮対策として堤防・護岸の嵩上げや沖合構造物の設置、地震対策として施設の耐震強化、および津波による施設の損傷を軽減する整備を実施します。
・道路観測カメラ、水位計の配備拡充を進めるとともに、土砂災害情報提供システムについて県広報番組等を活用して県民の皆さんへの周知を図りました。 ・浸水被害の早期解消を図るため、伊勢庁舎に排水ポンプ車を配備し、操作等の各種訓練を実施しました。	・災害による被害拡大を最小限に抑えるため、被災情報を迅速に把握する必要があります。そのため、引き続き、道路観測カメラの配備拡充を進めるとともに、配備が完了した河川監視カメラ、水位計の適切な維持管理に取り組みます。 ・災害発生時には応急復旧や浸水被害の早期解消のため、迅速な災害対応を行う必要があります。そのため、関係機関と連携した実動訓練を

	積み重ねるとともに、配備した排水ポンプ車を活用した訓練を実施します。また、引き続き、デジタル技術を活用し、迅速に被災状況を把握するための研修を行います。
・埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、国の要請により設置から30年が経過した内径2m以上の下水道管路を対象とした全国特別重点調査を実施するとともに、県独自の取組として腐食する恐れが大きい下水道管路の調査を実施し、状態に応じた必要な措置を進めました。	・下水道管路の老朽化は、道路陥没等の重大事故に繋がりがねない喫緊の課題です。そのため、令和7年度に実施した全国特別重点調査及び県独自の調査結果に基づき、令和8年度においても引き続き、下水道管路の安全性及び機能の確保のため、その状態に応じた必要な措置を講じます。
◆救助・避難 ソフト面	
・オペレーション機能のさらなる強化 ・実践的な訓練（関連施策:1-1）	
・令和7年度三重県・いなべ市・木曽岬町総合防災訓練や、県総合図上訓練において、複合災害を想定し、自衛隊・海上保安庁等と連携し、大規模火災を想定した空中消火や、陸路が寸断された地域への空路・海路を使用した人員・物資輸送等の訓練を実施しました。	・大規模災害に備えた体制強化のため、救助関係機関や他都道府県との連携を強化する必要があります。そのため、県総合防災訓練や総合図上訓練等において、家屋倒壊、津波、火災、孤立地域等を想定し、自衛隊・海上保安庁等と連携した訓練を実施します。
・市町への支援(訓練、マニュアル整備、災害時の職員派遣)（関連施策:1-1）	
・市町が図上訓練の実施が難しい理由とする「ノウハウ不足」を支援するため、図上訓練の企画研修を実施し28市町が参加しました。また、6市(四日市市、亀山市、津市、名張市、伊勢市、志摩市)が主催する訓練に参加したほか、1町(御浜町)の図上訓練の企画運営の支援を行うとともに、1市(松阪市)のニーズに応じて訓練企画資料を提供しました。	・市町の災害対応力の向上には図上訓練の実施が不可欠であるものの、ノウハウ不足等の理由により実施が難しい市町があります。そのため、新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、引き続き、市町が実施する図上訓練等を企画段階から支援します。
・市町を支援する職員の専門性向上のため、緊急派遣チームを対象とした研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に職員を14市町へ派遣して連携する訓練を実施し、市町の災害対策活動の充実・強化を図りました。	・台風接近時等において被害情報の収集や市町の要請事項を迅速に把握し、円滑な市町支援を行う必要があります。そのため、引き続き、緊急派遣チームとして市町に派遣される職員に対してあらかじめ必要な研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に職員を市町へ派遣して連携する訓練を実施することで、緊急派遣チームの能力向上を図ります。
・防災情報の提供（関連施策:1-2）	
・県民の皆さんの適切な避難行動を促進する防災アプリ「みえ防災ナビ」を運用し、防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信するとともに、防災アプリの普及促進に取り組み	・防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信することにより、県民の皆さんの適切な避難行動を促進する必要があります。そのため、防災アプリ「みえ防災ナビ」による防災気象情報

ました。また、目が見えない、見えにくい方に対して防災情報を届けるサービス「耳で聴くハザードマップ」の提供を令和7年6月に開始しました。 ・国が令和7年8月に公表した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」をふまえ、県民向けの啓発チラシを作成するとともに、防災イベント等において、臨時情報が発表された際に取りべき行動などについて啓発を行いました。また、県HPの南海トラフ地震臨時情報のページに「日頃からの備え」や「臨時情報の発表に伴う特別な備え」を具体的に記載しました。さらに、12月には、沿岸19市町と臨時情報に関する認知度の向上を図るための啓発方法について意見交換を行いました。	や避難所情報等の必要な情報発信を引き続き行うとともに、より多くの方々に活用いただけるよう、防災アプリの普及に向けて県民の皆さんや県内を訪れる観光客に向けた SNS 広告等の実施や地域の防災活動での普及促進に取り組めます。 ・南海トラフ地震臨時情報についての正しい理解を広げる必要があります。そのため、国が令和7年8月に公表した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」に基づき、臨時情報発表時に県民、観光客の皆さん及び事業者が適切な行動が取れるよう、わかりやすい情報発信に取り組むとともに、引き続き、あらゆる啓発の機会をとらえて、南海トラフ地震臨時情報の理解促進を図ります。
・市町への支援(避難体制) (関連施策:1-2)	
・県防災技術指導員を派遣し、避難訓練など市町による夜間避難対策の取組を支援しました。	・夜間時の地震発生など昼間より避難が困難な状況においても適切に避難できる地域づくりを進める必要があります。そのため、夜間避難訓練への技術的助言など市町等による防災の取組に対して支援を行います。
・市町への支援(避難所) (関連施策:1-2)	
・能登半島地震や奥能登豪雨で明らかになった課題の解決に向け、令和7年度に新たに「いのちを守る防災・減災総合補助金」を創設し、市町が策定した補助金を活用する事業計画に基づく避難所の環境改善や孤立地域対策の取組について支援しました。また、避難所運営の課題を解決するために市町職員等と専門家との意見交換を実施しました。	・避難所における良好な生活環境の確保や孤立地域対策を進める必要があります。そのため、「いのちを守る防災・減災総合補助金」により、市町に対して取組の強化を呼びかけるとともに、計画に基づく資機材整備等の取組に対して引き続き支援します。また、各市町における避難所環境改善や避難所運営上の様々な課題解決に向けて専門家との意見交換を実施します。
・帰宅困難者等の支援 (関連施策:1-1)	
・発災直後における一斉帰宅の抑制の理解・協力や「災害時帰宅支援ステーション」の役割について、防災イベント等での周知に取り組みました。	・発災直後における一斉帰宅の抑制の理解・協力が必要です。そのため、「災害時帰宅支援ステーション」の役割について、防災イベント等での周知に取り組みます。
◆救助・避難 ハード面	
・市町への支援(津波避難タワーなどの整備) (関連施策:1-2)	
・市町による津波避難タワー等の津波避難施設の整備の取組や、耐震シェルター設置助成制度の取組について引き続き支援しました。津波避難施設の整備については、新たに既存の施設の老朽化対策への支援も実施しました。	・津波から県民の皆さんが速やかに避難することができる環境の整備が必要です。そのため、市町が行う津波避難施設の整備や既存施設の老朽化対策に対して引き続き支援します。 ・地震発生に伴う家屋倒壊から県民の皆さんの

	命を守る必要があります。そのため、市町による耐震シェルターの設置助成制度の取組に対して引き続き支援します。
・県災害対策本部オペレーションルームの設置（関連施策：1-1）	
・災害対策本部における情報共有と執務環境を改善するため、シチュエーションルーム及びオペレーションルームにマルチモニタを設置し、災害対策本部の機能をさらに強化しました。	・災害時や訓練時の健康や安全を確保するため、シチュエーションルーム及びオペレーションルームの環境整備が必要です。そのため、必要な空調設備を整備していきます。
◆復旧	
・緊急輸送・搬送ネットワークの確保（関連施策：1-3）	
・災害発生時にも輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等に架かる橋の落橋および倒壊対策を44橋、洪水で橋が流されない対策を5橋で進めました。また、緊急輸送道路の土砂崩れ対策を13箇所を進めました。さらに、緊急輸送道路における車両のすれ違いが困難な箇所の解消に向けて10箇所で整備を進めました。	・緊急輸送道路等において、大規模災害発生時に被災するおそれのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。また、能登半島地震において道路が被災し、救急・救援活動に支障をきたしました。そのため、引き続き、緊急輸送機能を確保するための対策に取り組みます。
・災害廃棄物の迅速な処理（関連施策：4-2）	
・災害時に発生する廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の強化を図るため、市町や関係団体と連携し、図上訓練や市町の仮置場候補地で実地訓練を実施するなど、現場対応力を高める人材育成に取り組みました。	・いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速に処理するための体制の強化が必要です。そのため、大規模災害を想定した県内市町や隣県との広域訓練等を通じて人材育成を行います。さらに、「三重県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、仮置場候補地の地図情報のデジタル化を行うとともに、計画改定に向けた調査を実施します。

(2) 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）への対応については、医療提供体制のひっ迫等が生じないよう、県独自の対応として、電話相談窓口や感染状況の把握等を継続しました。新型コロナの発生初期に個人防護具が不足したことをふまえ、引き続き、個人防護具が不足しない体制を整備する必要があります。そのため、協定締結医療機関が必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に備え県においても計画的に個人防護具を備蓄します。また、備蓄した物資を感染症有事に県内医療機関等へ速やかに配送するため、備蓄物資の適切な保管・管理および配送を可能とする体制を継続します。

新興感染症の発生時に迅速に医療提供体制を立ち上げることができるよう、県と医療機関等との間で締結した協定に基づき、平時から新興感染症に対応可能な体制を整備しました。引き続き、新興感染症発生時の対応力の向上を図る必要があります。そのため、タイムラインを含め県職員等が実働時に活用する「新興感染症対応マニュアル（仮称）」を策定します。

新型コロナの影響を受けた事業者に寄り添った支援では、依然として経済情勢の先行きが見通せない中、中小企業・小規模企業がエネルギー価格等高騰の影響を乗り越え、生産性向上や高付加価値化等に前向きに取り組めるよう、生産性向上・業態転換支援補助事業により支援しました。引き続き、個々の企業が経営力向上に向けて具体的に組みんでいくための「三重県版経営向上計画」の策定を伴走型で支援するとともに、計画策定後の効果等の検証を行います。

新たな感染症による社会・経済活動への影響に備えるため、中小企業・小規模企業の事業継続力強化につなげるため、セミナーを開催しました。引き続き、BCP 策定に取り組む中小企業・小規模企業数が少ないという課題解決のため、策定のメリット等を記載した県独自のツールを活用し、商工団体等とともに事業継続力強化計画策定を支援します。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和7年度取組と令和8年度以降の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆新型コロナウイルス感染症対策	
・専門家の意見をふまえた感染症対策（関連施策：2-2）	
・医療提供体制のひっ迫が生じないよう、県独自の対応として、電話相談窓口や感染状況の把握等を継続しました。	・医療提供体制のひっ迫等を防ぐ必要があります。そのため、県独自の対応として、引き続き電話相談窓口や感染状況の把握等を継続します。
・必要な感染症対策をふまえた教育活動の継続、学校行事等の円滑な実施（関連施策：14-5）	
・学校における基本的な感染防止対策に取り組みました。地域や学校で感染が流行している場合には、活動に応じた感染防止対策を一時的に強化したうえで、各教科の指導や学校行事を実施しました。	・引き続き、効果的な換気など基本的な感染防止対策を行いながら、学校教育活動を実施していきます。
◆新たな感染症への備え	
・新たな感染症の発生に備えた体制整備（関連施策：2-2）	
・県民への正確な情報発信による感染予防・感染拡大防止（関連施策：2-2）	
・新興感染症の発生時に迅速に医療提供体制を立ち上げることができるよう、県と医療機関等との間で締結した協定に基づき、平時から新興感染症に対応可能な体制を整備しました。	・新興感染症の発生時に迅速に医療提供体制を立ち上げる必要があります。そのため、県と医療機関等との間で締結した協定に基づき、引き続き平時から新興感染症に対応可能な体制整備を進めます。
・市町における新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に向け支援しました。	・新興感染症発生時の対応力の向上を図る必要があります。そのため、タイムラインを含め県職員等が実働時に活用する「新興感染症対応マニュアル（仮称）」を策定します。
・協定締結医療機関の施設・設備整備を支援し、感染症への対応力を強化するとともに、県庁・保健所等の職員が参加する訓練・研修を実施し、感染症対応に強い人材の育成に取り組みました。	・新興感染症への対応力の向上を図る必要があります。そのため、県初動対応を想定した、知事や庁内部局長等を含めた全庁的な訓練を実施します。また、協定締結医療機関の施設・設備整備を支援し、感染症への対応力を強化するとともに、県庁・保健所等の職員が参加する訓練・研修を実施し、感染症対応に強い人材の育成を図ります。
・新型コロナウイルス感染症の発生初期に個人防護具が不足したことをふまえ、協定締結医療機関が必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に備えて、県においても計画的に個人防護具を備蓄しました。また、備蓄し	・新型コロナウイルス感染症の発生初期に個人防護具が不足したことをふまえ、個人防護具が不足しない体制を整備する必要があります。そのため、協定締結医療機関が必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に

た物資を感染症有事に県内医療機関等へ速やかに配送するため、備蓄物資の適切な保管・管理および配送を可能とする体制を整備しました。	備え県においても計画的に個人防護具を備蓄します。また、備蓄した物資を感染症有事に県内医療機関等へ速やかに配送するため、備蓄物資の適切な保管・管理および配送を可能とする体制を継続します。
・高齢者や障がい者等の入所施設等では、感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高いため、引き続き、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催しました。	・高齢者や障がい者等の入所施設等では、感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高くなります。そのため、引き続き、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催します。
・発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営費の支援等を行いました。また、感染症発生時には、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携が重要となることから、感染症対策連携協議会の開催や各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携体制の充実を図りました。	・発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症に対応する医療機関の支援が必要です。そのため、引き続き感染症指定医療機関等の運営費等への支援等を行います。また、感染症発生時には、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携が重要です。そのため、感染症対策連携協議会の開催や各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、引き続き関係機関との連携体制の充実を図ります。
・教育活動を継続するための感染症対策（関連施策：14-5）	
・学校における基本的な感染防止対策に取り組むとともに、地域や学校で感染が流行している場合には、各教科の指導や学校行事について、それぞれの活動内容に応じた感染防止対策を、一時的に強化する措置を講じて実施しました。	・引き続き、効果的な換気など基本的な感染防止対策を行いながら、学校教育活動を実施していきます。
◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に寄り添った支援	
・事業活動の継続と雇用の維持・確保に向けた支援（関連施策：5-1、5-2、7-1、8-1）	
・中小企業・小規模企業がエネルギー価格等高騰の影響を乗り越え、生産性向上や高付加価値化等に前向きに取り組めるよう、生産性向上・業態転換支援補助事業により支援しました（採択件数 212 件）。	・中小企業・小規模企業の持続的な発展・成長に向けて、生産性向上や高付加価値化等につながる取組への支援が必要です。そのため、三重県産業支援センターや商工団体と連携し、個々の企業が経営力向上に向けて具体的に取組んでいくための「三重県版経営向上計画」の策定を伴走型で支援するとともに、計画策定後の効果等の検証を行います。
・大規模災害や売上高の減少等に備えるため、中小企業の資金繰りにかかる負担の軽減を図る経営安定資金について、必要な予算を十分に確保しています。令和7年度6月補正においては、米国による関税措置や物価高騰の影響	・大規模災害や売上高の減少等へ備えるとともに、物価高騰や労働力不足が続く中、中小企業・小規模企業が、さらに省力化や生産性向上等に取り組む、成長・発展につなげていくことが必要です。そのため、経営安定資金に必

をふまえ、中小企業・小規模企業が経営の安定・基盤強化を図るために必要となる資金を創設し、更なる資金繰り支援を行いました(融資件数 18 件)。	要な予算を引き続き確保するとともに、設備投資や創業など、前向きな事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう支援します。
・感染防止対策と両立した社会経済活動に対する支援 (関連施策:5-1、5-2、5-3、7-1)	
・生活様式等の変化を的確に捉えた積極的な事業展開に対する支援 (関連施策:5-3、7-1、7-4、8-2)	
・海外展開に取り組む県内中小企業等の裾野を広げるため、支援機関の取組や海外ビジネスの留意点等について紹介を行うセミナーを開催しました(35 企業・団体、46 人参加)。	・人口減少の進展に伴い国内市場の縮小が懸念される反面、海外市場の規模が拡大するなか、海外展開に取り組んだことがない県内中小企業は7割を上回っていることから、海外展開に取り組む県内中小企業等の裾野を広げる必要があります。そのため、支援機関の取組紹介や専門家による講演等を行うセミナーの開催に加え、日本貿易振興機構(JETRO)等と連携しながら海外市場の状況に関する情報提供や相談対応を行います。
・県内中小企業等が行う海外展開に向けた企業との商談会や展示会、越境EC(電子商取引)等の販路拡大の取組について、海外ビジネス展開支援補助金による支援を行いました(補助金の採択企業数 40 社)。	・県内中小企業の海外ビジネスを促進するにあたっては、市場調査や現地視察、展示会への出展などにかかる初期費用の負担を軽減する必要があります。そのため、海外での展示会・商談会、越境 EC(電子商取引)等を行う県内中小企業等の取組や、県内中小企業等が行う新たな販路開拓への取組を補助金により支援します。
◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活相談に係る支援	
・自殺に対する相談体制の確保 (関連施策:13-1)	
・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進しました。夜間休日の電話相談を引き続き実施するとともに、若者の自殺予防のため、SNS相談を拡充して実施しました。また、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校に派遣するなど、関係者と連携し自殺予防に取り組めました(自殺予防・自死遺族電話相談:1,026 件、夜間休日電話相談:1,492 件、SNSを活用した自殺予防相談:1,486 件)。	・「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、自殺対策に取り組むことが必要です。そのため「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進します。特に、若年層の自殺対策を強化する必要があります。そのため、若者の自殺予防のため拡充した SNS 相談を引き続き実施します。また、多様化する自殺の原因に対応するため、精神科医、弁護士、NPO法人等の多職種で構成することも・若者の自殺危機対応チームを新たに設置し、希望する学校等に派遣するなど、関係者と連携し自殺予防に取り組めます。

◆新たな感染症による社会・経済活動への影響の対応	
・新たな感染症に直面した際の備え（関連施策：13-1） ・中小・小規模企業における事業継続に向けた対応強化（関連施策：7-1）	
・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取り組むを推進しました。	・「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、自殺対策に取り組むことが必要です。そのため「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取り組むを推進します。
・中小企業・小規模企業の災害時の事業継続力強化につなげるため、中小企業基盤整備機構と連携し、「事業継続力強化計画策定セミナー」を開催しました（参加者数19人）。また、事業継続計画（BCP）を活用した訓練講座及び被害シミュレーション講座を委託により実施しました（参加者数25人）。	・近年、大雨等の自然災害が頻発しており、発災後の速やかな事業再開・継続を実現するためには、企業における事業継続力強化計画等のBCPの策定が有効となりますが、策定に取り組む中小企業・小規模企業数が少ないことが課題となっています。課題解決のため、中小企業・小規模企業が事業継続力強化計画策定に関心を持てるよう、策定のメリット等を記載した県独自のツールを活用し、商工団体等とともに事業継続力強化計画策定を支援します。

(3) 三重の魅力を生かした観光振興

戦略的な観光誘客の推進では、首都圏等大都市圏からの誘客促進に向け、メディアや旅行事業者等を対象とした観光情報説明会や株式会社ポケモンとの包括連携協定を活用したスタンプラリーの実施、大阪・関西万博来場者を本県への来訪につなげるための観光キャンペーンなどに取り組みました。インバウンド誘客については、海外OTA*（オンライン旅行会社）を活用した広告配信やメディアを対象としたファムトリップ*の実施、フランス企業の福利厚生旅行の誘致に向けたプロモーションを展開しました。また、国際会議をはじめとする MICE*誘致に取り組みました。さらに、観光マーケティングの推進においては、市町・DMO（観光地域づくり法人）・観光協会を対象に研修を実施し、地域におけるデータ分析・活用を支援しました。

今後は、第63回神宮式年遷宮を契機に三重県への関心を高めるため、お木曳行事を題材としたプロモーションや SNS・テレビ等のメディアを通じた情報発信など、効果的に三重の魅力を発信します。インバウンド誘客においては、データに基づいた「みえインバウンド誘客計画（仮称）」の策定に取り組むとともに、本県の認知度向上に向け、トップインフルエンサーの発信力を活用した情報発信等を実施するほか、ゴールデンルート及び関西圏からの誘客を図るため、鉄道事業者と連携した観光地とアクセス情報をセットにしたプロモーション等に取り組みます。また、「三重県観光統計データ」サイトにおいて取得・収集した国内外の旅行者等の観光データを市町・DMO・観光協会が活用しやすい形で提供していきます。

加えて、三重の魅力発信の強化に向け、首都圏営業拠点「三重テラス」において、ショップの商品やレストランのメニュー、イベント企画を工夫し魅力発信を強化するとともに、関西圏、中部圏および海外においても、市町や事業者と連携し、魅力的な情報発信、県産品の販路拡大、観光誘客の促進を柱とした一体的なプロモーション活動を展開していきます。

質の高い観光地づくりでは、歴史・文化や自然、食等の三重ならではの観光資源を生かした拠点滞在型観光の推進に向け、観光コンテンツの磨き上げや旅行商品の造成・販売など、地域DMO等の取組を支援しました。また、バリアフリー観光の推進や観光ガイド人材の確保・育成など、旅行者の多様なニーズに対応するための受入環境の充実にも取り組みました。さらに、魅力的な観光産業の確立のため、コンサルティング等の実施を通じて、観光事業者の生産性向上や人材確保・育成・定着に向けた取組を支援しました。

今後も、三重ならではの観光資源を生かした広域のブランディングやストーリー性のある周遊ルートの造成に取り組むとともに、ガストロノミーツーリズム*を推進します。また、国内外の旅行者が安心・安全かつ快適に滞在できるよう、引き続き受入環境の充実を図るほか、個別コンサルティング等を通じて、観光事業者の生産性向上や人材確保の取組を支援していきます。

東紀州地域では、熊野古道伊勢路をはじめとする地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報等を、継続的に国内外に向けて発信していくため、受入体制の充実やプロモーション等に取り組みました。引き続き、案内標識の整備など受入体制の充実や効果的なプロモーション等に取り組みます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和7年度取組と令和8年度以降の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆戦略的な観光誘客の推進	
・旅行者データに基づく観光マーケティングの推進（関連施策：5-2）	
・データに基づいた観光マーケティングを推進するため、旅行者の属性や出発地、県内での立ち寄り場所等のデータ取得・収集や観光客実態調査、県内宿泊事業者に対するインバウンド受入状況調査等に取り組みました。 ・地域におけるデータを分析・活用する能力向上を支援するため、市町・DMO・観光協会を対象に、データに基づいた観光マーケティングに関する研修を実施しました（開催回数：6回、延べ参加団体数：60者）。	・国内外の旅行者の行動実態や県内宿泊施設の受入れ状況等を把握する必要があります。そのため、これらに関する調査を実施するとともに、データに基づいた次期三重県観光振興基本計画を策定します。 ・地域におけるデータ分析・活用を支援する必要があります。そのため、「三重県観光統計データ」サイトにおいて、取得・収集した国内外の旅行者等の観光データを市町・DMO・観光協会が活用しやすい形で提供します。
・戦略的な観光プロモーションの強化（関連施策：5-2、5-3、9-4）	
・首都圏等大都市圏からの誘客促進に向け、メディアや旅行事業者等を対象とした観光情報説明会やSNS、各種広告等さまざまな手段を組み合わせることにより、効果的に三重の魅力を発信し、本県の認知度向上に取り組みました（観光情報説明会（令和7年7月18日開催）：201名参加、交通広告：JR 東京駅、阪急大阪梅田駅の2か所）。 ・大阪・関西万博を契機とした誘客促進に向け、交通事業者との連携による企画きっぷや万博と三重県をあわせて周遊できる旅行商品のプロモーション、万博来場者を本県への来訪につなげるための観光キャンペーンに取り組みました（観光キャンペーン申込者数（三重県来訪者数）：6,820人）。 ・県内への誘客や周遊を促進するため、株式会社ポケモンとの包括連携協定を活用し、県内市町や交通事業者等と連携したスタンプラリー等の取組を実施しました（スタンプラリー賞品応募数：7,013件）。	・大阪・関西万博で高まった三重県への関心を逃すことなく、さらなる認知度向上につなげる必要があります。そのため、首都圏等大都市圏において、SNSやテレビ等のメディアを通じた情報発信、観光情報説明会など、多様な手段を活用することにより、効果的に三重の魅力を発信します。また、第63回神宮式年遷宮を契機に三重県への関心を高めるため、お木曳行事を題材とした観光プロモーションに取り組みます。 ・県内への来訪・宿泊・周遊を促進する必要があります。そのため、市町や観光事業者等と連携し、株式会社ポケモンとの包括連携協定を活用したプロモーションや高速道路を利用した周遊キャンペーンに取り組みます。また、県外からの教育旅行の誘致に向けた目的地としての魅力のPR等に取り組みます。
・海外からの高付加価値旅行者の誘致を促進するため、奈良県、和歌山県等と連携し、紀伊半島のブランド化を図るとともに、商談会への参加や旅行会社、メディアを対象としたファミトリップの実施等に取り組みました。また、引き続きフランスにレップ*（営業代理人）を設置し、	・インバウンド誘客を強力に展開する必要があります。そのため、有識者の意見等をふまえ、「みえインバウンド誘客計画（仮称）」の策定に取り組みます。 ・本県の認知度が低いことが課題となっています。そのため、観光誘客に重点的に取り組む市

旅行会社との連携強化を通じて、福利厚生旅行の誘致に向けたプロモーションを実施しました。 ・ゴールデンルート等を周遊する旅行者や大阪・関西万博への来訪者を県内に誘客するため、海外OTAを活用した広告配信をはじめとする情報発信や、県内の宿泊施設及び体験コンテンツの海外OTAへの登録・活用を促進するとともに、EXPO2025関西観光推進協議会と連携した取組等を実施しました。 ・観光誘客に重点的に取り組む市場において、本県の認知度や関心の向上を図るため、「Mie Inbound Ambassador(ミエ インバウンド アンバサダー)」制度を創設し、トップインフルエンサーの発信力を活用したプロモーションに取り組むとともに、タイと台湾において観光・食・物産が一体となったプロモーションに取り組みました。 ・インバウンド誘客を強力に展開するため、「みえインバウンド誘客計画(仮称)」の策定に向けた検討を進めました。	場を中心に観光・食・物産が一体となったプロモーション等を展開します。 ・ゴールデンルート及び関西圏からの誘客を図る必要があります。そのため、鉄道事業者と連携したプロモーションを実施するとともに、引き続き海外OTAを活用した情報発信等に取り組みます。 ・高付加価値旅行者の誘客を図る必要があります。そのため、レップの設置・拡充やフランス企業の福利厚生旅行の誘致等に取り組みます。
・海外からの企業の報奨旅行・研修視察旅行の増加につなげるため、三重県産業観光推進協議会と連携し、商談会への出展(5回)、韓国での現地セールス(1回)、旅行会社等による視察ツアーの実施(6回)など産業観光の推進に取り組みました(来県者数 4,326 人)。また、大学へのセールスや首都圏・関西圏へのレップの設置、商談会への参加、三重県海外MICE誘致促進補助金の活用により、国際会議をはじめとするMICEの誘致に取り組みました(開催件数:9 件、令和 8 年度開催予定数 3 件(令和8年3月末時点))。	・国際会議をはじめとするMICEや海外企業による研修・視察旅行の誘致を強化する必要があります。そのため、三重県海外MICE誘致促進補助金の活用したMICEの誘致や三重県産業観光推進協議会と連携した産業観光の推進に引き続き取り組みます。
・三重の魅力効果を効果的に発信するため、県内5地域等で地域別懇談会を開催(5月5地域開催、3月オンライン開催)し関係機関との連携強化を図るとともに、包括連携協定を締結した企業との連携により、国内の大型商業施設において、「食」、「観光」、「物産」などの三重の魅力を総合的に発信する三重県フェアを開催(9回)するなど、「三重県プロモーション推進方針」に基づき、取組を進めました。	・三重県誕生150周年の好機や、大阪・関西万博における取組の成果を生かし、三重の情報発信、県産品の販路拡大、観光誘客の促進を柱とした一体的なプロモーション活動に取り組む必要があります。そのため、市町等関係機関と連携しながら、大都市圏において戦略的なプロモーション活動を展開します。

・熊野古道伊勢路へのさらなる誘客を図るため、伊勢路の誘客プロモーションや、インバウンドを含めた受入環境整備に取り組みました（伊勢路保全活動支援：3市町、トイレ整備：1市、案内標識等整備：1市）。	・熊野古道伊勢路へのさらなる誘客を図る必要があります。このため、第63回神宮式年遷宮や世界遺産登録30周年も見据えた伊勢路の魅力発信の強化や、伊勢路の来訪とあわせた地域の観光施設等への誘客、統一感のある案内標識の整備促進等に取り組みます。
◆質の高い観光地づくり	
・長期滞在に適したコンテンツやサービスの磨き上げ（関連施策：5-1、6-4、9-4）	
・歴史・文化や自然、食等の三重ならではの観光資源を生かした拠点滞在型観光の推進に向けて、観光コンテンツの磨き上げや旅行商品の造成・販売など、地域DMO等の取組を支援しました（8団体）。また、ガストロノミーツーリズムを推進するため、福井県、京都府、兵庫県と連携し、「御食国（みけつくに）ブランド」を生かした海外旅行会社向けのプロモーションを実施しました（商談数35件）。	・歴史・文化や自然、食等の三重ならではの観光資源を生かし、旅行者の滞在・周遊性を高める必要があります。そのため、お伊勢参りの歴史・文化をふまえた広域のブランディングやストーリー性のある周遊ルートの造成に取り組むとともに、ガストロノミーツーリズムを推進します。
・農山漁村への来訪者の拡大・滞在期間の延長を図るため、観光ニーズ等調査に基づく農泊における外国人旅行者受入拡大に向けた戦略の策定と体験プログラムの造成およびモニターツアー（3コース）を行うとともに、企業研修向けの滞在プログラムの実証（4コース）や、自然を生かした周遊ルートの認知度向上に取り組みました。	・農山漁村における所得と雇用機会を確保するためには、来訪者の拡大を図る必要があります。このため、農泊の需要の拡大に向けた訪れる人の心が満たされる農泊コンテンツの創出や企業との連携等を支援するとともに、地域の魅力発信や情報提供に継続して取り組みます。
・熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報等を、継続的に国内外に向けて発信していくため、受入体制の充実やプロモーション等に取り組みました。 ・県立熊野古道センター開館以後のインバウンド増加等の社会環境変化をふまえ、令和9年度を目途に、常設展示のリニューアルオープンができるよう取組を進めました。	・熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報等を、継続的に国内外に向けて発信していく必要があります。このため、引き続き、受入体制の充実や効果的なプロモーション等に取り組みます。 ・県立熊野古道センターの常設展示について、令和8年度はコンテンツ制作等を実施し、令和9年度を目途にリニューアルオープンができるよう取組を進めます。
・旅行者にやさしい受入れ環境の整備（関連施策：5-1、9-4）	
・国内外の旅行者が快適に滞在できる環境を整えるため、宿泊施設の和洋室化やトイレの洋式化、バリアフリー化等の取組を支援しました（補助金交付件数：48件）。 ・外国クルーズ船のさらなる誘致に向け、寄港	・国内外の旅行者が安心・安全かつ快適に滞在できるよう、受入環境のさらなる充実を図る必要があります。そのため、客室の和洋室化やトイレの洋式化、案内表示の多言語化、防災対応など、宿泊施設等の観光インフラの整備を支援します。

地のPRや周遊促進、誘致・受入体制の強化に関係機関と連携して取り組みました(寄港回数:30回)。また、上質な宿泊施設の新規立地に向け、開発事業者の視察に対応した誘致活動に取り組みました。	・外国クルーズ船寄港による地域の観光消費拡大を図る必要があります。さらなる誘致に向け、関係機関と連携して、寄港地のPRや周遊促進、受入体制の強化に取り組みます。 ・高付加価値旅行者向けの上質な宿泊施設の不足が課題となっています。そのため、「上質な『みえ旅』宿泊施設立地補助金」の制度を拡充するとともに、宿泊事業者や開発事業者の視察対応など、上質な宿泊施設の誘致活動に取り組みます。
・誰もが三重の観光を楽しむことができるバリアフリー観光を推進するため、伊勢志摩バリアフリースーツアースセンターと連携し、宿泊施設・観光施設に対してパーソナルバリアフリー*の考え方に基づいた調査・アドバイスを実施するとともに「観光施設における心のバリアフリー認定」に関する研修会の実施(2回)や申請サポートなど認定取得の促進に取り組みました(県内の累計認定施設数:146件)。また、バリアフリー対応の旅行商品の開発に向けて旅行会社や交通事業者との連携強化等に取り組みました。	・誰もが県内の観光を楽しむことができるよう、バリアフリー観光を推進する必要があります。そのため、伊勢志摩バリアフリースーツアースセンターと連携し、宿泊施設・観光施設に対するパーソナルバリアフリーの考え方に基づく調査や「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得促進、旅行会社や交通事業者と連携した旅行商品の造成に取り組みます。
・魅力的な観光産業の確立のため、経営課題の解決に向けたコンサルティング等の実施を通じて、観光事業者の生産性向上や人材確保・育成・定着に向けた取組を支援(23者)したほか、県内観光産業の魅力について情報発信に取り組みました。 ・高付加価値旅行者の多様なニーズに対応するため、観光ガイド人材の確保・育成に向けた養成プログラムを実施(全6回)するとともに、プログラム修了認定者に対して旅行会社等とのマッチング会の実施など活躍機会の創出に取り組みました(受講者31名、うち修了認定者11名)。	・観光事業者が抱える生産性の低さや人材不足が課題となっています。そのため、個別コンサルティング等を通じて、生産性向上や人材確保の取組を引き続き支援するとともに、人手・人材不足等により生産性向上等に取り組む環境にない事業者を対象に、収益や経営に直結する業務に集中できる環境を整えることで、生産性向上等の取組が促進されるよう支援します。 ・高付加価値旅行者の多様なニーズに対応できる観光ガイドの不足が課題となっています。そのため、質の高い観光ガイド人材の確保・育成に向けた実践的な講座を実施するとともに、旅行会社とのマッチングを行うなど活躍機会の創出に取り組みます。
・熊野古道伊勢路へのさらなる誘客を図るため、伊勢路の誘客プロモーションや、インバウンドを含めた受入環境整備に取り組みました(伊勢路保全活動支援:3市町、トイレ整備:1市、案内標識等整備:1市)。 ・熊野古道伊勢路の保全については、地域の保全団体が中心となって取り組んでいます、	・熊野古道伊勢路へのさらなる誘客を図る必要があります。このため、第63回神宮式年遷宮や世界遺産登録30周年も見据えた伊勢路の魅力発信の強化や、伊勢路の来訪とあわせた地域の観光施設等への誘客、統一感のある案内標識の整備促進等に取り組みます。 ・新たな担い手の確保に向けて、次世代を担う子

保全団体会員の高齢化等による活動の担い手不足、参加者の固定化が課題となっているため、熊野古道協働会議における議論をふまえ、持続可能な保全体制の構築に取り組みました。	どもたちやその家族等を対象に、保全体験や歴史・文化・自然を学習する機会の提供を行います。また、保全活動に必要な財源確保に向けて、新たな財源確保策の検討を進めるなど、持続可能な保全体制の構築に取り組みます。

(4) 脱炭素化等をチャンスにとらえた産業振興 ～「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進～

「ゼロエミッションみえ」プロジェクトは、令和5年3月に策定した「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針の6つの柱ごとに取組を進めています。

「自動車分野のEV化やサプライチェーン*再編等への対応」では、自動車関連企業の新分野進出等を支援するため、大手自動車メーカー等出身のアドバイザーによる個別相談や伴走支援等を実施するとともに、次世代技術の先行的な開発や高付加価値製品の試作・開発等を支援しました。今後も、自動車の電動化等の影響を受ける県内自動車関連企業の競争力の維持・強化に向け、次世代自動車の構造研究を通じた企業の技術提案力の向上、軽量化等に関する技術講座などの支援を行います。

「カーボンニュートラル*コンビナートへの転換促進」では、次世代エネルギーとされる水素・アンモニアの導入促進を図るため、コンビナート企業間の連携による検討・調査等を進めるとともに、コンビナート企業の本社と県・四日市市との間で「四日市コンビナートの維持・発展に向けた連携・協力に関する協定」を締結しました。今後も、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化と競争力の強化をめざし、関係機関と連携しながら、水素・アンモニアの導入等の具体的な取組が進むよう調査等を進めます。

「カーボンニュートラルポート(CNP)の整備促進」では、四日市港、津松阪港および尾鷲港の3港について、港湾脱炭素化推進計画に基づく取組を進めており、四日市港については、国が運用しているCNP認証制度に基づく認証を取得しました。今後も、各港湾の脱炭素化推進計画に基づき、官民が一体となって港湾の脱炭素化を進めます。

「再生可能エネルギーの導入・利用促進」では、洋上風力発電について、関心のある地域への情報共有を行うとともに、大水深を含むポテンシャル調査等を実施しました。今後は、サプライチェーン構築や再エネ電源を活用した地域共生に係る取組の基礎調査・研究を行います。また、次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池等)について、工場内センサー稼働の実証や、産業応用に向けた展望等についてのセミナーを実施しました。今後は、県内企業と連携した実証事業を行い成果等の検証に取り組むとともに、県民に向けた体験型展示を実施します。さらに、地域との共生が図られた再エネ(太陽光発電)の導入について、課題の整理や対応策の検討を進めました。今後は、太陽光発電施設の設置に係る指導・規制等の強化に取り組むとともに、持続的な森林保全に向けた取組を進めます。

「CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の促進」では、プラスチックの資源循環を一層促進するため、製造業者等が求める質・量とリサイクラー等が供給する再生材の実態把握等を行いました。今後は、再生プラスチックの質と量の安定的な供給に向け、高度なリサイクル技術を活用した製品原材料への適用可能性の検証などを行います。また、使用済み太陽光パネルについて、リサイクル関連事業の将来の収益予測等を実施し、実現可能性の高い事業モデルの検討等を進めました。今後は、関係事業者と情報を共有し、循環的な利用に係る体制構築を促進します。

「CO₂吸収源対策を契機とした林業等の活性化」では、森林由来J-クレジットの活用促進のため、県行造林での認証取得の実証や販売手法の検証を進めました。今後は、推進条例の制定を検討するとともに、クレジット創出時に必要となるデータの整備など創出者の負担軽減を図り、さらなる森林由来J-クレジットの活用促進に向けた取組を進めます。また、三重の自然由来カーボンクレジットの創出や活用の推進を図るため、普及啓発セミナ

一を開催しました。今後も、さらなる創出や活用の推進に向け普及啓発に取り組めます。

令和8年度は「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針の最終年度にあたるため、次期推進方針の策定に向けた検討を行います。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和7年度取組と令和8年度以降の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆自動車産業	
・自動車分野のEV化やサプライチェーン再編等への対応（関連施策：7-2、7-3）	
・自動車の電動化をふまえた自動車産業の新分野進出等の取組を支援するため、大手自動車メーカー等出身のアドバイザーによる個別相談や伴走支援等を実施しました（35社）。また、異業種からのEV事業参入など、EV化による新たな産業集積の実現可能性を調査しました。 ・令和6年度に創設した「成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金」により、次世代技術の先行的な開発や高付加価値製品の試作・開発等を支援するとともに（8件採択）、大手自動車部品メーカーでの技術展示会（27社出展）や大規模展示会への三重県ブース出展（8社出展）により、販路開拓の取組を支援しました。 ・自動車産業におけるカーボンニュートラルの実現に向け、一般社団法人日本自動車部品工業会（部工会）との連携協定に基づき、カーボンニュートラルに関する普及啓発や、県内の部工会会員企業4社及び鈴鹿工業高等専門学校・三重大学大学院との産学官連携による次世代人材育成の取組を行いました（高専15回・200人/大学院15回・20人）。	・自動車の電動化等の影響を受ける県内自動車関連企業の競争力の維持・強化が課題となっています。課題解消に向け、次世代自動車の構造研究を通じた企業の技術提案力の向上、EV事業や今後成長が期待される分野への新規参入や販路開拓、新製品の試作・開発補助、軽量化等に関する技術講座などの支援を行います。 ・自動車産業全体が大きな変革期にある中で、次世代自動車に係る技術開発や、担い手となる高度な専門人材が求められています。これを受けて、部工会と連携し、普及啓発や次世代カーボンニュートラル人材育成に取り組めます。
◆カーボンニュートラルコンビナート	
・カーボンニュートラルコンビナートへの転換促進（関連施策：7-2）	
・四日市市や四日市港管理組合等と連携し、四日市コンビナートの競争力強化に向けたカーボンニュートラル化に向けた取組を推進するとともに、次世代エネルギーとされる水素・アンモニアの導入促進を図るため、コンビナート企業間の連携による検討・調査等を進めました。 ・コンビナート企業本社との連携を強化し、水素・アンモニアの拠点化等にかかる検討を加速させるため、コンビナート企業17社の本社と県・四日市市との間で、「四日市コンビナートの維持・発展に向けた連携・協力に関する協定」を締結し、本社担当役員等間で意見交換	・県、四日市市、コンビナート企業等の官民が一体となって令和4年度に策定した四日市コンビナートのカーボンニュートラル化をめざす将来ビジョン（グランドデザイン）の実現に取り組む必要があります。そのため、四日市コンビナートにおける水素・アンモニアの導入等に係る具体的な取組が進むよう、四日市港管理組合、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議等とも連携し、FS*（事業可能性検討）や実証事業等を実施していきます。 ・コンビナート企業17社の本社と県・四日市市との間で締結した「四日市コンビナートの維持・発

を行いました。 ・水素・アンモニア、バイオ燃料等の利活用やサプライチェーン構築等をめざした技術開発、実証事業、FS(事業可能性検討)等を支援(補助金事業・2件採択)することで、コンビナート企業をはじめとする県内企業のカーボンニュートラル化に向けた取組を促進しました。 ・コンビナート企業が抱える技術・人材面等の課題解決を支援するため、カーボンニュートラルやデジタル等の視点も含めた、プラント運営・技術人材の育成に取り組みました(講座全7回・延べ511人)。	展に向けた連携・協力に関する協定」に係る取組の具体化が求められています。この本社協定に基づき、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化、競争力の強化、素材・製品の高付加価値化に向けた検討の加速化を図ります。
◆カーボンニュートラルポート	
・カーボンニュートラルポートの整備促進 (関連施策:7-3、11-1)	
・四日市港におけるカーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向け、引き続き「四日市港港湾脱炭素化推進計画」に基づく取組を進めるとともに、脱炭素化を進める港湾としての魅力向上や競争力のある港湾の形成等を図るため、事業者と連携しながら、国が運用するCNP 認証(コンテナターミナル)制度において、認証レベル1+を取得しました。	・自然災害の激甚化・頻発化、カーボンニュートラルの実現など、社会情勢が大きく変化するなかで、四日市港は背後圏産業の競争力の維持・強化に物流・防災面から貢献できるよう、的確に対応していく必要があります。こうしたことから、コンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)や石原・塩浜地区における海岸保全施設の整備をはじめとした港湾施設・海岸保全施設の機能強化、CNP 形成に資する港湾地域の面的・効率的な脱炭素化を促進します。
・津松阪港・尾鷲港における港湾の脱炭素化を推進するため、港湾脱炭素化推進計画に基づいて照明のLED化に着手しました。	・津松阪港・尾鷲港における港湾の脱炭素化を推進するため、港湾脱炭素化推進計画に基づいて照明のLED化を推進します。
◆再生可能エネルギー	
・再生可能エネルギーの導入・利用促進 (関連施策:4-1、7-2)	
・「三重県新エネルギービジョン」に基づき、地域との共生が図られるよう、新エネルギーの導入促進に取り組みました。 ・太陽光発電については、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改定に向け、対象とする施設の範囲拡大や地域住民とのコミュニケーションの徹底、事業者が講ずべき措置の明確化など、現行ガイドラインの不足する点を充実強化するための検討・準備を進めました(令和8年4月1日付け改定)。 ・洋上風力発電については、関心のある地域に必要な情報の収集・提供を進めるとともに、国の次期実証事業への応募を見据えた大	・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、新エネルギーの導入が不可欠です。このため、地域と共生し、環境や住民生活に十分配慮された新エネルギーの導入が図られるよう取り組みます。 ・洋上風力発電については、製造・メンテナンス等のサプライチェーン構築や再エネ電源を活用した地域共生に係る取組の基礎調査・研究を行います。さらに、次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池等)に係る県内企業と連携した実証事業を行い、成果や課題の検証に取り組みます。 ・「三重県新エネルギービジョン」に基づき、再生

水深を含むポテンシャル調査等を実施しました。 ・県内企業と連携し、ペロブスカイト太陽電池による工場内センサー稼働の実証を実施しました。	可能エネルギー等の導入促進を継続します。併せて、太陽光発電が令和12年度の長期導入目標を達成していることや令和7年2月に策定された国の第7次エネルギー基本計画をふまえ、新エネルギー導入施策のあり方について検討します。
・県有施設の屋根におけるPPA(電力購入契約:Power Purchase Agreement)を活用した太陽光発電設備を導入しました。 ・太陽光発電施設の設置に関して、三重県環境影響評価条例に基づく対象事業の規模要件の見直しに着手しました。	・県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入を各部と連携して進めます。 ・将来を担う子どもたちに、最新技術であるペロブスカイト太陽電池にふれる機会を創出し、今後の利用拡大が求められます。このため、県環境学習情報センターの目玉展示の一つとして、ペロブスカイト太陽電池を用いた体験型展示を行います。 ・太陽光発電施設の設置に関して、三重県環境影響評価条例に基づく対象事業の規模要件の見直しや、事業者が環境影響評価及び事後調査を行う場合に必要な指針(三重県環境影響評価技術指針)の見直しを行います。
・地域との共生が図られた再生可能エネルギー(太陽光発電)の導入について、課題の整理や対応策の検討を進めました。	・地域との共生が図られた再生可能エネルギー(太陽光発電)の導入について、指導・規制等の強化に取り組むとともに持続的な森林保全に向けた取組を進めます。
◆リサイクル等の促進	
・CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の促進 (関連施策:4-2)	
・プラスチックの資源循環を一層促進するため、再生材の利用者である製造業者等が求める質・量とリサイクラー等が供給する再生材の実態把握及び課題抽出等を行い、需要に応じた再生材供給のための使用済みプラスチック製品の効率的な分別・回収に関するモデル事業を実施し、事業者間の連携拡大につながる取組を進めました。	・国は資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、再生プラスチックの使用を義務付ける方向性を打ち出すなど、再生材の供給や利用拡大に向けた取組を進める必要があります。そのため、県内の製造業者が必要とする再生プラスチックの質と量の安定的な供給に向け、高度なリサイクル技術を活用した製品原材料への適用可能性の検証や、動静脈が連携した再生プラスチックの供給体制の自立・拡大を図ります。
・将来、排出量が顕著に増加し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれのある使用済み太陽光パネルについて、リサイクル関連事業の将来の収益予測等を実施し、実現可能性の高い事業モデルの検討を進めるとともに、関係事業者との意見交換の場を通じ、高度なリユース・リサイクル事業への新たな参入の促進に取り組	・今後廃棄量が増加することが見込まれる太陽光パネルについては、廃棄のピークに向けて計画的な対応をとる必要があります。そのため、排出量見込や再生資源の潜在的需要量、収益性のある事業モデル等について、関連事業者と情報を共有し、循環的な利用に係る体制構築を促します。

みました。	
◆林業等	
・CO ₂ 吸収源対策を契機とした林業等の活性化（関連施策：6-2、6-3）	
・森林由来J-クレジットの活用が促進されるよう、県行造林をモデルにした効率的な認証取得の実証や効果的なクレジット販売手法の検証（販売量 180t-CO₂）、林業 DX による省力化のための機器・ソフトウェア等の導入支援に取り組みました。 ・三重の自然由来カーボンクレジットの創出や活用の推進を図るため、普及啓発セミナーを開催しました。	・森林の CO₂ 吸収機能への付加価値を高めていくため、森林由来J-クレジットの取組を県内に展開していく必要があります。このため、推進条例の制定に向け検討するとともに、クレジット創出時や販売時における技術面の負担を軽減するため、クレジット創出に必要となる森林情報基盤（平均樹高、地位）の整備や林業 DX ツールの導入、専門家による相談対応等に取り組みます。 ・三重の自然由来カーボンクレジットのさらなる創出や活用の推進に向け普及啓発に取り組みます。

(5) デジタル社会の実現に向けた取組の推進

社会におけるDXの推進については、「みえDXセンター」において、県民の皆さんの課題解決や第一歩を踏み出すための相談対応やセミナー等の開催を通じてDXに取り組む機運の醸成を図りました。引き続き、県民の皆さんがデジタルの力を活用した課題解決に関心を持ち、安心して踏み出せるよう、相談対応やセミナー開催を通じて機運醸成を行います。また、県内企業におけるDXの取組を一層推進するため、DX人材の育成やDX導入支援に取り組めます。

また、令和5年度に設置した「みえスタートアップ支援プラットフォーム」の参画機関の拡充や新たなワンストップ窓口設置、スタートアップの成長段階に応じた支援などの取組により新事業の創出が進みました。

行政 DX の推進については、行政手続のデジタル化に取り組むとともに、申請フォームや受付後の業務フロー等の改善に取り組めました。引き続き、デジタル化が可能な行政手続について、デジタル化を進めるとともに、デジタル技術を活用した窓口業務の改善に取り組めます。

県庁における「組織のDX」については、ビジネスチャットやWeb会議の活用など、デジタルコミュニケーションの推進を図るとともに、場所を選ばない働き方を進めるために在宅勤務システムの更新などを進めました。職場によってビジネスチャットの利用頻度が異なることから、それぞれの状況に応じた導入支援を行います。

業務効率化と生産性のさらなる向上を図るため、デジタル技術を活用した業務改善を支援する窓口を設置して、各部局への出張相談会を実施し、デジタル技術の活用提案やデジタルツールの導入支援などを行いました。また、生成 AI の操作研修を実施しました。引き続き、業務効率化ツールを活用した業務改善支援に取り組むとともに、生成 AI のさらなる活用促進に取り組めます。

市町におけるDXの促進については、市町向けの研修を開催するとともに、デジタル専門人材の派遣を実施しました。DXによる市町の課題解決やデジタル人材育成をさらに進めるため、デジタル専門人材から構成される「DXタスクフォース」を新たに設置し、専門知識に基づく伴走支援を行います。自治体情報システムの標準化におけるシステムの円滑な移行と、移行後の安定運用に向け、きめ細かに市町を支援します。

令和8年度は、「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画(略称:みえデジプラン)」の改定に取り組めます。これまでの取組を振り返るとともに、現在の状況とこれからの5年間の社会の動きを反映して策定してまいります。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和7年度取組と令和8年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆社会におけるDXの推進	
・DXに取り組む機運醸成（関連施策:10-1）	
・「みえDXセンター」において、県内外のDXをけん引する専門家や企業と連携した相談支援（相談件数34件）を行いました。あわせて、県民の皆さんがDXを活用し具体的な課題を解決できるよう、実践的なワークを伴うセミナーを開催しました（参加者99名）。また、より幅広い主体に活用していただけるよう、業界団体に直接出向いてみえDXセンターの活動をPRし、認知度の向上にも取り組みました。 ・「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DXの取組を推進しました。	・県民の皆さんや県内事業者等がDXに関心を持ち、課題解決に第一歩を踏み出せるよう、気運の醸成が必要です。このため、引き続き、「みえDXセンター」の積極的なPRを行うとともに、課題解決に向けた相談に対して、関係機関と連携して、適切な支援を行います。 ・「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」を着実に推進する必要があります。このため、各部局のDXの取組を支援するとともに、社会におけるデジタル技術の進展や、これまでの取組状況等をふまえ、次期計画の策定に取り組みます。
・DX人材の育成（関連施策:10-1）	
・経営者の意識改革や業務担当者の知識・スキルの向上を目的とした研修や企業のDX導入支援を実施するなど、県内企業へのDX推進に取り組みました（参加者1,841名）。また、プログラミング講座の実施など、女性デジタル人材の育成にも取り組みました（受講者35名）。	・県内企業における生産性の向上及び業務効率化を進めるには、DXやAIの活用が課題となっています。このため、今後活用が不可欠なAIの利用を含む、スキル別の人材育成や企業への導入支援を行うとともに、女性を対象としたデジタルスキル習得講座により女性デジタル人材の育成に取り組みます。
・スタートアップの創出や育成（関連施策:10-1）	
・産学官金の89参画機関で構成される「みえスタートアップ支援プラットフォーム」では、スタートアップ等を対象に、交流会などのイベントを開催しました（参加者343名）。また、ワンストップ窓口を開設し、事業アイデアや資金調達などに関する相談に対応しました（相談件数72件）。 ・事業計画の磨き上げや事業共創の伴走支援を行うとともに、新製品等の試作品改良などの支援に取り組みました（4社採択）。また、新たに県内で起業等の支援を行うインキュベーション施設整備の支援に取り組みました（2社採択）。さらに、首都圏の事業共創施設と連携し、県の魅力や課題を発信することで、県外からの起業人材の流入に取り組みました。	・県内で事業共創のさらなる活性化を促進するには、県外の多様なスタートアップの活用が課題となっています。このため、県外スタートアップに三重県を新製品や新サービスの開発等の実証フィールドとして活用いただけるよう都市部の事業共創施設と連携し、ニーズ調査やマッチングの取組を行い試作品開発や実証実験等の支援に取り組みます。
・空飛ぶクルマ*など、革新的な技術やサービスを活用した社会実装の支援（関連施策:10-1）	
・「みえ空モビリティ地域実装研究会」において	・将来の空飛ぶクルマのビジネスモデル構築を

は、商用運航に向けた課題解決と具体的なビジネスモデルの検討を行うとともに、県内企業の参入可能性調査も行いました。	進めるには、採算性が課題となっています。このため、今後は県内だけではなく、中部・近畿地方などより広域的な連携を進め、民間主導による取組の後押しを行います。
・空飛ぶクルマに対する理解促進を図るため、啓発イベントを志摩市内で実施しました。(令和8年2月14日(土)・15日(日) 来場者数205名)。	・空飛ぶクルマ・ドローンに対する理解促進を図るため、県民向けの啓発イベントを実施します。
◆行政DXの推進	
・行政手続のデジタル化推進、オープンデータ*の提供に向けた環境整備など「サービスのDX」(関連施策:10-2)	
・国の動向を注視しながら、法令や条例等に基づく行政手続のデジタル化に取り組むとともに、関係部局と連携して、行政手続の申請フォームや受付後の業務フロー等の改善や電子納付の拡充に取り組みました。	・「行政手続デジタル化方針」の目標達成に向けて行政手続のデジタル化を進める必要があります。また、申請窓口を利用する方の利便性向上も図る必要があります。このため、引き続き、法令や条例等に基づくデジタル化が着手可能な行政手続について、デジタル化を進めるとともに、デジタル技術を活用した窓口業務の改善に取り組みます。
・データ活用方針に基づき、食品営業許可施設などの県有データを公開したオープンデータの利用促進に取り組むとともに、データの収集や加工、分析等を行うデータ活用基盤を活用した耐熱陶器製造工程の最適化等の実証実験に取り組みました(3テーマ)。	・行政サービスの向上を図るため、さらなるデータ活用の推進が求められています。このため、引き続き、データ活用基盤を利用した課題解決に向けた実証実験を行います。
・県庁における「組織のDX」(関連:行政運営6)	
・ビジネスチャットやWeb会議の活用など、デジタルコミュニケーションの推進を図るとともに、テレワークの推進に向け、在宅勤務システムの更新などのデジタル環境の整備を進めました。	・職場によってビジネスチャットの利用頻度が異なることから、一層の促進を図る必要があります。このため、それぞれの状況に応じた導入支援を行います。また、場所を選ばない働き方を進めることが求められているため、在宅勤務システムの安定運用に取り組むとともに、ペーパー・ストックレスに向けた電子決裁を推進します。
・デジタル技術を活用した業務改善を支援する窓口を設置して、各部局への出張相談会を実施し、デジタル技術の活用提案やデジタルツールの導入支援などを行いました(356件)。また、生成AIの操作研修を実施しました。 ・各部局のDXをけん引するDX推進スペシャリストの養成(21名)に取り組むとともに、職員の役割に応じて必要なデジタルスキル等を身につ	・業務効率化と生産性のさらなる向上が必要です。このため、引き続き、業務効率化ツールを活用した業務改善支援に取り組むとともに、生成AIのさらなる活用促進に取り組みます。 ・県庁DXを推進するためには、担い手となる職員の育成が重要です。このため、引き続き、各部局のDXをけん引するDX推進スペシャリストの育成に取り組むとともに、その専門性の強

ける階層別研修や、各所属において職員をサポートするデジタル活用推進員研修等を実施しました。	化に取り組めます。また、職員全体の能力向上に向け、引き続き、階層別研修等を実施します。
・市町におけるDXの促進（関連施策:10-2）	
・市町向けの研修を開催するとともに、デジタル専門人材の派遣を実施しました。	・DXによる市町の課題解決やデジタル人材育成をさらに進める必要があります。このため、デジタル専門人材から構成される「DXタスクフォース」を新たに設置し、専門知識に基づく伴走支援を行います。
・申請書を手書きせず、職員による聞き取りなどで手続を完結させることができる「書かない窓口」を導入する市町の拡大に取り組むとともに、自治体情報システムの標準化に向けた移行作業が本格化し、一部市町で運用が始まることから、課題解決に向けた専門家による助言などきめ細かな支援を行いました。	・市町における行政サービスの利便性を高めることが必要となっています。このため、窓口対応のデジタル化を推進するフロントヤード改革に取り組む市町を支援するとともに、自治体情報システムの標準化におけるシステムの円滑な移行と、移行後の安定運用に向け、きめ細かに市町を支援します。

(6)-1 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実（子ども支援）

子どもの貧困対策については、ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町への補助や生活困窮家庭の小中高生への学習支援、就学支援金等による支援を実施しました。子どもの学習機会を確保し、健全な育成を図ることによって「貧困の連鎖」を解消するために、引き続き、市町への補助や学習支援等の取組を推進します。

児童虐待防止では、令和7年7月に施行した改正「子どもを虐待から守る条例」の施策を具現化するため、改正条例に基づく「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」を策定するとともに、一時保護の司法審査制度導入に係る弁護士を増員や「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修の実施、警察と児童相談所との合同研修等に活用する研修動画の作成等に取り組みました。引き続き、切れ目なく子どもを虐待から守るための取組を推進し、児童虐待対応力の一層の強化に取り組みます。社会的養育の充実については、フォスタリング*機関や里親支援センターとの連携により、里親登録者の拡大や里親養育技術の向上等に取り組むことで、家庭養育優先の原則を推進するとともに、親子関係の再構築に向けた支援、社会的養護経験者の自立支援等に取り組みます。

ヤングケアラー*への支援では、子ども向けリーフレットの配布や支援者向けのハンドブックを活用した出前講座等の実施により周知啓発を図るとともに、ヤングケアラーに適切な支援を早期に届けるための取組や広域的な支援体制の整備に向けた取組を進めました。引き続き、ヤングケアラーの理解を広げるための周知啓発や対象者を適切に把握し連携して支援を行う取組を進めるとともに、対象者が相談しやすい体制を整備するために、LINE相談窓口を設置するほか、当事者や支援者のための交流会を開催します。

ひきこもり支援では、県民への理解促進や支援機関への周知を図るために、ひきこもり支援に関する講演会の開催やリーフレットの作成、SNSでの発信等を実施するとともに、令和7年6月に開設した「ひきこもりピアサポートセンターみえ」において、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援を行いました。引き続き、ひきこもり支援に関する普及啓発を行うとともに、当事者同士がつながりを持てる場を提供するなどの取組を進めます。

子どもの居場所づくりでは、子ども食堂等への運営支援、子どもの居場所に対するニーズと地域資源とのマッチング、人材育成支援を実施するとともに、不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、フリースクール等を運営する団体への運営補助を行いました。引き続き、子どもの居場所やフリースクールを運営する団体への支援等を行うとともに、より活用しやすい制度となるよう補助制度の見直しを行います。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和7年度取組と令和8年度以降の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆子どもの貧困対策	
・学習支援の充実 ・修学支援制度による支援（関連施策:15-1）	
・ひとり親家庭等の子どもの学習支援を実施する市町（8市町:418人）へ補助を行うとともに、生活困窮家庭に対しては、家庭や児童・生徒の状況に応じた学習支援等（39人）に取り組みました。	・ひとり親家庭等の子どもの学習機会を確保し、健全な育成を図ることによって「貧困の連鎖」を解消する必要があります。このため、学習支援事業を実施する市町への補助を行うとともに、生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組みます。
・公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金を25,499人、臨時支援金を7,803人、奨学給付金を2,720人に支給するとともに、修学奨学金の貸与を252人に行いました。就学支援金については所得制限により不支給認定となった生徒等に対しては臨時支援金の支給を行うとともに、奨学給付金については非課税世帯の第1子の給付額を第2子以降の給付額と同額に増額し、低所得世帯への一層の負担軽減に取り組みました。また、高等学校等専攻科の生徒に対しては、修学支援金及び奨学給付金の支援対象の拡充を行いました。	・公立高校教育に係る経済的負担の軽減に取り組むことが重要です。このため、引き続き就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行うとともに、令和8年度からのいわゆる高校無償化への適切な対応を行います。また、奨学給付金の給付対象の拡大についても、低所得世帯の教育費の負担軽減を図るために適切な対応を行います。
・市町が必要な就学援助を確実に実行できるよう、引き続き、国へ就学援助に関する要望（春・秋）をしました。また、県内各市町の取組等を情報収集し、各種会議で共有し、県内各市町の就学援助制度の円滑な実施を進めました。	・市町が必要な就学援助を確実に実行できるよう措置が必要です。引き続き、国へ要望していくとともに、県内各市町の就学援助制度の円滑な実施に向けて、各市町の取組等を情報収集し、各種会議で共有します。
・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等（31法人）に対する助成や就学支援金（10,646人）、臨時支援金（4,353人）および奨学給付金（1,141人）の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。	・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、保護者等の経済的負担の軽減を図ることが必要です。そのため、授業料減免を行った学校法人等に対して助成するとともに、いわゆる高校無償化に対応する就学支援金および奨学給付金の拡充を図ります。
・ひとり親家庭への支援（関連施策:15-1）	
・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金（42件）、就学支度資金（56件）等の母子父子寡婦福祉資金の新規貸付を行いました。	・ひとり親家庭等の自立に向けては、親が経済的に安定する必要があります。このため、引き続き、母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応しながら貸付を行うとともに、「三重県母子・父子福祉センター」において、専
・「三重県母子・父子福祉センター」において、相	

談支援や就業の支援を行うとともに、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを運用するほか、専門的な相談に応じられるよう産業カウンセラーによるカウンセリングや弁護士による法律相談を行いました。	門家による相談支援や就業の支援を行います。
◆児童虐待防止と社会的養育の充実	
・児童虐待防止に向けた取組（関連施策：15-3）	
・令和7年7月に施行した改正「子どもを虐待から守る条例」の施策を具現化するため、改正条例に基づく「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」を策定しました。また、一時保護の司法審査制度導入に係る弁護士の増員や「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修の実施、警察との連携強化に向けた、警察と児童相談所との合同研修等に活用する研修動画の作成等の取組を通じて、児童虐待対応力のさらなる強化を図りました。	・令和8年3月に策定した「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」に基づき、切れ目なく子どもを虐待から守るための取組を推進する必要があります。このため、児童相談所一時保護所への弁護士アドボケート*の導入や「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修を有識者からの助言を得つつ開催するとともに、児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステム構築を行うことで連携体制の整備等を進め、子どもの権利擁護や児童虐待対応力を強化します。
・児童相談所の相談体制の強化に向けて、子どもに身近なツールであるSNSを活用した相談対応を行うとともに、児童相談所に外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組みました。加えて、学校等のモニタリング事業により、児童や保護者の状況や家庭環境の変化をきめ細かく把握しました。また、AIの活用については、国の動向やAIの発展状況にも注視しつつ、活用の在り方について検討を進めました。	・児童相談所の相談体制を強化するために、子ども等が相談しやすいツールの提供や職員の判断の質を向上させる取組が必要です。そのため、引き続きSNSを活用した相談対応に取り組むとともに、外国につながる子どもの虐待対策として、北勢・鈴鹿児童相談所に加えて、新たに中央児童相談所において外国人支援員による通訳支援や家庭訪問の同行を実施します。また、学校等でのモニタリング事業を継続して実施します。
・親子関係の再構築に向けた取組として、児童相談所や市町、施設等の職員を対象とした保護者支援プログラムに関する研修等（145人受講）を実施するとともに、保護者にプログラムの提供を行いました（延べ17世帯）。	・親子関係の再構築支援が必要な保護者を、速やかに保護者支援プログラムへつなぐため、また虐待の再発や再度の家庭分離へ至る前に、保護者が相談できるよう、関係機関職員の技術向上や仕組みづくりが必要です。そのため、引き続き、児童相談所や市町、施設等の職員を対象とした保護者支援プログラムに関する研修等を実施するとともに、市町や児童家庭支援センター等の地域で保護者支援プログラムが実施できるよう仕組みづくりを行います。
・市町の児童相談体制を強化するために、市	・児童虐待の未然防止や早期発見に向けては、

町・関係機関の連携強化を図りました。また、「こども家庭センター」の設置促進に向けて、新たに、体制構築やマネジメント力の向上につながる研修等を実施し、市町の虐待対応力強化の支援を行うとともに、センターに配置される統括支援員を対象とした研修(23人受講)を実施しました。	住民に身近な市町において関係機関と連携した支援が必要です。そのため、市町「こども家庭センター」の開設促進及び運営の質の向上に資する研修や助言を引き続き実施します。また、「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の本運用を開始することで、市町間の情報共有を促進するとともに、児童相談対応力の向上に資する情報提供等を行い、各市町の対応力強化を図ります。
・子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けて、アドボケイトの児童相談所一時保護所や児童養護施設等への派遣に取り組みました。また、一時保護中の児童が適切な教育を受けられるよう、原籍校への登校支援について拡充を検討する等、支援の充実を図るとともに、さらなる子どもの権利擁護の推進を図るため、北勢児童相談所一時保護所において第三者評価を実施し、一時保護児童への支援を強化しました。	・施設入所児童等の意見・意向表明や権利擁護の推進が必要です。このため、アドボケイトの児童養護施設等への派遣に加え、乳児院への派遣を拡充するとともに、中央児童相談所一時保護所において第三者評価を実施します。
・社会的養育の充実 (関連施策:15-3)	
・里親支援センター2か所とフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)2か所を設置し、里親制度の普及・啓発や里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上に取り組みました。また、ファミリーホームにおける職員体制整備に係る補助金を交付して機能の充実を図りました。	・家庭養育優先の原則を推進するとともに、子どもが選択できるようさまざまな選択肢の提示が必要です。そのため、引き続き、里親支援センターの移行支援を進め、フォスタリング機関や里親支援センターと連携して、里親制度の普及・啓発や里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上に取り組むとともに、ファミリーホームにおける職員体制整備に係る補助金を交付して機能の充実を図ります。
・児童養護施設等の小規模グループケア化を推進することで、施設における要保護児童への家庭的ケアの充実を図りました。施設がもつ本来の機能に加え、地域の実情に即した子育て家庭への専門的な支援を行うなど、施設の多機能化の促進に取り組みました。	・子どもや子育て家庭が抱える課題の多様化を受けて、児童養護施設等が地域において専門的な子育て支援の機能を担う重要性は高まっています。そのため、引き続き、児童養護施設等の多機能化を促進します。
・社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制の充実など、関係機関と連携し、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組みました。	・社会的養護経験者は自立にあたって困難を抱える場合が多く、丁寧なサポートが必要です。そのため、新たに孤立防止に向けた自立支援拠点を整備し、相互交流の場の提供や相談支援を行うとともに、引き続き、関係機関と連携し入所中から退所後まで切れ目のない支援に取り組みます。

・入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む施設の整備に向けて、国児学園については、詳細設計等に取り組みました。また、北勢児童相談所一時保護所については、令和6年度に策定した整備基本計画に基づき、調査・基本設計等に取り組みました。	・国児学園及び北勢児童相談所一時保護所において、ユニバーサルデザイン*化、個室化による児童のプライベート空間の確保等を行うことで、入所児童の生活環境を改善することが必要です。このため、施設整備に向けた取組を進めており、国児学園については、令和7年度に完成した詳細設計に基づき寮舎等の建替え工事に着手するとともに、北勢児童相談所については、引き続き詳細設計等に取り組みます。
◆ヤングケアラーへの支援、ひきこもり支援	
・ヤングケアラーへの支援（関連施策:15-1）	
・ヤングケアラーについて、周知啓発を図るため子ども向けリーフレットの配布や、支援者向けハンドブックを活用した出前講座等(12回)を実施しました。また、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、福祉、介護、教育などの関係機関職員向けの研修会(5回)を開催するとともに、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、情報提供や助言などを行いました。さらに、関係機関が共通して利用できるアセスメントシートを作成し、活用を促すほか、高校生から30歳未満の若者を対象としたアンケート調査を実施するなど、広域的な支援体制の整備に向けた取組を進めました。	・ヤングケアラーについては当事者や支援者の理解促進が必要となります。このため、引き続き子ども向けリーフレットや支援ハンドブックを活用して周知啓発を図ります。また、対象者を適切に把握し連携して支援を行う必要があります。このため、関係機関職員向けの研修会の実施やアセスメントシートの活用促進を図るとともに、コーディネーターによる情報提供や助言などを行います。さらに、相談しやすい体制整備が支援にあたっての課題となっています。このため、LINE相談窓口を設置するほか、当事者や支援者のための交流会を開催することで、支援の拡充を図ります。
・ひきこもり支援（関連施策:13-1）	
・ひきこもり支援に関する講演会(10月5日、152名参加)の開催やリーフレットの作成、SNSでの発信等により、県民への理解促進や支援機関の周知を図りました。また、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、令和7年6月に「ひきこもりピアサポートセンターみえ」を開設するとともに、居場所や家族会等の支援について、広域的な支援体制づくりを試行的に実施するなど、ひきこもり支援の充実に向けた取組を進めました。 ・ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、「三重県こころの健康センター」において、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ*支援、支援者のスキルアップ等に取り組みました。	・ひきこもり当事者やその家族の多くが支援につながっていない現状があることから、ひきこもり支援に関する情報を発信するとともに、ニーズに沿った支援の充実を図る必要があります。このため、さまざまな広報媒体を活用した戦略的な普及啓発の取組のほか、当事者同士がつながりを持てる場を提供するとともに、支援体制を新たに整備する市町に対する財政的支援等に取り組みます。 ・ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行う必要があります。そのため、引き続き「三重県こころの健康センター」において、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ等に取り組みます。

◆子どもの居場所づくり、体験機会の創出	
・子どもの居場所づくり（関連施策:15-1）	
・子ども食堂を含む子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、運営支援(116件)に加え、ニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組みました。支援にあたっては、子どもの居場所を運営するNPO等と連携し、多様化する子どもの居場所の活動に沿った取組を検討しました。また、中高生世代の居場所づくりの必要性についてセミナーを開催し、多様な課題を抱える中高生世代への対応について市町・NPO等の関係者の理解を促進する取組を実施しました。	・子ども食堂を含む子どもの居場所を運営するNPO等の活動を支援し、地域の実情や子どものニーズに応じた多様な取組を広めていく必要があります。そのため、より柔軟で活用しやすい制度となるよう現行の補助制度を見直し、新たな取組も補助対象となるよう検討を進めるとともに、引き続きニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組みます。
・不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、フリースクール等を運営する団体への運営補助(19件)を行いました。	・不登校児童生徒等が安心して過ごすことができる居場所を確保するために、フリースクール等の安定的・持続的な運営及び活動が行われることが必要です。そのため、引き続き現場で活動しているフリースクール等の運営団体の声を聞きながら、より活用しやすい補助制度となるよう見直しを行い、継続して支援します。
・体験機会の創出（関連施策:15-1、15-2）	
・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、子どもの会社見学(38回)や学び・体験機会を創出するイベント(5回)への支援を通じて、子どもの育ちを支援しました。また、みえこどもの城において、年齢や発達程度に応じた遊びや、地域の人材、企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に取り組みました。	・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、子どもの会社見学や学び・体験機会を創出するイベントへの支援を通じて、子どもの豊かな人間性を育み、子どもの成長の糧となるような支援を行う必要があります。そのため、引き続き制度の周知を図り、より多くの企業等が参画できるよう取り組みます。また、みえこどもの城において、引き続き年齢や発達程度に応じた遊びや、地域の人材、企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に取り組むことに加え、三重県誕生150周年記念事業の体験イベント等を子どもたちが参画して開催します。
・放課後子ども教室を設置する市町を支援するとともに、より多くの市町において、子どもたちが、放課後子ども教室を利用してさまざまな体験をすることができる機会が拡大するよう、市町が抱える課題の把握に努めるとともに、好事例を情報共有するなどの働きかけを行いました。	・地域住民等の参画のもと、子どもたちが放課後にさまざまな学習や体験活動の機会が拡充するよう放課後子ども教室の活動を支援する必要があります。このため、引き続き放課後子ども教室を設置する市町に対して、好事例を情報共有するなどの働きかけを行っていきます。

(6)-2 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実（教育の充実）

変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てるため、若手教員の授業力向上のための指導・助言、企業等との協働も取り入れた海外留学や海外インターシップ、地域企業と連携した郷土教育・キャリア教育、読書に親しむことができる環境の整備などを進め、子どもたちの創造力や表現力、協働する力といった資質・能力の育成に努めました。今後も、子どもたちが自分らしく生き抜いていく力を育むため、自己肯定感の涵養や「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的・調和的な育成に取り組んでいきます。

子どもたち一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができるよう、特別な支援を必要とする児童生徒や不登校状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、多様な教育的ニーズに応じた支援を行いました。加えて、誰一人取り残さない教育の実現のため、県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）を令和7年4月に開校し、学びの多様化学校としても運営しました。また、子どもの権利や「子どもアドボカシー*」について、児童生徒、教職員、保護者等の理解を深め、子どもの意見表明を支援する環境整備を進めました。今後も、不登校児童生徒が学びを継続するための校内教育支援センター設置促進に向けた支援や、学校と保護者の信頼関係を再構築するための学校問題ADR（裁判外紛争解決手続）や弁護士による学校の代理対応などの取組を進めていきます。

教職員の資質向上を図るため、着任2、3年目の教員に向けた教職のやりがいを実感できるオンデマンド研修用コンテンツを作成しました。また、潜在的な教員の確保に向けて、教員免許保有者で教職に就いたことがない方や三重県への移住希望者などに対して、教職の魅力をアピールする取組を進めました。今後も、教員の人材確保や学校における働き方改革の推進に向けて、教員採用試験における工夫・改善や、県立学校における統一校務支援システム等の活用に取り組んでいきます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和7年度取組と令和8年度以降の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育	
・発達段階に応じて自己肯定感を育む（関連施策：主として14-1）	
・「確かな学力」を育むための若手教員の授業への指導・助言の取組や、「豊かな心」を育むための自己肯定感を涵養する授業づくり・学校づくりに向けたモデル校・モデル地域への校内研修の支援、「体力向上トライアル運動」を育むための「1学校1運動」の取組などを進めました。	・子どもたちが自分らしく生き抜いていく力を育むため、自己肯定感の涵養や「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的・調和的な育成に引き続き取り組みます。また、自ら考え行動する力や、社会に貢献しようとする「志」を育みます。
・発達段階に応じたキャリア教育などに取り組み、自律した学習者を育む（関連施策：主として14-2）	
・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進しました。	・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択する必要があります。そのため、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることのできる「キャリア・パスポート」の発達段階に応じた活用を含め、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進します。
・多様な考え方を持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習*、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習に取り組みました。	・「自ら問いを立てる力」「他者とともに価値を創り出す力」を身につけることが求められています。そのため、多様な考え方を持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習を推進します。
・グローバルな視野や志を持ちながら、高い目標に挑戦しようとする意欲の向上（関連施策：14-2）	
・企業等とも協働しながら、海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流等をととして生徒の国際的視野を広げるとともに、英語の授業等でAIを効果的に活用した授業モデルの構築や、英語によるディスカッションやディベート等を行いました。	・企業等の支援を得ながら、海外留学や海外職場体験を行うとともに、姉妹校提携による学校間交流やAIを効果的に活用した英語の授業、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みます。
・地域の豊かな文化や歴史、伝統行事等に関する郷土教育（関連施策：14-2）	
・中学生が郷土三重の魅力を英語でプレゼンテーションするコンテストや、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業を実施しました。	・小中学生の英語のコミュニケーション能力を育成が必要です。そのため、引き続き教員の指導力向上に係る研修会を開催し、効果的な授業例を共有します。さらに、中学生が郷土三重

	の魅力を英語でプレゼンテーションするコンテンツや、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業の充実を図ります。
・地域企業等と連携した郷土教育・キャリア教育について、県内の3市で取組を進めるとともに、実践校の研究発表会を開催し、その成果を県内に横展開しました。	・地域で活躍する職業人の生き方に触れ、地域の課題に他者と協働して探究する取組を県内へ横展開することで、児童生徒が郷土への愛着を持ちながら自身の進路を主体的に捉え、郷土への誇りと志を持つ次代の三重を担う人材の育成を推進します。
・1人1台端末などのICTを活用した学びの変革（関連施策:14-6）	
・学校の場所や規模にかかわらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を配信するための「遠隔授業配信センター」の設置や遠隔授業システムを整えました。	・学校の場所や規模にかかわらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できる環境の整備が必要です。そのため、「遠隔授業配信センター」から多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を試行的に配信し、令和9年度からの本格的な運営に向けた準備を進めます。
・企業の協力を得た先端技術に係る学び（関連施策:14-2）	
・進学希望者が多い普通科高校で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深める契機となるよう、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展を開催するとともに、生徒が県内企業で活躍する職業人から話を伺う機会や、企業を訪問する機会を拡充し、企業と連携した探究学習を推進しました。	・大学進学者が多い普通科高校において、生徒が地元企業の魅力に目を向け、地域での活躍を視野に入れたキャリア形成を促すことが必要です。そのため、学校と地元企業をつなぐコーディネーターを活用した企業展や職場訪問を実施します。また、地元企業が学校の学習活動を支援する協力体制の構築を図ります。
・デジタル・シティズンシップ教育（関連施策:14-2、14-6）	
・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、高校3校において、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高める実践研究に取り組みました。	・デジタル等成長分野を支える人材の育成が求められています。そのため、DXハイスクール指定校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びに引き続き取り組みます。
・読書活動や文化芸術活動等の推進（関連施策:14-1）	
・限られた時間の中で少しでも読書に親しむことができるよう、県立学校の生徒たちが読んだ本のコメントをデータとして蓄積する「三重の高校生推し本データベース」の利用校の拡大を進めるとともに、県立図書館と連携し、県立学校で電子書籍が利活用できるよう整備しました。	・子どもたちが自ら読書に親しむ機会を増やす必要があります。そのため、県立学校図書館により多くの生徒が訪れ、読書活動の促進につながるよう、生徒自らが企画立案する取組を支援します。
・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保で	・生徒の豊かな感性や情操を育む機会を確保す

きるよう、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣の支援を行い、10月にはみえ高文祭を開催しました。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図りました。	る必要があります。そのため、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣および作品出典の支援を行います。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。
・中学校における部活動の段階的な地域移行（関連施策：14-1、14-6）	・部活動指導員等の専門人材の効果的な配置
・県内全域での中学校文化部活動の地域展開等を推進するため、国事業を活用し、4市町で文化部活動の地域展開の実証事業を行うとともに、市町の担当者を対象とした会議を開催し、優良事例や課題を共有しました。また、文化部活動指導員42人を13市町に配置しました。	・県内全域での中学校文化部活動の地域展開等を推進する必要があります。そのため、国事業を活用し、市町が行う文化部活動の地域展開の取組に対し財政支援を行うとともに、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減のため、文化部活動指導員の増員を進めていきます。
・中学校部活動の地域展開等において、合同部活動や拠点型部活動など、国の実証事業の対象とならない取組を行う市町に対し、指導者の配置等の支援を行うなど、地域展開等の課題解決に向けた取組を進めました。	・中学校部活動の地域展開等の取組の推進が必要です。そのため、合同部活動や拠点型部活動など、国の補助事業の活用が困難な市町に対して、指導者の配置等の支援を行うほか、専門的な知見を有するコンサルタントの派遣に要する経費を補助するなど、地域展開等の課題解決に向けた取組を進めます。
◆一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育	
・さまざまな子どもたちの教育的ニーズに応じて、将来の自立と社会参画に必要な力を育む（関連施策：14-3、14-5）	
・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用を進めました。高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、高等学校への周知を行い、同ファイルの活用を進めました。また、教職員が適切な指導・支援をできるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を実施しました。	・特別な支援を必要とする児童生徒が継続的に適切な指導・支援を受けられるよう取り組んでいく必要があります。そのため、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用をさらに進めます。また、高等学校へのさらなる周知を行い、同ファイルの活用を進めます。あわせて、教職員が適切な指導・支援ができるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を引き続き実施します。
・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて支援(9市町19校)に取り組みました。	・不登校児童生徒の学びの継続に向けて、学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習や相談を受けることができるように支援が必要です。そのため、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて取り組むとともに

	に、校内教育支援センター指導員への研修を行います。
・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を実施しました。また、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組に対して、支援を行いました。	・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、引き続き、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図る必要があります。そのため、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組に支援を行います。
・誰一人取り残さない教育の実現のため、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)を令和7年4月に開校し、学びの多様化学校としても運営しました。また、学校設置及び運営に関する知見を市町等と共有するため、学校見学会を実施するとともに、令和7年度末には学びの多様化学校設置の手引きをまとめ、各市町に周知しました。	・誰一人取り残さない教育の実現を目指す必要があります。そのため、学びの多様化学校としての機能を有する県立夜間中学「みえ四葉ヶ咲中学校」の安定的な運営を図ります。あわせて、市町による夜間中学校や学びの多様化学校の設置検討への支援や、夜間中学体験教室「まなみえ」の実施を通じた周知・啓発に取り組めます。
・社会総がかりでいじめ防止に取り組む (関連施策:14-1、14-4)	
・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対し、「いじめ防止」および「情報モラル*の向上」をテーマにした動画コンテストを開催し、16校の応募がありました。応募動画は「STOP! いじめ」ポータルサイト*に掲載し、広く県民にいじめ防止の啓発を行いました。	・社会全体へのいじめ防止の啓発が必要です。そのため、「STOP! いじめ」ポータルサイトで、応援メッセージや相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載します。
・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的に実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めました。 ・いじめの態様に応じた迅速かつ的確な対応を進めるため、いじめの内容や対応状況等の情報を学校と市町教育委員会および県教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を運用しました。	・いじめの態様に応じた迅速かつ的確な対応を進める必要があります。そのため、いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を引き続き運用します。
・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について、児童生徒、教職員、保護者等が理解を深めるための動画教材や資料を作成し、子どもの意見表明を支援する環境整備を進めました。	・子どもたちの育成に向けて、県立学校と保護者の連携が円滑に進まない事案等に対応する必要があります。そのため、弁護士等が中立的な立場で合意形成を図る学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)や弁護士による学校の代理対応により、学校と保護者の信頼関係を再構築するなどの支援を行います。

・ソーシャルスキルトレーニング*の手法を取り入れたレジリエンス教育* (関連施策:14-1、14-4)	
・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修では、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を実施しました。専門研修では、いじめを生まない学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修を実施しました。	・多様化・複雑化するいじめ問題への教職員の対応力を高める必要があります。そのため、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修では、いじめの定義やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を実施します。専門研修では、いじめを予防する学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修を実施します。
・県立高等学校の学びと配置のあり方の検討、学校間をつなぐ学習など、人口減少に対応した学びの推進 (関連施策:14-6)	
・県立高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、引き続き各地域で活性化協議会を開催し、県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めました。鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域では、協議会としての考え方が取りまとめられ、令和10年度に4校を募集停止として地域の高校を再編し、特色化・魅力化を図ることとしました。	・今後、中学校卒業生数の減少が加速していきます。そのため、北勢(桑名・四日市)地域にも新たに活性化協議会を設置し、各地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めます。
・GIGAスクール構想第2期として、令和7年度に引き続き、県教育委員会と市町等教育委員会の教育長で構成される「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、児童生徒用1人1台端末の令和8年度分の更新を計画的に進めました。	・公立小中学校では、GIGAスクール構想の実現をめざしています。そのため、引き続き、「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、令和9年度分の児童生徒用1人1台端末の更新やシステムの共通化について協議を行います。
◆教職員の資質向上	
・教職員の資質向上と、学校における働き方改革の推進 (関連施策:14-6)	
・着任2、3年目の教員が、初任期に学んだ基礎・基本をもとに、様々な課題に対する具体的な解決方法を見出すとともに、教職の魅力ややりがいを実感できるよう、オンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組みしました。	・時代や社会の変化に対応できるマネジメント能力の育成が求められています。そのため、これまでの管理職等を対象とした研修に加え、新たにミドルリーダーのマネジメント能力の向上を図る研修を実施します。
・潜在的な教員の確保に向けて、教員免許保有者で教職に就いたことがない方等を対象とした「みえの未来の先生」相談会を6会場で開催したほか、新たに移住フェアや転職イベントに出展し、三重県への移住希望者や転職希望者などに対して、教職の魅力をアピールしました。さらに、県内外の大学生や県内高校生を対象とした教職ガイダンス等を行うとともに、	・教員不足への対応として、教員採用試験の受験者数を確保する必要があります。そのため、採用試験の工夫・改善の例として、元教員の再採用に係る特別選考や、大学3年生等を対象とした特別選考の受験校種・教科の拡大、高等学校教諭「工業」において教員免許状の保有を要件としない特別選考を実施します。

教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会を開催しました。	
・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めました。また、生成AIを活用した教職員の業務改善の研究等を行い、働き方改革のさらなる推進を通じて教職の魅力向上につなげました。	・教職員の業務効率化を図り、教職の魅力向上につなげていく必要があります。そのため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を引き続き進めます。

(7) 人口減少への総合的な対応

①人口減少対策

人口減少に対応するため、令和5年8月に策定した「三重県人口減少対策方針」に基づき、自然減対策、社会減対策を両輪として対策を推進しています。

自然減への対策については、結婚を希望する方に向けたAIを活用したマッチングシステム「みえむすび」の導入、若い世代を対象としたプレコンセプションケア*事業の検討、男性の育児休業取得促進に向けた専門家による企業・団体へのヒアリングや出前講座の実施、妊産婦・乳幼児ケアの充実等に取り組みました。今後は、仕事と子育ての両立に向けた環境整備として、「みえ子ども・子育て応援総合補助金」への新たな支援枠の設置や「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」に関する補助制度の新設に加え、地域限定保育士制度*を導入します。また、若い世代を対象に、生涯設計などを考えるワークショップを実施するほか、性や妊娠に関する正しい知識を学ぶ機会を提供するなど、取組を強化します。

社会減への対策(定住促進)として、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた、企業等トップ・リーダー層への意識啓発や、働く女性のロールモデルとの交流会を実施したほか、短時間正社員制度をはじめとする多様な働き方の導入・活用を促進しました。今後は、先進的な取組を行う若手経営者をロールモデルとしたプロモーションの実施や、大学進学者が多い普通科高校において、学校と県内企業をつなぐコーディネーターを活用し、県内企業への理解を深めることを目的とした企業展や職場訪問を実施します。

また、社会減への対策(流入・Uターン*促進)については、移住者のニーズや特性に応じたプロモーションを実施した他、県独自の移住フェアを、新たに東京でも開催し、本県の更なる認知度向上を図りました。今後は、移住者数の増加に向けた実行計画となる「三重県移住促進計画(仮称)」の策定や、若者が気軽に相談できるAIを活用した移住相談の仕組みの構築に取り組むとともに、県内への就職率の高い中京圏・関西圏大学への訪問活動の強化、大手就職情報サイトとの連携を行い、若者等のU・Iターン*の更なる促進を図ります。

加えて、若年層の転出超過と、その背景にある経済分野のジェンダーギャップ解消に向けて、令和8年3月に「ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定しました。同戦略に掲げる3つの柱に基づいて取組を進めるとともに、ジェンダーギャップ解消に向けての新たな気づきと具体的な行動変容を促し、企業や地域、個人、行政等社会全体でのこの取組を推進するため、条例制定の検討を行います。

人口減少対策の総合的な推進に向けては、重要課題を県と市町で共有するため、地域別会議を5圏域で開催し、圏域ごとに広域的に取り組む課題について議論した他、庁内の関係部局と連携し、市町や企業等と課題を共有するため「ジェンダーギャップ解消フォーラム」を開催しました。また、「みえ U18会議」等を通じて、女性、若者等の声を直接聞きながら、効果的な対策を検討しました。

令和8年度は、国や全国知事会等と連携し、若者・女性にも選ばれる地方づくりのための「人口戦略フォーラム」を開催します。加えて、「三重県人口減少対策方針」の計画期間の最終年度となることから、市町や企業等、さまざまな主体と連携を図りながら次期方針の策定に向けた検討を行い、人口還流の促進、人口減少社会への適応に向けた取組を推進していきます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和7年度取組と令和8年度以降の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆自然減対策の推進（少子化対策）	
・結婚の支援（関連施策：8-1、15-4）	
・「みえ出逢いサポートセンター」の利用を促進し、結婚を希望する方への相談支援（3,235件）や情報提供を行うほか、市町等との連携による出会いの機会の創出に取り組みました。	・令和6年度に実施した「みえ県民 1 万人アンケート」の結果から、結婚を希望する方の未婚理由として「出会いがない」ことが最も多かったことから、出会いの創出が課題となっています。そのため、「みえ出逢いサポートセンター」において、引き続き、結婚を希望する方のニーズに応じたきめ細かな相談支援や情報提供を行うとともに、市町等との連携により広域的な出会いの機会を提供します。
・多数の希望者が利用可能となり、ひいては多数の引き合わせにつながるよう、AI を活用したマッチングシステム「みえむすび」を導入し、出会いの機会の拡充に取り組みました（令和8年3月31日時点で入会申込者数835名）。 ・安心・安全な出会いの機会の提供につなげるため、マッチングシステム利用者の希望に応じて支援する新たなサポーター制度を構築し、養成・認定を行いました（74 人認定）。	・マッチングシステムの本格運用を開始したばかりであり、効果的な出会いの場として機能させていく必要があります。そのため、会員の利用状況に応じた適切な支援を行うとともに、システムの周知・広報を継続的に行うことで登録者の増加に取り組みます。 ・マッチングシステムでは、マッチング後に会員同士が1対1で会うことが可能ですが、「1対1で会うのが不安」「初対面の相手と何を話せばよいかわからない」という声もあり、安心・安全な出会いの機会の提供につなげる必要があります。このため、マッチングシステム会員の希望に応じて顔合わせへの同席やその後のフォロー等の支援を担う「みえの縁むすび地域サポーター」の養成・認定を行います。
・若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、安心・安全な婚活に関する啓発セミナーを実施しました（58人参加）。	・若い世代を中心にマッチングアプリが普及していますが、民間が実施したアンケートでは、マッチングアプリの利用にあたってトラブルや困ったこと等があったと回答した方が半数以上でした。そのため、安心・安全な婚活に関する啓発を実施します。
・妊娠・出産の支援（関連施策：2-1、15-4）	
・発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットを小中高等学校や大学等に配布し、包括的性教育につなげる取組を進めました。また、プレコンセプションケアに関するセミナーと、健康な体づくりに向けた検査および医師からのアドバイスを一体とした事業の実施に向け、産婦人科医会と	・性別を問わず、適切な時期に、思春期における心身の変化、妊娠・出産、多様な性のあり方などに関する正しい知識を身につけることが必要です。そのため、産婦人科医監修による、発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットを作成して、保健師による小学校での出前授業や中学

連携して検討を進めました。 ・ライフプラン教育について、産婦人科医会等と連携を図り、大学や企業での講座の開催や情報発信に取り組みました。	校・高校の授業での活用の働きかけ、産婦人科医を大学や企業に派遣して実施する出前講座により、正しい知識の普及に取り組みます。 ・将来の妊娠・出産を考える若い世代が、希望を叶えることができるよう、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるとともに、健康管理の大切さを学び、実践することが必要です。そのため、自らの健康に目を向け、必要な知識を学ぶセミナーと、健康な体づくりに向けた検査および医師からのアドバイスを一体とした事業を実施します。
・「三重県不妊専門相談センター」において、不妊や不育症に悩む人への電話相談(172 件)を実施するとともに、不妊ピアサポーター*を活用した当事者同士の交流会(3回、10 人)を開催しました。 ・不妊治療と仕事の両立に向けて、不妊治療に関する正しい知識の普及や理解促進のためのセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる不妊症サポーターの養成に取り組みました。	・不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、悩みを相談できる仕組みが必要です。そのため、「三重県不妊専門相談センター」において、電話相談や面接相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会を開催します。 ・不妊治療と仕事を両立させるためには、企業が不妊治療への理解を深め、両立を支援する環境づくりに取り組む必要があります。そのため、引き続き、不妊治療に関する正しい知識の普及や理解促進のためのセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる不妊症サポーターの養成に取り組みます。
・不妊治療等における保険適用外の先進医療等に対して市町と連携して助成を行うとともに、助成の対象となる治療を拡大することで、さらなる支援の充実を図りました。また、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行いました。	・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、市町と連携して、経済的な支援に取り組む必要があります。そのため、保険適用外の不妊治療の先進医療等に対して市町と連携して助成を行うとともに、妊娠率の向上と流産率の低下が期待できる治療について、すべての市町で補助対象となるよう働きかけます。また、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行います。
・各市町において、母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催しました。また、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援するため、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣(16 市町)しました。	・市町が実情に応じた母子保健体制を整備するための支援を実施する必要があります。そのため、市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、母子保健に関する専門性の高いアドバイザーを派遣し、市町等への助言や指導を行います。
・子育て支援 (関連施策:2-1、15-1、15-2、15-3、15-4)	
・男性の育児休業取得に関して、企業(10社)へ	・上昇傾向にあるとはいえ、依然として男性の育

ヒアリングを行い、そのうち希望した企業(6社)に対して課題解消に向けた研修資料を活用して出前講座を実施することにより、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりに向けた支援を行いました。 ・大学生等に対する出前講座の実施により男性の育児参画に向けた機運醸成を図りました。また、「ワンオペ育児」や「とるだけ育休」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上を図るため、育児当事者の男性とそのパートナーを対象とした育児・家事の役割分担等について考えるセミナーを実施しました(セミナー参加者15名)。	育児休業取得率(令和7年度 50.0%)は女性と比べて低いという課題があります。そのため、これまで作成した男性の育児参画促進に向けた啓発資料を活用し、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、男性の育児参画の質の向上、若者を対象とした機運醸成に引き続き取り組みます。また、県内の若者を対象として、男性の育児参画に関する幅広い情報を提供するとともに、ライフデザインについて自ら考える機会を新たに提供し、主体的に自分の人生を選択できるよう後押しします。
・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、通園にかかる保護者の負担軽減や、子どもの居場所づくり等の84事業を採択しました。また、好事例の横展開を目的として、市町担当者を対象とした事例発表会を実施しました。	・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、市町における子ども・子育て施策が充実し、とりわけ、仕事と子育てを両立できる環境整備が進むよう、引き続き支援していく必要があります。このため、これまでと同様の自己肯定感など子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組と、保育士確保をはじめとする仕事と子育ての両立に向けた取組の2つの柱を設けて支援します。また、これまでの総合補助金の実績をふまえ、先駆的で効果が高いと認められる「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について、新たな補助制度により市町を支援することで横展開を促進します。
・新たな保育人材の確保に向けて、修学資金の貸付や保育の仕事の魅力を発信しました。また、保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため、実習生を受入れる保育所等の担当者等を対象とした研修(2回)を行いました。	・待機児童解消に向けて、保育人材の確保が課題となっています。このため、中高生が現役保育士と交流できる場や、保育士の仕事を体験できる機会などを設け、保育士として働く魅力を感じてもらう取組を実施するとともに、保育士養成校の学生が県内の保育所等に就労することを後押しするため、引き続き修学資金の貸付や保育所等の実習生指導担当者等を対象とした研修を実施します。また、地域の保育士不足の早急な改善を図るため、登録から3年間は県内のみで就労可能である地域限定保育士制度を令和8年度から県内にも導入し、県内で保育の仕事に就くことを希望する人の受験機会を拡大します。
・保育士等の離職防止に向けて、働きやすい職場環境づくりを進めるため、保育士の加配や保	・保育士の離職防止のためには、保育所等の職場環境の改善を進める必要があります。そのた

育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援しました。また、「保育士支援アドバイザー」によるアウトリーチの相談支援(21園延べ50回)を行いました。	め、「保育士支援アドバイザー」を保育現場に派遣し、保護者対応や若手保育士の指導方法などに関する助言を行うとともに、保育士個人が職場での悩みを相談できる取組を実施します。また、保育士の加配や保育補助者の活用、保育現場へのICTの導入に取り組む市町を支援することで、保育士の離職防止を進めます。
・潜在保育士の就労に向けた支援の充実を図るため、「三重県保育士・保育所支援センター」の人材バンク機能の強化を図りました。	・必要な保育人材の確保に向けて、潜在保育士の就労を促進する必要があります。そのため、「三重県保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士の就労に向けた保育所等とのマッチングを行うとともに、保育所等への復職事例を紹介することで、復職に不安を持つ潜在保育士が就労に向けて動きだすことを後押しします。
・放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修(129人修了)などを行いました。 ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みしました。	・子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる放課後児童クラブについて、待機児童の解消に向けた取組を進める必要があります。そのため、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修に取り組みします。
◆社会減対策の推進	
・定住促進（関連施策：5-1、6-1、6-2、6-3、6-4、7-1、7-2、7-3、8-1、8-2、10-1、12-2）	
・成長性のある企業の新規立地や県内再投資を図るため、半導体をはじめとするグリーン・デジタルなどの成長産業分野への投資、マザー工場化、研究開発施設など高付加価値化につながる投資を呼び込むための誘致活動を行いました(立地の状況 28件、636億円)。 ・また、多様で魅力ある雇用の場の創出を図るため、情報通信産業や外資系企業の誘致、スタートアップ企業をはじめとする事務所機能の新設・移転等の投資を呼び込むための誘致活動を行いました(立地の状況情報通信産業 1件、事務所機能の新設・移転 2件)。 ・地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業に取り組む事業者の投資を支援しました(承認件数8件)。 ・三重県の操業環境等(産業用地、インフラ整備状況、ワンストップサービス、食、観光)の優位	・県内の生産人口が減少するなか、若者や女性に魅力ある仕事を呼び込むためには、地域経済を牽引する企業の新規立地や県内再投資を図る必要があります。そのため、企業投資促進制度やワンストップサービスなどを活用し、付加価値の高い成長性のある企業の投資や、多様で魅力ある雇用の場の創出につながる企業の投資に対して支援します。 ・国内外で活発な投資が続くなか、三重県を選んでもらうための効果的なプロモーションが課題となっており、三重県の操業環境等の優位性を総合的に発信する必要があります。そのため、日本貿易振興機構(JETRO)等と連携し、企業投資セミナーを開催します。

性を総合的に発信するため、日本貿易振興機構(JETRO)等と連携し、令和8年2月に大阪でセミナーを開催しました。	
・半導体関連産業の集積を促進するため、本県の強みや課題を洗い出し、地域ごとの企業誘致の方向性や人材育成のあり方について、有識者の意見も聞きながら、「みえ半導体産業振興方針(仮称)」の策定を進めました。また、産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク」と一体となって、学生やU・Iターン向け就職説明会(11月:三重県、1月:東京都)等の人材確保の取組、商談会等の県内半導体関連企業の販路拡大の取組を進めました。	・数多くの半導体関連企業が県内に立地している一方で、県内外における企業の認知度向上が課題となっており、半導体関連産業のさらなる振興に取り組む必要があります。そのため、「みえ半導体産業振興方針(仮称)」を策定し、半導体関連企業の誘致活動を行うとともに、大学や高専における高度人材の育成や商談会等による産業基盤強化、認知度向上のための情報発信に取り組めます。
・県内就職を促進するため、ポータルサイトなど多様なメディアの活用により就職支援情報等を発信するとともに、就職支援協定締結大学と連携した学生向け U・I ターン就職説明会や保護者会において県内企業情報や就職支援情報等の発信(計 23 回)を行いました。 ・求職者それぞれのニーズに沿った就労支援を行うため、「おしごと広場みえ」において、就職相談(受付件数 717 件)やセミナーなど総合的な就労支援サービスをワンストップで提供しました。また、オンラインによる合同企業説明会を開催(4回開催、33 社、延べ387人参加)しました。	・多くの学生が大手就職情報サイトを活用して就職活動を行っている状況をふまえ、県内企業の情報をさらに広く届ける必要があります。そのため、県が運用する就職情報サイトの県内企業情報・就職支援情報の掲載内容の充実を図るとともに、多くの学生が利用する民間求人サイトとの連携を進めることで、情報発信力を強化します。 ・県内企業への就労、定着に向けた有効な支援策を検討する必要があります。そのため、学生や保護者のニーズを把握するとともに、特に三重県出身学生の多い中京圏・関西圏の就職支援協定締結大学と連携を一層強化し、より効果の高い情報提供に取り組めます。 ・求職者それぞれのニーズに沿った就労支援を行うことが求められています。そのため、引き続き「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスの提供に取り組めます。また、就職活動のオンライン化に対応するため、引き続きオンライン合同企業説明会等に取り組めます。
・大学等在学中に借りた奨学金の返還額の一部を助成する学生奨学金返還支援事業について、申請者がより活用しやすくなるよう令和6年度に見直した要件のもと募集定員を拡大して募集を行い、支援対象者として 183 人を認定しました。また、支援の拡充に向けて、企業における奨学金返還支援(代理返還)制度の導入促進に取り組めました。	・本県の若者の転出超過数は近年 4,000 人前後で推移しており、県内外の高等教育機関を卒業した学生等の県内定着を図る必要があります。そのため、引き続き、拡大した募集定員等のもと学生奨学金返還支援事業を実施するとともに、企業に対し奨学金返還支援(代理返還)制度の導入を働きかけます。 ・若者の県内定着に向けて、県内高等教育機関

・若者の県内定着につなげるため、県と県内の大学、短期大学、高等専門学校で構成する「高等教育コンソーシアムみえ」において、12 の高等教育機関が地域を扱う授業を開講し、地域で活躍する人材である「三重創生ファンタジスタ」を養成するなど、学生の地域への関心を高める取組を行いました。	で学ぶ若者を増やすとともに、学生と地域のつながりをつくる必要があります。そのため、高等教育機関に関する情報をSNS等で発信するとともに、引き続き、「高等教育コンソーシアムみえ」において、学生の地域への関心を高める取組を行います。
・誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進めるとともに、アドバイザー派遣(9社)等により県内企業への働き方改革の普及を図っています(登録企業379社(令和7年度:185社登録))。また、働き方改革推進奨励金により、中小企業の働きやすい職場環境づくりを後押ししました。 ・出産・育児、介護など誰もが個別の事情に応じて柔軟に働き続けられる職場づくりにつなげるため、短時間正社員制度等の導入を検討する企業にアドバイザーを派遣し、モデル事例(2社)を創出することによって、多様な働き方の導入・活用を促進しました。	・少子高齢化による労働力減少と多様な働き方へのニーズが増す中、働き方改革の推進により、誰もが働きやすい職場環境づくりや企業の人材確保につなげる必要があります。そのため、アドバイザー派遣や奨励金制度等により県内企業への支援を行います。また、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度の受付期間延長や愛称導入により登録企業を拡大し、企業の優れた取組を表彰等することで横展開を図っていきます。
・正規雇用や再就職を希望する女性を対象に、「ビジネス文書作成」や「初歩的なプログラミング」など個別ニーズに応じたスキルアップ研修を実施(受講者数 317 人)するとともに、子育てとの両立、キャリアに関すること等、さまざまな不安要素を抱える女性の就職相談に対応しました。	・男女間の賃金格差の是正や不本意な非正規雇用の解消に向けて、女性の正規雇用化や再就職を促進する必要があります。そのため、引き続きスキルアップ研修や、女性の正規雇用化した成功事例などを紹介する県内企業向けセミナーを開催するとともに、さまざまな不安要素を抱える女性に対して、女性専用相談窓口での対応を行います。
・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「輝くみえのミライ☆三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図りました(令和8年3月末現在:会員数:638団体)。 ・ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、企業トップ等の熱い思いを見える化する「本気宣言」、企業の取組促進に向けた先進企業見学会、働く女性のロールモデルとの交流会を実施しました(本気宣言:18宣言・累計73宣言、企業見学会:32社42名参加、ロールモデル交流会:60社66名参加)。 ・県内企業・団体の先進的な取組や活躍する女	・ジェンダーギャップを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍でき、固定的な性別役割分担意識にとらわれない働き方が県内企業で進むよう取り組むことが必要です。そのため、企業トップ・リーダー層を対象とした意識変革に向けたワークショップ等を実施するとともに、好事例の水平展開を図ります。また、女性のキャリア継続やキャリアアップを支援するため、働く女性を対象とした階層別の講座やロールモデル交流会を行います。 ・近い将来働き手となる若者が性別にとらわれない進路を選択できることが必要です。そのため、若年層と親世代を対象に性別による無意

性等の情報を一元的にわかりやすく発信し、横展開を図るためのポータルサイトを構築しました(令和8年2月公開)。	識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等の解消に向けた啓発を行います。
・流入・Uターン促進 (関連施策:6-4、8-1、9-1、9-2、9-3、11-3、14-2)	
・県内企業の採用力向上を図るため、県内企業が行うインターンシップや採用活動に対して、セミナーの開催や専門家による伴走的な支援(人材採用・採用広告に関するアドバイス17社各3回)を行いました。	・県内企業の採用力向上を図る必要があります。そのため、インターンシップ等の実施促進や企業ごとに異なる課題に応じた伴走支援を行います。
・地域おこし協力隊の将来的な定住・定着を支援するため、市町の課題整理や効果的な制度運用に向けた助言、隊員間のつながりづくりのための交流会の開催(計4回)、定住に向けた相談窓口の設置に取り組みました。	・地域おこし協力隊の将来的な定住・定着をさらに促進する必要があります。そのため、隊員をサポートする中間支援組織とともに、効果的な活動に向けた研修・勉強会や、新たに市町と元隊員等が連携した支援体制づくりを行うなど、募集・受入時、任期中、退任後の各段階での取組を強化します。
・移住希望者のニーズ(住まい・生活環境等)や特性に応じ、「仕事を変えずに移住」「自然環境や暮らしを重視して移住」「やりたいことの実現にむけて移住」「仕事を見つけて移住」の4つのモデルを設定し、それぞれにアプローチするプロモーションを組み合わせて実施しました。 ・県独自の移住フェアを名古屋、大阪に加え、新たに東京でも開催し、都市部の移住希望者に向けた、本県のさらなる認知度向上を図りました(参加者:名古屋115名、大阪83名、東京160名)。 ・Facebookグループ「日々三重」でつながった移住希望者に、県内地域での暮らし体験・交流会(全3回)に参加してもらい、移住後の暮らしのイメージづくりや、地域の方々との継続的な交流を図りました。	・移住者数の増加に向け、移住先としての本県の認知度を向上させる必要があります。このため、移住希望者のニーズ(住まい・生活環境等)や特性に応じたプロモーションを実施するとともに、ターゲットを設定した移住セミナーや、市町・関係部局と連携し県独自の移住フェアを東京、名古屋、大阪で実施します。また、首都圏においては移住後の起業に関するニーズが高いため、県内起業家との交流イベントを新たに実施します。 ・事前に地域を知ることが定住に向けても重要となっています。このため、Facebookグループ「日々三重」を通じて暮らしの魅力をPRしていきます。 ・若者が気軽に相談できる態勢を整える必要があります。このため、新たにAIを活用した移住相談の仕組みを構築するとともに、よりきめ細かな相談対応を可能とする移住相談システムの導入を進めます。 ・引き続き移住者数を増加させていく必要があります。そのため、移住者数の増加に向けた実行計画となる「三重県移住促進計画(仮称)」を策定します。
・空き家バンクの利活用など、移住者の住まいの充実に取り組む市町の支援や、県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用の支援を行	・受入態勢を充実させるためには、住まいの充実が必要です。このため、移住希望者の関心が高い空き家バンクの充実や利活用などに取り組

いました。 ・移住者と地域をつなぐ人材の育成を目的に、県内各地域のフィールドにおいて、地域のキーパーソンから移住者のサポートに役立つ知識等を学ぶ「移住者と地域をつなぐ人づくり講座」(全6回)を実施し、新たに5人のキーパーソンを育成しました。 ・東京圏からの移住を促進するため、移住した人を対象に移住支援金を給付する移住支援事業を実施しました。また、制度の周知を行うほか、制度の要件緩和等を国へ要望しました。	・む市町への支援、県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用の支援を行います。 ・移住者が安心して暮らし続けられるよう、移住者をサポートする人材が求められています。そのため、移住者と地域をつなぐ人材を引き続き育成していくことで、移住希望者の不安軽減や、地域の受入態勢の充実を図ります。 ・首都圏からの移住者が関西圏、中京圏に比べ少ない傾向があります。このことから、東京圏を対象とする移住支援事業について、さらなる要件緩和や制度周知により全国的に活用が進むよう国へ要望するとともに、本県としても制度の周知に努めます。
・地域活力の維持・向上のため、みかんや柿の収穫など農林水産業のお手伝いをきっかけにした地域との関係づくりに取り組むとともに、地域で活躍する人びとが地域や世代の垣根を超えて人的ネットワークを形成するための連続講座を開催しました(収穫体験参加者 271 名、連続講座18回開催)。	・地域コミュニティ活動の担い手不足が課題となっています。このため、南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出や、南部地域を内外から支える人づくり(地域づくり人材ネットワークの強化と関係人口の深化・拡大)に取り組めます。
・活用可能な空き家の改修や危険な空き家の除却に対する支援を行うとともに、空き家の適正管理等に関するセミナーを開催しました。	・空き家の増加により、周囲の住環境への悪影響や防犯・防災上の問題が生じており、適切な管理と有効活用を図ることが課題となっています。課題解消に向けて、市町が実施する空き家対策の支援等を行います。また、人口減少対策として、移住者の住まいの確保が課題となっています。そのため、移住者のための空き家の利活用にかかる市町の取組を支援するとともに、県営住宅の空き住戸の活用を行います。
・農山漁村への来訪者の拡大や長期滞在と消費を促進するため、観光ニーズ等調査に基づく農泊における外国人旅行者受入拡大に向けた戦略の策定と体験プログラムの造成および旅行代理店等を対象としたモニターツアー(3コース)を実施するとともに、企業研修向けの滞在プログラムの実証(4コース)や、自然を生かした周遊ルートの認知度向上に取り組めました。	・農山漁村における所得と雇用機会を確保するためには、来訪者の拡大を図る必要があります。このため、農泊の需要の拡大に向けた、訪れる人の心が満たされる農泊コンテンツの創出や企業との連携等を支援するとともに、地域の魅力発信や情報提供に継続して取り組みます。

◆人口減少の影響への対応	
・人口減少対策に関連する取組（関連施策：5-2、8-2、9-1、9-3、10-1、10-2、11-2、11-3、12-2、12-3、13-2、16-1）	
・大阪・関西万博を契機とした誘客促進に向け、交通事業者との連携による企画きっぷや万博と三重県をあわせて周遊できる旅行商品のプロモーション、万博来場者を本県への来訪につなげるための観光キャンペーンに取り組みました（観光キャンペーン申込者数（三重県来訪者数）：6,820人）。	・大阪・関西万博で高まった三重県への関心を逃すことなく、さらなる認知度向上につなげる必要があります。そのため、首都圏等大都市圏において、SNS やテレビ等のメディアを通じた情報発信、観光情報説明会など、多様な手段を活用することにより、効果的に三重の魅力を発信します。また、第63回神宮式年遷宮を契機に三重県への関心を高めるため、お木曳行事を題材とした観光プロモーションに取り組みます。
・高齢者がその能力や経験を生かして、安心して就労できる職場環境づくりを推進するため、県内企業に対し、高齢者雇用の実践事例を紹介するセミナーや相談会を開催するとともに、求職者に対し、早期再就職を支援するセミナーや個別相談会等を開催しました（企業向けセミナー等参加企業延べ132社、求職者向けセミナー等参加者延べ382人）。 ・外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めるため、企業に対し、外国人採用のポイントや育成就労制度を紹介するセミナー等を開催しました（参加企業159社）。また、留学生を含む外国人労働者の県内就職を促進するため、就業体験やオンライン合同企業説明会等を開催しました（求職者向けセミナー等参加者381人）。 ・高度外国人材の採用をめざす県内中小企業を支援するため、新たにインドネシアでの合同面接会を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出しました（インドネシア：参加企業4社、参加者225人、内定者5人）。また、ベトナムにおいて令和8年3月に合同面接会を開催しました（ベトナム：参加企業14社、参加者2,137人）。	・高齢者がその能力や経験を生かし、生涯にわたって活躍ができるよう、継続雇用制度の導入促進等の職場環境づくりやマッチング機会の提供に取り組む必要があります。そのため、三重労働局と連携して、企業や求職者向けのセミナーや就職面接会を実施します。 ・高度外国人材の採用をめざす県内企業の採用活動を支援するため、ベトナム及びインドネシアの大学生等を対象に就業体験や現地での合同面接会を実施します。また、日本で教育を受け日本文化に理解のある留学生や定住外国人が県内企業に就職できるよう、留学生等を対象に合同企業説明会等を実施します。 ・県内企業では、外国人従業員に対する日本語教育や外国人雇用に関する基本的な知識・ノウハウの不足が課題となっています。そのため、県内企業における日本語教育への支援につなげるため、令和8年度から、外国人従業員を対象にe-ラーニングを活用した日本語教育プログラムの実証を行います。また、外国人雇用に関する県内企業からの相談に対応できるよう、行政書士による企業向け相談を新たに実施します。
・国（中部運輸局）とともに市町を直接訪問する合同施策検討会の開催（5市町）や、住民の移動手段確保のため多様な取組を進める市町への財政支援など、市町が実施する地域内交通ネットワークの構築・強化に向けた取組を支援しました。	・公共交通の利用促進を図りつつ、交通空白において、通学や通院、買い物などの日常生活に不可欠な移動手段を確保する必要があります。そのため、既存の交通事業者と共存できる新たな公共ライドシェアモデルの構築に向けた実証に取り組みます。また、交通政策部門の組

・「三重県リニア基本戦略」が示す「めざす三重の姿」の実現に向け、リニア開業効果を県全体へ波及・発展させる具体的な施策や事業への展開を図るため、行動計画となる「みえリニア戦略プラン(仮称)」の策定を進めました。	組織体制や人材が十分でない市町もあることから、公共交通の乗降データや人流データなどのモビリティデータの活用に係るノウハウ共有や、人材育成に向けた実践的な講座の開設に取り組みます。あわせて、地域の課題把握から実情に応じた移動手段の定着まで切れ目なくワンストップで支援できる体制の構築により、伴走支援を強化します。 ・リニア開業効果を県内全域に波及させるため、リニアを活用した将来像についての方向性を取りまとめる必要があります。そのため、令和8年度内の「みえリニア戦略プラン(仮称)」の策定に向けて検討を進めます。
・市町の立地適正化計画*策定やまちづくり関連事業への取組支援のため、市町へ国の制度や先進事例の情報提供を行うとともに、計画策定や事業化に向けた市町との個別相談を実施しました。	・コンパクトで賑わいのあるまちづくりの必要性について、これまでの研修会等で市町の理解が深まりつつあるものの、約半数の市町で立地適正化計画の策定に至っていません。そのため、市町の立地適正化計画制度へのさらなる理解を促進すべく、個別相談等の機会を通じて各市町の課題を共有し、情報提供や助言など丁寧な支援を進めます。
◆人口減少対策の総合的な推進	
・人口減少対策の総合的な推進（関連：8-1、8-2、12-2、行政運営1）	
・「三重県人口減少対策方針」に掲げる、ジェンダーギャップ解消に向け、取組の方向性を示した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定しました。また、人口還流の促進、人口減少社会への適応に向けた取組等を市町や企業等、さまざまな主体と連携を図りながら進めました。 ・効果的な対策の追加や改善につなげるため、人口減少の要因や非正規雇用に関する調査・分析、県内外の大学生等や住民票を移した方へのアンケートを実施しました。 ・南部地域に「人口減少対策広域コーディネーター」を引き続き配置し、地域の課題解決に向けて取組を進めたとともに、人口減少を前提とした地域のあり方検討に対する市町支援等、地域や圏域の実情に応じた対策を進めました。 ・若者の県内定着及びU・Iターン等の促進を図るため、SNSを活用した県の魅力発信に加えて、移住や就職への関心がまだ高くない県内	・「三重県人口減少対策方針」に掲げるジェンダーギャップの解消や人口還流の促進、人口減少社会への適応に向けて取り組む必要があります。そのため、エビデンスに基づく効果的な対策の推進に向けた調査分析を実施するとともに、市町が行う人口減少を前提とした地域のあり方の検討等を支援します。また、令和8年度は、「三重県人口減少対策方針」の最終年度にあたるため、これまでの本県の取組状況を踏まえ、次期方針の策定に向けた検討を行います。加えて、若者・女性にも選ばれる地方をめざすため、国や全国知事会等と連携して人口戦略フォーラムを開催します。 ・経済分野におけるジェンダーギャップが全国的にも低位となっています。そのため、ジェンダーギャップの解消に向け、令和7年度に策定した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づく具体的な対策を、先進的に取り組んでいる若手経営者や教育機関等と連携し推進しま

の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に、映画館でのCMや電車車両内のデジタルサイネージ等のさまざまな媒体を活用して、三重で暮らす・働く魅力をショート動画により発信しました。	す。また、ジェンダーギャップ解消に向けての新たな気づきと具体的な行動変容を促し、企業や地域、個人、行政等、社会全体でこの取組を推進するため、条例制定の検討を行います。 ・関係人口の創出・活用に取り組み、地域の実情に応じた人口減少社会への適応を図る必要があります。そのため、三重県に関わりたい人が多分野にまたがる情報を収集できるよう支援し、継続的な関わりを促すためのポータルサイトを整備するとともに、南部地域で実施してきた地域人材や都市部人材による連携・協働を促進させる仕組みを他地域へ横展開します。 ・本県の若者の転出超過数は近年 4,000 人前後で推移しており、若者の県内定着及び U・I ターン等の促進を図る必要があります。そのため、SNS を活用した県の魅力発信に加えて、移住や就職への関心がまだ高くない県内の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に、映画館でのCMや電車車両内のデジタルサイネージ等のさまざまな媒体を活用して、三重で暮らす・働く魅力を引き続きショート動画により発信します。

令和5年8月に策定した「三重県人口減少対策方針」において、以下の指標を設定しており、これらをモニタリングすることで本県の人口減少の状況について継続的に把握、分析を行うこととしています。また、県が実施する取組の進捗状況を KPI(重要業績評価指標)により評価し、改善につなげていきます。

※重要基本指標とは、人口、自然増減、社会増減に関わる代表的な指標です。

関係指標とは、重要基本指標に関連する指標です。

◆人口に関してモニタリングしていく指標

重要基本指標					
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人口					
三重県	1,755,415 人	1,742,703 人	1,727,503 人	1,711,370 人	未確定 ^{※2}
全国	125,502,290 人	124,946,789 人	124,351,877 人	123,801,750 人	未確定 ^{※2}

関係指標					
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人口増減率					
三重県	▲0.84%	▲0.72%	▲0.87%	▲0.93%	未確定 ^{※2}
全国	▲0.51%	▲0.44%	▲0.48%	▲0.44%	未確定 ^{※2}
年少人口(年少人口割合)					
三重県	206,522 人 (11.8% ^{※1})	201,916 人 (11.6% ^{※1})	196,627 人 (11.4% ^{※1})	190,545 人 (11.1% ^{※1})	未確定 ^{※2}
全国	14,784,279 人 (11.8%)	14,502,637 人 (11.6%)	14,173,245 人 (11.4%)	13,829,988 人 (11.2%)	未確定 ^{※2}
生産年齢人口(生産年齢人口割合)					
三重県	985,313 人 (56.1% ^{※1})	978,299 人 (56.1% ^{※1})	969,949 人 (56.1% ^{※1})	960,903 人 (56.1% ^{※1})	未確定 ^{※2}
全国	74,503,763 人 (59.4%)	74,208,164 人 (59.4%)	73,952,058 人 (59.5%)	73,728,392 人 (59.5%)	未確定 ^{※2}
高齢者人口(高齢者人口割合)					
三重県	523,541 人 (29.8% ^{※1})	522,449 人 (30.0% ^{※1})	520,888 人 (30.2% ^{※1})	519,883 人 (30.4% ^{※1})	未確定 ^{※2}
全国	36,214,248 人 (28.8%)	36,235,988 人 (29.0%)	36,226,574 人 (29.1%)	36,243,370 人 (29.3%)	未確定 ^{※2}

※1 三重県の年齢別(3区分)の人口割合は、年齢不詳を含む三重県総人口を分母として算出しているため、これらの合計が100%とならない。

※2 令和7年度は国勢調査実施年であり、データの確定時期が例年と異なるため、県政レポート(案)発行時点で数値未確定。

◆自然増減に関してモニタリングしていく指標

重要基本指標					
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
合計特殊出生率					
三重県	1.43	1.40	1.29	1.24	6月上旬 確定予定
全国	1.30	1.26	1.20	1.15	6月上旬 確定予定

関係指標					
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
出生数					
三重県	10,980 人	10,489 人	9,524 人	8,896 人	6月上旬 確定予定
全国	811,622 人	770,759 人	727,277 人	686,061 人	6月上旬 確定予定
婚姻数					
三重県	6,474 組	6,443 組	6,038 組	6,094 組	6月上旬 確定予定
全国	501,138 組	504,930 組	474,717 組	485,063 組	6月上旬 確定予定
15歳から49歳までの女性人口					
三重県	314,019 人	307,163 人	300,008 人	293,191 人	未確定 ^{※2}
全国	24,532,743 人	24,124,963 人	23,727,951 人	23,392,428 人	未確定 ^{※2}

※2 令和7年度は国勢調査実施年であり、データの確定時期が例年と異なるため、県政レポート(案)発行時点で数値未確定。

◆社会増減に関してモニタリングしていく指標

重要基本指標				
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
転出超過数(日本人移動者)				
3,480 人	3,875 人	5,721 人	5,666 人	5,938 人
転出超過数(外国人移動者含む)				
3,040 人	4,505 人	6,397 人	6,326 人	5,986 人

関係指標				
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
転出者数(日本人移動者)				
28,520 人	28,934 人	29,504 人	28,883 人	27,891 人
転出者数(外国人移動者含む)				
33,457 人	36,324 人	36,829 人	36,088 人	35,434 人
転入者数(日本人移動者)				
25,040 人	25,059 人	23,783 人	23,217 人	21,953 人
転入者数(外国人移動者含む)				
30,417 人	31,819 人	30,432 人	29,762 人	29,448 人

自然減対策の KPI(重要業績評価指標)の状況						
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和7年度 の評価
現状値	実績値	実績値	目標値	実績値	達成状況	
引用元:施策 15-4 みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント(セミナー、交流会等)数						
438 件	443 件	561 件	426 件	555 件	130.3%	a
みえの縁むすび地域サポーターによる引き合わせ件数<令和 6 年度まで>						
—	210 件	247 件	—	—	—	—
マッチングシステムによるマッチング件数<令和7年度から>						
—	—	—	250 件	197 件	78.8%	c
プレコンセプションケアを含むライフプラン教育講座に参加した大学生数(累計)						
438 人	1,373 人	2,288 人	3,300 人	2,603 人	31.1%	d
引用元:施策 15-4 不妊症サポーター養成数(累計)						
103 人	141 人	173 人	220 人	229 人	119.1%	a
男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))						
9.4%	25.7%	32.7%	50.0%	50.0%	100.0%	a
引用元:施策 15-2 保育所等の待機児童数						
103 人	108 人	84 人	0 人	73 人 ※暫定値	0%	d
引用元:施策 15-2 放課後児童クラブの待機児童数						
52 人	78 人	54 人	0 人	65 人	0%	d
引用元:施策 15-4 母子保健コーディネーター養成数(累計)						
246 人	276 人	303 人	310 人	333 人	428.6%	a

社会減対策の KPI(重要業績評価指標)の状況						
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和7年度
現状値	実績値	実績値	目標値	実績値	達成状況	の評価
県内の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合						
49.3%	48.3%	47.0%	53.4%	47.7%	89.3%	b
引用元:施策 7-3 企業による設備投資件数(累計)						
45 件	71 件	100 件	120 件	128 件	140.0%	a
引用元:施策8-2 多様な就労形態を導入している県内事業所の割合						
87.4%	88.7%	89.7%	90.9%	86.5%	95.2%	b
引用元:施策 12-2 女性活躍の推進のための人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者100人以下の団体数						
391 団体	427 団体	496 団体	521 団体	532 団体	102.1%	a
県外の就職支援協定締結大学卒業生が県内に就職した割合						
28.2%	28.4%	27.8%	36.6%	未確定	未確定	未確定
引用元:施策 9-2 県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(累計)						
3,037 人	3,794 人	4,640 人	4,924 人	5,684 人	367.6%	a
引用元:施策11-3 コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組む市町の割合						
40% 10 市町 ／25 市町	44% 11 市町 ／25 市町	48% 12 市町 ／25 市町	52% 13 市町 ／25 市町	52% 13 市町 ／25 市町	100.0%	a
引用元:施策11-2 新たな移動手段の確保に向けて取り組んだ件数(累計)						
3 件	8 件	24 件	40 件	50 件	162.5%	a
コーディネーターによる県への新たな取組または現行取組の改善提案(累計)						
—	4	9	12	13	133.3%	a

※関連施策番号の記載のない項目については、「三重県人口減少対策方針」策定時に新たに設定した KPI

人口減少対策に係る効果検証

三重県の人口は令和6年10月現在、1,711,370 人で、令和5年と比較して 0.93%減少しており、令和4年から令和5年の減少幅(0.87%減)より拡大、全国(0.44%減少)と比較しても減少率は大きくなっているなど、本県の人口減少は加速している状況です。

自然減対策として、これまで出会いの機会の創出や子育て世帯への支援等、「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んできました。令和7年度は、AI を活用したマッチングシステムを導入するなど、出会いの機会の充実を図ってきました。モニタリング指標である合計特殊出生率については、全国値(1.15)よりは高いものの、1.24と依然として厳しい状況が続いていることから、今後は令和7年度に導入したマッチングシステムの登録者の増加を図るとともに、大学生等を対象に、プレコンセプションケアを含むライフプラン教育講座等を実施し、将来の結婚、出産を望む人が希望を叶えられるよう取り組んでいきます。

社会減対策については、移住希望者のニーズ(住まい・生活環境等)や特性に応じたプロモーションの実施や、県独自の移住フェアを新たに東京でも開催するなど、本県のさらなる認知度向上を図ったところ、KPI である「県および市町の施策を利用した県外からの移住者数」が目標値を達成しました。

一方で、モニタリング指標である県外への転出超過が 5,938 人と、前年の 5,666 人より増加しており、また、転出超過の大多数を 15 歳から 29 歳の若者が占めている状況が続いています。こうしたことから、令和8年度は、三重県出身学生の多い中京圏・関西圏の就職支援協定締結大学との連携を一層強化するとともに、大学進学者が多い普通科高校における、県内企業への理解を深めることを目的とした企業展や職場訪問を実施するなど、若者等の県内定着に向けた取組を進めます。

また、県では、「三重県人口減少対策方針」の柱の一つに「ジェンダーギャップの解消」を掲げて取組を進めていますが、都道府県版ジェンダー・ギャップ指数(経済分野)が全国 47 位となっています。

そこで、ジェンダーギャップ解消に向けた取組の方向性を示し、若者、女性から選ばれる地域となるため、令和8年3月に「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定しました。令和8年度は、戦略に掲げる3つの柱、「アンコンシャス・バイアスの解消等の意識変革」、「働き方の多様な選択肢の提供」、「両立支援を支えるケアサービスや制度の充実」に基づき取組を進めるとともに、ジェンダーギャップ解消に向けた条例の制定の検討を行います。

各取組の KPI では、概ね取組が進んでいると考えられるものの、人口推移は今後も減少の加速化が見込まれています。そこで、関連する取組として、外国人人材をはじめとした労働力不足への対応や、デジタル化等生産性向上に取り組む企業の支援、交通空白における移動手段の確保やコンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進に向けた市町への支援等に取り組んでいきます。

また、南北に長い本県においては、その状況や要因が地域により異なるため、持続的な発展に向けて、地域の実情に応じた人口減少対策を実施します。

若者や女性、高齢者など、誰もが住みやすく働きやすい三重県をめざして、引き続き、市町や企業等関係団体との連携を強化し、効果の高い対策を検討し、着実に取組を推進していきます。

②人材確保対策

県内企業の労働力不足が緩和されるよう、令和7年3月に策定した「三重県人材確保対策推進方針」で掲げる6つの方向性に基づき、人材確保対策を推進しています。

「ジェンダーギャップの解消と働きやすい職場環境づくり」では、ジェンダーギャップ解消の取組の方向性を示した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定するとともに、短時間正社員制度等のモデル事例の創出、事業者向けカスタマーハラスメント相談窓口の設置に取り組みました。今後は、ジェンダーギャップの解消に向け、同戦略に基づいて対策を進めるとともに、条例の制定に向けた検討を行います。また、働き方改革を推進する企業の優れた取組の横展開を図るとともに、「三重県カスタマーハラスメント防止条例(仮称)」を制定します。

「労働条件と生産性の向上」では、エネルギー価格等高騰の影響を乗り越え、生産性向上等に前向きに取り組めるよう、中小企業・小規模企業を支援しました。また、「適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」を採択した機関・団体でフォーラムを開催し、取引適正化に向けた機運醸成に取り組みました。引き続き、中小企業・小規模企業の持続的な発展・成長に向けて、伴走型で支援するとともに、価格転嫁の優良事例を横展開するなど機運醸成を図ります。

「県内企業と若者のマッチング促進」では、就職支援協定締結大学と連携した学生向けU・Iターン就職説明会や保護者会において情報発信を行うとともに、移住や就職への関心がまだ高くない若者に対し、三重で暮らす・働く魅力を発信しました。今後は、三重県出身学生の多い中京圏・関西圏の就職支援協定締結大学との連携を一層強化するとともに、県が運用する就職情報サイトの掲載内容の充実や民間求人サイトとの連携を進め、情報発信力を強化します。また、引き続き、三重で暮らす・働く魅力の発信に取り組みます。

「地域が求める人材の育成と県内定着促進」では、産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク」と一体となって、学生やU・Iターン向け就職説明会を実施するとともに、若者の県内定着に向けた学生奨学金返還支援について、募集定員を拡大して募集を行いました。今後は、「みえ半導体産業振興方針(仮称)」を策定するなど、大学等における高度人材の育成に取り組むとともに、引き続き、学生奨学金返還支援を実施します。

「移住・経験者採用の促進と多様な人材の就労支援」では、移住希望者のニーズや特性に応じたプロモーションを実施するとともに、県独自の移住フェアを新たに東京でも開催しました。今後は、「三重県移住促進計画(仮称)」の策定や若者が気軽に相談できるAIを活用した移住相談の仕組みの構築に取り組みます。

また、多様な人材の就労支援に向け、高齢者雇用のセミナーや個別相談会を開催するとともに、障がい者雇用の受入れ環境整備などの助言を行うアドバイザーの派遣を行いました。引き続き、高齢者の再就職に向けたセミナー等を実施するとともに、障がい者雇用に取り組んでいる企業への見学会を新たに開催します。

「外国人労働者の受入体制の整備と多文化共生の推進」では、企業向けに外国人採用のポイントや育成就労制度を紹介するセミナーを開催するとともに、ベトナムとインドネシアにおいて現地大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出しました。今後は、外国人雇用に関する行政書士による企業向け相談を実施するとともに、引き続き、両国において合同面接会を開催します。

また、外国人労働者とその家族が外国人住民として安全・安心に生活できるよう、「みえ

外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)において多言語での相談対応に取り組むとともに、市町の日本語教室の開設支援等を行う地域日本語教育コーディネーターを養成しました。今後は、みえこにおける雇用・労働に係る相談体制の充実に取り組むとともに、日本語学習の支援を行う拠点として「みえ地域日本語教育支援センター(仮称)」を設置します。

以下は、令和7年3月に策定した「三重県人材確保対策推進方針」に基づき、項目ごとに令和7年度の実施と令和8年度以降の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和7年度の主な取組	令和8年度以降の課題と対応
◆ジェンダーギャップの解消と働きやすい職場環境づくり（関連施策：8-2、12-2、行政運営1）	
・「三重県人口減少対策方針」に掲げるジェンダーギャップ解消に向け、取組の方向性を示した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定しました。	・経済分野におけるジェンダーギャップが全国的にも低位となっています。そのため、ジェンダーギャップの解消に向け、令和7年度に策定した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づく具体的な対策を、先進的に取り組んでいる若手経営者や教育機関等と連携し推進します。また、ジェンダーギャップ解消に向けての新たな気づきと具体的な行動変容を促し、企業や地域、個人、行政等、社会全体でこの取組を推進するため、条例制定の検討を行います。
・ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、企業トップ等の熱い思いを見える化する「本気宣言」、企業の取組促進に向けた先進企業見学会、働く女性のロールモデルとの交流会を実施しました（本気宣言：18宣言・累計73宣言、企業見学会：32社42名参加、ロールモデル交流会：60社66名参加）。 ・県内企業・団体の先進的な取組や活躍する女性等の情報を一元的にわかりやすく発信し、横展開を図るためのポータルサイトを構築しました（令和8年2月公開）。	・ジェンダーギャップを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍でき、固定的な性別役割分担意識にとらわれない働き方が県内企業で進むよう取り組むことが必要です。そのため、企業トップ・リーダー層を対象とした意識変革に向けたワークショップ等を実施するとともに、好事例の水平展開を図ります。また、女性のキャリア継続やキャリアアップを支援するため、働く女性を対象とした階層別の講座やロールモデル交流会を行います。 ・近い将来働き手となる若者が性別にとらわれない進路を選択できることが必要です。そのため、若年層と親世代を対象に性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等の解消に向けた啓発を行います。
・誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進めるとともに、アドバイザー派遣（9社）等により県内企業への働き方改革の普及を図っています（登録企業379社（令和7年度：185社登録））。また、働き方改革推進奨励金により、中小企業の働きやすい職場環境づくりを後押ししました。 ・出産・育児、介護など誰もが個別の事情に応じて柔軟に働き続けられる職場づくりにつなげるため、短時間正社員制度等の導入を検討する企業にアドバイザーを派遣し、モデル事例（2社）を創出することによって、多様な働き方の導	・少子高齢化による労働力減少と多様な働き方へのニーズが増す中、働き方改革の推進により、誰もが働きやすい職場環境づくりや企業の人材確保につなげる必要があります。そのため、アドバイザー派遣や奨励金制度等により県内企業への支援を行います。また、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度の受付期間延長や愛称導入により登録企業を拡大し、企業の優れた取組を表彰等することで横展開を図っていきます。

入・活用を促進しました。	
・カスタマーハラスメントの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳を守るため、条例の制定に向けた検討を進めるとともに、事業者向け相談窓口の設置(7月開設)、セミナーの開催(1回目:8月開催60人、2回目:12月開催42人)、アドバイザー派遣(10社)等を実施し、県内企業におけるカスタマーハラスメント防止対策の取組を支援しました。	・カスタマーハラスメントの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳を守ることが求められています。このため、「三重県カスタマーハラスメント防止条例(仮称)」を制定し、その内容を広く周知するとともに、相談窓口やアドバイザーの派遣等により県内企業におけるカスタマーハラスメント防止対策にかかる取組を支援します。
◆労働条件と生産性の向上（関連施策 7-1）	
・企業の経営力強化につなげるため、商工団体と連携しながら、「三重県版経営向上計画」の策定支援を進めました(認定件数 466 件)。また、計画の質的向上につなげるため、計画の作成を支援する商工団体職員のさらなる資質向上のための研修会を開催しました(延べ 49 人参加)。 ・中小企業・小規模企業がエネルギー価格等高騰の影響を乗り越え、生産性向上や高付加価値化等に前向きに取り組めるよう、生産性向上・業態転換支援補助事業により支援しました(採択件数212 件)。	・中小企業・小規模企業の持続的な発展・成長に向けて、生産性向上や高付加価値化等につながる取組への支援が必要です。そのため、三重県産業支援センターや商工団体と連携し、個々の企業が経営力向上に向けて具体的に取り組んでいくための「三重県版経営向上計画」の策定を伴走型で支援するとともに、計画策定後の効果等の検証を行います。
・中小企業・小規模企業が有する製品・サービスを専門家が評価分析し、その強み弱み等をフィードバックすることで、自ら価格転嫁に取り組む後押しをしました。また、「適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」を採択した機関・団体でフォーラムを開催し、取引適正化に向けた機運醸成に取り組みました(参加者数150人)。	・物価高騰が長期化しており、引き続き適正取引・価格転嫁に取り組むことが必要となっています。そのため、三重共同宣言を採択した機関・団体とともにフォーラム、セミナー等を実施し、価格転嫁の優良事例を横展開するなど機運醸成を図ります。
◆県内企業と若者のマッチング促進（関連施策:8-1、14-2、行政運営1）	
・県内就職を促進するため、ポータルサイトなど多様なメディアの活用により就職支援情報等を発信するとともに、就職支援協定締結大学と連携した学生向け U・I ターン就職説明会や保護者会において県内企業情報や就職支援情報等の発信(計 23 回)を行いました。	・多くの学生が大手就職情報サイトを活用して就職活動を行っている状況をふまえ、県内企業の情報をさらに広く届ける必要があります。そのため、県が運用する就職情報サイトの県内企業情報・就職支援情報の掲載内容の充実を図るとともに、多くの学生が利用する民間求人サイトとの連携を進めることで、情報発信力を強化します。 ・県内企業への就労、定着に向けた有効な支援策を検討する必要があります。そのため、学生や保護者のニーズを把握するとともに、特に三

	重県出身学生の多い中京圏・関西圏の就職支援協定締結大学と連携を一層強化し、より効果の高い情報提供に取り組みます。
・若者の県内定着及びU・Iターン等の促進を図るため、SNSを活用した県の魅力発信に加えて、移住や就職への関心がまだ高くない県内の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に、映画館でのCMや電車車両内のデジタルサイネージ等のさまざまな媒体を活用して、三重で暮らす・働く魅力をショート動画により発信しました。	・本県の若者の転出超過数は近年4,000人前後で推移しており、若者の県内定着及びU・Iターン等の促進を図る必要があります。そのため、SNSを活用した県の魅力発信に加えて、移住や就職への関心がまだ高くない県内の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に、映画館でのCMや電車車両内のデジタルサイネージ等のさまざまな媒体を活用して、三重で暮らす・働く魅力を引き続きショート動画により発信します。
・進学希望者が多い普通科高校で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深める契機となるよう、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展(3校で実施)を開催するとともに、生徒が県内企業で活躍する職業人から話を伺う機会や、企業を訪問する機会を拡充し、企業と連携した探究学習を推進しました。	・大学進学者が多い普通科高校において、生徒が地元企業の魅力に目を向け、地域での活躍を視野に入れたキャリア形成を促すことが必要です。そのため、学校と地元企業をつなぐコーディネーターを活用した企業展や職場訪問を実施します。また、地元企業が学校の学習活動を支援する協力体制の構築を図ります。
・求職者それぞれのニーズに沿った就労支援を行うため、「おしごと広場みえ」において、就職相談(受付件数717件)やセミナーなど総合的な就労支援サービスをワンストップで提供しました。また、オンラインによる合同企業説明会を開催(4回開催、33社、延べ387人参加)しました。	・求職者それぞれのニーズに沿った就労支援を行うことが求められています。そのため、引き続き「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスの提供に取り組みます。また、就職活動のオンライン化に対応するため、引き続きオンライン合同企業説明会等に取り組みます。
◆地域が求める人材の育成と県内定着促進(関連施策:7-3、8-1、10-1)	
・半導体関連産業の集積を促進するため、本県の強みや課題を洗い出し、地域ごとの企業誘致の方向性や人材育成のあり方について、有識者の意見も聞きながら、「みえ半導体産業振興方針(仮称)」の策定を進めました。また、産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク」と一体となって、学生やU・Iターン向け就職説明会(11月:三重県、1月:東京都)等の人材確保の取組、商談会等の県内半導体関連企業の販路拡大の取組を進めました。	・数多くの半導体関連企業が県内に立地している一方で、県内外における企業の認知度向上が課題となっており、半導体関連産業のさらなる振興に取り組む必要があります。そのため、「みえ半導体産業振興方針(仮称)」を策定し、半導体関連企業の誘致活動を行うとともに、大学や高専における高度人材の育成や商談会等による産業基盤強化、認知度向上のための情報発信に取り組みます。
・経営者の意識改革や業務担当者の知識・スキルの向上を目的とした研修や企業のDX導入支援を実施するなど、県内企業へのDX推進に取り組みました(参加者1,841名)。また、プロ	・県内企業における生産性の向上及び業務効率化を進めるには、DXやAIの活用が課題となっています。このため、今後活用が不可欠なAIの利用を含む、スキル別の人材育成や企業への

グラミング講座の実施など、女性デジタル人材の育成にも取り組みました(受講者35名)。	導入支援を行うとともに、女性を対象としたデジタルスキル習得講座により女性デジタル人材の育成に取り組みます。
・大学等在学中に借りた奨学金の返還額の一部を助成する学生奨学金返還支援事業について、申請者がより活用しやすくなるよう令和6年度に見直した要件のもと募集定員を拡大して募集を行い、支援対象者として 183 人を認定しました。また、支援の拡充に向けて、企業における奨学金返還支援(代理返還)制度の導入促進に取り組みました。	・本県の若者の転出超過数は近年 4,000 人前後で推移しており、県内外の高等教育機関を卒業した学生等の県内定着を図る必要があります。そのため、引き続き、拡大した募集定員等のもと学生奨学金返還支援事業を実施するとともに、企業に対し奨学金返還支援(代理返還)制度の導入を働きかけます。
◆移住・経験者採用の促進と多様な人材の就労支援（関連施策：8-2、9-2）	
・移住希望者のニーズ(住まい・生活環境等)や特性に応じ、「仕事を変えずに移住」「自然環境や暮らしを重視して移住」「やりたいことの実現にむけて移住」「仕事を見つけて移住」の4つのモデルを設定し、それぞれにアプローチするプロモーションを組み合わせて実施しました。 ・県独自の移住フェアを名古屋、大阪に加え、新たに東京でも開催し、都市部の移住希望者に向けた、本県のさらなる認知度向上を図りました(参加者：名古屋 115 名、大阪 83 名、東京 160 名)。	・移住者数の増加に向け、移住先としての本県の認知度を向上させる必要があります。このため、移住希望者のニーズ(住まい・生活環境等)や特性に応じたプロモーションを実施するとともに、ターゲットを設定した移住セミナーや、市町・関係部局と連携し県独自の移住フェアを東京、名古屋、大阪で実施します。また、首都圏においては移住後の起業に関するニーズが高いため、県内起業家との交流イベントを新たに実施します。 ・若者が気軽に相談できる態勢を整える必要があります。このため、新たにAIを活用した移住相談の仕組みを構築するとともに、よりきめ細かな相談対応を可能とする移住相談システムの導入を進めます。 ・引き続き移住者数を増加させていく必要があります。そのため、移住者数の増加に向けた実行計画となる「三重県移住促進計画(仮称)」を策定します。
・高齢者がその能力や経験を生かして、安心して就労できる職場環境づくりを推進するため、県内企業に対し、高齢者雇用の実践事例を紹介するセミナーや相談会を開催するとともに、求職者に対し、早期再就職を支援するセミナーや個別相談会等を開催しました(企業向けセミナー等参加企業延べ 132 社、求職者向けセミナー等参加者延べ 382 人)。	・高齢者がその能力や経験を生かし、生涯にわたって活躍ができるよう、継続雇用制度の導入促進等の職場環境づくりやマッチング機会の提供に取り組む必要があります。そのため、三重労働局と連携して、企業や求職者向けのセミナーや就職面接会を実施します。
・法定雇用率未達成企業等の雇用拡大に向けて、業務の切り出しや受入れ環境整備などの助言を行うアドバイザーの派遣を行いました(派	・これまで障がい者を雇用していない企業は、業務の切り出しや自社での障がい者雇用をイメージできず、積極的な採用活動につながらない

遣企業 19 社)。 ・障がい者雇用に関心のある企業を対象として、短時間雇用やテレワークなど多様で柔軟な働き方の促進に向けたアドバイザーを企業へ派遣しました(派遣企業23社)。	ことが課題となっています。そのため、障がい者雇用に取り組んでいる企業への見学会を新たに開催するとともに、アドバイザーを派遣して課題の発見から解決までを支援する伴走支援を行います。
◆外国人労働者の受入体制の整備と多文化共生の推進 (関連施策:8-2、12-3)	
・外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めるため、企業に対し、外国人採用のポイントや育成就労制度を紹介するセミナー等を開催しました(参加企業 159 社)。また、留学生を含む外国人労働者の県内就職を促進するため、就業体験やオンライン合同企業説明会等を開催しました(求職者向けセミナー等参加者 381 人)。 ・高度外国人材の採用をめざす県内中小企業を支援するため、新たにインドネシアでの合同面接会を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出しました(インドネシア:参加企業4社、参加者 225 人、内定者5人)。また、ベトナムにおいて令和8年3月に合同面接会を開催しました(ベトナム:参加企業 14 社、参加者 2,137 人)。	・高度外国人材の採用をめざす県内企業の採用活動を支援するため、ベトナム及びインドネシアの大学生等を対象に就業体験や現地での合同面接会を実施します。また、日本で教育を受け日本文化に理解のある留学生や定住外国人が県内企業に就職できるよう、留学生等を対象に合同企業説明会等を実施します。 ・県内企業では、外国人従業員に対する日本語教育や外国人雇用に関する基本的な知識・ノウハウの不足が課題となっています。そのため、県内企業における日本語教育への支援につなげるため、令和8年度から、外国人従業員を対象にeラーニングを活用した日本語教育プログラムの実証を行います。また、外国人雇用に関する県内企業からの相談に対応できるよう、行政書士による企業向け相談を新たに実施します。
・増加する県内の外国人住民が、安全に安心して暮らすことができるよう、生活に必要な情報を県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しました(情報提供件数:48件、年間ページビュー数:96,156 件)	・外国人住民が安全・安心に暮らせるよう生活に必要な情報を適切に提供する必要があります。そのため、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)の掲載言語を拡充し、行政・生活・防災等に関する必要な情報の提供を進めます。 ・外国人コミュニティに対する生活情報の伝達や地域との円滑なコミュニケーションを促進する仕組みの構築が必要です。このため、情報の橋渡し役を担う「外国人地域サポーター」制度を創設します。
・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、外国人住民のニーズをふまえ、弁護士や臨床心	・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)においては、外国人住民の増加に伴い相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることが課題となっています。課題解決に向け、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化に加え、雇用・労働に係る専門相談ができる機会を設け、みえこの相談体制の充実を図ります。

理士等による専門相談を実施するとともに、相談員の資質向上のため、外国人支援コーディネーター*の認証取得やケース検討会の開催など、相談体制の充実を図りました(相談数:2,288件、うち専門相談:76件)。	
・市町の関わる日本語教室の設置を促すため、市町向け研修会を開催し、先進事例の共有等を行うとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナーを実施しました。また、市町等への支援を強化するため、地域日本語教育コーディネーターを養成するとともに、企業による従業員への日本語学習が進むよう、企業への啓発や支援を行いました(日本語教室:18市町46教室、地域日本語教育コーディネーター:4名養成)。	・時間や場所等により制約されない日本語の学習環境を充実させていく必要があります。このため、オンライン、オンデマンドによる日本語学習の機会を提供します。 ・日本語学習体制を一体的に推進するため、関係主体間の連携や相談対応の一元化を図る仕組みの整備が必要です。このため、学習者・支援者・企業・自治体等からの相談対応や日本語学習の支援を行う拠点として「みえ地域日本語教育支援センター(仮称)」を設置します。

「三重県人材確保対策推進方針」において、以下の指標を設定しており、これらをモニタリングすることで本県の人材確保の状況について継続的に把握、分析を行い、改善につなげていきます。

◆人材確保に関してモニタリングしていく指標

全般		
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
県内企業における人員の不足している割合		
54. 8%	55. 4%	55. 7%

ジェンダーギャップの解消と働きやすい職場環境づくり		
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の企業・団体数		
427 団体	496 団体	532 団体
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合		
88. 7%	89. 7%	86. 5%

労働条件と生産性の向上		
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
県内企業の価格転嫁の状況(原材料費・労務費とも一定以上価格転嫁できている割合)		
—	31. 4%	40. 4%

県内企業と若者のマッチング促進 地域が求める人材の育成と県内定着促進		
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合		
42. 7%	41. 7%	未確定

移住・経験者採用の促進と多様な人材の就労支援		
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(H27 年度からの累計)		
3, 794 人	4, 640 人	5, 684 人
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合		
88. 7%	89. 7%	86. 5%

外国人労働者の受入体制の整備と多文化共生の推進		
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
外国人労働者数		
33,753 人	37,091 人	40,236 人
多文化共生社会になっていると感じている県民の割合		
32.4%	26.9%	20.7%

人材確保対策に係る効果検証

県内企業における人手不足の割合は、55.7%と半数を超える割合で推移しており、人材確保に資する効果的な対策を推進していく必要があります。

「ジェンダーギャップの解消と働きやすい職場環境づくり」では、ジェンダーギャップの解消に向け、企業のトップ・リーダー層への意識啓発などに取り組んできたところ、「女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数 100 人以下の企業・団体数」が増加となりました。一方、都道府県版ジェンダー・ギャップ指数(経済分野)が全国 47 位と低い状況にあるため、今後は、新たに策定した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づき、取組を一層推進するとともに、ジェンダーギャップの解消を目的とした条例の制定に向けた検討を行っていきます。また、働きやすい職場環境づくりに向けて、働き方改革推進奨励金等による働きやすい職場環境づくりの促進に取り組んできました。「多様な就労形態を導入している県内事業所の割合」は、減少となりましたが、今後は、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度の登録企業の拡大や、令和7年度に創出した短時間正社員制度のモデル事例の横展開を図るなど、県内企業の働きやすい職場環境づくりをより一層促進していきます。

「労働条件と生産性の向上」では、労働条件の向上に向け賃上げ原資を確保できるよう、県内企業における価格転嫁の促進に取り組んできたところ、「県内企業の価格転嫁の状況(原材料費・労務費とも一定以上価格転嫁できている割合)」が増加となりました。引き続き、「適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」を採択した機関・団体が相互に協力、連携しながら、県内企業における適正取引・価格転嫁を促進していきます。

「県内企業と若者のマッチング促進」および「地域が求める人材の育成と県内定着促進」では、就職支援協定締結大学と連携を図るなど若者の県内就職促進に取り組んできました。

「移住・経験者採用の促進と多様な人材の就労支援」では、移住希望者のニーズや特性に応じたプロモーション等に取り組んできたところ、「県および市町の施策を利用した県外からの移住者数」が増加となりました。今後は、「三重県移住促進計画(仮称)」を策定するとともに、AIを活用した移住相談の仕組みを構築するなど、移住促進の取組を強化していきます。

「外国人労働者の受入体制の整備と多文化共生の推進」では、県内の「外国人労働者数」が年々増加しており、過去最多を更新しました。今後も、全国的に増加傾向が見込まれる中、県内企業が外国人雇用について相談できる窓口の機能を強化するなど取組をさらに進めていきます。また、多文化共生の推進に向けて、日本人住民と外国人住民の相互理解を図る啓発交流イベント等に取り組んできました。「多文化共生社会になっていると感じている県民の割合」は、減少となりましたが、今後は、「みえ地域日本語教育支援センター(仮称)」を設置するなどコミュニケーションの基礎となる日本語教育の充実を図るとともに、県民の皆さんにめざす社会の姿について理解していただくことが重要という認識のもと、多文化共生社会のさらなる推進に向けて取り組んでいきます。

人材確保対策については、令和7年3月に「三重県人材確保対策推進方針」を策定し、各取組を進めているところです。県内企業の労働力不足が緩和されるよう、同方針に基づき、誰もがそれぞれのライフステージや経験・能力に応じ、多様で柔軟な働き方ができる社会等をめざして、産学官が連携して人材確保対策に取り組んでいきます。

第3章 施策の取組

(1)政策体系、施策とは

政策体系は、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示す基本理念の実現に向け、＜政策展開の基本方向(四本の柱)＞のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理したものです。

「みえ元気プラン」では、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示した＜政策展開の基本方向(四本の柱)＞と16の＜政策＞に加え、56の＜施策＞と、施策を構成する＜基本事業＞をお示ししています。

第3章では、令和7年度に県が取り組んだ事業の成果と課題を、政策体系に位置づけられた56の＜施策＞ごとに整理・検証した結果を掲載しています。

【施策の「めざす姿」と「KPI」について】

みえ元気プランでは、それぞれの施策が目標としている社会の状況を「めざす姿」として記載しています。

施策には、「めざす姿」の達成に向けた進捗を、適切に評価するとともに県民の皆さんが把握することができる指標(KPI)を設定していますが、KPI(Key Performance Indicator)は進捗を計測する中間指標であり、KPIで定めた目標自体は県のめざす最終目標ではありません。

県が取り組んだ事業の成果と課題を整理・検証するにあたっては、KPIの達成状況や、施策を構成する基本事業の取組状況などをふまえて、「めざす姿」に示された状況が達成されたかという観点から、施策ごとに総合評価を行っています。

(2)政策体系一覧

方向	政 策	施 策	頁
Ⅰ 安全・安心の確保	1 防災・減災、県土の強靱化	1-1 災害対応力の充実・強化	100
		1-2 地域防災力の向上	105
		1-3 災害に強い県土づくり	110
	2 医療・介護・健康	2-1 地域医療提供体制の確保	115
		2-2 感染症対策の推進	122
		2-3 介護の基盤整備と人材確保	125
		2-4 健康づくりの推進	129
	3 暮らしの安全	3-1 犯罪に強いまちづくり	133
		3-2 交通安全対策の推進	137
		3-3 消費生活の安全確保	140
		3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	143
	4 環境	4-1 脱炭素社会の実現	147
		4-2 循環型社会の構築	151
		4-3 自然環境の保全と活用	155
		4-4 生活環境の保全	158
Ⅱ 活力ある産業・地域づくり	5 観光・魅力発信	5-1 持続可能な観光地づくり	161
		5-2 戦略的な観光誘客	164
		5-3 三重の魅力発信	167
	6 農林水産業	6-1 農業の振興	171
		6-2 林業の振興と森林づくり	177
		6-3 水産業の振興	181
		6-4 農山漁村の振興	185
	7 産業振興	7-1 中小企業・小規模企業の振興	188
		7-2 ものづくり産業の振興	191
		7-3 企業誘致の推進と県内再投資の促進	195
		7-4 国際展開の推進	198
	8 人材の育成・確保	8-1 若者の就労支援・県内定着促進	200
		8-2 多様で柔軟な働き方の推進	203

方向	政 策	施 策	頁
Ⅱ 活力ある産業・地域づくり	9 地域づくり	9-1 市町との連携による地域活性化	206
		9-2 移住の促進	209
		9-3 南部地域の活性化	212
		9-4 東紀州地域の活性化	214
	10 デジタル社会の推進	10-1 社会における DX の推進	217
		10-2 行政サービスの DX 推進	219
	11 交通・暮らしの基盤	11-1 道路・港湾整備の推進	221
		11-2 公共交通の確保・充実	227
		11-3 安全で快適な住まいまちづくり	230
		11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	234
Ⅲ 共生社会の実現	12 人権・ダイバーシティ	12-1 人権が尊重される社会づくり	237
		12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	241
		12-3 多文化共生の推進	245
	13 福祉	13-1 地域福祉の推進	248
		13-2 障がい者福祉の推進	252
Ⅳ 未来を拓くひとづくり	14 教育	14-1 未来の礎となる力の育成	257
		14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	262
		14-3 特別支援教育の推進	267
		14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり	270
		14-5 誰もが安心して学べる教育の推進	274
		14-6 学びを支える教育環境の整備	279
	15 子ども	15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり	285
		15-2 幼児教育・保育の充実	290
		15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進	293
		15-4 結婚・妊娠・出産の支援	296
	16 文化・スポーツ	16-1 文化と生涯学習の振興	301
		16-2 競技スポーツの推進	304
		16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	307

(3)総合評価の考え方、KPIの評価の考え方

① 施策の総合評価の考え方

ア) 施策の目標であるめざす姿の実現に向けた進捗状況について、KPIの達成状況と基本事業の取組状況を踏まえて、A～Dで評価しています。

{ A.順調 B.おおむね順調 C.やや遅れている D.遅れている }

イ) A～Dの判断にあたっては、基本的には、KPIの評価のうち最も多い評価区分(abcd)と同じ評価(ABCD)を採用しています。ただし、当該施策の各KPIの重要度合は様々であり、また、各KPIが基本事業の全てを網羅しているわけではないことから、基本事業の取組状況や外部要因などを勘案して、施策を所管する副部長、次長の判断により総合評価を上下させています。

ウ) KPIの評価区分が、異なる2種類以上で同数かつ最多となった場合は、KPIの重要度合や基本事業の取組状況を踏まえて、適切な評価を選択します。

② KPIの評価基準

目標達成状況(③参照)をふまえ、下表の区分に従って、KPIごとに{ a b c d }で評価します。

(表)目標達成状況とKPIの評価の関係

区 分 摘 要	KPIの目標達成状況	
	定量目標	定性目標
a	100%以上	達成
b	85%以上100%未満	概ね達成
c	70%以上85%未満	達成が不十分
d	70%未満	達成度が低い

③ KPIの目標達成状況の算出方法

ア) 目標達成状況は、「みえ元気プラン」の目標項目の欄に「(累計)」と記載の無い目標項目については、令和7年度の実績値を令和7年度の目標値で割って算出しています。

また、目標項目が減少を目指すものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{令和7年度実績値}}{\text{令和7年度目標値}}$$

(例1) 令和7年度の目標値が130、実績値が120 ※増加をめざす目標の場合

$$\frac{120}{130} = 0.92307\cdots = 92.3\% (\text{小数点第4位以下四捨五入して\%表示})$$

※ただし、0.9995…～0.9999…の場合は99.9%と記載)

イ) みえ元気プランの目標項目の欄に「(累計)」と記載のある目標項目については、令和6年度の実績値を令和7年度目標値及び実績値から差し引いて計算しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{令和7年度実績値} - \text{令和6年度実績値}}{\text{令和7年度目標値} - \text{令和6年度実績値}}$$

(例2) 令和6年度の実績値が100で、令和7年度の目標値が130、実績値が120の場合
※増加をめざす目標の場合

$$\frac{120-100}{130-100} = \frac{20}{30} = 0.6666\cdots = 66.7\% (\text{小数点第4位以下四捨五入して\%表示})$$

※ただし、0.9995…～0.9999…の場合は99.9%と記載)

*KPIの目標が「(累計)」と記載のある目標項目について、このような算出方法を用いているのは、県政レポートが単年度の評価や実績を報告するものであることからです。過去の取組の成果である実績値を差し引いて算出することにより、単年度の成果(目標達成状況)を表せるようにしています。

ウ) KPIの目標及び実績が定性的なものは、目標の状況と実績の状況を比較して、4段階{ 達成 概ね達成 達成が不十分 達成度が低い }のいずれに該当するかを判断します。4段階の考え方は、おおむね「(表)目標達成状況とKPIの評価の関係」に示した区分のとおりです。

(4) 施策の総合評価、KPIの達成状況一覧

I 安全・安心の確保

(評価の説明)
 ◆施策の総合評価 A=順調、B=おおむね順調、C=やや遅れている、D=遅れている
 ◆KPIの評価 a=達成、b=おおむね達成、c=達成が不十分、d=達成度が低い

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
1 防災・減災、 県土の強靱化	1-1	災害対応力の充実・強化	B	県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数	a	①⑤	①県の災害即応体制の充実・強化 ②市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援 ③消防・保安体制の充実・強化に向けた支援 ④災害保健医療体制の整備 ⑤国民保護の推進	2,651
				市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数	a	②		
				消防団員の減少数	d	③		
				県内のDMA Tチーム数	a	④		
	1-2	地域防災力の向上	A	地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数	a	②	①災害に強い地域づくり ②災害から命を守る適切な避難の促進 ③災害ボランティアの活動環境の充実・強化 ④学校における防災教育の推進	576
				県が防災情報を提供するホームページのアクセス数	a	①②		
				津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数	a	②		
				家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	b	④		
	1-3	災害に強い県土づくり	A	河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量(累計)	c	①	①流域治水の推進 ②土砂災害対策の推進 ③山地災害対策の推進 ④高潮・地震・津波対策の推進 ⑤緊急輸送道路等の機能確保 ⑥インフラ危機管理体制の強化 ⑦インフラの老朽化対策の推進	29,305
				要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率	a	②		
				市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率	a	④		
				大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	a	⑤		
				被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築	a	⑥		
				橋梁の修繕完了率	a	⑦		
2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保	B	病院勤務医師数	a	②	①地域医療構想の実現 ②医療分野の人材確保 ③がん対策の推進 ④循環器病対策の推進 ⑤救急医療等の確保 ⑥県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 ⑦適正な医療保険制度の確保	126,778
				看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合	b (見込)	②		
				がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	c	③		
				がんによる10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)	b	③		
				循環器病による10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)	b	④		
				救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合	b	⑤		
				県立病院患者満足度	b	⑥		

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
2 医療・介護・健康	2-2	感染症対策の推進	B	感染症の集団発生が抑止できた割合	b	①②③	①感染予防のための普及啓発の推進 ②感染症危機管理体制の整備 ③感染症対応のための相談・検査の推進	2,077
				感染予防対策研修会への参加施設数	a	②		
				新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査体制の確保	a	③		
	2-3	介護の基盤整備と人材確保	B	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	a	①③④⑤	①介護施設サービスの充実 ②介護人材の確保 ③認知症になっても希望を持てる社会づくり ④介護予防・生活支援サービスの充実 ⑤在宅医療・介護連携の推進	19,265
				県内の介護職員数	b	②		
				チームオレンジ整備市町数	b	③		
	2-4	健康づくりの推進	B	健康寿命	b	①	①望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進 ②歯科保健対策の推進 ③難病対策の推進	2,969
				三重とこわか健康マイレージ事業への参加者数	a	①		
				永久歯列が完成する時期でむし歯のない者の割合	a	②		
3 暮らしの安全	3-1	犯罪に強いまちづくり	C	刑法犯認知件数	d	①②③	①みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進 ②犯罪の早期検挙のための活動強化 ③警察活動を支える基盤の強化 ④犯罪被害者等支援の充実	13,771
				特殊詐欺認知件数	d	①②③		
				重要犯罪の検挙率	b	②③		
				犯罪被害者等支援従事者数(累計)	a	④		
	3-2	交通安全対策の推進	C	交通事故死者数	b	①	①交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進 ②飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 ③安全かつ快適な交通環境の整備 ④道路交通秩序の維持	5,906
				飲酒運転事故件数	d	②		
				横断歩道の平均停止率	c	④		
	3-3	消費生活の安全確保	B	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用するとした人の割合	b	①②	①自主的かつ合理的な消費活動への支援 ②消費者被害の救済、適正な取引の確保	119
				消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合	a	②		
				講習等の実施学校数(累計)	b	①		
	3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	B	HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	a	①	①食品と生活衛生営業施設等の衛生確保 ②医薬品等の安全な製造・供給の確保 ③人と動物の共生環境づくり ④薬物乱用防止対策の推進	1,253
				県内で献血を行った10代の人数	c	②		
				ペットに関する防災対策を行っている人の割合	a	③		
				薬物乱用防止に関する講習会等を実施した県内小学校の数	a	④		

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
4 環境	4-1	脱炭素社会の実現	B	県域からの温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）	b	①②③④	①気候変動の緩和の取組の促進 ②気候変動適応の取組の促進 ③環境教育・環境学習の推進 ④事業者による環境配慮の促進	1,200
				脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数（累計）	a	①		
				環境教育・環境学習講座等の受講者数（累計）	a	③		
	4-2	循環型社会の構築	B	廃プラスチック類の再生利用率	b	①②④	①パートナーシップで取り組む「3R+R」 ②循環関連産業の振興による「3R+R」の促進 ③廃棄物処理の安全・安心の確保 ④廃棄物政策を通じた社会的課題の解決 ⑤人材育成とICTの活用	870
				カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数（累計）	b	④		
				適正に管理されないおそれのあるPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に関する指導率	a	③		
				建設系廃棄物の不法投棄件数	a	③		
	4-3	自然環境の保全と活用	A	希少野生動植物保護等の生物多様性保全活動の取組数（累計）	a	①	①貴重な生態系と生物多様性の保全 ②自然とのふれあいの促進	251
				自然体験施設等の利用者数	a	②		
	4-4	生活環境の保全	B	環境基準達成率	b	①	①大気・水環境等の保全 ②生活排水処理施設の整備促進 ③きれいで豊かな海の再生 ④海岸漂着物対策の推進	15,656
				生活排水処理施設の整備率	b	②		
				「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数	b	③		
				海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	a	④		

Ⅱ 活力ある産業・地域づくり

(評価の説明)

◆施策の総合評価 A=順調、B=おおむね順調、C=やや遅れている、D=遅れている

◆KPIの評価 a=達成、b=おおむね達成、c=達成が不十分、d=達成度が低い

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
5 観光・魅力発信	5-1	持続可能な観光地づくり	B	観光客満足度	a	①②③④	①拠点滞在型観光の推進 ②DMO(観光地域づくり法人)等の支援 ③受入れ環境の整備 ④観光人材の育成	834
				県内の平均宿泊日数	b	①②③④		
				リピート意向率	a	①②③④		
	5-2	戦略的な観光誘客	B (見込)	観光消費額	未確定	①②③	①観光マーケティングの推進 ②観光プロモーションの強化 ③インバウンドの誘客	474
				県内の延べ宿泊者数	b	①②③		
				県内の外国人延べ宿泊者数	b	①②③		
	5-3	三重の魅力発信	A	首都圏・関西圏における観光旅行先としての三重県への訪問意向および三重県産品の購入意向の割合	b	①②③	①戦略的なプロモーション活動の展開 ②首都圏における魅力発信 ③関西圏における魅力発信 ④県産品の高付加価値化と販売促進 ⑤新たな価値創出につなげる人材育成	772
				三重テラスにおける魅力発信件数(累計)	a	②		
				伝統産業および食関連産業における消費者ニーズに対応した付加価値の高い商品・サービスの開発数(累計)	a	④		
				新商品や魅力あるサービスの開発など、新たな価値創出に取り組むことができる人材の育成数(累計)	a	⑤		
6 農林水産業	6-1	農業の振興	A	農業産出等額	a	①②	①需要に応じた農産物の供給と研究開発 ②需要に応じた畜産物の供給と研究開発 ③農業の担い手の確保・育成 ④強い農業のための基盤づくり ⑤農業等による県民等への価値提供	7,672
				認定農業者のうち、年間所得が500万円以上の経営体の割合	a	③		
				基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	a	④		
				県産農畜産物の新たな取引件数(累計)	a	⑤		
	6-2	林業の振興と森林づくり	B	公益的機能増進森林整備面積(累計)	d (見込)	①	①森林の適正な管理と公益的機能の発揮 ②「緑の循環」の推進と県産材の利用の促進 ③林業・木材産業を担う人材の育成 ④みんなで支える森林づくりの推進	3,193
				県産材素材生産量	a (見込)	②		
				公共施設の木造化率	a (見込)	②		
				木づかい宣言事業者数(累計)	a	②④		
	6-3	水産業の振興	B	海面養殖業産出額	a	①	①水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築 ②多様な担い手の確保・育成と経営力の強化 ③災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築 ④豊かな県産水産物の魅力発信と販路拡大	4,148
				資源評価対象魚種の漁獲量	c	①		
				新規漁業就業者数	c	②		
				耐震・耐津波対策を実施した拠点漁港の施設整備延長(累計)	a	③		
				新たな水産物の輸出取引件数(累計)	a	④		

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
6 農林水産業	6-4	農山漁村の振興	A	農山漁村における所得・雇用機会の確保につながる新たな取組数（累計）	a	①	①人や産業が元気な農山漁村づくり ②農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮 ③安全・安心な農村づくり ④獣害対策の推進	5,765
				ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	a	③		
				野生鳥獣による農林水産業被害金額	b	④		
7 産業振興	7-1	中小企業・小規模企業の振興	B	三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数（累計）	a	①	①中小企業・小規模企業の経営支援 ②資金調達の円滑化 ③事業承継の円滑化	2,238
				県内中小企業・小規模企業における事業継続計画（BCP）等の策定件数（累計）	d	①		
				県中小企業融資制度における創業関連資金および設備資金の利用件数（累計）	a	②		
				事業承継診断件数（累計）	a	③		
	7-2	ものづくり産業の振興	A	県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数（累計）	a	①②④⑤	①成長産業育成・業態転換の促進 ②経営基盤の強化・人材育成の推進 ③四日市コンビナートの競争力強化 ④新エネルギーの導入促進 ⑤ライフイノベーションの推進	1,584
				四日市コンビナートの競争力強化に向けて産学官が連携して取り組んだ件数（累計）	a	③		
				新エネルギーの導入量	a	④		
	7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進	A	企業による設備投資額（累計）	a	①	①付加価値創出に向けた企業誘致 ②操業しやすい環境づくり ③四日市港の機能充実と活用	2,263
				企業による設備投資件数（累計）	a	①		
				操業環境の改善に向けた取組件数（累計）	a	②		
	7-4	国際展開の推進	A	県が国際展開の支援・関与を行った県内中小企業数（累計）	a	①	①中小企業の海外ビジネス展開の促進 ②国際交流の推進	127
				国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数（累計）	a	②		
8 人材の育成・確保	8-1	若者の就労支援・県内定着促進	B	県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	b (見込)	①③	①若者等の就労支援 ②人材の育成・確保支援 ③高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進	606
				「おしごと広場みえ」新規登録者で就職した人のうち、県内企業に就職した人の割合	a	①③		
				職業訓練を実施する津高等学校への入校者数および受講者数（年間）	c	②		

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
8 人材の育成・確保	8-2	多様で柔軟な働き方の推進	B	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	b	①	①多様な働き方の推進 ②多様な人材の就労支援 ③障がい者の雇用支援	274
				就職支援セミナー等を受講した求職者や企業の満足度	a	②		
				民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	b	③		
9 地域づくり	9-1	市町との連携による地域活性化	A	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数	b	①	①市町との連携・協働による地域づくり ②市町行財政運営の支援 ③木曽岬干拓地等の利活用の推進 ④過疎地域等における地域づくり	991
				木曽岬干拓地の利活用の推進に向けた取組	a	③		
				地域おこし協力隊による創業または新たな地域活性化の取組件数（累計）	a	④		
	9-2	移住の促進	A	県および市町の施策を利用した県外からの移住者数（累計）	a	①	①きめ細かな相談対応や情報発信と持続可能な地域づくりにつながる移住の促進 ②移住者を受け入れる態勢の充実	97
				移住相談件数	a	①		
				移住者の受入れと地域づくりに取り組む人材の育成人数（累計）	a	②		
	9-3	南部地域の活性化	B（見込）	南部地域における若者の定住率	未確定	①	①豊かに暮らし続けられる南部地域づくり ②地域住民のチャレンジによる地域の活力向上	90
				地域住民等が主体となった地域への誇りにつながる新たな活動件数（累計）	a	②		
	9-4	東紀州地域の活性化	B（見込）	東紀州地域における観光消費額の伸び率	未確定	①	①地域資源を生かした持続可能な地域社会づくり ②熊野古道の未来への継承と活用	185
				商談会等における新たな成約件数（累計）	a	①		
				熊野古道伊勢路の来訪者数	c	②		
				熊野古道伊勢路の保全活動に参加した新たな担い手の人数（累計）	d	②		
10 デジタル社会の推進	10-1	社会におけるDXの推進	A	DXに取り組む県民の皆さんや県内事業者等への支援に対する貢献度	a	①	①さまざまな主体が取り組むDXの支援 ②革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出 ③空の移動革命の促進	121
				DXや革新的な技術・サービスを活用した先進的な取組を行う事業者等への支援件数（累計）	a	②③		
	10-2	行政サービスのDX推進	A	デジタル化した県独自の行政手続の割合（年間受付件数100件以上の手続のうちデジタル化の効果が期待できる75手続を対象）	a	①	①デジタル技術を活用した県民サービスの推進 ②市町DXの促進	215
				市町DXの促進に向けた市町との連携による取組数（累計）	a	②		

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
11 交通・暮らしの基盤	11-1	道路・港湾整備の推進	A	中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通	a	①	①高規格道路および直轄国道の整備促進 ②県管理道路の整備推進 ③交通拠点の機能強化 ④交通安全対策の着実な推進 ⑤適切な道路の維持管理 ⑥道路空間におけるグリーン化の推進 ⑦県管理港湾の機能充実	22,955
				伊勢・志摩地域の交流を促進するネットワーク整備	a	②		
				リニアをふまえた総合交通ターミナルの整備	b	③		
				危険な通学路の交通安全対策が完了した割合	a	④		
				道路区画線の引き直し	a	⑤		
				トンネル照明のLED化によるCO ₂ 排出量の削減割合	a	⑥		
				県民の皆さんとともに進める緑化活動の参加人数（累計）	a	⑥		
				重要港湾の脱炭素化に関する計画の策定	a	⑦		
	11-2	公共交通の確保・充実	A	地域公共交通の利用促進に向けて新たに取り組んだ件数（累計）	a	①	①地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保 ②リニア開業時の県内広域交通網の確保・充実に向けた取組の推進	1,485
				新たな移動手段の確保に向けて取り組んだ件数（累計）	a	①		
				リニア効果の県内波及に向けた取組	a	②		
	11-3	安全で快適な住まいまちづくり	A	コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組む市町の割合	a	①	①コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進 ②都市基盤整備の推進 ③安全・安心な建築物の確保 ④安全で快適な住まいづくりの推進	2,611
				多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数	a	②		
				県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数（累計）	a	③		
				県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合	a	④		
	11-4	水の安定供給と土地の適正な利用	A	基幹管路の耐震適合率	a	①	①水資源の確保と水の安全・安定供給 ②適正な土地の利用および管理	20,959
				浄水場の耐震化率	a	①		
				新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合	a	②		

Ⅲ 共生社会の実現

(評価の説明)
 ◆施策の総合評価 A=順調、B=おおむね順調、C=やや遅れている、D=遅れている
 ◆KPIの評価 a=達成、b=おおむね達成、c=達成が不十分、d=達成度が低い

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
1 2 人権・ダイバーシティ	12-1	人権が尊重される社会づくり	A	県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数	a	①	①人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進 ②人権教育の推進 ③人権擁護の推進	822
				学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	b	②		
				人権に係る相談体制の充実に向けた取組	a	③		
	12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	A	女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数	a	②	①男女共同参画の推進 ②職業生活における女性活躍の推進 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶 ④ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり	247
				「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数(累計)	a	③		
				「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数(累計)	a	④		
	12-3	多文化共生の推進	A	多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計)	a	①	①多文化共生社会づくりへの参画促進 ②外国人住民の安全で安心な生活環境づくり	91
				外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組	a	②		
1 3 福祉	13-1	地域福祉の推進	B	多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数	c	①	①地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供 ②生きづらさを抱える人の支援体制づくり ③生活困窮者の生活保障と自立支援 ④ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ⑤戦没者遺族等の支援	3,518
				アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数(延べ)	a	②③		
				UDタクシーの導入率	d	④		
	13-2	障がい者福祉の推進	A	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	a	①	①障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実 ②障がい者の相談支援体制の強化 ③農林水産業と福祉との連携の促進 ④精神障がい者の保健医療の確保 ⑤障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進	14,495
				就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率	b	①②		
				医療的ケア児・者コーディネーター養成者数(累計)	a	①		
				農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数	a	③		
				「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数	a	⑤		

Ⅳ 未来を拓くひとづくり

(評価の説明)

◆施策の総合評価 A=順調、B=おおむね順調、C=やや遅れている、D=遅れている

◆KPIの評価 a=達成、b=おおむね達成、c=達成が不十分、d=達成度が低い

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
14 教育	14-1	未来の礎となる力の育成	B	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合	b	①	①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな身体の育成	32,183
				自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	a	①②③		
				運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	b	③		
	14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成	B	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	b	①②③④	①キャリア教育の推進 ②グローバル教育の推進 ③新たな価値を創り出す力の育成 ④主体的に社会を形成していく力の育成	14,272
				学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合	b	①		
				国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数	b	②		
				困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合	b	③		
				地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	a	④		
	14-3	特別支援教育の推進	A	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	a	①②	①一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進 ②特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	16,110
				特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	a	②		
				通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計)	a	①		
	14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり	B (見込)	いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合	b	①	①いじめをなくす取組の推進 ②いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実 ③いじめに対する迅速・確実な対応の推進 ④教職員の資質向上と支援体制の充実	3,775
				学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	b	①②③④		
				いじめの認知件数に対して解消したものの割合	未確定	②③④		
	14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	B (見込)	不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合	未確定	①	①不登校の状況にある児童生徒への支援 ②外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成 ③子どもたちの安全・安心の確保	8,883
				日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	b	②		
				通学路の安全対策が実施された箇所の割合	b	③		

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
14 教育	14-6	学びを支える教育環境の整備	B	地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	a	①	①地域との協働と学校の活性化の推進 ②教職員の資質向上と働き方改革の推進 ③ICTを活用した教育の推進 ④学校施設の整備 ⑤私学教育の振興	16,364
				研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合	a	②		
				リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合	b	②		
				1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合	b	②		
				1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合	b	③		
				新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	a	⑤		
15 こども	15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	A	県に関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数（累計）	a	①	①子どもの育ちを支える地域社会づくり ②家庭教育応援と男性の育児参画の推進 ③子どもの貧困対策の推進 ④発達支援が必要な子どもへの支援	10,613
				子どもの居場所数	a	③		
				地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数（累計）	b	④		
	15-2	幼児教育・保育の充実	C	保育所等の待機児童数	d	①	①幼児教育・保育サービスの充実 ②放課後児童対策の推進	8,114
				県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数（累計）	a	①		
				放課後児童クラブの待機児童数	d	②		
	15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進	B	児童虐待により死亡した児童数	a	①	①児童虐待対応力の強化 ②社会的養育の推進	4,667
				乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数（累計）	d	②		
				児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率	a	②		
	15-4	結婚・妊娠・出産の支援	A	みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント（セミナー、交流会等）数	a	①	①出会いの支援 ②思春期世代におけるライフデザインの促進 ③不妊・不育症に悩む家族への支援 ④切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	267
				思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数（累計）	a	②		
				母子保健コーディネーター養成数（累計）	a	④		
				不妊症サポーター養成数（累計）	a	③		

政策	施策番号	施策名	施策の総合評価	KPI			施策を構成する基本事業	施策にかかる県民一人あたりのコスト(円)
				項目	評価	関連する基本事業		
16 文化・スポーツ	16-1	文化と生涯学習の振興	A	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	a	①③④	①文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 ②文化財の保存・活用・継承 ③学びとその成果を生かす場の充実 ④社会教育の推進と地域の教育力の向上	3,003
				県立文化施設の利用者数	b	①③		
				文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	a	②		
	16-2	競技スポーツの推進	A	国民体育大会の男女総合成績	a	①	①競技力の向上 ②パラアスリートの強化 ③安全、快適なスポーツ施設の提供	908
				全国大会の入賞数	a	①		
				パラアスリートの全国大会の入賞数	a	②		
				県営スポーツ施設年間利用者数	b	③		
	16-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	B	三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数（累計）	a	①	①スポーツを通じた地域の活性化 ②スポーツへの参画機会の拡充 ③障がい者スポーツの裾野の拡大	481
				県内スポーツイベント等への参加者数	b	②		
				県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	c	③		
				初心者講習会に参加した障がい者の人数	b	③		

(5) 施策評価表の見方

施策〇ー〇 〇〇〇 (みえ元気プランの政策体系における施策番号と施策名)

(主担当部局：〇〇部)

施策の目標

(めざす姿)

みえ元気プランで示しためざす姿を記載しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
施策の進捗状況を ABCD で評価し ています。	総合評価の判断理由について、施策のめざす姿の記載内容について、どのように 進捗があったか、令和7年度の取組や実績を交えて記載しています。
[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 〇〇〇〇〇(みえ元気プランの各施策に記載された基本事業の番号と名称)

各基本事業に関連する取組のうち、県民のみなさんの関心が高い事業、KPIに関係の深い事業など主
 な取組を選んで、令和7年度における取組内容と成果を記載しています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
▽▽▽▽▽▽▽▽(みえ元気プランにおけるKPIの項目)						①(基本事業番号)	
—	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇%	〇〇回	達成状況を a
〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回		—	bcd で記載し ています。
当該年度の数値が把握できない場合は、把握可能な 最新年度の数値を記載することとし、「(〇〇年度)」 と記載しています。					目標達成状況を%表示または {達成、おお むね達成、達成が不十分、達成度が低い} の4段階で記載		

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 〇〇〇〇〇(みえ元気プランの各施策に記載された基本事業の番号と名称)

「1. 基本事業の取組状況」で記載したものなど各基本事業に関連する主な取組について、施策のめざ
 す姿に向けて残された課題と、令和8年度の対応を記載しています。

(参考) 施策にかかったコスト (単位: 百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等					
概算人件費					
(配置人員)					

予算額等：7年度は決算額、
8年度は予算額を記載
概算人件費：施策ごとの配置
人員を基礎として算出

施策 1-1 災害対応力の充実・強化

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

実践的な訓練を通じて、県、市町、防災関係機関等における災害への即応力の一層の強化や各主体の連携・協力体制のさらなる強化に取り組むなど、災害対応力の充実・強化を図ることにより、防災・減災対策のさまざまなステージで各主体が役割を果たし、災害から県民の命と暮らしを守るための体制づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	切迫性が高まっている南海トラフ地震や全国で激甚化、頻発化している風水害に備え、新たな装備を導入するなど災害対策本部の機能を強化するとともに、実践的な訓練を市町・防災関係機関と実施することで、災害対応力を充実・強化することができました。 また、人口減少、高齢社会の進展による影響や学生団員の退団が重なったことにより消防団員の減少数に関する KPI は目標を大きく下回ったものの、推進計画に基づく消防の広域化の促進や、ドローンを活用した災害時物資輸送ガイドラインの策定、市町の実施する訓練に対する支援、DMAT*隊員の人材育成といった取組を通じて、各主体が役割を果たし県民の命と暮らしを守るための体制づくりが順調に進みました。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 県の災害即応体制の充実・強化

- ・令和7年度三重県・いなべ市・木曽岬町総合防災訓練や、県総合図上訓練において、複合災害を想定し、自衛隊・海上保安庁等と連携し、大規模火災を想定した空中消火や、陸路が寸断された地域への空路・海路を使用した人員・物資輸送等の訓練を実施しました。
- ・令和6年8月に初めて発表された南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)や、令和6年台風第10号の災害対応、令和6年能登半島地震の被災地支援活動で得られた気づきをふまえた訓練を実施し、地域防災計画や広域受援計画などの各種計画の実効性を高めました。
- ・災害対策本部における情報共有と執務環境を改善するため、シチュエーションルーム及びオペレーションルームにマルチモニタを設置し、災害対策本部の機能をさらに強化しました。
- ・災害マネジメント総括支援員(GADM)等研修や「みえ防災・減災センター」が実施する研修を32名の県職員が受講するなど、県災害対策本部の中核となる職員を育成しました。
- ・発災直後から情報収集を迅速に行い、関係機関との情報共有を的確に行うため、衛星通信機器の配備を令和6年度から2カ年かけて進めており、令和7年度は7台の衛星通信機器を各県庁舎に配備しました。
- ・大規模災害時に、県の広域防災拠点において求められる物資の受援・配送に係る機能を強化するため、物資集配に係る運用面と設備面における調査を行いました。
- ・発災当初に災害派遣職員が現地活動で活用するための災害用トイレカーを導入しました。
- ・能登半島地震において空路での受援が大きな役割を果たしたことをふまえ、大規模災害発生時の本県における空路の受援体制について検証を行いました。
- ・ヘリコプターテレビシステムの地上設備の老朽化に伴い、令和9年度の完成に向けて設備の更

新を行いました。

- ・活動基盤の整備や実践的訓練の実施等により、大規模災害発生時における警察機能の維持及び災害対処能力を強化しました。

② 市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援

- ・市町が図上訓練の実施が難しい理由とする「ノウハウ不足」を支援するため、図上訓練の企画研修を実施し 28 市町が参加しました。また、6 市(四日市市、亀山市、津市、名張市、伊勢市、志摩市)が主催する訓練に参加したほか、1 町(御浜町)の図上訓練の企画運営の支援を行うとともに、1 市(松阪市)のニーズに応じて訓練企画資料を提供しました。
- ・市町を支援する職員の専門性向上のため、緊急派遣チームを対象とした研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に職員を14市町へ派遣して連携する訓練を実施し、市町の災害対策活動の充実・強化を図りました。
- ・能登半島地震や奥能登豪雨による孤立地域の発生をふまえ、県内で孤立が想定される地域の災害対策の現状を調査し、市町に対して発災時に必要な通信機器の配置や物資等の備蓄への支援を行いました。
- ・能登半島地震の被災地支援活動から得た気づきから、ドローンによる孤立地域への物資輸送の実証調査をいなべ市及び南伊勢町で行い、その結果をふまえた「ドローンを活用した災害時物資輸送ガイドライン」を策定しました。
- ・令和6年度から実施の衛星系防災行政無線設備の更新工事により、県庁舎、市町等防災関係機関に無線設備を設置しました。また、市町と連携して、防災通信ネットワークを活用した訓練を実施しました。

③ 消防・保安体制の充実・強化に向けた支援

- ・消防団員数の減少が続いていることから、消防団への入団促進・退団抑制につなげるため、県による取組として、総合評価型一般競争入札制度「地域社会貢献活動」の取組事例への「消防団協力事業所」の明記や、業界団体を通じて消防団活動への理解・協力を依頼するなどの取組を実施しました。
- ・特定の活動や役割に特化した「機能別消防団」について、市町との意見交換や会議等の場で事例を紹介する等、新たな団員確保に向けた働きかけを行いました。
- ・市町が実施する消防団の資機材・装備品の整備(3市町)、孤立地域の状況確認等に活用するドローンの導入・操縦訓練に係る支援(1市)をすることで、消防団の充実強化を図りました。
- ・消防の広域化及び連携・協力の取組が円滑に進むよう、市町に対する必要な助言を行うとともに、補助金により支援しました。津市・鈴鹿市・亀山市地域では、令和8年4月からの消防指令センターの本格運用に向けて、令和7年12月から試行運用を開始しました。
- ・消防学校において、基本的な教育訓練に加え、豪雨災害や南海トラフ地震などさまざまな災害や課題に対応できる専門的・実践的な教育訓練を実施(修了者 2,904 人)しました。
- ・三重県石油コンビナート等防災計画の見直しに向け、石油コンビナート防災アセスメント調査に取り組みました。また、高圧ガス製造施設等への立入検査や保安検査等を実施するとともに(713 回)、高圧ガスや危険物等施設の安全管理者等に対するセミナー・講習会等を実施(38 回)することで、事業者の自主保安を促進し、高圧ガス等の事故を未然に防止する取組を推進しました。

④ 災害保健医療体制の整備

- ・能登半島地震における石川県での医療搬送体制や南海トラフ地震における三重県の被害想定をふまえて、三重県独自の医療搬送体制を検討しました。また、人工衛星を利用した通信設備の配備先を拡充しました。
- ・歯科診療所が被災した場合の歯科診療体制を強化するため、歯科診療車両の整備を支援しました。
- ・能登半島地震の気づきをふまえ、災害時の保健医療活動に係る受援体制の充実を図るため、マニュアル等の改定や人材育成研修に取り組みました。
- ・災害時においても必要な医療を継続して提供できるようBCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルについて、引き続き、未整備の病院に対してはマニュアルの整備促進を、整備済の病院に対しては不断の見直しを求めました。

・三重L-DMAT隊員養成研修や災害医療コーディネーター研修、災害薬事コーディネーター研修、災害看護研修等を実施するとともに、DHEAT*研修等へ参加しました。

⑤ 国民保護の推進

・国、市町、関係機関と連携した国民保護図上訓練を実施しました。また、ミサイル飛来時の避難行動について理解促進を図るため、住民避難訓練を実施するとともに、県民の命を守るための緊急一時避難施設の指定に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数						①⑤	
—	21 回	21 回	21 回	21 回	100%	21 回	a
14 回	21 回	18 回	21 回	21 回		—	
市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数						②	
—	3 市町	10 市町	16 市町	23 市町	121.7%	29 市町	a
—	5 市町	9 市町	24 市町	28 市町		—	
消防団員の減少数						③	
—	200 人	150 人	100 人	50 人	30.5%	0 人	d
250 人	309 人	93 人	103 人	164 人		—	
県内のDMATチーム数						④	
—	29 隊	34 隊	39 隊	45 隊	102.2%	51 隊	a
29 隊	31 隊	35 隊	40 隊	46 隊		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 県の災害即応体制の充実・強化

・大規模災害に備えた体制強化のため、救助関係機関や他都道府県との連携を強化する必要があります。そのため、県総合防災訓練や総合図上訓練等において、家屋倒壊、津波、火災、孤立地域等を想定し、自衛隊・海上保安庁等と連携した訓練を実施します。

・近い将来発生するおそれのある南海トラフ地震等の大規模災害に備え、半島地域にある三重県・奈良県・和歌山県のさらなる連携を図り、半島防災の取組をより一層強化していく必要があります。そのため、平成8年に締結した「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に平時における協力・連携事項を新たに規定するなどの見直しを行います。

・石川県が令和7年8月に作成した「令和6年能登半島地震対策検証報告書」によると、県職員が主体的に災害対応を行うことができる体制の構築と実践的な訓練の必要性が示されており、南海トラフ地震が発生した場合に備え、円滑な受援が可能となるよう相互応援協定を締結した新潟県や即時応援県である福井県と連携した訓練を行う必要があります。そのため、新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、県の災害対応力向上のために他県との連携も含めた実践的な訓練を引き続き実施します。

・災害時や訓練時の健康や安全を確保するため、シチュエーションルーム及びオペレーションルームの環境整備が必要です。そのため、必要な空調設備を整備していきます。

- ・県災害対策本部の災害対応力を着実に強化していく必要があります。そのため、引き続き災害マネジメント総括支援員(GADM)研修や「みえ防災・減災センター」が実施する研修を活用して、県災害対策本部の中核となる職員を育成します。
- ・県庁舎等に配備した衛星通信機器を職員が適切かつ円滑に設営して通信が開始できるようにする必要があります。そのため、衛星通信機器に関する操作説明会の実施、防災訓練での設営訓練等を行います。
- ・南海トラフ地震等の災害時に円滑かつ迅速に被災地支援ができるよう、広域防災拠点をより適切に運用する必要があります。そのため、令和7年度に行った物資集配に係る運用面と設備面における調査結果をふまえながら広域防災拠点の施設改良を行います。
- ・大規模災害時の空路による消防活動および受援体制を強化する必要があります。そのため、代替のヘリコプター基地として使用を想定している「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」に、空路からの支援に必要な航空機燃料の貯蔵庫および給油設備を設置します。
- ・大規模災害発生時における被災状況等を迅速かつ正確に把握するため、ヘリコプターテレビシシステムの設備を更新するとともに、情報収集に当たる警察用航空機の整備を行う必要があります。そのため、ヘリコプターテレビシシステムの設備更新を引き続き行うとともに、警察用航空機「すずか」の機体特別点検を実施します。
- ・大規模災害発生時は、迅速かつ的確な災害警備活動を行うことが求められています。そのため、関係機関と連携した実践的訓練の実施や装備資機材の整備等により、災害対処能力の強化を進めます。

② 市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援

- ・市町の災害対応力の向上には図上訓練の実施が不可欠であるものの、ノウハウ不足等の理由により実施が難しい市町があります。そのため、新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、引き続き、市町が実施する図上訓練等を企画段階から支援します。
- ・台風接近時等において被害情報の収集や市町の要請事項を迅速に把握し、円滑な市町支援を行う必要があります。そのため、引き続き、緊急派遣チームとして市町に派遣される職員に対してあらかじめ必要な研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に職員を市町へ派遣して連携する訓練を実施することで、緊急派遣チームの能力向上を図ります。
- ・地震や豪雨によって孤立地域が発生した際にも、通信手段の断絶や物資の不足といった状況に陥らないようにする必要があります。そのため、市町による孤立地域の課題に対応した物資の備蓄等の取組を引き続き支援します。
- ・ドローンを活用した円滑な物資輸送について、能登半島地震では孤立地域に対して迅速な物資提供が行われており、引き続き令和7年度に行った市町での実証結果をふまえ市町の取組を支援する必要があります。そのため、令和8年3月に策定したガイドラインの水平展開を図ることで、市町における取組が着実に進むよう支援します。
- ・災害時に救助・救援に必要な情報を確実に伝達・共有するには、県、市町、防災関係機関相互で滞りなく通信が行われるよう、防災通信ネットワークを健全な状態に保ち、災害時に当該ネットワークの機器を職員が操作して通信できる必要があります。そのため、防災通信ネットワークを適切に維持管理しながら、機器の操作説明会等を実施して職員の当該ネットワークの機器に関するリテラシー向上を図ります。
- ・衛星系防災行政無線設備は、令和9年度までに新しいシステムに完全移行する必要があります。着実に移行が進むよう、県庁舎、市町等防災関係機関に設置した無線設備の総合調整・試験を行っていきます。

③ 消防・保安体制の充実・強化に向けた支援

- ・全国的な傾向として消防団員数の減少が続いており、幅広い世代の方や様々な職業の方の消防団への理解促進及び入団の呼びかけを行う必要があります。そのため、引き続き、イベント等での消防団活動の紹介、消防団の活動環境の整備を促進することに加え、各種広報媒体を通じた消防団のPRを行うなど、入団促進・退団抑制を図るとともに、企業等への協力の働きかけや消防団協力事業所への表彰等を行います。
- ・大規模災害に備えて消防団の災害対応力を向上させる必要があります。そのため、倒壊家屋

からの救助に活用する重機・チェーンソー等の資機材の利用に必要な資格の取得を促進するとともに、孤立地域の状況確認に活用するドローンの操縦に係る講習の受講等、業務のデジタル化による消防団活動のDXを推進します。

- ・さまざまな消防活動や災害対応にあたるためには消防本部体制の維持・強化を図る必要があります。そのため、消防の広域化及び連携・協力の取組が促進されるよう補助金や情報提供等を通じて支援します。
- ・激甚化・頻発化する豪雨災害や大規模災害に的確に対応できる消防職団員を育成する必要があります。そのため、消防学校において、引き続き、基本的な教育訓練に加え、さまざまな災害や課題に対応できる専門的・実践的な教育訓練を実施します。
- ・南海トラフ地震等の発生により石油コンビナートで想定される災害の形態、規模、影響範囲などを予測・評価し、その評価結果に応じた防災対策を検討する必要があります。そのため、令和7年度に実施した石油コンビナート防災アセスメント調査結果をふまえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行います。
- ・事業者の自主保安を促進し、高圧ガス等の事故の発生を未然に防止する必要があります。そのため、高圧ガス製造施設等への立入検査や保安検査等を実施するとともに、高圧ガスや危険物等施設の安全管理者等に対するセミナー・講習会等を実施します。

④ 災害保健医療体制の整備

- ・甚大な被害が想定される南海トラフ地震に備えるため、災害医療提供体制のさらなる強化を図る必要があります。そのため、南海トラフ地震における三重県の被害想定などをふまえて整理した、三重県独自の医療搬送体制の構築に向け、それぞれの役割を担う機関と連携して体制整備を進めます。また、人工呼吸器やクベース（保育器）等の医療資機材を搭載した高規格な患者搬送車両の整備を支援します。
- ・歯科診療所が被災した場合の歯科診療体制について、さらなる強化を図る必要があります。そのため、歯科診療器材等の整備を支援するとともに、発災後、関係団体と速やかに連絡がとれるよう体制を整備します。
- ・BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備・充実させる必要があります。そのため、地域別の研修会を開催するなど、引き続き未整備の病院に対するマニュアルの整備や整備済の病院に対する不断の見直しを促進します。
- ・保健医療活動を支える人材をさらに充実させる必要があります。そのため、引き続き、三重LーDMAT隊員養成研修や災害医療コーディネーター研修、災害薬事コーディネーター研修、災害看護研修、保健師対象の研修等を実施するとともに、災害支援ナース派遣調整訓練や、内閣府が主催する三重県を被災地の一部とする大規模地震時医療活動訓練を実施します。

⑤ 国民保護の推進

- ・有事における対応や避難行動については、より迅速かつ的確に行う必要があります。そのため、有事の際の対処能力向上を目的に国、市町、関係機関と連携した国民保護図上訓練や適切な避難行動がとれるよう住民避難訓練を実施するとともに、県民の命を守るための緊急一時避難施設の指定を進めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	2,449	1,877	2,367	3,275	3,444
概算人件費	1,041	944	998	1,219	—
(配置人員)	(117人)	(107人)	(110人)	(134人)	—

施策 1-2 地域防災力の向上

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	切迫性が高まっている南海トラフ地震や全国で激甚化、頻発化している風水害に備え、新たな南海トラフ地震被害想定を作成し一部を公表するとともに、市町によるスフィア基準をふまえた避難所の環境改善を支援しました。あわせて、老朽化対策を含めた津波避難施設等の整備や、避難訓練、災害ボランティア受入れ体制整備といった市町の取組を支援するとともに、県公式アプリ「みえ防災ナビ」や目が見えない、見えにくい方に対して防災情報を届けるサービスを提供することなどにより、避難を必要とする方が適切に避難できる地域づくりが進みました。 また、風水害や地震をテーマにしたシンポジウムの開催や、みえ防災・減災センターにおける防災人材の育成、避難所運営の課題を解決するための市町職員等と専門家との意見交換、学校におけるさまざまな防災教育を実施することにより、日ごろからの災害への備えを促進しました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 災害に強い地域づくり

- ・「三重県南海トラフ地震対策検討会議」から意見をいただきながら、新たな南海トラフ地震被害想定への作成に取り組み、令和8年3月30日に一部を公表しました。また、南海トラフ地震特有の課題への対策を示す、南海トラフ地震対策に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)」について、令和8年3月30日に第1回有識者会議を開催するなど制定に向けた検討を進めました。
- ・地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、風水害や地震・津波対策に関するシンポジウムの開催など啓発活動の充実に取り組みました。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携し、能登半島地震や奥能登豪雨の支援活動を通じて得た気づきをふまえ、避難所運営の実践的な内容を盛り込んだ自主防災組織リーダー研修・交流会を県内3か所で開催し、避難所運営ができる地域人材を育成しました。
- ・県内の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざして、実践的な知識やスキルを身に付けることができるよう、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を実施するとともに、サポーターが地域で行う防災活動に対して支援しました。
- ・災害対応のマネジメント技術を身に付け、県や市町の災害対策本部において発災直後から先を見据えた災害対応を企画・立案することができる職員を育成するため、新たに「みえ防災人材アカデミー」を「みえ防災・減災センター」内に立ち上げ、県・市町職員を対象とした実践的な研修

を実施しました。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・令和7年8月5日に開催した「三重県南海トラフ地震対策検討会議」における意見をふまえ、津波災害警戒区域の指定基準を決定しました。また、新たな南海トラフ地震被害想定をもとに、津波災害警戒区域(案)を策定するため、市町と調整を行いました。
- ・能登半島地震や奥能登豪雨で明らかになった課題の解決に向け、令和7年度に新たに「いのちを守る防災・減災総合補助金」を創設し、市町が策定した補助金を活用する事業計画に基づく避難所の環境改善や孤立地域対策の取組について支援しました。また、避難所運営の課題を解決するために市町職員等と専門家との意見交換を実施しました。
- ・市町による津波避難タワー等の津波避難施設の整備の取組や、耐震シェルター設置助成制度の取組について引き続き支援しました。津波避難施設の整備については、新たに既存の施設の老朽化対策への支援も実施しました。
- ・県民の皆さんの適切な避難行動を促進する防災アプリ「みえ防災ナビ」を運用し、防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信するとともに、防災アプリの普及促進に取り組みました。また、目が見えない、見えにくい方に対して防災情報を届けるサービス「耳で聴くハザードマップ」の提供を令和7年6月に開始しました。
- ・県防災技術指導員を派遣し、避難訓練など市町による夜間避難対策の取組を支援しました。
- ・市町が実施する避難行動要支援者の避難対策について支援するとともに、被災者一人ひとりに寄り添い、自立・再建に向けた支援を行う災害ケースマネジメントを促進するための指針を策定し、市町に周知しました。
- ・避難所の良好な生活環境の確保に向けて、県内指定避難所の実態調査を実施しました。また、災害関連死を防ぐための避難対策として、能登半島地震でのホテル、旅館等への2次避難に関する国の検証結果をふまえ、域外市町等への広域避難のあり方について検討を進めました。
- ・国が令和7年8月に公表した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」をふまえ、県民向けの啓発チラシを作成するとともに、防災イベント等において、臨時情報が発表された際取るべき行動などについて啓発を行いました。また、県HPの南海トラフ地震臨時情報のページに「日頃からの備え」や「臨時情報の発表に伴う特別な備え」を具体的に記載しました。さらに、12月には、沿岸19市町と臨時情報に関する認知度の向上を図るための啓発方法について意見交換を行いました。
- ・災害対策本部における情報収集や県民への情報提供を行う防災情報プラットフォームの更新を進めました。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきをふまえ、市町、市町社協、NPO 等が発災時に協働して円滑に支援活動ができるよう、連携強化に向けた研修会等を開催し、市町における災害ボランティアの受入れ体制の整備に係る支援を進めました(研修会等実施:2回)。
- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画するとともに、全国域で活動する災害支援NPO によるワークショップ等を開催し、MVSC のコーディネート機能強化に取り組みました(ワークショップ等実施:3回)。
- ・令和7年9月12日の大雨による被害を受け、MVSC を立ち上げて四日市市災害ボランティアセンターにメンバーを派遣し、その運営に対する助言等を行いました。

④ 学校における防災教育の推進

- ・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身に付ける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツ*を組み合わせた防災学習を推進しました。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身に付けるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組みました。
- ・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得するため、県内の高校生を能登半島地震などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図りました。

・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できるよう、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数						②	
—	6 市町	12 市町	18 市町	24 市町	100%	29 市町	a
—	6 市町	12 市町	18 市町	24 市町		—	
県が防災情報を提供するホームページのアクセス数						①②	
—	3, 247 千件	3, 279 千件	3, 311 千件	3, 343 千件	228. 1%	3, 375 千件	a
3, 215 千件	2, 845 千件	4, 563 千件	6, 754 千件	7, 625 千件		—	
津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取組んだ市町数						②	
—	4 市町	8 市町	12 市町	16 市町	100%	19 市町	a
—	6 市町	10 市町	12 市町	16 市町		—	
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合						④	
—	85. 0%	100%	100%	100%	98. 6%	100%	b
75. 0%	83. 6%	88. 9%	92. 5%	98. 6%		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 災害に強い地域づくり

- ・発生すれば甚大な被害を及ぼす南海トラフ地震の切迫性が高まっていることから、着実に対策を進める必要があります。そのため、「三重県南海トラフ地震対策検討会議」から意見をいただきながら、令和8年秋頃の公表に向けて、引き続き、新たな南海トラフ地震被害想定 of 作成に取り組めます。
- ・南海トラフ地震による被害を少しでも減らすためには、県民・事業者・行政が取り組むべき対策を明らかにする必要があります。そのため、新たな南海トラフ地震被害想定をふまえて、南海トラフ地震対策に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定や、南海トラフ地震対策に特化した計画の策定を進めます。
- ・南海トラフ地震が発生した際に必要な対策をさらに円滑に実施できるようする必要があります。そのため、国や他都道府県等からの支援を円滑に受け入れるための「三重県広域受援計画」を改定するとともに、南海トラフ地震から復興していくために必要な対策と手順を取りまとめた「三重県復興指針」の見直しに着手します。
- ・県民の皆さんの防災意識を高め、自助・共助の取組を促進する必要があります。そのため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、シンポジウムの開催などによる啓発活動に取り組めます。
- ・次代を担う子ども・若者世代の防災意識を向上させる必要があります。そのため、防災関係機関等と連携して、三重県誕生 150 周年記念事業として三重県防災フェスを実施します。
- ・避難所が運営できる地域人材の育成や、地域の防災活動の担い手となる若年層の育成、県や

市町における災害対応のマネジメント技術を身に付けた職員を育成する必要があります。そのため、「みえ防災・減災センター」と連携し、自主防災リーダー研修・交流会や「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」の実施、県・市町職員を対象とした「みえ防災人材アカデミー」での実践的な研修を実施します。

- ・市町における南海トラフ地震対策をはじめとする防災対策の強化を促進する必要があります。そのため、新たな南海トラフ地震被害想定を理解を深め、市町のトップに求められる災害時のリーダーシップを高めるためのトップセミナーや、市町職員を対象とした説明会を開催します。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・南海トラフ地震などによる津波に対する住民の危機意識を高め、避難対策をさらに強化するため、津波災害警戒区域を指定する必要があります。そのため、津波災害警戒区域に関する住民説明会を実施するとともに、津波防災地域づくりに関する法律に基づき関係市町長の意見を聴いたうえで、津波災害警戒区域を指定します。
- ・避難所における良好な生活環境の確保や孤立地域対策を進める必要があります。そのため、「いのちを守る防災・減災総合補助金」により、市町に対して取組の強化を呼びかけるとともに、計画に基づく資機材整備等の取組に対して引き続き支援します。また、各市町における避難所環境改善や避難所運営上の様々な課題解決に向けて専門家との意見交換を実施します。
- ・津波から県民の皆さんが速やかに避難することができる環境の整備が必要です。そのため、市町が行う津波避難施設の整備や既存施設の老朽化対策に対して引き続き支援します。
- ・地震発生に伴う家屋倒壊から県民の皆さんの命を守る必要があります。そのため、市町による耐震シェルターの設置助成制度の取組に対して引き続き支援します。
- ・防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信することにより、県民の皆さんの適切な避難行動を促進する必要があります。そのため、防災アプリ「みえ防災ナビ」による防災気象情報や避難所情報等の必要な情報発信を引き続き行うとともに、より多くの方々に活用いただけるよう、防災アプリの普及に向けて県民の皆さんや県内を訪れる観光客に向けた SNS 広告等の実施や地域の防災活動での普及促進に取り組みます。
- ・夜間時の地震発生など昼間より避難が困難な状況においても適切に避難できる地域づくりを進める必要があります。そのため、夜間避難訓練への技術的助言など市町等による防災の取組に対して支援を行います。
- ・要配慮者や自ら避難が困難な避難行動要支援者の発災時における迅速な避難や、被災後の円滑な自立・生活再建を支援する必要があります。そのため、市町による個別避難計画の作成を促進するとともに、災害ケースマネジメントの体制づくりを推進します。
- ・大規模災害時には、広域避難による避難先の確保や、避難所の良好な生活環境の確保により災害関連死を防ぐ必要があります。そのため、市町内で避難者を全て受け入れられない場合の域外への避難体制の構築と、スフィア基準を満たす居住スペース等の確保に向けて広域避難計画を策定します。
- ・自然災害により居住する住宅が全壊するなどの被害を受けた世帯に支援金を支給する被災者生活再建支援制度について、原資となる被災者生活再建支援基金の残高が減少しています。それに伴い、三重県負担分を追加拠出します。
- ・南海トラフ地震臨時情報についての正しい理解を広げる必要があります。そのため、国が令和7年8月に公表した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」に基づき、臨時情報発表時に県民、観光客の皆さん及び事業者が適切な行動が取れるよう、わかりやすい情報発信に取り組むとともに、引き続き、あらゆる啓発の機会をとらえて、南海トラフ地震臨時情報の理解促進を図ります。
- ・緊急性の高い津波警報発令時には、県内の外国人住民や来県しているインバウンドが適切な避難行動をとれるように、迅速に情報を提供する必要があります。そのため、津波警報を多言語化して緊急速報メールで配信する機能を、令和8年12月の完成に向けて更新を進めている新防災情報プラットフォームに実装します。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・市町における災害ボランティア受入れ体制の強化が必要です。そのため、複数の市町での地域間連携を促す勉強会やワークショップを開催し、市町、市町社協、NPO 等の三者連携を促進し

ます。

- ・MVSCが災害時に効果的な支援活動を実施できるよう、コーディネート機能の強化など初動対応の実践力強化が必要です。そのため、県内関係団体や経験豊富な全国域の災害中間支援組織と連携した県域の情報共有会議の訓練や振り返りワークショップを開催します。

④ 学校における防災教育の推進

- ・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身に付ける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができることが求められます。そのため、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身に付けることが求められます。そのため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に引き続き取り組みます。
- ・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得する必要があります。そのため、県内の高校生を能登半島地震などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、引き続き災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図ります。
- ・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できることが求められます。そのため、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に引き続き取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	215	296	471	731	1,648
概算人件費	142	221	227	246	—
(配置人員)	(16人)	(25人)	(25人)	(27人)	—

施策 1 - 3 災害に強い県土づくり

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

河川整備や堆積土砂の撤去に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトが進んでいます。

土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守る堰堤等の整備が進み、特に要配慮者利用施設等の保全が進んでいます。また、盛土災害を防止する通報体制の整備や、山地災害危険地区における治山施設整備が進んでいます。

大規模地震発生後の津波等による被害軽減のため、海拔0m地帯等における河川・海岸堤防や大型水門等の耐震対策が進んでいます。

災害直後から緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、大規模地震後もすぐに通れる橋、土砂崩れのない道路等の整備が進んでいます。

河川監視カメラ等の配備拡充による被災情報の迅速な把握や、新規導入した排水ポンプ車など初動体制が強化されています。

定期点検に基づく適切なメンテナンスにより、災害時・平常時を問わずインフラの機能が確保されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	水害リスク軽減のための河川整備や堆積土砂の撤去等を進めるとともに、鳥羽河内ダムの本体工事を推進する等、流域治水プロジェクトが進みました。 土砂災害防止施設等の整備により、要配慮者利用施設等の保全や、山地災害危険地区における治山施設整備が進みました。 高潮対策のための海岸保全施設や、地震・津波対策のための河川・海岸堤防、河口部の大型水門等の整備が進みました。 災害直後から緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、大規模地震後もすぐに通れる橋や土砂崩れのない道路の整備等を進めました。 道路観測カメラ、河川監視カメラ、水位計の配備拡充を進めることで、被災情報の迅速な把握につながりました。道路観測カメラについては、道路管理の強化・効率化や利用者の利便性向上、事故削減のために画像の集約化・オープンデータ化を行いました。また、排水ポンプ車の操作訓練を実施し、初動体制の強化を図りました。 定期点検・長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスに取り組むことで、災害時・平常時を問わないインフラ機能の確保が進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 流域治水の推進

- ・気候変動の影響により頻発化、激甚化する水災害に備えるため、浸水被害リスクの軽減に向けて、流域治水の取組の見える化等により「流域治水プロジェクト」の推進を図るとともに、気候変動をふまえた河川整備計画の見直しを進めました。
- ・河川の堆積土砂については約23万m³減少させるとともに、流水の阻害となっている樹木の伐採を進めました。このほか、令和10年度完成に向けて、鳥羽河内ダムの本体工事を推進しました。

② 土砂災害対策の推進

- ・土砂災害防止施設の整備について、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進め、3箇所(累計12箇所)で完了しました。また、砂防ダムの堆積土砂については、15万m³を撤去しました。
- ・令和7年5月26日に宅地造成および特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)に基づく規制区域の指定・規制の運用を開始し、盛土による災害防止を図りました。

③ 山地災害対策の推進

- ・台風等による山地災害からの早期復旧に取り組むとともに、山地災害危険地区の治山施設整備未着手箇所や荒廃森林において災害の未然防止を図るため、治山事業により52箇所で施設整備を実施しました。

④ 高潮・地震・津波対策の推進

- ・高潮災害防止のための海岸保全施設の整備や、地震・津波による被害軽減のため、2河川および6海岸の堤防、河口部の大型水門等5基の耐震対策を推進しました。また、12河川および6海岸の堤防で粘り強い構造とする施設整備を実施しました。
- ・津波や高潮、洪水などの災害時において、放置船が港湾施設やその背後の人家、公共施設に流出し、二次被害の発生要因となることや、油の流出による環境等への影響が懸念されることから、放置船の措置を規定した条例の制定に向けた検討を進めました。また、港湾区域においては行政代執行等により放置船の撤去を実施しました。

⑤ 緊急輸送道路等の機能確保

- ・災害発生時にも輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等に架かる橋の落橋および倒壊対策を44橋、洪水で橋が流されない対策を5橋で進めました。また、緊急輸送道路の土砂崩れ対策を13箇所を進めました。さらに、緊急輸送道路における車両のすれ違いが困難な箇所の解消に向けて10箇所を整備を進めました。

⑥ インフラ危機管理体制の強化

- ・道路観測カメラ、河川監視カメラ、水位計の設備拡充を進めるとともに、土砂災害情報提供システムについて県広報番組等を活用して県民の皆さんへの周知を図りました。
- ・浸水被害の早期解消を図るため、伊勢庁舎に排水ポンプ車を配備し、操作等の各種訓練を実施しました。
- ・災害発生時、道路や河川の災害現場において、ドローンによる動画・360°カメラおよびクラウド型ドローン測量サービスといったデジタル技術を活用することで、被災状況を早期に把握し、迅速な応急対応を行いました。
- ・道路法改正により法定化された道路啓開計画として、南海トラフ地震を対象とした「中部道路啓開計画」を策定しました。

⑦ インフラの老朽化対策の推進

- ・道路・河川・海岸・下水道等、公共インフラについて、定期点検を実施し、長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを進めました。道路施設については、定期点検の結果により早期措置段階と診断された橋梁・トンネル等148施設で修繕を進めました。
- ・埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、国の要請により設置から30年が経過した内径2m以上の下水道管路を対象とした全国特別重点調査を実施するとともに、県独自の取組として腐食する恐れが大きい下水道管路の調査を実施し、状態に応じた必要な措置を進めました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量(累計)						①	
—	249 万 m ³ (△21 万 m ³)	232 万 m ³ (△38 万 m ³)	190 万 m ³ (△80 万 m ³)	161 万 m ³ (△109 万 m ³)	79. 3%	144 万 m ³ (△126 万 m ³)	c
270 万 m ³	245 万 m ³ (△25 万 m ³)	219 万 m ³ (△51 万 m ³)	190 万 m ³ (△80 万 m ³)	167 万 m ³ (△103 万 m ³)		—	
要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率						②	
—	10% (3 件 /30 件)	20% (6 件 /30 件)	27% (8 件 /30 件)	37% (11 件 /30 件)	108. 1%	63% (19 件 /30 件)	a
—	17% (5 件 /30 件)	23% (7 件 /30 件)	30% (9 件 /30 件)	40% (12 件 /30 件)		—	
市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率						④	
—	54% (6 市町 /11 市町)	72% (8 市町 /11 市町)	100% (11 市町 /11 市町)	100% (11 市町 /11 市町)	100%	100%	a
45% (5 市町 /11 市町)	63% (7 市町 /11 市町)	91% (10 市町 /11 市町)	100% (11 市町 /11 市町)	100% (11 市町 /11 市町)		—	
大規模地震でも壊れない補強された橋の割合						⑤	
—	92% (508 橋 /553 橋)	94% (520 橋 /553 橋)	95% (523 橋 /553 橋)	96% (529 橋 /553 橋)	100%	100%	a
91% (503 橋 /553 橋)	93% (514 橋 /553 橋)	94% (520 橋 /553 橋)	95% (523 橋 /553 橋)	96% (530 橋 /553 橋)		—	
被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築						⑥	
—	道路カメラ 設置率 58% (58 台 /100 台)	道路カメラ 設置率 71% (71 台 /100 台)	道路カメラ 設置率 84% (84 台 /100 台)	道路カメラ 設置率 91% (91 台 /100 台)	達成	道路・河 川の重点 監視箇所 における 画像情報 の集中監 視体制の 完成	a
	河川カメラ 設置率 54% (56 台 /102 台)	河川カメラ 設置率 67% (69 台 /102 台)	河川カメラ 設置率 79% (81 台 /102 台)	河川カメラ 設置率 90% (92 台 /102 台)			
	コントロールルーム 設置						
パトロー ルや住民 などから	道路カメラ 設置率 58%	道路カメラ 設置率 59%	道路カメラ 設置率 82%	道路カメラ 設置率 90%		—	

の通報を 中心とす る情報収 集	(58 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 55% (57 台 /102 台) コントロールルーム 設置	(59 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 71% (73 台 /102 台)	(82 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 86% (88 台 /102 台)	(90 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 100% (102 台 /102 台)			
橋梁の修繕完了率						⑦	
—	100% (49 橋 /49 橋)	100% (53 橋 /53 橋)	100% (34 橋 /34 橋)	100% (29 橋 /29 橋)	100%	100%	a
100% (54 橋 /54 橋)	100% (49 橋 /49 橋)	100% (53 橋 /53 橋)	100% (34 橋 /34 橋)	100% (29 橋 /29 橋)		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 流域治水の推進

- ・浸水被害リスクの軽減に向けて「流域治水プロジェクト」を着実に推進する必要があります。このため、流域治水の根幹となる河川整備や鳥羽河内ダム建設を推進するとともに、多様な流域対策について関係機関との協働や県民の皆さんへの普及・啓発を行います。
- ・河川の堆積土砂撤去については、毎年の堆積量を上回る土砂を撤去し、継続的に河川の流下能力を確保する必要があります。そのため、緊急浚渫推進事業に加え、民間の砂利採取制度も活用して堆積土砂撤去を進めます。

② 土砂災害対策の推進

- ・激甚化・頻発化する土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守る必要があります。そのため、土砂災害防止施設の整備を進め、特に避難所の保全を推進します。
- ・砂防ダムの機能及び性能を長期にわたり維持・確保することが必要です。そのため、今後も継続的に砂防ダムの堆積土砂撤去を推進します。
- ・盛土による災害から県民の皆さんの生命・財産を守る必要があります。そのため、引き続き、盛土規制法に基づく規制により災害防止を図るとともに、既存盛土等の安全性を把握等するための基礎調査(既存盛土等調査)を行います。

③ 山地災害対策の推進

- ・土砂の流出防止や山腹斜面の安定を図る必要があります。そのため、台風等による山地災害からの早期復旧や、山地災害危険地区や荒廃森林における治山施設の整備に取り組みます。
- ・森林の土砂流出防止等の公益的機能を発揮させる必要があります。そのため、保安林内の森林整備を進めるとともに、山地災害を未然防止するため、長寿命化計画に基づき、治山施設の老朽化対策に取り組みます。(農林水産部)

④ 高潮・地震・津波対策の推進

- ・切迫する南海トラフ地震等に備えるため、海拔ゼロメートル地帯の河川堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を着実に進める必要があります。そのため、国土強靱化実施中期計画に基づく予算等を活用し、計画的な耐震対策に取り組みます。
- ・強い台風による高潮、南海トラフ地震等の大規模地震、および地震に伴う津波により、背後地への被害が想定されます。このため、高潮対策として堤防・護岸の嵩上げや沖合構造物の設置、地震対策として施設の耐震強化、および津波による施設の損傷を軽減する整備を実施します。
- ・津波や高潮、洪水などの災害時において、放置船が二次被害の発生要因となるため、放置船対

策に取り組む必要があります。そのため、一般海域等において放置船の措置を規定した条例を制定します。
⑤ 緊急輸送道路等の機能確保 ・緊急輸送道路等において、大規模災害発生時に被災するおそれのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。また、能登半島地震において道路が被災し、救急・救援活動に支障をきたしました。そのため、引き続き、緊急輸送機能を確保するための対策に取り組めます。
⑥ インフラ危機管理体制の強化 ・災害による被害拡大を最小限に抑えるため、被災情報を迅速に把握する必要があります。そのため、引き続き、道路観測カメラの配備拡充を進めるとともに、配備が完了した河川監視カメラ、水位計の適切な維持管理に取り組めます。 ・災害発生時には応急復旧や浸水被害の早期解消のため、迅速な災害対応を行う必要があります。そのため、関係機関と連携した実動訓練を積み重ねるとともに、配備した排水ポンプ車を活用した訓練を実施します。また、引き続き、デジタル技術を活用し、迅速に被災状況を把握するための研修を行います。 ・被災後の救急・救援には、迅速な道路啓開が不可欠です。そのため、道路法改正により法定化された道路啓開計画の実効性を高めるため、計画の更新を行うとともに、直下型地震を対象とした「三重県道路啓開計画」の策定を進めます。
⑦ インフラの老朽化対策の推進 ・インフラの老朽化が急速に進行する中で、災害時・平常時を問わずその機能を安定的に確保し続けることが不可欠です。そのため、引き続き、長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを行います。 ・下水道管路の老朽化は、道路陥没等の重大事故に繋がりがねない喫緊の課題です。そのため、令和7年度に実施した全国特別重点調査及び県独自の調査結果に基づき、令和8年度においても引き続き、下水道管路の安全性及び機能の確保のため、その状態に応じた必要な措置を講じます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	49,722	51,650	54,723	47,020	84,678
概算人件費	2,661	2,638	2,713	2,664	—
(配置人員)	(299 人)	(299 人)	(299 人)	(293 人)	—

施策 2-1 地域医療提供体制の確保

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

患者の状態に応じた質の高い効率的・効果的な医療が提供されるよう、県民の皆さんと将来あるべき医療提供体制についての共通理解が進み、医療機能の分化・連携、医療従事者の確保、がん・循環器病対策、救急医療など、地域の医療提供体制が充実しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	医師確保対策については、医師修学資金貸与制度の運用や地域枠医師等に対するキャリア形成支援、医師不足地域への医師派遣など総合的に取り組んできた結果、病院勤務医師数が目標を上回るペースで増加するなど、県内の医師数は増加傾向にあります。 また、がん・循環器病対策や救急医療については、がん検診の受診率向上やがん・循環器病の年齢調整死亡率の低減などの KPI の進捗に課題があるものの、市町のがん検診受診率向上に向けた支援、情報提供や相談支援体制の強化等、課題の克服に向けた取組を充実させており、県民の皆さんが安心できる地域医療提供体制の実現に向けて進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 地域医療構想の実現

- ・「第8次三重県医療計画」に基づき、5疾病・6事業および在宅医療の取組をはじめ、「三重の健康づくり基本計画」や「三重県介護保険事業支援計画」など、他の関連する施策と連携を図りつつ、医療資源の有効活用、医療人材の確保・育成、医療DXの推進等に取り組み、効率的で質の高い医療提供体制の構築を推進しました。
- ・県内8地域の地域医療構想調整会議等において、入院、外来、在宅における各地域の現状、課題や、新たな地域医療構想の方向性等の協議を行い、医療機関の機能分化・連携を進めました。

② 医療分野の人材確保

- ・地域における医療提供体制の確保を図るため、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数確保や偏在解消に取り組みました(医師修学資金貸与者累計:995名)。また、国から示された「医師の偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づき、医師の偏在対策に向けて取り組みました。県外からの医師確保に向けて、県外在住の医師や医学生等への情報発信等を行うとともに、三重大学に移行期医療*の寄附講座を設置しました。
- ・三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や三重県ナースセンターへの登録促進のほか、情報発信の充実等により看護職員の確保に取り組みました。また、看護職員の負担軽減を図るため、看護補助者の活用等に取り組むとともに、特定行為研修修了者を増やすための説明会や専任教員養成講習会の開催等により、看護職の人材育成や看護教育の充実のための取組を進めました。
- ・地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象とした体験実習や研修会を開催するとともに、高校生を対象とした病院現場の見学・体験など医療従事者との交流を図ることにより、将

来の地域医療を担う医師や看護職員の確保に取り組みました(みえ地域医療メディカルスクール参加者数:112名)。

- ・医師の働き方改革について、医療勤務環境改善支援センターの労務管理アドバイザーによる相談対応に取り組むとともに、医師の教育研修や派遣等に取り組む医療機関を支援しました。また、医療従事者の勤務環境改善を一層促進するため、「女性が働きやすい医療機関」認証医療機関の好事例の周知等に取り組みました(認証医療機関数:31医療機関)。さらに、生産性向上や職場環境整備のための取組を支援し、医療人材の確保・定着に取り組みました。
- ・医療資源が不足するへき地においても適切な医療を受けることができるよう、へき地医療拠点病院等からの代診医派遣等に取り組むとともに、へき地におけるオンライン診療の導入を進める市町等を支援しました(代診医派遣回数:41回)。また、へき地等における医師確保に向けて、医師少数区域経験認定医師に対する研修費の助成等に取り組みました。
- ・薬局機能を強化するため、在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬剤師・薬局を引き続き支援するとともに、復職・転職支援等により薬剤師の確保に取り組みました。また、県内病院薬剤師の確保・育成を目的とした奨学金返還助成制度を運用するとともに、薬剤師が少ない地域への派遣等の支援を行うことで薬剤師の地域偏在・職域偏在の解消に取り組みました(奨学金返還助成対象者数:4名、対象病院25施設)。

③ がん対策の推進

- ・県民に対して、がん検診の受診勧奨や、県内医療機関の情報、がん患者が受けられる支援などに関する情報を公的な立場から総合的・効果的に届けるため、がんに関する情報発信の強化に取り組みました。また、がんの早期発見・早期治療をめざし、がん検診の受診勧奨に取り組む市町に対する財政支援を行うとともに、効果的な受診勧奨に向けた分析や勧奨策の実施を支援し、受診率向上に係る市町の取組の充実を図りました。
- ・がん医療の一層の充実を図るため、がん診療を行う医療機関の施設・設備整備の支援や緩和ケア・外来化学療法法の推進など、県のがん医療提供体制の整備を進めるとともに、がん対策をより効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、情報の利活用を進めました。
- ・がん患者やその家族等が治療の早期から必要な支援を受けられるよう、「三重県がん相談支援センター」(相談実績:864件)等の相談窓口の充実・利用促進とともに、事業者に対するがん患者の治療と仕事の両立支援の理解促進を図りました。加えて、がんになっても自分らしく生きることができるよう、市町と連携して、治療により脱毛等の外見の変化を生じたがん患者へのウィッグ等の購入に対する補助や、在宅療養を希望するAYA世代のがん患者への在宅療養に対する補助を行いました。

④ 循環器病対策の推進

- ・脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器病対策のさらなる推進をめざし、循環器病に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣の改善促進に係る県民向けの情報発信を強化し、発症予防・重症化予防に取り組みました。また、循環器病による年齢調整死亡率について、近年の増加傾向に係る原因分析を行いました。
- ・三重大学医学部附属病院が設置する「脳卒中・心臓病等総合支援センター」の運営を支援するとともに、同センターと連携し、循環器病患者に対する相談対応など、総合的な支援体制の充実を図りました。

⑤ 救急医療等の確保

- ・三重県医師会等の関係機関と連携し、新規に開業する医療機関を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めました。
- ・かかりつけ医の必要性や救急車の適正利用などについて、ホームページへの掲載やリーフレットの配布など普及啓発を行うとともに、電話案内、自動音声・FAX案内サービスで対応可能な医療機関の情報を医療ネットみえ(救急医療情報ネット)で提供することにより、県民の適切な受診行動を促進しました。
- ・重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センター*の運営および設備整備、ドクターヘリの運航等を支援しました。
- ・消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習を実施するなど

救急救命士の資質向上に取り組みました。

- ・安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センター*や小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー(すくすく号)の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル(＃8000)」による電話相談の充実を図りました(相談実績:11,933件)。
- ・分娩取扱施設が減少傾向にあるなか、分娩取扱施設が少ない地域において、施設・設備の整備を実施する分娩取扱施設や産科医の受入支援に取り組む市町を支援するとともに、「三重の周産期医療体制あり方検討会」を立ち上げ、地域において安全・安心に出産できる周産期医療体制の確保に向けた検討を進めました。
- ・小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組むとともに、小児患者が成長に合わせて適切な医療を受けられるよう、三重大学に移行期医療の寄附講座を設置し、移行期医療支援センターの設置をはじめとした移行期医療支援体制の整備に向けて検討を進めました。
- ・医療に関する患者・家族等からの相談等に対応していくとともに、医療安全推進協議会において相談事例等を共有しました。また、医療従事者を対象とした令和7年度の医療安全研修会において、サイバーセキュリティ対策をテーマとするなど、医療安全対策の推進に積極的に取り組みました。
- ・感染対策等の取組を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において、医療従事者を対象としたこれまでの研修会に加え、グループワークを取り入れた実践型感染症対策研修会を実施するなど、県内医療機関における院内感染等の対策の推進に必要な取組の支援を行いました。

⑥ 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

- ・中期経営計画に基づき、各県立病院の役割や地域のニーズに応じた医療を提供するとともに、健全な経営をめざしながら、病院運営を行いました。
- ・こころの医療センターにおいては、精神科救急・急性期医療のほか、認知症治療や依存症治療等の専門的医療の提供、訪問看護やデイケア等の地域生活支援、精神分野における災害医療体制の整備に取り組みました。一志病院においては、総合診療医を中心としたプライマリ・ケア*の実践やプライマリ・ケア人材の育成のほか、予防医療の提供や地域包括ケア*システムの構築に向けた多職種連携に取り組みました。志摩病院においては、指定管理者と密接に連携しながら、地域の医療ニーズをふまえた診療機能の維持・充実に取り組みました。

⑦ 適正な医療保険制度の確保

- ・国民健康保険制度を持続可能なものとしていくため、市町や関係団体と連携し安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めました。また、「第2期三重県国民健康保険運営方針」に基づき、保険料水準の統一に向け、計画的・段階的に取組を進めました。
- ・子ども・一人親家庭等・障がい者が、安心して必要な医療を受けられるよう、各市町が実施する福祉医療費助成事業を引き続き支援しました。また、現物給付に係る市町補助について、対象範囲を未就学児から中学生の入院まで拡大しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
病院勤務医師数							
—	2,801.9人	2,822.6人	2,843.3人	2,864.0人	101.6%	2,884.7人	a
2,781.2人	2,824.7人	2,837.0人	2,861.2人	2,909.4人		—	

看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合						②	
—	68.2%	69.0%	69.8%	70.6%	85.6%	71.4%	b (見込)
67.4%	66.0%	64.4%	67.4%	60.4% (速報値)		—	
がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)						③	
—	乳がん 19.0% 子宮頸がん 20.0% 大腸がん 9.2% (3年)	乳がん 20.5% 子宮頸がん 21.2% 大腸がん 10.7% (4年)	乳がん 22.0% 子宮頸がん 22.5% 大腸がん 12.1% (5年)	乳がん 23.5% 子宮頸がん 23.7% 大腸がん 13.6% (6年)	乳がん 74.0% 子宮頸がん 77.2% 大腸がん 57.4%	乳がん 25.0% 子宮頸がん 25.0% 大腸がん 15.0% (7年)	c
乳がん 17.5% 子宮頸がん 18.7% 大腸がん 7.8% (2年)	乳がん 17.0% 子宮頸がん 18.6% 大腸がん 7.9% (3年)	乳がん 17.1% 子宮頸がん 18.5% 大腸がん 7.7% (4年)	乳がん 17.2% 子宮頸がん 18.3% 大腸がん 7.6% (5年)	乳がん 17.4% 子宮頸がん 18.3% 大腸がん 7.8% (6年)		—	
がんによる10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)						③	
—	259.1人 (3年)	255.8人 (4年)	252.5人 (5年)	249.3人 (6年)	96.1%	246.1人 (7年)	b
262.5人 (2年)	267.7人 (3年)	267.8人 (4年)	259.4人 (5年)	259.4人 (6年)		—	
循環器病による10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)						④	
—	213.0人 (3年)	206.4人 (4年)	200.0人 (5年)	193.7人 (6年)	85.5%	187.7人 (7年)	b
219.9人 (2年)	216.7人 (3年)	232.9人 (4年)	235.1人 (5年)	226.6人 (6年)		—	
救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合						⑤	
—	50.8% (3年)	50.0% (4年)	49.2% (5年)	48.4% (6年)	92.7%	47.6% (7年)	b
51.6% (2年)	51.2% (3年)	53.5% (4年)	54.2% (5年)	52.2% (6年)		—	
県立病院患者満足度						⑥	
—	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	98.8%	95.0%	b
91.3%	91.5%	92.7%	93.5%	93.9%		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 地域医療構想の実現

・効率的で質の高い医療提供体制を構築する必要があります。そのため、「第8次三重県医療計画」(計画期間:令和6(2024)年度から令和11(2029)年度)の中間見直しを行うとともに、5疾病・6事業および在宅医療の取組をはじめ、医療資源の有効活用、医療人材の確保・育成、医療DXの推進等に取り組めます。

・2040年頃を見据えると、高齢者の救急搬送や在宅医療の需要のさらなる増加が見込まれており、それらの受け皿を整備していくとともに、生産年齢人口が減少する中においても、地域の状況に応じた医療従事者の確保や必要な医療機能の維持を図っていく必要があります。このような地域の医療提供体制全体の課題解決を図るため、入院医療、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた、「新たな地域医療構想」の策定に向けて取り組めます。

② 医療分野の人材確保

・将来にわたり地域の医療提供体制を確保するためには、医師の総数確保や偏在解消に取り組む必要があります。そのため、課題解消に向けて医師修学資金貸与制度の運用、地域枠医師等に対するキャリア形成支援や、地域偏在対策として診療所の承継・開業の支援、及び診療科偏在が課題となっている特定診療科の専攻医の確保・育成の支援を行うとともに、「医師偏在是正プラン」を策定し、実効性のある医師偏在対策の取組を進めます。

・高齢化と現役世代の減少が進む中で、看護ニーズは増大し、多様化していることから、看護職員の確保を進めていく必要があります。そのため、看護職員修学資金貸与制度の運用、三重県ナースセンターへの登録促進、領域別・地域別の採用力向上セミナーの開催、プラチナナース*や看護補助者など多様な人材の雇用や持続可能な働き方の支援、助産師にかかる就業場所や地域偏在の解消を目的とした助産師出向支援の拡充など、看護職員確保対策の取組を進めます。

・今後、新規入学者の大半を占める18歳人口が減少することから、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保に取り組む必要があります。そのため、地域医療の魅力を発信する取組として医学生を対象とした体験実習や研修会を開催するとともに、高校生を対象とした病院現場の見学・体験など医療従事者との交流を図ります。

・医療の質・安全の確保と持続可能な医療提供体制を維持するためには、医師の働き方改革が重要です。そのため、医療勤務環境改善支援センターの労務管理アドバイザーによる相談対応や時間外労働時間の上限規制の特例水準の指定を適切に行うとともに、医療従事者の勤務環境改善を一層促進するため、三重県「みんなが働きやすい医療機関」(旧名称「女性が働きやすい医療機関」)認証制度の好事例の周知に取り組めます。

・医療資源が不足するへき地においても、住民の受診機会を確保する必要があります。そのため、へき地医療拠点病院等からの代診医派遣等やへき地におけるオンライン診療の導入を進める市町等を支援するとともに、医師の定着促進を図るため、医師少数区域経験認定医師に対する研修費の助成等にも取り組めます。

・高齢化による医療需要の拡大に伴い、在宅医療への対応などの薬局機能の強化が求められています。そのため、在宅対応の高度化や多職種との連携等に取り組む薬剤師・薬局を引き続き支援します。

・薬剤師の地域偏在・職域偏在が課題となっています。そのため、薬剤師の復職・転職や地域出向支援、薬学生への奨学金返還助成を実施します。また、新たに県内大学と連携して、薬学部をめざす学生や県内で就業する病院薬剤師等の確保に向けた修学支援に取り組むとともに、定着促進のための専門・認定資格の取得支援を進めます。

③ がん対策の推進

・県民に対して、がん検診の受診勧奨や、県内医療機関の情報、がん患者が受けられる支援などに関する情報を公的な立場から総合的・効果的に届けることが求められています。そのため、公開講座の実施等、がんに関する情報発信の強化に取り組めます。

・がんの早期発見・早期治療の実現が求められています。そのため、がん検診の受診勧奨に取り組む市町に対する財政支援を行うとともに、市町の効果的な受診勧奨に向けた分析や助言等、

支援の充実を図ります。また、新たに職域も含めた受診率向上に係る研修を実施します。

- ・がん医療の一層の充実を図るため、がん診療を行う医療機関の施設・設備整備の支援や緩和ケア・外来化学療法の推進などが求められています。このため、引き続き、県のがん医療提供体制の整備に取り組みます。また、がん対策をより効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、情報の利活用を進めます。
- ・がん患者やその家族等が治療の早期から必要な支援を受けられるようにすることが求められています。そのため、引き続き「三重県がん相談支援センター」等の相談窓口の充実・利用促進とともに、事業者に対するがん患者の治療と仕事の両立支援の理解促進に取り組みます。加えて、がんになっても自分らしく生きることができるよう、市町と連携して、治療により脱毛等の外見の変化を生じたがん患者へのウィッグ等の購入に対する補助や、在宅療養を希望するAYA世代のがん患者への在宅療養に対する補助を行います。

④ 循環器病対策の推進

- ・脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器病対策のさらなる推進が求められています。そのため、循環器病に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣の改善促進に係る県民向けの情報発信を強化し、発症予防・重症化予防に取り組みます。
- ・循環器病患者の包括的な支援体制を構築するため、三重大学医学部附属病院が設置する「脳卒中・心臓病等総合支援センター」の運営を支援するとともに、同センターと連携し、循環器病患者に対する相談の実施など、総合的な支援体制の充実を図ります。

⑤ 救急医療等の確保

- ・初期救急医療体制をより充実させるためには、救急医療情報システムに参加する医療機関を増やしていく必要があります。そのため、三重県医師会等の関係機関と連携し、新規に開業する医療機関を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけに努めます。
- ・三重県内における救急搬送人員は増加傾向にあり、救急車の適正な利用が求められています。そのため、救急搬送かかりつけ医の必要性や救急車の適正利用などについて、ホームページへの掲載やリーフレットの配布など普及啓発を行うとともに、電話案内、自動音声・FAX案内サービスで対応可能な医療機関の情報を医療ネットみえ(救急医療情報ネット)で提供します。
- ・重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営および設備整備、ドクターヘリの運航等を支援します。
- ・救命率の向上を図る必要があります。そのため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援するとともに、指導救命士の養成に取り組みます。加えて、新たに習得すべき特定行為に関する講習を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組みます。
- ・安心して子どもを産み育てる環境づくりが求められています。そのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー(すくすく号)の運用に対する支援や、新生児搬送に係る調査・検討を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」による電話相談のさらなる充実を図ります。
- ・分娩数や分娩取扱施設の減少に備えた周産期医療体制のあり方の引き続きの検討が必要です。そのため、「三重の周産期医療体制あり方検討会」において、地域で安全・安心に出産できる周産期医療体制の確保に向けた検討を進めます。
- ・出生数等の減少により、分娩取扱施設を取り巻く経営環境の厳しさが増えています。そのため、分娩取扱施設が少ない地域において、施設・設備の整備を実施する同施設を支援します。
- ・分娩取扱施設の少ない地域においては、当該施設が24時間体制で分娩を取り扱う状況であり、地域の分娩の拠点として維持が必要です。そのため、当直産科医の受入支援に取り組む市町を支援します。
- ・分娩取扱医療機関の新規開業が極めて困難である中、地域の身近な施設で安全で安心して妊娠・出産できる周産期医療体制の確保が必要です。そのため、新たに事業承継を行う同機関に対して支援を行います。
- ・小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組むとともに、小児患者が成長に合わせて適切な医療を受けられることが必要です。そのため、移行期医療支援センターの設置をはじめとした移行期医療支援体制の整備に向け、支援の窓口となるコーディネーターの育成に取り組みます。
- ・医療安全の確保に向けて、医療に関する相談体制を充実させる必要があります。そのため、医

療に関する患者・家族等からの相談等に対応していくとともに、医療安全推進協議会における相談事例等の共有や医療従事者に対する医療安全研修会の開催等に取り組みます。

- ・県内医療機関における院内感染対策が適切に実施される必要があります。そのため、感染対策等の取組を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において、感染症対策等の研修会をさらに充実させるなど、必要な支援を行います。

⑥ 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

- ・各県立病院の役割や地域のニーズに応じた医療を提供するとともに、令和8年度診療報酬改定への対応など収益の確保に取り組みながら、健全な病院経営を行っていく必要があります。そのため、中期経営計画に基づき、こころの医療センターにおいては県内の精神科医療の中核病院としての機能や地域生活支援の取組を、一志病院においてはプライマリ・ケアの実践や人材育成、予防医療の取組を、志摩病院においては指定管理者と密接に連携しながら、地域の医療ニーズをふまえた診療機能の維持・充実の取組を行います。
- ・良質な医療サービスの提供や患者・家族の視点に立った病院運営により、患者満足度の向上に努める必要があります。そのため、「患者様アンケート」などに寄せられる意見等を把握・分析し、接遇面、施設・設備面等に係る改善策を講じることにより、医療サービスや患者の利便性の向上に取り組みます。

⑦ 適正な医療保険制度の確保

- ・国民健康保険制度を持続可能なものとする必要があります。そのため、市町や関係団体と連携し、安定的な財政運営、効率的な事業運営に向けた取組を進めます。
- ・国の施策として、保険料水準の統一が求められています。そのため、「第2期三重県国民健康保険運営方針」に基づき、三重県市町国保広域化等連携会議を開催するなど、市町と連携し取組を推進します。
- ・子ども・一人親家庭等・障がい者が、安心して必要な医療を受けられることが求められています。そのため、各市町が実施する福祉医療費助成事業を引き続き支援するとともに、令和8年度から中学生の通院を補助対象に拡大します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	216,645	218,297	211,987	211,840	218,457
概算人件費	2,981	2,973	3,139	3,101	—
(配置人員)	(335人)	(337人)	(346人)	(341人)	—

施策 2-2 感染症対策の推進

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

県民一人ひとりが正しい知識に基づいて行動できるよう、研修会の開催など感染防止に係る普及啓発や、感染症の発生動向などの情報発信が的確に行われています。

また、感染症の発生時には感染拡大を防止できるよう、速やかに積極的疫学調査や検査が実施できる体制が整備されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	新興感染症の発生時に感染拡大を防止できるよう、県と民間検査機関等との間で、検査の実施に関する協定を締結するなど、平時から検査実施体制の整備を進めました。 その他感染症全般への対応について、感染予防対策研修会や感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、感染症危機管理体制の整備を進めるとともに、感染症の早期発見と拡大防止のため、相談や検査体制の整備を進めました。 一方で、令和7年度は感染症の集団発生、インフルエンザや伝染性紅斑等、例年より高い水準で流行した感染症もあったことから、引き続き、感染症の予防や感染防止対策について、県民等への普及啓発、感染症の発生動向などの情報発信に取り組む必要があります。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 感染予防のための普及啓発の推進

・例年より高い水準で流行している感染症もあることから、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム*等を活用した、感染症発生情報の収集・解析を行い、関係機関や県民へ感染症の発生動向等の情報提供に取り組みました。

② 感染症危機管理体制の整備

・新興感染症の発生時に迅速に医療提供体制を立ち上げることができるよう、県と医療機関等との間で締結した協定に基づき、平時から新興感染症に対応可能な体制を整備しました(協定締結医療機関等：1,628機関)。

・市町における新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に向け支援しました(全市町改定済)。

・協定締結医療機関の施設・設備整備を支援し、感染症への対応力を強化するとともに、県庁・保健所等の職員が参加する訓練・研修を実施し、感染症対応に強い人材の育成に取り組みました(施設整備支援：6機関、設備整備支援：104機関)(訓練：19回、研修：15回)。

・新型コロナウイルス感染症の発生初期に個人防護具が不足したことをふまえ、協定締結医療機関が必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に備えて、県においても計画的に個人防護具を備蓄しました。また、備蓄した物資を感染症有事に県内医療機関等へ速やかに配送するため、備蓄物資の適切な保管・管理および配送を可能とする体制を整備しました。

・新型コロナウイルス感染症への対応については、医療提供体制のひっ迫等が生じないよう、県独自の対応として、電話相談窓口や感染状況の把握等を継続しました。

・高齢者や障がい者等の入所施設等では、感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスク

が高いため、引き続き、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催しました(研修会の開催:36回、参加施設:573施設)。

- ・発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営費の支援等を行いました。また、感染症発生時には、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携が重要となることから、感染症対策連携協議会の開催や各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携体制の充実に取り組みました(会議の開催:8回)。

③ 感染症対応のための相談・検査の推進

- ・エイズやウイルス性肝炎等の早期発見に向け、保健所等が実施しているHIV検査やウイルス性肝炎検査などの普及啓発を行い、検査受診者数の増加をめざしました(HIV検査:852件、B型・C型肝炎ウイルス検査:B型1,133件、C型1,134件)。また、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組みました。
- ・結核患者の早期発見と適切な治療につながるよう、引き続き、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS(直接服薬確認療法)、接触者健診等を実施しました(結核健康診断補助金申請:108件)。また、増加する高齢者や外国人の結核患者に対応するため、高齢者施設の管理者や関係者と連携し治療完遂に向けた支援の充実に取り組みました。
- ・予防接種要注意者や副反応歴のある方等の接種機会の確保を図るため、「三重県予防接種センター」において、県民や市町、医療機関等からの相談対応や、予防接種要注意者等に対するワクチン接種を実施しました(相談件数:588件、接種人数:605人)。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
感染症の集団発生が抑止できた割合							①②③
—	100%	100%	100%	100%	98.1%	100%	b
100%	99.5%	100%	99.1%	98.1%		—	
感染予防対策研修会への参加施設数							②
—	400 施設	450 施設	500 施設	550 施設	104.2%	600 施設	a
298 施設	767 施設	456 施設	504 施設	573 施設		—	
新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査体制の確保							③
—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	a
100%	100%	100%	100%	100%		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 感染予防のための普及啓発の推進

- ・感染症の予防や拡大防止のためには、県民一人ひとりが正しい知識に基づいて行動することが必要です。そのため、引き続き感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析を行い、関係機関や県民へ感染症の発生動向等の情報提供に取り組みます。

② 感染症危機管理体制の整備

- ・新興感染症の発生時に迅速に医療提供体制を立ち上げる必要があります。そのため、県と医療機関等との間で締結した協定に基づき、引き続き平時から新興感染症に対応可能な体制整備

を進めます。

- ・新興感染症発生時の対応力の向上を図る必要があります。そのため、タイムラインを含め県職員等が実働時に活用する「新興感染症対応マニュアル(仮称)」を策定します。
- ・新興感染症への対応力の向上を図る必要があります。そのため、県初動対応を想定した、知事や庁内部局長等を含めた全庁的な訓練を実施します。また、協定締結医療機関の施設・設備整備を支援し、感染症への対応力を強化するとともに、県庁・保健所等の職員が参加する訓練・研修を実施し、感染症対応に強い人材の育成を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生初期に個人防護具が不足したことをふまえ、個人防護具が不足しない体制を整備する必要があります。そのため、協定締結医療機関が必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に備え県においても計画的に個人防護具を備蓄します。また、備蓄した物資を感染症有事に県内医療機関等へ速やかに配送するため、備蓄物資の適切な保管・管理および配送を可能とする体制を継続します。
- ・医療提供体制のひっ迫等を防ぐ必要があります。そのため、県独自の対応として、引き続き電話相談窓口や感染状況の把握等を継続します。
- ・高齢者や障がい者等の入所施設等では、感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高くなります。そのため、引き続き、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催します。
- ・発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症に対応する医療機関の支援が必要です。そのため、引き続き感染症指定医療機関等の運営費等への支援等を行います。
- ・感染症発生時には、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携が重要です。そのため、感染症対策連携協議会の開催や各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、引き続き関係機関との連携体制の充実を図ります。

③ 感染症対応のための相談・検査の推進

- ・エイズやウイルス性肝炎等を早期発見し、速やかに治療を受けることができる体制づくりが必要です。そのため、保健所等が実施している無料匿名検査などの普及啓発を行い、検査受診者数の増加をめざすとともに、県民からの相談体制を継続します。
- ・結核患者を早期発見し、適切な治療につなげる必要があります。そのため、引き続き、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS(直接服薬確認療法)、接触者健診等を実施します。また、増加する高齢者や外国人の結核患者の対応が課題となっています。そのため、高齢者施設の管理者や技能実習生受入事業所等の関係者と連携し治療完遂に向けた支援の充実を図ります。
- ・予防接種要注意者や副反応歴のある方等の予防接種機会の確保を図る必要があります。そのため、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談対応や、予防接種要注意者等に対する予防接種を実施するとともに、予防接種に関する情報提供を行います。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	51,829	11,756	11,927	2,994	984
概算人件費	1,014	820	526	527	—
(配置人員)	(114人)	(93人)	(58人)	(58人)	—

施策 2-3 介護の基盤整備と人材確保

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

利用者のニーズに応じた介護サービス等の提供が進むよう、特別養護老人ホームの整備や地域住民等による見守り、多様な生活支援が充実するなど、介護基盤の整備と介護人材の確保が進んでいます。

高齢者が、要介護状態となっても地域の実情に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数は減少するなど介護基盤の整備に関する取組が進んでいます。 また、認知症の人やその家族を支援するチームオレンジの構築について、整備市町数は目標値には達しなかったものの、前年度より大きく増加しました。 一方で、介護職員数は前年度に比べて増加したものの、目標値に達していないため、介護職員の処遇改善や外国人材の受け入れ環境の整備などの人材確保に向けた取組を一層強化していく必要があります。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 介護施設サービスの充実

- ・特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、認知症高齢者グループホーム・看護小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援しました。
- ・施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い方が円滑に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けて取り組みました。
- ・訪問介護サービスが利用者へ安定的に提供されるよう、訪問介護事業所が実施する人材育成や経営改善に向けた取組等に対して支援しました。

② 介護人材の確保

- ・介護人材を確保するため、県内全てのハローワークと県福祉人材センターが連携した無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、中高年齢層や介護未経験者等の多様な人材の参入促進に取り組みました。
- ・「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発や介護フェア等の開催による介護の魅力発信を行うとともに、介護職員の賃金改善に充てる介護職員等処遇改善加算の取得支援等により、介護人材の定着促進に取り組みました。
- ・介護サービスの一層の充実を図るため、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、介護職員の負担軽減や介護現場における生産性向上に資する介護ロボットや、介護ソフト、タブレット端末等のICTの導入促進、「みえ介護生産性向上支援センター」による業務改善の相談対応等に取り組みました(介護テクノロジー導入支援補助:216 事業所)。
- ・外国人介護人材の受入れを促進するため、県内の介護施設等で就労を希望する外国人介護人材と受入希望施設等とのマッチングを支援するとともに、受け入れた外国人介護人材が介護職場で円滑に就労・定着するよう、受入施設の環境整備に対する支援に取り組みました。
- ・令和7年5月にインドネシアを訪問して本県での就労をPRする現地セミナーを開催する等、外

国人介護人材の有望な送出国との関係構築に取り組みました。 ③ 認知症になっても希望を持てる社会づくり ・チームオレンジの構築に向けては、市町への実態調査等をふまえ、オレンジ・チューター派遣回数を増加させるとともに、研修会の開催、ハンドブックの活用等により構築を支援しました(チームオレンジの構築:28市町)。また、市町や企業と協力し、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」を養成するとともに、成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう、人材育成のための研修を行いました。 ・認知症について早期から適切な診断や対応ができるよう、レセプト*データを活用して認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業の実施や早期発見につながる認知症ITスクリーニング*の活用地域の拡大に向け、未実施の市町へ働きかけを行うことで、医療と介護の連携を図りました。 ・認知症の人や家族、地域住民、専門家が相互に理解を深める場である「認知症カフェ」の定着を図るため、好事例の横展開などにより市町の取組を支援しました。(県内の設置数:29市町、103団体) ・認知症の人が認知症になってからも希望を持って前向きに暮らすことができている姿を発信していただく、「三重県認知症希望大使*」を任命し、普及啓発活動に参加いただくことで、認知症への理解促進を図りました。 ・本県における認知症施策を推進するための基本的かつ総合的な計画である「三重県認知症施策推進計画」を策定しました。 ④ 介護予防・生活支援サービスの充実 ・地域包括支援センター*の機能強化や介護予防・自立支援の取組の推進に向け、センターの職員に対する研修を実施するとともに、地域包括ケアシステムアドバイザーを地域ケア会議*に派遣しました。 ・市町ヒアリングにより市町の介護予防・重度化防止の現状や課題について把握し、地域の実情に応じた取組が効果的に進むよう支援しました。 ⑤ 在宅医療・介護連携の推進 ・地域における在宅医療・介護連携体制のさらなる推進に向け、市町の好事例の共有や地域包括ケアシステムアドバイザーの派遣、人材育成研修、普及啓発等に取り組みしました。 ・在宅医療サービス提供機関等に関わる従事者が暴力やハラスメントを受けることなく、安心して安全な環境で従事できるよう研修会を開催しました。 ・訪問看護ステーションにおける運営安定化等の取組を推進するとともに、人材確保・資質向上を図るための研修会等に取り組みしました。							

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数						①③④⑤	
—	158 人	135 人	65 人	62 人	200. 0%	59 人	a
178 人	96 人	69 人	42 人	31 人		—	
県内の介護職員数						②	
—	33, 370 人 （3 年度）	34, 455 人 （4 年度）	35, 540 人 （5 年度）	36, 625 人 （6 年度）	87. 0%	37, 709 人 （7 年度）	b
32, 285 人 （2 年度）	32, 243 人 （3 年度）	32, 584 人 （4 年度）	31, 223 人 （5 年度）	36, 625 人 （6 年 度）		—	

チームオレンジ整備市町数						③	
—	8 市町	15 市町	22 市町	29 市町	96.6%	29 市町	b
4 市町	6 市町	11 市町	21 市町	28 市町		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 介護施設サービスの充実

・介護サービスを必要とする方が、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう介護基盤の整備を進める必要があります。このため、引き続き特別養護老人ホーム等の施設整備を進めるとともに、認知症高齢者グループホーム・看護小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスの充実に向けて市町への支援を継続します。

・施設入所を希望する高齢者が依然として多い中、介護の必要性や緊急性が高い方が優先的に施設を利用できるよう、公平・公正な入所基準の運用を行う必要があります。このため、引き続き入所基準の適正な運用に関する働きかけや調整を行い、優先度の高い方が円滑に入所できる体制を維持します。

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう、サービス需要の変化に応じた介護サービスの提供体制を構築していくことが重要です。このため、訪問介護サービスの提供体制確保に向けて、訪問介護事業所の人材育成や経営改善の取組の支援、中山間地域等における通所介護の多機能化(訪問機能の追加)等を支援します。また、居宅介護支援事業所の業務効率化の取組を支援します。

② 介護人材の確保

・生産年齢人口の減少を受け、今後、介護人材の確保は更に厳しくなることが予想されています。そのため、引き続き無料職業紹介、事業者と介護人材のマッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施することにより、中高年齢層や介護未経験者等の多様な人材の参入促進に取り組みます。

・介護人材を確保するため、介護人材の定着を促進することが求められています。これを受けて、引き続き介護職の魅力発信、介護職員のさらなる処遇改善に向けた国への働きかけ、介護職員の賃金改善に充てる介護職員等処遇改善加算の取得支援等を行うとともに、新たに介護事業者が負担する介護支援専門員研修の受講料を補助することにより、介護人材の定着促進に取り組みます。

・介護人材の定着を促進するため、介護職員の負担を軽減する取組を支援することが求められています。これを受けて、引き続き介護現場における生産性向上に資する介護ロボットや、介護ソフト、タブレット端末等のICTの導入を支援するとともに、「みえ介護生産性向上支援センター」による業務改善の相談対応等に取り組みます。

・介護人材を確保するためには、外国人の介護人材を受け入れることが不可欠となっています。そのため、特定技能外国人の受入れを希望する県内介護施設等と就労を希望する特定技能外国人を対象としたマッチング支援及び受入・定着支援を引き続き行うとともに、外国人介護人材の有望な送出国との関係構築に向けて、本県での就労をPRする現地セミナーの開催等により引き続き取り組みます。

・インドネシア保健省との間で令和6年7月に締結したMOUに基づき、インドネシア介護人材を受け入れていくことが求められています。これを受けて、インドネシア介護人材のマッチング支援を行うとともに、介護施設とインドネシア介護人材の相互理解を深めるため、インドネシアの医療福祉大学の学生を対象に、県内介護施設等でのインターンシップを実施します。

③ 認知症になっても希望を持てる社会づくり

・令和7年度に策定した「三重県認知症施策推進計画」の基本目標を実現するため、認知症に対する県民の理解増進や認知症の人の社会参加の機会の確保などを推進する必要があります。このため、認知症サポーター養成講座などで認知症基本法の理念について普及啓発を行うほか、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

である認知症カフェの好事例を横展開するなど、基本理念に基づく取組を推進します。 ・チームオレンジの設置が進んでいる中で、継続的な活動を推進するための支援が求められています。このため、引き続きオレンジ・チューターの派遣、ハンドブックの活用などによりチームオレンジの活動を支援します。
④ 介護予防・生活支援サービスの充実 ・地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施しているものの、職員の経験年数や専門性の違いにより、地域間での支援体制に差が生じていることが課題となっています。このため、地域ケア会議への地域包括ケアシステムアドバイザー派遣を通じて、地域の実情に応じた専門的な支援を行います。
⑤ 在宅医療・介護連携の推進 ・地域間での医療・介護資源の偏在など地域の実情をふまえて、在宅医療・介護連携を進める必要があります。このため、地域における在宅医療・介護連携体制のさらなる推進に向け、市町の好事例を共有し全県的な「横展開」を図るとともに、地域の課題に応じた地域包括ケアシステムアドバイザーの派遣、多職種が実践力を高める人材育成研修、普及啓発などに取り組めます。 ・医療と介護の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者が増加する中、令和8年度以降に策定を進める新たな地域医療構想においては医療・介護連携や在宅医療も含めた医療提供体制の構築が求められています。そのため、各地域の医療・介護資源や課題等を的確に把握し、関係者間で円滑に共有できる体制を確保するとともに、地域の実情に応じた最適な体制整備が図られるよう検討を進めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	34,178	31,832	31,150	32,435	40,399
概算人件費	258	238	263	227	—
(配置人員)	(29人)	(27人)	(29人)	(25人)	—

施策 2-4 健康づくりの推進

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、県民一人ひとりが望ましい生活習慣を身につけるとともに、企業の健康経営[®](※)が促進される社会環境づくりが進んでいます。また、県民の皆さんが難病にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

※「健康経営[®]」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	「三重とこわか健康マイレージ事業」への参加者数等が増加するなど、企業、関係機関・団体、市町と連携した健康づくりの取組が進んでいます。 また、難病対策については、難病医療費助成制度の円滑な運営等により、難病患者が適切な治療や支援を受けることができています。 一方で、健康寿命は、目標値に達していないため、県民一人ひとりが望ましい生活習慣を身につけるとともに、企業の健康経営が促進される社会環境づくりをさらに進める必要があります。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進

- ・「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づき、県民の健康づくりを社会全体で進めるための取組を総合的かつ計画的に推進しました。
- ・産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開する会議体「三重とこわか食環境イニシアチブ^{*}」を立ち上げ、参画事業者を募集するとともに、健康に関心の薄い人を含む幅広い層に対してアプローチできるよう啓発を実施しました。また、事業者交流会の開催等により、食環境づくりに取り組む事業者同士の連携を促進しました。
- ・企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を図るとともに、取組を充実するため、企業等に対して、マイレージ特典協力店およびマイレージ取組事業所としての参画をより一層働きかけました(マイレージ特典協力店およびマイレージ取組事業所:1,096 店舗)。また、フレイル^{*}予防にもつながる健康づくりの取組を推進するため、市町の取組を横展開するとともに、フレイル予防にも精通したアドバイザーを市町に派遣しました。
- ・「三重とこわか県民健康会議^{*}」を通じて、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図りました。また、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー^{*}」の認定企業の拡大に取り組みました。加えて、「三重とこわか健康経営促進補助金」による支援や、「三重とこわか健康経営大賞」として特に優れた健康経営を実践している企業の表彰に取り組むとともに、企業間の情報交換等の場を設定することで取組の横展開を図りました(三重とこわか健康経営カンパニー認定企業:323 社(前年比34社増))。
- ・県民の健康的な食生活の実現に向けて、関係団体等との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について、イベント等の機会を通

じて、広く県民に啓発を行いました。また、働く世代の健康づくりの取組を推進するため、健康経営を実践する企業等との連携を図りました。

- ・糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進するため、「三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町においてかかりつけ医等と連携した受診勧奨や保健指導の取組が促進されるよう、保健・医療関係者の人材育成研修を行うとともに、県内市町の取組を共有し、課題を検討するための報告会を開催しました。(研修会:1回、報告会:1回)。

- ・受動喫煙防止対策について、引き続き、事業者等からの相談に対応するとともに、「たばこの煙の無いお店」への登録等を事業者へ促すため、「三重県健康づくり応援サイト」等を活用した啓発に取り組みました(「たばこの煙の無いお店」への登録:737店舗(前年比28店舗増))。

② 歯科保健対策の推進

- ・「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、歯と口腔の健康づくりに取り組みました。特に、医療的ケア*児等の支援に係る医科歯科連携の推進や歯科受診が困難な人に対する在宅歯科保健医療のさらなる充実を図りました。

- ・フッ化物洗口の実施施設数の拡大に向けて、教育委員会と連携し、市町訪問や会議等において実践事例を紹介するとともに、関係機関・団体等と連携して、専門的助言や技術的支援を行うなど、引き続き関係者の理解促進に取り組みました。

③ 難病対策の推進

- ・難病医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、地域の医療機関等の連携により、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制や相談支援体制の充実を図りました。

- ・難病患者やその家族の療養生活におけるQOLの向上を図るため、難病相談支援センターの周知に取り組むとともに、ハローワーク等と連携し、就労支援、生活・療養相談を行いました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
健康寿命							①
—	男性 78.9 歳 女性 81.2 歳 (3 年)	男性 79.1 歳 女性 81.3 歳 (4 年)	男性 79.2 歳 女性 81.3 歳 (5 年)	男性 79.3 歳 女性 81.4 歳 (6 年)	男性 99.0%	男性 79.5 歳 女性 81.4 歳 (7 年)	b
男性 78.8 歳 女性 81.2 歳 (2 年)	男性 79.0 歳 女性 81.3 歳 (3 年)	男性 78.8 歳 女性 81.3 歳 (4 年)	男性 78.7 歳 女性 81.2 歳 (5 年)	男性 78.5 歳 女性 81.1 歳 (6 年)	女性 99.6%	—	
三重とこわか健康マイレージ事業への参加者数							①
—	6,000 人	7,000 人	8,000 人	9,000 人	110.3%	10,000 人	a
5,240 人	7,036 人	8,073 人	9,118 人	9,924 人		—	
永久歯列が完成する時期でむし歯のない者の割合							②
—	69.7%	71.4%	73.2%	74.9%	100.4%	76.7%	a
67.9%	71.3%	68.6%	70.9%	75.2%		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進

- ・県民の健康づくりを社会全体で進める必要があります。そのため、「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づく取組を総合的かつ計画的に推進します。
- ・産学官等の連携・協働による、誰もが自然に健康になれる食環境づくりの取組を県内へ展開していくためには、参画事業者を増やすとともに、モデルとなる取組や効果を示すことが必要です。そのため、「三重とこわか食環境イニシアチブ」の参画事業者をさらに募集するとともに、参画事業者同士の連携・協働を促進し、好事例の創出と県内への横展開を図ります。
- ・県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を図るとともに取組を充実していく必要があります。そのために、企業等に対してマイレージ特典協力店およびマイレージ取組事業所としての参画をより一層働きかけるとともに、保健所や市町の情報交換等により効果的な取組を展開します。また、フレイル予防にもつながる健康づくりの取組を推進するため、市町の取組の横展開を図り、フレイル予防にも精通したアドバイザーを市町に派遣します。
- ・企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図ることが必要です。企業における健康経営の取組を促進するため、引き続き「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定企業の拡大、「三重とこわか健康経営促進補助金」による支援や「三重とこわか健康経営大賞」による企業の表彰に取り組むとともに、企業間の情報交換等の場を設定して取組の横展開を図ります。
- ・県民の健康的な食生活の実現するためには、幅広い世代への普及啓発や、生活習慣病のリスクが高まる働く世代への重点的な取組の推進が必要です。そのため、引き続き関係団体等との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について、イベント等の機会を通じて広く県民に啓発するとともに、健康経営を実践する企業等との協働による働く世代の健康づくりの取組を推進します。
- ・生活習慣病である糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進する必要があります。そのため、引き続き「三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町においてかかりつけ医等と連携した受診勧奨や保健指導の取組が促進されるよう、保健・医療関係者の人材の育成を行うとともに、県内市町の優良事例を共有するための報告会を開催します。
- ・望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止対策が求められています。引き続き、事業者等からの受動喫煙防止に向けた相談に対応するとともに、「たばこの煙の無いお店」への登録等を事業者へ促すため、「三重県健康づくり応援サイト」等を活用した啓発に取り組めます。

② 歯科保健対策の推進

- ・歯と口腔の健康づくりに取り組む必要があります。そのため、「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づいた取組を推進します。特に、医療的ケア児等の支援に係る医科歯科連携の推進や歯科受診が困難な人に対する在宅歯科保健医療のさらなる充実を図ります。
- ・永久歯のむし歯予防の観点からフッ化物洗口の実施施設数を拡大することが必要です。引き続き、教育委員会と連携し、市町訪問や会議等において実践事例を紹介するとともに、関係機関・団体等と連携して専門的助言や技術的支援を行うなど、関係者の理解を深めていきます。
- ・歯科疾患予防やオーラルフレイル予防が重要です。そのため、先進県の調査を行うとともに、検討会を設置します。また、歯周病検診について、地域分析や地域間比較等が可能となるよう、歯科健康診査票の統一化に向けて、市町への周知・働きかけ等を行います。

③ 難病対策の推進

- ・難病医療費助成制度の円滑な運営を実施する必要があります。そのため、引き続き難病指定医および指定医療機関の確保に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、地域の医療機関等の連携により、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制や相談支援体制の充実を図ります。
- ・難病患者やその家族の療養生活におけるQOLの向上が求められています。そのため、難病相談支援センターの更なる周知に取り組むとともに、引き続きハローワーク等の関係機関と連携

し、就労支援、生活・療養相談を行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	3,474	3,852	4,028	4,625	4,496
概算人件費	392	423	408	409	—
(配置人員)	(44 人)	(48 人)	(45 人)	(45 人)	—

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

(主担当部局：警察本部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。

また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	市町や地域住民、防犯ボランティア団体などと連携した犯罪防止対策等に取り組み、令和7年中の刑法犯認知件数は減少しましたが、SNS 型投資・ロマンス詐欺*を含む特殊詐欺の認知件数、被害額は、過去最悪を記録するなど、犯罪情勢は深刻な状況にあります。そのため、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、より一層犯罪防止に向けた取組や犯罪の早期検挙のための活動を強化していく必要があります。 県民の皆さんに強い不安を与える重要犯罪は、令和5年から3年連続で増加しましたが、強盗や不同意性交等の着実な検挙によって、検挙率が向上しました。犯罪被害者等支援については、関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成など総合的な犯罪被害者等への支援体制の整備等の取組が進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・SNS型投資・ロマンス詐欺や特殊詐欺の被害を防止するため、情報発信力を強化し、ターゲット広告*やだましの手口を題材にした演劇等、被害に遭いやすい層に対する直接的で訴求力のある注意喚起を実施し、警戒心・抵抗力の向上を図りました。
- ・犯人からの電話を直接受けないようにするため、国際電話の利用休止申込みや特殊詐欺対策アプリの普及促進に取り組んだほか、金融機関、コンビニエンスストア事業者と連携し、声掛けによる水際対策に取り組みました。
- ・増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、街頭防犯カメラ更新整備を進めたほか、市町と連携し、防犯カメラをはじめとする防犯機器の普及促進などの犯罪防止に向けた取組を推進しました。
- ・犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担することを防止するため、若年者層が利用する各種施設等に設置されたデジタルサイネージによる情報発信を行いました。また、サイバー防犯ボランティアと連携した広報啓発や少年をアルバイト感覚で加担させないための非行防止教室のほか、サイバーパトロール等を通じた警告・注意喚起に取り組みました。
- ・第44回全国豊かな海づくり大会等の大規模警備を見据え、部隊の対処能力向上などの警察による取組はもとより、大規模集客施設や関係機関等と連携した合同訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進しました。

- ・新たに「安全・安心まちづくり地域リーダー」を13名養成し、フォローアップ講座を開催しました。また、「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の取組事例を共有することにより、防犯ボランティアの活動向上に取り組みました。
- ・安全で安心な地域づくりを推進するため、令和5年度から運用を開始した「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」では、令和7年度に新たに358事業者を登録しました（登録事業者：累計786事業者）。
- ・匿名・流動型犯罪グループによる強盗等事件が全国的に多発している情勢をふまえ、犯罪の防止・抑止を目的とした防犯カメラ設置に対して補助を行う市町を支援するため、防犯カメラ設置事業補助制度により、11市町に補助を行いました。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間における脅威に的確に対応するため、職員の育成に努めたほか、情報技術に係る解析環境を高度化するなど、対処能力の向上に取り組みました。
- ・防犯カメラ画像等の分析を行う高度AI画像分析システムを拡充（全警察署に整備）し、捜査支援分析力の強化に取り組みました。
- ・事件・事故等発生直後の110番通報に即応するため、高度化した通信指令システムを有効活用して迅速・的確な通信指令を推進し、初動警察活動の更なる強化に取り組みました。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・警察署の適正かつ計画的な整備を推進するため、伊賀警察署の建替整備に係る基本設計等を進めました。また、鑑定業務に係る環境の改善や高度化・効率化を図るため、科学捜査研究所棟の建替工事を進めました。
- ・老朽化した交番・駐在所においては、構造面の不具合や、相談室がなく来訪者のプライバシーが確保できないなど機能面の不備等も認められることから、計画的な建替整備等に取り組みました。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・犯罪被害者等の状況に応じた支援を適切に行うため、速やかに三重県犯罪被害者等見舞金を給付（10件、330万円）したほか、ブロック別会議（6回開催）や支援従事者向け研修会等の開催（2回開催、計90名参加）を通じた関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成、総合的な犯罪被害者等支援体制の整備等に取り組みました。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深めるため、各種イベントの機会を通じた広報啓発に取り組むとともに、「犯罪被害を考える県民の集い」を開催しました。
- ・犯罪被害者等に対して、警察本部に配置したカウンセラーによる精神的回復への支援をさらに推進するとともに、犯罪被害者支援制度を効果的に運用して、精神的負担の軽減などに取り組みました。
- ・性犯罪被害相談電話（＃8103）の更なる周知を図るため、広報キャラクター「ハートくん」を活用した動画やエコバッグ、クリアファイル等の啓発物品を製作したほか、デジタルサイネージによる広報など、幅広い広報啓発活動を通じて、犯罪被害者等支援の充実を図りました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
刑法犯認知件数						①②③	
—	6, 900 件 未満	6, 300 件 未満	5, 800 件 未満	5, 400 件 未満	50. 5%	5, 000 件 未満	d
7, 410 件	7, 647 件	9, 955 件	10, 933 件	10, 692 件		—	

特殊詐欺認知件数						①②③	
—	107 件未満	104 件未満	101 件未満	98 件未満	20. 1%	95 件未満	d
110 件	142 件	274 件	367 件	487 件		—	
重要犯罪の検挙率						②③	
—	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	94. 6%	95%以上	b
89. 7%	98. 9%	77. 6%	77. 5%	89. 9%		—	
犯罪被害者等支援従事者数(累計)						④	
—	257 人	337 人	417 人	497 人	409. 1%	577 人	a
177 人	264 人	364 人	475 人	565 人		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の被害が若年者層にも拡大するなど深刻な情勢にあります。これを受けて、だましの手口を題材にした演劇等に加え、ターゲティング広告、可搬式のデジタルサイネージを整備・活用するなど、情報発信力を強化した上、被害に遭いやすい層に対する直接的で訴求力のある注意喚起を実施し、警戒心・抵抗力の向上を図ります。引き続き、警察庁が推奨する特殊詐欺対策アプリの普及や国際電話の利用休止申込みの促進を図るとともに、金融機関、コンビニエンスストア事業者と連携し、「声掛け支援シート」の活用や声掛け訓練等の水際対策に取り組めます。
- ・SNSが犯罪実行者募集情報等の犯罪インフラに利用されていることから、犯罪実行者募集情報に関する手口や危険性について、注意喚起を実施する必要があります。そのため、各種媒体による情報発信、サイバー防犯ボランティアと連携した広報啓発、少年をアルバイト感覚で加担させないための非行防止教室、サイバーパトロール等を通じた警告・注意喚起活動に取り組めます。
- ・令和7年中の刑法犯認知件数は、前年と比較すると減少しましたが、令和4年以降、増加傾向にあることから、増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決により、県民の安心感の醸成を図る必要があります。そのため、犯罪防止等に効果的な必要性の高い場所への街頭防犯カメラの設置を進めるほか、市町と連携し、防犯カメラをはじめとする防犯機器の普及促進など犯罪防止に向けた取組を推進します。
- ・依然として予断を許さないテロ情勢にあることから、官民一体となったテロ対策を推進する必要があります。そのため、部隊の対処能力向上、警戒警備などの警察による取組はもとより、県民の皆さんと共にテロの未然防止に向けた合同訓練、広報啓発などを実施します。
- ・安全で安心な地域づくりを促進するためには、事業者との連携を強化するとともに、地域の自主防犯活動を活性化させ、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図る必要があります。そのため、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の登録事業者数の増加を促進するとともに、引き続き、「安全・安心まちづくり地域リーダー」養成講座や「安全・安心まちづくりフォーラム」の開催、SNS等を生かした広報活動に取り組めます。
- ・犯罪の防止・抑止を図る上で防犯カメラの設置は有効な手段であることから、設置補助を行う市町の取組を県として継続的に支援していく必要があります。そのため、引き続き、犯罪の防止・抑止を目的とした防犯カメラ設置に対して補助を行う市町を支援していきます。
- ・「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第3弾」が令和8年度末に計画期限を迎えることから、これまでの取組を切れ目なく継続し、発展させていくため、新たな指針となる次期計画を策定する必要があります。そのため、社会情勢の変化やこれまでの成果・課題をふまえ、次期アクションプログラムを策定します。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間をめぐる脅威は、深刻な情勢にあり、情勢の変化に的確に対処する必要があります。そのため、引き続き、警察における対処能力の向上のため、職員の育成に努めるとともに、情報技術に係る解析環境の高度化に取り組めます。
- ・深刻な被害が続く特殊詐欺は、被疑者と対面する可能性がある被害者の安全を確保するとともに、警戒心が強い被疑者を検挙する必要があります。そのため、被害者の安全を確保し、捜査の秘匿性を強化するための捜査用装備資機材を整備します。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・警察施設は、地域の治安維持、災害警備活動の拠点となるところ、施設の老朽化・狭隘化*が課題となっており、適正かつ計画的に整備を推進する必要があります。そのため、調査等により、警察署、交番及び駐在所の現状・課題等を的確に把握した上で、計画的な建替え及び長寿命化を進めます。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・犯罪被害者等の精神的回復への支援を推進するためには、カウンセリング業務に従事する職員等に対する実践的・専門的な教育等の充実を図る必要があります。そのため、専門性の高いアドバイザーから事例等への助言（スーパービジョン）を受けるなど、警察本部に配置したカウンセラーの知識向上を図ります。
- ・総合的な犯罪被害者等支援体制を整備するためには、関係機関の連携強化に取り組むとともに支援を担う人材の増加と資質の向上を図る必要があります。そのため、関係機関の連携強化に取り組むとともに、支援従事者向けの研修会等を開催します。
- ・犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、県民の皆さんの理解を一層促進していく必要があります。そのため、「犯罪被害者月間」をはじめとする、さまざまな機会を通じて広報啓発に取り組めます。
- ・犯罪被害による経済的負担を軽減し、適切な支援につなげるためには、利用可能な見舞金・助成金制度について、対象となる方に広く周知する必要があります。そのため、支援を行う関係機関の窓口などで見舞金・助成金の周知に努め、犯罪被害者等への適切な支援に取り組めます。
- ・「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」が令和8年度末に計画期限を迎えることから、犯罪被害者等への支援を社会全体で切れ目なく推進していくため、新たな指針となる次期計画を策定する必要があります。そのため、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等をふまえ、次期計画を策定します。

（参考）施策にかけたコスト （単位：百万円）

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	3,976	4,197	7,809	5,825	8,129
概算人件費	16,953	16,806	17,302	17,523	—
（配置人員）	（1,905人）	（1,905人）	（1,907人）	（1,927人）	—

施策 3-2 交通安全対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	関係機関・団体と連携した広報・啓発活動や県交通安全研修センターにおける参加・体験・実践型の教育など、交通安全意識の向上に向けた取組が進んでいます。また、横断歩道における歩行者優先意識の向上を示す平均停止率が前年度から上昇するとともに、交通安全施設等の更新が進んでいます。 一方で、いずれの目標も達成に至らなかったことから、交通事故実態をふまえた交通指導取締りに注力するとともに、年齢等に応じた交通安全教育・啓発を充実させることで、規範意識のさらなる定着に取り組む必要があります。

〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

- ・四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動を通じて、交通安全意識や交通マナーの向上に取り組みました。令和7年9月には県内の交通事故死者数の増加に歯止めをかけるため、「交通死亡事故多発警報」を発令し、市町、警察および関係機関等と連携して集中的な交通事故防止対策を推進しました。また、交通事故抑止対策のさらなる推進に向け、「第12次三重県交通安全計画」の策定に向けて検討を進めました。
- ・県内の交通事故実態をふまえ、横断歩道の一時停止、自転車ヘルメット着用促進を含めた自転車安全利用などについて、テレビCMやWEB広告等を活用した広報・啓発を展開しました。また、自転車および特定小型原動機付自転車の利用に係る交通事故の防止や乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、「三重県自転車安全利用条例(仮称)」の制定に向けて検討を進めました。
- ・県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。また、高齢者事故防止対策として、加齢に伴う自身の健康状態の変化を理解し、安全運転意識の向上につなげるとともに、運転に不安を覚える方には「安全運転サポート車」に関する情報提供や「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を行いました。

② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

- ・飲酒運転根絶について幅広く県民の皆さんへ周知するため、啓発動画をコンビニ等のデジタルサイネージで配信するなどの啓発に取り組むとともに、関係機関・団体と連携しながら飲酒運転防止教育に取り組みました。また、「第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」の策定に向けて検討を進めました。
- ・飲酒運転違反者に対しては、アルコール依存症受診に関する通知・勧告に加え、再勧告により

受診促進を図るとともに、医療機関や保健所等の相談窓口や自助グループを案内することで、再発防止の強化に努めました。
③ 安全かつ快適な交通環境の整備 ・令和10年3月に信号灯器の白熱電球が生産終了となることから、計画的に信号灯器のLED化を進めました(整備率79.6%)。 ・歩行者の安全を確保するため、ゾーン30プラス(1地区)の整備や、摩耗した横断歩道(2,106本)等の道路標示の塗り替え、老朽化した信号制御機(166基)、信号柱(157本)等の更新を行うなど、交通安全施設等の適切な維持管理に取り組むとともに、交通環境の変化により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めました(472か所(新規を含む。))。
④ 道路交通秩序の維持 ・交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、飲酒運転の根絶に向けて取締りを強化したほか、横断歩行者妨害違反の取締り、生活道路における移動オービスを用いた速度違反取締りに重点を置いた交通指導取締りを実施しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
交通事故死者数						①	
—	60 人	58 人以下	56 人以下	55 人以下	93. 2%	53 人以下	b
62 人	60 人	66 人	46 人	59 人		—	
飲酒運転事故件数						②	
—	25 件	23 件以下	21 件以下	18 件以下	43. 9%	16 件以下	d
28 件	42 件	32 件	41 件	41 件		—	
横断歩道の平均停止率						④	
—	50. 0%	60%以上	70%以上	80%以上	84. 3%	85%以上	c
45. 8%	56. 7%	57. 9%	63. 4%	67. 4%		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進 ・令和7年の交通事故死者数は前年より増加し59人となりました。特に、交通事故死者数に占める高齢者の割合は約6割と依然として高く、自転車に関連する事故も後を絶たないことから、交通事故実態をふまえた対策の一層の推進が求められています。このため、「第12次三重県交通安全計画」を策定し、四季の交通安全運動を中心とした広報・啓発を推進するとともに、「三重県自転車安全利用条例(仮称)」の制定に向けた検討を進めるなど、それぞれの特性に応じた対策を強化します。 ・県民一人ひとりが交通安全意識を向上させていくためには、年齢に応じた実践的な学習機会を提供していく必要があります。このため、県交通安全研修センターにおいて、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供するなど、年齢に応じた交通安全教育に取り組むとともに、「安全運転サポート車」に関する情報提供や「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を図ります。 ・外国人が当事者となる交通事故の防止を図るため、外国語による交通ルールや交通マナーを周知する必要があります。このため、外国語による交通安全啓発動画等により基本的な交通

ルールや交通マナーの周知を図ります。

② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

- ・令和7年の飲酒運転事故件数は前年と同数の41件となっており、飲酒運転根絶に向けた取組を一層強化する必要があります。このことから、「第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」を策定し、幅広く県民の皆さんへ「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」ことを周知するため、さまざまな広報媒体等を活用した啓発に取り組むとともに、関係機関・団体と連携しながら飲酒運転防止教育に取り組めます。
- ・飲酒運転違反者に対しアルコール依存症の受診勧告などを行っているものの、受診につながらないケースがあり、再発防止のためには、違反者や家族が安心して相談・受診できる環境の整備が求められています。このため、飲酒運転防止の相談窓口において、違反者や家族に助言・指導を行うとともに、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や指定医療機関の追加等、受診しやすい環境整備に向けて関係機関と連携した取組を進めていきます。

③ 安全かつ快適な交通環境の整備

- ・令和10年3月で信号灯器の白熱電球の生産が終了となります。このため、計画的にLED灯器への更新を進めます。
- ・安全かつ快適な交通環境を維持するため、適切な交通安全施設等の整備などが求められます。このため、中長期的な計画に基づき、老朽化した信号制御機・信号柱や視認性の低下した道路標識の更新を行うなど、交通安全施設の適切な維持管理に努めるとともに、引き続き交通実態に即した交通規制の見直しを進めます。

④ 道路交通秩序の維持

- ・交通事故抑止に資するため、分析結果に応じた交通指導取締りを推進する必要があります。このため、地域の実情に応じた多角的かつ高度な分析に基づいた効果的な交通指導取締りを実施します。特に、横断歩行者妨害違反や生活道路における速度違反、飲酒運転や携帯電話使用などの交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。
- ・自転車の安全利用を促進するため、自転車運転者が交通ルールを理解する必要があります。このため、基本的な交通ルールを理解させ、遵守させる指導等を推進します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	3,660	3,941	4,927	4,957	5,314
概算人件費	5,055	4,985	5,099	5,056	—
(配置人員)	(568人)	(565人)	(562人)	(556人)	—

施策 3-3 消費生活の安全確保

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	自主的かつ合理的な消費活動に向け、出前講座の実施や SNS 等での情報発信、消費者啓発地域リーダーの活用など世代に応じた消費者教育・啓発の取組が進んでいます。特に若年者に対する教育・啓発活動として、講習等の実施学校数が前年度より増加しました。 消費生活相談については、相談員の研修等による資質向上を図っており、あっせんにより消費者トラブルが解決につながるなど、利用しやすい相談体制の構築が進んでいます。

〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・令和7年3月に策定した「三重県消費者施策基本計画」に基づき、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発等に取り組みました。
- ・県立高校や大学等に講師を派遣し、生徒・学生が直接、消費者トラブルへの対処法等を学ぶ「青少年消費生活講座」を実施しました。また、若年者を対象に、ラジオパーソナリティによる高校訪問(6校)や、若年者に認知度の高い出演者による啓発動画をSNSで発信(表示回数約615万回)するなど、若年者が消費者被害に遭うことがないように注意喚起等を行いました。
- ・SNS 広告等を通じた消費者トラブルの防止に向け、県内各地域で「消費生活出前講座」を開催しました。また、地域での高齢者等を対象とした啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」へ情報提供を行うとともに、研修会を開催しました。
- ・スマートフォンを利用した通信販売トラブルなどの高齢者等を中心とした消費者トラブル被害防止に向け、ホームページや郵便局の料金窓口モニターでの注意喚起を実施しました。また、牛乳配達事業者と連携した啓発チラシの配付等も実施しました(2月)。
- ・県民の皆さんに人や社会、地域、環境に配慮した消費活動であるエシカル消費*への理解を深めていただくとともに、行動変容につなげるきっかけとしていただけるよう、消費者月間記念講演会の開催(5月 約200名参加)や、イベント等における啓発チラシの配布など、情報提供を行いました。また、「みえ環境フェア」(12月)に出展するとともに、エシカル消費啓発CMをSNS や動画配信サービス上で発信しました。
- ・エシカル消費について、関係部署が連携しながら取組を進めていけるよう、新たに「エシカル消費推進庁内連絡会議」を設置し、庁内の総合的かつ横断的な取組体制を整備しました。
- ・カスタマーハラスメント防止に向けて、自立した消費者として、事業者側に適切な内容・方法で意見を伝えるためのポイント等について、出前講座の実施や啓発チラシの配布等により消費者教育・啓発を実施しました。

② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県消費生活センターにおいて、1,950 件の消費生活相談に対応し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等により、解決・救済につなげました。また、市町の相談担当者からの相談(市町ホットライン)に対して助言を行いました。
- ・国民生活センターが主催する研修会等に県の消費生活相談員を派遣するとともに、県・市町の相談員等を対象とした勉強会を毎月1回開催し、相談員の資質向上を図りました。また、「三重県消費生活相談員人材バンク」の活用を促し、市町の相談員の確保を支援しました。
- ・令和 8 年度に、国の消費生活情報ネットワークシステムが刷新されることから、相談体制の DX 化に向け、情報システム機器を更新しました。
- ・「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づいた適正な表示がなされるよう、1 件の行政処分(措置命令)や2件の指導を行うとともに、事前相談を17 件、調査を24 件行いました。また、「特定商取引に関する法律」に基づき、2 件の指導を行うとともに、事業者面談を58 件行いました。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用するとした人の割合							①②
—	79.3%	80.3%	81.3%	82.3%	98.3%	83.3%	b
78.3%	75.7%	85.6%	83.8%	80.9%		—	
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合							②
—	92.0%以上	92.0%以上	92.0%以上	92.0%以上	100%	92.0%以上	a
88.9%	93.5%	95.6%	90.9%	98.6%		—	
講習等の実施学校数(累計)							①
—	47校	78校	109校	139校	85.7%	170校	b
15校	36校	69校	97校	133校		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・民法の成年年齢の引下げをふまえ、若年者向けの消費者教育・啓発の強化を図る必要があります。そのため、県教育委員会等との連携をより密接に行い、「青少年消費生活講座」を開催するとともに、若年者の参画を得るなど当事者意識を持てるような手法を活用したラジオでの情報提供やSNS上での動画発信などの啓発に取り組みます。また、「学生消費者リーダー」の養成を進めます。
- ・市町における高齢者等の見守り体制の充実に向けた取組を支援する必要があります。そのため、「消費者啓発地域リーダー」の新規養成を進めます。また、既存の地域リーダーに対してフォローアップ研修の開催や時機を得た情報提供を実施するとともに、スマートフォンの普及などデジタル社会の進展に伴う決済手段や取引環境の多様化、複雑化に起因する消費者トラブルの防止に向けた「消費生活出前講座」等を県内各地で開催します。さらに、新たに高齢者向けスマートフォン被害防止講座を開催します。
- ・エシカル消費について、県民の皆さんの認知度や関心をさらに高めていくことが求められてい

ます。そのため、「エシカル消費推進庁内連絡会議」を通じて、関係部署が連携し、イベント等におけるエシカル商品の紹介やSNS、県ホームページ等を活用した啓発に取り組みます。

- ・社会問題となっているカスタマーハラスメントを防止する必要があります。そのため、自立した消費者として、事業者側に適切な内容・方法で意見を伝えるためのポイント等について、出前講座の実施や啓発チラシの配布等により消費者教育・啓発を実施します。

② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県内どこに住んでいても質の高い相談支援を受けられるよう、市町を含めた相談対応能力の向上に取り組む必要があります。そのため、国民生活センターの研修等の活用、弁護士等の専門家を講師に招いた勉強会の開催により相談員の資質向上を図るとともに、顧問弁護士による法律相談を実施します。
- ・全国的に相談員の担い手の不足が深刻化しています。課題解消に向けて、民間企業等へ消費生活センターや相談員業務のPRを行い、相談員候補者を発掘するとともに、県消費生活センターに新たに相談修習生を配置し、実務訓練を通じて計画的に育成し、就業を促進します。
- ・SNSを通じたトラブルなど、スマートフォン等を使用した新しい形態のトラブルの発生が課題となっています。そのため、SNS を通じたトラブルなど高度な専門相談に対応できる特定領域相談対応員を配置します。また、市町相談員等からの問い合わせへの対応や市町への巡回指導を行う市町支援員を新たに配置し、市町相談員等を含めた勉強会の充実を図ることなどにより、市町の相談体制への支援を強化します。
- ・自治体の人員不足や財政不足が深刻化する中、周辺市町との広域連携での相談体制を構築することにより市町相談体制の強化を図る必要があります。そのため、市町と連携して消費生活相談の広域連携を推進します。
- ・適正な商取引や商品・サービスの適正な表示がなされる必要があります。そのため、「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者を監視・指導するとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	61	65	64	83	130
概算人件費	125	115	109	118	—
(配置人員)	(14人)	(13人)	(12人)	(13人)	—

施策3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

安全で安心な食品が供給されるよう、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程における監視指導等、関係者の意識の向上の取組、積極的な情報発信等が行われています。

医薬品等を安心して使用できるよう、その品質が高い水準で維持されているとともに、必要な量が安定して供給されています。また、若年層の献血が進むことで、血液製剤が将来にわたり安定して供給されています。

「人と動物が安全・快適に共生できる社会」が実現するよう、ペットに関する防災対策をはじめ、動物愛護管理に係る取組が、さまざまな主体との連携により進められています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	「三重県食品監視指導計画」に基づく監視指導を実施するとともに、食品等事業者が改正食品衛生法やHACCP*に沿った衛生管理に適切に対応できるよう支援した結果、安全で安心な食品の供給に向けた取組が県内で進展しています。 また、さまざまな主体と連携してペットに関する防災対策をはじめとする動物愛護管理に係る取組を進めた結果、ペットに関する防災対策を行っている人の割合は令和3年度より増加するなど、人と動物が安全・快適に共生できる社会の実現に向けて取組が進んでいます。 一方で、少子高齢化により若年層の献血者数が伸び悩んでおり、将来にわたる血液製剤の安定供給に向けて取り組む必要があります。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

- ・食品による健康被害の防止等のため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、引き続き監視指導を実施しました(監視指導:9,302件)。特に、食中毒発生リスクの高い食品を取り扱う施設に対しては、予防啓発も含め重点的に実施しました。また、食肉の安全を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施しました。
- ・食品等事業者が、改正食品衛生法に基づく新たな制度に円滑に対応できるよう助言・指導を行いました。今後もさまざまな機会を通じて制度の周知を図り、HACCPシステムへの理解を深めるとともに、施設監視や申請手続きの際に合わせて各施設の状況に応じた助言・指導を行うなど、食品等事業者団体とも連携し、事業者の理解がより深まるよう支援を行いました。
- ・食の安全を確保し、消費者の食品の選択に資するため、食品表示法に基づき、引き続き食品表示の適正化のための監視指導を実施しました(監視指導:832件)。
- ・食に対する県民の信頼確保を図るため、食品関連事業者におけるコンプライアンスの徹底を推進するとともに、消費者等への食の安全に関する正確でわかりやすい情報提供に取り組みました(コンプライアンス研修会の開催:1回、ホームページの更新回数:266回)。また、「三重県食の安全・安心確保に関する条例」に基づき、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」(1回)を開催しました。

- ・生産者や販売事業者における適正な肥料の生産や農薬の販売・使用等に向けて、監視・指導(1,038回)を行いました。特に近年増加している農産物のドローン防除について、啓発チラシの作成・配布や研修会の開催により、農薬の適正使用を働きかけました。また、県内卸売市場における監視・指導(13回)を行うとともに、新たに創設された食料システム法や改正された卸売市場法に関する研修会を開催(1回38名参加)するなど情報提供や助言を行い、公正な取引の実施や生鮮食料品の衛生管理の徹底、市場の安定的な業務運営を推進しました。
- ・生活衛生営業施設等における衛生を確保するため、施設の監視指導等を行うとともに、三重県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図りました(監視指導:935件)。また、普通公衆浴場が実施する施設・設備の整備を支援しました。

② 医薬品等の安全な製造・供給の確保

- ・医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業等の品質管理の向上を図るとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組みました(監視指導:3,515件)。
- ・安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用に向け、ボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発や県内高等学校等への献血バスの配車の促進に取り組むとともに、市町に対して「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」の活用を促すなど、骨髄提供を行いやすい環境づくりを推進しました。

③ 人と動物の共生環境づくり

- ・「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、終生飼養等の普及啓発を行いました。また、県民のペットに関する防災意識の向上を図るため、市町と連携して同行避難等の普及啓発を行うことで、ペットの防災対策を推進しました。
- ・令和7年度も犬・猫の殺処分数はゼロとなりましたが、引き続き、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点とし、関係団体等さまざまな主体との協創により、犬・猫の譲渡事業(犬52匹、猫173匹)やクラウドファンディング等を活用した、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術(1,335匹)、子猫の育成(108匹、サポーター18名)等の殺処分ゼロの継続に向けた取組を進めました。

④ 薬物乱用防止対策の推進

- ・薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、薬物乱用防止に総合的に取り組みました(街頭啓発:39回、取扱施設の立入検査:2,389回、依存症問題家族教室の開催:5回)。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
HACCP に沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合						①	
—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	a
100%	100%	100%	100%	100%		—	
県内で献血を行った 10 代の人数						②	
—	2,000 人	2,100 人	2,200 人	2,300 人	72.4%	2,400 人	c
1,839 人	1,776 人	1,889 人	1,690 人	1,665 人		—	

ペットに関する防災対策を行っている人の割合						③	
—	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%	112.5%	64.0%	a
44.9%	50.2%	48.1%	61.2%	67.5%		—	
薬物乱用防止に関する講習会等を実施した県内小学校の数						④	
—	160 校	160 校	160 校	160 校	132.5%	160 校	a
135 校	180 校	196 校	220 校	212 校		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

- ・食品による健康被害の防止等に取り組む必要があります。そのため、引き続き「三重県食品監視指導計画」に基づき、監視指導を実施します。特に、食中毒発生リスクの高い食品を取り扱う施設に対しては、予防啓発も含め重点的に実施します。また、食肉の安全を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施します。
- ・食品等事業者が、改正食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理を維持・向上できるよう支援することが求められています。このため、施設監視や申請手続きの際に助言・指導を行うとともに、食品等事業者団体と連携し、事業者がHACCPシステムへの理解をさらに深め、衛生管理を継続できるよう各施設の状況に応じた支援を行います。
- ・食の安全を確保し、消費者の食品の選択に資するため、食品表示の適正化を図る必要があります。そのため、食品表示法に基づき、引き続き、監視指導を実施します。
- ・食に対する県民の信頼確保が必要です。そのため、食品関連事業者におけるコンプライアンスの徹底を推進するとともに、消費者等への食の安全に関する正確でわかりやすい情報提供に取り組めます。また、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」における委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めます。
- ・米穀、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等が適正に生産・販売および使用されることが求められています。これを受けて、生産者や販売事業者に対する監視・指導に取り組めます。また、県内卸売市場における公正な取引の実施や生鮮食料品の衛生管理の徹底が必要です。そのため、監視・指導を行うとともに、市場の安定的な業務運営に向け、情報提供や助言などを行います。
- ・生活衛生営業施設等における衛生を確保し、営業者の自主的な活動を支援する必要があります。そのため、施設の監視指導等を行うとともに、三重県生活衛生営業指導センターと連携して関係団体が行う衛生管理や地域支援の取組の充実を図ります。
- ・日常生活において保健衛生の確保に重要な役割を担う普通公衆浴場の経営の安定を図る必要があります。そのため、引き続き普通公衆浴場に対し施設・設備の整備を支援します。

② 医薬品等の安全な製造・供給の確保

- ・医薬品等の安全性を確保することが求められています。そのため、引き続き医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業者等の品質管理の向上を図るとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組めます。
- ・安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用が求められています。そのため、引き続きボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発や県内高等学校等への献血バスの配車の促進に取り組むとともに、市町に対して「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」の活用を促すなど、骨髄提供を行いやすい環境づくりを推進していきます。

③ 人と動物の共生環境づくり

- ・「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現が望まれています。これを受けて、引き続きペットの終生飼養の啓発を行うとともに、ペットの防災対策の推進のため、市町と連携し災害時における同行避難等について啓発を行います。

・令和4年度より継続している犬・猫の殺処分数ゼロを今後も維持していくことが求められています。このため、引き続き、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点とし、関係団体等さまざまな主体との協創により、犬・猫の譲渡事業やクラウドファンディング等を活用した、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術、子猫の育成等の殺処分数ゼロの継続に向けた取組を進めます。

④ 薬物乱用防止対策の推進

・薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要です。そのため、引き続き「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、薬物乱用防止に総合的に取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	1,240	947	887	1,006	1,643
概算人件費	1,192	1,156	1,161	1,118	—
(配置人員)	(134人)	(131人)	(128人)	(123人)	—

施策 4-1 脱炭素社会の実現

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」の目標を達成するため、温室効果ガスの一層の削減が必要です。 一方、事業者、市町等と連携した「みえデコ活」の推進や、企業の脱炭素経営の取組への支援などにより、さまざまな主体による環境配慮や環境経営などの取組が進んでいます。 さらに、子どもから大人まであらゆる主体を対象とした環境教育・環境学習に係る講座やイベント等の開催を通じて、地球温暖化の緩和をはじめ、環境に配慮した行動に自ら取り組む人づくりが進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス排出削減目標を達成するため、事業者、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等さまざまな主体と連携し、温室効果ガスの排出削減に向けた取組等を進めました。
- ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスの社会実装を目的とする「みえデコ活」として、省エネ家電の普及事業や、市町等と連携した家庭や事業者向けの自家消費型太陽光発電設備等の導入支援、情報発信を実施しました。令和7年度は、新たに幅広い世代が楽しく学習できるデジタルコンテンツの提供を開始しました(みえデコ活パートナー(累計):803事業所(3月末現在))。
- ・産業・業務部門の温室効果ガスの削減のため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に対して、計画書の進捗や脱炭素への取組状況等について個別にヒアリング調査等を実施しました。また、県内の中小企業に脱炭素経営に係るアドバイザーを派遣するなど、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定などを支援しました(2社支援)。
- ・県内市町の実効的な地域脱炭素の取組へとつなげていくため、県、市町で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」において、脱炭素に関する支援策、先進事例等の紹介、意見交換等を行いました(2回開催)。
- ・県の事務事業に伴う温室効果ガスの削減のため、津庁舎、桑名庁舎及び斎宮歴史博物館へPPA(電力購入契約)を活用した太陽光発電設備の導入を進めるとともに、松阪庁舎へ電気自動車の導入に併せて太陽光発電付きカーポート(ソーラーカーポート)を整備し、太陽光発電の電力を活用するゼロカーボンドライブ(走行時のCO₂排出量がゼロの運転)を推進しました。
- ・「三重県脱炭素社会推進本部」において、情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図

ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進しました(2回開催)。							
② 気候変動適応の取組の促進							
・県民の皆さんや事業者等の気候変動適応の取組を促進するため、三重県気候変動適応センターと連携し、地球温暖化による気候変動やその影響について情報収集や分析、情報発信を行いました。また、県民の皆さんに気候変動対策をより身近なものとしてとらえていただくため、定期的に情報誌を作成し発信しました(情報誌2回発行)。 ・地球温暖化による気候変動やその影響について理解を促進するため、津地方気象台と連携して三重県気候講演会を開催しました(12月15日～2月23日オンライン配信、動画総再生回数2,633回)。							
③ 環境教育・環境学習の推進							
・地球温暖化等の環境問題を自分ごととしてとらえ、自ら行動する人づくりに向けて、県環境学習情報センターにおいて、学校等の見学や、子どもから大人までが体験や工作等を通じて環境や自然に対する意識を高め、地域の活動につなげるための環境講座、出前講座を開催しました。また、環境学習地域リーダー養成講座を開催し、広く環境に関する知識を身につけ、地域において環境学習の推進を担える人材を育成しました(参加者 19,797 人)。さらに、県環境学習情報センターの展示の更新、デジタルコンテンツ等を活用した設備の新設に向けた基本設計を行いました。 ・三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、地球温暖化防止活動推進員が実施する出前講座やイベント等の地球温暖化防止に係る普及啓発活動を支援し、温室効果ガス削減活動の推進を図りました(参加者 15,658 人)。							
④ 事業者による環境配慮の促進							
・大規模な太陽光発電の開発事業等、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、環境に与える負荷をできるだけ回避・低減し、環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して指導を行いました。また、太陽光発電施設の設置に関して、三重県環境影響評価条例に基づく対象事業の規模要件の見直しに着手しました。							

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県域からの温室効果ガス排出量(千 t-CO ₂)						①②③④	
—	23, 146 千 t-CO ₂ (2 年度)	22, 376 千 t-CO ₂ (3 年度)	21, 606 千 t-CO ₂ (4 年度)	20, 836 千 t-CO ₂ (5 年度)	87. 2%	20, 066 千 t-CO ₂ (6 年度)	b
23, 916 千 t-CO ₂ (元年度)	23, 117 千 t-CO ₂ (2 年度)	23, 760 千 t-CO ₂ (3 年度)	22, 819 千 t-CO ₂ (4 年度)	23, 888 千 t-CO ₂ (5 年度)		—	
脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数 (累計)						①	
—	60 事業所	525 事業所	620 事業所	785 事業所	485. 7%	800 事業所	a
19 事業所	521 事業所	554 事業所	771 事業所	839 事業所		—	
環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)						③	
—	15, 000 人	30, 000 人	90, 000 人	120, 000 人	166. 0%	150, 000 人	a
—	30, 493 人	62, 757 人	98, 636 人	134, 091 人		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、さまざまな主体と連携し、一層の取組強化が必要です。そのため、引き続き、事業者、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、温室効果ガスの排出削減対策等に取り組みます。
- ・「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」を定着させることが課題となっています。そのため、みえデコ活パートナーと連携し、令和7年度に制作したデジタルコンテンツを活用したイベントの開催や情報発信を実施するなど、「みえデコ活」を推進し、次世代自動車や自家消費型太陽光発電設備等の社会実装を進めます。
- ・温室効果ガス排出量の多い産業・業務部門における取組を一層進める必要があります。これを受けて、地球温暖化対策計画書制度の対象となる各事業所にヒアリング調査を実施し、取組状況の確認や国の補助制度等の情報提供、助言を行うことで、事業者の自主的な取組を一層促進します。また、脱炭素経営の一層の促進を図るため、企業からの幅広いニーズに対応し、脱炭素経営に取り組む企業等への支援を進めていきます。
- ・県自らも温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む必要があります。そのため、県有施設へPPAを活用したモデル事業を引き続き実施するとともに、全庁的な横展開を図ります。また、ソーラーカーポートと電気自動車を導入し、太陽光発電の電力を活用するゼロカーボンドライブを推進します。
- ・脱炭素に資する新たな技術の活用や利用拡大が求められています。これを受けて、県環境学習情報センターの目玉展示の一つとして、ペロブスカイト太陽電池を用いた体験型展示を行うことで、将来を担う子どもたちに、最新技術にふれる機会を創出します。
- ・県庁の事務事業における温室効果ガス排出量の削減は、県庁全体で取り組むべき横断的な課題であり、全庁を挙げた一体的な推進が必要です。そのため、「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内で情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで、全庁的に目標達成に向けた取組を推進します。

② 気候変動適応の取組の促進

- ・気候変動による自然災害や農林水産業等への影響を回避・軽減する適応の取組を進める必要があります。そのため、引き続き、三重県気候変動適応センターと連携し、気候変動やその影響について、情報の収集や分析、情報発信を行うとともに、県内の気候変動の影響に関する情報を取りまとめた情報誌を作成し、広く県民の皆さん等に提供することで、それぞれの主体における気候変動適応の取組を促進します。
- ・熱中症による搬送者数が増加傾向にあることから、気候変動の影響や適応に関する県民の理解を深める必要があります。そのため、三重県気候変動適応センターや市町等と連携し、ホームページやラジオ等を活用した熱中症の予防に関する周知を行います。

③ 環境教育・環境学習の推進

- ・環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりが環境について正しく理解し、環境に配慮した行動を主体的に実践できるようになる必要があります。そのため、引き続き、県環境学習情報センターを拠点として、四日市公害の歴史、気候変動など近年の課題もふまえ、体験を通じて気づきや行動を促す環境教育・環境学習に取り組みます。また、同センターの展示更新やデジタルコンテンツを活用した設備の新設を進めるとともに、三重県誕生150周年に合わせ、将来を担う子どもたちが楽しみながら学べる啓発イベントを開催します。

④ 事業者による環境配慮の促進

- ・環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築するためには、再生可能エネルギーの導入等に伴う大規模な開発事業等が、環境の保全に十分に配慮して行われる必要があります。そのため、事業者に必要な指導を行うとともに、太陽光発電施設の設置に関して、三重県環境影響評価条例に基づく対象事業の規模要件の見直しや、事業者が環境影響評価及び事後調査を行う場合に必要な指針(三重県環境影響評価技術指針)の見直しを行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	893	1,075	1,666	1,899	1,708
概算人件費	125	132	136	136	－
(配置人員)	(14 人)	(15 人)	(15 人)	(15 人)	－

施策 4-2 循環型社会の構築

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	さまざまな主体との連携による再生プラスチックの利用拡大やカーボンニュートラル等の社会的課題の解決に向けた取組が進んでいますが、引き続き、循環型社会の構築に向け、「3R+R」や循環関連産業の振興に向けた取組を進める必要があります。 また、PCB廃棄物や建設系廃棄物の適正処理の取組の強化を図るなど、廃棄物処理の安全・安心の確保に向けた取組が着実に進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① パートナーシップで取り組む「3R+R」

- ・市町や関係団体と連携し、市町のごみ分別アプリや SNS を活用して情報発信するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に資する普及啓発を行いました。
- ・「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者の自主的な取組を促進しました(1,338 事業所)。
- ・市町の持続可能なごみ処理体制の確保に向け、ごみ処理広域化・集約化の調査を行うとともに、県と市町で構成する協議会を設置し、検討を始めました。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

- ・排出事業者や処理業者による産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、温室効果ガスの排出削減等が積極的に進められるよう、設備機器の設置や研究開発に係る支援を行いました(補助件数 10 件/年)。
- ・循環関連産業の振興を図るため、セミナー等を通じた人材育成、DX推進、新規事業支援に取り組みました。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・排出事業者責任の徹底に向け、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理に取り組みました。
- ・災害時に発生する廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の強化を図るため、市町や関係団体と連携し、図上訓練や市町の仮置場候補地で実地訓練を実施するなど、現場対応力を高める人材育成に取り組みました。
- ・不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、ドローンの活用や他県との合同路上監視等を行うとともに、通報協定締結事業者との街頭啓発等によりスマホ 110 番等の利用を促進しました。また、建設系廃棄物対策として、「法令周知マンガ」を活用した研修会の開催等、排出事業者等の意識向上に資する取組を進めました。
- ・過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等

を行った4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、安全・安心を確保するため、モニタリング等を実施しました。							
④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決 ・プラスチックの資源循環を一層促進するため、再生材の利用者である製造業者等が求める質・量とリサイクラー等が供給する再生材の実態把握及び課題抽出等を行い、需要に応じた再生材供給のための使用済みプラスチック製品の効率的な分別・回収に関するモデル事業を実施し、事業者間の連携拡大につながる取組を進めました。 ・マイクロプラスチックの原因にもなる散乱ごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用した「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を実施するなど、さまざまな主体と連携した取組を進めました。 ・食品ロスの削減と生活困窮者支援につながる三重県食品提供システム「みえ～る」の参加企業・団体の拡大に取り組みました(登録 108 事業所、提供 41,001kg)。また、市町や食品関連事業者と連携し、食品ロスの削減に向けた啓発を実施するとともに、余った食品を集めて団体等に寄付するフードドライブに新たに取り組みました。 ・将来、排出量が顕著に増加し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれのある使用済み太陽光パネルについて、リサイクル関連事業の将来の収益予測等を実施し、実現可能性の高い事業モデルの検討を進めるとともに、関係事業者との意見交換の場を通じ、高度なリユース・リサイクル事業への新たな参入の促進に取り組みました。							
⑤ 人材育成とICTの活用 ・みえ産廃申請案内チャットボットや電子申請窓口の運用を行い、手続きのDXを推進しました。 ・事業者等を対象に、資源の循環的な利用やICTの活用を促進するため、セミナー等を開催しました。							

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
廃プラスチック類の再生利用率						①②④	
—	63% （3年度）	65% （4年度）	67% （5年度）	70% （6年度）	91.7%	73% （7年度）	b
61.3% （2年度）	60.6% （3年度）	59.7% （4年度）	64.0% （5年度）	64.2% （6年度）		—	
カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)						④	
—	100 事業者	150 事業者	250 事業者	320 事業者	89.2%	350 事業者	b
61 事業者	148 事業者	210 事業者	283 事業者	316 事業者		—	
適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率						③	
—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	a
92%	100%	100%	100%	100%		—	
建設系廃棄物の不法投案件数						③	
—	10 件以下	10 件以下	10 件以下	10 件以下	100%	10 件以下	a
12 件	11 件	8 件	5 件	3 件		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① パートナーシップで取り組む「3R+R」

・さまざまな主体による「3R+R」の取組の定着に向け、県民や事業者の意識をさらに高める必要があります。そのため、県民の行動変容につながる映像コンテンツを作成し、市町や関係団体とも連携しながら SNS 等を活用した情報発信を行うとともに、事業者による自主的な取組を一層促進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の更なる普及に取り組みます。

・持続可能なごみ処理体制の確保に向け、市町の個別事情に配慮しながら、ごみ処理広域化・集約化の取組をさらに進める必要があります。そのため、新たな広域化・集約化計画の策定に向けて、市町と協議を進めます。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

・動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的な利用を促進するとともに、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に取り組む必要があります。そのため、これらの社会的課題を解決するための設備機器の導入等に対して、産業廃棄物税を財源として支援を行います。

・循環関連産業の振興を通じて資源の循環的な利用等により地域における経済の好循環を生み出していく必要があります。そのため、セミナー等を通じた人材育成、DXの推進による循環関連産業の振興に向けた取組を進めます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

・廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者責任を徹底する必要があります。そのため、排出事業者による優良認定処理業者の活用や、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を一層促進します。また、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、処分期間内に適正処理する必要があります。そのため、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。

・いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速に処理するための体制の強化が必要です。そのため、大規模災害を想定した県内市町や隣県との広域訓練等を通じて人材育成を行います。さらに、「三重県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、仮置場候補地の地図情報のデジタル化を行うとともに、計画改定に向けた調査を実施します。

・産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶ちません。そのため、多様な手段により効果的に広報を行うことで、スマホ 110 番等の利用を促進し、不法投棄等の早期発見・早期是正を図るとともに、ドローン、監視カメラ等を活用した効率的・効果的な監視・指導を行います。また、建設系廃棄物が不法投棄案件の大半を占めています。そのため、排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。

・行政代執行を終了した4事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認し、安全・安心を確保することが必要です。そのため、引き続き、水質モニタリング等の実施や地元自治会等とのコミュニケーションを図ります。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

・国は資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、再生プラスチックの使用を義務付ける方向性を打ち出すなど、再生材の供給や利用拡大に向けた取組を進める必要があります。そのため、県内の製造業者が必要とする再生プラスチックの質と量の安定的な供給に向け、高度なりサイクル技術を活用した製品原材料への適用可能性の検証や、動静脈が連携した再生プラスチックの供給体制の自立・拡大を図ります。

・海岸域では、河川を経由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観の悪化や漁業や生態系への影響が懸念されています。マイクロプラスチックの原因にもなる散乱ごみ対策を継続的に進めていくため、県民の皆さんや事業者・団体等のさまざまな主体と連携して身近に取り組める環境美化活動に取り組むとともに、効率的かつ効果的な散乱ごみの発生抑制につなげられるようICTを活用して発生源の把握に取り組みます。

・食品ロスを削減していくため、県民、事業者、市町等のさまざまな主体と連携し、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図る必要があります。そのため、食品ロスのさらなる削減に向け、生活困窮者支援にもつながる三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加団体の拡大と併

せて、学校教育で利用できる啓発教材の作成による普及啓発や県内でのフードドライブの展開による県民意識の醸成に取り組めます。

- ・食品容器等のプラスチックごみのポイ捨て等が問題となっており、散乱ごみが河川等を通じて海域に流出することで海洋ごみの発生原因となっています。そのため、プラスチック資源循環の促進、海洋ごみの発生抑制等のさまざまな課題の同時解決に向けて、集客施設を対象とした資源循環に係るモデル事業を実施し、県民の意識向上と行動変容を促します。
- ・今後廃棄量が増加することが見込まれる太陽光パネルについては、廃棄のピークに向けて計画的な対応をとる必要があります。そのため、排出量見込や再生資源の潜在的需要量、収益性のある事業モデル等について、関連事業者と情報を共有し、循環的な利用に係る体制構築を促します。

⑤ 人材育成とICTの活用

- ・循環関連産業に携わる事業者の多くは、中小規模の事業者であり、人材の確保や経営基盤の安定化に課題を抱えています。これらの課題解消に向け、動静脈連携や脱炭素化、DXの推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、事業者自らが新たな取組を進められるようセミナー等を開催します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	3,100	915	735	848	1,290
概算人件費	703	644	644	627	—
(配置人員)	(79人)	(73人)	(71人)	(69人)	—

施策４－３ 自然環境の保全と活用

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

生物多様性をはじめとする豊かな自然環境を維持するため、県内各地域で県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体による自然環境保全活動が持続的に展開されています。また、自然とのふれあいを通じて、自然環境保全意識の醸成につなげられるよう、より多くの県民の皆さんが自然体験施設等を利用しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	希少野生動植物種の保全活動への専門家の派遣や、身近な自然環境の重要性に関する普及啓発に取り組み、さまざまな主体による自然環境保全活動の展開につながりました。 また、森林にふれあうイベントの開催や自然の魅力等の情報発信を強化するとともに、自然公園施設等の維持管理に取り組み、安全・快適に自然とふれあえる機会をより一層創出した結果、多くの県民の皆さんの自然体験施設等の利用につながりました。

〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕

１．基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 貴重な生態系と生物多様性の保全

- ・さまざまな主体による自主的な生物多様性保全活動の取組が展開されるよう、自然環境保全団体による県内の希少野生動植物種の保全活動への専門家の派遣や、専門的な知識や必要な情報の提供、講演等のイベントを通じた生物多様性をはじめとする身近な自然環境の重要性に関する普及啓発活動(11回)に取り組みました。
- ・貴重な生態系や生物多様性保全の基礎資料となるレッドデータブック*の改訂を進めるとともに、希少野生動植物種等の生息状況調査やデータ整理に取り組みました。また、専門家やNPO、市町等と連携して、ギフチョウやマメナシなど希少野生動植物種の保全活動(21回)に取り組みました。
- ・ツキノワグマの目撃情報が急増していることから、県民の安全・安心を確保するため、クマAI検知カメラによる出没通報システムの効果検証と緩衝帯のモデル整備に取り組みました。
- ・大規模開発による自然環境への影響の軽減に向け、太陽光発電施設や風力発電施設を設置しようとする事業者等に対して、三重県自然環境保全条例をはじめとする関係法令に基づいた適切な指導、助言を行いました。

② 自然とのふれあいの促進

- ・東海自然歩道や伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園における手すりや歩道を改修するなど、自然体験施設を安全で快適に利用できるよう、施設の点検を行うとともに、適切な維持管理に取り組みました。
- ・多くの人が自然環境保全への意識を高め、自然の魅力を体感できるよう、自然公園やユネスコエコパーク内の大杉谷登山歩道における自然体験ツアー等の自然とふれあうイベント(30回)を開催するとともに、伊勢志摩国立公園において、市町及び自然体験事業者等と連携し、ガイドの育成やコンテンツのブラッシュアップに取り組みました。また、SNS等を通じ、自然景観や歴史・文化等の効果的な情報発信(100回)も行いました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
希少野生動植物保護等の生物多様性保全活動の取組数(累計)						①	
—	93 取組	95 取組	97 取組	99 取組	100%	101 取組	a
91 取組	93 取組	95 取組	97 取組	99 取組		—	
自然体験施設等の利用者数						②	
—	1, 106 千人 （3 年度）	1, 143 千人 （4 年度）	1, 180 千人 （5 年度）	1, 217 千人 （6 年度）	102. 7%	1, 254 千人 （7 年度）	a
1, 070 千人 （2 年度）	1, 052 千人 （3 年度）	1, 148 千人 （4 年度）	1, 160 千人 （5 年度）	1, 250 千人 （6 年度）		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 貴重な生態系と生物多様性の保全 ・生物多様性保全活動の取組数は今後も継続して広げていく必要があります。このため、「みえ生物多様性推進プラン(第4期)」に基づき、さまざまな主体による自主的な保全活動が展開されるよう、生物多様性を推進する活動団体と支援企業とのマッチング等に取り組みます。 ・将来にわたって豊かな自然環境を維持していくためには、生態系や生物多様性を保全する活動を継続していく必要があります。このため、希少野生動植物種等についての調査やデータ整理を行うとともに、専門家やNPO、市町等と連携して、希少野生動植物種の保全活動に引き続き取り組みます。 ・ツキノワグマの出没数が増加しており、人身被害の危険性が高まっていることから、ツキノワグマの適正な管理と人とツキノワグマの棲み分けを図ることが必要です。このため、適正な管理に必要な生息数等の調査を行うとともに、ツキノワグマの人の生活圏への出沒を抑制する緩衝帯の整備等に取り組む市町に対して支援します。 ・自然地において開発事業が実施されることにより生態系への影響が懸念されます。このため、引き続き、太陽光発電施設や風力発電施設等の大規模開発による自然環境への影響の軽減に向け、事業者等に対して、三重県自然環境保全条例をはじめとする関係法令に基づいた適切な指導、助言を行います。 ② 自然とのふれあいの促進 ・自然公園において県民の皆さんが自然とのふれあいを楽しめるよう、安全・快適な利用環境の提供が必要です。このため、国立・国定公園、自然歩道および森林公園の施設の適切な維持管理と、利用者の安全を第一とした点検・改修に取り組みます。 ・県民の皆さんの自然環境保全に対する意識を醸成する必要があります。このため、大杉谷(ユネスコエコパーク)等の自然の魅力を五感で体感できるイベントの開催や、質の高い自然体験活動を促進するためのコンテンツのブラッシュアップに取り組むとともに、誘客促進に向けた効果的な情報発信に取り組みます。 ・伊勢志摩国立公園指定80周年を迎えることを契機として、公園の持つ魅力を広く周知することが求められています。このため、環境省や関係市町、地域事業者と連携し、周年事業の開催や歴史・文化等の情報発信など、国立公園の魅力を最大限に伝える取組を進めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	163	148	162	280	342
概算人件費	133	132	136	145	－
(配置人員)	(15人)	(15人)	(15人)	(16人)	－

施策 4-4 生活環境の保全

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	工場等に対する立入検査や指導等により、事業者コンプライアンス意識が浸透しています。一方、大気環境や水環境における環境基準の達成割合は高い水準ではあるものの、目標値を下回りました。 また、関係機関との連携により生活排水処理施設の整備率が向上するとともに、「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善対策の取組が進んでいます。 さまざまな主体が、水環境の保全活動を着実に実施しています。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 大気・水環境等の保全

- ・良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視等により環境基準等の適合状況を確認しました(達成率91.4%(速報値))。
- ・大気、水質の規制対象工場や土砂等の埋立て場所等への立入検査を行い、基準の遵守状況等を確認するとともに、コンプライアンスを徹底するよう指導しました。
- ・「三重県生活環境の保全に関する条例」に係る規制対象施設について、稼働状況などの実態をふまえ、生活環境への影響が小さい施設の届出要件を見直しました。

② 生活排水処理施設の整備促進

- ・関係機関と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進しました。また、補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進しました。
- ・人口減少など社会情勢が著しく変化していることから、「生活排水処理アクションプログラム」(中間目標:令和7年度)の点検を行いました。
- ・浄化槽の適正管理を促進するため、法定検査の受検勧奨を行い、受検率向上に取り組みました。
- ・流域下水道では、「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づき未普及対策や地震対策、老朽化対策などの施設整備を進めました。
- ・「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、汚水処理事業の持続可能な運営を図るため、亀山市、いなべ市、伊賀市において、汚水処理施設の統合を進めました。
- ・埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、国の要請により設置から30年が経過した内径2m以上の管路を対象とした全国特別重点調査を実施するとともに、県独自の取組として腐食する恐れが大きい管路の調査を実施し、状態に応じた必要な措置を進めました。

③ きれいで豊かな海の再生
・「きれいで豊かな海」の実現に向け、「第9次水質総量削減計画」に基づき、農林水産部、県土整備部等と連携し、県内の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、松阪市地先における干潟・浅場造成、県民の皆さんに向けた事業成果の情報発信等の取組について、進捗管理を行いました。
④ 海岸漂着物対策の推進
・「三重県海岸漂着物対策推進計画」や「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、海岸管理者による海岸漂着物の回収・処理の取組を推進するとともに、一斉清掃への参加を広く呼びかけるなど、広域的な発生抑制対策を進めました。
・海岸漂着物対策については、さまざまな主体が連携して取り組む必要があることから、企業やボランティア団体による海洋ごみ対策の取組状況や自主的に取り組むうえでの課題を調査するとともに、海洋ごみの現状や県の取組状況について情報提供を行うことで、企業等による海洋ごみ対策の取組を促進しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
環境基準達成率							①
—	94.3 %	95.2 %	96.2 %	97.1 %	94.1%	98.1 %	b
90.5 %	89.5 %	89.5 %	92.4 %	91.4 % (速報値)		—	
生活排水処理施設の整備率							②
—	89.3 %	90.3 %	91.3 %	92.3 %	98.0%	93.1 %	b
88.2 %	89.0 %	89.6 %	90.0 %	90.5 % (速報値)		—	
「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数							③
—	4 取組	5 取組	6 取組	7 取組	85.7%	7 取組	b
3 取組	6 取組	6 取組	6 取組	6 取組		—	
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数							④
—	18,500 人	19,500 人	21,000 人	22,500 人	118.6%	24,000 人	a
17,496 人	23,252 人	24,203 人	25,087 人	26,686 人		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名
・令和8年度以降に残された課題と対応
① 大気・水環境等の保全
・大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、令和7年度も光化学スモッグ*予報を発令している状況です。そのため、大気環境の常時監視を継続し、大気汚染物質の濃度が上昇した際には予報等の発令による注意喚起を行います。
・河川や海域における環境基準達成率は改善傾向にありますが、一部の水域では依然として環境基準が未達成となっています。これらの状況をふまえ、水質環境の的確な把握と今後の施策の検討を行うため、常時監視を継続して実施します。

・良好な大気環境や水環境を確保するためには、大気、水質の規制対象工場等や土砂等の埋立場所等において基準に適合した事業活動が行われる必要があります。そのため、基準の遵守状況等を立入検査で確認するとともに、コンプライアンスの徹底を指導します。

② 生活排水処理施設の整備促進

・生活排水処理施設の整備は着実に進んでいますが、令和6年度末の整備率は全国平均の93.7%と比較すると90.0%と低い状況です。そのため、補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進し、整備率の向上に努めます。

・人口減少など社会情勢が著しく変化していることから、「生活排水処理アクションプログラム」（中間目標：令和7年度）の策定時の状況と差異が生じています。そのため、令和7年度に実施した点検結果をふまえて当該プログラムの見直しを行います。

・浄化槽の機能が十分に発揮されるためには、適正な管理を促進していく必要があります。そのため、法定検査の受検勧奨を行い、受検率向上に取り組みます。

・「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づき、市町による公共下水道の整備に合わせた施設の建設を進めるとともに、将来にわたる流域下水道の機能発揮と施設の損傷に起因する事故防止を図る必要があります。そのため、未普及対策、老朽化対策、地震対策などの着実な実施により、安定した事業の継続に努めます。

・「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」で市町が目標設定した汚水処理施設の統廃合を円滑に進める必要があります。そのため、今後も引き続き、市町に対し統廃合に向けた助言等を行っていきます。

・下水道管路の老朽化は、道路陥没等の重大事故に繋がりがねない喫緊の課題です。そのため、令和7年度に実施した全国特別重点調査及び県独自の調査結果に基づき、令和8年度においても引き続き、下水道管路の安全性及び機能の確保のため、その状態に応じた必要な措置を講じます。

③ きれいで豊かな海の再生

・良好な水質と生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、総合的な水環境改善に取り組む必要があります。そのため、引き続き、関係機関との連携を強化し、流域下水処理場における栄養塩類管理運転、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、藻場・干潟及び浅場の保全・再生に関する取組等の進捗管理を行います。また、国において第10次水質総量削減（総量管理）のあり方や今後の方針について検討が進められている状況をふまえ、国や隣接県との情報共有を行いながら、次期計画の策定に向けた検討を進めていきます。

④ 海岸漂着物対策の推進

・伊勢湾等の海岸域では、マイクロプラスチックを含む海洋ごみが漂着することで、生態系を含む海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等が懸念されています。そのため、「三重県海岸漂着物対策推進計画」や「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、回収処理・発生抑制対策に継続して取り組みます。

・海岸漂着物対策については、内陸地域から沿岸地域までのさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携して取り組む必要があります。そのため、企業と連携して環境学習・野外学習等のイベントを開催するなど、企業活力を活用した海洋ごみ対策に取り組みます。

（参考）施策にかけたコスト （単位：百万円）

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	25,445	14,146	32,243	25,543	31,780
概算人件費	1,050	1,023	998	1,000	—
（配置人員）	（118人）	（116人）	（110人）	（110人）	—

施策5-1 持続可能な観光地づくり

(主担当部局：観光部)

施策の目標

(めざす姿)

魅力ある地域資源を生かした観光コンテンツの提供や、質の高い宿泊施設等の受入れ環境整備など、旅行者のニーズに対応した受入れ体制が整備されることで、三重県を訪れた人びとが観光を満喫でき、観光客の満足度が向上するとともに、平均宿泊日数が増加しています。

また、地域住民をはじめ、地域全体で旅行者の受入れ機運を高め、三重県の持続可能な観光が推進されることで、三重県を訪れた旅行者がより深く観光コンテンツを体験でき、長期滞在が増加するなど、三重県の「拠点滞在型観光」のイメージが定着しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	三重ならではの観光コンテンツの提供や旅行者のニーズに対応した受入環境の充実に取り組むことにより、観光客満足度およびリピート意向率は目標を達成しました。 一方、県内の平均宿泊日数は、令和6年度の実績値を下回っており、拠点滞在型観光のさらなる推進に向けて取組を強化する必要があります。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 拠点滞在型観光の推進

・歴史・文化や自然、食等の三重ならではの観光資源を生かした拠点滞在型観光の推進に向けて、観光コンテンツの磨き上げや旅行商品の造成・販売など、地域DMO等の取組を支援しました(8団体)。また、ガストロノミーツーリズムを推進するため、福井県、京都府、兵庫県と連携し、「御食国(みけつくに)ブランド」を生かした海外旅行会社向けのプロモーションを実施しました(商談数：35件)。

② DMO(観光地域づくり法人)等の支援

・全県DMOである(公社)三重県観光連盟が観光地経営の司令塔としての役割を担うことができるよう、インバウンド向けマーケティングや地域DMO支援等を着実に実施するための基盤強化を図りました。

③ 受入環境の整備

・国内外の旅行者が快適に滞在できる環境を整えるため、宿泊施設の和洋室化やトイレの洋式化、バリアフリー化等の取組を支援しました(補助金交付件数：48件)。

・外国クルーズ船のさらなる誘致に向け、寄港地のPRや周遊促進、誘致・受入体制の強化に係る機関と連携して取り組みました(寄港回数：30回)。また、上質な宿泊施設の新規立地に向け、開発事業者の視察に対応した誘致活動に取り組みました。

・誰もが三重の観光を楽しむことができるバリアフリー観光を推進するため、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、宿泊施設・観光施設に対してパーソナルバリアフリーの考え方に基づいた調査・アドバイスを実施するとともに、「観光施設における心のバリアフリー認定」に関する研修会の実施(2回)や申請サポートなど認定取得の促進に取り組みました(県内累計認定施設数：146件)。また、バリアフリー対応の旅行商品の開発に向けて、旅行会社や交通事業者との連携強化等に取り組みました。

④ 観光人材の育成

- ・魅力的な観光産業の確立のため、経営課題の解決に向けたコンサルティング等の実施を通じて、観光事業者の生産性向上や人材確保・育成・定着に向けた取組を支援(23者)したほか、県内観光産業の魅力について情報発信に取り組みました。
- ・高付加価値旅行者の多様なニーズに対応するため、観光ガイド人材の確保・育成に向けた養成プログラムを実施(全6回)するとともに、プログラム修了認定者に対して旅行会社等とのマッチング会の実施など活躍機会の創出に取り組みました(受講者:31名、うち修了認定者:11名)。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
観光客満足度						①②③④	
—	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	101.2%	95.0%	a
93.5%	94.4%	95.7%	95.8%	96.1%		—	
県内の平均宿泊日数						①②③④	
—	1.19泊	1.23泊	1.26泊	1.30泊	92.3%	1.33泊	b
1.20泊	1.23泊	1.23泊	1.21泊	1.20泊		—	
リピート意向率						①②③④	
—	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	100.0%	95.0%	a
92.6%	93.2%	93.3%	95.1%	95.0%		—	

※ KPIについては全て暦年の数値

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 拠点滞在型観光の推進

- ・歴史・文化や自然、食等の三重ならではの観光資源を生かし、旅行者の滞在・周遊性を高める必要があります。そのため、お伊勢参りの歴史・文化をふまえた広域のブランディングやストーリー性のある周遊ルートの造成に取り組むとともに、ガストロノミーツーリズムを推進します。

② DMO(観光地域づくり法人)等の支援

- ・全県DMOである(公社)三重県観光連盟は、観光地経営の司令塔としての役割を果たすことが求められています。そのため、引き続きインバウンド向けマーケティングや地域DMOへの支援等を着実に実施するための基盤強化を図ります。

③ 受入環境の整備

- ・国内外の旅行者が安心・安全かつ快適に滞在できるよう、受入環境のさらなる充実を図る必要があります。そのため、客室の和洋室化やトイレの洋式化、案内表示の多言語化、防災対応など、宿泊施設等の観光インフラの整備を支援します。また、旅行者が災害時においても適切に行動できるよう、多言語での啓発に取り組むとともに、宿泊施設や観光施設等を対象に、観光地において災害が発生した場合の適切な対応や災害への備えに関するセミナーを開催します。
- ・高付加価値旅行者向けの上質な宿泊施設の不足が課題となっています。そのため、「上質な『みえ旅』宿泊施設立地補助金」の制度を拡充するとともに、宿泊事業者や開発事業者の視察対応など、上質な宿泊施設の誘致活動に取り組みます。
- ・外国クルーズ船寄港による地域の観光消費拡大を図る必要があります。さらなる誘致に向け、関係機関と連携して、寄港地のPRや周遊促進、受入体制の強化に取り組みます。

・誰もが県内の観光を楽しむことができるよう、バリアフリー観光を推進する必要があります。そのため、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、宿泊施設・観光施設に対するパーソナルバリアフリーの考え方に基づく調査や「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得促進、旅行会社や交通事業者と連携した旅行商品の造成に取り組みます。

④ 観光人材の育成

・観光事業者が抱える生産性の低さや人材不足が課題となっています。そのため、個別コンサルティング等を通じて、生産性向上や人材確保の取組を引き続き支援するとともに、人手・人材不足等により生産性向上等に取り組む環境にない事業者を対象に、収益や経営に直結する業務に集中できる環境を整えることで、生産性向上等の取組が促進されるよう支援します。

・高付加価値旅行者の多様なニーズに対応できる観光ガイドの不足が課題となっています。そのため、質の高い観光ガイド人材の確保・育成に向けた実践的な講座を実施するとともに、旅行会社とのマッチングを行うなど活躍機会の創出に取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	964	917	1,270	1,305	1,353
概算人件費	98	71	109	109	—
(配置人員)	(11人)	(8人)	(12人)	(12人)	—

施策5-2 戦略的な観光誘客

(主担当部局：観光部)

施策の目標

(めざす姿)

国内外の多くの旅行者が観光の目的地として三重県を選び、県内の観光消費額が増加しています。また、旅行者データや観光統計に基づく観光マーケティング・マネジメントを行い、旅行ニーズに合わせた戦略的な観光プロモーションを展開することで、三重県ファンが増加するとともに、国内外から三重県への来訪や宿泊が増加しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B (見込)	首都圏等大都市圏からの誘客やインバウンド誘客の促進に向け、効果的に三重の魅力を発信し、本県の認知度向上に取り組んだ結果、県内の延べ宿泊者数および外国人延べ宿泊者数はいずれも増加したものの、目標をやや下回る結果となりました。 国内外からのさらなる誘客に向けて、取組を強化する必要があります。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 観光マーケティングの推進

- ・データに基づいた観光マーケティングを推進するため、旅行者の属性や出発地、県内での立ち寄り場所等のデータ取得・収集や観光客実態調査、県内宿泊事業者に対するインバウンド受入状況調査等に取り組みました。
- ・地域におけるデータを分析・活用する能力向上を支援するため、市町・DMO・観光協会を対象に、データに基づいた観光マーケティングに関する研修を実施しました(開催回数:6回、延べ参加団体数:60者)。

② 観光プロモーションの強化

- ・首都圏等大都市圏からの誘客促進に向け、メディアや旅行事業者等を対象とした観光情報説明会やSNS、各種広告等さまざまな手段を組み合わせることにより、効果的に三重の魅力を発信し、本県の認知度向上に取り組みました(観光情報説明会(令和7年7月18日開催):201名参加、交通広告:JR 東京駅、阪急大阪梅田駅の2か所)。
- ・大阪・関西万博を契機とした誘客促進に向け、交通事業者との連携による企画きっぷや万博と三重県をあわせて周遊できる旅行商品のプロモーション、万博来場者を本県への来訪につなげるための観光キャンペーンに取り組みました(観光キャンペーン申込者数(三重県来訪者数):6,820人)。
- ・県内への誘客や周遊を促進するため、株式会社ポケモンとの包括連携協定を活用し、県内市町や交通事業者等と連携したスタンプラリー等の取組を実施しました(スタンプラリー賞品応募数:7,013人)。
- ・平日の観光需要喚起を図るため、体験コンテンツの利用促進や高速道路を利用した周遊促進に向け、平日を対象としたキャンペーン等を実施しました。また、県外からの教育旅行の誘致に向けた目的地としての魅力のPRに取り組みました(体験コンテンツ利用者数:9,667人、ドライブプラン利用件数:4,956件)。

③ インバウンドの誘客

- ・海外からの高付加価値旅行者の誘客を促進するため、奈良県、和歌山県等と連携し、紀伊半島のブランド化を図るとともに、商談会への参加や旅行会社、メディアを対象としたファムトリップの実施等に取り組みました。また、引き続きフランスにレップ(営業代理人)を設置し、旅行会社との連携強化を通じて、福利厚生旅行の誘致に向けたプロモーションを実施しました。
- ・海外からの企業の報奨旅行・研修視察旅行の増加につなげるため、三重県産業観光推進協議会と連携し、商談会への出展(5回)、韓国での現地セールス(1回)、旅行会社等による視察ツアーの実施(6回)など産業観光の推進に取り組みました(来県者数:4,326 人)。また、大学へのセールスや首都圏・関西圏へのレップの設置、商談会への参加、三重県海外MICE誘致促進補助金の活用により、国際会議をはじめとするMICEの誘致に取り組みました(開催件数:9 件、令和8年度開催予定数3件(令和8年3月末時点))。
- ・ゴールデンルート等を周遊する旅行者や大阪・関西万博への来訪者を県内に誘客するため、海外OTAを活用した広告配信をはじめとする情報発信や、県内の宿泊施設及び体験コンテンツの海外OTAへの登録・活用を促進するとともに、EXPO2025関西観光推進協議会と連携した取組等を実施しました。
- ・効果的なインバウンド誘客の取組を進めるため、官民連携組織である(公社)三重県観光連盟が取り組むインバウンド向けプロモーションを支援しました。
- ・観光誘客に重点的に取り組む市場において、本県の認知度や関心の向上を図るため、「Mie Inbound Ambassador(ミエ インバウンド アンバサダー)」制度を創設し、トップインフルエンサーの発信力を活用したプロモーションに取り組むとともに、タイと台湾において観光・食・物産が一体となったプロモーションに取り組みました。
- ・インバウンド誘客を強力に展開するため、「みえインバウンド誘客計画(仮称)」の策定に向けた検討を進めました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
観光消費額						①②③	
—	4, 950 億円	5, 250 億円	5, 560 億円	6, 000 億円	未確定	6, 500 億円	未確定
3, 562 億円	4, 269 億円	4, 882 億円	5, 236 億円	集計中		—	
県内の延べ宿泊者数						①②③	
—	766 万人	812 万人	860 万人	946 万人	98. 6%	1, 041 万人	b
518 万人	688 万人	734 万人	837 万人	933 万人		—	
県内の外国人延べ宿泊者数						①②③	
—	34. 6 万人	36. 7 万人	38. 9 万人	42. 0 万人	88. 6%	45. 4 万人	b
1. 7 万人	4. 9 万人	20. 1 万人	24. 1 万人	37. 2 万人		—	

※ KPIについては全て暦年の数値

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 観光マーケティングの推進

- ・国内外の旅行者の行動実態や県内宿泊施設の受入れ状況等を把握する必要があります。そのため、これらに関する調査を実施するとともに、データに基づいた次期三重県観光振興基本計画を策定します。

・地域におけるデータ分析・活用を支援する必要があります。そのため、「三重県観光統計データ」サイトにおいて、取得・収集した国内外の旅行者等の観光データを市町・DMO・観光協会が活用しやすい形で提供します。

② 観光プロモーションの強化

・大阪・関西万博で高まった三重県への関心を逃すことなく、さらなる認知度向上につなげる必要があります。そのため、首都圏等大都市圏において、SNS やテレビ等のメディアを通じた情報発信、観光情報説明会など、多様な手段を活用することにより、効果的に三重の魅力を発信します。また、第63回神宮式年遷宮を契機に三重県への関心を高めるため、お木曳行事を題材とした観光プロモーションに取り組みます。

・県内への来訪・宿泊・周遊を促進する必要があります。そのため、市町や観光事業者等と連携し、株式会社ポケモンとの包括連携協定を活用したプロモーションや高速道路を利用した周遊キャンペーンに取り組みます。また、県外からの教育旅行の誘致に向けた目的地としての魅力のPR 等に取り組みます。

③ インバウンドの誘客

・インバウンド誘客を強力に展開する必要があります。そのため、有識者の意見等をふまえ、「みえインバウンド誘客計画(仮称)」の策定に取り組みます。

・本県の認知度が低いことが課題となっています。そのため、観光誘客に重点的に取り組む市場を中心に、観光・食・物産が一体となったプロモーション、インバウンドが関心を寄せる体験コンテンツ等を紹介する動画の作成やトップインフルエンサーの発信力を活用した情報発信等を展開します。

・ゴールデンルート及び関西圏からの誘客を図る必要があります。そのため、鉄道事業者と連携したプロモーションを実施するとともに、引き続き海外OTAを活用した情報発信等に取り組みます。

・高付加価値旅行者の誘客を図る必要があります。そのため、レップの設置・拡充やフランス企業の福利厚生旅行の誘致等に取り組みます。

・国際会議をはじめとする MICE や海外企業による研修・視察旅行の誘致を強化する必要があります。そのため、三重県海外 MICE 誘致促進補助金の活用した MICE の誘致や三重県産業観光推進協議会と連携した産業観光の推進に引き続き取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	18,449	4,418	705	668	678
概算人件費	196	176	136	136	—
(配置人員)	(22人)	(20人)	(15人)	(15人)	—

施策5-3 三重の魅力発信

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

県産品の販路拡大や観光誘客の促進などにつなげるため、大都市圏等における県内市町、関係団体、民間事業者、三重ファン等と連携した面的な情報発信やイベント実施等による戦略的なプロモーション活動が進んでいます。また、産業・地域経済の活性化につなげるため、付加価値の高い商品・サービスの創出に取り組むとともに、業種を超えた多様な連携による販売促進の取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	首都圏や関西圏において三重テラス、関西事務所などの拠点を核としたプロモーション活動を進めた結果、三重県産品の購入や三重県への訪問意向がある人の割合が年々増加するなど、県産品の販路拡大や観光誘客の促進につながりました。 食関連産業および伝統産業事業者の付加価値の高い商品開発や国内外への販売を促進した結果、商品・サービスの開発数や新たな価値創出に取り組むことができる人材の育成数が年々増加するなど、産業・地域経済の活性化につながりました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 戦略的なプロモーション活動の展開

・三重の魅力効果を効果的に発信するため、県内5地域等で地域別懇談会を開催(5月5地域開催、3月オンライン開催)し関係機関との連携強化を図るとともに、包括連携協定を締結した企業との連携により、国内の大型商業施設において、「食」、「観光」、「物産」などの三重の魅力を総合的に発信する三重県フェアを開催(9回)するなど、「三重県プロモーション推進方針」に基づき、取組を進めました。

② 首都圏における魅力発信

・首都圏営業拠点「三重テラス」において、季節の企画などさまざまな取組を実施した結果、来館者数が約57万人、前年度比116.9%となるなど、多くの方々に三重の魅力を感じていただくことができました。

・三重テラスにおける三重の魅力発信の拠点機能のさらなる強化や、関係者が「つながる」ことの促進をめざし、物販・飲食業務の運営、コミュニティ形成に取り組みました。コミュニティ形成のプロジェクト「三重テラス部活動」は、17部が活動し、首都圏在住者と三重県の各地域や人とのつながりも創出されました(三重ファンコミュニティが実施したイベント・プロジェクト件数57件)。

③ 関西圏における魅力発信

・梅田地下街やマスコミキャラバンなどにおいて観光やイベントなど本県の旬の情報を発信するとともに、鉄道事業者等と連携した三重県フェア(観光物産展)やホテル・飲食店等での三重県食材イベント、商業施設での観光PRなどを実施したほか、大阪・関西万博への三重県ブース出展を機に三重の魅力を発信する冊子を作成・配布し、関西圏における県産品等の販路拡大や観光誘客に取り組みました。

・令和7年4月13日から10月13日まで開催された大阪・関西万博において、関西パビリオン内に三重県ブースを出展するとともに、会場内2か所で県主催の催事を開催し、期間中合わせて

約 71 万人の来場者(三重県ブース来場者:約 63 万人、県主催催事入場者:約8万人)に本県の魅力をPRするとともに、本県への誘客促進に取り組みました。

- ・大阪・関西万博を契機に国内外の旅行者や関西圏居住者が大阪に集まる好機を捉え、大阪府内計6会場に期間限定の情報発信拠点「三重テラス in 大阪」を設置し、集中的なプロモーションを行いました。

④ 県産品の高付加価値化と販売促進

- ・伝統産業・地場産業において、消費者の生活スタイルやニーズの多様化などに対応するため、専門家による連続講座の実施により商品・サービスの開発を支援しました(講座3回、現地訪問1回、7事業者参加)。また、伝統産業の原材料確保や商品試作などの取組への補助を行いました(5 事業者)。
- ・食の国内販路開拓に向け、バイヤーとの商談会の開催(10月)や大規模見本市への出展(3月)支援に取り組みました。また、特徴ある優れた県産品を「みえの食セレクション」として選定するとともに、大型商業施設等と連携して販路拡大の機会を創出しました。
- ・海外販路開拓については、貿易アドバイザーで構成する「みえの食レップ」において、輸出に取り組む県内事業者からの貿易実務相談対応や海外向け商談会(3回開催)を実施しました。また、三重県フェアをタイ及び台湾で開催するとともに、新たな輸出先国開拓に向けてテストマーケティングを実施しました。

⑤ 新たな価値創出につなげる人材育成

- ・食関連産業等の持続的な発展を支援するため、みえ食の“人財”育成プラットフォームと連携し、食品衛生研修(13 回開催)に加え、産学コラボ商品開発を支援しました。また、食品事業者の人材確保に向け、学生等との交流会を実施(2 月)しました。
- ・伝統産業の振興や継承を目的に令和6年度に創設した「三重県伝統工芸士」の認定を引き続き行うとともに、大阪・関西万博の機会等を捉え工芸士による伝統産業の魅力発信に取り組みました。
- ・ガストロノミーの視点で三重の食を発信できる人材を育成するため、美食の街サン・セバスチャン(スペイン)にて、現地のトップシェフと県内の料理人3者との交流(11月)を行うとともに、県内料理人を対象としたガストロノミー講座(1月)を開催しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
首都圏・関西圏における観光旅行先としての三重県への訪問意向および三重県産品の購入意向の割合						①②③	
－	66.0%	68.0%	70.0%	72.0%	96.4%	74.0%	b
65.6%	67.6%	68.0%	71.9%	69.4%		－	
三重テラスにおける魅力発信件数(累計)						②	
－	218 件	378 件	573 件	798 件	826.3%	1,160 件	a
92 件	300 件	501 件	760 件	1,074 件		－	
伝統産業および食関連産業における消費者ニーズに対応した付加価値の高い商品・サービスの開発数(累計)						④	
－	38 件	60 件	84 件	110 件	141.2%	138 件	a
18 件	39 件	64 件	93 件	117 件		－	
新商品や魅力あるサービスの開発など、新たな価値創出に取り組むことができる人材の育成数(累計)						⑤	
－	535 人	840 人	1,170 人	1,525 人	110.6%	1,905 人	a
255 人	536 人	847 人	1,186 人	1,561 人		－	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 戦略的なプロモーション活動の展開 ・三重県誕生150周年の好機や、大阪・関西万博における取組の成果を生かし、三重の情報発信、県産品の販路拡大、観光誘客の促進を柱とした一体的なプロモーション活動に取り組む必要があります。そのため、市町等関係機関と連携しながら、大都市圏において戦略的なプロモーション活動を展開します。
② 首都圏における魅力発信 ・「三重テラス」においては、三重の魅力発信の拠点機能のさらなる強化や関係者が「つながる」ことの促進に取り組む必要があります。そのため、ショップの商品やレストランのメニュー、イベント企画を工夫し魅力発信を強化するとともに、コワーキングの利用促進や、三重ファンのコミュニティ形成につながる様々な仕掛けに取り組み、交流を促進します。 ・令和8年度は、三重テラス5年計画(令和5年度～9年度)の4年目となることから、令和10年度以降の方向性を検討する必要があります。そのため、成果や課題をふまえ、運営に係る総括評価を行います。
③ 関西圏における魅力発信 ・関西圏において本県の認知度を高め、県産品等の販路拡大や本県への誘客促進につなげていく必要があります。そのため、「三重県の情報発信」「県産品等の販路拡大」「観光誘客の促進」「関西圏ネットワークの充実」「移住促進、企業誘致」を活動の柱として、三重の魅力発信を行います。
④ 県産品の高付加価値化と販売促進 ・伝統産業・地場産業においては、消費者の生活スタイルやニーズの多様化などに対応することが求められています。そのため、専門家の指導により商品・サービスの開発を支援します。

・食関連産業の活性化を図るため、食の国内外における販路開拓を行うことが求められています。そのため、バイヤーとの商談会の開催、大規模見本市への出展支援等を実施するほか、「みえの食セレクション」選定によるプロモーションや販路拡大を支援します。また、海外販路開拓については、貿易実務に関する相談窓口を設置するとともに、商談機会の創出、海外における三重県フェア開催等の支援に取り組みます。

⑤ 新たな価値創出につなげる人材育成

- ・食関連産業等の持続的な発展には、次世代を担う人材育成が求められています。そのため、みえ食の“人財”育成プラットフォーム等と連携し、研修メニューの充実や事業者間及び産学の人材交流促進等に取り組みます。
- ・伝統産業を振興し伝統工芸品を次世代に継承していくには、後継者の育成や新たな担い手の確保に取り組む必要があります。そのため、「三重県伝統工芸士」制度を運用するとともに、伝統産業の後継者確保に向けた取組を実施します。
- ・食による本県への誘客促進に取り組む必要があります。そのため、ガストロノミーの視点で三重の食を発信できる料理人を育成する研修会を開催するとともに、県内シェフの連携促進に向け交流を促します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	943	1,227	897	1,045	797
概算人件費	231	229	263	264	—
(配置人員)	(26人)	(26人)	(29人)	(29人)	—

施策6-1 農業の振興

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

米・麦・大豆のほか、野菜、柑橘、茶といった園芸品目、さらには牛肉や豚肉、鶏肉、卵といった畜産物など、県産農畜産物の安定的な供給が進み、県民の皆さんの「食」における多様な需要に対応しています。また、新規就農者はもとより、従事者の確保が図られながら、担い手による大規模経営が拡大するとともに、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が営まれるよう、県産農畜産物の生産性の向上や農業経営の発展による収入の確保および働きやすい労働環境の整備が進んでいます。さらに、農業の持続性が確保された地域の拡大を図るため、農地の集積・集約化に向けた生産基盤の整備が進んでいます。加えて、県産農畜産物について、消費者に魅力が発信され、国内外における取扱い先が拡大しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	農畜産物の生産拡大や販路拡大、担い手の確保・育成や生産基盤の整備など、食料自給率の向上に向けて生産者や関係団体と協力して着実に取り組んだことから、米等の農産物や豚肉等の畜産物における販売価格の上昇、生産量の増加により、農業産出等額が向上しました。 品目によっては、天候不順による生産量減少等のほか、資材価格が高騰するなど、厳しい経営状況もあることから、引き続き、農業者の所得向上に向けて取り組みます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 需要に応じた農産物の供給と研究開発

- ・農産物の生産拡大の取組などを通して、食料自給率の向上につなげることをめざし、「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」を改正するとともに、同条例に基づく新たな基本計画を策定しました。また、県内外の有識者等から専門的な意見を聴取するための懇話会を開催し、将来的な農業施策の方向性について議論を開始しました。
- ・水田農業では、米の増産を促すとともに、本県に適した米粉用米品種の選定に向けた栽培実証(5か所)、麦・大豆の単収向上に向けた湿害・防除対策や作期分散等の推進等に取り組ましました。また、夏季の高温に強い県産ブランド米「結びの神」の作付け拡大(前年比5%拡大 309 ha)に取り組ましました。さらに、県産米の消費拡大に向け、量販店等におけるPRイベントの開催(3回)や生産者、輸出事業者との海外への輸出促進に向けた検討会の開催等に取り組ましました。
- ・野菜では、なばな等露地野菜について作業の省力化や軽労化を進めるため、播種作業等の機械化や、簡素な出荷・販売規格の導入実証に取り組ましました(7か所)。また、イチゴ新品種「うた乃」の高品質安定生産のための栽培マニュアルを作成するとともに、首都圏等でのプロモーションに取り組ましました(4回)。
- ・果樹では、高品質化に向け、柑橘において、青色遮光ネットによる日焼け果防止対策等の実証に取り組ましました(19か所)。また、柑橘のタイ王国等を対象とした輸出拡大に向け、国外輸送時に生じる果実の傷み等品質劣化の原因究明と軽減に向けた対策を検討しました。
- ・伊勢茶では、持続可能な産地づくりに向け、産地構造改革(9地区)を進めるとともに、品質向上に取り組む農業者に対し、茶加工ラインの機能改良や被覆栽培の導入等を支援しました。

また、消費拡大に向け、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」や飲食店等(154店舗)と連携した伊勢茶メニューキャンペーンの実施、高校生が考える伊勢茶アイデアコンテストの開催(7校 18 チーム参加)、観光事業者と連携した伊勢茶産地への誘客戦略の策定などに取り組みました。さらに、伊勢茶ブランドの価値向上をめざし、関西茶業振興大会三重県大会における品評会への出品に向け、出品茶の品質向上に資する資材の導入支援や巡回指導に取り組みました。

- ・花き花木では、消費拡大に向け、植木まつりや花とみどりのふれあいフェスタ等のイベント開催(2回、8,400人)、花きおよび植木品評会等への出展・出品や花とみどりの活用に関する市町の取組(4市町)を支援するとともに、学校等での花育の推進(17校・園 920人)に取り組みました。また、物流の効率化に向け、新たに鈴鹿地域の植木産地でも出荷用共通規格台車の導入実証や複数の生産者による共同集荷拠点(3か所)の整備を支援しました。
- ・海外原料に依存している化学肥料の低減を図るため、畜産農業者が供給する堆肥や農業集落排水汚泥等の国内資源を活用した肥料の生産・利用拡大を推進しました。また、施設園芸および茶農家における燃油使用量の削減を支援するとともに、施設園芸農家に対し、省エネや夏季の高温対策としてヒートポンプ、遮光ネット等の資機材の導入を支援しました(80件)。
- ・化学肥料・化学合成農薬の低減等の取組を行う生産者に対して、取組面積に応じた支援(34件、604ha)を行いました。また、化学肥料・化学合成農薬の低減と省力化を両立する栽培体系への転換に向けた実証(6地区)を進めるとともに、有機農業を推進する市町の取組(3市)を支援しました。

② 需要に応じた畜産物の供給と研究開発

- ・収益力の向上をめざす高収益型畜産連携体*を新たに2件育成(養鶏における規模拡大、堆肥の高品質化)するとともに、施設整備(2件)や機械導入の取組(1件)を支援しました。また、県産和牛子牛の供給体制の強化に向け、三重県和牛繁殖協議会と連携して、優良な繁殖雌牛への更新を和牛繁殖農家において促進するとともに、畜産研究所による高品質受精卵(70個)の供給に取り組みました。
- ・県産ブランド和牛の新たな輸出先を開拓するため、フィリピン、オーストラリア、イタリアにおいて輸出事業者と協力して県産ブランド和牛の歴史や食文化を伝えるPRイベントを開催しました。
- ・飼料価格の高騰に対応するため、畜産経営体の飼料購入費への支援を行いました。また、飼料自給率の向上に向け、飼料用トウモロコシの生産実証や濃厚飼料の50%以上の自給をめざしたモデル農業者(1戸)での給餌実証およびエコフィード*の利用促進に取り組みました。
- ・家畜伝染病の発生を防ぐため、飼養衛生管理基準の遵守・徹底を進めました。令和8年1月に津市内の養鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、民間企業や関係市、JA等の協力を得て早期に防疫措置を完了しました。また、豚熱については、豚熱ワクチンの適切な日齢での接種を指導するとともに、野生イノシシの豚熱感染状況調査(検査数 3,894頭)や捕獲強化、経口ワクチン散布(391地点×3回)を進めました。

③ 農業の担い手の確保・育成

- ・新規就農者の確保・定着に向け、就業・就職フェアの開催(1回)やWebサイトでの情報発信、大都市での相談会(4回)の実施、普及センターでの相談対応(377回)に取り組むとともに、技術や経営に関する助言の実施や国事業の活用による経営確立の支援(168名)等、就農準備から定着、発展までの各ステージに応じたきめ細かなサポートに三重県農林水産支援センター等関係機関と連携し、取り組みました。また、受け入れ先となる農業法人等に対し、社会保険労務士等の専門家の派遣等(98回)を通じ、働きやすい労働環境づくりを支援しました。
- ・多様な人材を農業に呼び込むため、新たな独立・自営就農者等を対象にまとまった農地の確保(9カ所)を支援することで新規の独立・自営就農や企業参入を後押ししたほか、収益確保に向けた販売戦略の策定支援等に取り組みました(6件)。
- ・多様な担い手の確保に向け、女性が働きやすい労働環境整備(15件)や中高年の新規就農定着のための機械導入(14件)等を支援しました。
- ・組織経営による農業経営体の確保・育成に向け、法人化や事業承継等の支援に専門家派遣(25回)を通じ、取り組むとともに、農業経営の合併・統合、経営連携等のモデル事例(3件)の構築を進めました。
- ・持続可能な農業構造の確立に向け、県の推進チームが市町および関係者と連携して地域計画*

の策定(538地区)および実現に向けた地域の話し合いを促進し、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、担い手と小規模な兼業農家や高齢農家等が共生する地域営農体制の構築に取り組みました。また、農地中間管理機構を通じた農地の貸付を進めた結果、約2,390ha(令和8年3月末時点)の農地が新たに貸し付けられ、県全体の農地集積率は48.2%(前年+0.5%)となりました。

- ・地域農業の継続に向け、担い手が不在の地域における小規模農業者による効率的な営農継続に向けた働きかけや、労働力確保のための短日短時間労働の手順書の周知など、家族農業経営への支援に取り組みました。

- ・米国による関税措置への対応に向けて、農業経営近代化資金融通事業に新たな融資枠として10億円を措置し、生産や販売流通に影響が見込まれる農業者への融資を支援しました(承認件数:60件)。

④ 強い農業のための基盤づくり

- ・担い手への農地集積・集約化等による生産コストの削減に向け、ほ場整備(10地区)やパイプラインの整備(13地区)に取り組むとともに、農業水利施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定(6地区)、機能保全対策工事(18地区)に取り組みました。

⑤ 農業等による県民等への価値提供

- ・県産農林水産物の販売チャンネルの拡大に向け、航空業界や流通事業者、飲食業などさまざまな事業者と連携し、大都市圏での「三重県フェア」の開催(12箇所)や、効率的な方法で輸送を行う流通モデルの構築に取り組みました。

- ・これまであまり利用されていない県産農林水産物の利用拡大に向け、県内高等学校(3校)および食関連事業者(4者)と連携し、高校生や事業者のアイデアを生かした新商品・メニュー開発に取り組みました。

- ・地産地消及び食育の推進に向け、「みえ地物一番の日」キャンペーン*などを通じた地場産品の普及啓発等に取り組むとともに、第5次三重県食育推進計画を策定しました。

- ・学校給食における地域の食材活用に向け、栄養教諭や学校給食会等をメンバーとした検討会を開催(3回)し、学校給食用の加工食品の開発(かぼちゃペースト)や、農林水産業への理解を深めるための食育資料(はくさい)を作成しました。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
農業産出等額							①②
—	1,162 億円 (3 年)	1,171 億円 (4 年)	1,180 億円 (5 年)	1,189 億円 (6 年)	114. 2%	1,198 億円 (7 年)	a
1,153 億円 (2 年)	1,171 億円 (3 年)	1,188 億円 (4 年)	1,328 億円 (5 年)	1,358 億円 (6 年)		—	
認定農業者のうち、年間所得が 500 万円以上の経営体の割合							③
—	35%	37%	38%	40%	130. 3%	42%	a
30. 2%	27. 5%	32. 5%	35. 8%	52. 1%		—	
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率							④
—	51. 7%	55. 2%	58. 7%	62. 2%	100. 2%	65. 7%	a
48. 3%	51. 7%	55. 2%	58. 8%	62. 3%		—	

県産農畜産物の新たな取引件数(累計)						⑤	
—	40 件	55 件	70 件	85 件	145. 5%	100 件	a
26 件	49 件	64 件	74 件	90 件		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 需要に応じた農産物の供給と研究開発

- ・本県農業の持続的な発展に向けては、将来的な農業施策の方向性について検討することが必要です。このため、有識者等から専門的な意見を聴取する懇話会および品目別の部会（稲作、野菜）を開催し、稲作について「三重の農業未来ビジョン(仮称)」を取りまとめます。
- ・農業の構造転換や収益力強化に向け、地域農業の基幹となる施設の機能強化が必要です。このため、穀物乾燥調製施設や伊勢茶の加工施設等の整備を支援します。
- ・水田農業の振興に向け、米の消費動向をふまえた生産拡大と水田の有効活用を図ることが必要です。このため、麦・大豆、輸出用米等の単収の向上に向けた取組を進めるとともに、「結びの神」等県産米の消費拡大に向けたPR等の販売促進に取り組めます。特に稲作については、農作業の省力化、低コスト化に向けた乾田直播や再生二期作栽培等の新たな生産技術の実証や夏季の高温に耐性のある県産ブランド米「結びの神」の作付け拡大に取り組めます。
- ・野菜の振興に向け、生産の拡大には、省力化・軽労化を進める必要があります。このため、生産体系の機械化や一部農作業の外部委託の導入を進めます。また、省力化に伴い見直された出荷・販売規格の需要先への定着が必要です。このため、流通・販売事業者と連携して認知度向上に取り組めます。
- ・果樹の振興に向け、生産性向上や販売促進を図る必要があります。このため、柑橘の日焼け果防止対策やスマート農業技術の導入による生産性の向上、タイを中心とするアジア経済圏に向けた輸出拡大への支援等により販売促進を図ります。また、柑橘の国外輸送時における果実の傷み等による損失の軽減に向けた原因究明および対策の提案を行います。
- ・伊勢茶の振興に向け、生産の持続性や品質を高める必要があります。このため、産地の構造改革を進めるとともに、茶加工ラインの機能向上や改植、被覆栽培の導入等の支援、茶園診断に基づく適正施肥を促進します。また、伊勢茶の消費拡大を図るため、マイボトルキャンペーンの定着化と飲食店での伊勢茶メニュー提供の促進、高校生が考える伊勢茶アイデアコンテストの開催や伊勢茶産地への観光誘客等に取り組めます。さらに、関西茶業振興大会三重県大会を通じて伊勢茶ブランドの価値向上に取り組むとともに「お茶の振興に関する法律」、「伊勢茶に親しむ暮らし推進条例」に基づき「伊勢茶振興計画」を見直します。
- ・花き花木の振興に向け、消費拡大や物流の効率化を図る必要があります。このため、「花とみどりの基本計画」もふまえ、花育活動やみえ花フェスタ等イベントの開催および展覧会等への出展、市町が行う花とみどりの普及拡大への支援等に取り組むとともに、効率的な花き物流体制の構築に向けた複数の生産者による共同集荷拠点の整備を支援します。
- ・肥料原料の海外依存度が高いことから、海外情勢の変化による影響のリスク低減を図る必要があります。このため、畜産農業者が供給する堆肥や農業集落排水汚泥等の国内資源を活用した肥料の生産・利用拡大を推進します。また、燃油高騰への対応として、国の施策を有効に活用しながら、省エネ対策に取り組む施設園芸農業者を支援します。
- ・持続可能な農業生産の拡大に向け、有機農業等の環境に配慮した農業の推進が必要です。このため、化学肥料・化学合成農薬の低減と省力化を両立する栽培体系への転換を進めるとともに、市町の有機農業推進に向けた取組を支援します。

② 需要に応じた畜産物の供給と研究開発

- ・畜産経営の持続的な発展に向け、畜産経営体の収益力強化が必要です。このため、引き続き高収益型畜産連携体の育成・支援に取り組むとともに、効率化、省力化を図るための施設整備や機械導入を進めます。また、畜産物の生産体制強化に向け、需要の高い雌の和牛子牛の安定

確保が必要となっています。このため、三重県和牛繁殖協議会と連携して和牛繁殖雌牛の増頭を推進するとともに、畜産研究所による高品質受精卵の供給に取り組みます。

- ・県産畜産物の輸出の促進に向け、県産ブランド和牛の販路の拡大を図る必要があります。このため、海外販売拠点となる現地商社等と連携し、現地ユーザーを対象としたPRイベント等の開催を通じ、県産ブランド和牛の歴史や高級部位以外の食材としての魅力、現地の食文化に合う調理方法等の情報提供を行い、新たな輸出ルートの構築につなげます。
- ・持続的な畜産経営の実現に向け、飼料自給率の向上を図る必要があります。このため、飼料用トウモロコシの生産拡大、食品製造副産物のエコフィード利用を推進します。
- ・高病原性鳥インフルエンザや豚熱・アフリカ豚熱をはじめとする家畜伝染病の発生予防とまん延防止を図る必要があります。このため、生産者における飼養衛生管理基準の遵守・徹底等の防疫対策の推進や発生時に備えた防疫資材の充実に取り組みます。また、野生イノシシの豚熱感染状況調査や捕獲強化および経口ワクチン散布等に取り組みます。

③ 農業の担い手の確保・育成

- ・持続可能な農業の実現に向け、新規就農者を確保する必要があります。このため、就農に関する積極的な情報発信や相談に取り組むとともに、就農者の定着に向け、就農準備から定着、発展までの各ステージに応じたきめ細かなサポートや、受け入れ先となる農業法人等における働きやすい労働環境づくりを支援します。
- ・農業者の減少・高齢化が進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、多様な人材を農業に呼び込む必要があります。このため、新たな独立・自営就農者等を対象にまとまった農地の確保を後押しすることで参入を促すとともに、早期の経営確立が可能となるよう、収益確保に向けた販売戦略の策定等を支援します。
- ・多様な担い手の確保に向け、多様な人材が農業に参画できる環境を整える必要があります。このため、年齢や性別、国籍等を問わず、農業での活躍が可能となるよう、農業現場における環境整備を支援します。
- ・農業経営の集約化を図るため、担い手の経営規模を拡大し、より効率的な経営を実現していく必要があります。このため、経営の法人化を進めるとともに、単独では継続が困難と見込まれる農業経営体の合併、複数の農業法人等の経営連携、事業承継の促進に取り組みます。
- ・力強い農業構造への転換を図るため、担い手への農地の集積・集約化を加速させる必要があります。このため、市町および関係者と連携して地域計画のブラッシュアップおよび実現に向けた地域の話し合いを促進するとともに、デジタル技術を活用して地域計画の目標地図を省力的に作成する手法を実証します。また、地域農業の継続を図る必要があることから、担い手と小規模な兼業農家や高齢農家等の家族農業が共生する地域営農体制の確立に取り組みます。

④ 強い農業のための基盤づくり

- ・効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、担い手への農地の集積・集約化による生産コストの削減を促進する必要があります。このため、スマート技術に対応した農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備を進めます。あわせて農業水利施設の適切な機能発揮に向けた保全管理に取り組みます。

⑤ 農業等による県民等への価値提供

- ・持続的な食料システムの確立に向け、県産農林水産物の価値向上を図る必要があります。このため、農林漁業者や食品企業等の多様な関係者の参画による地域連携推進支援コンソーシアムを設置し、マッチング交流会や研修会、専門部会等を開催することにより、異業種連携による新たな食品ビジネスの創出や県内外への魅力発信に取り組みます。
- ・県産農林水産物の高付加価値化や低利用食材の利用拡大など、農林水産資源のさらなる有効活用が求められています。このため、農林漁業者とその他の関係者の協調による共同実証や研究開発、販路開拓等の取組を支援するとともに、引き続き、県内高校生と連携し、低利用食材を活用した新商品開発やプロモーションに取り組みます。
- ・地域で生産された農林水産物の消費拡大に向け、地産地消や販売チャンネルをさらに拡大する必要があります。このため、市町や関係団体、小売店、飲食業、従業員食堂を有する企業等と連携し、食育の推進や「みえ地物一番の日」キャンペーンに取り組むとともに、インバウンドなど食の需要の高まりを捉えたプロモーションや海外メディア等をターゲットとするみえの食PRイベントの開催、効率的な方法で輸送を行う流通モデルの構築に取り組みます。また、県産農林水産

物の適正な価格形成に対する県民の理解醸成を図るため、消費者を対象とした普及啓発活動を実施します。

- ・食育や地産地消の推進に向けては、学校給食へ地場産物のさらなる導入が課題となっています。課題解消に向けて、生産者と栄養教諭等の課題を共有し、両者の連携体制を確立することで、地場産物の安定供給に向けた新たな連携モデルの構築や学校給食用の加工食品の開発、農林水産業への理解を深めるための食育資料の作成に取り組めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	9,670	9,235	8,631	9,052	16,290
概算人件費	3,996	3,935	4,001	3,956	—
(配置人員)	(449 人)	(446 人)	(441 人)	(435人)	—

施策6-2 林業の振興と森林づくり

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

公益的機能を重視した環境林においては、森林環境譲与税等を活用した公的な主体による適正な森林管理が実行されています。また、持続的な木材生産のための生産林においては、カーボンニュートラルにつながる「植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のため、生産性向上や林業人材の確保・育成が進んでいます。さらに、県民の目にふれやすい公共施設の木造化を進めるとともに、住宅、身のまわりの生活用品など、さまざまな場面において県産材の利用を進めるため、県民の皆さんが県産材の良さや木材利用の意義を理解しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	間伐や路網整備への支援、生産性向上に向けたスマート林業技術の普及、林業人材の育成等の取組により、持続的に木材を生産する体制の整備が進み、素材生産量の増大につながりました。 また、公共施設等の木造・木質化に向け、建築士や行政職員等を育成するとともに、県産材の魅力的な活用についての情報発信や多様な主体による木づかい*の推進に取り組み、県産材に触れる機会を創出することで、県産材の良さや木材利用の意義に関する県民の理解が促進されました。 一方で、公益的機能を増進する公的な森林整備の推進に向け、市町による森林環境譲与税を活用した取組への支援を強化していく必要があります。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

- ・森林由来のJ-クレジットの活用が促進されるよう、県行造林をモデルにした効率的な認証取得の実証や効果的なクレジット販売手法の検証(販売量180t-CO2)、林業DXによる省力化のための機器・ソフトウェア等の導入支援に取り組みました。
- ・森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税等を活用した森林整備を促進するため、「みえ森林経営管理支援センター」を設置し、市町への巡回指導や職員向けの研修会の開催(3回)など、市町の取組支援を進めました。
- ・「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出等による災害緩衝林の整備(27箇所)に取り組むとともに、流域の防災機能強化を図る森林整備(9市町)やライフライン沿いの事前伐採(14市町)等に取り組む市町への支援、ニホンジカによる食害等を受けた植栽地における支援に取り組みました。

② 「緑の循環」の推進と県産材の利用の促進

- ・森林経営計画に基づく、再造林や間伐、路網整備、施業の集約化等の支援を行うとともに、成長が早く花粉の少ないスギ・ヒノキの苗木の増産に向けた種子の生産体制の強化に取り組みました。
- ・林業のスマート化に向け、スマート技術に精通する技能者を育成するとともに、「みえスマート林業推進協議会」活動(12回)を通じたスマート技術の現場実装に取り組みました。
- ・県産材を利用した木造非住宅建築物の設計支援(5件)や木材調達への支援(1件)を行うとともに、県内の建築士や行政職員を対象とした木造建築物等の設計に係る研修会の開催により、

建築物の木造・木質化の提案や設計が行える技術者の育成に取り組みました。 ・木づかいに積極的な事業者に対する「木づかい宣言」事業者登録制度*への参画に向けた働きかけや、登録事業者と連携した魅力ある新たな県産木製品のPRの実施等に取り組みました。
③ 林業・木材産業を担う人材の育成 ・首都圏等での就業相談対応(9回)や林業就業セミナーの開催のほか、県内における林業体験ツアー(2回)、県内の高校生を対象とした就業相談会(2回)の開催等、新規就業者の確保に向けた取組を進めました。 ・「みえ森林・林業アカデミー」において、主に既就業者を対象とした専門的な知識や実践的な技術が学べる講座(64回)や、市町職員向けの講座(11回)等を開催しました。
④ みんなで支える森林づくりの推進 ・みえ森と緑の県民税市町交付金の活用を通じて、市町において地域の実情に応じた森林づくりの取組が行われるよう支援を行いました。 ・企業・NPO・教育関係者・行政等で構成する「三重の森づくりネットワーク」会員による交流会(6月、3月)や、県民が森林や木にふれられる森林フェスタの開催(10月)など、県民の森林づくり活動の促進に向けた取組を展開しました。また、「企業の森」制度を活用した森林づくり活動を促進するとともに、新たに2件の企業と森林所有者とのマッチングを支援しました。 ・子ども・企業向けの森林教育に関する講座等を開催するとともに、「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じて、森林教育の出前授業(10回)や、学校・地域での活動支援、森林教育の指導者養成に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
公益的機能増進森林整備面積(累計)						①	
—	7,700ha	10,900ha	14,780ha	18,660ha	27.1%	22,540ha	d (見込)
5,258ha	7,518ha	9,783ha	11,752ha	13,626ha (速報値)		—	
県産材素材生産量						②	
—	410 千m ³	415 千m ³	418 千m ³	421 千m ³	—	424 千m ³	a (見込)
398 千m ³	450 千m ³	452 千m ³	431 千m ³	7 月末頃 判明		—	
公共施設の木造化率						②	
—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	a (見込)
—	100%	100%	100%	100% (速報値)		—	
木づかい宣言事業者数(累計)						②④	
—	32 者	40 者	48 者	60 者	166.7%	68 者	a
30 者	38 者	43 者	57 者	62 者		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

- ・森林における環境保全や癒しなどの森林の多面的な機能に注目が集まっていることから、森林に新たな価値を見出す「森業」を推進する必要があります。このため、森林空間を活用した新規の事業構築に向けた気運の醸成や、スタートアップ等への支援に取り組むとともに、森林の価値向上に挑戦する人材の発掘・育成に取り組みます。
- ・森林の CO2 吸収機能への付加価値を高めていくため、森林由来J-クレジットの取組を県内に展開していく必要があります。このため、推進条例の制定に向け検討するとともに、クレジット創出時や販売時における技術面の負担を軽減するため、クレジット創出に必要な森林情報基盤(平均樹高、地位)の整備や林業DXツールの導入、専門家による相談対応等に取り組めます。
- ・市町における森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した取組については、間伐等が十分に進んでいないことが課題となっています。このため、「みえ森林経営管理支援センター」のアドバイザーによる市町のニーズに合わせた人的・技術的な支援を行うとともに、航空レーザ測量成果等を活用した効率的な森林境界明確化の促進に取り組めます。
- ・台風や局地的な豪雨等による災害が発生しているほか、流木発生の危険がある流域は未だ多く存在していることが課題となっています。このため、「みえ森と緑の県民税」を活用し、災害緩衝林の整備、流域の防災機能強化を図る森林整備やライフライン沿いの事前伐採、森林を早期に再生するための植栽等の推進に取り組めます。

② 「緑の循環」の推進と県産材の利用の促進

- ・森林資源の循環利用による持続的な林業経営の実現やさまざまな需要に対応していくためには、素材生産量の増大が必要です。このことから、省力・低コスト造林や施業の集約化、路網整備等の生産性向上に向けた支援を行い、間伐及び主伐・再造林を促進します。あわせて、成長が早く花粉の少ないスギ・ヒノキの苗木生産に必要な種子の増産体制の強化に取り組めます。
- ・林業の競争力強化や成長産業化に向けては、林業のスマート化を一層進める必要があります。このため、先導的な役割を果たす技能者の育成や「みえスマート林業推進協議会」での情報共有を通じて、スマート技術の現場実装の加速化を図ります。
- ・「みえ木材利用方針」に基づく県産材の利用の促進を図っていくためには、建築物における木材利用の拡大を図ることが必要です。このことから、木造非住宅建築物の設計や木材コーディネーターを活用した木材調達への支援に取り組むとともに、建築物の木造・木質化の提案や設計が行える技術者の育成、木材供給に携わる関係者の連携の強化に取り組めます。
- ・県民の木づかいの意識を高めていくためには、日常生活や事業活動の幅広い場面での県産材の利用を促進する必要があります。このため、事業者に対し「木づかい宣言」事業者登録制度への参画に向けた働きかけを行うとともに、魅力ある県産材を使った身の回りの日用品等の情報発信に取り組めます。

③ 林業・木材産業を担う人材の育成

- ・林業従事者は30年前に比べ1/3まで減少していることから、林業における新たな労働力を確保することが課題となっています。このため、多様な労働力の確保に向け、首都圏等での就業相談対応や林業就業セミナーの開催のほか、県内での林業体験ツアーやインターンシップ、高校生向けの林業職場体験や就業相談会の開催、異業種の受入体制整備等に取り組めます。
- ・森林・林業・木材産業における競争力の強化に向けては、人材育成が課題となっています。このため、「みえ森林・林業アカデミー」を中心に「公益社団法人みえ林業総合支援機構」とも連携しながら、既就業者を対象とした体系的な研修等を実施します。

④ みんなで支える森林づくりの推進

- ・将来にわたって森林づくりを引き継いでいくためには、県民全体で森林を支える社会づくりを進める必要があります。このため、引き続き、市町がみえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、創意工夫した森林づくりの取組が行われるよう支援します。
- ・県民による森林づくりを広げていくため、県民の森を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画をさらに進める必要があります。このため、森林を身近なものとして感じ、学べるイベントの開

催や、「企業の森」や各種団体による森林づくり活動の促進、森林づくりに関係する方々のネットワークの拡大に取り組むなど、さまざまな主体による「三重の森づくり運動」を展開します。

- ・森林を身近に感じる社会の実現に向けて、「みえ森林教育ビジョン」に基づき、子どもから大人まで一貫した森林教育を進める必要があります。このため、「みえ森づくりサポートセンター」を通じた活動支援、指導者の養成に取り組むとともに、子どもや企業向けなどの講座、森林教育シンポジウムの開催等を通じて、森林づくりや木づかいを支える人づくりに取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	5,201	4,697	4,955	4,586	6,971
概算人件費	801	785	808	827	—
(配置人員)	(90人)	(89人)	(89人)	(91人)	—

施策6-3 水産業の振興

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

県産水産物の安定供給につなげるため、気候変動に対応した養殖品種の改良や管理技術の開発、科学的知見に基づいた水産資源の適切な管理、新規就業者の定着が進んでいます。また、漁村の活力が高まり、持続的な水産業が行われるよう、漁港施設の耐震・耐津波対策をはじめとする生産基盤の整備が進んでいます。加えて、県産水産物について、消費者に魅力が発信されるよう、国内外における取扱い先が拡大しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	気候変動に対応した養殖品種の改良や管理技術の開発、海外への販路拡大に向けた輸出支援や県産水産物の魅力発信に取り組んだことにより、海面養殖業産出額が増加するとともに、水産物の新たな輸出取引が進みました。また、災害に強い生産基盤の構築に向けて、生産・流通の拠点となる漁港における耐震・耐津波対策が着実に進みました。 一方、資源評価対象種の漁獲量や担い手確保については、水産資源の回復に向けた資源管理を徹底するとともに、担い手確保のための受入体制の整備や労働環境の改善を推進する必要があります。

〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

- 急速に進む海洋環境の変化に対応するため、これまでの新品種や養殖技術の開発成果をふまえ、優良な特性を有するアコヤガイの交配試験、生長の良い青さのりの遺伝情報解析、耐病性に優れたマハタ個体の選抜、三倍体マガキ*による生残・成長の比較試験および種苗生産技術の開発に取り組みました。また、魚病被害の軽減等が期待できる「深い水深層」で浮沈式いけすを用いた魚類養殖の実証に取り組みました。
- 高水温環境における魚病被害の抑制や飼料費の削減に向けて、マダイ養殖の「無給餌飼育」について実証したところ、1ヶ月間絶食させた場合、通常と同程度成長し、餌料効率が5%改善することを確認しました。また、養殖期間が短く、付加価値が高いマサバの養殖技術の開発に取り組みました。
- 黒のり生産量の減少が喫緊の課題となっていることから、生長が速く短期間で収穫が期待される品種の養殖試験の実施、漁場の栄養塩類情報や「色落ちアラート*」の配信、肥料散布によるノリの色調回復につなげる栄養供給技術の開発、漁業者が行う魚や鳥による食害防止対策への支援に取り組みました。
- 水産資源の維持及び増大に向け、沿岸水産資源10魚種について、漁獲量やサイズ、出漁回数に基づく資源評価及び評価結果の漁業者へのフィードバックを行うとともに、漁業者が取り組む資源管理を支援しました。また、伊勢湾の重要資源であるアサリ、ハマグリ*の種苗生産技術の開発に取り組むとともに、海女漁業の存続に向け、高水温化などの環境変化に対応した、サザエ及びサガラメ(海藻)の種苗生産や放流・移植等の技術開発に取り組みました。
- 「第44回全国豊かな海づくり大会」が天皇皇后両陛下ご臨席のもと令和7年11月9日に開催され、かけがえのない財産である海を次世代に引き継ぎ、水産業・漁村の持続的な発展に向けた取組を一層進めていくことが決議されました。また、関係組織、団体と連携して大会開催に向け

た県民の気運醸成を図るため、5月に南伊勢町において「豊かな海づくりフェスタ」を開催するとともに、県内各市町で実施されるイベント等での PR(26回)、大会開催記念リレー放流(16回)に取り組みました。							
② 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化 ・地域の漁業関係者が運営する漁師塾*への支援(2件)、就業フェア(6件)やオンライン漁師育成機関「みえ漁師 Seeds*」での情報発信に取り組みました。また、円滑な就業・定着につなげるため、受け皿となる漁業経営体に対して、専門家の派遣や機械・設備の導入支援による漁業現場における労働環境の改善等に取り組みました。 ・米国による関税措置への対応に向けて、漁業近代化資金融通事業に新たな融資枠として1億円を措置し、県産水産物の流通滞留を見据えた冷凍工場の改修を支援しました。(承認件数:1件)							
③ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築 ・生産・流通の拠点となる錦漁港及び答志漁港における耐震・耐津波対策(L=153m)に取り組むとともに、老朽化した施設の長寿命化対策を計画的に進めました。 ・藻場・干潟の造成(藻場 6 工区、浅場 1 工区)に取り組むとともに、漁業者を中心とする活動組織(藻場25組織、干潟 4 組織)が行う藻場・干潟の保全活動を支援しました。 ・内水面漁業協同組合等が行う、遊漁者の確保に向けた取組(27 件)、カワウやブラックバス等による被害の軽減対策(23 件)、ヨシ帯の保全などの環境保全活動(6組織)を支援しました。							
④ 豊かな県産水産物の魅力発信と販路拡大 ・県産水産物の販路拡大に向け、大都市圏の量販店等における県産水産物フェアの開催(5～3月)に取り組むとともに、県内事業者が行う商品の開発・改良、商談、情報発信を支援しました。 ・海外への販路拡大に向け、ベトナムの現地バイヤーとの商談を通じて冷凍カキ等の輸出を進めるとともに、さらなる県産水産物の積極的な活用に向けたバイヤーと事業者との覚書(2件)の締結を支援しました。また、マレーシアに設置した現地アドバイザーによる県内事業者の商品改良を支援するとともに、新規販路開拓に向けた商談会を開催しました。 ・海女漁業や真珠養殖業の魅力発信に向け、県内外で開催されるイベント等を活用して、海女漁業の伝統や文化、環境に配慮した真珠養殖業の PR に取り組みました(16件)。							

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
海面養殖業産出額						①	
—	16, 200 百万円 (3 年)	17, 539 百万円 (4 年)	18, 879 百万円 (5 年)	20, 218 百万円 (6 年)	111. 7%	21, 558 百万円 (7 年)	a
14, 860 百万円 (2 年)	15, 567 百万円 (3 年)	17, 647 百万円 (4 年)	20, 859 百万円 (5 年)	22, 590 百万円 (6 年)		—	
資源評価対象種の漁獲量						①	
—	2, 682t (3 年)	2, 768 t (4 年)	2, 854 t (5 年)	2, 940 t (6 年)	80. 6%	3, 026 t (7 年)	c
2, 596 t (2 年)	2, 309t (3 年)	2, 181 t (4 年)	2, 316 t (5 年)	2, 371 t (6 年)		—	

新規漁業就業者数						②	
—	48 人	50 人	52 人	54 人	72. 2%	56 人	c
40 人	36 人	30 人	44 人	39 人		—	
耐震・耐津波対策を実施した拠点漁港の施設整備延長(累計)						③	
—	670m	720m	770m	820m	306%	973m	a
620m	670m	720m	770m	923m		—	
新たな水産物の輸出取引件数(累計)						④	
—	23 件	26 件	29 件	32 件	100%	35 件	a
20 件	23 件	26 件	29 件	32 件		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

- ・令和7年度に開催された全国豊かな海づくり大会を契機とした水産振興を図る必要があります。このため、「豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会」における提言もふまえ、施策を展開するとともに、県民の皆さんに漁業者の想いや県の取組をわかりやすく伝える「美^{うまし}seaみえ未来への航路図」の策定を進めます。
- ・高水温化による養殖水産物のへい死や生育不良が深刻な問題となっています。このため、これまで培ってきた科学的知見をもとに、引き続き、遺伝情報を活用した高水温に強い品種(青さのり、アコヤガイ、マハタ)の開発・探索、三倍体マガキの養殖技術や種苗生産技術の開発等に取り組めます。また、「深い水深層」において浮沈式いけすを用いた魚類養殖の実証に取り組めます。
- ・高水温環境における魚病被害の抑制や飼料費の削減が課題となっています。このため、一定期間餌を与えない「無給餌飼育」の技術開発に引き続き取り組めます。また、魚類養殖業の生産コストを軽減し、経営改善を図る必要があります。このため、養殖期間が短く、付加価値が高い養殖マサバのブランド化を進めるとともに、高水温に強く、単価の高い新たな魚種としてカワハギ類の養殖試験を実施します。
- ・黒のりについて海洋環境の変化に伴う生育不良や食害による生産量の減少が課題となっています。このため、引き続き、生長が速く短期間で収穫できる品種の作出、漁場の栄養塩類情報や「色落ちアラート」の配信、漁業者が行う食害の防止対策への支援に取り組めます。
- ・黒潮大蛇行が終息したことで海洋環境の変化が想定されることから、水産資源の状態を改めて把握するとともに、資源の増大に一層取り組む必要があります。このため、沿岸水産資源の資源評価と評価結果のフィードバック及び漁業者が実施する資源管理への支援を行うとともに、伊勢湾の重要資源であるアサリやハマグリ、海女の漁獲物であるサザエ、藻場を構成するサガラメ等の種苗生産、放流・移植等の技術開発を進めます。

② 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化

- ・新規就業者の確保を図るとともに、多様な担い手の就業・定着に向けた効果的な取組の実施が課題となっています。このため、漁師塾への支援、漁業就業フェアやオンラインでの情報発信等の取組を継続するとともに、空き家改修などの漁協等が行う新規就業者等の受入体制の整備や、漁業現場の労働環境を改善するための機械・設備の導入を支援します。

③ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

- ・南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、災害に強い水産基盤を構築する必要があります。このため、計画的に漁港の耐震・耐津波対策及び老朽化した施設の長寿命化対策を進めます。
- ・沿岸の開発や海洋環境の変化により、水産生物の生育場として重要な藻場・干潟の減少が課題となっています。課題解決に向けて、引き続き、藻場・干潟の造成に取り組むとともに、漁業者

を中心とする活動組織が行う藻場・干潟の保全活動を支援します。

- ・漁村における雇用機会の確保と所得の向上が必要となっています。このため、漁村の地域資源を活用し、地域の雇用と所得の増加を図る海業の推進に向けて、漁業者や市町等からの相談に対応するとともに、海業に取り組む地区における計画策定や既存施設の改修等ソフト・ハードの両面で支援します。
- ・内水面地域の活性化に向けて、カワウ・外来魚による食害や遊漁料収入の停滞といった課題に対応する必要があります。このため、引き続き、内水面漁業協同組合等が行う、新たな層の遊漁者確保に向けた取組、カワウ・外来魚による被害の軽減対策、ヨシ帯の保全などの環境保全活動を支援するとともに、漁協間連携など新たな取組を創出します。

④ 豊かな県産水産物の魅力発信と販路拡大

- ・県産水産物の認知度を上げるためには、付加価値を向上させ競争力を高める必要があります。このため、海業取組地域等の水産物を扱う首都圏などの飲食店や鮮魚店を「応援店」として認定し、「応援店」を起点とした県産水産物の魅力発信に取り組めます。
- ・国内需要の縮小や関税措置など、輸出をめぐる情勢の変化により、輸出先国の多角化を進める必要があります。このため、経済成長の著しいベトナムをターゲット国とし、現地バイヤーへの訪問と本県への産地招聘からなる双方向型の商談機会を創出するとともに、現地バイヤーと県内事業者間における県産水産物の積極的活用について記した覚書の締結を支援します。また、引き続き、マレーシア等に現地アドバイザーを設置し、商談機会の創出等に取り組めます。
- ・地域の重要な地場産業であるとともに地域観光にも貢献している海女漁業や真珠養殖業の世界農業遺産登録に向け、地域の機運を醸成する必要があります。このため、引き続き、海女漁業の伝統や文化、環境に配慮した真珠養殖業のPR イベント等を通じて普及・啓発を図るとともに、登録の申請手続を進めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	2,939	4,416	4,831	5,933	5,931
概算人件費	1,006	988	1,107	1,100	—
(配置人員)	(113 人)	(112 人)	(122 人)	(121人)	—

施策6-4 農山漁村の振興

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

多くの人が住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じる心豊かで安心できる、持続性のある農山漁村づくりを進めるため、農山漁村の有する地域資源の保全・活用により、多様な雇用機会と所得が確保されるとともに、安心して暮らせる生活環境の整備が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	農山漁村の地域資源を活用したビジネス創出、農泊地域の体験プログラムの造成等に取り組んだことで、所得・雇用機会の確保につながる取組が拡大しました。 また、農業用ため池の整備や地域の獣害対策を担う人材の育成等に取り組んだことにより、安心して暮らせる生活環境の整備が進みました。 野生鳥獣による被害が依然として発生しているものの、各地域における農林水産被害の軽減に向けた獣害対策が進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 人や産業が元気な農山漁村づくり

- ・農山漁村の所得・雇用機会を確保するため、農山漁村の地域資源をビジネスに活用できる人材を育成する起業家養成講座(全6回、修了者10名)の開催や、次世代を担う人材の確保に向け、教育機関での出前講座(高校4校)を実施するとともに、情報誌「三重の里いなか旅のススメ2025」(約5,000部)を発行し、地域資源を活用した新事業や新商品の魅力発信に加え、ビジネスを始めたい方への有益な情報提供に取り組みました。
- ・農山漁村への来訪者の拡大や長期滞在と消費を促進するため、観光ニーズ等調査に基づく農泊における外国人旅行者受入拡大に向けた戦略の策定と体験プログラムの造成および旅行代理店等を対象としたモニターツアー(3コース)を実施するとともに、企業研修向けの滞在プログラムの実証(4コース)や、自然を生かした周遊ルートの認知度向上に取り組みました。

② 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮

- ・農山漁村における農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成に向けた共同活動(801組織)、中山間地域等における持続的な農業生産活動(225集落)を支援しました。
- ・農業インフラの適切な維持管理に向けて、管理労力の省力化を図る維持管理システムの構築に必要な農業用水路や農道等の位置情報を含む基本データについて、現地調査や意見聴取を行いました。

③ 安全・安心な農村づくり

- ・農村の安全・安心を確保するため、老朽化した農業用ため池の改修(29地区)および機能低下した排水機場の耐震化・長寿命化(25地区)に取り組み、そのうち排水機場(2地区)の整備が完了し、豪雨等により被害の未然防止される面積(96ha)が増加しました。
- ・豪雨による災害の被害軽減に向け、農業用ため池の低水位管理等、関係機関と連携した流域治水の推進に取り組みました。

④ 獣害対策の推進

- ・被害防止に向けて、市町等が行う侵入防止柵の整備(7市町)や捕獲活動(24市町)に対する支援に取り組むとともに、市町による捕獲が難しい奥山や生息密度の高い地域等において、県

が主体となりイノシシやニホンジカの捕獲を行いました。

- ・地域の獣害対策を担う人材を育成するために、市町職員を対象にした指導者育成講座(2回)や集落ぐるみでの取組を進めるための集落実践者育成講座(2回)を実施しました。
- ・狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験を3回実施しました(免許取得者 延べ 353 名)。
- ・クマの目撃情報が急増するなか、人身被害の防止に向け、関係機関と連携し、パトロールや出没時の緊急銃猟を想定した対応訓練(7回)を実施しました。また、人とクマとの棲み分けを図り、クマによる被害を防止するため、「三重県ツキノワグマ管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)」を令和7年12月に策定しました。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
農山漁村における所得・雇用機会の確保につながる新たな取組数(累計)							①
—	57 取組	74 取組	91 取組	108 取組	100. 9%	125 取組	a
40 取組	58 取組	75 取組	92 取組	109 取組		—	
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積							③
—	4, 169ha	4, 414ha	5, 123ha	5, 161ha	101. 1%	5, 775ha	a
3, 996ha	4, 169ha	4, 727ha	5, 123ha	5, 219ha		—	
野生鳥獣による農林水産業被害金額							④
—	310 百万円 (3 年度)	304 百万円 (4 年度)	296 百万円 (5 年度)	290 百万円 (6 年度)	87. 6%	284 百万円 (7 年度)	b
316 百万円 (2 年度)	255 百万円 (3 年度)	247 百万円 (4 年度)	288 百万円 (5 年度)	331 百万円 (6 年度)		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 人や産業が元気な農山漁村づくり

- ・多くの人が住み続けられる農山漁村づくりを進めるためには、若者などの人材の定着に向けた所得と雇用機会を確保する必要があります。このため、農山漁村の多様な資源をビジネスに活用できる人材の育成に取り組めます。
- ・農山漁村における所得と雇用機会を確保するためには、来訪者の拡大を図る必要があります。このため、農泊の需要の拡大に向けた、訪れる人の心が満たされる農泊コンテンツの創出や企業との連携等を支援するとともに、地域の魅力発信や情報提供に継続して取り組みます。

② 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮

- ・人口減少や高齢化による集落機能の低下により、農山漁村における地域資源の維持・保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続が懸念されます。このため、活動組織間の連携やさまざまな主体の参画促進など、活動組織の体制強化に取り組むとともに、引き続き、活動に取り組む集落を支援します。
- ・農業インフラの適切な維持管理に向けては、担い手の確保や負担軽減を図る必要があります。このため、引き続き、農業用水路や農道等の施設管理情報のデータベース化による管理労力の省力化に取り組めます。

③ 安全・安心な農村づくり

- ・集中豪雨等の自然災害が一層激甚化・頻発化している中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼす恐れがあります。このため、農村に人が安心して

住み続けられるよう、引き続き、農業用ため池、排水機場等の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等のハード対策に取り組むとともに、ICT活用による管理体制の強化等のソフト対策を一体的に進めます。

- ・豪雨による災害の被害を軽減するためには、防災・減災機能の維持・強化が必要です。このため、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を一層推進します。

④ 獣害対策の推進

- ・野生鳥獣による農林水産業被害が地域によっては依然として発生しています。このため、引き続き、侵入防止柵の整備などの被害対策、計画的な捕獲等による生息管理、獣害対策を担う人材育成等の体制づくりに取り組みます。
- ・野生鳥獣と車両との衝突事故などの生活被害の軽減を図る必要があります。このため、県が主体となったニホンジカの計画的な捕獲等の対策を進めます。
- ・クマの目撃情報が依然として多いことから、人身被害の防止に向けた取組が必要です。このため、「三重県ツキノワグマ管理計画」に基づき、引き続き、人の生活圏に出没するクマの捕獲や緊急銃猟が実施できる体制づくりを支援します。また、緊急銃猟の訓練及びクマの生態等に関する知識や捕獲技術を有する人材の育成に取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	7,943	9,093	8,659	8,710	14,075
概算人件費	1,041	1,094	1,089	1,064	—
(配置人員)	(117人)	(124人)	(120人)	(117人)	—

施策7-1 中小企業・小規模企業の振興

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

中小企業・小規模企業の事業継続や雇用確保など経営基盤を強化するため、経営課題の解決に向けた道筋となる計画に基づき、生産性の向上や販路開拓、業態転換等をはじめ、事業承継や創業など新陳代謝を促す取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	依然として経済情勢の先行きが見通せない中、補助金の活用や資金調達の円滑化等も含めた商工団体、支援機関等による伴走支援を通じて、中小企業・小規模企業の生産性向上、外部人材活用、事業承継、創業や設備投資に向けた前向きな取組を後押しすることができました。 事業継続計画(BCP)策定については、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、自然災害等への備えを後押しすることは事業継続力強化のために重要であることから、商工団体等との連携を強化し、より一層策定を促していく必要があります。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 中小企業・小規模企業の経営支援

- ・企業の経営力強化につなげるため、商工団体と連携しながら、「三重県版経営向上計画」の策定支援を進めました(認定件数466件)。また、計画の質的向上につなげるため、計画の作成を支援する商工団体職員のさらなる資質向上のための研修会を開催しました(延べ49人参加)。
- ・中小企業・小規模企業がエネルギー価格等高騰の影響を乗り越え、生産性向上や高付加価値化等に前向きに取り組めるよう、生産性向上・業態転換支援補助事業により支援しました(採択件数212件)。
- ・中小企業・小規模企業が有する製品・サービスを専門家が評価分析し、その強み弱み等をフィードバックすることで、自ら価格転嫁に取り組む後押しをしました。また、「適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」を採択した機関・団体でフォーラムを開催し、取引適正化に向けた機運醸成に取り組みました(参加者数150人)。
- ・中小企業・小規模企業の災害時の事業継続力強化につなげるため、中小企業基盤整備機構と連携し、「事業継続力強化計画策定セミナー」を開催しました(参加者数19人)。また、事業継続計画(BCP)を活用した訓練講座及び被害シミュレーション講座を委託により実施しました(参加者数25人)。
- ・「三重県中小企業・小規模企業振興条例」は、前回の改正から6年が経過し、社会経済情勢が大きく変化したことから、事業者や商工団体を対象にアンケート調査を実施し、中小企業・小規模企業が置かれている現状や課題等について確認を行いました。

② 資金調達の円滑化

- ・ゼロゼロ融資等を利用した事業者が事業を発展的に継続できるよう、三重県信用保証協会に配置したコーディネーターが、金融機関、商工団体などの関係機関と連携し、事業者の実情に応じた経営改善や取引適正化の取組を伴走型で支援しました(支援先企業数205者、訪問支援回数のべ1,605回)。
- ・大規模災害や売上高の減少等に備えるため、中小企業の資金繰りにかかる負担の軽減を図る

経営安定資金について、必要な予算を十分に確保しています。令和7年度6月補正においては、米国による関税措置や物価高騰の影響をふまえ、中小企業・小規模企業が経営の安定・基盤強化を図るために必要となる資金を創設し、更なる資金繰り支援を行いました(融資件数 18 件)。

- ・企業の前向きな事業活動を後押しするため、設備資金に係る保証料の軽減を継続するとともに、スタートアップや移住創業といった県内産業の新たな担い手が円滑に資金調達できるよう支援しました(設備投資促進関連資金の融資件数 574件、創業・再挑戦アシスト資金の融資件数431 件)。

③ 事業承継の円滑化

- ・「三重県事業承継支援方針」に基づき、プラットフォームである「三重県事業承継ネットワーク」の運営を支援することで、事業承継への気づきを促すきっかけとなる事業承継診断を促進しました(事業承継診断件数 3,353 件)。また、セミナーを開催し、事業承継への早期着手の必要性やM&Aの有用性について啓発しました。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)						①	
—	7,600 件	8,340 件	8,760 件	9,550 件	132.3%	9,910 件	a
6,726 件	7,924 件	8,732 件	9,194 件	9,665 件		—	
県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)						①	
—	2,200 件	2,900 件	3,600 件	4,300 件	33.6%	5,000 件	d
1,495 件	1,929 件	2,368 件	2,783 件	3,292 件		—	
県中小企業融資制度における創業関連資金および設備資金の利用件数(累計)						②	
—	580 件	1,450 件	2,800 件	4,200 件	128.5%	4,990 件	a
—	1,093 件	2,319 件	3,418 件	4,423 件		—	
事業承継診断件数(累計)						③	
—	17,100 件	19,950 件	22,800 件	28,400 件	114.1%	31,400 件	a
14,254 件	18,425 件	21,760 件	25,461 件	28,814 件		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 中小企業・小規模企業の経営支援

- ・中小企業・小規模企業の持続的な発展・成長に向けて、生産性向上や高付加価値化等につながる取組への支援が必要です。そのため、三重県産業支援センターや商工団体と連携し、個々の企業が経営力向上に向けて具体的に取り組んでいくための「三重県版経営向上計画」の策定を伴走型で支援するとともに、計画策定後の効果等の検証を行います。
- ・物価高騰が長期化しており、引き続き適正取引・価格転嫁に取り組むことが必要となっています。そのため、三重共同宣言を採択した機関・団体とともにフォーラム、セミナー等を実施し、価格転嫁の優良事例を横展開するなど機運醸成を図ります。
- ・近年、大雨等の自然災害が頻発しており、発災後の速やかな事業再開・継続を実現するためには、企業における事業継続力強化計画等の BCP の策定が有効となりますが、策定に取り組む

中小企業・小規模企業数が少ないことが課題となっています。課題解決のため、中小企業・小規模企業が事業継続力強化計画策定に関心が持てるよう、策定のメリット等を記載した県独自のツールを活用し、商工団体等とともに事業継続力強化計画策定を支援します。

- ・中小企業・小規模企業が、社会経済情勢の変化に対応できるよう、的確に支援を行う必要があることから、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」について、「三重県版経営向上計画」等の施策の効果検証や、小規模企業への支援の在り方を検討するため実態調査を行うとともに、「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」で関係機関・団体と意見交換を行う等、条例改正に向けた検討を進めます。

② 資金調達の円滑化

- ・ゼロゼロ融資等を利用した事業者が、順調に返済しつつ事業を発展的に継続していくことが必要です。そのため、引き続きコーディネーターを配置するとともに、金融機関、商工団体などの関係機関と連携し、事業者の実情に応じた収益力向上や価格交渉に必要な管理会計手法の習得・活用など、経営改善に向けた取組を伴走型で支援します。
- ・大規模災害や売上高の減少等へ備えるとともに、物価高騰や労働力不足が続く中、中小企業・小規模企業が、さらに省力化や生産性向上等に取り組み、成長・発展につなげていくことが必要です。そのため、経営安定資金に必要な予算を引き続き確保するとともに、設備投資や創業など、前向きな事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう支援します。

③ 事業承継の円滑化

- ・中小企業・小規模企業経営者の高齢化が進むなか、後継者不在による廃業を防ぐためには、事業承継への早期着手が必要となっています。そのため、「三重県事業承継ネットワーク」への運営支援を行い、早期かつ計画的な事業承継の準備支援や、第三者承継などの多様な事業承継への支援など、事業者の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	26,427	9,112	4,133	3,603	4,002
概算人件費	214	203	200	191	—
(配置人員)	(24人)	(23人)	(22人)	(21人)	—

施策7-2 ものづくり産業の振興

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

社会経済情勢の変化に的確に対応し、競争力や事業継続力を維持するため、自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとするものづくり企業における新たな製品開発や事業化が進んでいます。また、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、革新的なエネルギー高度利用技術の促進が図られているとともに、新エネルギーの導入促進や、環境に配慮した効果的なエネルギー利用が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	県内ものづくり企業における技術・新製品の開発、事業化や販路開拓等の取組への支援に引き続き取り組んだことで、競争力強化に向けて、技術の高度化や新しい成長分野をめざす事業活動が継続的に推進されています。 四日市コンビナートにおける水素・アンモニアの導入に向けて、コンビナート企業間連携による調査・検討等を進めるとともに、コンビナート企業本社と県・四日市市で連携協定を締結し、本社間の意見交換を行い取組の加速化を図りました。 新エネルギーの県内導入の拡大に向けて、地域との共生に向けた太陽光ガイドラインの改定や洋上風力発電に係る地域との情報共有・ポテンシャル調査等のほか、次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池)の工場内実証等に取り組みしました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 成長産業育成・業態転換の促進

- ・自動車の電動化をふまえた自動車産業の新分野進出等の取組を支援するため、大手自動車メーカー等出身のアドバイザーによる個別相談や伴走支援等を実施しました(35社)。また、異業種からのEV事業参入など、EV化による新たな産業集積の実現可能性を調査しました。
- ・令和6年度に創設した「成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金」により、次世代技術の先行的な開発や高付加価値製品の試作・開発等を支援するとともに(8件採択)、大手自動車部品メーカーでの技術展示会(27社出展)や大規模展示会への三重県ブース出展(8社出展)により、販路開拓の取組を支援しました。
- ・自動車産業におけるカーボンニュートラルの実現に向け、一般社団法人日本自動車部品工業会(部工会)との連携協定に基づき、カーボンニュートラルに関する普及啓発や、県内の部工会会員企業4社及び鈴鹿工業高等専門学校・三重大学大学院との産学官連携による次世代人材育成の取組を行いました(高専 15 回・200 人/大学院15回・20 人)。
- ・航空宇宙産業への県内企業の参入・事業拡大に向けて、大手メーカー企業との個別商談会や技術展示会の開催を通じたビジネスマッチング(3回・延べ30社)に取り組むとともに、専門家派遣による個別支援(6社・計12回)や、人材育成講座(5回・延べ64社)、県内高校・高専生等を対象とした製造現場見学会(24人)を実施するなど、さまざまな支援に取り組みしました。

② 経営基盤の強化・人材育成の推進

- ・工業研究所が保有する設備や知見を活用し、企業の申請を受けて課題解決や人材育成を図る技術支援(47件)や、企業や大学等との契約に基づく共同研究(15件)等の実施を通じて、県内ものづくり中小企業が直面するさまざまな技術的課題の解決に取り組みしました。

・工業研究所の技術支援機能の配置・強化や津高等技術学校との一体整備における要件等を整理した建替え再整備基本計画に基づき、施設の基本設計を進めました。
③ 四日市コンビナートの競争力強化 ・四日市市や四日市港管理組合等と連携し、四日市コンビナートの競争力強化やカーボンニュートラル化に向けた取組を推進するとともに、次世代エネルギーとされる水素・アンモニアの導入促進を図るため、コンビナート企業間の連携による検討・調査等を進めました。 ・コンビナート企業本社との連携を強化し、水素・アンモニアの拠点化等にかかる検討を加速させるため、コンビナート企業17社の本社と県・四日市市との間で、「四日市コンビナートの維持・発展に向けた連携・協力に関する協定」を締結し、本社担当役員等間で意見交換を行いました。 ・水素・アンモニア、バイオ燃料等の利活用やサプライチェーン構築等をめざした技術開発、実証事業、FS(事業可能性検討)等を支援(補助金事業・2件採択)することで、コンビナート企業をはじめとする県内企業のカーボンニュートラル化に向けた取組を促進しました。 ・コンビナート企業が抱える技術・人材面等の課題解決を支援するため、カーボンニュートラルやデジタル等の視点も含めた、プラント運営・技術人材の育成に取り組みました(講座全7回・延べ511人)。
④ 新エネルギーの導入促進 ・「三重県新エネルギービジョン」に基づき、地域との共生が図られるよう、新エネルギーの導入促進に取り組みました。 ・太陽光発電については、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改定に向け、対象とする施設の範囲拡大や地域住民とのコミュニケーションの徹底、事業者が講ずべき措置の明確化など、現行ガイドラインの不足する点を充実強化するための検討・準備を進めました(令和8年4月1日付け改定)。 ・洋上風力発電については、関心のある地域に必要な情報の収集・提供を進めるとともに、国の次期実証事業への応募を見据えた大水深を含むポテンシャル調査等を実施しました。 ・県内企業と連携し、ペロブスカイト太陽電池による工場内センサー稼働の実証を実施しました。
⑤ ライフイノベーションの推進 ・県内ヘルスケア産業の振興に向けて、医工連携人材育成講座の開催(18社24人参加)、医療・介護現場における試作品等の実証支援(4件)、大手医療機器メーカー等出身のアドバイザーによる個別相談や伴走支援(20社)、大手医療機器メーカーでの技術展示会(2月開催)や大規模展示会への三重県ブース出展(3回)等を通じて、現場ニーズの把握をするとともに、販路開拓などの課題に県内企業が対応できるよう支援に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数 (累計)						①②④⑤	
—	20 件	30 件	41 件	53 件	100%	66 件	a
11 件	20 件	30 件	41 件	53 件		—	
四日市コンビナートの競争力強化に向けて産学官が連携して取り組んだ件数(累計)						③	
—	8 件	8 件	15 件	15 件	100%	15 件	a
4 件	9 件	15 件	15 件	15 件		—	

新エネルギーの導入量						④	
—	73.0 万世帯	86.0 万世帯 (4 年度)	88.7 万世帯 (5 年度)	91.3 万世帯 (6 年度)	103.6%	94.0 万世帯 (7 年度)	a
76.4 万世帯 (2 年度)	83.1 万世帯 (3 年度)	90.4 万世帯 (4 年度)	92.5 万世帯 (5 年度)	94.6 万世帯 (6 年度)		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 成長産業育成・業態転換の促進

- ・自動車の電動化等の影響を受ける県内自動車関連企業の競争力の維持・強化が課題となっています。課題解消に向け、次世代自動車の構造研究を通じた企業の技術提案力の向上、EV事業や今後成長が期待される分野への新規参入や販路開拓、新製品の試作・開発補助、軽量化等に関する技術講座などの支援を行います。
- ・自動車産業全体が大きな変革期にある中で、次世代自動車に係る技術開発や、担い手となる高度な専門人材が求められています。これを受けて、部工会と連携し、普及啓発や次世代カーボンニュートラル人材育成に取り組めます。
- ・民間航空機の増産等対応により成長が期待される航空宇宙産業の振興に取り組む必要があります。引き続き、国際戦略総合特区の推進や専門家派遣、ビジネスマッチング等の参入促進・事業環境整備を進めていきます。

② 経営基盤の強化・人材育成の推進

- ・県内ものづくり中小企業の新製品開発、技術課題解決、人材育成等を支援することが求められています。そのため、工業研究所による技術支援や共同研究等を引き続き実施するとともに、材料・電気電子・機械・樹脂・食品等の分野を越えた横断的なテーマによる研究会活動などにも取り組みます。
- ・工業研究所の機能強化に向けた津高等技術学校との一体整備を、基本計画に基づき推進する必要があります。そのため、着工に向けた施設・設備の設計作業を着実に実施していきます。

③ 四日市コンビナートの競争力強化

- ・県・四日市市・コンビナート企業等の官民が一体となって令和4年度に策定した、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化をめざす将来ビジョン(グランドデザイン)の実現に取り組む必要があります。そのため、四日市コンビナートにおける水素・アンモニアの導入等に係る具体的な取組が進むよう、四日市港管理組合、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議等とも連携し、FS(事業可能性検討)や実証事業等を実施していきます。
- ・コンビナート企業 17 社の本社と県・四日市市との間で締結した「四日市コンビナートの維持・発展に向けた連携・協力に関する協定」に係る取組の具体化が求められています。この本社協定に基づき、四日市コンビナートのカーボンニュートラル化と競争力の強化、素材・製品の高付加価値化に向けた検討の加速化を図ります。

④ 新エネルギーの導入促進

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、新エネルギーの導入が不可欠です。このため、地域と共生し、環境や住民生活に十分配慮された新エネルギーの導入が図られるよう取り組みます。
- ・洋上風力発電については、製造・メンテナンス等のサプライチェーン構築や再エネ電源を活用した地域共生に係る取組の基礎調査・研究を行います。さらに、次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池等)に係る県内企業と連携した実証事業を行い、成果や課題の検証に取り組めます。
- ・「三重県新エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギー等の導入促進を継続します。併せて、太陽光発電が令和12年度の長期導入目標を達成していることや令和7年2月に策定された国の第7次エネルギー基本計画をふまえ、新エネルギー導入施策のあり方について検討します。

⑤ ライフイノベーションの推進

・今後の市場拡大も見込めるヘルスケア分野への企業、研究機関等の参入や事業拡大を促進する必要があります。そのため、必要な知識・ノウハウを情報提供する機会を設けるとともに、製品・技術・サービスの開発や市場開拓を支援するため、医療・福祉現場のニーズと企業、研究機関等が持つシーズとのコーディネートや、医療・福祉機器メーカー等との商談機会の提供、医療・介護現場等における試作品等の実証支援に取り組めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	1,933	2,427	2,147	2,077	2,766
概算人件費	703	521	590	609	—
(配置人員)	(79人)	(59人)	(65人)	(67人)	—

施策7-3 企業誘致の推進と県内再投資の促進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

付加価値の高い製品・サービスを提供する成長性のある企業が多様に集積する、脱炭素社会に対応した強靱で高度な産業構造への転換を進め、豊かな暮らしにつながる魅力ある雇用の場を数多く創出するため、産業用地の確保や規制合理化など活発な事業活動を支える操業環境の整備と、国内外の企業による県内への継続的な投資を促進します。

四日市港においては、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や背後圏産業の発展を支えるため、港湾地域の面的・効率的な脱炭素化に向けた取組を促進します。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	県内への新規立地や県内企業の再投資を促進するため、企業訪問やセミナーの開催などの誘致活動を展開し、操業環境の優位性や企業投資促進制度、ワンストップサービスの提供について情報発信を行った結果、さまざまな企業による投資が活発に行われました。 また、本県が強みをもつ半導体関連産業のさらなる集積を図るため、産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク」を運営し、人材育成・確保、企業の認知度向上などの操業環境の支援に取り組みました。 四日市港においては、国が運用する CNP 認証(コンテナターミナル)制度における認証レベル1+の取得など、脱炭素化に向けた取組が進展するとともに、新たなコンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)の整備など、港湾機能の強化に向けた取組も着実に進捗しました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 付加価値創出に向けた企業誘致

- ・成長性のある企業の新規立地や県内再投資を図るため、半導体をはじめとするグリーン・デジタルなどの成長産業分野への投資、マザー工場化、研究開発施設など高付加価値化につながる投資を呼び込むための誘致活動を行いました(立地の状況 28件、636億円)。
 - ・また、多様で魅力ある雇用の場の創出を図るため、情報通信産業や外資系企業の誘致、スタートアップ企業をはじめとする事務所機能の新設・移転等の投資を呼び込むための誘致活動を行いました(立地の状況 情報通信産業 1件、事務所機能の新設・移転2件)。
 - ・地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業に取り組む事業者の投資を支援しました(承認件数8件)。
 - ・三重県の操業環境等(産業用地、インフラ整備状況、ワンストップサービス、食、観光)の優位性を総合的に発信するため、日本貿易振興機構(JETRO)等と連携し、令和8年2月に大阪でセミナーを開催しました。
 - ・半導体関連産業の集積を促進するため、本県の強みや課題を洗い出し、地域ごとの企業誘致の方向性や人材育成のあり方について、有識者の意見も聞きながら、「みえ半導体産業振興方針(仮称)」の策定を進めました。
- また、産学官で構成する「みえ半導体ネットワーク」と一体となって、学生やU・Iターン向け就職説明会(11月：三重県、1月：東京都)等の人材確保の取組、商談会等の県内半導体関連企業の販路拡大の取組を進めました。

② 操業しやすい環境づくり

- ・企業の新規立地に必要となる産業用地を確保するため、市町や民間企業が実施する産業用地整備にかかる手続きの円滑化を支援しました。また、喫緊の産業用地需要に対応するため、未利用地や未利用工場の情報収集に取り組むとともに、居抜き物件活用促進補助金の利用促進に向けた制度の周知に取り組みました。
- ・企業による操業環境の向上に向けた取組を支援するため、市町や関係機関と連携し、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化等に取り組みました(取組実績8社)。

③ 四日市港の機能充実と活用

- ・四日市港におけるカーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向け、引き続き「四日市港港湾脱炭素化推進計画」に基づく取組を進めるとともに、脱炭素化を進める港湾としての魅力向上や競争力のある港湾の形成等を図るため、事業者と連携しながら、国が運用するCNP認証(コンテナターミナル)制度において、認証レベル1+を取得しました。
- ・四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流・防災面から貢献できるよう、コンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)や石原・塩浜地区における海岸保全施設の整備など、港湾施設の整備、海岸保全施設の防災・減災対策や老朽化対策などの物流・防災機能強化を促進しました。
- ・四日市地区における新たな利活用の一環として、四日市地区の防災緑地や運河周辺において、「BAURA DAY」(9月)や、「BAURAミーティング」(10月)を開催するなど、港の資源を活用した賑わいづくりを促進しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
企業による設備投資額(累計)						①	
—	580 億円	1,160 億円	1,740 億円	2,320 億円	553.0%	2,900 億円	a
—	828 億円	1,343 億円	2,205 億円	2,841 億円		—	
企業による設備投資件数(累計)						①	
—	30 件	60 件	90 件	120 件	140.0%	150 件	a
—	45 件	71 件	100 件	128 件		—	
操業環境の改善に向けた取組件数(累計)						②	
—	7 件	14 件	21 件	28 件	160.0%	35 件	a
—	7 件	14 件	23 件	31 件		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 付加価値創出に向けた企業誘致

- ・県内の生産人口が減少するなか、若者や女性に魅力ある仕事を呼び込むためには、地域経済を牽引する企業の新規立地や県内再投資を図る必要があります。そのため、企業投資促進制度やワンストップサービスなどを活用し、付加価値の高い成長性のある企業の投資や、多様で魅力ある雇用の場の創出につながる企業の投資に対して支援します。
- ・国内外で活発な投資が続くなか、三重県を選んでもらうための効果的なプロモーションが課題となっており、三重県の操業環境等の優位性を総合的に発信する必要があります。そのため、日本貿易振興機構(JETRO)等と連携し、企業投資セミナーを開催します。
- ・数多くの半導体関連企業が県内に立地している一方で、県内外における企業の認知度向上が課題となっており、半導体関連産業のさらなる振興に取り組む必要があります。そのため、「み

え半導体産業振興方針(仮称)」を策定し、半導体関連企業の誘致活動を行うとともに、大学や高専における高度人材の育成や商談会等による産業基盤強化、認知度向上のための情報発信に取り組みます。

② 操業しやすい環境づくり

- ・県内で産業用地不足が課題となっており、企業の大型投資案件等に対応する必要があります。そのため、県内関係部局や市町、民間事業者等で構成する検討会議を設置し、用地の整備手法について検討していくよう取り組みます。
- ・企業の立地ニーズが多様化・複雑化するなか、県内への投資を呼び込むためには、企業の喫緊の需要に対応する必要があります。そのため、未利用の工業用地の情報収集を行うとともに、企業が新たに取得する用地にある不要な建物撤去の費用を支援します。
- ・県内での企業の新たな事業展開の支援が求められています。これを受けて、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化など操業環境の向上を図ります。

③ 四日市港の機能充実と活用

- ・自然災害の激甚化・頻発化、カーボンニュートラルの実現など、社会情勢が大きく変化するなかで、四日市港は背後圏産業の競争力の維持・強化に物流・防災面から貢献できるよう、的確に対応していく必要があります。こうしたことから、コンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)や石原・塩浜地区における海岸保全施設の整備をはじめとした港湾施設・海岸保全施設の機能強化、CNP 形成に資する港湾地域の面的・効率的な脱炭素化を促進します。
- ・加えて、人々の交流の場としての役割を果たしていく必要があります。このため、四日市地区が持つ歴史的・文化的資源やレトロな景観等を生かし、賑わい創出に向けた新たな利活用を促進します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	3,644	3,426	3,486	3,754	3,543
概算人件費	98	97	100	82	—
(配置人員)	(11人)	(11人)	(11人)	(9人)	—

施策7-4 国際展開の推進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

県内の中小企業・小規模企業の輸出拡大や海外の生産拠点の設置が進むとともに、海外での展示会・商談会への積極的な参加や、越境EC(電子商取引)の活用に向けた取組が進んでいます。また、県が行う国際交流によって相手国・地域との関係を維持・強化するとともに、国際的な視野を持ち地域で活躍できる人材育成が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	海外展開に取り組む県内中小企業等の裾野を広げ、海外ビジネス展開を推進するため、セミナーの開催や販路拡大等への補助金による支援、知事ミッションでのインドネシア、台湾への訪問による産業面での連携強化の結果、県内中小企業等による海外における展示会出展や現地企業との商談会など国際展開の取組が進みました。 異文化理解や環境問題など国際的な視野を養う講座の開催や、県内に寄港するクルーズ船の案内ボランティアなど、国際交流の機会を提供することで、県内におけるグローバル人材育成に向けた取組が進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 中小企業の海外ビジネス展開の促進

- ・海外展開に取り組む県内中小企業等の裾野を広げるため、支援機関の取組や海外ビジネスの留意点等について紹介を行うセミナーを開催しました(35 企業・団体、46 人参加)。
- ・県内中小企業等が行う海外展開に向けた企業との商談会や展示会、越境EC(電子商取引)等の販路拡大の取組について、海外ビジネス展開支援補助金による支援を行いました(補助金の採択企業数 40 社)。
- ・県内中小企業等のアセアン地域でのビジネスの展開を促進するため、タイ・バンコクに設置した「三重県アセアンビジネスサポートオフィス(MISA)」により、各企業の取組段階に応じた支援を行いました(支援事例:現地の商習慣の助言、販路開拓候補先の企業とのマッチング支援)。
- ・5月に知事が民間事業者とともにインドネシアを訪問し、現地に進出している県内中小企業や政府機関と投資環境などについて意見交換を行いました。また、令和8年3月には半導体関連産業事業者とともに台湾を訪問し、三重県と台湾の半導体分野での産業交流を促進するとともに、県内投資に向けて三重県の操業優位性等をPRしました。

② 国際交流の推進

- ・姉妹・友好提携先との交流について、大阪・関西万博で開催されたパラオ共和国ナショナルデー式典や中国パビリオンでの河南ウィーク開幕式に出席するなどの交流を深めました。また、サンパウロ州を含むブラジルとは、三重県内のブラジル人学校の生徒を万博会場に招き、三重県ブース等の視察や意見交換を行いました。さらに、ブラジル三重県人文化援護協会と連携し、サンパウロ州の若者を三重県に招聘する交流事業も実施しました。
- ・県が有するネットワークを活用しながら、若者を対象に、国際交流の機会を提供することで、国際的な視野を持ち地域で活躍するグローバル人材の育成につながる取組を実施(16 件)しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県が国際展開の支援・関与を行った県内中小企業数(累計)						①	
—	20 社	40 社	60 社	80 社	466. 7%	100 社	a
—	21 社	49 社	77 社	91 社		—	
国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数(累計)						②	
—	15 件	30 件	45 件	60 件	133. 3%	75 件	a
—	18 件	33 件	48 件	64 件		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 中小企業の海外ビジネス展開の促進 ・人口減少の進展に伴い国内市場の縮小が懸念される反面、海外市場の規模が拡大するなか、海外展開に取り組んだことがない県内中小企業は 7 割を上回っていることから、海外展開に取り組む県内中小企業等の裾野を広げる必要があります。そのため、支援機関の取組紹介や専門家による講演等を行うセミナーの開催に加え、日本貿易振興機構(JETRO)等と連携しながら海外市場の状況に関する情報提供や相談対応を行います。 ・県内中小企業の海外ビジネスを促進するにあたっては、市場調査や現地視察、展示会への出展などにかかる初期費用の負担を軽減する必要があります。そのため、海外での展示会・商談会、越境 EC(電子商取引)等を行う県内中小企業等の取組や、県内中小企業等が行う新たな販路開拓への取組を補助金により支援します。 ・国内市場の縮小に伴い、成長著しいアジアをはじめとした海外市場の獲得が求められています。そのため、これまで構築してきた海外政府・自治体等とのネットワークや「三重県アセアンビジネスサポートオフィス(MISA)」を活用し、ビジネスマッチングを開催するなど県内中小企業等の現地サポートに取り組めます。 ② 国際交流の推進 ・県民の国際理解を深めるため、姉妹・友好提携先をはじめとする海外の国・地域との関係を維持・発展させていく必要があります。そのため、大阪・関西万博の機会をとらえた交流等の実績もふまえ、一層の交流の推進に向けて取り組みます。また、令和8年度には、友好提携締結からパラオ共和国は 30 周年、中国河南省は 40 周年の節目を迎えることから、さらなる関係の強化に取り組めます。 ・県民が国際的な視野を持ち地域で活躍できるよう、グローバル人材の育成に継続的に取り組む必要があります。そのため、外務省、JICA 等の関係機関、姉妹・友好提携先など、県が有するネットワークを活用し、海外からの訪日研修やクルーズ船寄港等の機会をとらえて、県内の若者に国際交流の機会を提供します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	105	118	88	97	170
概算人件費	151	124	109	118	—
(配置人員)	(17人)	(14 人)	(12 人)	(13 人)	—

施策 8-1 若者の就労支援・県内定着促進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

地域が一体となって若者の人材確保や育成に取り組む機運が醸成され、就職支援協定締結大学と連携した県内企業への情報発信やインターンシップ、就職説明会の開催など、若者に対して企業の情報発信や魅力を感じる機会の提供が進むことで、県内で働きたいという意欲のある若者が増加し、県内企業への就労、定着につながっています。

また、中小企業の生産性向上や競争力強化を図るため、産業・就業構造の変化やデジタル化の進展に対応し、企業や地域のニーズに合ったスキルを身につけた若年人材が育成・確保されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	若者等の県内就職・定着に向けて、関係機関等と連携しながら支援に取り組んだ結果、目標値はやや下回るものの、県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合が増加しました。 近年、県内企業の人材確保は非常に難しい状況が続いていますが、「おしごと広場みえ」が提供する総合的な就労支援サービスを利用いただくことで、県内に就職した人の割合を高めることができました。 また、津高等技術学校の入校者及び受講者数については、人口減少に伴う新規高卒者の減少や企業の人材確保難など社会的要因の影響に加え、津高等技術学校や訓練内容に対する周知不足の影響もあり、目標値を下回りました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 若者等の就労支援

- ・県内就職を促進するため、ポータルサイトなど多様なメディアの活用により就職支援情報等を発信するとともに、就職支援協定締結大学と連携した学生向け U・I ターン就職説明会や保護者会において県内企業情報や就職支援情報等の発信(計 23 回)を行いました。
- ・求職者それぞれのニーズに沿った就労支援を行うため、「おしごと広場みえ」において、就職相談(受付件数 717 件)やセミナーなど総合的な就労支援サービスをワンストップで提供しました。また、オンラインによる合同企業説明会を開催(4回開催、33 社、延べ387人参加)しました。
- ・県内企業の採用力向上を図るため、県内企業が行うインターンシップや採用活動に対して、セミナーの開催や専門家による伴走的な支援(人材採用・採用広告に関するアドバイス 17 社各3回)を行いました。

② 人材の育成・確保支援

- ・人口減少による県内中小企業・小規模企業の労働力不足の解消や、半導体関係分野などの成長産業における人材の育成、確保に向けて、産業政策と一体となった雇用を創造するプロジェクトに取り組みました。
- ・津高等技術学校において、学卒者等を対象に、産業界のニーズを踏まえた職業訓練(普通課程入校者数34人)を行うとともに、県内企業の技術者の技術向上を図るための在職者訓練を実施しました(受講者数353人)。また、離転職者等を対象に、同校内で職業訓練(短期課程入校

者数87人)を実施するとともに、県内の専修学校等の民間教育訓練機関に委託して、デジタル、介護、保育等の分野に関する職業訓練を実施しました(入校者数484人)。 ・工業研究所と津高等技術学校との一体整備を進めるため、令和8年3月末に設計者と契約を行いました。
③ 高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進 ・大学等在学中に借りた奨学金の返還額の一部を助成する学生奨学金返還支援事業について、申請者がより活用しやすくなるよう令和6年度に見直した要件のもと募集定員を拡大して募集を行い、支援対象者として183人を認定しました。また、支援の拡充に向けて、企業における奨学金返還支援(代理返還)制度の導入促進に取り組みました。 ・若者の県内定着につなげるため、県と県内の大学、短期大学、高等専門学校で構成する「高等教育コンソーシアムみえ」において、12の高等教育機関が地域を扱う授業を開講し、地域で活躍する人材である「三重創生ファンタジスタ」を養成するなど、学生の地域への関心を高める取組を行いました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合						①③	
—	45. 5%	46. 6%	47. 7%	48. 8%	97. 7%	50. 0%	b (見込)
43. 5% (2 年度)	43. 5%	42. 7%	41. 7%	47. 7% (速報値)		—	
「おしごと広場みえ」新規登録者で就職した人のうち、県内就職した人の割合						①③	
—	63. 4%	64. 2%	65. 0%	65. 8%	105. 8%	66. 6%	a
62. 6%	65. 4%	64. 9%	65. 3%	69. 6%		—	
職業訓練を実施する津高等技術学校への入校者および受講者数(年間)						②	
—	530 名	550 名	570 名	580 名	81. 7%	590 名	c
516 名	559 名	512 名	455 名	474 名		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 若者等の就労支援 ・多くの学生が大手就職情報サイトを活用して就職活動を行っている状況をふまえ、県内企業の情報をさらに広く届ける必要があります。そのため、県が運用する就職情報サイトの県内企業情報・就職支援情報の掲載内容の充実を図るとともに、多くの学生が利用する民間求人サイトとの連携を進めることで、情報発信力を強化します。 ・県内企業への就労、定着に向けた有効な支援策を検討する必要があります。そのため、学生や保護者のニーズを把握するとともに、特に三重県出身学生の多い中京圏・関西圏の就職支援協定締結大学と連携を一層強化し、より効果の高い情報提供に取り組みます。 ・求職者それぞれのニーズに沿った就労支援を行うことが求められています。そのため、引き続き「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスの提供に取り組みます。また、就職活動のオンライン化に対応するため、引き続きオンライン合同企業説明会等に取り組みます。

・県内企業の採用力向上を図る必要があります。そのため、インターンシップ等の実施促進や企業ごとに異なる課題に応じた伴走支援を行います。

② 人材の育成・確保支援

・県内中小企業・小規模企業における労働力不足の解消、成長産業分野における必要な人材の育成・確保といった課題の解決に向けて取り組むことが求められています。そのため、関係機関等と連携しながら、雇用を創造するプロジェクトに取り組みます。

・県内産業の担い手となる人材を育成する必要があります。そのため、津高等技術学校において、学卒者等を対象とした職業訓練を実施するとともに、離転職者や在職者を対象とした職業訓練を実施することにより早期就職や技術向上を支援します。あわせて民間の職業能力開発校への支援を行うことにより、企業や労働者のスキル・キャリアアップの機会を確保します。一方で、入校者数及び受講者数が減少しているため、より多くの人材が訓練を活用できるよう訓練内容等の周知を図っていきます。

・工業研究所と津高等技術学校との一体整備を、基本計画に基づき進めることが求められます。そのため、着工に向けた施設・設備の設計作業を着実に実施していきます。

③ 高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進

・本県の若者の転出超過数は近年 4,000 人前後で推移しており、県内外の高等教育機関を卒業した学生等の県内定着を図る必要があります。そのため、引き続き、拡大した募集定員等のもと学生奨学金返還支援事業を実施するとともに、企業に対し奨学金返還支援(代理返還)制度の導入を働きかけます。

・若者の県内定着に向けて、県内高等教育機関で学ぶ若者を増やすとともに、学生と地域のつながりをつくる必要があります。そのため、高等教育機関に関する情報をSNS等で発信するとともに、引き続き、「高等教育コンソーシアムみえ」において、学生の地域への関心を高める取組を行います。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	589	596	801	700	959
概算人件費	392	362	354	327	—
(配置人員)	(44人)	(41人)	(39人)	(36人)	—

施策8-2 多様で柔軟な働き方の推進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

働く意欲のある全ての人が、やりがいを持っていきいきと働くことができる社会にするため、県内企業における労働環境の整備や、テレワークなど多様で柔軟な勤務形態の導入が進んでいます。

女性や高齢者、外国人などの多様な人材が自らの適性や能力に応じた職業を選択できるよう、安心して就労できる職場環境づくりが進むとともに、必要なスキルアップや労働相談などの支援が行き届いています。

障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障がい者雇用に対する企業や県民の理解が深まり、働く意欲のある障がい者が希望に応じて柔軟に働くことのできる職場環境づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	多様な働き方の推進については、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度、奨励金制度等の取組を進めたものの、県内企業における労働環境の整備や、テレワークなど多様で柔軟な勤務形態の導入がやや減少しました。 女性や高齢者、外国人など多様な人材の就労支援については、求職者向けのセミナーや研修会等により、求職者のスキルアップ等を進めるとともに、事業所向けのセミナーや相談会により安心して就労できる職場環境づくりを促進しました。 障がい者雇用については、県内民間企業の障害者実雇用率は前年と同水準となり、10年連続で法定雇用率を達成しました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 多様な働き方の推進

- 誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進めるとともに、アドバイザー派遣(9社)等により県内企業への働き方改革の普及を図っています(登録企業379社(令和7年度:185社登録))。また、働き方改革推進奨励金により、中小企業の働きやすい職場環境づくりを後押ししました。
- 出産・育児、介護など誰もが個別の事情に応じて柔軟に働き続けられる職場づくりにつなげるため、短時間正社員制度等の導入を検討する企業にアドバイザーを派遣し、モデル事例(2社)を創出することによって、多様な働き方の導入・活用を促進しました。
- カスタマーハラスメントの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳を守るため、条例の制定に向けた検討を進めるとともに、事業者向け相談窓口の設置(7月開設)、セミナーの開催(1回目:8月開催60人、2回目:12月開催42人)、アドバイザー派遣(10社)等を実施し、県内企業におけるカスタマーハラスメント防止対策の取組を支援しました。

② 多様な人材の就労支援

- 正規雇用や再就職を希望する女性を対象に、「ビジネス文書作成」や「初歩的なプログラミング」など個別ニーズに応じたスキルアップ研修を実施(受講者数317人)するとともに、子育てとの両立、キャリアに関すること等、様々な不安要素を抱える女性の就職相談に対応しました。

- ・高齢者がその能力や経験を生かして、安心して就労できる職場環境づくりを推進するため、県内企業に対し、高齢者雇用の実践事例を紹介するセミナーや相談会を開催するとともに、求職者に対し、早期再就職を支援するセミナーや個別相談会等を開催しました(企業向けセミナー等参加企業延べ132社、求職者向けセミナー等参加者延べ382人)。
- ・外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めるため、企業に対し、外国人採用のポイントや育成就労制度を紹介するセミナー等を開催しました(参加企業159社)。また、留学生を含む外国人労働者の県内就職を促進するため、就業体験やオンライン合同企業説明会等を開催しました(求職者向けセミナー等参加者381人)。
- ・高度外国人材の採用をめざす県内中小企業を支援するため、新たにインドネシアでの合同面接会を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出しました(インドネシア:参加企業4社、参加者225人、内定者5人)。また、ベトナムにおいて令和8年3月に合同面接会を開催しました(ベトナム:参加企業14社、参加者2,137人)。

③ 障がい者の雇用支援

- ・三重労働局と連携し、企業訪問(166社)や、大型商業施設でのイベント等の開催(参加者数延べ1,319人)などにより、障がい者の就労に対する理解促進と雇用の拡大を図りました。
- ・法定雇用率未達成企業等の雇用拡大に向けて、業務の切り出しや受入れ環境整備などの助言を行うアドバイザーの派遣を行いました(派遣企業19社)。
- ・障がい者雇用に関心のある企業を対象として、短時間雇用やテレワークなど多様で柔軟な働き方の促進に向けたアドバイザーを企業へ派遣しました(派遣企業23社)。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合						①	
—	87.3%	88.5%	89.7%	90.9%	95.2%	92.1%	b
86.1%	87.4%	88.7%	89.7%	86.5%		—	
就職支援セミナー等を受講した求職者や企業の満足度						②	
—	90.4%	91.4%	92.4%	93.4%	100.4%	94.4%	a
89.4%	93.8%	92.6%	95.3%	93.8%		—	
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合						③	
—	58.2%	59.6%	60.9%	62.2%	92.8%	63.6%	b
56.9%	59.1%	61.9%	57.6%	57.7%		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

- ・令和8年度以降に残された課題と対応

① 多様な働き方の推進

- ・少子高齢化による労働力減少と多様な働き方へのニーズが増す中、働き方改革の推進により、誰もが働きやすい職場環境づくりや企業の人材確保につなげる必要があります。そのため、アドバイザー派遣や奨励金制度等により県内企業への支援を行います。また、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度の受付期間延長や愛称導入により登録企業を拡大し、企業の優れた取組を表彰等することで横展開を図っていきます。
- ・カスタマーハラスメントの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳を守ることが求められています。このため、「三重県カスタマーハラスメント防止条例(仮称)」を制定し、その内容を広く周知するとともに、相談窓口やアドバイザーの派遣等により県内企業におけるカスタマ

ーハラスメント防止対策にかかる取組を支援します。

② 多様な人材の就労支援

- ・男女間の賃金格差の是正や不本意な非正規雇用の解消に向けて、女性の正規雇用化や再就職を促進する必要があります。そのため、引き続きスキルアップ研修や、女性の正規雇用化した成功事例などを紹介する県内企業向けセミナーを開催するとともに、さまざまな不安要素を抱える女性に対して、女性専用相談窓口での対応を行います。
- ・高齢者がその能力や経験を生かし、生涯にわたって活躍ができるよう、継続雇用制度の導入促進等の職場環境づくりやマッチング機会の提供に取り組む必要があります。そのため、三重労働局と連携して、企業や求職者向けのセミナーや就職面接会を実施します。
- ・高度外国人材の採用をめざす県内企業の採用活動を支援するため、ベトナム及びインドネシアの大学生等を対象に就業体験や現地での合同面接会を実施します。また、日本で教育を受け日本文化に理解のある留学生や定住外国人が県内企業に就職できるよう、留学生等を対象に合同企業説明会等を実施します。
- ・県内企業では、外国人従業員に対する日本語教育や外国人雇用に関する基本的な知識・ノウハウの不足が課題となっています。そのため、県内企業における日本語教育への支援につなげるため、令和8年度から、外国人従業員を対象に e ラーニングを活用した日本語教育プログラムの実証を行います。また、外国人雇用に関する県内企業からの相談に対応できるよう、行政書士による企業向け相談を新たに実施します。

③ 障がい者雇用の支援

- ・令和8年7月に法定雇用率が 2.7%へ引き上げられる影響で、県内企業の実雇用率や法定雇用率達成企業割合が低下することが懸念されます。そのため、三重労働局と連携して、障がい者雇用への理解が高まるよう周知・広報を強化するとともに、引き続き県幹部職員等による企業訪問や、障がい者の就職面接会の開催等の取組を行います。
- ・これまで障がい者を雇用していない企業は、業務の切り出しや自社での障がい者雇用をイメージできず、積極的な採用活動につながらないことが課題となっています。そのため、障がい者雇用に取り組んでいる企業への見学会を新たに開催するとともに、アドバイザーを派遣して課題の発見から解決までを支援する伴走支援を行います。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	160	130	219	337	400
概算人件費	107	124	127	127	—
(配置人員)	(12人)	(14 人)	(14 人)	(14 人)	—

施策 9-1 市町との連携による地域活性化

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

県内各地域が自立・持続可能で魅力と活力ある地域として発展できるよう、市町との連携により各地域の特性に応じた資源の活用や地域課題の解決に向けた取組が進展し、地域活性化や定住促進、地域コミュニティづくりなど地域における活力の維持につながっています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	市町とともに全県的な課題や地域ごとの課題の解決に向けた検討を行うことで、県と市町の連携強化が図られ、地域の特性に応じた資源の活用や持続可能な地域コミュニティづくりなど、地域課題の解決に向けた取組が進展しました。 また、地域おこし協力隊の将来的な定住・定着に向けて、隊員の円滑な活動を促進することで、地域活性化に向けた取組が順調に進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 市町との連携・協働による地域づくり

- ・県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用して設置している「人口が減っても住み続けられる地域コミュニティのしくみ検討会議」において、市町担当職員と、地域の自治組織等の仕組みや先進事例についての勉強会を計3回開催するなど、市町と連携した取組を進めました。
- ・若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすため、若者が自治会や地域づくり団体等にインターンとして参加する機会を提供し(県内2地域)、現場で直接、地域づくり活動の経験を積んでもらうとともに、受入団体と双方で今後の地域コミュニティのあり方についての意見交換を行いました。
- ・市町との勉強会の開催や市町訪問による情報提供などを通して、市町の地方創生に係る取組を支援しました。

② 市町行財政運営の支援

- ・市町が基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を行えるよう、市町からの相談に応じ、情報収集や助言を積極的に行うとともに、国の法改正・制度改正等があった場合には速やかな情報提供を行いました。また、公共施設マネジメント、地方自治体における資金調達、財政運営等をテーマに「市町と県との勉強会」を計7回開催するなど、市町に対し適切な支援を行いました。

③ 木曽岬干拓地等の利活用の推進

- ・木曽岬干拓地については、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用の方向性に基づく今後の利用策を検討するなど、土地利用計画の策定に向けた取組を進めました。
- ・大仏山地域については、散策路を適切に維持管理し、利用促進に取り組みました。
- ・宮川の流量回復については、同時放流の試行による運用ルールの検証を通じて、粟生頭首工直下の安定的な流量確保に取り組みました。あわせて、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間においては、利水者など関係者や流域市町との意見交換を継続するとともに、関係部局で検討を進め、より良い流況に向けて取り組みました。

④ 過疎地域等における地域づくり

- ・過疎地域等において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う身近な生活課題を解決するための取組や、地域の特色を生かした活性化の取組を支援しました。また、集落の維持・活性化に取り組む集落支援員のスキルアップ研修を実施しました。
- ・過疎地域の持続的発展を図るため、「三重県過疎地域持続的発展方針(令和8～12年度)」を策定しました。また、次期「三重県過疎地域持続的発展計画」の策定に向けて取り組みました。「紀伊地域半島振興計画」については、半島振興法の改正・延長に伴い改定を行いました。
- ・「三重県離島振興計画」に沿って、離島航路の維持・改善を図るため、離島航路運営費に対する支援を行いました。
- ・地域おこし協力隊の将来的な定住・定着を支援するため、市町の課題整理や効果的な制度運用に向けた助言、隊員間のつながりづくりのための交流会の開催(計4回)、定住に向けた相談窓口の設置に取り組みました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数							①
—	20 取組	20 取組	20 取組	20 取組	95.0%	20 取組	b
19 取組	20 取組	20 取組	20 取組	19 取組		—	
木曽岬干拓地の利活用の推進に向けた取組							③
—	土地利用 の可能性 の調査	可能性の ある土地 利用の用 途に関す る具体的 な調査	都市的土 地利用の 方向性の 提示	都市的土 地利用の 方向性に 基づく利 用策の検 討	達成	都市的土 地利用計 画の策定	a
—	土地利用 の可能性 の調査	可能性の ある土地 利用の用 途に関す る具体的 な調査	都市的土 地利用の 方向性の 提示	都市的土 地利用の 方向性に 基づく利 用策の検 討		—	
地域おこし協力隊による創業または新たな地域活性化の取組件数(累計)							④
—	9 件	19 件	29 件	39 件	155.6%	50 件	a
—	9 件	19 件	30 件	44 件		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 市町との連携・協働による地域づくり

- ・人口減少や高齢化が進む中、住民が主体となった持続可能な地域コミュニティづくりをより多くの地域に広げる必要があります。そのため、県と市町の連携を一層強化して、地域コミュニティの活性化に若者の力を活用するなど、地域における課題の解決に向けた取組を進め、地域・市

町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進します。 ・引き続き、国の地方創生 2.0 基本構想等をふまえつつ、市町の地方創生に係る取組を支援します。
② 市町行財政運営の支援 ・人口減少の進行に伴い、市町が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準を維持・向上していくためには、今後も安定的な行財政運営を継続的に行うことが必要です。このことから、市町が安定的な行財政運営を継続的に行うことができるよう、地方行財政制度の適正な運用に加え、行財政運営の改善につながる取組についても、「市町と県との勉強会」を開催するなど、必要な支援を行います。
③ 木曽岬干拓地等の利活用の推進 ・木曽岬干拓地については、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用への移行を図っていく必要があります。そのため、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用計画を策定するとともに、農業体験広場の暫定利用等を進めます。 ・大仏山地域については、関係機関と連携し利活用を図る必要があります。そのため、引き続き散策路等を適切に維持管理し利用促進に取り組みます。 ・宮川については、より良い流況に向けた流量回復に取り組む必要があります。そのため、流量回復放流について、同時放流の試行と合わせて運用ルールの検証を継続することで、粟生頭首工直下の安定的な流量確保に取り組みます。あわせて、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況に向けて、利水者など関係者や流域市町との意見交換を継続するとともに、関係部局で河川環境等の調査結果を共有し検討を進めます。
④ 過疎地域等における地域づくり ・過疎地域等において、魅力ある地域づくりを推進する必要があります。そのため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組を支援するなど、各種計画に基づき、地域活性化や定住促進などの取組を進めます。また、令和7年8月に策定した「三重県過疎地域持続的発展方針」に基づき、「三重県過疎地域持続的発展計画」を策定します。 ・離島航路は、離島で生活するうえで必要不可欠な生活基盤であるとともに、観光客の離島へのアクセスとしてもなくてはならない交通手段であり、引き続き維持改善が必要です。このことから、離島航路事業者に対して支援を行い、航路の維持・改善や島民の生活基盤の安定並びに島外との交流促進等につなげます。 ・地域おこし協力隊の将来的な定住・定着をさらに促進する必要があります、そのため、隊員をサポートする中間支援組織とともに、効果的な活動に向けた研修・勉強会や、新たに市町と元隊員等が連携した支援体制づくりを行うなど、募集・受入時、任期中、退任後の各段階での取組を強化します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	1,404	1,302	1,242	1,245	1,488
概算人件費	454	432	463	436	—
(配置人員)	(51人)	(49人)	(51人)	(48人)	—

施策 9-2 移住の促進

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

移住を考える人が一人でも多く三重県に移住し、安心して暮らし続けられるよう、人口流入の促進に向けた移住の取組が進んでいます。また、地域の活力向上につながるよう、移住された人と地域の人びととの交流が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	移住希望者のニーズに応じた相談対応のほか、移住フェアやオンラインを活用した三重暮らしの魅力発信など市町と連携した取組を進めた結果、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数、移住相談件数とも増加し、人口流入の促進に向けた移住の取組が着実に進んでいます。また、地域づくりに取り組む人びとの活動により、移住された人と地域の人びととの交流が進んでいます。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① きめ細かな相談対応や情報発信と持続可能な地域づくりにつながる移住の促進

- ・移住希望者のニーズ(住まい・生活環境等)や特性に応じ、「仕事を変えずに移住」「自然環境や暮らしを重視して移住」「やりたいことの実現にむけて移住」「仕事を見つけて移住」の4つのモデルを設定し、それぞれにアプローチするプロモーションを組み合わせ実施しました。
- ・県独自の移住フェアを名古屋、大阪に加え、新たに東京でも開催し、都市部の移住希望者に向けた、本県のさらなる認知度向上を図りました(参加者:名古屋 115 名、大阪 83 名、東京 160 名)。
- ・Facebook グループ「日々三重」でつながった移住希望者に、県内地域での暮らし体験・交流会(全3回)に参加してもらい、移住後の暮らしのイメージづくりや、地域の方々との継続的な交流を図りました。

② 移住者を受け入れる態勢の充実

- ・移住相談対応等のブラッシュアップを図るため、市町を対象に移住希望者のニーズおよび先進取組事例を共有する担当者会議や、移住相談・情報発信の手法を学ぶ研修会等を開催しました。
- ・空き家バンクの利活用など、移住者の住まいの充実に取り組む市町の支援や、県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用の支援を行いました。
- ・移住者と地域をつなぐ人材の育成を目的に、県内各地域のフィールドにおいて、地域のキーパーソンから移住者のサポートに役立つ知識等を学ぶ「移住者と地域をつなぐ人づくり講座」(全6回)を実施し、新たに5人のキーパーソンを育成しました。
- ・東京圏からの移住を促進するため、移住した人を対象に移住支援金を給付する移住支援事業を実施しました。また、制度の周知を行うほか、制度の要件緩和等を国へ要望しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(累計)						①	
—	3,031 人	3,632 人	4,263 人	4,924 人	367.6%	6,490 人	a
2,460 人	3,037 人	3,794 人	4,640 人	5,684 人		—	
移住相談件数						①	
—	1,314 件	1,334 件	1,354 件	1,394 件	165.1%	1,434 件	a
1,294 件	1,499 件	1,635 件	1,805 件	2,301 件		—	
移住者の受入れと地域づくりに取り組む人材の育成人数(累計)						②	
—	5 人	10 人	15 人	20 人	250.0%	25 人	a
0 人	7 人	12 人	18 人	23 人		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① きめ細かな相談対応や情報発信と持続可能な地域づくりにつながる移住の促進 ・移住者数の増加に向け、移住先としての本県の認知度を向上させる必要があります。このため、移住希望者のニーズ(住まい・生活環境等)や特性に応じたプロモーションを実施するとともに、ターゲットを設定した移住セミナーや、市町・関係部局と連携し県独自の移住フェアを東京、名古屋、大阪で実施します。また、首都圏においては移住後の起業に関するニーズが高いため、県内起業家との交流イベントを新たに実施します。 ・事前に地域を知ることが定住に向けても重要となっています。このため、Facebook グループ「日々三重」を通じて暮らしの魅力をPRしていきます。 ・若者が気軽に相談できる態勢を整える必要があります。このため、新たにAIを活用した移住相談の仕組みを構築するとともに、よりきめ細かな相談対応を可能とする移住相談システムの導入を進めます。 ・引き続き移住者数を増加させていく必要があります。そのため、移住者数の増加に向けた実行計画となる「三重県移住促進計画(仮称)」を策定します。 ② 移住者を受け入れる態勢の充実 ・県全体の受入態勢の底上げを図るためには県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化が必要です。このため、先進事例の共有を図る市町担当者会議や、移住相談・情報発信の手法を学ぶ研修会を実施します。また、移住のきっかけとなる「二地域居住」の促進に、市町と連携して取り組みます。 ・受入態勢を充実させるためには、住まいの充実が必要です。このため、移住希望者の関心が高い空き家バンクの充実や利活用などに取り組む市町への支援、県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用の支援を行います。 ・移住者が安心して暮らし続けられるよう、移住者をサポートする人材が求められています。そのため、移住者と地域をつなぐ人材を引き続き育成していくことで、移住希望者の不安軽減や、地域の受入態勢の充実を図ります。 ・首都圏からの移住者が関西圏、中京圏に比べ少ない傾向があります。このことから、東京圏を対象とする移住支援事業について、さらなる要件緩和や制度周知により全国的に活用が進むよう国へ要望するとともに、本県としても制度の周知に努めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	41	75	89	110	136
概算人件費	53	53	54	55	－
(配置人員)	(6人)	(6 人)	(6 人)	(6 人)	－

施策 9 - 3 南部地域の活性化

(主担当部局：地域連携・交通部南部地域振興局)

施策の目標

(めざす姿)

南部地域に幸福感を持っていきいきと暮らす人びとが増え、地域外の人びとが南部地域に一層の魅力を感じ、地域の外からさらに活力が注入される好循環が続くよう、若者の人口流出をくい止め、定着に向けた働く場の確保や生活サービスの維持・確保など安心して暮らし続けることのできる地域づくりが進むとともに、南部地域への交流人口や関係人口が拡大し、さらにはこれらの人びとと地域との関係が深まっています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B (見込)	南部地域における若者の定住率は、目標値をやや下回る傾向が続いています。一方で、複数市町が連携した若者の定住促進に向けた取組等への支援のほか、関係人口の創出や地域活力の向上に向けた取組を進めたことにより、地域内外の人びとが南部地域に魅力を感じ、地域住民との交流が一層拡大し、地域住民等が主体となった新たな活動の造成など、幸福感を持っていきいきと暮らすことのできる地域づくりが進んでいます。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 豊かに暮らし続けられる南部地域づくり

- ・南部地域を離れた学生や若者を対象として、地域住民等との交流を深めながら地域課題解決を行う取組や、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうツアーを実施しました(参加者 33 名)。
- ・地域産業の活力向上に向けて、南部地域における副業、兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方の確立をめざすとともに、第一次産業の繁忙期の人手不足を補うため、スポットワークの利用促進に向けた実証事業に取り組みました(求人数 141 人、応募者 114 人)。
- ・南部地域の市町、有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、各種取組にかかる情報の共有や課題解決に向けた検討・協議等を行うとともに、南部地域活性化基金により複数市町が連携した若者の定着・人口還流に向けた取組等を支援しました(7取組)。

② 地域住民のチャレンジによる地域の活力向上

- ・地域活力の維持・向上のため、みかんや柿の収穫など農林水産業のお手伝いをきっかけにした地域との関係づくりに取り組むとともに、地域で活躍する人びとが地域や世代の垣根を超えて人的ネットワークを形成するための連続講座を開催しました(収穫体験参加者 271 名、連続講座18回開催)。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
南部地域における若者の定住率						①	
—	55.9%	55.9%	55.9%	55.9%	未確定	55.9%	未確定
55.9%	54.8%	52.9%	51.2%	未確定		—	
地域住民等が主体となった地域への誇りにつながる新たな活動件数 （累計）						②	
—	13 件	39 件	65 件	104 件	120.8%	150 件	a
—	18 件	47 件	80 件	109 件		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 豊かに暮らし続けられる南部地域づくり ・南部地域においては、若者世代の人口流出が大きな課題となっています。このため、地域の声を把握しながら、若者が「住み続けたい」と思える地域づくりや地域への愛着・誇りの醸成に取り組めます。また、若者をはじめ人びとが「戻りたい」「移住したい」と感じる地域づくり、地域との関係性の継続に取り組めます。 ・第一次産業などの地域産業の活力を向上させる必要があります。このため、農林水産業を支える人材の確保や副業、兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方の促進に向けて取り組めます。 ・南部地域の課題を解決するために、市町と県が緊密に連携し効果的な取組を実施する必要があります。このため、県が引き続きコーディネート機能を果たし、南部地域の市町、有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、各種取組にかかる情報の共有や課題解決に向けた検討・協議等を行うとともに、南部地域活性化基金により複数市町が連携した取組を支援します。 ② 地域住民のチャレンジによる地域の活力向上 ・地域コミュニティ活動の担い手不足が課題となっています。このため、南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出や、南部地域を内外から支える人づくり(地域づくり人材ネットワークの強化と関係人口の深化・拡大)に取り組めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	85	48	85	97	55
概算人件費	44	53	54	55	—
(配置人員)	(5 人)	(6 人)	(6 人)	(6 人)	—

施策9-4 東紀州地域の活性化

(主担当部局：地域連携・交通部南部地域振興局)

施策の目標

(めざす姿)

地域の活力を向上させるため、多くの人びとが熊野古道伊勢路を訪れ、豊かな自然や食など、東紀州地域ならではの資源に魅力を感じ、地域に滞在しながらさまざまなスポットで観光や体験型プログラム、食、地域産品などを楽しむための仕掛けづくりが進んでいます。

また、世界遺産の文化的価値が守られ、来訪者にも評価されるよう、熊野古道伊勢路の保全活動へ幅広い主体が参画し、十分な活動資金が確保された持続可能な体制が構築されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B (見込)	東紀州地域における観光消費額の伸び率及び熊野古道伊勢路の来訪者数は目標を下回りましたが、東紀州地域の特産品の販路拡大に向けた取組等によって商談会等での新たな成約件数が目標を上回るなど、地域の活力向上に向けた取組が順調に進んでいます。 また、熊野古道伊勢路の保全活動に参加した新たな担い手の人数については、目標を下回りましたが、幅広い主体が参画するなど、持続可能な保全体制の構築に向けた取組が進んでいます。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 地域資源を生かした持続可能な地域社会づくり

- ・登録DMOである一般社団法人東紀州地域振興公社が、東紀州地域の観光地域づくりの舵取り役として力を発揮し、地域が稼ぐ力を引き出すために必要な組織となるよう、運営基盤の確立に向けた取組を支援しました。
- ・地域の農林水産物を生かした産品のブランド化に向けて、東紀州地域の特産品の魅力をさらに磨き上げ、認知度向上につなげるため、第一次産業などの事業者に対して、商品やサービスの改良、販路拡大への支援を行いました(商談会等における新たな成約件数:25件)。
- ・熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報等を、継続的に国内外に向けて発信していくため、受入体制の充実やプロモーション等に取り組みました。

② 熊野古道の未来への継承と活用

- ・熊野古道伊勢路へのさらなる誘客を図るため、伊勢路の誘客プロモーションや、インバウンドを含めた受入環境整備に取り組みました(伊勢路保全活動支援:3市町、トイレ整備:1市、案内標識等整備:1市)。
- ・県立熊野古道センター開館以後のインバウンド増加等の社会環境変化をふまえ、令和9年度を目途に、常設展示のリニューアルオープンができるよう取組を進めました。
- ・熊野古道伊勢路の保全については、地域の保全体が中心となって取り組んでいますが、保全体会員の高齢化等による活動の担い手不足、参加者の固定化が課題となっているため、熊野古道協働会議における議論をふまえ、持続可能な保全体制の構築に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
東紀州地域における観光消費額の伸び率						①	
—	113	120	127	137	未確定	147 以上	未確定
100 (2年)	98	116	132	未確定		—	
商談会等における新たな成約件数(累計)						①	
—	40 件	60 件	80 件	100 件	178.6%	120 件	a
20 件	45 件	65 件	86 件	111 件		—	
熊野古道伊勢路の来訪者数						②	
—	270 千人	320 千人	390 千人	410 千人	83.2%	440 千人	c
246 千人	291 千人	305 千人	351 千人	341 千人		—	
熊野古道伊勢路の保全活動に参加した新たな担い手の人数(累計)						②	
—	300 人	500 人	900 人	1,400 人	68.8%	2,000 人	d
100 人	287 人	545 人	855 人	1,230 人		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 地域資源を生かした持続可能な地域社会づくり - 一般社団法人東紀州地域振興公社が、今後、東紀州地域の観光地域づくりの舵取り役としてさらに力を発揮し、地域が稼ぐ力を引き出すために必要な組織となることが求められています。このため、引き続き、運営基盤の確立に向けた取組を支援します。 - 地域の農林水産物を生かした製品のブランド化に向けて、東紀州地域の特産品の魅力をさらに磨き上げ、認知度向上につなげる必要があります。このため、引き続き、第一次産業などの事業者に対して、商品やサービスの改良、販路拡大への支援を行います。 - 熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報等を、継続的に国内外に向けて発信していく必要があります。このため、引き続き、受入体制の充実や効果的なプロモーション等に取り組めます。 ② 熊野古道の未来への継承と活用 - 熊野古道伊勢路へのさらなる誘客を図る必要があります。このため、第63回神宮式年遷宮や世界遺産登録30周年も見据えた伊勢路の魅力発信の強化や、伊勢路の来訪とあわせた地域の観光施設等への誘客、統一感のある案内標識の整備促進等に取り組めます。 - 県立熊野古道センターの常設展示について、令和8年度はコンテンツ制作等を実施し、令和9年度を目途にリニューアルオープンができるよう取組を進めます。 - 新たな担い手の確保に向けて、次世代を担う子どもたちやその家族等を対象に、保全体験や歴史・文化・自然を学習する機会の提供を行います。また、保全活動に必要な財源確保に向けて、新たな財源確保策の検討を進めるなど、持続可能な保全体制の構築に取り組めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	122	138	229	205	276
概算人件費	98	106	118	109	－
(配置人員)	(11 人)	(12 人)	(13 人)	(12 人)	－

施策 10-1 社会におけるDXの推進

(主担当部局：総務部デジタル推進局)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんや県内事業者等のDXに取り組もうとする機運が醸成されており、デジタルに関する知識やスキルを有した人材が増え、産業や暮らしなどさまざまな分野においてDXの取組が進んでいます。

また、革新的な技術やサービスの社会実装が進み、社会課題や地域課題の解決が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	さまざまな分野におけるDXの取組を支援するため、「みえDXセンター」での相談対応やセミナー、イベントの開催、事業者団体への訪問を通じたDXに取り組む機運醸成、国や市町と連携したデジタルデバйд*解消に取り組みました。 また、令和5年度に設置した「みえスタートアップ支援プラットフォーム」の参画機関の拡充や新たなワンストップ窓口設置、スタートアップの成長段階に応じた支援などの取組により新事業の創出が進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① さまざまな主体が取り組むDXの支援

- ・さまざまな分野におけるDXの取組を支援するため、「みえDXセンター」において、県内外のDXをけん引する専門家や企業と連携した相談支援(相談件数34件)を行いました。あわせて、県民の皆さんがDXを活用し具体的な課題を解決できるよう、実践的なワークを伴うセミナーを開催しました(参加者99名)。また、より幅広い主体に活用していただけるよう、業界団体に直接出向いて「みえDXセンター」の活動をPRし、認知度の向上にも取り組みました。
- ・「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DXの取組を推進しました。
- ・経営者の意識改革や業務担当者の知識・スキルの向上を目的とした研修や企業のDX導入支援を実施するなど、県内企業へのDX推進に取り組みました(参加者1,841名)。また、プログラミング講座の実施など、女性デジタル人材の育成にも取り組みました(受講者35名)。

② 革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出

- ・産学官金の89参画機関で構成される「みえスタートアップ支援プラットフォーム」では、スタートアップ等を対象に、交流会などのイベントを開催しました(参加者343名)。また、ワンストップ窓口を開設し、事業アイデアや資金調達などに関する相談に対応しました(相談件数72件)。
- ・事業計画の磨き上げや事業共創の伴走支援を行うとともに、新製品等の試作品改良などの支援に取り組みました(4社採択)。また、新たに県内で起業等の支援を行うインキュベーション施設整備の支援に取り組みました(2社採択)。さらに、首都圏の事業共創施設と連携し、県の魅力や課題を発信することで、県外からの起業人材の流入に取り組みました。

③ 空の移動革命の促進

- ・「みえ空モビリティ地域実装研究会」においては、商用運航に向けた課題解決と具体的なビジネスモデルの検討を行うとともに、県内企業の参入可能性調査も行いました。
- ・空飛ぶクルマに対する理解促進を図るため、啓発イベントを志摩市内で実施しました。(令和8年2月14日(土)・15日(日) 来場者数205名)。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
DXに取り組む県民の皆さんや県内事業者等への支援に対する貢献度						①	
—	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	100%	90.0%以上	a
90.0%	91.2%	91.2%	93.5%	93.6%		—	
DXや革新的な技術・サービスを活用した先進的な取組を行う事業者等への支援件数(累計)						②③	
—	39 件	52 件	65 件	78 件	100%	91 件	a
26 件	40 件	53 件	66 件	79 件		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① さまざまな主体が取り組むDXの支援 ・県民の皆さんや県内事業者等がDXに関心を持ち、課題解決に第一歩を踏み出せるよう、気運の醸成が必要です。このため、引き続き、「みえDXセンター」の積極的なPRを行うとともに、課題解決に向けた相談に対して、関係機関と連携して、適切な支援を行います。 ・「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」を着実に推進する必要があります。このため、各部局のDXの取組を支援するとともに、社会におけるデジタル技術の進展や、これまでの取組状況等をふまえ、次期計画の策定に取り組めます。 ・県内企業における生産性の向上及び業務効率化を進めるには、DXやAIの活用が課題となっています。このため、今後活用が不可欠なAIの利用を含む、スキル別の人材育成や企業への導入支援を行うとともに、女性を対象としたデジタルスキル習得講座により女性デジタル人材の育成に取り組めます。 ② 革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出 ・県内で事業共創のさらなる活性化を促進するには、県外の多様なスタートアップの活用が課題になっています。このため、県外スタートアップに三重県を新製品や新サービスの開発等の実証フィールドとして活用いただけるよう都市部の事業共創施設と連携し、ニーズ調査やマッチングの取組を行い試作品開発や実証実験等の支援に取り組めます。 ③ 空の移動革命の促進 ・将来の空飛ぶクルマのビジネスモデル構築を進めるには、採算性が課題となっています。このためには、今後は県内だけではなく、中部・近畿地方などより広域的な連携を進め、民間主導による取組の後押しを行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	64	48	90	114	125
概算人件費	89	88	91	91	—
(配置人員)	(10 人)	(10 人)	(10 人)	(10 人)	—

施策 10-2 行政サービスのDX推進

(主担当部局：総務部デジタル推進局)

施策の目標

(めざす姿)

スマートフォン等の利用を通じた行政手続のデジタル化が進むとともに、県や市町等が保有するデータを活用した政策立案やサービスが創出されることにより、県民の皆さんの利便性が向上しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	電子申請手続における各種証明書等の発行手数料に関する電子納付の普及に取り組むとともに、法令や条例等に基づく手続等のデジタル化に取り組みました。 また、県民の皆さんに身近な行政サービスを提供する市町のDXを促進するため、デジタル専門人材の派遣による課題解決やDX人材の育成に取り組むとともに、「自治体情報システムの標準化」の円滑な移行に向け、専門家による助言や最新動向に関するセミナーの開催など、市町の実情に応じたきめ細かな支援を行いました。 こうした取組により、各市町の行政サービスのデジタル化が進展し、県民の皆さんの利便性の向上を図ることができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① デジタル技術を活用した県民サービスの推進

- ・県民の皆さんの利便性の向上と事務処理の効率化を図るため、国の動向を注視しながら、法令や条例等に基づく行政手続のデジタル化に取り組むとともに、関係部局と連携して、行政手続の申請フォームや受付後の業務フロー等の改善や電子納付の拡充に取り組みました。
- ・県民や事業者向けサービスの向上を図るため、データ活用方針に基づき、食品営業許可施設などの県有データを公開したオープンデータの利用促進に取り組むとともに、データの収集や加工、分析等を行うデータ活用基盤を活用した耐熱陶器製造工程の最適化等の実証実験に取り組みました(3テーマ)。

② 市町DXの促進

- ・DXを推進する人材の育成やDXによる市町の課題解決を支援するため、市町向けの研修を開催するとともに、デジタル専門人材の派遣を実施しました。
- ・窓口対応の一層のデジタル化を推進するため、申請書を手書きせず、職員による聞き取りなどで手続を完結させることができる「書かない窓口」を導入する市町の拡大に取り組むとともに、自治体情報システムの標準化に向けた移行作業が本格化し、一部市町で運用が始まることから、課題解決に向けた専門家による助言などきめ細かな支援を行いました。
- ・県市町が連携し、スケールメリットを活かした費用節減や、調達事務の負荷軽減を図るため、新たなデジタルツールの共同調達に向けた検討会の運営支援などに取り組みました。
- ・マイナンバーカードの利活用シーンの広がりをふまえ、引き続き県民の皆さんに安心してマイナンバーカードを利用いただけるよう、国と連携した市町への相談支援を通じてマイナンバーカードの交付事務をサポートするとともに、マイナンバーカードの利便性の向上に向けて、活用事例を市町へ情報提供しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
デジタル化した県独自の行政手続の割合（年間受付件数100件以上の 手続のうちデジタル化の効果が期待できる75手続を対象）						①	
—	76%	92%	100%	100%	100%	100%	a
39%	76%	86. 2%	100%	100%		—	
市町 DX の促進に向けた市町との連携による取組数(累計)						②	
—	17 取組	27 取組	37 取組	57 取組	110%	67 取組	a
7 取組	18 取組	32 取組	47 取組	58 取組		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① デジタル技術を活用した県民サービスの推進 ・「行政手続デジタル化方針」の目標達成に向けて行政手続のデジタル化を進める必要があります。また、申請窓口を利用する方の利便性向上も図る必要があります。このため、引き続き、法令や条例等に基づくデジタル化が着手可能な行政手続について、デジタル化を進めるとともに、デジタル技術を活用した窓口業務の改善に取り組みます。 ・デジタル化した行政手続のサービス向上と事務処理の効率化をさらに進める必要があります。このため、関係部局と連携して電子納付のサービス内容の改善を進めるとともに、更新期限を迎える電子申請・届出システムの再構築に取り組みます。 ・行政サービスの向上を図るため、さらなるデータ活用の推進が求められています。このため、引き続き、データ活用基盤を利用した課題解決に向けた実証実験を行います。
② 市町DXの促進 ・DXによる市町の課題解決やデジタル人材育成をさらに進めることが必要です。このため、デジタル専門人材から構成される「DXタスクフォース」を新たに設置し、専門知識に基づく伴走支援を行います。 ・市町における行政サービスの利便性を高めることが必要となっています。このため、窓口対応のデジタル化を推進するフロントヤード改革に取り組む市町を支援するとともに、自治体情報システムの標準化におけるシステムの円滑な移行と、移行後の安定運用に向け、きめ細かに市町を支援します。 ・県市町が連携した、スケールメリットを活かした費用節減や、調達事務の負荷軽減が求められています。この実現を図るため、引き続き共同調達の拡充に取り組みます。 ・マイナンバーカードの利活用が広がる中、県民の皆さんに安心してマイナンバーカードを利用していただくことが必要です。このため、国と連携して市町の取組を引き続きサポートしていきます。

（参考）施策にかけたコスト （単位：百万円）

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	62	87	73	300	59
概算人件費	36	71	73	64	—
（配置人員）	（4人）	（8人）	（8人）	（7 人）	—

施策 11-1 道路・港湾整備の推進

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

高規格道路では、東海環状自動車道の全線開通や、新宮紀宝道路の開通のほか、直轄国道でも中勢バイパスが全線開通するなど、県内外を貫く南北軸が強化・延伸され、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

県管理道路では、磯部バイパスが完成するなど、地域間交流の促進や観光振興に向けた動きにつながるとともに、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活交通の円滑性の確保が進んでいます。

リニアによる交通革新や高速道路ネットワークの進展をふまえ、総合交通ターミナルの整備を賑わい・防災空間の創出とともに展開しています。

千葉県八街市の通学路の死傷事故をふまえた交通安全対策が全て完了するとともに、通学路交通安全プログラムに位置づけられた箇所も概成しています。また、区画線などの道路の着実な維持管理に取り組むとともに、AIを活用した交通観測体制の拡充により、県民の皆さんが安全で快適に道路を利用しています。

街並みに調和した景観や交通安全などの機能に応じた街路樹の剪定や花植え活動などにより、良好な空間が形成されるとともに、道路施設の脱炭素へ向けた持続的な管理も進んでいます。

港湾では、岸壁や航路等の着実な維持管理により安全な利用を確保するとともに、脱炭素化や船舶の大型化への対応、クルーズ船寄港誘致など港湾の利活用を促進する官民連携のプロジェクトが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	高規格道路の東海環状自動車道(養老IC～いなべIC)や熊野道路、直轄国道の北勢バイパスや鈴鹿四日市道路など、地域間交流や経済活動を支える幹線道路の整備が進みました。 地域間交流の促進や観光振興に向け、主要地方道鈴鹿環状線(磯山バイパスⅡ期工区)の開通など、アクセス道路の整備を着実に進めました。また、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活道路の円滑性の確保を着実に進めました。 近鉄四日市駅周辺において、バスタ事業の工事が進捗するとともに、津駅周辺において、歩道拡張に向けた方針を決定しました。 通学路交通安全プログラムに位置づけられた箇所の交通安全対策を着実に推進しました。また、区画線等の着実な維持管理に取り組むため、AIを活用した路面劣化検知システムの運用結果を検証し、剥離度Ⅱ以内の水準の確保に向けた運用方針の検討を進めました。 良好な道路空間の形成に向けて、街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、地域と協働した花植え活動等に取り組みました。また、道路施設の脱炭素化に向け、トンネル照明のLED化を進めました。 港湾施設の計画的な点検や老朽化対策を進め、安全な利用を確保しました。また、津松阪港と尾鷲港において、港湾脱炭素化推進計画に基づく照明のLED化に着手しました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況
基本事業名 ・令和7年度の主な取組
① 高規格道路および直轄国道の整備促進 ・東海環状自動車道の全線開通に向けた県境トンネル工事の推進をはじめ、熊野道路のトンネル貫通や紀勢自動車(4車線化)の工事着手等、高規格道路や直轄国道の整備が進捗しました。 ・鈴鹿亀山道路については、用地調査や橋梁予備設計等を進めました。また、名神名阪連絡道路については、機能や役割等をふまえ、関係機関と連携して計画の具体化に向けた有識者委員会等の取組を進めました。
② 県管理道路の整備推進 ・高速道路や国管理の国道を補完し地域間交流を促進する幹線道路ネットワークや、観光振興に向けたアクセス道路として、伊勢志摩連絡道路(国道167号(五知～白木)L=3.0km)等の整備を進めました。また、車両のすれ違いが困難な箇所解消等の地域ニーズへの的確な対応に向けた整備を進めました。
③ 交通拠点の機能強化 ・近鉄四日市駅周辺において、分散しているバスの乗降場を集約し、交通結節機能の強化を図るバスタ四日市の工事が進捗しました。 ・津駅周辺道路空間再編において、調査等で把握してきた特性や課題をふまえ、津駅周辺地区のめざす将来像を示した「津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)」が公表されました。また、県道の歩道拡張に向け、関係者と調整を進め、今後の方針を決定しました。
④ 交通安全対策の着実な推進 ・通学児童等歩行者の安全確保を図るため、通学路交通安全プログラムに基づく、道路通行空間の整備を進めました。
⑤ 適切な道路の維持管理 ・道路を安全に、安心して、快適に利用できるよう、老朽化が進行する舗装等の修繕や、剥離が進行する路面標示の引き直しを進めました。 ・地下占用物連絡会議において、道路管理者と地下占用事業者が道路陥没を防ぐ取組状況の共有等を行いました。 ・道路除草や雑草抑制対策について、地域の皆様の声を聴きながら、交通安全上支障となる箇所において重点的に進めました。
⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進 ・街路樹が持つ良好な景観形成の機能が発揮されるよう、街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動等を実施し、良好な道路空間の形成を進めました。 ・道路施設の脱炭素化を推進するため、トンネル照明のLED化を計画的に進めました。
⑦ 県管理港湾の機能充実 ・地域の産業・経済を支えるため、港湾施設の老朽化対策、地震対策、荷役機能の強化を進めました。 ・津松阪港新堀地区において、係留施設の改修が完了したほか、鳥羽港の耐震強化岸壁改修等を進めました。 ・港湾施設の脱炭素化を推進するため、津松阪港と尾鷲港において、港湾脱炭素化推進計画に基づく照明のLED化に着手しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通						①	
—	用地取得 完了	県境（三 重県側） トンネル 本体工事 着手	いなべ IC ～大安 IC 間 6.5km の開通	県境 トンネル 工事 推進中	達成	〈全線開通〉 県内 23.3km 全体 153km	a
〈県内〉 新四日市 JCT～大安 IC 間 7.8 k m	用地取得 完了	県境（三 重県側） トンネル 本体工事 着手	いなべ IC ～大安 IC 間 6.5km の開通	県境 トンネル 工事 推進中		—	
伊勢・志摩地域の交流を促進するネットワーク整備						②	
—	磯部 B P* 事業中 〔トンネル 工事中〕	磯部 B P 事業中 〔トンネル 工事完成〕	磯部 B P 開通 伊勢志摩 連絡道路 の全線開 通 (20km)	国道 167 号 (五知～白木) 道路改良 (3km) の 設計着手	達成	国道 167 号 (五知～白木) 道路改良 (3km) の 設計推進	a
磯部 B P 事業中 第 2 伊勢 道路/鵜方 磯部 B P 供用済	磯部 B P 事業中 〔トンネル 工事中〕	磯部 B P 事業中 〔トンネル 工事完成〕	磯部 B P 開通 伊勢志摩 連絡道路 の全線開 通 (20km)	国道 167 号 (五知～白木) 道路改良 (3km) の 設計着手		—	
リニアをふまえた総合交通ターミナルの整備						③	
—	近鉄四日 市・津駅 での社会 実験の実 施	近鉄四日 市駅での 社会実験 の実施／ 津駅周辺 における 整備方針 の具体化 に着手	近鉄四日 市周辺で のバスタ 事業工事 着手／ 津駅周辺 道路空間 における 歩道拡張 に向けた 設計に着 手	近鉄四日 市周辺で のバスタ 事業工事 推進中／ 津駅周辺 基盤整備 の方向性 に合わせ た歩道拡 張案の確 定	概ね達成	県内の総 合交通ターミナル 計画の策 定および 近鉄四日 市・津駅 での整備 推進	b
近鉄四日市 駅周辺での 事業着手/ 津駅周辺で の整備方針 の策定	社会実験 を実施	社会実験 を実施／ 整備方針 の具体化 に着手	工事着手 ／設計着 手	工事推進 ／歩道拡 張に向け た方針の 決定		—	

危険な通学路の交通安全対策が完了した割合						④	
—	94% (215箇所 /228箇所)	96% (220箇所 /228箇所)	通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施 (17箇所)	通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施 (7箇所)	100%	通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施	a
30% (69箇所 /228箇所)	93% (212箇所 /228箇所)	100% (228箇所 /228箇所)	100% (17箇所 /17箇所)	100% (7箇所 /7箇所)		—	
道路区画線の引き直し						⑤	
—	高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAⅠを用いた路面劣化検知システムの試験運用	高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAⅠを用いた路面劣化検知システムの運用開始	モニタリング調査および路面劣化検知システムの運用結果を検証、剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の検討開始	モニタリング調査および路面劣化検知システムの運用結果を検証、剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の策定	達成	剥離度Ⅱ以内の水準の維持および白線の高耐久化	a
剥離度Ⅱ以内の水準の維持	モニタリング調査を実施。システムの試験運用開始	モニタリング調査を実施。システムの運用開始	モニタリング調査を実施。システムの運用結果を検証。剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の検討を開始	モニタリング調査および路面劣化検知システムの運用結果を検証、剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の策定		—	
トンネル照明のLED化によるCO2排出量の削減割合						⑥	
—	30%削減 (CO ₂ 排出量 1,100t/年)	32%削減 (CO ₂ 排出量 1,080t/年)	34%削減 (CO ₂ 排出量 1,060t/年)	37%削減 (CO ₂ 排出量 1,013t/年)	100%	40%削減 (CO ₂ 排出量 950t/年)	a
28%削減 (CO ₂ 排出量 1,150t/年)	31%削減 (CO ₂ 排出量 1,095t/年)	33%削減 (CO ₂ 排出量 1,072t/年)	34%削減 (CO ₂ 排出量 1,058t/年)	37%削減 (CO ₂ 排出量 1,013t/年)		—	

県民の皆さんとともに進める緑化活動の参加人数(累計)						⑥	
—	4, 400 人	8, 900 人	13, 500 人	18, 200 人	125. 2%	23, 000 人	a
—	5, 682 人	10, 103 人	15, 327 人	18, 926 人		—	
重要港湾の脱炭素化に関する計画の作成						⑦	
—	関係者調整	C N P 形成計画作成に着手	港湾脱炭素化推進計画（C N P 形成計画）作成	C N P 形成計画に基づく事業に一部着手	達成	C N P 形成計画に基づく事業に一部着手	a
—	ヒアリング調査実施取組方針の整理	C N P 形成計画作成に着手	港湾脱炭素化推進計画（C N P 形成計画）作成、公表	C N P 形成計画に基づく事業に一部着手		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 高規格道路および直轄国道の整備促進

・高規格道路および直轄国道は人流、物流の円滑化や活性化によって生産性向上や元気な地域づくりを支えるとともに、災害時には「命の道」として重要な役割を果たすことから、早期に整備する必要があります。このため、高規格道路の東海環状自動車道(養老IC～いなべIC)や熊野道路、直轄国道の北勢バイパスや鈴鹿四日市道路などの整備促進に向けた取組を進めます。また、鈴鹿亀山道路の整備推進や名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。

② 県管理道路の整備推進

・県管理道路では慢性的な渋滞の発生や安全・安心かつ円滑な通行の確保だけでなく、激甚化・頻発化する自然災害への備え等、多くの課題があります。そのため、引き続き、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、待避所の設置等の早期に事業効果を発現できる柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めます。

③ 交通拠点の機能強化

・近鉄四日市駅周辺において、分散するバスの乗降場を集約し交通結節機能を強化することで、利用者の乗換利便性を改善することが求められています。そのため、関係者が連携してバスタ四日市の整備が促進されるよう取組を進めます。

・県都の顔となる津駅周辺において、道路空間の再編による賑わいの創出や交通結節点の強化等による公共交通の利便性の向上が求められています。そのため、関係機関と協働しながら、「津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)」に基づき取組を進めます。

・リニア中央新幹線の開業効果を広域に波及させるため、交通拠点における利便性向上が求められています。そのため、高速道路ネットワーク等の進展を踏まえ、交通拠点のアクセス向上に必要な道路ネットワークについて検討を進めます。

④ 交通安全対策の着実な推進

・通学児童等の安全確保が全国的な課題となっています。そのため、引き続き、通学児童等歩行者の安全確保を図るため、スピード感を持って道路通行空間の整備等、交通安全対策を進めます。

⑤ 適切な道路の維持管理

・道路舗装の老朽化による路面破損は、車両の損傷や路面標示の不明瞭化を引き起こし、交通事故の原因となることが課題です。そのため、道路の安全・安心・快適な利用を確保するため、

老朽化した道路舗装の修繕や、剥離した路面標示の引き直しを進めます。

- ・道路の雑草は、運転者や歩行者の見通しを悪くして交通事故を引き起こす可能性を高めるなど交通安全上の課題となっています。そのため、交通安全上、支障となる箇所の道路除草や雑草抑制対策を重点的に行うとともに、さまざまな工夫や新たな取組を地域の皆様の声を聴きながら進めます。

⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進

- ・街路樹には良好な景観形成の機能が求められています。そのため、街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動等を実施し、良好な道路空間の形成を進めます。
- ・道路分野において脱炭素化の推進が求められています。そのため、三重県道路脱炭素化推進計画に基づいて、トンネル照明のLED化を計画的に実施します。

⑦ 県管理港湾の機能充実

- ・地域の産業・経済を支えるため、港湾施設の地震対策、荷役機能の強化が求められています。そのため、耐震強化岸壁改修(鳥羽港)、防波堤改良(宇治山田港)等の取組を継続し、防波堤改良(長島港)等の事業に着手します。
- ・港湾において脱炭素化の推進が求められています。そのため、港湾脱炭素化推進計画に基づいて照明のLED化を推進します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	40,264	37,610	40,994	36,172	50,506
概算人件費	2,670	2,638	2,776	2,746	—
(配置人員)	(300人)	(299人)	(306人)	(302人)	—

施策 11-2 公共交通の確保・充実

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な公共交通の確保・充実に向けて、県内各市町で地域公共交通計画の策定が進み、地域の実情に応じた交通に関する方向性が整理され、多様な輸送資源を活用することなどにより、新たな移動手段の確保が進んでいます。

また、リニア三重県駅の設置による効果を県内全域に波及させるよう、リニア三重県駅と地域を結ぶ県内広域交通網の整備促進について、関係機関との検討が進むとともに、リニア三重県駅を核とした地域づくり等、将来像についての方向性をとりまとめています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	人口減少に伴う移動需要の縮小や運転士不足など、地域公共交通が厳しい環境に置かれる中、鉄道やバス路線の維持・活性化に向けた利用促進や、移動手段がない、または利用しづらいなどの課題を抱える地域、いわゆる「交通空白」における移動手段の確保に取り組む市町への支援など、持続可能な公共交通の確保・充実に向けた取組が進んでいます。 また、「三重県リニア基本戦略」の行動計画となる「みえリニア戦略プラン(仮称)」の策定に取り組むことで、市町や経済団体等の関係機関とともに、リニア開業効果を県全体へ波及・発展させるための具体的な施策や事業の検討が進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保

- ・国(中部運輸局)とともに市町を直接訪問する合同施策検討会の開催(5市町)や、住民の移動手段確保のため多様な取組を進める市町への財政支援など、市町が実施する地域内交通ネットワークの構築・強化に向けた取組を支援しました。
- ・複数市町をまたぐ地域間幹線バスについて、国と協調して運行経費等に対する支援を行うとともに、地域鉄道等が安全確保のために実施する設備整備に対し、国や沿線市町と協調して支援しました。
- ・沿線市町や関係府県と連携した協議会等での活動を通じ、在来線や地域鉄道の利用促進、国や鉄道事業者への要望活動に取り組みました。特に全線開通90周年を迎えたJR名松線については、記念イベントの開催に合わせて路線や沿線の魅力を広く情報発信しました。また、JR関西本線(亀山～加茂間)の活性化を図るため、沿線市やJR西日本と連携して観光列車「はなあかり」を実証運行しました。
- ・バス運転士の確保に向け、交通事業者と連携して大都市圏でのバス運転士就職イベントに出展しました。また、交通事業者の二種免許取得費用や誰もが働きやすい職場づくり、市町の自動運転導入に向けた取組に対して支援を行いました。

② リニア開業時の県内広域交通網の確保・充実に向けた取組の推進

- ・県内ルート・駅位置の早期確定および一日も早い全線開業に向け、JR東海や国土交通省へ要望を行うとともに、「リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議」等を通じて、沿線自

治体等と連携・協力を図りながら、名古屋以西についての検討を加速させるための取組を進めました。

・「三重県リニア基本戦略」が示す「めざす三重の姿」の実現に向け、リニア開業効果を県全体へ波及・発展させる具体的な施策や事業への展開を図るため、行動計画となる「みえリニア戦略プラン(仮称)」の策定を進めました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
地域公共交通の利用促進に向けて新たに取り組んだ件数(累計)							①
—	2 件	3 件	7 件	9 件	150. 0%	11 件	a
—	2 件	5 件	7 件	10 件		—	
新たな移動手段の確保に向けて取り組んだ件数(累計)							①
—	2 件	4 件	12 件	40 件	162. 5%	56 件	a
—	3 件	8 件	24 件	50 件		—	
リニア効果の県内波及に向けた取組							②
—	・ 駅 候 補 地 の 評 価、 検 討 ・ 県 同 盟 会 と し て の 駅 位 置 選 定、J R へ の 要 望	・ 環 境 影 響 評 価 開 始 駅 位 置 に つ い て の 市 町 と の 合 意 形 成	み え リ ニ ア 戦 略 プ ラ ン（ 仮 称 ） の 検 討	・ 駅 を 核 と し た 地 域 づ く り の 検 討 （ 県 内 市 町 他 ） ・ 二 次 交 通 の 検 討 （ 各 部 局 、 関 係 機 関 ）	達成	リニアを 活用した 将来像に ついての 方向性の 取りまと め	a
・ 県内駅候補 市町の決定 ・ 亀山市から の駅候補地 域の提案	・ 評 価 結 果 を 県 同 盟 会 へ 報 告 ・ 県 同 盟 会 で の 決 議 を 受 け、J R 東 海 へ 駅 候 補 地 の 要 望 を 実 施	・ 環 境 影 響 評 価 に 着 手 ・ 全 市 町 と 意 見 交 換 を 複 数 回 実 施	み え リ ニ ア 戦 略 プ ラ ン（ 仮 称 ） 中 間 報 告 の 取 り ま と め	全市町、 庁内関係 部局、関 係機関等 で構成さ れる「み えリニア 戦略プラン（仮 称）検討 委員会」 を開催		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保

・公共交通の利用促進を図りつつ、交通空白において、通学や通院、買い物などの日常生活に不

可欠な移動手段を確保する必要があります。そのため、既存の交通事業者と共存できる新たな公共ライドシェアモデルの構築に向けた実証に取り組みます。また、交通政策部門の組織体制や人材が十分でない市町もあることから、公共交通の乗降データや人流データなどのモビリティデータの活用に係るノウハウ共有や、人材育成に向けた実践的な講座の開設に取り組みます。あわせて、地域の課題把握から実情に応じた移動手段の定着まで切れ目なくワンストップで支援できる体制の構築により、伴走支援を強化します。

- ・利用者の減少や設備の老朽化に伴う経費負担の増加等により、交通事業者の経営環境は厳しい状況にあります。こうした中、複数市町をまたぐバス路線や鉄道を維持するため、地域間幹線バスの運行や地域鉄道の設備整備などを行う事業者に対し支援します。
- ・在来線や地域鉄道の維持・活性化に向け、利用促進や利便性向上を図る必要があります。そのため、関係機関が連携した協議会等の活動を通じて取り組むとともに、国や鉄道事業者への要望活動を行います。JR関西本線については、引き続き関西方面からの誘客・利用促進を進めるとともに、沿線住民のマイレール意識の醸成につながる取組を沿線市と連携して実施します。
- ・深刻化する運転士不足によって旅客運送サービスの供給に制約が生じており、特にバス運転士不足は、路線の廃止や減便に繋がっています。そのため、ターゲットを絞ったバス運転士体験会を県として初めて開催するとともに、バス運転士就職イベントに出展するなど、交通事業者と連携した運転士確保の取組を実施します。また、交通事業者の二種免許取得費用や誰もが働きやすい職場づくり、市町の自動運転導入に向けた取組に対して支援を行います。

② リニア開業時の県内広域交通網の確保・充実にに向けた取組の推進

- ・リニアの早期全線整備を実現し、本県の発展につなげていく必要があります。そのため、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会等の活動を通じて、ルート・駅位置の早期確定や一日も早い全線開業に向けた取組を実施します。あわせて、県民の皆さんからリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、沿線自治体等と連携して機運醸成に取り組みます。
- ・リニア開業効果を県内全域に波及させるため、リニアを活用した将来像についての方向性を取りまとめる必要があります。そのため、令和8年度内の「みえリニア戦略プラン(仮称)」の策定に向けて検討を進めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	1,166	1,196	1,214	2,408	1,706
概算人件費	80	97	118	109	—
(配置人員)	(9人)	(11人)	(13人)	(12人)	—

施策 11-3 安全で快適な住まいまちづくり

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

令和2(2020)年度策定の都市計画区域マスタープラン*に基づき、市町が策定した立地適正化計画等により、都市機能・居住機能の誘導や災害リスクが高いエリアの土地利用規制が行われ、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりが進んでいます。また緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策が進むとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりが広がっています。

熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などワーケーション*の推進に必要な公園整備やダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)における Park-PFI 手法*などを活用した公園整備が進み、新たな賑わいを創出する場が整備されています。

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底、適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地が確保されています。また、住宅・建築物の耐震化の促進により、地震災害に対するまちの安全性が向上しています。

空き家の活用や危険空き家の除却が促進され、空き家の増加が抑制されています。また、県営住宅の計画的な改修や民間賃貸住宅の確保により高齢者や子育て世帯等の居住支援体制の充実が進んでいます。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅が普及しています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	市町の立地適正化計画策定やコンパクトなまちづくりに資する事業の取組の必要性について、勉強会等を通して周知・啓発を行うことで、コンパクトで賑わいのあるまちづくりに向けた取組が進みました。また、防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化を推進しました。さらに、花とみどりの三重づくり基本計画に基づき、花とみどりの活用が促進されるよう普及啓発に取り組むとともに、市町との連携を深めるための会議を開催し、市町が企画する県産花きの消費拡大に寄与するイベント等への支援を行いました。 新たな賑わいを創出する場の整備をめざし、大仏山公園では、公園のリニューアル事業の実施設計を行い、工事に着手しました。 建築物の検査や維持保全への取組、開発行為の許認可等を適確に行うことで、安全・安心な建築物および宅地が確保されました。また、能登半島地震を踏まえ、耐震改修にかかる補助制度の拡充等を行ったことにより、耐震改修等の件数が大幅に増加し、住宅・建築物の耐震化が促進され、地震災害に対する安全性が向上しました。 空き家の活用や危険な空き家の除却への補助制度のある市町に対して支援を行うことで、空き家の増加が抑制されました。 県営住宅の計画的な改修を行う等、高齢者や子育て世帯等への居住支援を推進しました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

- ・市町の立地適正化計画策定やまちづくり関連事業への取組支援のため、市町へ国の制度や先進事例の情報提供を行うとともに、計画策定や事業化に向けた市町との個別相談を実施しました。
- ・まちづくりを推進するうえでの防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化に5路線で取り組みました。また、三重県無電柱化推進計画について、国の動向を注視しながら、次期計画策定に向けた準備を進めました。
- ・花とみどりの三重づくり基本計画に基づき、市町、県民および事業者を対象に花とみどりの活用についての普及啓発に取り組むとともに、市町との連携を深めるための会議を開催し、県産花きの消費拡大に寄与するイベント等への支援を行いました。

② 都市基盤整備の推進

- ・熊野灘臨海公園のプールの跡地を緊急時の避難場所となる高台広場として整備するため、プールの撤去工事を行いました。
- ・大仏山公園では、野球場の改修のほか、子どもや子育て世帯の目線に立った公園として整備するため、公園のリニューアル事業の実施設計を行い、工事に着手しました。
- ・県庁前公園では、防災機能を兼ね備えた公園へのリニューアル事業を進めました。
- ・ダイセーフオレストパーク(鈴鹿青少年の森)内において、「ミジュマル」をメインモチーフとした「ミジュマル公園inすずか」を開園しました。また、更なる賑わいの創出のため、F1 開催にあわせてキッチンカー等のイベントを行いました。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めました。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組みしました。
- ・能登半島地震を踏まえ、耐震改修にかかる補助制度の拡充等を行い、住宅・建築物の耐震化を促進しました。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・活用可能な空き家の改修や危険な空き家の除却に対する支援を行うとともに、空き家の適正管理等に関するセミナーを開催しました。
- ・県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改修を進めました。
- ・高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を推進するため、相談会の開催や支援制度の周知に取り組みしました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組む市町の割合						①	
—	40% (10 市町 ／25 市町)	44% (11 市町 ／25 市町)	48% (12 市町 ／25 市町)	52% (13 市町 ／25 市町)	100%	64% (16 市町 ／25 市町)	a
32% (8 市町 ／25 市町)	40% (10 市町 ／25 市町)	44% (11 市町 ／25 市町)	48% (12 市町 ／25 市町)	52% (13 市町 ／25 市町)		—	
多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数						②	
—	3 公園	4 公園	5 公園	5 公園	100%	5 公園	a
2 公園	4 公園	4 公園	5 公園	5 公園		—	
県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)						③	
—	600 戸	1, 200 戸	2, 100 戸	3, 100 戸	127. 7%	4, 200 戸	a
—	719 戸	1, 470 戸	2, 306 戸	3, 320 戸		—	
県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合						④	
—	62% (18 市町 ／29 市町)	68% (20 市町 ／29 市町)	72% (21 市町 ／29 市町)	79% (23 市町 ／29 市町)	103. 8%	82% (24 市町 ／29 市町)	a
58% (17 市町 ／29 市町)	68% (20 市町 ／29 市町)	68% (20 市町 ／29 市町)	76% (22 市町 ／29 市町)	82% (24 市町 ／29 市町)		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進 ・コンパクトで賑わいのあるまちづくりの必要性について、これまでの研修会等で市町の理解が深まりつつあるものの、約半数の市町で立地適正化計画の策定に至っていません。そのため、市町の立地適正化計画制度へのさらなる理解を促進すべく、個別相談等の機会を通じて各市町の課題を共有し、情報提供や助言など丁寧な支援を進めます。 ・まちづくりを推進するうえでは、防災・減災対策が求められています。そのため、引き続き緊急輸送道路における電線類の地中化に取り組みます。また、次期三重県無電柱化推進計画の策定をめざします。 ・花とみどりの三重づくり条例策定から間もないため、条例に関する県民へのさらなる普及啓発が必要です。そのため、花とみどりの三重づくり基本計画に基づき、市町、県民および事業者等において花とみどりの活用についての普及啓発を行うとともに、市町への支援に引き続き取り組みます。 ② 都市基盤整備の推進 ・都市基盤整備においては、安全で快適な生活環境の創造が重要です。そのため、熊野灘臨海公園では、プールの跡地を避難場所となる高台広場として整備するためのプール関連施設の撤去を進めます。また、大仏山公園では、野球場の改修のほか、子どもや子育て世帯の目線に立った公園となるようリニューアル事業の工事を引き続き進め、令和8年度は芝そりゲレンデの

完成をめざします。さらに、県庁前公園においても、防災機能を兼ね備えた公園としてリニューアルします。加えて、ダイセーフォレストパークにおいて、暑熱、寒さ対策を踏まえた施設整備に着手します。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・建築基準法等の法令に違反して建てられた建築物により、地震や火災発生時に居住者や近隣住民に危険が及ぶ可能性があることから、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。そのため、建築基準法等に基づく許認可において、適確な指導・助言等を行います。
- ・住宅・建築物の倒壊による県民の生命・身体及び財産への被害を防ぐとともに、避難・救命活動や復旧・復興活動に支障が生じないよう、地震災害等に対するまちの安全性を確保することが課題となっています。そのため、住宅・建築物の耐震化等の取組を進めます。特に、木造住宅の耐震化については、耐震化の重要性を県民に広く周知、啓発を行うとともに、住まいの安全を確保するため、引き続き、市町と連携して耐震改修の促進に取り組みます。
- ・確認申請時の概要等が記載された建築計画概要書の閲覧等について、閲覧者や対応する職員の負担が大きいことや古い建築計画概要書が劣化して確認ができなくなる等の課題があります。この課題の解決に向けて、建築計画概要書の電子データ化を行い、現在利用している台帳システムと連携する地図情報システムに紐付けることにより、インターネットでの閲覧が可能な環境を整えます。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・国が令和8年3月に住生活基本計画(全国計画)を見直したことを受け、本県においても計画の見直しが必要です。そのため、住宅政策の目標や施策等を定める「三重県住生活基本計画」を見直すとともに、これをふまえ、「三重県公営住宅等長寿命化計画」の改定を行います。
- ・空き家の増加により、周囲の住環境への悪影響や防犯・防災上の問題が生じており、適切な管理と有効活用を図ることが課題となっています。そのため、市町が実施する空き家対策の支援等を行います。
- ・人口減少対策として、移住者の住まいの確保が課題となっています。そのため、移住者のための空き家の利活用にかかる市町の取組を支援するとともに、県営住宅の空き住戸の活用を行います。
- ・高齢者や子育て世帯等の住宅確保要配慮者については、年齢や世帯の状況に応じた適切な住まいの確保が困難となっており、居住の安定確保に向けた支援の充実が必要です。そのため、住宅確保要配慮者への支援制度の周知等の取組を進めるとともに、県営住宅の計画的な改修とニーズに応じた整備を行います。
- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの排出削減が求められています。そのため、市町と連携してZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)*の促進に取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	3,528	3,692	3,167	3,272	6,368
概算人件費	1,192	1,182	1,170	1,155	—
(配置人員)	(134人)	(134人)	(129人)	(127人)	—

施策 11－4 水の安定供給と土地の適正な利用

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

将来にわたって安定的な水源が確保され、安全で安心な水を使用できるよう市町、関係機関等と連携した供給体制が確保されています。

また、災害に備えた強靱な県土を次世代に引き継いでいくため、地籍調査などの取組が着実に進み、計画的かつ適正な土地の利用および管理が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	市町、関係機関と連携した水道基幹管路の耐震化および県が所有する水道事業にかかる浄水場等の耐震化を計画的に実施し、安全で安心な水の供給体制の確保に向けた取組が進んでいます。 また、既存測量成果を活用した効率的な手法による地籍調査の取組が進むなど、計画的かつ適正な土地の利用および管理が進んでいます。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 水資源の確保と水の安全・安定供給

- ・市町等の水道施設整備については、社会資本整備総合交付金等を活用して主要施設の整備や耐震化等を促進しました(交付金事業:企業庁および12市町21事業)。
- ・県内の市町水道事業者等を構成員とする県水道事業基盤強化協議会等を開催し、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、「三重県水道広域化推進プラン」に基づき基盤強化につながる広域化取組の具体化に向けたシミュレーションを実施しました。
- ・県が供給する水道用水、工業用水については、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に推進するとともに、適切な維持管理に取り組みました。

② 適正な土地の利用および管理

- ・地籍調査については、令和6年度に設置した「三重県地籍調査推進検討会(座長:副知事)」の取組方針に基づき、被災想定区域など、優先的に調査を進める区域に重点を置き取り組みました。また、民間事業者等を活用した包括委託の促進を図り市町の負担を軽減することや、地籍調査に関する豊富な知識を有する実務経験者等を活用した地域連絡会議を開催するなどの技術的支援を行うことで、市町の課題である実施体制の強化に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
基幹管路の耐震適合率						①	
—	42.8%	43.5%	44.1%	44.7%	100.0%	45.2%	a
42.0%	42.9%	43.5%	44.0%	44.7%		—	
浄水場の耐震化率						①	
—	91.8%	95.9%	95.9%	100%	100.0%	100%	a
91.8%	91.8%	95.9%	95.9%	100%		—	
新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合						②	
—	20.0% （4市町 ／20市町）	40.0% （8市町 ／20市町）	60.0% （12市町 ／20市町）	80.0% （16市町 ／20市町）	106.3%	100% （20市町 ／20市町）	a
—	20.0% （4市町 ／20市町）	50.0% （10市町 ／20市町）	70.0% （14市町 ／20市町）	85.0% （17市町 ／20市町）		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 水資源の確保と水の安全・安定供給 ・県内の水道事業については、災害拠点病院・避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震適合率が全国平均と比較して低い状況です。そのため、引き続き、社会資本整備総合交付金等を活用して、施設整備や耐震化等の機能強化を促進し、適合率の向上に努めます。 ・人口減少など社会情勢が変化する中で、将来にわたり県内水道事業者が持続可能な事業運営を行う必要があります。そのため、広域化シミュレーション結果を共有し、市町とともに水道事業基盤強化の取組を進めていきます。 ・水道用水、工業用水を安全かつ安定的に供給する必要があります。そのため、引き続き、管路等の耐震化および老朽化対策などを実施するとともに、適切な維持管理に取り組みます。 ② 適正な土地の利用および管理 ・災害復旧の迅速化や土地の有効活用等の観点から、引き続き、着実に地籍調査の取組を進める必要があります。そのため、「三重県地籍調査推進検討会」の取組方針に基づき、被災想定区域など優先的に進める地域において、市町の調査が計画的に進むよう取り組みます。また、民間事業者等を活用した包括委託の促進を図り市町の負担を軽減することや、地域連絡会議の場において、新制度や新技術の活用などについての情報提供や意見交換を行うなど、市町の課題である実施体制の強化に取り組みます。さらに、地籍調査を休止している市町には、必要性や効果を説明し、事業実施に向けた働きかけを行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	23,267	22,715	25,115	33,888	33,543
概算人件費	1,557	1,579	1,606	1,646	－
(配置人員)	(175 人)	(179 人)	(177 人)	(181 人)	－

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	さまざまな主体と連携した人権啓発イベントの実施や人権講座の開催、県民参加型の啓発事業等により、数値目標を達成し、幅広い層に啓発を実施することができました。 相談体制については、引き続き弁護士や臨床心理士をアドバイザーとして配置し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、さまざまな相談に対し状況に応じた的確に対応しました。また、相談員の資質向上を図るため研修を実施するなど相談体制の充実を図りました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県人権センターでのパネル展示や、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しました。
- ・SNSの普及に伴い、インターネット上の人権侵害が深刻な社会問題となっていることから、SNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんが自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるよう、啓発動画作品を募集し、優秀作品をSNS等に掲載しました。
- ・学習会や講演会等に一度も参加したことのない方に参加してもらえよう、社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会に講師を派遣しました(派遣回数:25回)。
- ・県人権センターについては、人権啓発の拠点施設としての機能強化を図るため、常設展示室のリニューアルに向け、基本計画を策定しました。
- ・現在も根強く残る部落差別の解消に向け、「部落差別解消条例(仮称)」の検討に着手しました。

② 人権教育の推進

- ・令和5年に県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行うという事案が発生したことを受け、教職員の部落問題に関する認識の深化や、対話を位置づけた研修の必要性から、昨年度に引き続き人権問題に関する認識を深める校内研修を全公立学校で実施しました。また、部落問題に関わる学習の進め方や、子どもの理解に必要な視点、学級集団づくりの手法等、教育内容に関する校内研修の活性化を図るため、集合研修で活用できる動画等の研修資料を作成しました。さらに、経験や職種に応じた法定・必修研修の内容を見直し、人権教育についての基本的な考え方や知識、資料の活用等について系統的に学ぶ機会をすべての研修に設けました。
- ・子どもたちの自尊感情を高め、人権尊重の社会をつくる主体者を育成するため、子どもたちが

自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、家庭・地域と連携した人権教育の活動を推進しました。 ・「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会をつくり、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、『人権が尊重される三重』をつくることもサミットを開催しました。 ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動ができる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行いました。また、個別的な人権問題について、子どもたちがさまざまな場面で理解と関心を深められるよう、多様な教科領域での学習方法等を紹介する「個別的な人権問題に関する学習促進資料Ⅱ」を作成しました。 ・「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、「人権教育ガイドライン」(令和6年度作成)の内容をもとに、自らの権利について学ぶ取組の必要性や、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を周知しました。
③ 人権擁護の推進 ・県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催しました。また、臨床心理士によるケース検討会を実施するなど、資質向上に取り組みました。 ・県人権センターにアドバイザー(弁護士・臨床心理士)を配置し、専門的な知識を必要とする人権相談にも対応しました。 ・インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見するためネットモニタリング事業を実施し、可能なものは削除要請を行いました。また、SNSでネット利用者に直接働きかける広告により、差別的な書き込みの未然防止の取組を行いました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数						①	
—	40,400人	41,800人	43,200人	44,600人	100.7%	46,000人	a
39,312人	38,754人	45,920人	44,195人	44,922人		—	
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合						②	
—	89.5%	92.1%	94.7%	97.3%	97.0%	100%	b
86.9%	93.1%	94.1%	94.0%	94.4%		—	
人権に係る相談体制の充実に向けた取組						③	
—	相談体制の 充実に向けた検討	相談体制 の充実	相談体制 の充実	相談体制 の充実	達成	相談体制 の充実	a
相談体制の 確保	相談体制の 構築	相談体制 の充実	相談体制 の充実	相談体制 の充実		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、テレビ・ラジオでのスポット放送や人権問題について理解を促す講演会を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」等、効果的な手法や開催方法を工夫し、人権啓発の推進に取り組めます。
- ・県だけでなくさまざまな主体が連携・協働する取組等により人権が尊重される社会の実現をめざしていきます。そこで、地域の団体やNPO等が主催する学習会へ講師を派遣し、さまざまな主体による取組を促進します。
- ・人権センターは開館後 30 年が経過し、施設の老朽化対策を行うとともに、常設展示室の展示内容の見直しが必要となっています。このため、常設展示室基本計画に基づき、リニューアルに向けた設計を行います。
- ・「第六次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定や「部落差別解消条例(仮称)」の制定等に向け、県民の人権に関する状況や意識を多角的に把握する必要があります。このため、人権に関する県民意識調査を実施します。
- ・現在も根強く残る部落差別の解消に向け、部落差別の特性をふまえた対応など、取組の強化を図る必要があります。このため、有識者で構成する検討会での議論や人権に関する県民意識調査の結果等をふまえ、「部落差別解消条例(仮称)」の制定の検討を進めます。また、インターネット上の人権侵害への対応の強化など、社会情勢の変化をふまえ、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正をあわせて検討します。

② 人権教育の推進

- ・令和5年に県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行うという事案が発生したことを受け、教職員の部落問題に関する認識の深化や、対話を位置づけた研修の継続的な実施が必要です。このため、令和8年度も内容を新たに全公立学校で人権感覚を磨く校内研修を実施します。また、令和7年度に作成した校内研修用動画等を活用し、各学校がそれぞれの実態に応じて対話を重視した人権教育研修を行います。さらに、経験や職種に応じた法定・悉皆研修において、人権教育についての基本的な考え方や知識、資料の活用等について系統的に学ぶことができるよう引き続きすべての研修の内容の充実を図っていきます。
- ・将来にわたり人権が尊重される社会を築くには、子どもたちの自尊感情を高め、人権尊重の社会をつくる主体者を育成することが必要です。このため、子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、家庭・地域と連携した人権教育の活動を推進します。
- ・子どもたちが、人権が尊重される社会の実現に向けた主体的な担い手となるようにするには、「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会をつくり、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むことが必要です。このため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を引き続き開催します。
- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨をふまえ、子どもたちが個別的人権問題について理解と関心を深められるようにすること、また、人権問題の解決につながる行動ができる力を身につけられるようにすることが必要です。このため、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を引き続き行います。また、子どもたちがさまざまな場面で人権尊重の大切さについて学習できるよう、多様な教科領域での学習方法等を紹介する資料を作成します。
- ・「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげる必要があります。このため、「人権教育ガイドライン」の内容をもとに、自らの権利について学ぶ取組の必要性や、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を周知します。

③ 人権擁護の推進

- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく人権相談や紛争解決を適切に

実施することが求められています。このため、県人権センターにアドバイザーを配置し、相談員の資質向上を図ります。

・SNS等インターネット上における人権侵害が深刻化しており、対応の強化が課題となっています。このため、インターネット上の誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、情報流通プラットフォーム対処法に基づき指定された大規模プラットフォーム事業者の対応状況を確認し、より迅速な削除につながるよう、必要な対応を国等に求めています。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	510	509	752	675	624
概算人件費	694	688	699	718	—
(配置人員)	(78人)	(78人)	(77人)	(79人)	—

施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DV*や性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進をめざし、女性も男性も働きやすい職場環境づくりに取り組む県内企業が増加するとともに、「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先を拡充するなど、さまざまな主体による女性活躍や性の多様性を認め合う取組が進んでいます。 また、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を制定し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を通じた性暴力被害者等を支援する取組や、社会が一体となって性暴力被害者を支援し、性暴力の根絶をめざすための取組が進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 男女共同参画の推進

- ・県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しました(主な講演会 令和7年10月:553名参加、令和7年11月:227名参加)。
- ・孤独や不安などの悩みを抱える相談に対応するため、「フレンテみえ」において女性相談を実施するとともに、居場所づくりに取り組みました(相談件数:2,037件、心理相談:月2回開設、居場所づくり:3回開催)。

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「輝くみえのミライ☆三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図りました(令和8年3月末現在:会員数:638団体)。
- ・ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、企業トップ等の熱い思いを見える化する「本気宣言」、企業の取組促進に向けた先進企業見学会、働く女性のロールモデルとの交流会を実施しました(本気宣言:18宣言・累計73宣言、企業見学会:32社42名参加、ロールモデル交流会:60社66名参加)。
- ・県内企業・団体の先進的な取組や活躍する女性等の情報を一元的にわかりやすく発信し、横展開を図るためのポータルサイトを構築しました(令和8年2月公開)。
- ・常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対して、専門アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援しました(支援数:10社)。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・性暴力によって心身や個人の尊厳に侵害を受けた被害者等への支援とともに、性暴力のない安全・安心な社会の実現をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を令和7年10月に制定しました。また、ラジオやテレビ、チラシ・リーフレットを活用して条例の周知・啓発を実施するとともに、性暴力に関する実態調査を行い、条例に基づく推進計画の策定に向けた検討を

進めました。

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しました(相談件数:638 件)。また、「よりこ」の連携協力病院を拡充するなど、支援体制の充実に取り組みました(「よりこ」連携協力病院:計29 病院)。
- ・「よりこ」の認知度向上及び性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、性被害防止に関する理解を深めるための出前講座を実施しました(受講者数:667 名)。
- ・女性相談支援センターにおいて、女性相談支援員への研修会の実施や、心理的ケアが必要な支援対象者について精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実に図りました。また、DVが起こらない社会の形成のために、インターネット広告を活用した啓発等に取り組みました。
- ・DV被害者のほか、困難を抱える女性への支援のため、女性相談支援センターに女性支援コーディネーターを配置し、NPO 等関係機関と連携して切れ目のない支援に取り組みました。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する理解や行動が広がるよう、一般向け・企業担当者向け・子ども向けのワークショップを実施しました(3 回開催:105名参加)。
- ・企業における性の多様性への理解や環境づくりが進むよう、基礎知識と先進事例を学ぶ企業研修を実施しました(2回開催:150名参加)。また、多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドラインの改定を行いました。
- ・性の多様性に関する悩み等への電話・SNS 相談(「みえにじいろ相談」)、当事者等の交流会を実施するとともに、パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し利用先の拡充を図りました(相談件数:106 件)。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、 常時雇用労働者数 100 人以下の団体数							②
—	401 団体	426 団体	451 団体	521 団体	102.1%	546 団体	a
376 団体	391 団体	427 団体	496 団体	532 団体		—	
「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計)							③
—	2,100 人	2,600 人	3,100 人	3,600 人	364.5%	4,100 人	a
1,669 人	1,937 人	2,920 人	3,417 人	4,084 人		—	
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに 掲載している団体数(累計)							④
—	110 団体	120 団体	141 団体	151 団体	110.0%	161 団体	a
100 団体	113 団体	131 団体	141 団体	152 団体		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 男女共同参画の推進

- ・本県における固定的な性別役割分担意識は依然根強く残り、あらゆる分野のジェンダーギャップの解消が課題となっています。このことから、男女共同参画の取組を一層総合的に推進する

ため、策定から5年が経過した「第3次三重県男女共同参画基本計画」を改定します。

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方や、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することが必要です。そのため、講演会の開催などを通して一層の普及啓発に取り組みます。
- ・「フレンテみえ」の女性相談件数は、「孤独感」に関する相談が増加しています。このことから、引き続き、女性のための総合相談や、さまざまな悩みを持つ女性の心の負担の軽減に取り組みます。

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・ジェンダーギャップを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍でき、固定的な性別役割分担意識にとらわれない働き方が県内企業で進むよう取り組むことが必要です。そのため、企業トップ・リーダー層を対象とした意識変革に向けたワークショップ等を実施するとともに、好事例の水平展開を図ります。また、女性のキャリア継続やキャリアアップを支援するため、働く女性を対象とした階層別の講座やロールモデル交流会を行います。
- ・近い将来働き手となる若者が性別にとらわれない進路を選択できることが必要です。そのため、若年層と親世代を対象に性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等の解消に向けた啓発を行います。
- ・企業個別の課題に応じた女性活躍の具体的な取組を促すことが必要です。そのため、常時雇用労働者数 100 人以下の県内企業に対し専門家を派遣して取組支援を行います。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・性暴力は性暴力被害者等の心身や個人の尊厳を傷つける許されない行為であり、被害者等を支え、性暴力が根絶された社会の実現をめざすためには、令和 7 年度に制定した「三重県性暴力の根絶をめざす条例」に定める施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。そのため、条例に基づく推進計画の策定に向け、引き続き検討を進めます。
- ・性暴力は被害者等の心身に重大な影響を与えるものであり、その影響から早期に回復するためには、被害者等に対して必要な支援を早期に途切れなく行う必要があります。そのため、「よりこ」を通じ、関係機関との連携の下、SNS 相談や警察、病院への付添支援をはじめとした被害者に寄り添った相談・支援を行うとともに、支援体制の充実に取り組みます。
- ・社会が一体となって性暴力被害者に寄り添い、性暴力が根絶された三重県をめざすためには、県民の皆さんが性暴力被害者支援や性暴力根絶の必要性について理解を深めることが必要です。そのため、引き続き「よりこ」の認知度向上や性被害の防止に向けた県民向け出前講座に取り組むとともに、「性暴力の根絶をめざす月間」(11 月)を中心に、関係機関と連携して条例の周知・啓発等をはじめ、被害者等への支援及び被害防止に対する県民の理解促進や、性暴力の根絶に向けた気運醸成を図ります。
- ・DV被害者のほか、困難を抱える女性への支援に取り組む必要があります。このため、女性相談支援センターにおいて、引き続き女性相談支援員への研修会の開催や専門的な相談支援を実施します。また、DV が起こらない社会の形成のために取り組む必要があります。このため、インターネット広告を活用した啓発等に取り組むほか、市町や団体等の多様な主体との連携・協働による支援の充実に向け、「三重県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」の開催や女性支援コーディネーターによる取組を推進します。
- ・困難な問題を抱える女性が気軽に相談できるよう支援を充実する必要があります。このため、新たに LINE 相談窓口を設置するとともに、SNS を活用して相談窓口の周知に取り組みます。また、支援が必要な人に一時的な居場所を提供するなど、支援の充実を図ります。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する県民の皆さんの理解や行動が広がる必要があります。そのため、ワークショップ等の開催を通じた啓発を進めます。
- ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づき、性の多様性を認め合う環境づくりを進めることが必要です。そのため、企業の取組促進に向けた啓発、性の多様性の悩みに対応するための電話・SNS相談や交流会を実施するとともに、パートナーシップ宣誓制度の利用先の拡充に取り組みます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	192	201	225	264	282
概算人件費	169	168	154	155	—
(配置人員)	(19人)	(19人)	(17人)	(17人)	—

施策 12-3 多文化共生の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	地域日本語教育に関わるさまざまな主体が、情報掲載サイト「三重県日本語教育プラットフォーム」を通じて情報の共有を行うことで、各主体間の連携が進んでいます。また、日本語教室の空白地域において、新たに教室の開設が進むなど、県内の日本語学習の体制整備が進んでいます。 「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)においては、相談者に寄り添ったきめ細かな対応をするため、弁護士による専門相談の回数を増やすとともに、出入国在留管理局と共に合同相談会を実施しました。また、庁内外の関係機関と相談事例についてのケース検討会を実施するとともに、相談員が外国人支援コーディネーターの認証を取得し、相談体制の充実を図りました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・「三重県多文化共生推進計画(令和6～8年度)」に基づき、「多文化共生推進会議」等を開催し、有識者や外国人住民、支援団体等から聴取した意見をふまえ、相互理解の促進や日本語教育の推進など多文化共生社会づくりに取り組みました(三重多文化共生推進会議:1回、みえ多文化共生地域協議会:1回、三重県市町多文化共生ワーキング:8回)。
- ・1月の多文化共生月間にあわせ、日本人住民と外国人住民の相互理解を図るための啓発交流イベントを実施しました(参加者:164人)。
- ・国際交流員4名(オーストラリア、ブラジル、中国、ベトナム)が学校や地域を訪問し、相互理解に向けた出前講座や「やさしい日本語」の普及・啓発活動を行いました(出前講座:55回、やさしい日本語講座:6回)。

② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・増加する県内の外国人住民が、安全に安心して暮らすことができるよう、生活に必要な情報を県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しました(情報提供件数:48件、年間ページビュー数:96,156件)。
- ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、外国人住民のニーズをふまえ、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員の資質向上のため、外国人支援コーディネーターの認証取得やケース検討会の開催など、相談体制の充実を図りました(相談数:2,288件、うち専

門相談:76件)。

- ・災害等の緊急時においても外国人住民への支援が行き届くよう、市町と連携し、外国人防災リーダー育成研修や在日大使館等との意見交換会、外国人住民の避難所への受入訓練等を実施しました(防災リーダー研修:24名修了、意見交換会:74名、避難所運営訓練:21名、図上訓練:31名参加)。
- ・日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」について、機会をとりえて関係団体等に参加を呼びかけるとともに、外国人住民の日本語学習支援に役立つ情報を共有しました(連携団体数(累計):129団体)。
- ・市町の関わる日本語教室の設置を促すため、市町向け研修会を開催し、先進事例の共有等を行うとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナーを実施しました。また、市町等への支援を強化するため、地域日本語教育コーディネーターを養成するとともに、企業による従業員への日本語学習が進むよう、企業への啓発や支援を行いました(日本語教室:18市町46教室、地域日本語教育コーディネーター:4名養成)。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）							①
—	59 団体	86 団体	108 団体	125 団体	125.0%	137 団体	a
9 団体	62 団体	86 団体	109 団体	129 団体		—	
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組							②
—	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	達成	相談窓口 の充実	a
相談窓口 の確保	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・多文化共生施策を効果的に推進するには、有識者や関係機関の知見を生かし、庁内での連携を強化し、計画的かつ総合的に取組を進めていく必要があります。このため、三重県多文化共生推進会議等で出た意見を関係部局と共有しながら施策を展開します。なお、現行の「三重県多文化共生推進計画」が、令和8年度末で終期を迎えることから、見直しに向けた検討を行います。
- ・日本人住民と外国人住民が互いの生活習慣や文化の違いを理解し、共に地域社会を築いていく多文化共生意識の醸成が課題となっています。課題解消に向け、相互理解を促進するための啓発イベント等の取組を実施します。
- ・児童生徒等が文化の違いを理解し、相互理解を深める機会の充実が必要です。そのため、国際交流員による多文化共生に関する出前講座の実施や「やさしい日本語」の普及・啓発活動を進めます。

② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・外国人住民が安全・安心に暮らせるよう生活に必要な情報を適切に提供する必要があります。そのため、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)の掲載言語を拡充(インドネシア語を追加)し、行政・生活・防災等に関する必要な情報の提供を進めます。
- ・外国人コミュニティに対する生活情報の伝達や地域との円滑なコミュニケーションを促進する仕組みの構築が必要です。このため、情報の橋渡し役を担う「外国人地域サポーター」制度を創

設します。

- ・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo／みえこ)においては、外国人住民の増加に伴い相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることが課題となっています。課題解決に向け、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化に加え、雇用・労働に係る専門相談ができる機会を設け、みえこの相談体制の充実を図ります。
- ・外国人住民が災害等の緊急時に共助の担い手として活動できる体制づくりが必要です。このため、外国人防災リーダーの育成研修や避難所運営訓練の実施を進めます。
- ・時間や場所等により制約されない日本語の学習環境を充実させていく必要があります。このため、オンライン、オンデマンドによる日本語学習の機会を提供します。
- ・日本語学習体制を一体的に推進するため、関係主体間の連携や相談対応の一元化を図る仕組みの整備が必要です。このため、学習者・支援者・企業・自治体等からの相談対応や日本語学習の支援を行う拠点として「みえ地域日本語教育支援センター(仮称)」を設置します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	95	90	80	90	137
概算人件費	80	71	73	64	—
(配置人員)	(9人)	(8人)	(8人)	(7人)	—

施策 13－1 地域福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

高齢者、障がい者、子育て家庭、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が、自らの属性や抱えている課題に関わらず、質の高い福祉サービスや必要な支援を適切に受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が連携し、地域社会全体で支え合う体制づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	多機関協働による包括的な相談支援体制の整備が十分に進んでいない市町に対して、アドバイザー派遣等を実施することにより、整備市町数は、目標値には達していないものの増加しました。また、「三重県生活相談支援センター」のアウトリーチ支援員が、訪問・同行支援等に継続して取り組みました。 UDタクシーの導入に課題はありますが、三重おもいやり駐車場利用証制度の運用や、鉄道事業者の駅のバリアフリー化支援等により、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの取組が進められています。 取組全般を通じて、生きづらさを抱える人を地域社会全体で支え合う体制づくりがおおむね進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

- ・市町における包括的な支援体制の整備が進むよう、社会生活面で困難を抱えた方を社会につなげる「リンクワーカー」の取組も参考にしながら、市町職員などの専門性を高め、地域が抱える課題の解決につなげるための研修(7回)を実施しました。また、体制の整備が十分に進んでいない市町に対して、新たにアドバイザーを派遣する事業を実施しました。
- ・令和7年12月の民生委員・児童委員一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の活動を補佐・支援する協力員を設置するなど独自に取組を進める市町への支援を行うとともに、制度や活動内容に関する県民の理解が深まるよう、パンフレットや動画等を活用し、情報発信に取り組みました。また、民生委員・児童委員の意見をふまえ、理解しやすい活動の手引きの作成や、効果的な新任研修(9地域)を実施しました。
- ・災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者を支援するため、「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT*)」の養成研修等を実施し、25名を新たにチーム員として登録しました。また、災害時においても社会福祉施設等が利用者へのサービス提供を維持していくため、事業継続計画(BCP)研修会(2回)を開催しました。
- ・オンラインの活用や動画配信での法人研修なども組み合わせながら、実地を基本とした指導監査等を実施しました(40法人、500施設、382事業所)。また、不適切保育や施設利用者への虐待など社会的な状況に対応した重点的な監査を行うため、税理士や社会保険労務士等の専門家を活用することで社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上につなげました(税理士6法人、社会保険労務士20施設)。

② 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

- ・ひきこもり支援に関する講演会(10月5日、152名参加)の開催やリーフレットの作成、SNSでの発信等により、県民への理解促進や支援機関の周知を図りました。また、ひきこもり当事者や

その家族に寄り添った支援を行うため、令和7年6月に「ひきこもりピアサポートセンターみえ」を開設するとともに、居場所や家族会等の支援について、広域的な支援体制づくりを試行的に実施するなど、ひきこもり支援の充実に向けた取組を進めました。 ・ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、「三重県こころの健康センター」において、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ等に取り組みました。 ・地域社会における再犯防止の取組を円滑に進めるため、国や市町、関係機関が参画する会議を開催するとともに、協力雇用主や市町担当者等を対象とした研修会を実施しました。また、犯罪に至った者が地域社会において安定した生活を送ることができるよう、就労や職場定着への支援、福祉サービスの利用支援を実施しました。 ・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進しました。夜間休日の電話相談を引き続き実施するとともに、若者の自殺予防のため、SNS相談を拡充して実施しました。また、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校に派遣するなど、関係者と連携し自殺予防に取り組みました（自殺予防・自死遺族電話相談：1,026件、夜間休日電話相談：1,492件、SNSを活用した自殺予防相談：1,486件）。							
③ 生活困窮者の生活保障と自立支援 ・物価高騰等の影響が長引く中、「三重県生活相談支援センター」に寄せられる生活に困窮する方からの相談に対して、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援（家計改善支援事業や住居確保給付金などの利用可能な支援サービスの実施、アウトリーチ支援員による訪問・同行支援等）に取り組みました。 ・生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護受給者の自立に向けて、ハローワーク等と連携して就労支援や健康管理支援事業による日常生活支援に取り組みました。							
④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・障がい者、高齢者や妊産婦などの歩行が困難な人に対して、「おもいやり駐車場」の利用証を交付しました。また、さまざまな主体と連携して学校出前授業を実施する等「おもいやり駐車場」制度の普及啓発に取り組みました。また、さまざまな主体と連携して学校出前授業を実施する等「おもいやり駐車場」制度の普及啓発に取り組みました。 ・配慮や援助を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を作成し、必要とする方々に配布しました。また、学校出前授業やポスター・チラシの掲示・配布に加え、HP上で啓発活動の優良事例の紹介等を行い、「ヘルプマーク」の普及啓発に取り組みました。 ・誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅の段差解消やバリアフリートイレの設置、ICカードシステムの導入を支援するなど駅のバリアフリー化に取り組みました。また、UDタクシー購入に係る県独自の補助を実施し、UDタクシーの導入を促進しました。							
⑤ 戦没者遺族等の支援 ・県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」での慰霊式等を通じて、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承しました。また、戦後80年を迎えるにあたり、遺族会の取組に対する支援を行うとともに沖縄「三重の塔」の苑内環境整備に取り組みました。							

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数						①	
—	13 市町	17 市町	21 市町	25 市町	72.0%	29 市町	c
9 市町	13 市町	14 市町	15 市町	18 市町		—	

アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数(延べ)						②③	
－	200 件	225 件	250 件	275 件	244. 4%	300 件	a
169 件	237 件	272 件	486 件	672 件		－	
UD タクシーの導入率						④	
－	12%	16%	21%	25%	62. 0%	29%	d
7 % (2 年度)	7. 7% (3 年度)	8. 7% (4 年度)	12. 5% (5 年度)	15. 5% (6 年度)		－	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

- ・市町における包括的な支援体制を一層充実していくためには、取組を進める人材の資質向上や市町の状況に合わせたきめ細かな支援が必要です。このため、「リンクワーカー」の取組も参考にしながら、社会的処方考えの取り入れた研修の拡充や、整備が十分に進んでいない市町へのアドバイザー派遣に取り組めます。また、市町が行う先進性や有効性の高い取組の支援を行い、その取組が県内市町に広く展開するよう推進します。
- ・孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる段階において誰にでも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが必要です。このため、支援に携わる官民の関係機関が、相互に連携、協働する体制を構築するとともに、孤独・孤立を抱える当事者等が参加するシンポジウム・交流イベントを開催します。
- ・民生委員・児童委員は、地域住民への相談支援及び行政又は関係機関への「つなぎ役」としての活動を行っており、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担っていますが、「なり手」の確保が年々困難となっていることが課題です。課題解消に向けて、民生委員・児童委員の認知度向上を図るとともに、活動環境の整備など独自の取組を進める市町への支援や、市町と連携し、負担軽減の取組検討等を行います。
- ・災害時においては、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るとともに、社会福祉施設等においては、災害時においても利用者へのサービス提供を維持していく必要があります。そのため、三重県DWATの体制を強化するとともに、市町による福祉避難所の確保・運営の取組を支援します。また、事業継続計画(BCP)の実効性の向上を促進します。加えて、災害救助法の一部改正等をふまえ、災害時の福祉支援体制のあり方について検討を進めます。
- ・社会福祉法人等において提供される福祉サービスの質をさらに向上させることが必要です。そのため、不適切保育や施設利用者への虐待などの社会的な状況に対応した監査を行い、引き続き税理士や社会保険労務士等の専門家を活用することで社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進します。

② 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

- ・ひきこもり当事者やその家族の多くが支援につながっていない現状があることから、ひきこもり支援に関する情報を発信するとともに、ニーズに沿った支援の充実を図る必要があります。このため、さまざまな広報媒体を活用した戦略的な普及啓発の取組のほか、当事者同士がつながりを持てる場を提供するとともに、支援体制を新たに整備する市町に対する財政的支援等に取り組めます。
- ・ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行う必要があります。そのため、引き続き「三重県こころの健康センター」において、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ等に取り組めます。
- ・犯罪や非行に至った者が、孤立することなく、円滑に地域生活へ移行し安定した生活を送れるよう支援するとともに、こうした社会復帰支援を着実に進めることで再犯者数の減少を図り、安全・安心な社会を実現していくことが重要です。このため、引き続き、就労や職場定着への支

援、福祉サービスの利用支援を行うとともに、支援に取り組む企業等について、県民の理解が広がり社会復帰を支える機運を高めるため、「再犯防止の推進に係る連携協定」に基づき、周知啓発等に取り組みます。

- ・「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、自殺対策に取り組むことが必要です。そのため「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進します。特に、若年層の自殺対策を強化する必要があります。そのため、若者の自殺予防のため拡充したSNS相談を引き続き実施します。また、多様化する自殺の原因に対応するため、精神科医、弁護士、NPO法人等の多職種で構成することも、若者の自殺危機対応チームを新たに設置し、希望する学校等に派遣するなど、関係者と連携し自殺予防に取り組めます。

③ 生活困窮者の生活保障と自立支援

- ・物価高騰等の影響が長引く中、経済的な不安や生活上の課題を抱える方に対する支援を強化する必要があります。このため、生活困窮に直面している高齢者等に対する緊急的な経済支援等に取り組むとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、相談者一人ひとりの実情に応じたきめ細かな支援を行います。また、生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限の生活を保障するため、生活保護法に基づいて必要な扶助費を給付するとともに被保護者の状況に応じ、就労や健康、生活面等の自立に向けた支援に取り組めます。

④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・障がい者、高齢者や妊産婦などの歩行が困難な人の外出を支援するため、「おもいやり駐車場」制度の普及を進めるとともに適正な利用を促進する必要があります。このため、必要とする方々への交付に加え、さまざまな主体と連携して普及啓発に取り組むとともに、実際の利用者の意見を聞きながら運用の改善を図ります。
- ・外見からは援助や配慮が必要なが分かりにくい人が、「ヘルプマーク」を持つことで周囲から援助や配慮を得やすくするためには、県民の皆さんのおもいやりある行動につながる意識醸成に取り組む必要があります。このため、必要とする方々への配布に加え、チラシ・ポスターの配布・掲示や学校出前授業等を実施し普及啓発に取り組めます。
- ・全ての人の社会参加の機会を確保するため、誰もが安全で自由に移動できるまちづくりの推進が必要です。このため、引き続き鉄道駅のバリアフリー化（段差解消、バリアフリースイア設置等）の支援に取り組むとともに、UDタクシー購入に対する補助を継続してUDタクシーの導入を促進します。
- ・「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の計画期間が最終年度を迎えます。このため、これまでの取組の成果と課題を踏まえて、次期計画の策定に取り組めます。

⑤ 戦没者遺族等の支援

- ・遺族等の高齢化が進み、戦後生まれの世代が人口の大部分を占める中、戦争の記憶を次世代へつなぎ、風化させない取組が必要です。そのため、県戦没者追悼式や沖繩「三重の塔」での慰霊式等を通じて、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していきます。また、平和の語り部活動などの地域における次世代継承の取組を促進するため、市町や遺族とともに県内外の取組を学ぶ機会の充実に取り組めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	4,984	5,089	5,131	5,382	5,426
概算人件費	570	565	572	582	—
(配置人員)	(64人)	(64人)	(63人)	(64人)	—

施策 13－2 障がい者福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて生活・就労する機会を確保するため、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保、多分野での就労支援が進んでいます。また、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	障がい者の地域生活を支援するための福祉サービスの充実や相談支援体制の強化、農林水産業における障がい者の就労機会を充実させるためのマッチング活動支援等に取り組んだ結果、必要な支援を受けながら地域で自立した生活をしている障がい者数や、農林水産業の作業に新たに就労した障がい者数が増加するなど、取組が着実に進んでいます。 また、障がい者の差別解消、虐待防止に向けた研修や専門家派遣によるコンサルテーション等を行うなど、障がい者の権利擁護の取組が順調に進んでいます。

〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

- ・重度障がい児・者へのサービス充実のため、グループホームなどの居住の場や生活介護などの日中活動の場の整備を促進しました。また、「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組みました。
- ・工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援するため、障害福祉サービス事業所を対象に、経営改善のための研修会や専門家の派遣に取り組むとともに、共同受注窓口*みえの取組を支援しました。また、障害者就労施設等からの優先調達の推進や県庁での物品販売への支援にも取り組み、82,000千円の目標額に対して、調達実績は88,644千円となりました。
- ・「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者等からの相談支援、障害福祉サービス事業所の支援者等への支援や人材育成等を実施するとともに、地域ネットワークにおける多職種連携による活動を支援するなど、地域での受け皿の整備を進めました。また、障害福祉サービス事業所等における医療的ケア児・者の受入体制を整備するため、医療機器等の購入を支援しました。
- ・障害福祉サービス事業所職員等の人材育成と資質の向上を図るため、サービス管理責任者等研修(613人修了)、相談支援専門員研修(179人修了)および障害者ピアサポート研修(38人修了)等を実施しました。また、高次脳機能障がい者への支援を充実するため、新たに高次脳機能障害支援者養成研修(42人修了)を実施しました。
- ・障害福祉サービス事業所職員の人材確保に向けて、職員の処遇改善等に対する支援に取り組みました。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施するとともに、市町が行う身近な相談支援と連携し、障がい者の相談支援体制の整備を進め

ました。

- ・障害者支援施設等における強度行動障がいによる対応が難しい事案について、高い専門性を有する「広域的支援人材」が施設等を訪問し、職員とともに適切なアセスメントや効果的な支援方法の検討・実施を行いました。あわせて、強度行動障がいの状態にある障がい児・者へ適切に支援できる人材を育成し、虐待の未然防止を図るとともに、利用者の安定した生活の確保や職員の負担軽減に取り組みました。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大に向け、農林水産事業者と障害福祉サービス事業所等をつなぐワンストップ窓口を設置するとともに、その活動を支援しました(専門人材派遣55回)。また、農業と福祉をつなぐ人材として、研修を通じて農業ジョブトレーナー*(25人)や農福連携技術支援者*(10人)を育成するとともに、活動支援に取り組みました。
- ・農林水福連携の認知度向上を図るため、新商品の開発(3件)や新品目導入(2件)への支援を行い、農林水福連携に取り組む障害福祉サービス事業所と企業等のマッチングにつなげ、生産された農産物や加工品等の利用を促進しました。
- ・農業では、農福連携のさらなる拡大に向け、四日市市及び紀北町における農福連携の拠点づくりへの支援に取り組みました。また、農業経験の少ない障害福祉サービス事業所を対象に、栽培指導者等の専門家派遣(2回)を行い、農福連携により生産された農産物等の品質向上を図りました。
- ・林業では、労働力の確保や障がい者の就労を促進するため、コーディネーターの確保・育成(3名)に取り組みました。また、コーディネーターの活動を支援し林業事業者等と社会福祉施設のマッチング(6件)に取り組みました。
- ・水産業では、障がい者の就労機会を拡大するため、水産関係者と福祉関係者のマッチングに取り組むコーディネーターの活動(のべ118日)を支援するとともに、マッチングを円滑に行うための水福連携 PR 動画(1本)及び水福連携作業マニュアル動画(4本)を作成し、その動画を活用した水福連携の認知度向上に取り組みました。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

- ・精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図るため、精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するとともに、地域住民が精神疾患に関する正しい知識と理解を持てるよう、地域におけるメンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を進める心のサポーターの養成に取り組みました。
- ・「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心として早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組みました。また、ギャンブル等依存症の対策については、当事者およびその家族が適切な支援を受け、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会をめざし、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」を策定しました。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

- ・法的義務となった合理的配慮の提供について、事業者等を対象とした訪問による普及啓発を行いました。あわせて、障がいを理由とした差別の解消のための相談事例等の検証を進めました。
- ・障がい者虐待の防止のため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修(949人受講)を実施するとともに、専門家チームから助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して改善に向けた指導を行いました。
- ・「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や、手話通訳者の養成および派遣等の聴覚障がい者の情報保障に取り組むなど、手話が広く利用される共生社会の実現に向けた手話施策を推進しました。
- ・「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、「三重県障がい者芸術文化祭」の開催に取り組むとともに、受賞作品や県内アーティストによる作品の巡回展示等を開催しました。また、専門人材を活用した相談支援等により、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等の取組を進めました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数						①	
—	2,040 人	2,150 人	2,260 人	2,370 人	120.4%	2,480 人	a
1,943 人	2,159 人	2,385 人	2,644 人	2,854 人 ※12月時 点、6月 上旬確定		—	
就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率						①②	
—	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%	98.5%	82.0%	b
77.7%	83.6%	80.3%	88.4%	80.8%		—	
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数(累計)						①	
—	183 人	213 人	240 人	270 人	119.2%	300 人	a
153 人	174 人	210 人	244 人	275 人		—	
農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数						③	
—	76 人	76 人	76 人	76 人	128.9%	76 人	a
49 人	83 人 農 56 人 林 15 人 水 12 人	90 人 農 53 人 林 19 人 水 18 人	94 人 農 56 人 林 11 人 水 27 人	98 人 農 69 人 林 16 人 水 13 人		—	
「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数						⑤	
—	11 件	15 件	19 件	23 件	100.0%	27 件	a
7 件	11 件	13 件	14 件	23 件		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実 ・障害福祉サービスの提供体制の地域差や、重度障がい児・者の地域生活を支援するサービスの不足が課題となっています。そのため、障害福祉サービスの整備状況や重度障がい児・者など障がい特性への対応状況を考慮し、引き続き、地域で必要な障害福祉サービス事業所の整備を促進します。また、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の計画期間が最終年度を迎えることから、本県の現状と障がい者を取り巻く環境変化をふまえ、次期プランの策定に取り組めます。 ・物価高騰の影響等により障害福祉サービス事業所の厳しい経営状況が続く中、障がい者の工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援する必要があります。そのため、障害福祉サービス事業所の経営改善や共同受注窓口みえの取組を支援するとともに、障害者就労施設等からの優先調達の推進や県庁での物品販売への支援に取り組めます。また、就労を希望する障がい者等のための企業・就労系障害福祉サービス事業所説明会を開催します。

- ・医療的ケア児・者やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域での受け皿を整備する必要があります。そのため、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者等からの相談支援、障害福祉サービス事業所等の支援者等への支援や人材育成等に取り組むとともに、地域ネットワークにおける多職種連携による活動を支援します。
- ・障害福祉サービス事業所におけるサービスの適正な実施と質を確保するため、職員の人材育成と資質の向上が必要です。そのため、サービス管理責任者等研修や相談支援専門員研修、障害者ピアサポート研修、高次脳機能障害支援者養成研修などを実施するとともに、研修のニーズをふまえて研修機会の拡充に取り組めます。
- ・限られた人員においても質の高い障害福祉サービスを提供するため、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上を図る必要があります。そのため、障害福祉サービス事業所におけるロボットやICT等の導入に対する支援を行うとともに、申請手続きのDX化を図る等の負担軽減を進めます。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・障害福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築する必要があります。そのため、引き続き、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施するとともに、市町による身近な相談支援と連携し、相談支援体制の整備を進めます。
- ・運営が硬直的になるおそれのある障害者支援施設等に事業運営の透明性や支援の質を確保することが求められています。そのため、障害者支援施設等を対象に、外部専門家を派遣し、年間を通して定期的に、コンサルタントを実施します。
- ・強度行動障がいの状態にある障がい児・者を受け入れる障害者支援施設等において、個々の障がい者に応じたさらなる支援力の強化を図る必要があります。そのため、重度の強度行動障がいの状態にある障がい児・者に適切にサービス提供・アセスメントを実施できる人材を施設内に配置するための支援を行います。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大が必要です。そのため、農林水産事業者や障害福祉サービス事業所等のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を引き続き設置し、その活動を支援するとともに、農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者といった農業と福祉をつなぐ人材の育成や活動支援に取り組めます。
- ・農林水福連携の認知度向上が課題となっています。課題解決に向けて引き続き農林水福連携に取り組む障害福祉サービス事業所と企業等をマッチングし、生産された農産物やその加工品等の利用を促進します。
- ・農業では、農福連携のさらなる拡大が求められています。これを受けて、引き続き県内各地域での新たな農福連携の拠点づくりの取組を支援します。また、生産する農産物の品質向上等が必要です。そのため、農業経験の少ない障害福祉サービス事業所に対して、栽培指導者等の専門家派遣を通じた支援に取り組めます。
- ・林業では、労働力の確保や障がい者の就労を促進する必要があります。このため、引き続き林業事業者等と社会福祉施設のマッチングに取り組むコーディネーターを確保・育成するとともに、コーディネーターの活動支援に取り組めます。
- ・水産業では、県内水産業における障がい者の就労機会をさらに拡大するため、水産関係者と福祉関係者の円滑なマッチングや、福祉関係者への具体的な水福連携作業の周知が必要です。そのため、引き続きマッチングに取り組む人材の活動を支援するとともに、水福連携作業を解説するマニュアル動画を作成し、その動画を活用した福祉関係者への働きかけに取り組めます。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

- ・精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域での仕組みづくりが重要です。そのため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実をめざして、精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するとともに、地域住民が精神疾患に関する正しい知識と理解を持てるよう、引き続き地域におけるメンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を進める心のサポーターの養成に取り組めます。
- ・改正精神保健福祉法に基づき、精神科病院入院患者の権利擁護を推進する必要があります。

そのため、院外の者との面会交流を行う、入院者訪問支援事業を実施するとともに、精神科病院における虐待防止に向けた体制の整備を支援します。

- ・依存症対策をより一層推進する必要があります。そのため「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心として早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組みます。また、アルコール依存症の対策については、当事者およびその家族が適切な支援を受け、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会をめざし、次期「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を策定します。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

- ・合理的配慮の提供について、事業者をはじめ、県民の理解を深める必要があります。そのため、障がいを理由とした差別解消のための相談対応や合理的配慮の提供に関する事業者等への訪問による普及啓発などに引き続き取り組むとともに、相談事例等の検証を進めます。
- ・障がい者虐待に関する相談・通報件数は増加傾向にあり、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行う必要があります。そのため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームから助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して定期的なモニタリングを行うなど改善に向けた指導を行います。
- ・令和7年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行され、手話への関心が高まる機会を契機に、手話がより広く利用される共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。そのため、「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や手話通訳者の養成・派遣などに取り組むとともに、最終年度を迎える現行計画の改定に取り組みます。
- ・芸術文化活動により、障がい者が持つ個性や能力を発揮し、生きがいを実感できる共生社会づくりを進める必要があります。そのため、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、多様な芸術文化活動にふれる機会や発表の場を提供するとともに、引き続き専門人材を活用した相談支援等を通じて、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成や関係者のネットワークづくり等の取組を進めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	18,933	19,615	20,825	23,893	24,253
概算人件費	650	626	680	682	—
(配置人員)	(73 人)	(71 人)	(75 人)	(75 人)	—

施策 14-1 未来の礎となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	「確かな学力」を育むための学習習慣の確立に向けた取組や、「豊かな心」を育むための自己肯定感を涵養する授業づくり・学校づくりに向けたモデル校への校内研修の支援、「健やかな身体」を育むための「体力向上トライアル運動」の取組等を進めました。これらの取組を通じて、2つのKPIはわずかに目標に達しなかったものの、自己肯定感に関する指標は目標を達成しており、「自分も一人の人間として大切にされている」と実感が得られる取組を推進することができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 確かな学力の育成

- ・各市町における学力向上に向けた取組が組織的・計画的に進むよう支援するため、各市町教育委員会と市町や学校が注力する取組内容について協議を行いました。
- ・若手教員等の授業力の一層の向上のため、モデル校(8市町32校)を指定し、授業力向上アドバイザーが若手教員等の授業について継続的、重点的な指導・助言を行いました。あわせて、若手教員の意欲の向上を図るため、若手教員同士による授業参観や、日頃の実践や悩みについて交流する研修会を開催しました。
- ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を64校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を行うとともに、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みました。
- ・各学校における授業改善の取組を一層充実させるため、市町教育委員会を通じて要請のあった小中学校等へ県の指導主事を派遣し、授業改善に向けた指導・助言を行いました。
- ・学習指導要領の趣旨をふまえて、授業改善の成果や、児童生徒の学力定着の状況をより的確に把握するため、令和7年度第2回みえスタディ・チェック*では、新聞を作成するなど内容の一層の充実を図りました。
- ・学習習慣の確立に向けた取組を進めるため、モデル校2校を指定し、専門的知見を有する大学教授等を招聘し、指導・助言を得ながら、学ぶ意義や家庭での学習方法、効果的な時間の使い方について児童生徒が学び、実践し、振り返る取組を行いました。あわせて、県内の小・中学校教職員を対象に、取組状況を周知する研修会を開催しました。
- ・個別最適な学びの実現のため、少人数学級の取組について、本県独自で小学校1、2年生での30人学級(下限25人)、国に先駆けて中学校1年生で35人学級(下限撤廃)、2年生で35人学級(下限25人)の取組を実施し、令和7年5月1日現在、小学校1年生では92.2%、2年生では91.4%の学級が30人以下となり、中学校1年生では95.0%、2年生では94.0%の学級が35人以下となりました。

② 豊かな心の育成

- ・児童生徒の自己肯定感の涵養に向けて、教職員の経験や職種に応じた実践力が高められるよう法定・悉皆研修を実施しました。また、県内の好事例をふまえて受講者同士で協議し、各校での実践につながる研修を実施しました。モデル校支援事業においては、学校単位であったモデル校を、中学校区、地域等、広域での支援もできるよう拡大し、効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援を進めることで、教職員の資質・能力の向上に取り組みました。
- ・読書を身近に感じられる環境が整備されるよう、令和6年に発足した、家庭や学校、地域、企業などが読書活動の推進について連携し、協働する緩やかなネットワークである「本よもうねっとMIE」の会員数は令和8年3月末時点で514名となり、企業会員によるブックドライブ（読み終えた本を団体や施設へ寄贈する）といった取組をコーディネートするなど、読書環境を整備する活動を推進しました。また、好きな本の一言コメントやさし絵を募集する「わたしの好きな本大賞」を実施し、「本よもうねっとMIE1周年フェスティバル」で表彰することにより、読書を通じた交流機会を創出しました。
- ・児童生徒が生涯にわたって自発的に読書する習慣を身に付けられるよう、学校図書館の工夫に関するモデル事業を1市で推進し、その成果について小中学校および高等学校の図書館関係者を対象にした研修会で横展開しました。
- ・限られた時間の中で少しでも読書に親しむことができるよう、県立学校の生徒たちが読んだ本のコメントをデータとして蓄積する「三重の高校生推し本データベース」の利用校の拡大を進めるとともに、県立図書館と連携し、県立学校で電子書籍が利活用できるよう整備しました。
- ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣の支援を行うとともに、10月にはみえ高文祭を開催しました。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図りました。
- ・県内全域での中学校文化部活動の地域展開等を推進するため、国事業を活用し、4市町で文化部活動の地域展開の実証事業を行うとともに、市町の担当者を対象とした会議を開催し、優良事例や課題を共有しました。また、文化部活動指導員42人を13市町に配置しました。

③ 健やかな身体の育成

- ・子どもたちの体力向上を促進するため、体育指導を充実させるための非常勤講師を配置する小学校等を対象に研修会を開催するとともに、新たな体力向上の取組で遊びの要素を取り入れた「体力向上トライアル運動」を実施し、その成果・課題を県内で共有することで、1学校1運動の活性化を図りました。また、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加といった生活習慣の課題改善に向けて、生活習慣チェックシートの活用を推進するとともに、希望校へのアスリートの派遣やICTの効果的な活用等により、体育授業の充実に取り組みました。
- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、中学校・高等学校へ部活動指導員を配置するとともに、高等学校へ運動部活動サポーターを派遣しました。
- ・中学校部活動の地域展開等において、合同部活動や拠点型部活動など、国の実証事業の対象とならない取組を行う市町に対し、指導者の配置等の支援を行うなど、地域展開等の課題解決に向けた取組を進めました。
- ・熱中症事故防止のため、暑さ指数(WBGT)に基づいた対応を徹底するとともに、各学校における熱中症事故防止の好事例を教科や部活動に係る研修会等で共有しました。さらに、児童生徒が適切な熱中症予防の行動がとれるよう、各学校における熱中症ガイドラインの遵守や、各学校における取組を保護者に発信、共有するなど、学校、児童生徒、保護者が一体となった取組を進めました。また、各種大会において、事故のない大会になるよう、運営の改善に関係団体とともに取り組みました。
- ・落雷事故防止については、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報や雷ナウキャストを活用することを周知するとともに、危機管理マニュアル等を徹底し、各学校において児童生徒が安全な行動をとれるよう取り組みました。
- ・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「子どものメンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進しました。12歳児の一人平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進め、歯と口の健康づくりに取り組みました。

- ・子どもたちの健康課題が多様化・複雑化し、養護教諭の果たす役割が重要となっていることから、学校保健の中核を担う養護教諭が研修会に参加しやすくすることにより資質能力の向上を図るとともに、さらなる支援体制強化のため、経験豊富な退職養護教諭の学校への派遣を進めました。
- ・市町担当者会議等の機会を活用し、学校給食における地場産物の使用実績や課題を市町教育委員会に情報共有するとともに、学校給食会が主催する学校給食物資委員会で、学校給食における地場産物の使用に向けた課題等を事業者にはフィードバックし、改善点を提案することで利用増につなげました。特別支援学校の食育において、体験的な学習、地域の生産者等による出前授業等の取組を進めました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると 思う子どもたちの割合							①
—	小学生 78.9% 中学生 84.6%	小学生 79.6% 中学生 85.3%	小学生 80.3% 中学生 86.0%	小学生 81.0% 中学生 86.7%	小学生 97.3% 中学生 92.4%	小学生 81.7% 中学生 87.4%	b
小学生 78.2% 中学生 83.9%	小学生 77.6% 中学生 83.1%	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 81.3% 中学生 82.4%	小学生 78.8% 中学生 80.1%		—	
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合							
—	小学生 76.8% 中学生 78.0%	小学生 77.6% 中学生 78.5%	小学生 78.4% 中学生 79.0%	小学生 79.2% 中学生 79.5%	小学生 107.4% 中学生 109.2%	小学生 80.0% 中学生 80.0%	a
小学生 76.0% 中学生 77.5%	小学生 77.9% 中学生 79.7%	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 82.4% 中学生 83.7%	小学生 85.1% 中学生 86.8%		—	
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合							
—	小学生 39.2% 中学生 77.4%	小学生 40.4% 中学生 77.6%	小学生 41.6% 中学生 77.8%	小学生 42.8% 中学生 78.0%	小学生 83.2% 中学生 91.5%	小学生 44.1% 中学生 78.2%	b
小学生 38.0% 中学生 77.2%	小学生 39.3% 中学生 75.9%	小学生 37.8% 中学生 72.7%	小学生 38.8% 中学生 72.9%	小学生 35.6% 中学生 71.4%		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 確かな学力の育成

- ・若手教員の授業力の一層の向上が求められています。そのため、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣し、若手教員への指導・助言を行うとともに、複数校の若手教員が学校の枠を越えて学び合う研修会を実施します。加えて、新たに、授業力向上アドバイザーを講師とし、県内全体の若手教員等を対象に、授業づくりを中心とした研修会を開催します。
- ・学習習慣の確立に向けて、子ども自身が時間の使い方や学習の計画・進め方を調整できる力を育む必要があります。そのため、時間の使い方や学習の計画・進め方を工夫するなどの自己マネジメント力を高める取組を進めます。また、より多くの学校で取組が進むよう、希望する県内小中学校等に有識者を派遣し、学校のニーズにあわせて、講演会や研修会を開催します。
- ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進する必要があります。そのため、推進校を指定し、学力向上アドバイザー等を派遣し、指導体制・方法について指導・助言を行います。
- ・学校において、みえスタディ・チェックをCBT*で円滑に実施できることが求められています。そのため、操作性の向上やシステムの安定稼働を図り、より使いやすいシステムの構築に取り組めます。
- ・各学校の実態に応じて、授業改善に向けた取組が必要です。そのため、市町教育委員会の求めに応じて、小中学校等へ県の指導主事を派遣し、各学校における授業改善の取組に対する支援を行います。
- ・各学校の実態に応じて、授業改善に向けた支援が必要です。そのため、市町教育委員会の求めに応じて、小中学校等へ県の指導主事を派遣し、各学校における授業改善の取組に対して支援を行います。
- ・少人数学級の取組として、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行う必要があります。そのため、本県独自の取組として、引き続き小学校1、2年生での30人学級(下限25人)を実施するとともに、新たに中学校2年生を35人学級(下限撤廃)とし、3年生での35人学級(下限25人)を実施します。引き続き、国に対して、少人数学級編制のさらなる推進を要望します。

② 豊かな心の育成

- ・児童生徒の自己肯定感の涵養に向けて、引き続き教職員の経験や職種に応じた実践力を高める必要があります。そのため、法定・必修研修や自己肯定感を涵養する教育に向けた専門研修を実施します。モデル校支援事業においては、モデル校等への効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援等を継続して実施します。また、校内研修等で活用できるよう、モデル校における実践の成果をもとにした「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成し、教職員の資質・能力の向上を図ります。
- ・子どもたちが自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心や真理を求める態度を培うには、自ら読書に親しむ機会を増やす必要があります。そのため、県立学校図書館により多くの生徒が訪れ、読書活動の促進につながるよう、生徒自らが企画・立案する取組を支援します。
- ・子どもたちの読書機会を確保するためには、様々な主体による読書活動に関する環境づくりに向けた取組を一層進めていく必要があります。そのため、第五次三重県子ども読書活動推進計画「本よもうねっとプラン」に基づき、読書に関する取組を推進します。なかでも、子どもたちをはじめ多くの県民に読書のすばらしさを感じてもらえるよう、「本よもうねっとMIE」の拡大に取り組めます。
- ・生徒の豊かな感性や情操を育む機会を確保する必要があります。そのため、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣および作品出典の支援を行います。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。
- ・県内全域での中学校文化部活動の地域展開等を推進する必要があります。そのため、国事業を活用し、市町が行う文化部活動の地域展開の取組に対し財政支援を行うとともに、市町を対象とした会議の開催や支援を通じて、地域展開等に向けた優良事例や課題を共有します。また、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減のため、文化部活動指導員の増員を進めます。

③ 健やかな身体の育成

- ・子どもたちの体力向上を促進する必要があります。そのため、体育指導を充実させるための非常勤講師を配置する小学校等を対象に、令和7年度から取組を始めた「体力向上トライアル運動」にかかる研修会を開催し、各校の実践をサポートするとともに、その成果・課題を県内で共有することで、1学校1運動の活性化を図ります。また、引き続き、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加といった生活習慣の課題改善に向けて、生活習慣チェックシートの活用を推進するとともに、希望校へのアスリートの派遣やICTの効果的な活用等により、体育授業の充実に向けた取組を進めます。
- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減を進める必要があります。そのため、引き続き部活動指導員の配置拡充および運動部活動サポーターの派遣を進めます。
- ・中学校部活動の地域展開等の促進が必要です。そのため、合同部活動や拠点型部活動を実施しているなど、国の補助事業の活用が困難な市町に対して、指導者の配置等への支援を行うほか、専門的な知見を有するコンサルタントの派遣に要する経費を補助するなど、地域展開等の課題解決に向けた取組を進めます。
- ・熱中症事故防止については、地球温暖化の進行に伴い、更なる予防対策を進める必要があります。そのため、引き続き、暑さ指数(WBGT)に基づいた対応を徹底し、各学校における熱中症事故防止の好事例の共有を行うとともに、児童生徒が適切な熱中症予防の行動がとれるよう、各学校における熱中症ガイドラインの遵守、各学校における取組を保護者に発信、共有するなど、学校、児童生徒、保護者が一体となった取組を進めます。また、各種大会において、事故のないよう引き続き、各関係団体とともに運営の改善に向けて取り組みます。
- ・落雷事故防止のため、いち早く落雷の可能性を認識することが求められます。このため、事前に天気予報や雷ナウキャストを活用することを周知するとともに、各学校において児童生徒が安全な行動をとれるよう、危機管理マニュアル等に基づいた行動を徹底します。
- ・令和10年度に東海4県を中心として、全国高等学校総合体育大会が開催されます。そのため、保健体育課内に令和10年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会事務局を設置し、開催準備を進めます。
- ・多様化する健康課題の解決に向けた取組が必要です。そのため、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「子どものメンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の実施を進めます。歯と口の健康づくりとしては、生涯にわたる健康増進に寄与することを目的として、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進めます。
- ・一層複雑化・多様化する現代的健康課題に対応するために、養護教諭に求められる役割も変容・増大しています。そのため、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、さらなる支援体制強化のため、経験豊富な退職養護教諭の学校への派遣を進めます。
- ・地場産品を活用した食育を推進していくため、児童生徒が地場産品の生産者訪問、給食メニューの考案などの学習活動を行い、実際に給食で食べ、一連の学習について発信していくような体験学習を行います。
- ・保護者負担の軽減を通じた子育て支援のため、給食を実施する公立の小学校(義務教育学校前期課程および特別支援学校小学部を含む)を対象として、学校給食費に係る食材費を支援する取組を行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	699	756	656	885	5,870
概算人件費	52,753	52,369	53,404	53,678	—
(配置人員)	(5,928人)	(5,936人)	(5,886人)	(5,903人)	—

施策 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をととして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	新規事業の平和探究学習事業やDX人材育成事業等の取組により、KPIの「国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数」は目標を上回りました。 多くの項目で前年に比べ、目標値に近づいてきており、子どもたちが目標を持って学校内外のさまざまな活動に挑戦することをおして、豊かな未来を創っていく力が順調に育まれてきています。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① キャリア教育の推進

- ・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることのできる「キャリア・パスポート」を発達段階に応じて活用するとともに、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進しました。
- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向け、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える高等学校や支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等の専門人材11人を配置し、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行いました。
- ・県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)において、生徒が学びと将来の夢とのつながりを意識して、卒業後の進路や将来を設計できる能力を身につけられるよう様々な体験活動を行うとともに、キャリア学習支援員との連携を進め、進路指導も含めたキャリア学習を実施しました。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、関係機関と連携しながら、実習等の機会の充実に取り組みました。
- ・進学希望者が多い普通科高校で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深める契機となるよう、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展(3校で実施)を開催するとともに、生徒が県内企業で活躍する職業人から話を伺う機会や、企業を訪問する機会を拡充し、企業と連携した探究学習を推進しました。

② グローカル教育の推進

- ・高等学校において、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る力を育むため、企業等と協働しながら、海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流等をととして生徒の国際的視野を広げるとともに、英語の授業等でAIを効果的に活用した授業モデルの構築や、英語によるデ

イスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みました。

- ・小中学生の英語のコミュニケーション能力を育成するため、教員の指導力向上を図る研修会を開催し、効果的な授業例の共有を行いました。さらに、中学生が郷土三重の魅力を英語でプレゼンテーションするコンテストや、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業を実施しました。
- ・地域企業等と連携した郷土教育・キャリア教育について、県内の3市で取組を進めるとともに、実践校の研究発表会を開催し、その成果を県内に横展開しました。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・「自ら問いを立てる力」「他者とともに価値を創り出す力」を身につけるため、多様な考え方を持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習に取り組みました。
- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を育むため、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む教員の研究会である「探究コンソーシアム」を実施しました。また、スーパーサイエンスハイスクール指定校6校の課題研究や普通科高校等の探究的な学習の成果発表の場である「みえ探究フォーラム」を実施しました。
- ・将来社会に出る生徒が、外国人労働者をはじめ価値観の異なる多様な人々と職場等で協働しリーダーシップを発揮できるよう、高校生20名を外国人労働者を雇用している県内企業やベトナムに派遣(令和7年8月)し、そこで働く従業員との意見交換等をとおして、多文化共生社会で活躍できる人材の育成をめざす研修を実施しました。
- ・デジタル等成長分野を支える人材を育成するため、DXハイスクール指定校18校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びに取り組みしました。
- ・福祉・介護分野の専門人材を育成するため、マイスター・ハイスクール事業*指定校である福祉系高校4校において、福祉関係団体等と連携した専門的な実習や学習活動を実施しました。
- ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、高校3校において、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高める実践研究に取り組みました。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むため、公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の学校現場への提供や、指導計画の作成に係る指導・助言を行いました。
- ・平和な社会の形成者として主体的に行動する力を育むため、地理歴史科の科目「歴史総合」では、近現代史を学ぶ中で、戦争に至る歴史的経緯や国民生活への影響を、また公民科の科目「公共」では日本国憲法の平和主義や国際社会における役割などについて、学習に取り組むとともに、指導計画の作成に係る指導・助言を行いました。
- ・高校生が平和の大切さや命の尊さを実感し継承していくため、有識者による戦争と平和に関する講演や大学生を交えた意見交換、イスラエルやパレスチナの同世代の学生等との交流を通じて、平和について考えや理解を深めるワークショップを3回実施し、16校から高校生のべ127名が参加しました。
- ・高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むため、主権者教育モデル校5校にて実践的な学習を推進し、モデル校が連携しながら校内外における生徒の自主的な活動の充実に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況								
KPIの項目						関連する基本事業		
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値		
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合						①②③④		
—	小学生 94.1% 中学生 94.8% 高校生 75.1%	小学生 95.5% 中学生 96.1% 高校生 77.1%	小学生 97.0% 中学生 97.4% 高校生 79.1%	小学生 98.5% 中学生 98.7% 高校生 81.1%	小学生 92.3% 中学生 92.9% 高校生 87.3%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%	b	
小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1%	小学生 90.9% 中学生 90.5% 高校生 70.8%	小学生 90.2% 中学生 92.0% 高校生 71.0%	小学生 91.0% 中学生 91.7% 高校生 73.5%	小学生 90.9% 中学生 91.7% 高校生 70.8%	—	—		
学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている 高校生の割合						①		
—	65.0%	73.8%	91.9%	96.0%	90.3%	100%		b
—	83.7%	82.8%	82.3%	86.7%		—		
国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子 どもたちの人数						②		
—	中学生 850人 高校生 220人	中学生 1,040人 高校生 240人	中学生 1,230人 高校生 260人	中学生 2,200人 高校生 280人	中学生 95.0% 高校生 137.9%	中学生 2,250人 高校生 300人	b	
中学生 684人 高校生 203人	中学生 1,321人 高校生 224人	中学生 898人 高校生 245人	中学生 2,191人 高校生 273人	中学生 2,091人 高校生 386人	—	—		
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合						③		
—	79.8%	80.8%	81.8%	82.8%	97.6%	83.8%	b	
78.8%	76.9%	76.0%	79.4%	80.8%		—		
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任 を果たそうと考える高校生の割合						④		
—	70.1%	72.5%	74.9%	77.3%	100%	79.7%	a	
67.7%	65.0%	63.9%	69.7%	77.3%		—		

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① キャリア教育の推進 ・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択する 必要があります。そのため、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを

振り返ることのできる「キャリア・パスポート」の発達段階に応じた活用を含め、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進します。

- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現が必要です。そのため、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科および総合学科の高等学校、支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等を引き続き配置し、働くことや自己の適性への理解を深めることができるよう、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行います。
- ・県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)において、生徒が学びと将来の夢とのつながりを意識して、卒業後の進路や将来を設計できる能力を身につける必要があります。そのため、様々な体験活動を行うとともに、キャリア学習支援員を活用したキャリア教育を推進します。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるようにする必要があります。そのため、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、実習等の機会の充実に取り組みます。
- ・女子生徒が理数分野への興味を深め、自らの可能性を広げられるよう支援することが求められています。そのため、女子中高生を対象の中心とし、研究機関や企業等を訪問する機会を創出するとともに、女性研究者による講演会等を開催します。また、女子生徒による小学生向けの科学実験講座を開催します。
- ・大学進学者が多い普通科高校において、生徒が地元企業の魅力に目を向け、地域での活躍を視野に入れたキャリア形成を促す必要があります。そのため、学校と地元企業をつなぐコーディネーターを活用した企業展や職場訪問を実施します。また、地元企業が学校の学習活動を支援する協力体制の構築を図ります。

② グローカル教育の推進

- ・高等学校では、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育む必要があります。そのため、企業等の支援を得ながら、海外留学や海外職場体験を行うとともに、姉妹校提携による学校間交流やAIを効果的に活用した英語の授業、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みます。
- ・小中学生の英語のコミュニケーション能力を育成する必要があります。そのため、引き続き教員の指導力向上に係る研修会を開催し、効果的な授業例を共有します。さらに、中学生が郷土三重の魅力を英語でプレゼンテーションするコンテストや、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業の充実を図ります。
- ・地域で活躍する職業人の生き方に触れ、地域の課題に他者と協働して探究する取組を県内へ横展開することで、児童生徒が郷土への愛着を持ちながら自身の進路を主体的に捉え、郷土への誇りと志を持つ次代の三重を担う人材の育成を推進します。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・「自ら問いを立てる力」「他者とともに価値を創り出す力」を身につけることが求められています。そのため、多様な考え方を持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習を推進します。
- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を身につけることが求められています。そのため、スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や普通科高校等の探究的な学習の成果の発表の場である「みえ探究フォーラム」や、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む教員の研究会の「探究コンソーシアム」を開催します。
- ・高校生が異なる文化や価値観を持つ人々と協働できる力とリーダーシップを身につけることが求められています。そのため、外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所、国際協力機関等への訪問や意見交換等の研修により、地域や国際社会で活躍できる人材の育成に取り組みます。
- ・三重県誕生 150 周年を契機に、生まれ育った三重に対する理解を深めるとともに、愛着や誇りをもって地域社会に貢献しようとする人材の育成が求められています。そのため、三重の歴史

や現状を学び、未来について考察する探究的な学習を推進し、その成果を発表する機会を設けます。

- ・デジタル等成長分野を支える人材の育成が求められています。そのため、DXハイスクール指定校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学習に引き続き取り組みます。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むことが求められています。そのため、引き続き公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の横展開を図るとともに、指導計画の作成に係る指導・助言を行います。
- ・高校生が平和な社会の形成者として主体的に行動する力を育むことが求められています。そのため、引き続き、地理歴史科の科目「歴史総合」において近現代史の中の戦争に至る歴史的経緯や国民生活への影響を、また公民科の科目「公共」において日本国憲法の平和主義や国際社会における役割などについての学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の横展開や指導計画の作成に係る指導・助言を行います。
- ・高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むことが求められています。そのため、主権者教育モデル校を中心に実践的な学習を推進し好事例の横展開を図るとともに、校内外における生徒の自主的な活動の取組を支援します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	1,417	2,381	662	773	837
概算人件費	24,339	23,732	23,772	23,424	—
(配置人員)	(2,735 人)	(2,690 人)	(2,620 人)	(2,576 人)	—

施策 14－3 特別支援教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システム*の理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	発達障がい支援等の専門性の向上を図る研修を目標数以上の教職員が受講するとともに、子どもたちが進路希望を実現するための就労支援に取り組むことで、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画につなげることができました。また、小中学校等と特別支援学校間での交流および共同学習を実施することで、障がいの有無に関わらず互いに理解し尊重し合う態度を身につけることができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用を進めました。高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、高等学校への周知を行い、同ファイルの活用を進めました。また、教職員が適切な指導・支援をできるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を実施しました。
- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町による導入が進むよう協議し、令和7年度から新たに1町が導入、合計11市町で実施しました。
- ・通級による指導を充実させるため、定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)、全日制1校(熊野青藍高等学校紀南校舎)に加えて、令和7年度から新たに全日制課程の白子高等学校においても開始しました。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があることから、通級による指導を担当する教員を対象として専門家による年間を通じた研修(年間12回実施、各回32名参加)を実施しました。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、高等部卒業後に、地域での生活へ円滑に移行できるよう、発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めました。多様な働き方支援員等を配置し、実態に応じ、テレワークや短時間就労など、多様で柔軟な働き方が可能な職場を新たに開拓するとともに、希望する生徒を短時間就労につなげました。
- ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣しました。また、医療的ケア児の学習を保障し、通学に係る保護者の負担を軽減できるよう、登校時に週2回程度、看護師等が福祉

車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援を実施しました。
・県立特別支援学校ボッチャ大会をオンラインで開催しました。大会をとおして、スポーツに親しみ、他校の生徒と競技することで、交流を深めました。
・老朽化対策、安全対策および施設の狭隘化等に対応するため、特別支援学校の施設整備を進めました。盲学校および聾学校は、城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、建築工事を継続して行いました。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築工事を契約し、令和8年4月の着工に向けて取り組みました。西日野にじ学園の狭隘化解消等のため、校舎増築などの実現の可能性について検討しました。
・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できるよう、各校の児童生徒数の増加をふまえ、スクールバスを増車(3台)しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率							①②
—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	a
100%	100%	100%	100%	100%		—	
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数							②
—	600 回	700 回	800 回	900 回	106.6%	1,000 回	a
524 回	756 回	846 回	900 回	959 回		—	
通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計)							①
—	30 人	60 人	110 人	130 人	160.0%	180 人	a
0 人	50 人	93 人	121 人	153 人		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が継続的に適切な指導・支援を受けられるよう取組を進めていく必要があります。そのため、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用をさらに進めます。また、高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、高等学校へのさらなる周知を行い、同ファイルの活用を進めます。あわせて、教職員が適切な指導・支援ができるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を引き続き実施します。
- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学べる取組が求められています。そのため、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町と協議し、導入市町のさらなる拡大を進めます。
- ・定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)、全日制2校(熊野青藍高等学校紀南校舎、白子高等学校)に加えて、松阪工業高等学校の定時制課程においても通級による指導を開始します。また、他の高等学校においても、自己理解やコミュニケーション力向上を図る必要がある生徒が在籍していることから、通級による指導の拡充に取り組みます。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、小中学校や高等学校の全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高めていく必要があります。

す。そのため、通級による指導を担当する教員を対象として専門家による年間を通じた研修を実施します。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、地域生活へ円滑に移行できることが求められます。そのため、発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育を進めます。企業経験豊かなキャリア教育サポーターを活用し、職場開拓を進めます。また、雇用経済部と連携して、専門的な人材を活用し、テレワークや短時間就労など、多様で柔軟な働き方が可能な職場開拓を行います。加えて、多様な働き方支援員を配置し、子どもの実態に応じ、福祉サービスを活用したテレワークや短時間就労を推進します。
- ・医療的ケア児の学習を保障し、通学に係る保護者の負担を軽減することが求められています。そのため、引き続き担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣します。また、令和8年度からは、週5回、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行えるよう、通学支援事業を拡大します。
- ・特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しめることが求められています。そのため、引き続き障がい者スポーツの取組を進めます。
- ・老朽化対策、安全対策および施設の狭隘化等に対応する必要があります。そのため、特別支援学校の施設整備を進めます。盲学校および聾学校は、城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、地盤改良工事を実施した上で、建築工事を継続して行います。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築工事を行います。特別支援学校玉城わかば学園は、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎改修工事を行います。西日野にじ学園の狭隘化解消等のため、くわな特別支援学校の新館棟建築に向けて今後の対応を検討します。
- ・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できることが求められます。そのため、各校の児童生徒数の増加をふまえ、スクールバスの増車に取り組みます。また、使用年数の長い車両から計画的に更新を進めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	2,640	2,762	1,931	3,452	11,950
概算人件費	23,805	22,488	22,755	23,861	—
(配置人員)	(2,675 人)	(2,549 人)	(2,508 人)	(2,624 人)	—

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B (見込)	弁護士によるいじめ予防授業等や情報モラル教育の推進、いじめ対応情報管理システムの運用等による学校が把握したいじめに迅速・的確に対応する取組の推進が、子どもたちのいじめをなくそうと行動する意識や、学校生活における安心感につながっています。KPIについては、2項目で目標値には至らなかったものの、高い水準を維持していることから、「おおむね順調」としました。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① いじめをなくす取組の推進

- ・命を大切にする心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え、議論する道徳」を推進するため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議を年4回開催するとともに、道徳教育アドバイザーを市町教育委員会や学校が開催する研修会等へ派遣し、より効果的な授業づくりや評価に関する助言を行いました。
- ・子どもたちがいじめの問題に対して主体的に行動できるよう、弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、公立小学校においていじめ予防授業を実施しました。
- ・社会総がかりでいじめをなくす取組を一層進めるため、いじめ防止強化月間におけるいじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、「STOP！いじめ」ポータルサイトによる情報発信を行いました。
- ・感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童生徒への指導のため、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を実施しました。また、研修の内容を市町教育委員会にも共有しました。
- ・インターネット上におけるいじめを防止するため、文部科学省や警察等の関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなどして、各学校の情報モラル教育を推進しました。
- ・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対し、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテストを開催し、16校の応募がありました。応募動画は「STOP！いじめ」ポータルサイトに掲載し、広く県民にいじめ防止の啓発を行いました。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めました。
- ・いじめの被害にあっていない児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラー*の配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも

スクールカウンセラーを配置しました。また、スクールソーシャルワーカー*の配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行いました。 ・いじめをはじめとする、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、電話相談や、多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施しました。 ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロール*を実施しました。							
③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進 ・いじめ対応について各校での取組につなげるため、県立学校長会議や各校の生徒指導担当者が集まる会議において、県内で発生したいじめの重大事態の調査結果に基づく再発防止策を共有しました。 ・いじめの態様に応じた迅速かつ的確な対応を進めるため、いじめの内容や対応状況等の情報を学校と市町教育委員会および県教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を運用しました。							
④ 教職員の資質向上と支援体制の充実 ・児童生徒、教職員、保護者等が「子どもアドボカシー」の理解を深めるため、子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を作成し、子どもの意見表明を支援する環境整備を進めました。 ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を小中学校6会場、高等学校1会場で実施しました。 ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案等への効果的な対応策などについて指導・助言しました。 ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みました。 ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・必修研修では、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を実施しました。専門研修では、いじめを生まない学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修を実施しました。 ・子どもたちの育成に向けて、県立学校と保護者の連携が円滑に進まない事案等に対し、弁護士等が中立的な立場で合意形成を図る学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)の導入に向けた取組を進めました。							

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合						①	
—	60.0%	70.0%	94.0%	97.0%	90.5%	100%	b
—	88.2%	88.5%	88.1%	87.8%		—	

学校生活に安心を感じている子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0%	小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5%	小学生 98.4% 中学生 99.0% 高校生 97.0%	小学生 99.2% 中学生 99.5% 高校生 98.5%	小学生 95.7% 中学生 97.2% 高校生 94.1%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	b
小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 96.0% 中学生 97.2% 高校生 93.0%	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%	小学生 95.1% 中学生 97.4% 高校生 92.0%	小学生 94.9% 中学生 96.7% 高校生 92.7%		—	
いじめの認知件数に対して解消したものの割合						②③④	
—	100%	100%	100%	100%	未確定	100%	未確定
94.9% (2年度)	92.1%	96.3%	94.6%	未確定		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① いじめをなくす取組の推進

- ・命を大切にできる心や、他者への思いやりを育む「考え、議論する道徳」を推進する必要があります。そのため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議を開催するとともに、道徳教育アドバイザーを市町教育委員会や学校が開催する研修会等へ派遣し、より効果的な授業づくりや評価に関する助言を行います。
- ・児童がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育む必要があります。そのため、弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校においていじめ予防授業を実施します。
- ・社会全体へのいじめ防止の啓発が必要です。そのため、「STOP！いじめ」ポータルサイトで、応援メッセージや相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載します。
- ・子どもたちが怒りをコントロールして、暴力行為に及ぶことがないようにするための対策が求められています。そのため、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントを含むソーシャルスキルに係る研修を行い、各学校での取組につなげます。また、研修の内容等を市町教育委員会にも共有します。
- ・インターネットを介したいじめ等を防止する必要があります。そのため、文部科学省や警察などの関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなど、各学校で教育活動全体を通した情報モラル教育が進められるよう支援を行います。
- ・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校による、「いじめ防止」をテーマにした動画を募集し、応募動画を「STOP！いじめ」ポータルサイトに掲載します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進める必要があります。そのため、定期的を実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知します。
- ・多様化・複雑化するいじめの問題から子どもたちを守り、不安や悩みを抱える際の心のケア等を行う必要があります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、引き続き子どもたちが安心して相談できる体制の充実に図ります。
- ・いじめや教職員による性暴力、体罰等、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応する必要があります。そのため、電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を引き続き

実施します。 ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守る必要があります。そのため、ネットパトロールを引き続き実施します。
③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進 ・いじめの態様に応じた迅速かつ的確な対応を進める必要があります。そのため、いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を引き続き運用します。
④ 教職員の資質向上と支援体制の充実 ・子どもたちの育成に向けて、県立学校と保護者の連携が円滑に進まない事案等に対応する必要があります。そのため、弁護士等が中立的な立場で合意形成を図る学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)や弁護士による学校の代理対応により、学校と保護者の信頼関係を再構築する支援等を行います。 ・学校が認知したいじめの早期対応と深刻化の防止を進めていく必要があります。そのため、学校に対して支援を行う「いじめ対策専門チーム(仮称)」の令和9年度の設置に向けた準備を進めます。 ・児童生徒、教職員、保護者等が「子どもアドボカシー」の理解を深める取組を進める必要があります。そのため、子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学べる動画教材や資料の活用を促進します。 ・教職員のいじめや暴力への対応力を高める必要があります。そのため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を引き続き実施します。 ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜く必要があります。そのため、引き続き弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言します。 ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えています。そのため、引き続き学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。 ・多様化・複雑化するいじめ問題への教職員の対応力を高める必要があります。そのため、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修では、いじめの定義やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を実施します。専門研修では、いじめを予防する学級づくりや児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)について学ぶ研修を実施します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	405	462	491	527	573
概算人件費	5,019	4,896	5,852	5,874	—
(配置人員)	(564 人)	(555 人)	(645 人)	(646 人)	—

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B (見込)	不登校児童生徒の個々の状況に応じ、学びが継続できるよう多様な支援に取り組みましたが、さらなる支援を進めるため、学校内外の専門機関につなげる取組を引き続き行う必要があります。 令和7年度は、県立みえ四葉ヶ咲中学校を学びの多様化学校としても開校し、不登校児童生徒等への支援を進めることで、社会的自立に向けた力を育むことができました。 また、ヘルメット着用率の一層の向上に向けた課題は残るものの、子どもたちの安全・安心を確保するための取組をおおむね順調に進めることができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・学校へのスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置時間を拡充(前年比 SC:8.7%増、SSW:4.2%増)し、教育相談体制の充実に取り組みしました。
- ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けた支援(9市町19校)に取り組みしました。
- ・高校生年代における不登校の子どもたちを支援する県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援やカウンセリング等に取り組みしました。
- ・訪問型支援および地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内全ての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが市町の教育支援センターに対して助言しました。
- ・誰一人取り残さない教育の実現のため、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)を令和7年4月に開校し、学びの多様化学校としても運営しました。また、学校設置および運営に関する知見を市町等と共有するため、学校見学会を実施するとともに、令和7年度末には学びの多様化学校設置の手引きをまとめ、各市町に周知しました。
- ・フリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に向けて、利用料の補助を行い、子どもたちが学びを継続できるよう支援しました。
- ・不登校の状況にある児童生徒のため、メタバースや遠隔会議システムを活用したオンラインの居場所づくりに取り組みました。

- ・県立高等学校において、長期の欠席により学習に大きな空白ができないよう、1人1台端末を端末を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる遠隔授業を実施しました。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を継続的に実施するため、自己理解を深め他者との関わりを深化させる発展的・応用的なプログラムの作成に取り組みました。
- ・潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やSSWとの連携方法等についてまとめた活用ガイドブックを作成し、県内公立学校に周知しました。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施しました(9会場 180名参加)。
- ・不登校生徒の学習機会を確保するため、1人1台端末を活用し、学校での授業の様子をオンラインで配信する遠隔授業を行いました(42校で実施)。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を実施しました(2月時点で 3,911 回派遣)。また、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組に対して、支援を行いました。
- ・高等学校において、日本語指導が必要な外国人生徒の社会的な自立に向けて、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行いました。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナー(3校で実施)や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(14校22名参加)を開催しました。
- ・令和7年4月に開校した県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組みしました(72 人在籍)。また、引き続き、四日市会場で夜間中学体験教室「まなみえ」を実施しました。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生の自転車乗車時のヘルメット着用推進と事故の未然防止に向けて交通法規を遵守する意識を高めるため、「三重県高校生バイシクルサミット」を開催し、ヘルメット着用を含めた交通安全について生徒同士が意見交換するとともに、各校での生徒の主体的な取組を促進しました。令和7年度の県立高校生のヘルメット着用率は、11.4%となり、調査を開始した令和5年度の 4.6%と比較すると 6.8 ポイント、令和6年度の 7.3%と比較すると 4.1 ポイント上昇しました。
- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、交通安全および防犯に関する知見を持つ学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を行いました。
- ・各学校の交通安全・防犯教育の取組が充実するよう、公立学校の教員を対象に校種別に、交通安全や防犯についての講習会を行い、指導力向上に取り組みしました。
- ・地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりに取り組むため、学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組みしました。
- ・各学校における子どもの自死予防の取組を推進するため、子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処する方法を学ぶための動画教材を作成し提供しました。
- ・各学校での生命(いのち)の安全教育の充実を図るため、文部科学省が作成した生命の安全教育の教材の紹介や、出前授業を行う専門機関・講師一覧の作成・提供などにより、学校における生命の安全教育の取組を支援しました。また、SC や SSW を対象に、性暴力や性被害に関する研修を実施し、子どもや保護者の相談に適切に対応できる体制を整えました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	未確定	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	未確定
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2%	小学生 60.1% 中学生 60.1% 高校生 46.5%	未確定		—	
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合						②	
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 96.3%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	b
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 82.4%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 86.7%		—	
通学路の安全対策が実施された箇所の割合						③	
—	97.5%	100%	100%	100%	97.4%	100%	b
95.1%	97.0%	97.4%	96.2%	97.4%		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 不登校の状況にある児童生徒への支援 ・不登校児童生徒の学びの継続に向けて、学校内で安心して学習や相談を受けることができるように支援が必要です。そのため、校内教育支援センターの一層の設置促進に向けて取り組むとともに、校内教育支援センター指導員への研修を行います。 ・高校年代の不登校の状況にある子どもたちの社会的自立を支援していく必要があります。そのため、引き続き、県立教育支援センターにおける支援の充実に取り組みます。 ・訪問型支援および地域の福祉や医療と連携した取組を継続する必要があります。そのため、引き続き県内全ての教育支援センターにSCとSSWを配置するとともに、不登校支援アドバイザー

ーが各教育支援センターに対して助言を行います。

- ・誰一人取り残さない教育の実現を目指す必要があります。そのため、学びの多様化学校としての機能を有する県立夜間中学「みえ四葉ヶ咲中学校」の安定的な運営を図ります。あわせて、市町による夜間中学校や学びの多様化学校の設置検討への支援や、夜間中学体験教室「まなみえ」の実施を通じた周知・啓発に取り組みます。
- ・学校外で学ぶ子どもたちへの支援が求められています。そのため、引き続きフリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助します。
- ・不登校の状況にある児童生徒のためのオンラインの居場所づくりが求められています。そのため、メタバースや遠隔会議システムの活用により引き続き取り組みます。
- ・長期の欠席により学習に大きな空白ができないように対応する必要があります。そのため、県立高等学校において、1人1台端末を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる取組を引き続き実施します。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげる必要があります。そのため、「不登校の子どもたちの保護者相談会」を引き続き実施します。
- ・保護者が気兼ねなく不登校に関する相談ができる環境が必要です。そのため、AI チャットを導入し、専門機関へつなげるモデル事業に取り組みます。
- ・不登校生徒の学習機会を確保する必要があります。そのため、引き続き1人1台端末を活用し、学校での授業の様子をオンラインで配信する遠隔授業を行います。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、引き続き、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図る必要があります。そのため、巡回相談員を増員して日本語指導や適応指導、保護者への支援、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組への支援を行います。
- ・日本語指導が必要な外国人生徒が、地域において社会的自立を果たし、社会の一員として活躍することが求められています。そのため、高等学校では、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及させるとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規の遵守に対する意識を高める必要があります。そのため、効果的な取組について意見交換する「三重県高校生バイシクルサミット」の開催やヘルメット着用努力義務の校則への記載、教職員を対象とした交通安全講習会の実施などにより、各学校の実践につながる取組を進めます。
- ・子どもたちが主体的に判断し、行動するための安全教育を推進する必要があります。そのため、学校安全アドバイザーの助言のもと、実践地域の児童生徒による通学路の安全点検や安全マップづくりの実施や、高校生が小中学生に対し交通安全および防犯について講義する出前授業等を行います。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させる必要があります。そのため、小学校および高等学校の教員を対象とした防犯講習会と、中学校教員を対象とした交通安全講習会を実施します。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生しています。そのため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組みます。
- ・子どもの自死予防に取り組む必要があります。そのため、子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処するための方法を学ぶ動画教材を引き続き活用します。
- ・生命(いのち)の安全教育において、子どもや保護者の相談に適切に対応できる体制整備を進める必要があります。そのため、生命の安全教育に係る教材や専門機関を紹介するなどして学校における生命の安全教育の取組を支援します。加えて、SCやSSWを対象とする性暴力や性被害に関する研修を実施します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	223	101	514	166	181
概算人件費	14,683	14,318	15,288	14,895	—
(配置人員)	(1,650 人)	(1,623 人)	(1,685 人)	(1,638 人)	—

施策 14－6 学びを支える教育環境の整備

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	KPIのうち、地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合は目標を上回り、地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざした取組を進めることができました。また、課題の改善に向けた学校マネジメントの取組を行っている学校の割合も目標を上回り、教員の悩みや不安感の解消につながる取組を進めることができました。着任2、3年目の教員を対象とした研修、教員採用試験の試験項目見直しなどの改善、潜在的な教員の確保に向けた取組等を進めることで、教職の魅力向上や働き方改革について一定の成果が得られました。また、子どもたちの安全、快適に学べる環境整備のための県立学校施設の計画的な老朽化対策等を着実に進めました。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入や充実、地域学校協働活動*推進員等の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーター*の派遣や、各市町の取組や課題を協議する推進協議会等を開催するとともに、各市町が実施する取組に対して支援を行いました。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組、地域学校協働活動に対して支援を行いました。
- ・県立高等学校のさらなる活性化に取り組むため、引き続き各地域で活性化協議会を開催し、県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めました。鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の3地域では、協議会としての考え方が取りまとめられ、令和10年度に4校を募集停止として地域の高校を再編し、特色化・魅力化を図ることとしました。また、三重県教育改革推進会議に部会を設置して調査研究を実施し、令和8年3月に答申「県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について」がありました。
- ・令和7年4月に開校した熊野青藍高等学校での魅力的な教育活動を展開していくため、2校舎が一体となった活動の充実や開発した教育プログラムの本格実施に取り組みしました。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・経験や職種に応じた教職に必要な知識・技能の向上や、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上のため、法定・悉皆研修および専門研修を実施しました。また、着任2、3年目の教員が、初任期に学んだ基礎・基本をもとに、課題への具体的な解決方法を見出すとともに、教職の魅力ややりがいを実感できるよう、オンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組みました。
- ・時代や社会の変化に対応したマネジメント能力の向上のため、新任校長研修や、2、3年目の管理職等を対象としたトップリーダーマネジメント研修を実施しました。
- ・児童生徒への性暴力等の根絶に向け、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、教職員が自らの言動を振り返る機会を設けました。また、これまでの高等学校、中学校等に加え、公立小学校および特別支援学校小学部の5、6年生の児童を対象としたアンケート調査を試行的に実施しました。
- ・他県において児童を盗撮し逮捕される事案が発生したことをうけ、教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱いルール作成など、盗撮防止に向けた対策を令和7年9月にとりまとめ、各学校において、盗撮防止に係る点検チェックリスト等を活用した教室等の点検および盗撮等の事案に対する校内体制の整備を行いました。あわせて、公的デジタルカメラの整備や盗撮カメラ探知機の導入を行うとともに、盗撮防止対策にかかる防犯カメラの設置の検討を行いました。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、引き続き学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置し、学校現場の業務負担を軽減しました。また、カスハラ防止のための機運醸成を図るため、保護者や地域住民への啓発の一環として、三重県PTA連合会、三重県高等学校PTA連合会と連携して、カスハラ防止のための啓発ポスターを作成し、県立学校および市町教育委員会に配布し、学校と保護者間のカスハラ問題にかかる共通認識を促しました。さらに、外部からの相談や要望などのへの対応を充実させるため、県立学校に電話通話時の録音機能を導入しました。
- ・教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員、部活動指導員など専門人材・地域人材の配置・拡充に取り組みました。また、学校や教職員以外で担うことが可能な業務における専門人材・地域人材の活用等の取組事例を収集するなど、働き方改革に係る効果的な取組について全県的な水平展開を図りました。さらに、令和7年6月の改正給特法に基づき、教育委員会において策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」について、県立学校の教育職員を対象とした計画を策定するとともに、市町等教育委員会における計画策定を支援しました。
- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めました。また、生成AIを活用した教職員の業務改善の研究等を行い、働き方改革のさらなる推進を通じて教職の魅力向上につなげました。
- ・教員不足への対応として、教員採用試験の受験者数の確保に向けて、試験項目の見直しなど採用試験の改善を図りました。また、潜在的な教員の確保に向けて、教員免許保有者で教職に就いたことがない方等を対象とした「みえの未来の先生」相談会を6会場で開催したほか、新たに移住フェアや転職イベントに出展し、三重県への移住希望者や転職希望者などに対して、教職の魅力をアピールしました。さらに、県内外の大学生や県内高校生を対象とした教職ガイダンス等を行うとともに、教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会を開催しました。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・学校の場合や規模にかかわらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を配信するための「遠隔授業配信センター」の設置や遠隔授業システムを整えました。
- ・1人1台端末を活用して個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、国の教育情報セキュリティの方針を参考に安全安心に端末を利用できる環境を整備し、探究学習等、学校の特色に応じた活用や情報リテラシーを育成する教育の充実に取り組むとともに好事例の提供にも取り組みました。
- ・GIGAスクール構想第2期を進めるため、令和7年度に引き続き、県教育委員会と市町等教育委員会の教育長で構成される「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、児童生徒用1人1台端末の令和8年度分の更新を計画的に進めました。また、「三重県1人1台端末利活用方

針」事例集の更新や市町に対するアドバイザー派遣、ICT 教育実践交流会等の研修会や情報担当指導主事等研修会等を開催し、ICTの利活用を推進しました。

④ 学校施設の整備

・県立学校の老朽化に対する必要な対策や施設整備を計画的に進めるため、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、屋上防水や外壁の改修を行うとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組みました。また、熱中症対策の観点から、避難所に指定されている学校3校の体育館へ空調設備の設置を行いました。

・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材*の耐震対策、バリアフリー化など施設整備の需要が増大していることから、必要な整備が円滑に進められるよう、国に対する財政支援制度の拡充の要望や市町等の学校設置者に対する情報提供・助言を行いました。また、体育館の空調整備について、国の交付金等を活用した整備の加速化を働きかけました。

⑤ 私学教育の振興

・私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校(50校)に対して経常的経費等へ助成するとともに、円滑な学校運営に資するよう、情報提供や助言等を行いました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合							①
—	小学校 80.0% 中学校 70.0%	小学校 85.0% 中学校 77.5%	小学校 90.0% 中学校 85.0%	小学校 95.0% 中学校 92.5%	小学校 105.3% 中学校 108.1%	小学校 100% 中学校 100%	a
小学校 71.6% 中学校 56.4%	小学校 75.4% 中学校 59.5%	小学校 81.2% 中学校 64.2%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	—	—	
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合							
—	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	100.5%	60.0%	a
49.2%	51.2%	52.5%	52.0%	58.3%		—	
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合							②
—	—	小学校 46.0% 中学校 49.0% 県立学校 38.0%	小学校 47.0% 中学校 50.0% 県立学校 39.0%	小学校 73.0% 中学校 76.0% 県立学校 59.0%	小学校 98.5% 中学校 87.4% 県立学校 97.8%	小学校 74.0% 中学校 77.0% 県立学校 60.0%	b
—	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3%	小学校 43.5% 中学校 39.4% 県立学校 40.0%	小学校 72.1% 中学校 75.7% 県立学校 58.6%	小学校 71.9% 中学校 66.4% 県立学校 57.7%	—	—	

1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合						②	
—	59.0%	61.0%	63.0%	65.0%	96.1%	67.0%	b
—	43.1%	52.5%	62.0%	62.5%		—	
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合						③	
—	82.4%	86.8%	91.2%	95.6%	90.6%	100%	b
77.9%	81.8%	83.6%	86.0%	86.6%		—	
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数						⑤	
—	95 件	100 件	105 件	110 件	110.9%	115 件	a
90 件	109 件	111 件	117 件	122 件		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・学校・家庭・地域が一体となった教育を一層推進する必要があります。そのため、市町が行うコミュニティ・スクールの導入や充実、地域学校協働に対して支援を行うとともに、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等を行います。
- ・今後、中学校卒業者数の減少が加速していきます。そのため、北勢(桑名・四日市)地域にも新たに活性化協議会を設置し、各地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めます。また、現行の「県立高等学校活性化計画」が令和8年度末で終了することから、次期計画の策定に向けて、三重県教育改革推進会議において審議を行います。
- ・国の高校教育改革の構想(ネクストハイスクール構想*)に基づき、今後の社会課題に対応し、これからの時代を担う人材を育成することが求められています。これを受けて、基金を造成し、その基金を活用して、アドバンスト・エッセンシャルワーカー*や理数系人材を育成するための高校教育に取り組みます。
- ・普通科高校の特色化・魅力化を進める必要があります。そのため、県立高校でパイロット校2校を指定し、大学や地域企業と連携した高度な探究学習プログラムの研究・開発を行うとともに、その成果を他校へ横展開します。
- ・生徒の様々なニーズに対応し、多様な学びを提供することが求められています。そのため、パイロット校3校を指定し、柔軟な単位認定システムや教育プログラムの研究・開発に取り組み、これまでの全日制・定時制・通信制の枠組みにとらわれない新しいタイプの高校である「みえ版フレキシブル高校*」について、令和9年4月からの運用開始に向けて準備を進めます。
- ・令和7年4月に開校した熊野青藍高等学校での魅力的な教育活動を展開していく必要があります。そのため、2校舎が一体となった活動に対して、引き続き支援を行います。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・学校を取り巻く状況や、複雑化・多様化する教育課題に対応できるよう教職員の資質向上が求められています。そのため、経験や職種に応じた教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、専門的指導力の向上を図る研修を引き続き実施します。また、不安や悩みを抱える若手教職員の支援と育成に向け、さまざまな教育課題への対応や、教職の魅力ややりがいを実感できるよう、新たに校内研修の手引き、オンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組みます。
- ・時代や社会の変化に対応できるマネジメント能力の育成が求められています。そのため、これまでの管理職等を対象とした研修に加え、新たにミドルリーダーのマネジメント能力の向上を図る研修を実施します。
- ・教職員の不祥事や不適切な事務処理を未然に防ぎ、教職員の服務規律の確保を徹底する必要があります。そのため、県立学校や市町等教育委員会に対して注意喚起を粘り強く行いま

す。児童生徒への性暴力等の根絶のため、公立小学校および特別支援学校小学部の5、6年生の児童を対象に含め、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、教職員が自らの言動を振り返る機会を設けます。また、新たに研修資料を作成し、全ての教職員を対象に研修を行うなど、教職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。

- ・防犯カメラの設置については、児童生徒の安全・安心の確保や盗撮防止対策に繋がる一方で、児童生徒や教職員のプライバシーが侵害される恐れもあります。そのため、引き続き、県立学校と話し合いを進めつつ、各学校の実情をふまえたうえで、慎重に検討を続けます。
- ・学校だけでは解決が難しい事案に対する支援が求められています。そのため、引き続き学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置するとともに、市町や学校に対しての巡回相談や研修会等を実施します。また、令和8年度中に県条例「三重県カスタマーハラスメント防止条例(仮称)」が制定される予定であることから、この機会を生かした有効な対策を検討していきます。
- ・教職員の長時間労働の解消に向けて、学校における働き方改革をさらに推進する必要があります。そのため、引き続きスクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員、部活動指導員など専門人材・地域人材の配置・拡充に取り組みます。また、学校や教職員以外で担うことが可能な業務における専門人材・地域人材の活用等の取組事例を収集し働き方改革に係る効果的な取組について全県的な水平展開を図ります。さらに、県教育委員会において策定した「実施計画」に基づき、県立学校の教育職員に関する業務量管理や健康確保に向けた取組を推進します。あわせて、市町教育委員会に対しても、それぞれの実施計画に基づき地域や学校の実情に応じた取組が着実に進むよう、必要な助言や情報共有を行います。
- ・教職員の業務効率化を図り、教職の魅力向上につなげていく必要があります。そのため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を引き続き進めます。
- ・教員不足への対応として、教員採用試験の受験者数を確保する必要があります。そのため、元教員の再採用に係る特別選考や、大学3年生等を対象とした特別選考の受験校種・教科の拡大、高等学校教諭「工業」における教員免許状の保有を要件としない特別選考等を実施します。あわせて、SNS等を活用した情報発信、ガイダンスや説明会による教職の魅力発信を進めます。また、潜在的な教員を確保するため、引き続き、「みえの未来の先生」相談会を開催するなど、教員免許保有者への積極的な働きかけ等を進めます。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・学校の場所や規模にかかわらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できる環境の整備が必要です。そのため、「遠隔授業配信センター」から多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を試行的に配信し、令和9年度からの本格的な運営に向けた準備を進めます。
- ・1人1台端末を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを充実させる必要があります。そのため、県立高校では、引き続き国の教育情報セキュリティの方針を参考に安全安心に端末を利用できる環境を整え、探究学習での活用や情報リテラシーを育成する教育の充実を推進するとともに好事例の提供にも取り組み、各校の特色や生徒の実態に応じた活用を推進します。
- ・公立小中学校では、GIGAスクール構想の実現をめざしています。そのため、引き続き、「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、令和9年度分の児童生徒用1人1台端末の更新やシステムの共通化について協議を行います。また、先進校視察や市町等協議会の実施等を通じて、1人1台端末の利活用の推進に向けた取組を進めます。

④ 学校施設の整備

- ・県立学校の老朽化に対する必要な対策や施設整備を計画的に進める必要があります。そのため、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、屋上防水や外壁の改修を行うとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組みます。また、熱中症対策の観点から、避難所に指定されている学校の体育館への空調設備の設置をさらに進めていきます。
- ・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など施設整備の需要が増大しています。そのため、必要な整備が円滑に進められるよう、引き続き国に対する財政

支援制度の拡充の要望や市町等の学校設置者に対する情報提供・助言を行います。また、体育館の空調整備について、国の交付金等を活用した整備の加速化を働きかけていきます。

⑤ 私学教育の振興

・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、児童生徒の安全・安心な学びと個性豊かで多様な教育が一層拡充されることが必要です。そのため、引き続き、経常的経費等への助成や若者の県内定着につながるキャリア教育等の特色ある取組への支援等を行うとともに、円滑な学校運営に資するよう、情報提供や助言等を行います。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	12,408	13,449	16,050	18,141	23,042
概算人件費	10,750	10,481	10,498	9,603	—
(配置人員)	(1,208 人)	(1,188 人)	(1,157 人)	(1,056 人)	—

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の拡充が図られるよう、引き続き市町への補助を実施したことに加えて、企業や団体等の参加を得て子どもたちに体験機会を提供したほか、子どもの居場所の拡大に取り組むなどにより、めざす姿の実現に向けた取組が着実に進んでいます。また、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、ヤングケアラーについて理解を深めるための子ども向けリーフレットの配布、ひとり親家庭向けの学習支援、発達障がいに関する連続講座の開催などに取り組んだ結果、地域における支援体制の構築が進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・改正子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成しました。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めました。また、子どもの権利に対する理解を向上させるため、出前講座(26回)やイベント開催(5回)を通じた啓発に取り組みました。
- ・子どもの意見表明及び社会参画を促進するため、県の子ども施策について子どもが意見を届ける「みえっこ会議」を新たに開催しました(小学生から高校生世代の15名が参加)。また、子どもの意見を集める「キッズ・モニター+(プラス)」について、従来の電子アンケート(12回)に加え、新たに対面やオンラインで子どもの意見を直接聴き取るイベント(5回)を行いました。
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、子どもの会社見学(38回)や学び・体験機会を創出するイベント(5回)への支援を通じて、子どもの育ちを支援しました。また、みえこどもの城において、年齢や発達の程度に応じた遊びや、地域の人材、企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に取り組みました。
- ・青少年の健全育成に係る取組を進めるため、インターネット・SNSの安全で安心な利用や新たなリスクに関する出前講座(32回)の実施などに取り組みました。
- ・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、通園にかかる保護者の負担軽減や、子どもの居場所づくり等の84事業を採択しました。また、好事例の横展開を目的として、市町担当者を対象とした事例発表会を実施しました。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育児休業取得に関して、企業(10社)へヒアリングを行い、そのうち希望した企業(6社)

に対して課題解消に向けた研修資料を活用して出前講座を実施することにより、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりに向けた支援を行いました。

- ・大学生等に対する出前講座の実施により男性の育児参画に向けた機運醸成を図りました。また、「ワンオペ育児」や「とるだけ育休」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上を図るため、育児当事者の男性とそのパートナーを対象とした育児・家事の役割分担等について考えるセミナーを実施しました(セミナー参加者15名)。
- ・保護者の子育て・家庭教育を応援するため、参加型ワークショップの進行役となる人材を、市町・関係団体等と連携して養成するとともに、子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援Web講座の充実に取り組みました。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子ども食堂を含む子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、運営支援(116件)に加え、ニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組みました。支援にあたっては、子どもの居場所を運営するNPO等と連携し、多様化する子どもの居場所の活動に沿った取組を検討しました。また、中高生世代の居場所づくりの必要性についてセミナーを開催し、多様な課題を抱える中高生世代への対応について市町・NPO等の関係者の理解を促進する取組を実施しました。
- ・不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、フリースクール等を運営する団体への運営補助(19件)を行いました。
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金(42件)、就学支度資金(56件)等の母子父子寡婦福祉資金の新規貸付を行いました。
- ・「三重県母子・父子福祉センター」において、相談支援や就業の支援を行うとともに、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを運用するほか、専門的な相談に応じられるよう産業カウンセラーによるカウンセリングや弁護士による法律相談を行いました。
- ・ひとり親家庭等の子どもの学習支援を実施する市町(8市町:418人)へ補助を行うとともに、生活困窮家庭に対しては、家庭や児童・生徒の状況に応じた学習支援等(39人)に取り組みました。
- ・ヤングケアラーについて、周知啓発を図るため子ども向けリーフレットの配布や、支援者向けハンドブックを活用した出前講座等(12回)を実施しました。また、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、福祉、介護、教育などの関係機関職員向けの研修会(5回)を開催するとともに、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、情報提供や助言などを行いました。さらに、関係機関が共通して利用できるアセスメントシートを作成し、活用を促すほか、高校生から30歳未満の若者を対象としたアンケート調査を実施するなど、広域的な支援体制の整備に向けた取組を進めました。
- ・公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金を25,499人、臨時支援金を7,803人、奨学給付金を2,720人に支給するとともに、修学奨学金の貸与を252人に行いました。就学支援金については所得制限により不支給認定となった生徒等に対しては臨時支援金の支給を行うとともに、奨学給付金については非課税世帯の第1子の給付額を第2子以降の給付額と同額に増額し、低所得世帯への一層の負担軽減に取り組みました。また、高等学校等専攻科の生徒に対しては、就学支援金及び奨学給付金の支援対象の拡充を行いました。
- ・市町が必要な就学援助を確実に行えるよう、引き続き、国へ就学援助に関する要望(春・秋)をしました。また、県内各市町の取組等を情報収集し、各種会議で共有し、県内各市町の就学援助制度の円滑な実施を進めました。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(31法人)に対する助成や就学支援金(10,646人)、臨時支援金(4,353人)および奨学給付金(1,141人)の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・途切れのない発達支援体制の構築に向けて、子ども心身発達医療センターにおいて、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。

・保育所等への巡回指導などにより、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLM*と個別の指導計画」の導入を進めました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)						①	
—	163 企業・団体	200 企業・団体	210 企業・団体	236 企業・団体	166.7%	251 企業・団体	a
153 企業・団体	190 企業・団体	203 企業・団体	221 企業・団体	246 企業・団体		—	
子どもの居場所数						③	
—	90 か所	105 か所	240 か所	295 か所	101.0%	350 か所	a
78 か所	135 か所	181 か所	238 か所	298 か所		—	
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)						④	
—	177 人	328 人	350 人	511 人	85.6%	607 人	b
127 人	228 人	319 人	421 人	498 人		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・多くの子どもにおいて子どもの権利に関する理解が十分に広がっておらず、県民における子ども条例の認知度も低い状況です。また、県の子どもに関する情報は、ホームページ上で分散して掲載されており、子どもにとって分かりにくいという課題があります。このため、令和7年度に作成した啓発パンフレットを活用し、三重県子ども条例や子どもの権利の普及啓発を進めるとともに、子どもが自ら必要な時に必要な情報を得られるよう、子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトの整備に取り組みます。
- ・子ども条例において、子どもの意見表明及び社会参画を基本理念として定めていますが、その機会をさらに充実させる必要があります。引き続き「みえっこ会議」と「キッズ・モニター+（プラス）」を実施し、子どもの意見表明及び社会参画を促進します。なお、「みえっこ会議」は三重県誕生150周年記念事業に位置付け、子どもたちによる三重県の未来に向けた発表を行います。
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、子どもの会社見学や学び・体験機会を創出するイベントへの支援を通じて、子どもの豊かな人間性を育み、子どもの成長の糧となるような支援を行う必要があります。そのため、引き続き制度の周知を図り、より多くの企業等が参画できるよう取り組みます。また、みえこどもの城において、引き続き年齢や発達の程度に応じた遊びや、地域の人材、企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に取り組むことに加え、三重県誕生150周年記念事業の体験イベント等を子どもたちが参画して開催します。
- ・スマートフォンやSNS等の青少年を取り巻くインターネット利用環境が多様化し、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加が懸念されます。引き続き、インターネット・SNS等の安全で安心な利用に関する新たな知見も取り入れた出前講座などを実施します。
- ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、市町における子ども・子育て施策が充実し、と

りわけ、仕事と子育てを両立できる環境整備が進むよう、引き続き支援していく必要があります。このため、これまでと同様の自己肯定感など子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組と、保育士確保をはじめとする仕事と子育ての両立に向けた取組の2つの柱を設けて支援します。また、これまでの総合補助金の実績をふまえ、先駆的で効果が高いと認められる「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について、新たな補助制度により市町を支援することで横展開を促進します。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・上昇傾向にあるとはいえ、依然として男性の育児休業取得率(令和7年度50.0%)は女性と比べて低いという課題があります。そのため、これまで作成した男性の育児参画促進に向けた啓発資料を活用し、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、男性の育児参画の質の向上、若者を対象とした機運醸成に引き続き取り組みます。また、県内の若者を対象として、男性の育児参画に関する幅広い情報を提供するとともに、ライフデザインについて自ら考える機会を新たに提供し、主体的に自分の人生を選択できるよう後押しします。
- ・保護者が抱える子育ての不安や悩みが軽減されるような取組が必要です。そのため、保護者参加型のワークショップの進行を担える人材の養成に取り組むとともに、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援Web講座を充実します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子ども食堂を含む子どもの居場所を運営するNPO等の活動を支援し、地域の実情や子どものニーズに応じた多様な取組を広めていく必要があります。そのため、より柔軟で活用しやすい制度となるよう現行の補助制度を見直し、新たな取組も補助対象となるよう検討を進めるとともに、引き続きニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組めます。
- ・中高生世代は、思春期特有の悩みや将来への不安を抱えやすい一方、支援の構えを見せるとかえって離れていくなど、居場所につながりにくいという課題があります。そのため、中高生世代と接する居場所スタッフを対象に、コミュニケーションの取り方やSOSサインを学ぶ研修会を開催して人材育成を進めるとともに、モデル事業としてキッチンカー等を活用したアウトリーチ型の移動式居場所づくりに取り組み、今後の支援に活用します。
- ・不登校児童生徒等が安心して過ごすことができる居場所を確保するために、フリースクール等の安定的・持続的な運営及び活動が行われることが必要です。そのため、引き続き現場で活動しているフリースクール等の運営団体の声を聞きながら、より活用しやすい補助制度となるよう見直しを行い、継続して支援します。
- ・ひとり親家庭等の自立に向けては、親が経済的に安定する必要があります。このため、引き続き、母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応しながら貸付を行うとともに、「三重県母子・父子福祉センター」において、専門家による相談支援や就業の支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の子どもの学習機会を確保し、健全な育成を図ることによって「貧困の連鎖」を解消する必要があります。このため、学習支援事業を実施する市町への補助を行うとともに、生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組めます。
- ・ヤングケアラーについては当事者や支援者の理解促進が必要となります。このため、引き続き子ども向けリーフレットや支援ハンドブックを活用して周知啓発を図ります。また、対象者を適切に把握し連携して支援を行う必要があります。このため、関係機関職員向けの研修会の実施やアセスメントシートの活用促進を図るとともに、コーディネーターによる情報提供や助言などを行います。さらに、相談しやすい体制整備が支援にあたっての課題となっています。このため、LINE相談窓口を設置するほか、当事者や支援者のための交流会を開催することで、支援の拡充を図ります。
- ・公立高校教育に係る経済的負担の軽減に取り組むことが重要です。このため、引き続き就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行うとともに、令和8年度からのいわゆる高校無償化への適切な対応を行います。また、奨学給付金の給付対象の拡大についても、低中所得世帯の教育費の負担軽減を図るために適切な対応を行います。
- ・市町が必要な就学援助を確実に行えるような措置が必要です。引き続き、国へ要望していくとともに、県内各市町の就学援助制度の円滑な実施に向けて、各市町の取組等を情報収集し、各種会議で共有します。
- ・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、保護者等の経済的

負担の軽減を図ることが必要です。そのため、授業料減免を行った学校法人等に対して助成するとともに、いわゆる高校無償化に対応する就学支援金および奨学給付金の拡充を図ります。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターにおいて、障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図り、身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化することが必要です。そのため、引き続き、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員等を対象とした発達障がいの専門人材の育成など、ネットワークの構築に取り組みます。
- ・発達支援が必要な子どもの早期発見・早期支援につなげる必要があります。このため、引き続き、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への普及促進に向けた取組を進めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	14,420	15,448	14,134	16,384	20,609
概算人件費	1,673	1,650	1,751	1,610	—
(配置人員)	(188 人)	(187 人)	(193 人)	(177 人)	—

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修について、オンラインを活用し、受講しやすい環境づくりを進めた結果、目標以上の修了者数となり、幼児教育・保育の質の向上に向けた取組が進んでいます。 一方、「三重県保育士・保育所支援センター」による就労相談や離職防止研修、Webサイト「みえのほいく」による情報発信、放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の処遇改善への支援などの取組を進めましたが、保育士や放課後児童支援員の不足が続いており、待機児童解消には至っておらず、課題が残っています。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・新たな保育人材の確保に向けて、修学資金の貸付や保育の仕事の魅力を発信しました。また、保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため、実習生を受入れる保育所等の担当者等を対象とした研修(2回)を行いました。
- ・保育士等の離職防止に向けて、働きやすい職場環境づくりを進めるため、保育士の加配や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援しました。また、「保育士支援アドバイザー」によるアウトリーチの相談支援(21園のべ50回)を行いました。
- ・潜在保育士の就労に向けた支援の充実を図るため、「三重県保育士・保育所支援センター」の人材バンク機能の強化を図りました。
- ・保育士等の資質向上および処遇改善を図るため、オンラインを活用した保育士等キャリアアップ研修(2,878人修了)を実施するとともに、新任保育士の就業継続研修(141人受講)や職場環境改善研修(88人受講)を実施しました。
- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人に対して経常費の一部を助成しました。
- ・みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた検討を進めました。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進するため「架け橋期カリキュラムの手引き(仮)」の作成に向けて、新たに「架け橋期カリキュラム検討委員会」を設置し、検討会議を1回開催しました。また、市町が実施する研修会等に幼児教育アドバイザーを派遣する(65回派遣)とともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進しました。

② 放課後児童対策の推進

- ・放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修(129人修了)などを行いました。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みました。
- ・放課後子ども教室を設置する市町を支援するとともに、より多くの市町において、子どもたちが、放課後子ども教室を利用してさまざまな体験をすることができる機会が拡大するよう、市町が抱える課題の把握に努めるとともに、好事例を情報共有するなどの働きかけを行いました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数							①
—	0人	0人	0人	0人	0%	0人	d
64人	103人	108人	84人	73人 ※暫定値		—	
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)							①
—	9,500人	13,000人	16,300人	18,800人	108.3%	21,300人	a
8,221人	11,384人	13,740人	16,143人	19,021人		—	
放課後児童クラブの待機児童数							②
—	0人	0人	0人	0人	0%	0人	d
28人	52人	78人	54人	65人		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

- ・令和8年度以降に残された課題と対応

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・待機児童解消に向けて、保育人材の確保が課題となっています。このため、中高生が現役保育士と交流できる場や、保育士の仕事を体験できる機会などを設け、保育士として働く魅力を感じてもらう取組を実施するとともに、保育士養成校の学生が県内の保育所等に就労することを後押しするため、引き続き修学資金の貸付や保育所等の実習生指導担当者等を対象とした研修を実施します。また、地域の保育士不足の早急な改善を図るため、登録から3年間は県内のみで就労可能である地域限定保育士制度を令和8年度から県内にも導入し、県内で保育の仕事に就くことを希望する人の受験機会を拡大します。
- ・保育士の離職防止のためには、保育所等の職場環境の改善を進める必要があります。そのため、「保育士支援アドバイザー」を保育現場に派遣し、保護者対応や若手保育士の指導方法などに関する助言を行うとともに、保育士個人が職場での悩みを相談できる取組を実施します。また、保育士の加配や保育補助者の活用、保育現場へのICTの導入に取り組む市町を支援することで、保育士の離職防止を進めます。
- ・必要な保育人材の確保に向けて、潜在保育士の就労を促進する必要があります。そのため、「三重県保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士の就労に向けた保育所等とのマッチングを行うとともに、保育所等への復職事例を紹介することで、復職に不安を持つ潜在保育士が就労に向けて動きだすことを後押しします。
- ・保育現場において、質の高い保育を実践するためには、保育士等の資質向上及び処遇改善を

図っていく必要があります。これを支援するため、保育士等キャリアアップ研修について、多くの保育士が受講できるよう、オンラインを活用して実施します。また、就業継続や職場環境改善に向けた研修を実施します。

- ・少子化等の影響により厳しい経営状況にある私立幼稚園等の経営基盤の安定化を図るため、個性豊かで特色ある幼児教育が行えるよう支援することが必要です。そのため、引き続き私立幼稚園等を設置する学校法人に対して、経常費の一部を助成します。
- ・子どもが山や川など自然の中で遊び、自然と触れ合う体験をすることで、主体性や想像力、思考力が育まれるよう自然保育に取り組む保育所等を支援する必要があります。そのため、みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体と連携し、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた取組を進めます。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取組が必要です。このため、「架け橋期カリキュラム検討委員会」を開催し、令和8年度末を目途に、「架け橋期カリキュラムの手引き(仮)」を作成します。また、引き続き、市町が実施する研修会等に幼児教育アドバイザー等を派遣するとともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進します。

② 放課後児童対策の推進

- ・子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる放課後児童クラブについて、待機児童の解消に向けた取組を進める必要があります。そのため、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修に取り組めます。
- ・地域住民等の参画のもと、子どもたちが放課後にさまざまな学習や体験活動の機会が拡充するよう放課後子ども教室の活動を支援する必要があります。このため、引き続き放課後子ども教室を設置する市町に対して、好事例を情報共有するなどの働きかけを行っていきます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	11,438	10,865	12,551	13,675	13,320
概算人件費	80	88	82	82	—
(配置人員)	(9人)	(10人)	(9人)	(9人)	—

施策 15－3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

虐待から子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が広がり、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進んでいます。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進み、施設入所中から退所後まで切れ目のない自立に向けた支援を受けることができます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	令和5年度の死亡事例を受けて、とりまとめられた第三者による検証委員会の検証結果もふまえて再発防止策を講じるとともに、「子どもを虐待から守る条例」を改正し、改正条例に基づく推進計画を策定しました。また、「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた研修等による専門人材の育成や関係機関との連携強化に取り組みました。 乳児院・児童養護施設の多機能化等への取組は、施設の人材確保や人材育成等について課題が残っているものの、市町における「こども家庭センター」の設置に向けた支援や研修を実施し、市町の児童相談体制の強化に取り組むなどにより、地域社会全体の児童虐待対応力の強化がおおむね順調に進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 児童虐待対応力の強化

- ・令和7年7月に施行した改正「子どもを虐待から守る条例」の施策を具現化するため、改正条例に基づく「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」を策定しました。また、一時保護の司法審査制度導入に係る弁護士の増員や「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修の実施、警察との連携強化に向けた、警察と児童相談所との合同研修等に活用する研修動画の作成等の取組を通じて、児童虐待対応力のさらなる強化を図りました。
- ・児童相談所の相談体制の強化に向けて、子どもに身近なツールである SNS を活用した相談対応を行うとともに、児童相談所に外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組みました。加えて、学校等のモニタリング事業により、児童や保護者の状況や家庭環境の変化をきめ細かく把握しました。また、AIの活用については、国の動向やAIの発展状況にも注視しつつ、活用の在り方について検討を進めました。
- ・親子関係の再構築に向けた取組として、児童相談所や市町、施設等の職員を対象とした保護者支援プログラムに関する研修等(145人受講)を実施するとともに、保護者にプログラムの提供を行いました(延べ17世帯)。
- ・市町の児童相談体制を強化するために、市町・関係機関の連携強化を図りました。また、「こども家庭センター」の設置促進に向けて、新たに、体制構築やマネジメント力の向上につながる研修等を実施し、市町の虐待対応力強化の支援を行うとともに、センターに配置される統括支援員を対象とした研修(23人受講)を実施しました。
- ・子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けて、アドボケイトの児童相談所一時保護所や児童養護施設等への派遣に取り組みました。また、一時保護中の児童が適切な教育を受けられるよう

、原籍校への登校支援について拡充を検討する等、支援の充実を図るとともに、さらなる子どもの権利擁護の推進を図るため、北勢児童相談所一時保護所において第三者評価を実施し、一時保護児童への支援を強化しました。

② 社会的養育の推進

- ・里親支援センター2か所とフォostタリング機関(里親養育包括支援機関)2か所を設置し、里親制度の普及・啓発や里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上に取り組みました。また、ファミリーホームにおける職員体制整備に係る補助金を交付して機能の充実を図りました。
- ・児童養護施設等の小規模グループケア化を推進することで、施設における要保護児童への家庭的ケアの充実を図りました。施設がもつ本来の機能に加え、地域の実情に即した子育て家庭への専門的な支援を行うなど、施設の多機能化の促進に取り組みました。
- ・社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制の充実など、関係機関と連携し、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組みました。
- ・入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む施設の整備に向けて、国児学園については、詳細設計等に取り組みました。また、北勢児童相談所一時保護所については、令和6年度に策定した整備基本計画に基づき、調査・基本設計等に取り組みました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
児童虐待により死亡した児童数						①	
—	0人	0人	0人	0人	100.0%	0人	a
0人	0人	1人	0人	0人		—	
乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数(累計)						②	
—	14事業	16事業	18事業	18事業	0%	18事業	d
13事業	13事業	14事業	16事業	16事業		—	
児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率						②	
—	58.5%	61%	63.5%	66%	113.6%	68%	a
56% (2年度)	63% (3年度)	65% (4年度)	74% (5年度)	75%		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 児童虐待対応力の強化

- ・令和8年3月に策定した「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」に基づき、切れ目なく子どもを虐待から守るための取組を推進する必要があります。このため、児童相談所一時保護所への弁護士アドボケイトの導入や「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づいた体系的な研修を有識者からの助言を得つつ開催するとともに、児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステム構築を行うことで連携体制の整備等を進め、子どもの権利擁護や児童虐待対応力を強化します。
- ・児童相談所の相談体制を強化するために、子ども等が相談しやすいツールの提供や職員の判断の質を向上させる取組が必要です。そのため、引き続きSNSを活用した相談対応に取り組む

とともに、外国につながる子どもの虐待対策として、北勢・鈴鹿児童相談所に加えて、新たに中央児童相談所において外国人支援員による通訳支援や家庭訪問の同行を実施します。また、学校等でのモニタリング事業を継続して実施します。

- ・親子関係の再構築支援が必要な保護者を、速やかに保護者支援プログラムへつなぐため、また虐待の再発や再度の家庭分離へ至る前に、保護者が相談できるよう、関係機関職員の技術向上や仕組みづくりが必要です。そのため、引き続き、児童相談所や市町、施設等の職員を対象とした保護者支援プログラムに関する研修等を実施するとともに、市町や児童家庭支援センター等の地域で保護者支援プログラムが実施できるよう仕組みづくりを行います。
- ・児童虐待の未然防止や早期発見に向けては、住民に身近な市町において関係機関と連携した支援が必要です。そのため、市町「こども家庭センター」の開設促進及び運営の質の向上に資する研修や助言を引き続き実施します。また、「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の本運用を開始することで、市町間の情報共有を促進するとともに、児童相談対応力の向上に資する情報提供等を行い、各市町の対応力強化を図ります。
- ・施設入所児童等の意見・意向表明や権利擁護の推進が必要です。このため、アドボケイトの児童養護施設等への派遣に加え、乳児院への派遣を拡充するとともに、中央児童相談所一時保護所において第三者評価を実施します。

② 社会的養育の推進

- ・家庭養育優先の原則を推進するとともに、子どもが選択できるようさまざまな選択肢の提示が必要です。そのため、引き続き、里親支援センターの移行支援を進め、フォostタリング機関や里親支援センターと連携して、里親制度の普及・啓発や里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上に取り組むとともに、ファミリーホームにおける職員体制整備に係る補助金を交付して機能の充実を図ります。
- ・子どもや子育て家庭が抱える課題の多様化を受けて、児童養護施設等が地域において専門的な子育て支援の機能を担う重要性は高まっています。そのため、引き続き、児童養護施設等の多機能化を促進します。
- ・社会的養護経験者は自立にあたって困難を抱える場合が多く、丁寧なサポートが必要です。そのため、新たに孤立防止に向けた自立支援拠点を整備し、相互交流の場の提供や相談支援を行うとともに、引き続き、関係機関と連携し入所中から退所後まで切れ目のない支援に取り組めます。
- ・国児学園及び北勢児童相談所一時保護所において、ユニバーサルデザイン化、個室化による児童のプライベート空間の確保等を行うことで、入所児童の生活環境を改善することが必要です。このため、施設整備に向けた取組を進めており、国児学園については、令和7年度に完成した詳細設計に基づき寮舎等の建替え工事に着手するとともに、北勢児童相談所については、引き続き詳細設計等に取り組めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	4,598	4,875	5,345	6,231	6,511
概算人件費	1,442	1,579	1,606	1,682	—
(配置人員)	(162人)	(179人)	(177人)	(185人)	—

施策 15-4 結婚・妊娠・出産の支援

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、地域における広域的な出会いの場の創出や、自らのライフデザインを考える取組、不妊や不育症に悩む人の負担軽減につながる支援、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けた取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	「みえ出逢いサポートセンター」による情報発信や市町と連携したイベントの実施に加え、新たにマッチングシステムを導入するなど、地域における出会いの場の創出が進んでいます。また、不妊症サポーターの育成、ライフプラン教育に携わる養護教諭等を対象としたセミナーの開催や、妊産婦等のサポートのための相談体制整備、母子保健コーディネーターの養成に取り組んだ結果、結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けた取組が順調に進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 出会いの支援

- ・「みえ出逢いサポートセンター」の利用を促進し、結婚を希望する方への相談支援(3,235件)や情報提供を行うほか、市町等との連携による出会いの機会の創出に取り組みました。
- ・多数の希望者が利用可能となり、ひいては多数の引き合わせにつながるよう、AIを活用したマッチングシステム「みえむすび」を導入し、出会いの機会の拡充に取り組みました(令和8年3月31日時点で入会申込者数835名)。
- ・安心・安全な出会いの機会の提供につなげるため、マッチングシステム利用者の希望に応じて支援する新たなサポーター制度を構築し、養成・認定を行いました(74人認定)。
- ・若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、安心・安全な婚活に関する啓発セミナーを実施しました(58人参加)。

② 思春期世代におけるライフデザインの促進

- ・発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットを小中高等学校や大学等に配布し、包括的性教育につなげる取組を進めました。また、プレコンセプションケアに関するセミナーと、健康な体づくりに向けた検査および医師からのアドバイスを一体とした事業の実施に向け、産婦人科医会と連携して検討を進めました。
- ・養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を開催しました。
- ・ライフプラン教育について、産婦人科医会等と連携を図り、大学や企業での講座の開催や情報発信に取り組みしました。
- ・「妊娠 SOS みえ」による電話および SNS 相談(電話:101 件、LINE:566 件)を行うとともに、医療機関への受診同行および妊娠判定費用の補助(8件)など、必要な支援につなげる取組を実施しました。また、相談窓口の周知についても取り組みました。

③ 不妊・不育症に悩む家族への支援

- ・「三重県不妊専門相談センター」において、不妊や不育症に悩む人への電話相談(172 件)を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会(3回、10人)を開催しました。
- ・不妊治療等における保険適用外の先進医療等に対して市町と連携して助成を行うとともに、助成の対象となる治療を拡大することで、さらなる支援の充実を図りました。また、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行いました。
- ・不妊治療と仕事の両立に向けて、不妊治療に関する正しい知識の普及や理解促進のためのセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる不妊症サポーターの養成に取り組みました。
- ・小児および思春期・若年(AYA世代)でがんと診断された方が、妊孕性温存治療に取り組む際の費用を助成しました。

④ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- ・各市町において、母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催しました。また、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援するため、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣(16市町)しました。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたりさまざまな不安を抱える方々に寄り添い、健やかな育児につなげられるよう、SNSを活用した相談支援(406件)を行いました。
- ・新生児聴覚検査体制の強化を図るため、県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を把握するためのデータベースシステムを活用し、情報共有を行いました。また、軽中度難聴児に係る補聴器等購入助成、小規模産科医療機関等への聴覚検査機器購入補助を行いました。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、「予防のための子どもの死亡検証(CDR)」を実施し、検証から得られた予防策について各部局と共有し取り組みました。
- ・妊産婦への相談支援をはじめ心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を広域的に行う「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」を2箇所(四日市市、津市)で実施するとともに、新たな地域での実施に向けた検討を進めました。
- ・多胎児家庭への支援に向け、妊娠期におけるオンライン教室(1回)による情報提供や、出産後における当事者同士の交流会(1回)の開催により、多胎児家庭特有の孤立感や育児不安などによる精神的負担の軽減に取り組みしました。
- ・新生児マス・スクリーニング検査について、公費負担で実施している20疾患に加え、国の実証事業を活用して新たに2疾患を対象とした拡大マス・スクリーニング検査に係る費用負担を実施しました。
- ・遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該施設までの移動に係る交通費および宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図りました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント(セミナー、交流会等)数						①	
—	366 件	386 件	406 件	426 件	130. 3%	450 件	a
346 件	438 件	443 件	561 件	555 件		—	
思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数(累計)						②	
—	85 人	125 人	165 人	254 人	155. 0%	289 人	a
45 人	90 人	137 人	214 人	276 人		—	

母子保健コーディネーター養成数(累計)						④	
－	245 人	270 人	295 人	310 人	428.6%	340 人	a
227 人	246 人	276 人	303 人	333 人		－	
不妊症サポーター養成数(累計)						③	
－	108 人	144 人	182 人	220 人	119.1%	264 人	a
72 人	103 人	141 人	173 人	229 人		－	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 出合いの支援

- ・令和6年度に実施した「みえ県民1万人アンケート」の結果から、結婚を希望する方の未婚理由として「出合いがない」ことが最も多かったことから、出合いの創出が課題となっています。そのため、「みえ出逢いサポートセンター」において、引き続き、結婚を希望する方のニーズに応じたきめ細かな相談支援や情報提供を行うとともに、市町等との連携により広域的な出合いの機会を提供します。
- ・マッチングシステムの本格運用を開始したばかりであり、効果的な出合いの場として機能させていく必要があります。そのため、会員の利用状況に応じた適切な支援を行うとともに、システムの周知・広報を継続的に行うことで登録者の増加に取り組みます。
- ・マッチングシステムでは、マッチング後に会員同士が1対1で会うことが可能ですが、「1対1で会うのが不安」「初対面の相手と何を話せばよいかわからない」という声もあり、安心・安全な出合いの機会の提供につなげることが必要です。このため、マッチングシステム会員の希望に応じて顔合わせへの同席やその後のフォロー等の支援を担う「みえの縁むすび地域サポーター」の養成・認定を行います。
- ・若い世代を中心にマッチングアプリが普及していますが、民間が実施したアンケートでは、マッチングアプリの利用にあたってトラブルや困ったこと等があったと回答した方が半数以上でした。そのため、安心・安全な婚活に関する啓発を実施します。

② 思春期世代におけるライフデザインの促進

- ・性別を問わず、適切な時期に、思春期における心身の変化、妊娠・出産、多様な性のあり方などに関する正しい知識を身につけることが必要です。そのため、産婦人科医監修による、発達段階や年齢に応じた啓発パンフレットを作成して、保健師による小学校での出前授業や中学校・高校の授業での活用の働きかけ、産婦人科医を大学や企業に派遣して実施する出前講座により、正しい知識の普及に取り組みます。
- ・将来の妊娠・出産を考える若い世代が、希望を叶えることができるよう、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるとともに、健康管理の大切さを学び、実践することが必要です。そのため、自らの健康に目を向け、必要な知識を学ぶセミナーと、健康な体づくりに向けた検査および医師からのアドバイスを一体とした事業を実施します。
- ・思春期の子どもやその家族が抱える性に関する悩みなどに適切な助言や支援を行えるよう、身近な相談相手である養護教諭等が支援の進め方などを理解することが必要です。そのため、養護教諭等を対象に、思春期の子どもの現状や課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を開催します。
- ・思春期の性の悩みや予期せぬ妊娠等の悩みを抱える若年層が悩みを相談することができる仕組みが必要です。そのため、「妊娠SOSみえ」による電話およびSNS相談を行うとともに、医療機関への受診同行および妊娠判定費用の補助など、必要な支援につなげる取組を実施します。

③ 不妊・不育症に悩む家族への支援

- ・不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、悩みを相談できる仕組みが必要です。そのため、「三重県不妊専門相談センター」において、電話相談や面接相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会を開催します。

- ・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、市町と連携して、経済的な支援に取り組む必要があります。そのため、保険適用外の不妊治療の先進医療等に対して市町と連携して助成を行うとともに、妊娠率の向上と流産率の低下が期待できる治療について、すべての市町で補助対象となるよう働きかけます。また、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行います。
- ・不妊治療と仕事を両立させるためには、企業が不妊治療への理解を深め、両立を支援する環境づくりに取り組む必要があります。そのため、引き続き、不妊治療に関する正しい知識の普及や理解促進のためのセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる不妊症サポーターの養成に取り組めます。
- ・小児および思春期・若年（AYA世代）でがんと診断された方が、がんが治った後に、将来、子どもを産み育てることが可能となるよう、妊孕性温存治療に取り組むことを支援する仕組みが必要です。そのため、引き続き、妊孕性温存治療に取り組む際の費用の助成を行います。

④ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- ・市町が実情に応じた母子保健体制を整備するための支援を実施する必要があります。そのため、市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、母子保健に関する専門性の高いアドバイザーを派遣し、市町等への助言や指導を行います。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたり、さまざまな不安を抱える方々が気軽に悩みを相談できる仕組みが必要です。そのため、SNSを活用した相談支援により、妊娠、出産、子育て等に関する不安の解消を図ります。
- ・先天性難聴児を早期に発見し、音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、出生後に新生児聴覚スクリーニングを行い、難聴の疑いがある場合は、精密検査・診断を行う仕組みが必要です。そのため、県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を把握するためのデータベースシステムを活用し、関係機関での情報共有を行います。また、軽中度難聴児に係る補聴器等購入助成、小規模産科医療機関等への聴覚検査機器購入補助を行い、支援の充実を図ります。
- ・不慮の事故や自殺など、予防可能な子どもの死亡を無くすために、死亡に至る経緯や背景を検証し、効果的な予防策を講じる必要があります。そのため、子どもが死亡した時に、関係機関や専門家によるCDRを実施するとともに、これまでの検証で得られた知見や、提言された予防策を各部局と共有し、取組を進めます。
- ・市町で産後ケア事業を実施していますが、「乳幼児の兄弟同伴で利用したい」、「多胎児で利用したい」などを希望する妊産婦への対応が課題となっています。課題解消に向けて、県において、市町の産後ケア事業では受入れが難しい妊産婦を対象として、心身のケアや育児サポートなどの支援を行う「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」を実施して、市町の事業を補完するとともに、その受入れノウハウを共有することで、市町の事業の拡充に向けた支援を行います。
- ・多胎児家庭は育児への負担感が大きいとされており、多胎児家庭特有の孤立感や育児不安などによる精神的負担の軽減につなげる支援が必要です。そのため、多胎児家庭同士による交流会の開催などを実施します。
- ・先天性代謝異常を早期に発見するため、新生児マス・スクリーニング検査の内容を充実させていく必要があります。そのため、引き続き、公費負担で実施している20疾患に加え、国の実証事業を活用して2疾患を対象とした拡大マス・スクリーニング検査に係る費用負担を実施します。
- ・県内で分娩取扱施設等が減少しており、遠方の施設を利用する妊産婦が増加しており、経済的負担の軽減が課題です。そのため、遠方の分娩取扱施設等までの移動に係る交通費等の助成を行います。
- ・社会性発達の評価、発達障がいのスクリーニングなどを目的とした5歳児健診について、健診の実施主体である市町が、健診実施体制の整備や、健診に必要な医師を確保することが課題となっています。課題解消に向けて、市町に対して、5歳児健診アドバイザー派遣や研修を実施するとともに、健診実施に必要な医師の確保が困難な市町に対して、医師派遣を支援します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8 年度
予算額等	479	462	406	344	320
概算人件費	89	97	91	109	－
(配置人員)	(10人)	(11 人)	(10 人)	(12 人)	－

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	各県立文化施設において、魅力的な展覧会や公演、講座を開催したところ、参加者の満足度は目標を上回りました。一方、県立文化施設の利用は、工事休館等の影響もあり、利用者数の増加には至らなかったものの、概ね順調に進みました。また、文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動についても積極的に取り組むことにより、県民の皆さんが文化にふれ親しむ環境づくりやさまざまな学習機会の充実が進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・「三重県文化振興計画」に基づき、県民の文化に対する関心及び理解の醸成や子どもたちの文化活動の充実に取り組むほか、専門家の助言を受けながら、文化団体の支援のあり方について検討を行いました。
- ・県総合博物館では、多様な主体や利用者との連携・協創を進めるとともに、「地獄展」や「ポケモン化石博物館」など魅力的な企画展や関連トークイベント、移動展等のアウトリーチ活動を行いました。また、県立美術館では、近代洋画の企画展や県にゆかりのある彫刻家「橋本平八」展等を開催するとともに、障がいのある方、不登校の児童生徒、孤立の課題を抱えた人など、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みました。県総合文化センターにおいては、音楽や演劇、伝統芸能など多彩で魅力的な文化芸術公演を実施するとともに、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しました。
- ・斎宮歴史博物館では、企画展や関連イベント、発掘体験や計画的な発掘調査を行ったほか、斎宮歴史博物館の展示改修の設計や「第3次史跡斎宮跡整備基本方針」を作成しました。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を行いました。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、関係市町の支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組みしました。
- ・担い手不足により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財を未来へ伝えるため、次代を担う子どもたちに対して、その魅力を体感できる取組や映像記録等を活用した情報発信を行いました。
- ・戦後80年を迎えて関心の高まる戦争遺跡について市町に照会を行い、文化財のリスト化や状況確認を行いました。

・三重県が所有する貴重な文化財を適切に保管するため、恒温恒湿収蔵設備や収蔵庫等の建設を進めました。
③ 学びとその成果を生かす場の充実 ・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施しました。 ・県立図書館では、「三重県立図書館運営計画」に基づき取組を進めており、全県域で、いつでもどこでも読書ができる環境を整備するため、新たに電子書籍を導入しました。
④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上 ・市町の社会教育関係者の取組を活性化させるネットワークの会員交流会を実施するとともに、公民館等が地域課題の解決に資する学びの場として活用されるための講習や、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催しました。 ・青少年教育施設である鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家については、利用者にとって安全で快適になるよう施設の管理・運営を行いました。また、引き続き効果的に広報することで利用者の拡大を図りました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度						①③④	
—	72.6%	73.6%	74.6%	75.6%	103.0%	76.6%	a
71.6%	75.5%	77.0%	76.9%	77.9%		—	
県立文化施設の利用者数						①③	
—	84万人	100万人	130万人	130万人	89.9%	140万人	b
70.5万人	98.2万人	104.0万人	146.6万人	116.9万人		—	
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数						②	
—	72件	77件	82件	87件	108.0%	92件	a
67件	79件	117件	91件	94件		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 ・「三重県文化振興計画」に基づき、文化振興により一層取り組む必要があります。そのため、文化活動を行う個人や団体の発表の場としての県展等の開催や、活動の功績を表彰する「三重県文化賞」の実施のほか、文化団体等の活動が発展するよう、文化団体の支援のあり方について引き続き検討を行うとともに、文化を取り巻く現状と課題をふまえ「第2次三重県文化振興計画(仮称)」を策定します。 ・県民の皆さんが鑑賞等を行う機会の充実を図る必要があります。そのため、各県立文化施設において、三重県誕生150周年を好機と捉え、三重の豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や国内外の著名な作品や資料を展示する企画展、魅力的な公演等を実施するとともに、学校行事等で県立文化施設への来館機会が少ない東紀州地域の児童生徒を対象に、県立文化施設

体験バスツアーを実施します。

- ・子どもたちが三重の文化への理解を深めるとともに、体験機会の充実を図ることが求められています。そのため、県総合博物館では、県内で受け継がれる地域の祭りに係る企画展や関連イベントを実施します。県立美術館では、SOMPO 美術館等と連携して開催する巡回展「アルペール・マルケ展」で子ども用鑑賞ガイド等を配布します。
- ・誰もが自分らしく生きられる共生社会を推進する必要があります。そのため、県立美術館では、日本語を母語としない方やひきこもり当事者の方などとともに、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みます。
- ・国史跡斎宮跡の実態解明を進めて魅力を発信する必要があります。そのため、引き続き発掘調査に取り組むとともに、斎宮歴史博物館のリニューアルに向け、展示製作を進めます。斎宮の史跡整備に向け、整備の実施が想定される箇所の発掘調査を行い、「史跡斎宮跡整備基本計画」を策定します。また、斎宮跡のにぎわいを創出するため、発掘体験等を引き続き開催します。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承される必要があります。そのため、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を行います。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、追加登録が求められています。そのため、引き続き関係市町への支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組みます。
- ・担い手不足により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財を未来へ伝えることが必要です。そのため、文化財の保護・継承を進めるとともに、令和8年11月に桑名市で「近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」を開催します。
- ・三重県の歴史風土を形成している貴重な文化財建造物が自然災害等の被害を受けた際に、被災調査が円滑に進められるようにすることが必要です。そのため、現況把握を行うとともに、発災後の被災調査に用いられる歴史的建造物データベースの拡充を行います。
- ・戦争遺跡については、その定義や取扱いにかかる国の明確な方針が示されていません。そのため、県が現地確認などを通じて現況把握を進めるとともに、市町や有識者の意見を参考にしつつ、戦争遺跡の取扱方針の策定に向けて取り組みます。
- ・三重県の貴重な文化財を次世代へ確実に継承し、その価値を広く伝えていくためには、県が所有する貴重な文化財を適切に保管するとともに、より広く公開することが必要です。そのため、恒温恒湿収蔵設備や収蔵庫を建設するとともに、展示設備等を設置します。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・「人生 100 年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎えています。そのため、さまざまなライフステージ等に応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などに取り組み、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりにつなげていきます。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」を実現するためには、社会教育を通じた人づくりやつながりづくり、地域づくりの展開が重要です。そのため、社会教育関係者の育成やネットワークの強化に取り組みます。
- ・青少年教育施設（鈴鹿青少年センター、熊野少年自然の家）において、青少年の健全育成や青少年をはじめとした幅広い世代や県内外の方々が集い、心身の健康維持や学習活動等ができるよう交流を促進し、安全で快適な施設として管理・運営していくことが必要です。そのため、民間活力を活用し一層の利用者の拡大を図るとともに、経年劣化に伴う施設の改修を計画的に実施します。

（参考）施策にかけたコスト （単位：百万円）

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	2,775	4,728	4,114	3,900	4,796
概算人件費	1,210	1,191	1,216	1,191	—
（配置人員）	（136人）	（135人）	（134人）	（131人）	—

施策16-2 競技スポーツの推進

(主担当部局：地域連携・交通部スポーツ推進局)

施策の目標

(めざす姿)

三重とこわか国体に向け高めてきた競技力の維持・向上により、多くの三重県ゆかりの選手が、国民スポーツ大会(国民体育大会から改称)などの全国大会や、オリンピックやパラリンピックなどの国際大会で活躍するとともに、県を代表するシンボリックチームが国内トップリーグで活躍しています。

三重県ゆかりの選手等の活躍によって、県民の皆さんに夢や感動が届き、県民の郷土への愛着や誇りが高まることにより、スポーツを通じた地域の絆づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	国民スポーツ大会の男女総合成績や全国大会の入賞数などの目標を達成するとともに、ジュニア選手をはじめとする、幅広い世代の三重県ゆかりの選手やチームが全国大会や国際大会で活躍しました。 県営スポーツ施設において、利用者数は目標値に届かなかったものの、週末を中心に多くの大会で活用されており、広域的な利用ニーズに対応しています。 これらのことから、スポーツを通じた地域の絆づくりがおおむね進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 競技力の向上

- ・少年種別では、スポーツ体験会やタレント発掘事業の実施により、将来の競技スポーツを担う新たな選手を発掘するなど、安定的な競技力の確保を図りました。全国大会の入賞数のうち、少年種別の入賞数(全国高等学校総合体育大会 63 件および全国中学校体育大会 24 件)は、三重県競技力向上対策本部(平成 25 年に三重とこわか国体等に向け設置)として取組を始めて以来、最多となりました。
- ・成年種別では、安定的に競技力を維持するため、今後の活躍が期待される新たな選手の確保に取り組みました。また、三重とこわか国体を契機に結成されたチームについては、毎年度の達成目標を設定して進捗管理を行いつつ、強化活動を支援しました。
- ・国際大会や全国大会で活躍する選手を支える優れた指導者を養成するチームみえトップ指導者養成事業において、各年齢層の中心となる指導者(4期生)21名の指導力向上を図り、選手の年齢に応じた一貫指導体系の構築に取り組みました。また、本事業で養成したコーチデベロッパー(指導者を指導する者)を活用し、指導者養成講座の充実を図りました。
- ・令和17年に本県で開催する国民スポーツ大会に向け、今後2巡目の開催を予定している県と情報交換を行いました。また、日本スポーツ協会を中心に行われている国民スポーツ大会の見直し議論については、全国知事会を通じて参画するとともに把握に努めました。

② パラアスリートの強化

- ・一定の競技レベルを有し、国際大会や全国大会で活躍が期待されるパラアスリート14名を指定

し、その強化活動を支援しました。
③ 安全、快適なスポーツ施設の提供 ・県営スポーツ施設について、施設の機能や安全性を確保するための整備・改修を行うとともに、指定管理者と連携して、利用者の拡大に向け、適切な管理運営とより良いサービスの提供に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
国民スポーツ大会の男女総合成績						①	
—	10 位以内	10 位台 前半	10 位台 前半	10 位台 前半	達成	10 位台 前半	a
—（中止）	12 位	15 位	14 位	15 位		—	
全国大会の入賞数						①	
—	180 件	165 件	165 件	165 件	109.1%	165 件	a
70 件	195 件	185 件	172 件	180 件		—	
パラアスリートの全国大会の入賞数						②	
—	36 件	38 件	39 件	40 件	110.0%	41 件	a
35 件	33 件	29 件	32 件	44 件		—	
県営スポーツ施設年間利用者数						③	
—	697,000 人	839,000 人	980,000 人	1,000,000 人	92.9%	1,020,000 人	b
555,035 人	809,510 人	877,223 人	948,543 人	928,715 人		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 競技力の向上 ・国民スポーツ大会をはじめとする全国大会や国際大会で、三重県ゆかりの選手等が活躍できるよう、競技力の向上に取り組む必要があります。そのため、これまでの成果と課題を検証し、効果的な選手・チームの強化活動の支援、就職支援によるトップアスリートの県内定着、次世代を担うジュニア選手の発掘・育成や優れた指導者の養成等に取り組めます。 ・令和17年に本県で開催する国民スポーツ大会の開催準備に取り組む必要があります。このため、国民スポーツ大会の見直しに係る具体的な改革案を検討する日本スポーツ協会の国スポ改革タスクフォースの議論を注視しつつ、準備を進めます。
② パラアスリートの強化 ・パラアスリートの活躍に向けて、コーチや練習パートナーの不足、競技用具の調整など個々の選手の状況や競技特性により様々な課題があります。このため、個々の選手の抱える課題をふまえて、きめ細かな支援に引き続き取り組みます。
③ 安全、快適なスポーツ施設の提供 ・県民がより安全かつ安心して利用できる施設環境を整える必要があります。このため、計画的な整備・改修を実施します。また、指定管理者と連携し、サービスの充実や利便性の向上に努めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	1,423	1,573	1,331	1,366	1,680
概算人件費	196	194	191	173	－
(配置人員)	(22 人)	(22 人)	(21 人)	(19 人)	－

施策16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

(主担当部局：地域連携・交通部スポーツ推進局)

施策の目標

(めざす姿)

地域の活性化をはじめ、県民の健康増進などさまざまなスポーツの価値が発揮されるよう、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かした大規模大会等の誘致・開催、スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会の充実などに向けた取組が進んでいます。

また、障がい者スポーツにさまざまな形で関わる人が増え、障がい者スポーツの裾野の拡大が進むよう、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくりなどが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業」による大規模大会の誘致・開催への支援等の実施や、地域における競技普及イベント等の開催などとおして、県民のスポーツを「する」、「みる」、「支える」機会を充実させることができました。 障がい者スポーツについては、障がい者スポーツ大会や競技別の初心者講習会を開催するなど、障がい者が身近な地域でスポーツに参加できる環境づくりが進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① スポーツを通じた地域の活性化

- ・「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」により、6件の国際大会・全国大会の開催をはじめとする事業を支援し、スポーツを通じた地域の活性化を図りました。
- ・クラブアドバイザーによるクラブ訪問や研修会等を開催し、総合型地域スポーツクラブ*の質的充実を図りました。また、中学校部活動の地域移行に向けて、専属のクラブアドバイザーを設置するとともに、体験会や地域別の研修会の開催などに取り組みました。

② スポーツへの参画機会の拡充

- ・県民のスポーツへの関心を高めるため、「みえのスポーツフォーラム」において、地域スポーツ推進者の表彰やトップアスリートによる講演と体験会などを実施しました。
- ・すべての人がスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる「みえスポーツフェスティバル2025」を開催し、県民が運動・スポーツにふれ親しむ機会を創出しました。
- ・「第19回美し国三重市町対抗駅伝」を開催し、スポーツを通じた県民の一体感の醸成やジュニア選手の発掘・育成に取り組みました。

③ 障がい者スポーツの裾野の拡大

- ・障がい者スポーツ大会や初心者講習会、ふれあいスポレク祭の開催、地域におけるスポーツ教室・体験会の開催支援など、スポーツを通じた障がい者の社会参加の推進や選手の発掘・育成に取り組みました。
- ・三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、相談支援や情報収集・発信、企業と競技団体とのマッチングなどを行い、障がい者スポーツの裾野の拡大を図りました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数(累計)						①	
－	12 件	24 件	42 件	63 件	128. 6%	90 件	a
0 件	16 件	32 件	49 件	67 件		－	
県内スポーツイベント等への参加者数						②	
－	94, 000 人	146, 000 人	198, 000 人	201, 000 人	89. 6%	204, 000 人	b
42, 303 人	144, 828 人	158, 082 人	170, 786 人	180, 070 人		－	
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数						③	
－	3, 880 人	3, 960 人	4, 040 人	4, 120 人	70. 4%	4, 200 人	c
3, 800 人 (平成 30 年度)	1, 880 人	2, 618 人	2, 909 人	2, 901 人		－	
初心者講習会に参加した障がい者の人数						③	
－	214 人	238 人	262 人	286 人	96. 2%	310 人	b
190 人	129 人	212 人	215 人	275 人		－	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① スポーツを通じた地域の活性化 ・県民のスポーツへの関心や機運の醸成、スポーツを通じたまちづくりを進め、スポーツの振興や地域の活性化を図る必要があります。このため、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、国際大会・全国大会の開催や市町が進めるスポーツを通じたまちづくりなどの取組を支援します。 ・総合型地域スポーツクラブは、人材の不足や活動場所の確保など様々な課題があります。このため、市町と連携した研修会の開催やクラブの自立的な運営支援を行います。また、中学校部活動の地域展開に伴う受け入れ先の一つとして、質的充実に向けて重点的に取り組みます。 ② スポーツへの参画機会の拡充 ・誰もがスポーツにふれ親しむことができる環境づくりが求められています。これを受けて、スポーツ推進月間(10月・11月)を中心に開催する「みえスポーツフェスティバル」等を通じ、県民に幅広くスポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供します。また、美し国三重市町対抗駅伝の開催を通じて、県民の郷土への誇りや愛着と、スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会を相乗的に高め、スポーツにふれ親しむ好機となるよう取り組みます。 ③ 障がい者スポーツの裾野の拡大 ・障がい者の社会参加の推進や障がいに対する理解を促進するために、障がい者スポーツにふれる機会を継続的に提供していく必要があります。そのため、地域において障がい者スポーツ大会等を開催するとともに、多くの参加が得られるよう、より一層効果的な情報提供や発信に努めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	698	549	672	725	817
概算人件費	71	62	64	91	－
(配置人員)	(8 人)	(7 人)	(7 人)	(10 人)	－

第4章 行政運営の取組

(1)行政運営とは

「みえ元気プラン」では、政策体系に位置づけた施策を推進するために行う効果的な行政運営の取組内容を、施策に準じて記載するとともに、進行管理することとしています。

行政運営では施策と同様に、目標とする状況を「行政運営の目標」として記載しており、その達成に向けた進捗を、適切に評価し県民の皆さんが把握することができる指標(KPI)を設定しています。

行政運営の取組の評価にあたっては、KPIの達成状況や、行政運営を構成する基本事業の取組状況などをふまえて、「行政運営の目標」に示された状況が達成されたかという観点から、行政運営ごとに総合評価を行っています。

第4章では、効果的な行政運営に取り組んだ令和7年度の成果と課題を、行政運営ごとに整理・検証した結果を掲載しています。

(2)行政運営一覧

行政運営の取組		頁
行政運営1	総合計画の推進	313
行政運営2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進	317
行政運営3	持続可能な財政運営の推進	320
行政運営4	適正な会計事務の確保	323
行政運営5	広聴広報の充実	325
行政運営6	県庁 DX の推進	327
行政運営7	公共事業推進の支援	329

※ 総合評価の考え方、KPIの評価の考え方については、86 ページ～87 ページをご覧ください。

(3) 行政運営の総合評価、KPIの達成状況一覧

(評価の説明)
 ◆総合評価 A=順調、B=おおむね順調、C=やや遅れている、D=遅れている
 ◆KPIの評価 a=達成、b=おおむね達成、c=達成が不十分、d=達成度が低い

番号	名称	総合評価	KPI			行政運営を構成する基本事業	行政運営にかかる県民一人あたりのコスト(円)
			項目	評価	関連する基本事業		
行政運営 1	総合計画の推進	A	目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合	a	①	①総合計画の進行管理 ②人口減少対策の推進 ③広域連携の推進 ④統計情報の活用と提供 ⑤県民の社会参画の促進	1,231
行政運営 2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進	D	行財政改革として進める取組の達成割合	a	①②③	①県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進 ②県民の皆さんからの信頼をより高めるコンプライアンスの推進 ③人材育成の推進	1,170
			「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属の割合	a	②		
			職員の人材育成・働きやすい職場実感度	a	③		
行政運営 3	持続可能な財政運営の推進	A (見込)	経常収支適正度	a	①	①身の丈に合った予算の編成 ②公平・公正な税の執行と税収の確保 ③最適な資産管理と職場環境づくり	104,245
			公債費負担適正度	a	①		
			県税徴収率	未確定	②		
行政運営 4	適正な会計事務の確保	C	事後検査による文書指導の件数(一所属あたり)	b	①	①会計事務の支援 ②公金の適正な管理・執行	571
			手数料等の収納方法の多様化	d	②		
行政運営 5	広聴広報の充実	A	みえ出前トークの実施件数	a	①	①政策形成につながる広聴の推進 ②多様な媒体による広報の推進 ③行政情報の積極的な公開と個人情報保護制度の適正な運用	316
			県政情報(電子版)の提供媒体数	a	②		
行政運営 6	県庁DXの推進	B	DX推進スペシャリストが参画した業務改善等の取組件数	a	①	①デジタル改革の推進 ②情報通信基盤の整備・運用と情報セキュリティの確保	1,812
			デジタルコミュニケーションが定着していると感じる職員の割合	b	①②		
行政運営 7	公共事業推進の支援	A	公共事業の適正な執行	a	①	①公共事業の適正な執行・管理 ②公共事業を推進するための体制づくり ③受注者への不当要求等の根絶	3,870
			週休二日制工事(4週8休)の達成率	a	②		
			ICT活用工事(土工)の実施率	b	②		
			建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保	a	③		

(4)行政運営の評価表の見方

行政運営〇 ○○○○ (みえ元気プランの行政運営番号と名称)

(主担当部局：〇〇部)

行政運営の目標

みえ元気プランで示した行政運営の目標を記載しています。

目標の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
取組の進捗状況を ABCD で評価しま す。	総合評価の判断理由について、行政運営の目標の記載内容について、どのように 進捗があったか、令和7年度の取組や実績を交えて記載しています。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名
・令和7年度の主な取組

① ○○○○○(みえ元気プランの行政運営に記載された基本事業の番号と名称)
各基本事業に関連する取組のうち、県民のみなさんの関心が高い事業、KPIに関係の深い事業など主
な取組を選んで、令和7年度における取組内容と成果を記載しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
▽▽▽▽▽▽▽▽(みえ元気プランにおけるKPIの項目)						①(基本事業番号)	
—	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇%	〇〇回	達成状況を a
〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回		—	bcd で記載し ています。
当該年度の数値が把握できない場合は、把握可能な 最新年度の数値を記載することとし、「(〇〇年度)」 と記載しています。					目標達成状況を%表示または〔達成、おお むね達成、達成が不十分、達成度が低い〕 の4段階で記載		

3. 今後の課題と対応

基本事業名
・令和8年度以降に残された課題と対応

① ○○○○○(みえ元気プランの行政運営に記載された基本事業の番号と名称)
「1. 基本事業の取組状況」で記載したものなど各基本事業に関連する主な取組について、行政運営の
目標に向けて残された課題と、令和8年度の対応を記載しています。

(参考)行政運営にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等					
概算人件費					
(配置人員)					

予算額等：7年度は決算額、
8年度は予算額を記載
概算人件費：行政運営ごとの
配置人員を基礎として算出

行政運営 1 総合計画の推進

(主担当部局：政策企画部)

行政運営の目標

人口減少をはじめとする社会課題やさまざまな地域課題の解決に向けて、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づき、「みえ元気プラン」の適切な進行管理に努めることで、「強じんて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けた県の取組が着実に進んでいます。

目標の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	「強じんな美し国ビジョンみえ」に掲げる基本理念の実現に向け、PDCAサイクルに基づき「みえ元気プラン」の進行管理を行ってきた結果、一部の施策では総合評価やKPIの達成状況が低位のものが見られるものの、目標の達成に向けて取組が進んだ施策の割合は80%を超えており、各施策のめざす姿の実現に向けた取組は順調に進んでいます。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 総合計画の進行管理

- ・「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組が着実に進み、成果を県民に届けられるよう、PDCAサイクルの実効性を高めるための取組を進めました。
- ・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があることから、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげるため、みえ県民1万人アンケートを実施しました。
- ・令和8年4月18日に三重県誕生から150年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに、新たな未来の創造につなげていくため、記念事業の実施に向けた検討を進めました。
- ・県内のSDGs*に関する取組の広がりや質の向上を図るため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の実施により、登録企業・団体の取組の見える化を進めました。(令和8年3月末時点登録者数1,596者)。
- ・「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」を設置し、公民の連携によるSDGsワークショップを開催するなど、社会貢献活動を行っていただける企業や団体等との連携を進めました。
- ・「三重県プロモーション推進方針」に基づき、本県の豊かな地域資源を活用し、三重の魅力を効果的に発信できるよう、「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信を推進するとともに、首都圏の大規模集客施設において複数部局によるプロモーションイベントを開催するなど、部局間の連携を促進しながら、全庁を挙げてプロモーションに取り組みました。また、包括連携協定締結企業と連携した取組を進めました。
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組を県内の産業・経済の発展につなげていけるよう、「『ゼロエミッションみえ』プロジェクト推進方針」に基づき、各部局と連携して取組を進めました。具体的には、洋上風力発電にかかる県内港湾活用可能性の検討を進めたほか、三重の自然由来カーボンクレジットの活用を進めるため、創出や活用に関心のある企業・団体等向けの普及啓発セミナーを開催(2回)しました。
- ・戦後80年の節目の年であることから、関係部局等と連携し、記念行事の開催や平和啓発に係る県ホームページの改良等により、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝える機会づくりに取り組みました。
- ・知事と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、教育にかかる課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むために総合教育会議を開催(2回)しました。

② 人口減少対策の推進

- ・「三重県人口減少対策方針」に掲げるジェンダーギャップ解消に向け、取組の方向性を示した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定しました。また、人口還流の促進、人口減少社会への適応に向けた取組等を市町や企業等、さまざまな主体と連携を図りながら進めました。
- ・効果的な対策の追加や改善につなげるため、人口減少の要因や非正規雇用に関する調査・分析、県内外の大学生等や住民票を移した方へのアンケートを実施しました。
- ・南部地域に「人口減少対策広域コーディネーター」を引き続き配置し、地域の課題解決に向けて取組を進めるとともに、人口減少を前提とした地域のあり方検討に対する市町支援等、地域や圏域の実情に応じた対策を進めました。
- ・若者の県内定着及びU・Iターン等の促進を図るため、SNSを活用した県の魅力発信に加えて、移住や就職への関心がまだ高い県内の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に、映画館でのCMや電車車両内のデジタルサイネージ等のさまざまな媒体を活用して、三重で暮らす・働く魅力をショート動画により発信しました。
- ・人材確保にかかる調査・分析等を進め、新たな対策の立案や効果的な対策への見直しを進めました。

③ 広域連携の推進

- ・県域を越えて取り組むべき課題や共通の地域課題の解決に向け、全国知事会や中部圏、近畿圏の知事会等に参加し、広域連携を深めるとともに国等への提言・要望活動を行いました。
- ・本県の施策を推進するうえで必要な国の制度の創設や改正、政府予算への反映等につなげるため、県独自の提言・要望活動を実施しました。

④ 統計情報の活用と提供

- ・県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、5年周期調査の国勢調査、毎年調査の学校基本調査等に取り組み、迅速かつ正確な調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果について視覚的な資料を多用するなど、わかりやすさに配慮して公表しました。
- ・利活用の推進及び統計調査への理解促進を図るため、主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供し、各種統計資料を作成・刊行しました。

⑤ 県民の社会参画の促進

- ・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するため、みえ県民交流センターを拠点に団体の活動紹介などの情報発信やNPOの専門性を高めるセミナー等を開催(12回)するとともに、社会課題の解決に取り組むNPOや、それを支援する中間支援組織の基盤強化の支援に取り組みました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合							
—	80%	80%	80%	80%	111.6%	80%	a
—	96.4%	92.9%	92.9%	89.3% (暫定値)		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 総合計画の進行管理

- ・令和8年度は、「みえ元気プラン」の最終年度にあたるため、目標達成に向けて「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組を着実に進めていく必要があります。そのため、成果を県民に届けることをめざし、引き続きPDCAサイクルの実効性を高めるための取組を進めるとともに、次期プランの策定に向けた検討を進めます。
- ・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があります。そのため、みえ県民1万人アンケートを実施し、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげます。
- ・三重県誕生150周年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに新たな未来の創造につなげていく必要があります。そのため、庁内各部局、市町、企業・団体等との連携のもと記念事業を実施します。
- ・県内のSDGsに関する取組の一層の広がりや質の向上を図る必要があります。そのため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の充実を図り、優良事例等の情報提供を通じて、登録企業・団体のSDGsに関する取組の活性化を図ります。また、「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」において、引き続き、県と連携して社会貢献活動を行っていただける企業や団体等の提案の具体化を進めていきます。
- ・「選ばれる三重・多くの人々をひきつける三重」を実現するため、三重の魅力を効果的に発信し、「三重県」全体の認知度向上に取り組む必要があります。そのため、引き続き、各部局間の効果的な連携を図り、首都圏等において全庁を挙げた効果的なプロモーションを展開するとともに、包括連携協定締結企業と連携した取組を進めます。また、令和8年度は、「三重県プロモーション推進方針」の最終年度にあたるため、次期推進方針の策定に向けた検討を進めます。
- ・脱炭素と産業・経済の発展との両立に向けて、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを着実に推進していく必要があります。そのため、引き続き、庁内の総合調整を行うとともに、令和8年度は、『ゼロエミッションみえ』プロジェクト推進方針の最終年度にあたるため、次期推進方針の策定に向けた検討を進めます。また、三重の自然由来カーボンクレジットについては、林業分野の事例を横展開するほか、ブルーカーボンや農業分野における事例の創出や活用を進めるための普及啓発等に取り組めます。
- ・県民の皆さん一人ひとりに平和への理解を深めていただく必要があります。そのため、引き続き、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える機会づくりに取り組めます。
- ・地域の実情に応じた教育の振興を図るため、知事と教育委員会が連携して教育行政を推進する必要があります。そのため、知事と教育委員会で構成する総合教育会議を開催するとともに、令和8年度は、「三重県教育施策大綱」の最終年度にあたるため、次期大綱の策定に向けた検討を進めます。

② 人口減少対策の推進

- ・「三重県人口減少対策方針」に掲げるジェンダーギャップの解消や人口還流の促進、人口減少社会への適応に向けて取り組む必要があります。そのため、エビデンスに基づく効果的な対策の推進に向けた調査分析を実施するとともに、市町が行う人口減少を前提とした地域のあり方の検討等を支援します。また、令和8年度は、「三重県人口減少対策方針」の最終年度にあたるため、これまでの本県の取組状況を踏まえ、次期方針の策定に向けた検討を行います。加えて、若者・女性にも選ばれる地方をめざすため、国や全国知事会等と連携して人口戦略フォーラムを開催します。
- ・経済分野におけるジェンダーギャップが全国的にも低位となっています。そのため、ジェンダーギャップの解消に向け、令和7年度に策定した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」に基づく具体的な対策を、先進的に取り組んでいる若手経営者や教育機関等と連携して推進します。また、ジェンダーギャップ解消に向けての新たな気づきと具体的な行動変容を促し、企業や地域、個人、行政等、社会全体でこの取組を推進するため、条例制定の検討を行います。
- ・関係人口の創出・活用に取り組み、地域の実情に応じた人口減少社会への適応を図る必要が

あります。そのため、三重県に関わりたい人が多分野にまたがる情報を収集できるよう支援し、継続的な関わりを促すためのポータルサイトを整備するとともに、南部地域で実施してきた地域人材や都市部人材による連携・協働を促進させる仕組みを他地域へ横展開します。 ・本県の若者の転出超過数は近年 4,000 人前後で推移しており、若者の県内定着及び U・I ターン等の促進を図る必要があります。そのため、SNS を活用した県の魅力発信に加えて、移住や就職への関心がまだ高くない県内の高校生や県内外の大学生等の若者を対象に、映画館での CM や電車車両内のデジタルサイネージ等のさまざまな媒体を活用して、三重で暮らす・働く魅力を引き続きショート動画により発信します。 ・人口減少の進展に伴い、今後、長きにわたり生産年齢人口が大きく減少していく見通しの中、人材確保対策は喫緊の課題となっており、労働意欲のある女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の就労促進等に一層取り組んでいく必要があります。そのため、誰もがそれぞれのライフステージや経験・能力に応じ、多様で柔軟な働き方ができる社会等をめざして、「三重県人材確保対策推進方針」に基づき、ジェンダーギャップの解消や働きやすい職場環境づくり、労働条件と生産性向上等の取組を推進します。また、人材確保にかかる調査・分析等を進め、新たな対策の立案や効果的な対策への見直しを図ります。
③ 広域連携の推進 ・広域的課題や共通の地域課題の解決に向け、地域の声や実情を制度改正や政府予算編成につなげる必要があります。そのため、全国知事会や圏域の知事会等に参画し、広域連携を深めるとともに国等への提言・要望活動を積極的に実施します。また、課題を共有する自治体と意見交換をし、施策への反映をめざすため、二県知事会議等の開催に取り組みます。 ・本県の実情に応じた新たな制度の創設や政府予算への反映等を実現していく必要があります。そのため、県独自の提言・要望活動を実施します。
④ 統計情報の活用と提供 ・県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、各種統計調査の調査結果をわかりやすく公表するとともに、利活用の推進及び統計調査への理解促進を図る必要があります。そのため、令和 8 年経済センサス活動調査をはじめ、各種統計調査の迅速かつ正確な実施、審査、集計等を行い、主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供するほか、各種統計資料の作成・刊行に取り組みます。
⑤ 県民の社会参画の促進 ・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するとともに、NPO が、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう支援する必要があります。そのため、引き続き、みえ県民交流センターを拠点に情報発信やセミナー等を開催するとともに、社会課題の解決に取り組む NPO や、それを支援する中間支援組織の基盤強化の支援に取り組みます。

(参考)行政運営にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	262	363	504	1,441	664
概算人件費	552	582	626	646	—
(配置人員)	(62 人)	(66 人)	(69 人)	(71 人)	—

行政運営 2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進

(主担当部局：総務部)

行政運営の目標

多様な働き方の実現や何事にも挑戦する人材育成等を進めることにより、働き方改革がさらに進み、新たな行政課題や災害等に迅速かつ的確に対応し、質の高い県民サービスが提供されています。また、コンプライアンス意識がさらに向上した職員が育ち、県民の皆さんから信頼される県庁となっています。

目標の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
D	デジタル技術を活用した業務の効率化や業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくり、職員の意欲や能力を最大限に引き出す人材育成などに取り組むことで、新たな行政課題や多様化する県民ニーズ等に迅速かつ的確に対応できる体制づくりも一定進みました。 これまでもコンプライアンスの推進に取り組んできたにもかかわらず、県民の皆さんの信頼を損なう不正事案等や職員の不祥事が相次ぎました。令和7年度に取りまとめた再発防止策を強い決意を持って実行し、県民の皆さんの信頼回復に向けた取組を積み重ねていく必要があります。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進

- ・デジタル技術を活用した業務効率化を支援する業務改善支援窓口の運用や県庁におけるDXを支える人材の確保・育成などを行うとともに、若手職員、所属長等を対象にした業務改善研修の実施やMIE職員力アワードの開催、業務効率化の提案募集など、業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりに取り組みました。
- ・令和8年度に向け、県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応できる組織体制の検討を行いました。
- ・「やりがいをもって働ける職場環境づくり」、「業務改善・業務の効率化」、「職員の心身の充実」の3つの柱に沿って、職員一人ひとりのウェルビーイングと組織全体のパフォーマンスの一層の向上に取り組んだ結果、仕事のやりがいに関する満足度が向上しました。

② 県民の皆さんからの信頼をより高めるコンプライアンスの推進

- ・決裁文書の偽造などの不正事案等や職員の不祥事が発生したことを受け、各部局の総務担当課長等で構成する「コンプライアンス推進会議」において、これまでの取組の検証や再発防止策の検討を行いました。また、各所属において不正防止研修やコンプライアンス・ミーティングを実施し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図りました。
- ・公文書の誤廃棄や紛失などの事案が発生したことを受け、改めて公文書の適正管理の徹底等について通知するとともに、三重県公文書等管理条例の適正な運用を図るため、全職員を対象とした研修を実施したほか、コンプライアンス・ミーティングや内部統制制度を通じて、全庁的に公文書の適正管理の徹底に取り組みました。
- ・内部統制制度について、各所属のリスクマネジメントシートをもとに、令和6年度の評価報告書を作成するとともに、評価結果をふまえた令和7年度のリスク対応策を整備し、リスクマネジメントシートによる進捗管理等を行いました。また、庁内で検証のうえ、同制度の運用方法を見直し、改善に取り組みました。

③ 人材育成の推進

- ・「三重県人財マネジメント戦略」をふまえ、職員研修(階層別研修 21 講座、ブラッシュアップ研修 13 講座等)や人事評価制度(適切な目標設定、年5回の面談)を着実に実施するとともに、職員が関心のある分野で、課題の解決等に取り組む創造活動を通じて、職員の主体的な成長を支援しました。
- ・階層別研修(新規採用時、2・3・4・5年目、主任級昇任時、新任班長、新任所属長)や管理職等向け研修(職場に適応できずにメンタル不調に陥る若手職員への対応、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善)を実施し、職員のこころと体の健康保持増進に向けて取り組みました。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
行財政改革として進める取組の達成割合						①②③	
—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	a
—	75%	75%	75%	100%		—	
「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属の割合						②	
—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	a
100%	100%	100%	100%	100%		—	
職員の人材育成・働きやすい職場実感度						③	
—	75.4%以上	75.4%以上	75.4%以上	75.4%以上	100.1%	75.4%以上	a
75.4%	74.6%	74.8%	74.0%	75.5%		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進

- ・新たな課題や多様化する県民ニーズ等に迅速かつ的確に対応できるよう、仕事の進め方改革をさらに進めていく必要があります。そのため、引き続き、令和7年度に募集した業務効率化提案の実施や検証などを通じて業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりに取り組みます。
- ・県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、引き続き、現行組織の課題を検証するとともに、不正事案の再発防止策や業務効率化の取組の検証をふまえて、組織運営に関する必要な見直しを検討します。
- ・「三重県庁で働きたい」と思える魅力的な職場づくりを行う必要があります。そのため、職員からの提案や意見をふまえ、「①人材育成」「②業務削減・業務の効率化」「③職場環境の整備」の3つの取組について、他自治体の先取組の調査や専門機関の意見も聞きながら、効果的な実施手法の検討を進め、着手できるものから実施します。

② 県民の皆さんからの信頼をより高めるコンプライアンスの推進

- ・県民の皆さんの信頼を損なう不正事案等や職員の不祥事が相次いだことから、信頼回復に向けた取組を積み重ねていく必要があります。そのため、昨年度の「コンプライアンス推進会議」での検討をふまえ、不正事案等を起こさない仕組みづくりと日常的に兆候に気付ける職場運営に重点を置いて取り組むとともに、職員の能力や意識の向上などの取組もあわせて進めていきます。

- ・公文書の誤廃棄や紛失等が発生しないよう、公文書を適正に管理する必要があります。そのため、全職員を対象とした研修を実施するとともに、公文書の保存状況の確認の徹底、コンプライアンス・ミーティングの実施や内部統制制度の運用を全庁的に取り組んでいきます。
- ・金品亡失や財務関連等の内部統制上の不備が、繰り返し発生していることを受けて、リスクマネジメントシートに繰り返し発生しているリスクを明示するなど、同様の不備を起こさないために運用の改善を図ります。

③ 人材育成の推進

- ・複雑・多様化した行政課題や県民ニーズ等に対応するため、これらを担うことができる人材の育成が求められています。そのため、引き続き、職員研修等を着実に実施するとともに、職員のキャリア形成にかかる取組を強化することで、職員が仕事に対する意欲を高め、一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう支援します。
- ・健康経営の観点から、職員が健康で安心して働き続けられる環境でその能力を十分に発揮することが求められています。そのため、若手職員を中心としたセルフケア意識やストレスに直面した際の対応力の向上研修、ラインケアの効果的な実行のための所属長等研修、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善の支援等の総合的なメンタルヘルス対策に取り組めます。

(参考)行政運営にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	690	810	1,102	1,029	1,061
概算人件費	810	856	962	955	—
(配置人員)	(91人)	(97人)	(106人)	(105人)	—

行政運営 3 持続可能な財政運営の推進

(主担当部局：総務部)

行政運営の目標

適正な予算編成と、税収確保対策や県有財産の有効活用といった取組を通じて、持続可能な財政運営のもとで、「みえ元気プラン」の施策が効果的に展開されています。

目標の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A (見込)	令和8年度当初予算では、県独自の財政指標である経常収支適正度や公債費負担適正度が、ともに KPI を達成するとともに、昨年度と同規模となる財政調整のための基金残高も確保し、財政運営の機動性にも配慮できました。また、県債残高総額は減少見込みであり、持続可能な財政運営を進めているところです。 一方で、原油価格・物価高騰など、昨今の国際情勢等による県内経済への影響の懸念があることに加えて、高齢化の進展に伴い社会保障関係経費が増加し続けていることや、老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化や建替を計画的に推進する必要があること、金利上昇に伴い公債費が増加する見込みであることから、引き続き、より慎重な財政運営に向けた取組を継続していく必要があります。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 身の丈に合った予算の編成

・令和8年度当初予算においては、「みえ元気プラン」の最終年度として本県のさらなる発展に向けて、「県民の命と尊厳を守る」と「未来を拓く」の両面で注力する取組を推進するため、特に子どもや南海トラフ地震対策などに重点化して予算編成を行いました。また、持続可能な財政運営を推進するため、原油価格・物価高騰や国際情勢等を考慮しつつ、支出面の課題である社会保障関係経費や金利上昇に伴う公債費の増に対応するとともに、老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化、建替を計画的に推進できるよう、適切な予算編成に努めました。

・未利用財産の売却(5件、約4億5千万円)、ネーミングライツ(29施設)やグリーンボンド(90億円)、クラウドファンディング(13事業)の活用など多様な財源の確保に取り組みしました。

② 公平・公正な税の執行と税収の確保

・個人県民税の徴収対策として、県と市町で構成する個人住民税に関する課題検討会を開催し、各県税事務所に設置している市町連携窓口においては、滞納整理にかかる技術的助言を行うとともに、情報交換会や研修会等を開催するなど、市町と連携した取組を実施しました。

・税の公平性を確保するため、県内8地域で開催した地域税収確保対策会議や、三重県地方税収確保対策連絡会議での情報共有と外部講師による研修会を通じ、市町、三重地方税管理回収機構と連携して、税収確保対策に取り組みしました。

・電子申告・電子納付ができる対象税目をさらに拡大し、県民の皆さんが納税しやすい環境を整備しました。

③ 最適な資産管理と職場環境づくり

・「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、公共施設等総合管理推進会議を開催し、各部局における公共施設等の管理に関する現状や課題等の情報を共有しました。

- ・本庁舎及び地域総合庁舎について、利用者の安全・安心を確保するとともに、建物の長寿命化を図るため、点検、診断(評価)、修繕の履歴を蓄積し、以後の点検、診断(評価)、修繕に生かす「メンテナンスサイクル」を実施しました。
- ・県有の土地・建物の適正な管理と適切な配置・規模の確保を図るため、各所属が所管施設の利用状況、今後の利用見込み、法定点検の実施状況等を確認する「自己点検」を全庁で実施しました。
- ・県有施設には相当程度の経過年数を経た施設が多く、改修や更新など適切に対応していく必要があることから、その経費に要する財源を確保するため、三重県公共施設等総合管理推進基金の着実な造成に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
経常収支適正度							①
—	99.2% (5年度 当初予算)	99.2% (6年度 当初予算)	99.1% (7年度 当初予算)	99.1% (8年度 当初予算)	100%	99.0% (9年度 当初予算)	a
99.2% (4年度 当初予算)	99.0% (5年度 当初予算)	98.9% (6年度 当初予算)	99.1% (7年度 当初予算)	99.1% (8年度 当初予算)		—	
公債費負担適正度							①
—	22.0% (5年度 当初予算)	21.8% (6年度 当初予算)	21.6% (7年度 当初予算)	21.4% (8年度 当初予算)	107.5%	21.2% (9年度 当初予算)	a
22.2% (4年度 当初予算)	21.2% (5年度 当初予算)	21.0% (6年度 当初予算)	20.2% (7年度 当初予算)	19.9% (8年度 当初予算)		—	
県税徴収率							②
—	98.96%	99.00%	99.03%	99.07%	未確定	99.10%	未確定
98.93%	99.03%	99.13%	99.11%	97.58% (4月末 実績)		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 身の丈に合った予算の編成

- ・引き続き持続可能な財政運営を推進していく必要があります。今後も社会保障関係経費や公債費の増をはじめ社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、公共施設の長寿命化や建替への対応、注力する取組への予算の重点化を行うなど、適切な予算編成を行います。
- ・歳入面では、未利用財産の売却、ネーミングライツやグリーンボンド、クラウドファンディングの活用など多様な財源の確保に取り組みます。

② 公平・公正な税の執行と税収の確保

- ・県税の収入未済額のうち約7割を占める個人県民税については、その徴収対策の強化を図る必要があります。そのため、課題検討会の開催や、市町連携窓口における具体的な取組を推進します。

- ・引き続き税の公平性を確保するため、一層の税収確保対策を進める必要があります。そのため、地域税収確保対策会議や三重県地方税収確保対策連絡会議を通じ、市町、三重地方税管理回収機構と連携した取組を実施します。
- ・県民の皆さんが申告・納税しやすい環境を整えることで、納期内納付率の向上と滞納発生の抑制に努める必要があります。そのため、行政手続のデジタル化及びキャッシュレス社会の推進に対応し、電子申告・電子納税の普及を引き続き促進します。

③ 最適な資産管理と職場環境づくり

- ・「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、公共施設等の適切な質と量の確保に向けた具体的な取組を進める必要があります。そのため、公共施設等総合管理推進会議を開催し、各部局における公共施設等の現状や課題、未利用財産の利活用に関する計画等の共有に取り組みます。
- ・県庁舎利用者等の安全・安心を確保しつつ、建物の長寿命化を図る必要があります。そのため、「メンテナンスサイクル」の実施により、知見やノウハウを蓄積し、点検・診断の精度を向上させるとともに、優先度をつけて、更なる「予防保全」に取り組みます。
- ・県有の土地や建物について、適正な管理を徹底する必要があります。そのため、引き続き全庁で「自己点検」を実施し、その結果をふまえた改善に取り組みます。
- ・経年により劣化の進む県の公共施設等について、長寿命化を図るための改修、更新等に要する経費の財源の確保が必要です。そのため、三重県公共施設等総合管理推進基金の着実な造成に引き続き取り組みます。

(参考)行政運営にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	150,155	165,386	156,687	174,202	184,745
概算人件費	2,572	2,523	2,540	2,537	—
(配置人員)	(289人)	(286人)	(280人)	(279人)	—

行政運営 4 適正な会計事務の確保

(主担当部局：出納局)

行政運営の目標

会計事務に対する県民の皆さんの信頼性を確保するため、公金の適正な管理を行うとともに、会計事務担当職員が法令・規則に基づいた適正な会計事務を行うことができるよう支援します。また、県民の皆さんの利便性を向上させるため、手数料等の収納方法の多様化を進めます。

目標の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	会計事務の支援は、会計相談、各種研修、検査を通じた日常的な支援に加え、職場訪問などの取組を丁寧に行いました。その結果、事後検査による文書指導の件数は、昨年度に比べ改善しましたが、最終目標値の達成に向けて、今後も継続的な支援を粘り強く進めていく必要があります。 手数料等の収納方法の多様化については、手続を所管する所属を訪問し、電子納付の導入に向けた働きかけを継続した結果、目標件数は下回っているものの、導入件数は増加しました。今後も引き続き、電子納付の導入に向けた働きかけを行うとともに、eL-QR*の活用など、多様な収納方法の導入を進める必要があります。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 会計事務の支援

- ・会計相談への対応、各種研修の実施および研修動画の配信、検査、メールマガジンによる情報提供、指導事例の共有、職場訪問などにより、会計事務担当職員が適正な会計事務を行うことができるよう支援しました。
- ・公正・公平、透明性・競争性の高い入札事務を支援するため、電子調達システム(物件等)の安定稼働を行うとともに、次期システムの再構築及び運用保守にかかる業務に取り組みました。

② 公金の適正な管理・執行

- ・資金収支動向を把握し、支払に要する資金を安定的に確保しました。また、債券市場の金利上昇を受け、安全性・流動性・効率性を確保しつつ、資金運用における債券での運用割合を増やし、令和6年度決算額の約2.6倍となる約8億7千万円の運用収益を確保しました。
- ・県証紙で手数料を納付する必要がある行政手続を所管する所属を訪問し、電子納付の導入に向けた働きかけを継続した結果、累計27手続に電子納付が導入されました。
- ・公金を適正に執行できる環境維持のため、財務会計システムの安定稼働に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
事後検査による文書指導の件数(一所属あたり)						①	
－	0.95 件	0.90 件	0.85 件	0.80 件	89.9%	0.75 件	b
1.0 件 (2年度)	0.90 件	0.88 件	1.10 件	0.89 件		－	
手数料等の収納方法の多様化						②	
－	2%	30%	35%	45%	52.7%	70%	d
1%	1.7%	6.1%	16.7%	23.7%		－	

3. 今後の課題と対応	
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応	
① 会計事務の支援	
- 引き続き、適正な会計事務が行われるよう継続的な支援が必要です。そのため、会計事務担当職員の能力向上を図る各種研修を実施します。また、積極的に職場訪問の機会を設けるなど、各所属における会計事務の支援強化に取り組みます。 - 引き続き、公正・公平、透明性・競争性の高い入札事務を支援する必要があります。そのため、電子調達システム(物件等)の安定稼働を行うとともに、次期システムの再構築及び運用保守にかかる業務に取り組みます。	
② 公金の適正な管理・執行	
- 公金の適正な管理・執行と、金利上昇局面における運用収益の拡大が求められています。このことから、引き続き、支払資金の安定的な確保を図るとともに、金利動向や運用環境に関する情報を収集し、安全性・流動性・効率性を確保したうえで、運用収益の拡大に努めます。 - 県民の皆さんの利便性向上のため、収納方法を多様化する必要があります。そのため、県証紙で手数料を納付する必要のある行政手続を所管する所属に電子納付の導入に向けた働きかけを行うとともに、eL-QR の活用など、多様な収納方法の導入を進めます。 - 引き続き、公金を適正に執行できる環境を維持する必要があります。そのため、財務会計システムの安定稼働に取り組むとともに、今後の方向性について検討します。	

(参考)行政運営にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	253	259	475	522	511
概算人件費	454	441	445	446	—
(配置人員)	(51人)	(50人)	(49人)	(49人)	—

行政運営 5 広聴広報の充実

(主担当部局：総務部)

行政運営の目標

県民の皆さんに県への意見・提案窓口が周知されるとともに、必要な県政情報が届くよう、新たなDX手法を取り入れながら、広聴機能の充実と多様な媒体による情報発信を図ることで、県の広聴広報活動が県民の皆さんとのコミュニケーションツールとして活用されています。

目標の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	広聴活動では、「県民の声相談」や「みえ出前トーク」、「e-モニター」を通じて、幅広く県政に対する県民の皆さんの意見をお聴きしました。広報活動では、県広報紙や新聞、テレビ、ラジオのほか、県ウェブサイトや SNS、アプリなどの各種媒体を活用した積極的な県政情報の発信など、県民の皆さんが多様な媒体から県政情報を得られるように取り組みました。 引き続き、広聴広報活動を推進し、県民の皆さんとのコミュニケーションを図っていきます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 政策形成につながる広聴の推進

・県民の皆さんの意見や提案の窓口である「県民の声相談」、県民の皆さんへの施策説明と意見交換を行う「みえ出前トーク」、電子アンケートで県民の皆さんの意見をお聴きして業務の参考とする「e-モニター」を活用した広聴活動を行い、県政運営に生かしました。

② 多様な媒体による広報の推進

・県広報紙を、県政情報を発信する主要媒体と位置づけ、新聞折込による世帯配布のほか、県民の皆さんが多く訪れる施設に配布するとともに、県ウェブサイトやアプリ等で発信しました。

・報道機関への情報提供を含め、新聞、テレビ、SNS等多様な媒体を活用するとともに、県民の皆さんが円滑に県政情報を入手できるよう県ウェブサイトを適切に運用し、県政情報を発信しました。

③ 行政情報の積極的な公開と個人情報保護制度の適正な運用

・開示請求への対応や個人情報の適正管理等についての職員研修や相談対応等により、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用のための支援を行うとともに、情報公開・個人情報保護審査会や総合窓口を適切に運営しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
みえ出前トークの実施件数						①	
—	40 件	200 件	200 件	200 件	106.5%	200 件	a
28 件	68 件	219 件	228 件	213 件		—	
県政情報(電子版)の提供媒体数						②	
—	6 媒体	7 媒体	8 媒体	9 媒体	100%	10 媒体	a
5 媒体	6 媒体	7 媒体	8 媒体	9 媒体		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① 政策形成につながる広聴の推進 ・県民の皆さんとコミュニケーションを図り、県民の皆さんの声を県政運営に生かしていくことが必要です。このため、「県民の声相談」や「みえ出前トーク」、広聴ツールの「e-モニター」を適切に運用し、各部局がそこで得られた意見、要望、提案等を政策に生かせるよう支援します。
② 多様な媒体による広報の推進 ・県民の皆さんとコミュニケーションを図り、効果的に県政情報が届けられる広報活動を推進していくことが必要です。このため、メディアに取り上げられるよう、質の高いパブリシティに取り組むとともに、新聞、テレビ、ラジオ、SNS、アプリ等多様な媒体の活用と、県ウェブサイトの適切な運用を図り、各媒体の特性を生かした県政情報の発信に取り組めます。 ・県から提供する情報について、県民の皆さんの多様なニーズに応え、より多くの方に届けることが必要です。このため、県広報紙は、新聞折込や施設配布を引き続き行うとともに、スマートフォンなどを活用した電子媒体での発信のさらなる充実を図ります。 ・県民の皆さんのライフスタイルの多様化をふまえた情報発信やその効果の把握が課題となっています。このため、県ウェブサイトについて、スマートフォンの活用を想定したデザインの統一やウェブアクセシビリティへの対応等、県ウェブシステムのリニューアルに向けた検討を行います。また、県民の皆さんがより円滑に県政情報を入手できるよう、データを活用して広報活動の効果を可視化・分析できる仕組みづくりに取り組み、最適な広報手法の確立や媒体選定につなげていきます。
③ 行政情報の積極的な公開と個人情報保護制度の適正な運用 ・引き続き、情報公開・個人情報保護制度を適正に運用していくことが必要です。そのため、職員研修や相談対応を通じて情報公開・個人情報保護制度に対するより一層の理解と意識向上を図るとともに、情報公開・個人情報保護審査会や総合窓口を適切に運営し、制度の適正な運用に努めます。

(参考)行政運営にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	259	267	255	263	320
概算人件費	267	256	272	273	—
(配置人員)	(30 人)	(29 人)	(30 人)	(30 人)	—

行政運営 6 県庁DXの推進

(主担当部局：総務部デジタル推進局)

行政運営の目標

デジタル技術を活用した業務プロセス改革や庁内におけるデジタルコミュニケーションが進むなど、県庁内におけるDXが推進され、生産性が向上するとともに、多様で柔軟な働き方が実現しています。

目標の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	デジタル技術を活用した業務改善支援窓口において庁内の業務改善を支援するなど、業務プロセス改革を進めるとともに、生成 AI の活用促進に取り組みました。 また、持ち運び可能な一人一台パソコンへの更新を進めるなど、テレワーク推進に向けたデジタル環境の整備を行いました。 あわせて、職員の仕事の進め方や働き方の変革を進めるため、ビジネスチャットやWeb会議の活用促進に取り組みましたが、これらの活用によるデジタルコミュニケーションの一層の定着が今後の課題となっています。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① デジタル改革の推進

- ・職員の仕事の進め方や働き方の変革を推進するため、ビジネスチャットやWeb会議の活用など、デジタルコミュニケーションの推進を図るとともに、テレワークの推進に向け、在宅勤務システムの更新などのデジタル環境の整備を進めました。
- ・業務改善を推進するため、デジタル技術を活用した業務改善を支援する窓口を設置して、各部局への出張相談会を実施し、デジタル技術の活用提案やデジタルツールの導入支援などを行いました(356件)。また、業務での生成AIの活用促進を進めるため、生成AIの操作研修を実施しました。
- ・各部局のDXをけん引するDX推進スペシャリストの養成(21名)に取り組むとともに、職員の役割に応じて必要なデジタルスキル等を身につける階層別研修や、各所属において職員をサポートするデジタル活用推進員研修等を実施しました。

② 情報通信基盤の整備・運用と情報セキュリティの確保

- ・職員が庁内システムを効果的に活用し効率的に業務ができるよう、一人一台パソコンのモバイル型端末への更新を計画的に進めました。また、防災対策やセキュリティの強化に向け、三重県情報ネットワークの再構築に着手しました。
- ・三重県情報ネットワークや庁内情報システムについて、情報セキュリティ対策の徹底と安定運用の両立に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
DX推進スペシャリストが参画した業務改善等の取組件数						①	
—	20 件	40 件	60 件	80 件	107. 5%	100 件	a
10 件	25 件	46 件	69 件	86 件		—	
デジタルコミュニケーションが定着していると感じる職員の割合						①②	
—	40%	50%	60%	70%	87. 3%	80%	b
35. 8%	36. 5%	45. 6%	52. 7%	61. 1%		—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和8年度以降に残された課題と対応
① デジタル改革の推進 ・職場によってビジネスチャットの利用頻度が異なることから、一層の促進を図る必要があります。このため、それぞれの状況に応じた導入支援を行います。また、場所を選ばない働き方を進めることが求められているため、在宅勤務システムの安定運用に取り組むとともに、ペーパー・ストックレスに向けた電子決裁を推進します。 ・業務効率化と生産性のさらなる向上が必要です。このため、引き続き、業務効率化ツールを活用した業務改善支援に取り組むとともに、生成 AI のさらなる活用促進に取り組みます。 ・県庁DXを推進するためには、担い手となる職員の育成が重要です。このため、引き続き、各部署のDXをけん引するDX推進スペシャリストの育成に取り組むとともに、その専門性の強化に取り組めます。また、職員全体の能力向上に向け、引き続き、階層別研修等を実施します。
② 情報通信基盤の整備・運用と情報セキュリティの確保 ・職員が庁内システムをより効果的に活用できる環境が求められています。これを受けて、引き続き、情報システムの安定運用に努めつつ、DX推進基盤の再構築に取り組むとともに、一人一台パソコンをモバイル型端末に順次更新します。また、通信環境の確保やセキュリティの強化が必要であるため、三重県情報ネットワークの再構築に取り組めます。 ・巧妙化するサイバー攻撃に的確に対応することが課題となっています。このため、関係機関と連携をより一層密にし、情報セキュリティ対策を徹底します。

（参考）行政運営にかけたコスト （単位：百万円）

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	1,563	1,437	1,666	2,917	3,963
概算人件費	160	150	136	155	—
（配置人員）	（18 人）	（17 人）	（15 人）	（17 人）	—

行政運営 7 公共事業推進の支援

(主担当部局：県土整備部)

行政運営の目標

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性が確保され、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

建設業の魅力発信や働き方改革、建設現場の生産性の向上等を推進することにより、建設業の担い手確保等につながり、「地域の守り手」である地域の建設企業による社会資本の整備・維持管理や災害対応等が実施され、県民の皆さんの安全・安心が確保されています。

建設工事等の受注者への不当要求等が根絶され、適正な履行環境が確保されています。

目標の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	公共事業への信頼感の向上に向け、「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共事業の適正な執行・管理を行うことで、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保しました。 「三重県建設産業活性化プラン2024」の取組である建設業の「担い手確保」として建設企業と教育機関との連携による取組や建設業の魅力発信等を行いました。また、「労働環境の改善」では週休2日の定着や、バックオフィスの導入支援を行いました。「生産性の向上」においては、建設DXの説明会や講習会を実施し、建設企業の導入・活用を促進しました。 建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境を継続的に確保しました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 公共事業の適正な執行・管理

- ・「三重県公共事業評価審査委員会」では、16件の調査審議を受け、全て適正であるとの答申を得ました。また、「三重県入札等監視委員会」では、16件の調査審議を受け、全て適正と判断されました。各委員会により公共事業の適正な執行に取り組むことができました。
- ・入札契約制度において、より一層の公正性・透明性を確保するため、資本関係又は人的関係にある者の同一入札への参加制限の運用を開始しました。
- ・近年の労務費や資材単価等の高騰に伴い工事価格は上昇していることから、建設企業が適正な競争のうえで、これまでと同様の工事規模の入札に参加できるよう、「三重県建設工事発注標準」および「発注方法の取り扱いについて」における入札参加者の等級区分を決める価格を引き上げました。

② 公共事業を推進するための体制づくり

- ・「三重県建設産業活性化プラン2024ver.2」に基づき、建設業の「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」と、これらを支える「建設企業の安定経営に向けた適正な利潤の確保」に取り組みました。
- ・建設業法が改正され、令和7年12月に労働者の処遇確保の努力義務、「労務費の基準」の勧告、適正な労務費等の確保と行き渡り等に関する部分が施行されたことから、国から示されたガイドラインに沿って、適切に対応しました。
- ・「担い手の確保」では、建設企業とともに学校訪問や出前授業等に継続的に取り組みました。ま

た、若手職員で構成された「担い手確保支援チーム」が中心となって商業高校等の新たな学校へのアプローチや、SNSを活用した小中高生および保護者世代へ建設業の魅力を発信する取組を行いました。また、建設企業の採用活動のスキル向上を目的として、プレゼンテーション能力向上研修や、高校教諭を講師とした採用活動向上セミナーを開催しました。

・「労働環境の改善」では、週休2日制について、県発注工事における土日完全週休2日の定着を図るとともに、取組が遅れている市町への個別要請や民間工事発注者への普及啓発に取り組みました。また、総労働時間の削減や、多様な働き方の実現のため、バックオフィスの導入を支援するとともに、ASP・遠隔臨場等、労働環境の改善に有効なツールの活用を促進しました。さらに建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進については、本年度からモデル工事の対象を全ての工事に拡大する等、技能者の処遇改善等にも取り組みました。

・「生産性の向上」では、建設DXについて説明会や講習会を実施し、建設企業への導入・活用を促進し、ICT 活用工事を推進しました。また、BIM/CIM 成果等の3次元データを活用することで施工の効率化に取り組みました。

・三重県が締結する建設工事の契約において、契約手続きにおける利便性の向上と業務の効率化を図るため、令和7年10月1日から電子契約を導入しました。

・建設業団体や外部委員会の意見を伺い、「三重県建設産業活性化プラン 2024ver.2」の効果検証および対策・改善を行いました。

③ 受注者への不当要求等の根絶

・警察や建設業界等と連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」において、不当要求の発生状況等に関する情報共有や、発注者等を対象とした研修会の開催などを通じ、不当要求等の根絶に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
公共事業の適正な執行							①
—	適正な執行の継続	適正な執行の継続	適正な執行の継続	適正な執行の継続	達成	適正な執行の継続	a
適正に執行	適正な執行の継続	適正な執行の継続	適正な執行の継続	適正な執行の継続		—	
週休二日制工事(4週8休)の達成率※							②
—	60%	70%	80%	90%	110.0%	100%	a
37% (136 件 /369 件)	77% (431 件 /558 件)	96% (606 件 /628 件)	99% (1006 件 /1016 件)	99% (12 月末 時点) (575 件 /576 件)		—	
ICT活用工事(土工)の実施率							②
—	72%	79%	86%	93%	93.5%	100%	b
65% (84 件 /130 件)	65% (156 件 /240 件)	69% (135 件 /195 件)	80% (129 件 /161 件)	87% (12 月末時 点) (111 件 /128 件)		—	
建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保							③

—	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	達成	適正な履行環境の継続的な確保	a
適正な履行環境を確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保		—	

※令和5年度までの値は県土整備部のみ（第三次三重県建設産業活性化プラン取組目標）

令和6年度からの値は県土整備部、農林水産部、企業庁の合計（三重県建設産業活性化プラン 2024 取組目標）

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 公共事業の適正な執行・管理

- ・公共事業の公正性・透明性を確保するため、公共事業の適正な執行・管理に継続的に取り組むことが必要です。このため、「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共事業の適正な執行に取り組めます。
- ・入札契約制度において、より一層の公正性・透明性を確保する必要があります。そのため、引き続き入札契約制度の見直しに取り組めます。

② 公共事業を推進するための体制づくり

- ・建設企業は、就業者の高齢化や若手入職者の減少、時間外労働の上限規制、建設 DX への対応など、多岐にわたる課題を抱えています。課題解消に向けて、「三重県建設産業活性化プラン2024」の取組を進めます。
- ・建設業の「担い手の確保」では、建設業の担い手不足が懸念される中、就職先として建設業を選択してもらう必要があります。このため、建設業の魅力発信に取り組むとともに、新たに体験型イベントを実施するなど、若年層やその保護者世代にも魅力が伝わるよう広く情報発信を行います。
- ・「労働環境の改善」では、建設業への入職・定着を促進するために魅力ある労働環境を実現する必要があります。このため、取組が遅れている市町・民間工事を含めた業界全体での週休2日の定着をめざすとともに、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進等による技能者の処遇改善やバックオフィスの導入に取り組む企業を支援します。
- ・「生産性の向上」では建設企業の建設DX導入・活用について支援していく必要があります。このため、導入促進に向けた説明会や人材育成を支援する講習会に企業ニーズを反映し、着実に実施します。
- ・「企業の安定経営に向けた対応」では、近年の労務費や建設資材価格の高騰が続くなか、企業が適正な利潤を確保できる環境を整備することが課題です。このため、引き続き、当初契約締結後に設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更する特例措置を実施するほか、スライド条項の適切な運用に取り組めます。
- ・これらの取組には多様な課題が存在するため、建設企業及び関係団体と協力してその解決に取り組む必要があります。そのため、建設企業へのアンケート等を実施して効果を検証し、建設業団体や外部委員会の意見も踏まえながら、より効果的な取組を進めます。

③ 受注者への不当要求等の根絶

- ・建設業者が安心して事業を営めるよう、建設工事等の受注者に対する不当要求等への対策を講じる必要があります。このため、「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」において具体的な対策を検討し、建設工事の不当要求の根絶に取り組めます。

(参考)行政運営にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7 年度	8年度
予算額等	4,505	4,684	4,699	5,016	5,018
概算人件費	1,548	1,526	1,506	1,546	－
(配置人員)	(174 人)	(173 人)	(166 人)	(170 人)	－

第5章 行財政改革の取組

I 令和7年度の取組実績及び令和8年度の計画

行財政改革の取組については、「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念である「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けて、「仕事の進め方改革の推進」「コンプライアンスの推進」「持続可能な行財政基盤の確立」の3つの柱に基づき、取り組んでいるところです。

令和7年度の取組実績及び令和8年度の計画について、**別表**（343～358 ページ）のとおりとりまとめました。3つの柱ごとの主な取組は、次のとおりです。

1 仕事の進め方改革の推進（新しい働き方の推進）

（1）DXの推進による質の高い業務遂行（別表 343～345 ページ）

①デジタルコミュニケーション等の推進

【令和7年度実績】

「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づき、ビジネスチャットやWeb会議の活用など、デジタルコミュニケーションの推進を図るとともに、生成AI操作研修により、長文資料の要約や国等の公開情報の収集・比較などの事務作業での生成AIの活用促進に取り組みました。また、電子決裁の推進に向け、電子契約などのデジタル環境の整備を実施しました。

- ・「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクトの推進
コミュニケーション活性化プロジェクト（Slackの活用支援他）（通年）
会議効率化プロジェクト（持ち運びやすいパソコンの整備）（通年）
業務効率化プロジェクト（DX業務改善出張相談会、生成AI研修の開催他）（通年）
テレワーク推進プロジェクト（庁外持出しパソコンへの更新等）（通年）
電子決裁推進プロジェクト（電子契約の導入（10月～）及び利用マニュアルや活用事例の周知等（通年））

【令和8年度計画】

業務効率化と生産性の更なる向上を図るため、引き続き、業務効率化ツールを活用した業務改善支援に取り組むとともに、生成AIの更なる活用促進に取り組みます。また、場所を選ばない働き方を進めるため、ペーパー・ストックレスに向けた電子決裁などを推進します。

- ・「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクトの推進（通年）
コミュニケーション活性化プロジェクト、会議効率化プロジェクト、業務効率化プロジェクト、テレワーク推進プロジェクト、電子決裁推進プロジェクト
- ・生成AIの更なる活用促進（通年）

②DX人材の育成

【令和7年度実績】

県庁DXを推進する人材の確保・育成を図るため、「DX人材育成方針」に基づき、部局のDX推進を牽引していく「DX推進スペシャリスト」の養成を図るとともに、職員の役割に応じて必要なスキル等を身につける「階層別研修」等を実施しました。

- ・DX推進スペシャリスト養成研修（6月～）養成者数21人
- ・デジタル活用推進員基礎研修（5月）、フォローアップ研修（11月）
- ・eラーニングを活用した階層別研修（新規採用職員、若手・中堅職員、管理職職員）（通年）
- ・DX推進スペシャリストに対するeラーニング研修の実施（通年）及びコミュニティの運営（6月～）

【令和8年度計画】

各部局のDXを牽引するDX推進スペシャリストの能力向上に向け、専門性の強化や活躍できる環境の整備に取り組みます。また、職員全体の能力向上に向け、引き続き、階層別研修等を実施します。

- ・「DX人材育成方針」に基づいた研修プログラムの実施（通年）
DX推進スペシャリスト養成研修、階層別研修、DXに関するeラーニング研修等の実施
- ・DX推進スペシャリストに対するeラーニング研修の実施及びコミュニティの運営（通年）

（2）未来を切り開くため積極果敢に挑戦する人材育成と能力が発揮できる組織風土づくり（別表345～349ページ）

①「三重県人財マネジメント戦略」をふまえた人材育成

【令和7年度実績】

高度化・複雑化・多様化する行政課題や県民ニーズに対する的確に対応していくため、「三重県人財マネジメント戦略」に基づき、より効果的な人材育成につなげるための研修プログラムの実施や、職員が主体的に成長するため所属の枠組みを超えて活動する新たな仕組みである「創造活動チャレンジ」の実施、研修基本計画の策定などに取り組みました。

また、人材確保に向けては、A試験（早期枠）の更なる前倒し実施や対象職種的大幅拡大、民間企業等の職務経験者を対象とした採用枠の大幅拡大、試験種目や受験資格等の見直し、カムバック採用選考の実施、県職員として働くことの魅力発信などに取り組みました。さらに、人事配置においては、若手職員が自身のキャリアビジョンを実現するためにチャレンジしたい業務・所属に応募することができる「キャリアチャレンジ制度」を活用して人事配置を行いました。

- ・研修基本計画の策定（令和8年3月）
- ・知事等幹部職員を対象にした三重県幹部職員セミナーの実施（令和8年1月）
- ・新任所属長に対して、評価の考え方の理解や面談の質の向上を目的とした研修を実施（4月）
- ・新任係長・班長・所属長等の職責に応じたマネジメント能力向上研修の実施（4月～10月）
- ・新規採用職員研修の日数拡大（4月～9月）
- ・「創造活動チャレンジ」の実施（通年）

- ・キャリアデザインに関する研修の実施（5月～11月）
- ・「キャリアチャレンジ制度」を活用した人事配置（4月）
- ・A試験（早期枠）の実施時期の更なる前倒しと職種の拡大（3月～4月）
- ・インターンシップを通じた働く場としての県庁の魅力発信（8月）
- ・民間企業等職務経験者や行政実務経験者採用の職種拡大と上限年齢の引き上げ（9月～11月）
- ・カムバック採用選考の実施（11月、2月）

【令和8年度計画】

「三重県人財マネジメント戦略」に基づき、職員が高いやりがいやモチベーションを持ち、主体的に成長し活躍することを支援する職員研修や、「創造活動チャレンジ」の実施に取り組めます。

また、職員の抱くキャリアに対する不安事項について、掘り下げて調査・分析を行います。

人材確保に向けては、引き続き幅広い人材確保に向けた柔軟な採用方法を検討するとともに、新たな採用HPやSNSを使った職員採用情報や三重県職員として働くことの魅力等に関する効果的な情報発信に取り組めます。

- ・研修基本計画に基づく研修実施（通年）
- ・知事等幹部職員を対象にした三重県幹部職員セミナーの実施（9月）
- ・新任所属長に対して、評価の考え方の理解や面談の質の向上を目的とした研修を実施（4月）
- ・新任班長・所属長等の職責に応じたマネジメント能力向上研修の実施（4月～10月）
- ・主査級に昇任した職員を対象に、フォロワーシップ研修の実施（7月）
- ・新規採用職員入庁時研修等早期段階での研修を強化（4月～12月）
- ・「創造活動チャレンジ」の実施（通年）
- ・職員のキャリアに対する不安事項について調査・分析（12月）
- ・幅広い人材確保に向けた柔軟な採用方法の検討（通年）
- ・インターンシップを通じた働く場としての県庁の魅力発信（8月）
- ・「キャリアチャレンジ制度」の実施（12月～令和9年3月）

②業務改善の取組の推進

【令和7年度実績】

業務改善に必要な知識と意識の醸成を図るため、若手職員をはじめ新任所属長等を対象に業務改善研修を実施しました。

また、「MIE職員力アワード」の開催や職員提案制度の運用、業務改善にかかる優良事例の水平展開等を行うとともに、窓口業務の受付時間の短縮化の検討や条例におけるアナログ規制の見直しを全庁的に行いました。

さらに、「Mieるビーイング推進方針」で柱の一つに位置付ける業務改善・業務の効率化による仕事の進め方改革の具現化に向け、システム導入等による効率化や民間活力の導入等による効率的な事業の進め方の提案募集を行い、予算化に向けての選定を行いました。

- ・若手職員、新任所属長等を対象にした業務改善研修の実施（8月～11月）
- ・「MIE職員力アワード」の開催や職員提案制度の運用などを通じた業務改善の取組の推進（通年）
- ・窓口業務の受付時間の短縮化の検討（通年）
- ・条例におけるアナログ規制の見直し（6月～）
- ・Mieるビーイングの実現に向けた業務の効率化提案の募集及び選定（8月～10月）

【令和8年度計画】

業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりを進めるため、引き続き、若手職員をはじめ所属長を対象にした業務改善研修を実施します。

また、「M I E職員力アワード」の開催や職員提案制度の運用、業務改善にかかる優良事例の水平展開等を行うとともに、窓口業務の受付時間の短縮化に向けた試行実施や規則におけるアナログ規制の見直しを全庁的に行います。

さらに、M i eるビーイングの実現に向けた業務効率化提案で選定された取組の効果検証を行い、更なる効率化につなげるとともに、全庁的な横展開などを検討します。

このほか、魅力的な県庁職場を作っていくため、外部専門機関の知見や伴走支援を得ながら、ペーパー・ストックレスの推進や執務環境の整備を実施します。

- ・若手職員、所属長等を対象にした業務改善研修の実施（8月～）
- ・「M I E職員力アワード」の開催や職員提案制度の運用などを通じた業務改善の取組の推進（通年）
- ・窓口業務の受付時間の短縮化の検討・試行実施（通年）
- ・規則におけるアナログ規制の見直し（通年）
- ・M i eるビーイングの実現に向けた業務の効率化提案の効果検証（8月～）
- ・ペーパー・ストックレスを進めるなど魅力的な県庁職場の創出（通年）

③職員一人ひとりが能力を発揮できる職場づくり

【令和7年度実績】

柔軟な働き方の推進に向けて、勤務間インターバル等を試行的に実施しました。また、令和7年度から、「第2期三重県職員障がい者活躍推進計画」に基づく取組を進め、障がいのある職員を対象とした研修を実施しました。このほか、職員の仕事と子育ての両立や、女性職員の活躍をさらに促進するため、職員の意見等をふまえ、これまでの計画を統合した「みんなで支え合い みんなで活躍 誰もが働きやすい職場づくり推進プラン」（三重県特定事業主行動計画）を令和6年度に策定し、令和7年度から新しい計画に基づく取組を行いました。

また、職員の意欲を高めチャレンジし続けられる組織風土の醸成を図るため、職員同士が感謝や称賛の気持ちを伝え合う「サンクスカード」の取組や職員個人を表彰する「M i e V P表彰」について継続して取り組みました。

さらに、「ジェンダーギャップ解消チーム」及び『『明日の県庁』創造チーム』を立ち上げ、県庁内のジェンダーギャップの解消や、職員一人ひとりがこれまで以上に高い意欲とやりがいをもって業務に取り組むための方策について、検討を行いました。

加えて、階層別研修や管理職等向け研修を実施し、職員のこころと体の健康保持増進に向けて取り組みました。

- ・柔軟な働き方に向けた取組の実施（通年）
- ・勤務間インターバルの試行導入（8月）
- ・妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援の取組の検討・実施（通年）
- ・「男性職員の子育てのための休暇・休業取得促進プログラム」の実施（通年）
- ・採用5年目研修での育児休業取得体験談の講話の実施（10月）
- ・育児休業中の収入減への不安を和らげるための「育児休業収入シミュレーションシート」の配付

(通年)

- ・育児と仕事の両立、介護と仕事の両立を支援するためのHP更新(通年)
- ・障がいのある職員を対象とした研修の実施(12月)
- ・在宅勤務システムの安定的な運用(通年)
- ・柔軟な働き方に向け、庁外持出しパソコンへの更新(9月～)
- ・感謝や称賛の気持ちを伝え合う「サンクスカード」の取組の実施(通年)
- ・職員個人を表彰する「M i e V P表彰」の実施(通年)
- ・「ジェンダーギャップ解消チーム」、「『明日の県庁』創造チーム」の設置・対応策の検討(通年)
- ・セルフケアの意識向上に向けた6つの階層別研修の実施(新規採用時(4月)、採用2年目(8月)、採用3年目(7月)、採用4年目(10月)、採用5年目(10月)、主任昇任時(7月))
- ・ラインケアの実践のための研修(新任班長(5月)、新任所属長(4月))
- ・管理職向け研修の実施(職場のメンタルヘルス対策(7月)、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善(12月))
- ・職場安全衛生委員会を活用した安全・衛生教育の実施(職場巡視、熱中症対策、職場の感染症対策、過重労働対策など合計6回)

【令和8年度計画】

誰もが働きやすい職場の創出を推進するため、引き続き、職員の意欲や能力を発揮させることができる職場環境づくりに向けて、柔軟な働き方の実施を目的とする取組や、障がいのある職員が働きやすい職場環境づくり、仕事と子育てや介護との両立や女性職員が活躍しやすい職場環境づくりを進めるとともに、「ジェンダーギャップ解消チーム」からの提案について、検討のうえ可能なものから実施します。

また、職員の意欲を高めチャレンジし続けられる組織風土の醸成を図るため、職員個人を表彰する「M i e V P表彰」について継続して取り組むとともに、「『明日の県庁』創造チーム」からの提案について、検討のうえ可能なものから実施します。

このほか、健康経営の観点から、職員が健康で安心して働き続けられる環境でその能力を十分に発揮するため、若手職員を中心としたセルフケア意識やストレスに直面した際の対応力の向上研修、ラインケアの効果的な実行のための所属長等研修、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善の支援等の総合的なメンタルヘルス対策に取り組みます。

- ・柔軟な働き方に向けた取組の実施(通年)
- ・妊娠・出産・育児・介護等と仕事の両立支援の取組の検討・実施(通年)
- ・「男性職員の子育てのための休暇・休業取得促進プログラム」の実施(通年)
- ・採用5年目研修での育児休業取得体験談の講話の実施(10月)
- ・育児休業中の収入減への不安を和らげるための「育児休業収入シミュレーションシート」の配付(通年)
- ・育児と仕事の両立、介護と仕事の両立を支援するためのHP更新(通年)
- ・障がいのある職員等が、働きやすい職場づくりに向けた検討・実施(通年)
- ・柔軟な働き方に向け、在宅勤務システムの安定運用及び庁外持出しパソコンへの更新(通年)
- ・職員個人を表彰する「M i e V P表彰」の実施(通年)
- ・「ジェンダーギャップ解消チーム」、「『明日の県庁』創造チーム」からの提案の検討・実施(通年)
- ・セルフケア意識等の向上研修の実施(通年)
- ・所属長等研修(新任所属長向けラインケア(4月)、新任班長向けラインケア(5月)、メンタルヘルスマネジメント実践研修(7月)、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善研修(12月))

月))

- ・「ここからルーム（健康開発室）」を拠点とした相談対応（通年）
- ・メールマガジンによる健康保持増進、病気予防や早期ケア等に役立つ情報の配信（通年）
- ・職場の安全・衛生教育の実施（通年）

2 コンプライアンスの推進

（1）コンプライアンス意識の向上（別表 349～352 ページ）

①コンプライアンスの推進

【令和7年度実績】

決裁文書の偽造・改ざんなどの不正事案等や職員の不祥事が相次いでいることから、各部署の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を構成員とする「コンプライアンス推進会議」において、発生原因の検証や再発防止策の検討を行い、有識者の意見もふまえ、再発防止策を取りまとめました。

また、職員一人ひとりの意識向上を図るため、「不正防止研修プログラム」を構築し、各所属において、相談しやすい職場づくりや公文書の重要性等について研修、ミーティング及びe-ラーニングを実施しました。

さらに、所属における具体的な取組を所属長の組織マネジメントシートに記載し、進捗を管理するとともに、事案が発生した際は、再発防止に向けた注意喚起や対策の徹底を周知しました。

- ・「コンプライアンス推進会議」の開催（年5回）
- ・「不正事案等の再発防止に向けた取組」の取りまとめ（令和8年3月）
- ・「不正防止研修プログラム」の実施（9月～11月）
- ・議会提出資料の確認の徹底についての通知、議会提出資料チェックマニュアルの改訂、担当者向け議案等作成研修の実施（12月）
- ・コンプライアンス・ミーティングの実施（年3回）
- ・組織マネジメントシートによる進捗管理（通年）
- ・不正事案等や職員の不祥事事案にかかる注意喚起（通年）
- ・ハラスメントに関する外部相談窓口の設置（通年）

【令和8年度計画】

令和7年度に取りまとめた「不正事案等の再発防止に向けた取組」に基づき、的確に業務を進めるための仕組みづくり、お互いが助け合う職場環境づくり及び職員一人ひとりの能力と意識の向上等の取組を進めます。

また、「コンプライアンス推進会議」に外部講師を招聘するなど多様な視点を導入するとともに、未然防止につながる有効な対策や好事例の共有、再発防止策の検討を行います。

さらに、引き続き、各所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施、所属長の組織マネジメントシートによる所属の具体的な取組の記載と進捗管理、事案が発生した際の職員への注意喚起等に取り組めます。

- ・「不正事案等の再発防止に向けた取組」の実施（通年）
- ・「コンプライアンス推進会議」の開催（年3回）

- ・コンプライアンス・ミーティングの実施（年3回）
- ・組織マネジメントシートによる進捗管理（通年）
- ・懲戒処分の基準、不正事案等や職員の不祥事による影響の周知（通年）
- ・不正事案等や職員の不祥事案にかかる注意喚起（通年）
- ・ハラスメントに関する外部相談窓口の設置（通年）
- ・ハラスメントの認定に関して、専門的・客観的な意見を聞く仕組みを導入（通年）

（２）組織としての確に業務を進める仕組みの徹底（別表 352～355 ページ）

①内部統制制度の着実な運用

【令和7年度実績】

階層別研修等の機会に内部統制制度の周知を図るとともに、コンプライアンス・ミーティングの機会を活用し、各所属においてリスクや不備発生の防止について、所属長と職員との対話を行い、リスクマネジメントシートによる進捗管理を行いました。

令和6年度内部統制の運用状況の自己評価をふまえ、基礎評価及び独立的評価を実施し、令和6年度の評価報告書を作成のうえ、県議会へ報告し、公表するとともに、評価結果を受け、各所属でリスク対応策の見直しを図りました。

また、令和7年度内部統制の整備状況について、自己評価、基礎評価及び独立的評価を実施しました。

さらに、制度をより適切に運用するため、運用方法の見直しを行いました。

- ・階層別研修等での内部統制制度の周知（通年）
- ・リスクマネジメントシートによる進捗管理（通年）
- ・令和6年度内部統制の運用状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（4月・5月）
- ・令和6年度評価報告書の作成（7月）、県議会への報告、公表（10月）
- ・令和7年度内部統制の整備状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（9月～12月）
- ・運用方法の見直しの検討（令和8年1月～3月）

【令和8年度計画】

階層別研修等の機会に内部統制制度の周知を図るとともに、コンプライアンス・ミーティングの機会を活用し、各所属においてリスクや不備発生の防止について、所属長と職員との対話を行い、リスクマネジメントシートによる進捗管理を行います。

また、令和7年度の運用状況の評価を実施し、評価報告書を作成のうえ、県議会へ報告し、公表するとともに、令和8年度の整備状況の評価を実施します。

さらに、制度をより適切に運用するため、運用方法の見直しを継続的行っていきます。

- ・階層別研修等での内部統制制度の周知（通年）
- ・リスクマネジメントシートによる進捗管理（通年）
- ・令和7年度内部統制の運用状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（4月・5月）
- ・令和7年度評価報告書の作成（7月）、県議会への報告、公表（10月）
- ・令和8年度内部統制の整備状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（9月～12月）
- ・運用方法の見直しの検討（令和9年1月～3月）

②的確に業務を進めるための仕組みの確実な運用（三重県公文書等管理条例の確実な運用）

【令和7年度実績】

公文書の適正な管理について、三重県公文書等管理条例に基づき、公文書の管理状況の公表や、廃棄予定公文書ファイル等に係る審査会の開催、全ての職員を対象にした研修の実施など、全庁をあげて確実な運用に取り組みました。

- ・全ての職員を対象にした研修の実施（4月・5月）
- ・新規採用職員、文書管理担当者、新任班長等を対象にした研修の実施（4月～8月）
- ・イントラネットへの公文書の適正管理等の啓発バナー掲載（5月～）
- ・公印及び公文書の適正管理について通知（6月）
- ・令和8年度廃棄予定公文書ファイル等に係る審査会の開催（10月・12月）
- ・令和6年度における公文書の管理状況の公表（10月）

【令和8年度計画】

公文書を不適正に取り扱った事案が発生している状況をふまえ、引き続き、全ての職員を対象にした研修を実施するなど、公文書の適正な管理の徹底に取り組みます。

- ・全ての職員を対象にした研修の実施（4月・5月）
- ・新規採用職員、文書管理担当者、新任班長等を対象にした研修の実施（通年）
- ・令和9年度廃棄予定公文書ファイル等に係る審査会の開催（10月・12月）
- ・令和7年度における公文書の管理状況の公表（10月）

3 持続可能な行財政基盤の確立

（1）新たな課題等に対応できる組織体制の整備（別表 355 ページ）

①効果的・効率的な組織体制の整備

【令和7年度実績】

県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる効果的・効率的な組織体制の整備を図るため、現行の組織機構について検証を行い、令和8年度組織改正をとりまとめました。

- ・組織機構に関する課題の検証、見直しの方向性の検討（4月～10月）
- ・令和8年度組織機構及び職員定数調整方針の策定（10月）
- ・令和8年度組織改正の公表（令和8年2月）、実施（令和8年4月）

【令和8年度計画】

令和8年度組織改正について検証を行うとともに、不正事案の再発防止策や業務効率化の取組実施の検証をふまえて、県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応しつつ、より一層効果的・効率的な組織体制となるよう、必要な見直しを進めます。

- ・令和8年度の組織機構の検証、見直しの方向性の検討（4月～10月）
- ・令和9年度組織機構及び職員定数調整方針の策定（10月）

(2) 県財政の基盤強化（別表 356～358 ページ）

①県財政の基盤強化

【令和7年度実績】

令和8年度当初予算においては、原油価格・物価高騰や国際情勢等を考慮しつつ、社会保障関係経費や金利上昇に伴う公債費の増に対応するとともに、老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化・建替を計画的に推進できるよう、適切な予算編成に努めました。歳入面では、市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進等による県税収入の確保や未利用財産等の利活用を促進するとともに、ネーミングライツやグリーンボンド、クラウドファンディングの活用など多様な歳入確保策を推進しました。

＜経常的な支出の抑制＞

- ・総人件費の抑制、庁舎管理経費等の抑制、公債費負担の平準化（通年）

＜多様な歳入確保策の推進＞

- ・グリーンボンドにおいて、過去最高の90億円を発行するとともに、グリーンボンド（水害レジリエンス枠）において、全国で初めて他道府県の金利を0.01%下回る水準で発行（10月）
※一般社団法人環境金融研究機構主催の2025年サステナブルファイナンス大賞において「サステナブルボンド賞」を受賞（令和8年1月）
- ・クラウドファンディングにおいて返礼品の活用を開始し、活用事業数において昨年度を超過（令和6年度2事業→令和7年度13事業）（通年）
- ・ネーミングライツにおいては、募集チラシを作成し、東京三重県人会大会や県内商工団体の会議の場、企業向けセミナーで配布するなど効果的な広報を実施（令和8年2月）
- ・債権管理に関する担当者研修（2回）の実施及び各部局からの相談への対応（通年）
- ・美し国みえ森林Jークレジットの入札実施（令和8年2月）
- ・国の支出金等の積極的な活用（通年）
- ・ふるさと納税の推進（通年）
- （市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進）
- ・各地域税収確保対策会議で説明・共有（5月）、市町連携窓口の運営（通年）、情報交換会・研修等の開催（随時）
- ・市町・県への同機構の活動状況報告（毎月）、同機構と県との情報交換（随時）
- ・三重県地方税収確保対策連絡会議の開催（令和8年2月）
- （個人住民税における特別徴収の推進）
- ・個人住民税に関する課題検討会の開催（8月）
- （納税環境整備に向けた税務手続きのデジタル化の推進）
- ・「三重県自動車継続検査用確認システム」の導入（6月）
- ・電子納付の対象に、不動産取得税、個人事業税、その他申告税目（証紙徴収の狩猟税を除く）を追加（8月）
- ・eLTAXを通じて行える地方税務手続の対象に、不動産取得税や個人事業税の申告等、自動車税環境性能割の一部の申告を追加（12月）
- （財産の有効活用、未利用財産の売却等の促進）
- ・「第四次みえ県有財産利活用方針」に基づく未利用財産等の利活用の促進（通年）

【令和8年度計画】

今後も社会保障関係経費や公債費の増をはじめ、社会経済情勢の変化に的確に対

応するとともに、老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化・建替への対応や、注力する取組への予算の重点化を行うなど、適切な予算編成を行います。歳入面では、市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進等による県税収入の確保や未利用財産等の利活用の促進、ネーミングライツ、グリーンボンド、クラウドファンディングの積極的な活用等による多様な歳入確保策を推進し、持続可能な財政運営を推進します。

＜経常的な支出の抑制＞

- ・総人件費の抑制、庁舎管理経費等の抑制、公債費負担の平準化（通年）

＜多様な歳入確保策の推進＞

- ・ネーミングライツ、グリーンボンド、クラウドファンディングの積極的な活用（ネーミングライツの効果的な募集や広報の検討、グリーンボンドの効果的な発行やクラウドファンディングの活用事業の拡大など）、国の支出金等の積極的な活用、債権管理に関する担当者研修の実施及び各部局からの相談への対応（通年）
- ・ふるさと納税の推進（通年）
- ・市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進、市町連携窓口の運営、個人住民税における特別徴収の推進、納税環境整備に向けた税務手続きのデジタル化の推進（通年）
- ・「第四次みえ県有財産利活用方針」に基づく未利用財産等の利活用の促進（通年）

Ⅱ 総括

3つの柱のうち「仕事の進め方改革の推進」及び「持続可能な行財政基盤の確立」は、計画どおり一定進みましたが、引き続き、DXの推進による質の高い業務の遂行や業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりに取り組むとともに、県財政の基盤強化などにしっかりと取り組んでいく必要があります。

「コンプライアンスの推進」については、これまでもコンプライアンスの推進に取り組んできたにもかかわらず、県民の皆さんの信頼を損なう不正事案等や職員の不祥事が相次ぎました。令和7年度に取りまとめた再発防止策を強い決意を持って実行し、全庁をあげて県民の皆さんの信頼回復に向けた取組を積み重ねていく必要があります。

別表 行財政改革の取組に係る令和7年度の取組実績及び令和8年度の計画案

1 仕事の進め方改革の推進（新しい働き方の推進）～質の高い県民サービスの提供～

【具体的取組1】 DXの推進による質の高い業務遂行

取組事項1	デジタル技術を活用した業務プロセス改革や庁内におけるデジタルコミュニケーションの推進 (主担当課：総務部デジタル推進局デジタル改革推進課)
令和7年度	
【計画】	
デジタルツールの活用により職員の仕事の進め方や働き方の変革を推進する必要があることから、引き続き、円滑なコミュニケーションによる意思決定の迅速化を実現するため、デジタルコミュニケーションの推進を図ります。	
・「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクトの推進（通年） コミュニケーション活性化プロジェクト、会議効率化プロジェクト、業務効率化プロジェクト、電子決裁推進プロジェクト	
【実績】	
・コミュニケーション活性化プロジェクトでは、ビジネスチャットS l a c kの効果的な活用を支援する窓口を設置（8月～）しました。	
・会議効率化プロジェクトでは、W e b会議システムに文字起こしなどの支援機能を追加するとともに、引き続き、モバイル型パソコンへの更新を行いました。（9月～）	
・業務効率化プロジェクトについては、業務改善支援窓口において、本庁を中心とした出張相談会を実施し、デジタル技術の活用提案やデジタルツールの導入支援などを行いました。（通年、356件）また、生成A I操作研修により、長文資料の要約や国等の公開情報の収集・比較などの事務作業での生成A Iの活用を促進するとともに、議会資料の検索・文案作成などの業務での活用に向けた検証に取り組みました（7月～11月）。	
・電子決裁推進プロジェクトについては、電子契約サービスの運用を開始する（10月～）とともに、電子決裁の便利な機能や事例等を周知しました。（通年）	
令和8年度計画	
業務効率化と生産性の更なる向上を図るため、引き続き、業務効率化ツールを活用した業務改善支援に取り組むとともに、生成A Iの更なる活用促進に取り組めます。また、場所を選ばない働き方を進めるため、ペーパー・ストックレスに向けた電子決裁などを推進します。	
・「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクトの推進（通年） コミュニケーション活性化プロジェクト、会議効率化プロジェクト、業務効率化プロジェクト、電子決裁推進プロジェクト	
・生成A Iの更なる活用促進（通年）	

取組事項2	テレワークなど職員の多様で柔軟な働き方を実現するためのデジタルツールの整備・運用 (主担当課：総務部デジタル推進局デジタル改革推進課)
令和7年度	
【計画】	
引き続き、テレワークの推進に向けたデジタル環境の整備を進めるとともに、庁外持出しパソコンとして一人一台パソコンの更新に取り組めます。	

・在宅勤務システム、Web会議システムの運用（通年） ・庁外持出しパソコンへの更新（下半期） ・「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクトの推進：テレワーク推進プロジェクト（通年）
【実績】 ・在宅勤務システム、Web会議システムの安定運用に取り組みました。（通年） ・テレワーク推進プロジェクトでは、職員の個人端末から文書閲覧等ができる機能（BYOD）を追加するとともに、庁内システムを職員が十分活用できるよう、一人一台パソコンをモバイル型端末へ計画的に更新しました。（9月～）
令和8年度計画
引き続き、テレワークの推進に向けたデジタル環境の整備を進めるとともに、庁外持出しパソコンとして一人一台パソコンの更新に取り組みます。 ・在宅勤務システム、Web会議システムの運用（通年） ・一人一台パソコンの庁外持出しパソコンへの更新（下半期） ・「県庁DXステップアップ・チャレンジ」に基づくプロジェクトの推進：テレワーク推進プロジェクト（通年）

取組事項3	質の高い行政サービスを実現するための情報通信基盤の整備 （主担当課：総務部デジタル推進局デジタル改革推進課）
令和7年度	【計画】 DX推進基盤をはじめとする情報通信基盤の安定運用及び再構築を行うとともに、電子申請・届出システムの利用促進など、行政手続のデジタル化を進めます。 ・DX推進基盤の安定運用（通年） ・三重県共通機能基盤の円滑な移行と安定運用（通年） ・三重県情報ネットワーク等の主要なネットワークシステムの的確な運用及び次期三重県情報ネットワークの再構築（通年） ・電子申請・届出システムの運用及び利用促進（通年）
	【実績】 ・DX推進基盤をはじめとする情報通信基盤の安定運用を行うとともに、次期三重県情報ネットワークの再構築に取り組みました。（通年） ・電子申請・届出システムについては、操作研修（6月）、行政手続デジタル化支援（8件）を実施しました。（9月～）
令和8年度計画	DX推進基盤をはじめとする情報通信基盤の安定運用及び再構築を行うとともに、電子申請・届出システムの利用促進及び再構築など、行政手続のデジタル化を進めます。 ・DX推進基盤の安定運用及び再構築（通年） ・三重県情報ネットワーク等の主要なネットワークシステムの的確な運用及び次期三重県情報ネットワークの再構築（通年） ・電子申請・届出システムの安定運用及び再構築（通年）

取組事項4	県庁におけるDXを支える人材の確保・育成 （主担当課：総務部デジタル推進局デジタル改革推進課）
令和7年度	

【計画】

県庁DXを推進するためには、担い手となる職員の育成が重要であることから、DX推進スペシャリストの能力向上に向け、専門性の強化や活躍できる環境の整備に取り組みます。また、職員全体の能力向上に向け、引き続き、階層別研修やデジタル活用推進員研修等を実施します。

- ・「DX人材育成方針」に基づいた研修プログラムの実施（通年）
 - ＊DX推進スペシャリスト養成研修
 - ＊階層別研修、DXに関するeラーニング研修等
- ・DX推進スペシャリストに対するeラーニング研修の実施及びコミュニティの運営（通年）

【実績】

- ・各所属でデジタルツールの活用をサポートする「デジタル活用推進員」を対象にした「基礎研修（5月）」「フォローアップ研修（11月）」や、新規採用職員から新任所属長までの各階層を対象にした「階層別研修（通年）」、DXに関するeラーニング研修等を実施しました。（通年）
- ・部局におけるDX推進をけん引していく「DX推進スペシャリスト」の養成を図るため、DX推進スペシャリスト養成研修を実施しました。（6月～）
 - ＊DX推進スペシャリスト養成者数21名
 - ＊DX推進スペシャリストが参画した業務改善等の取組件数86件
- ・DX推進スペシャリストに対するeラーニング研修の実施（通年）及びコミュニティの運営（6月～）
- ・DX人材の確保に取り組みました（一般行政分野（デジタル）1名採用）。

令和8年度計画

県庁DXを推進するためには、担い手となる職員の育成が重要であることから、DX推進スペシャリストの能力向上に向け、専門性の強化や活躍できる環境の整備に取り組みます。また、職員全体の能力向上に向け、引き続き、階層別研修等を実施します。

- ・「DX人材育成方針」に基づいた研修プログラムの実施（通年）
 - ＊DX推進スペシャリスト養成研修
 - ＊階層別研修、DXに関するeラーニング研修等
- ・DX推進スペシャリストに対するeラーニング研修の実施及びコミュニティの運営（通年）

【具体的取組2】 未来を切り開くため積極果敢に挑戦する人材育成と能力が発揮できる組織風土づくり

取組事項1	複雑・多様化した行政課題や県民ニーズに対応できる人材の育成 （主担当課：総務部人事課）
令和7年度	
【計画】	
「三重県人財マネジメント戦略」に基づき、職員が高いやりがいやモチベーションを持ち、主体的に成長し活躍するよう、キャリアデザインに関する職員研修の実施や、「創造活動チャレンジ」に取り組みます。	
人材確保に向けては、引き続き、採用方法の柔軟化や経験者採用の拡充に取り組むとともに、県職員として働くことの魅力発信などに取り組みます。	
・職員が主体的に成長し活躍するための育成支援の取組	
＊「創造活動チャレンジ」の実施（通年）	
・職員の意欲や能力を引き出すための取組	
＊知事等幹部職員を対象にした三重県幹部職員セミナーの実施（9月）	
＊新任係長・班長・所属長等の職責に応じたマネジメント能力向上研修の実施（4月～10月）	

＊キャリアデザインに関する職員研修の実施（５月～１１月） ・民間企業経験者など、幅広い人材確保に向けた柔軟な採用方法の検討（通年） ・インターンシップを通じた働く場としての県庁の魅力発信（８月） ・「キャリアチャレンジ制度」の実施（１２月～令和８年３月）
【実績】 「三重県人財マネジメント戦略」に基づき、職員が高いやりがいやモチベーションを持ち、主体的に成長し活躍するよう、キャリアデザインに関する職員研修の実施や、「創造活動チャレンジ」に取り組みました。 また、人材確保に向けては、Ａ試験（早期枠）の更なる前倒し実施や、対象職種の大幅拡大、民間企業等の職務経験者を対象とした採用枠の大幅拡大、試験種目や受験資格等の見直し、カムバック採用選考の実施、県職員として働くことの魅力発信などに取り組みました。さらに、人事配置においては、若手職員が自身のキャリアビジョンを実現するためにチャレンジしたい業務・所属に応募することができる「キャリアチャレンジ制度」を活用して人事配置を行いました。 ・研修基本計画の策定（令和８年３月） ・知事等幹部職員を対象にした三重県幹部職員セミナーの実施（令和８年１月） ・新任所属長に対して、評価の考え方の理解や面談の質の向上を目的とした研修を実施（４月） ・新任係長・班長・所属長等の職責に応じたマネジメント能力向上研修の実施（４月～１０月） ・創造活動チャレンジの実施（通年） ・新規採用職員研修の日数拡大（４月～９月） ・キャリアデザインに関する研修の実施（５月～１１月） ・「キャリアチャレンジ制度」を活用した人事配置（４月） ・Ａ試験（早期枠）の実施時期の更なる前倒しと職種の拡大（３月～４月） ・インターンシップを通じた働く場としての県庁の魅力発信（８月） ・民間企業等職務経験者や行政実務経験者採用の職種拡大と上限年齢の引き上げ（９月～１１月） ・カムバック採用選考の実施（１１月、２月）
令和８年度計画 「三重県人財マネジメント戦略」に基づき、職員が高いやりがいやモチベーションを持ち、主体的に成長し活躍するよう、職員の抱くキャリアに対する不安事項について、掘り下げて調査・分析を行うとともに、「創造活動チャレンジ」に取り組みます。 人材確保に向けては、引き続き幅広い人材確保に向けた柔軟な採用方法を検討するとともに、新たな採用 HP や SNS を使った職員採用情報や三重県職員として働くことの魅力等に関する効果的な情報発信に取り組みます。 ・研修基本計画に基づく研修実施（通年） ・知事等幹部職員を対象にした三重県幹部職員セミナーの実施（９月） ・新任所属長に対して、評価の考え方の理解や面談の質の向上を目的とした研修を実施（４月） ・新任班長・所属長等の職責に応じたマネジメント能力向上研修の実施（４月～１０月） ・主査級に昇任した職員を対象に、フォローアップ研修の実施（７月） ・新規採用職員入庁時研修等早期段階での研修を強化（４月～１２月） ・「創造活動チャレンジ」の実施（通年） ・キャリアデザインに関する研修の実施（５月～１１月） ・職員のキャリアに対する不安事項について調査・分析（１２月） ・幅広い人材確保に向けた柔軟な採用方法の検討（通年） ・インターンシップを通じた働く場としての県庁の魅力発信（８月） ・「キャリアチャレンジ制度」の実施（１２月～令和９年３月）

取組事項 2	業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくり (主担当課：総務部行財政改革推進課、総務課)
令和 7 年度	
【計画】 業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりを進めるため、引き続き、若手職員をはじめ所属長を対象にした業務改善研修を実施します。 また、「M I E職員力アワード」の開催や職員提案制度の運用、業務改善にかかる優良事例の水平展開等を行うとともに、新たに窓口業務の受付時間の短縮化や条例等のアナログ規制の見直しについて、全庁的に検討を行います。 ・若手職員、所属長等を対象にした業務改善研修の実施（8月～） ・「M I E職員力アワード」の開催や職員提案制度の運用などを通じた業務改善の取組の推進（通年） ・窓口業務の受付時間の短縮化や条例等のアナログ規制の見直しについての全庁的検討（通年）	
【実績】 ・若手職員、新任所属長等を対象にした業務改善研修の実施（8月～11月） ・「M I E職員力アワード」の開催や職員提案制度の運用などを通じた業務改善の取組の推進（通年） ・窓口業務の受付時間の短縮化の検討（通年） ・条例におけるアナログ規制の見直し（6月～） ・M i eるビーイングの実現に向けた業務の効率化提案の募集及び選定（8月～10月）	
令和 8 年度計画	
業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりを進めるため、引き続き、若手職員をはじめ所属長を対象にした業務改善研修を実施します。 また、「M I E職員力アワード」の開催や職員提案制度の運用、業務改善にかかる優良事例の水平展開等を行うとともに、窓口業務の受付時間の短縮化に向けた試行実施や規則におけるアナログ規制の見直しを全庁的にを行います。 さらに、M i eるビーイングの実現に向けた業務効率化提案で選定された取組の効果検証を行い、更なる効率化につなげるとともに、全庁的な横展開などを検討します。 このほか、魅力的な県庁職場を作っていくため、外部専門機関の知見や伴走支援を得ながら、ペーパー・ストックレスの推進や執務環境の整備を実施します。 ・若手職員、所属長等を対象にした業務改善研修の実施（8月～） ・「M I E職員力アワード」の開催や職員提案制度の運用などを通じた業務改善の取組の推進（通年） ・窓口業務の受付時間の短縮化の検討・試行実施（通年） ・規則におけるアナログ規制の見直し（通年） ・M i eるビーイングの実現に向けた業務の効率化提案の効果検証（8月～） ・ペーパー・ストックレスを進めるなど魅力的な県庁職場の創出（通年）	

取組事項 3	職員一人ひとりが能力を発揮できる職場づくり（主担当課：総務部行財政改革推進課、人事課、福利厚生課、デジタル推進局デジタル改革推進課）
令和 7 年度	
【計画】 職員の意欲や能力を引き出し、発揮させることができる職場環境づくりに向けて、引き続き、柔軟な働き方の実施を目的とする取組や、障がいのある職員が働きやすい職場環境づくり、仕事と子育ての両立や女性職員が活躍しやすい職場環境づくりを進めるとともに、県庁内のジェンダーギャップを解消し、誰もが働きやすい職場環境を創出するため、「ジェンダーギャップ解消チーム」を設置します。 ・柔軟な働き方に向けた取組の実施（通年） ・妊娠・出産・育児・介護等と仕事の両立支援の取組の検討・実施（通年）	

- ・「男性職員の子育てのための休暇・休業取得促進プログラム」の実施（通年）
- ・採用5年目研修での育児休業取得体験談の講話の実施（10月）
- ・育児休業中の収入減への不安を和らげるための「育児休業収入シミュレーションシート」の配付（通年）
- ・障がいのある職員等を交え、働きやすい職場づくりに向けた検討・実施（通年）
- ・「ジェンダーギャップ解消チーム」の設置・取組（通年）
- ・柔軟な働き方に向け、在宅勤務システムの安定運用及び庁外持出しパソコンへの更新（通年）

職員の意欲を高めチャレンジし続けられる組織風土の醸成を図るため、職員同士が感謝や称賛の気持ちを伝え合う「サンクスカード」の取組や職員個人を表彰する「M i e V P表彰」について継続して取り組むとともに、職員一人ひとりが、これまで以上に高い意欲とやりがいをもって業務に取り組めるよう、これからの県庁のあり方を検討するため、『『明日の県庁』創造チーム』を設置します。

- ・感謝や称賛の気持ちを伝え合う「サンクスカード」の取組の実施（通年）
- ・職員個人を表彰する「M i e V P表彰」の実施（通年）
- ・『『明日の県庁』創造チーム』の設置・取組（通年）

健康経営の観点から、職員が健康に安心して働き続けられる環境でその能力を十分に発揮することが組織力の向上につながるため、セルフケアの意識向上に向けた階層別研修等の実施や、ストレスチェック集団分析を通じた職場環境改善の支援等の総合的なメンタルヘルス対策に取り組みます。

- ・セルフケアの意識向上に向けたメンタルヘルス階層別研修の検討・実施（通年）
- ・メンタルヘルス対策、安全衛生管理、職場環境改善など、管理職等を対象とした研修の検討・実施（年2回）
- ・「ここからルーム（健康開発室）」を拠点とした相談対応（通年）
- ・メールマガジンによる健康の保持増進、病気の予防や早期ケア等に役立つ情報の配信（通年）
- ・職場安全衛生委員会を活用した安全・衛生教育の実施（合計6回）

【実績】

- ・柔軟な働き方に向けた取組の実施（通年）
- ・勤務間インターバルの試行導入（8月）
- ・妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援の取組の検討・実施（通年）
- ・「男性職員の子育てのための休暇・休業取得促進プログラム」の実施（通年）
- ・採用5年目研修での育児休業取得体験談の講話の実施（10月）
- ・育児休業中の収入減への不安を和らげるための「育児休業収入シミュレーションシート」の配付（通年）
- ・育児と仕事の両立、介護と仕事の両立を支援するためのHP更新（通年）
- ・障がいのある職員を対象とした研修の実施（12月）
- ・在宅勤務システムの安定的な運用（通年）
- ・柔軟な働き方に向け、庁外持出しパソコンへの更新（9月～）
- ・感謝や称賛の気持ちを伝え合う「サンクスカード」の取組の実施（通年）
- ・職員個人を表彰する「M i e V P表彰」の実施（通年）
- ・「ジェンダーギャップ解消チーム」、『『明日の県庁』創造チーム』の設置・対応策の検討（通年）
- ・セルフケアの意識向上に向けた6つの階層別研修の実施（新規採用時（4月）、採用2年目（8月）、採用3年目（7月）、採用4年目（10月）、採用5年目（10月）、主任昇任時（7月））
- ・ラインケアの実践のための研修（新任班長（5月）、新任所属長（4月））
- ・管理職向け研修の実施（職場のメンタルヘルス対策（7月）、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善（12月））
- ・職場安全衛生委員会を活用した安全・衛生教育の実施（職場巡視、熱中症対策、職場の感染症対策、

過重労働対策など合計 6 回)

令和 8 年度計画

誰もが働きやすい職場の創出を推進するため、引き続き、職員の意欲や能力を発揮させることができる職場環境づくりに向けて、柔軟な働き方の実施を目的とする取組や、障がいのある職員が働きやすい職場環境づくり、仕事と子育てや介護との両立や女性職員が活躍しやすい職場環境づくりを進めるとともに、「ジェンダーギャップ解消チーム」から提案について、検討のうえ可能なものから実施します。

- ・柔軟な働き方に向けた取組の実施（通年）
- ・妊娠・出産・育児・介護等と仕事の両立支援の取組の検討・実施（通年）
- ・「男性職員の子育てのための休暇・休業取得促進プログラム」の実施（通年）
- ・採用 5 年目研修での育児休業取得体験談の講話の実施（10 月）
- ・育児休業中の収入減への不安を和らげるための「育児休業収入シミュレーションシート」の配付（通年）
- ・育児と仕事の両立、介護と仕事の両立を支援するための HP 更新（通年）
- ・障がいのある職員等が、働きやすい職場づくりに向けた検討・実施（通年）
- ・柔軟な働き方に向け、在宅勤務システムの安定運用及び庁外持出しパソコンへの更新（通年）
- ・「ジェンダーギャップ解消チーム」からの提案の検討・実施（通年）

職員の意欲を高めチャレンジし続けられる組織風土の醸成を図るため、職員個人を表彰する「M i e V P 表彰」について継続して取り組むとともに、『『明日の県庁』創造チーム』からの提案について、検討のうえ可能なものから実施します。

- ・職員個人を表彰する「M i e V P 表彰」の実施（通年）
- ・『『明日の県庁』創造チーム』からの提案の検討・実施（通年）

健康経営の観点から、職員が健康で安心して働き続けられる環境でその能力を十分に発揮するため、若手職員を中心としたセルフケア意識やストレスに直面した際の対応力の向上研修、ラインケアの効果的な実行のための所属長等研修、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善の支援等の総合的なメンタルヘルス対策に取り組みます。

- ・セルフケア意識等の向上研修の実施（通年）
- ・所属長等研修（新任所属長向けラインケア（4 月）、新任班長向けラインケア（5 月）、メンタルヘルスマネジメント実践研修（7 月）、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善研修（12 月））
- ・「ここからルーム（健康開発室）」を拠点とした相談対応（通年）
- ・メールマガジンによる健康保持増進、病気予防や早期ケア等に役立つ情報の配信（通年）
- ・職場の安全・衛生教育の実施（通年）

2 コンプライアンスの推進 ～県民の信頼をより高めるために～

【具体的取組 1】 コンプライアンス意識の向上

取組事項 1	コンプライアンス推進体制の確立	(主担当課：総務部人事課)
令和 7 年度		
【計画】		
不正事案等や職員の不祥事が発生していることから、「コンプライアンス推進会議」において事例共有や再発防止策の検討に取り組むとともに、各所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施等を通じて再発防止に向けた取組を進め、コンプライアンスを推進していきます。		

また、コンプライアンスの徹底を図るため、所属の具体的な取組を所属長の組織マネジメントシートに記載のうえ、進捗管理を行います。

- ・「コンプライアンス推進会議」の定期開催（年3回）
- ・コンプライアンス・ミーティングの実施（年3回）
- ・組織マネジメントシートによる進捗管理（通年）

（教育委員会の取組）

- ・各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」の開催（各学校1回以上）
- ・「コンプライアンス推進会議」への参画（年3回）

（警察本部の取組）

- ・警察学校や職場での教育訓練時における指導教養、各所属に対する巡回教養等の実施（通年）
- ・「コンプライアンス推進会議」への参画（年3回）

【実績】

- ・各部局の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を構成員とする「コンプライアンス推進会議」を開催し、不正事案等や職員の不祥事の原因の検証や再発防止に向けた検討を行いました。（年5回）
- ・「議会提出資料の確認の徹底について」の通知を発出しました。また、議会提出資料チェックマニュアルを改訂するとともに、担当者向け議案等作成研修を実施しました。（12月）
- ・職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、職場内のコミュニケーションを活性化し、対話を通じて組織的に業務を進める風通しのよい職場づくりを進めるため、各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施しました。（年3回）
- ・コンプライアンスの徹底を図るため、所属の具体的な取組を所属長の組織マネジメントシートに記載のうえ、進捗管理を行いました。（通年）
- ・ハラスメントに関する外部相談窓口を設置しました。（通年）

（教育委員会の取組）

- ・名古屋市等の教員が児童生徒等を盗撮し、逮捕された事案を受け、「盗撮防止に向けた対策について」の通知を発出し、教職員による児童生徒への盗撮行為を未然に防止するため、盗撮防止に向けた取組を県立学校において展開しました。また、市町等教育委員会に対しても、県の取組を参考に取組むよう依頼しました。（9月～）
- ・「学校におけるハラスメント研修動画（児童生徒性暴力等）」を作成し、全教職員が視聴することにより、児童生徒への児童生徒性暴力等の根絶を図りました。（年1回）
- ・「教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について」の通知において、不祥事の根絶に向けた取組の徹底を図るよう依頼しました。（年2回）
- ・各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性などを議論しました。（各学校1回以上）
- ・知事部局が主催する「コンプライアンス推進会議」へ参画しました。（年5回）

（警察本部の取組）

- ・採用時や昇任時等における警察学校での教育のほか、職場での個人面談や研修会、コンプライアンス推進担当者による警察署等への巡回・オンライン教養により、服務規律や職務倫理に関する指導を行いました。（通年）
- ・身上指導・業務管理の指導的立場にある警察署副署長、各部次長等に対し、監察官連絡会議、副署長等連絡会議を開催し、コンプライアンス意識の向上、非違事案の未然防止対策を推進しました。（5月、9月、12月）
- ・知事部局が主催する「コンプライアンス推進会議」へ参画しました。（年5回）

令和8年度計画

「不正事案等の再発防止に向けた取組」に基づき、的確に業務を進めるための仕組みづくり、お互い

が助け合う職場環境づくり及び職員一人ひとりの能力と意識の向上等の取組を進めます。

「コンプライアンス推進会議」に外部講師を招聘するなど多様な視点を導入するとともに、未然防止につながる有効な対策や好事例の共有、再発防止策の検討を行います。また、各所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施等を通じて再発防止に向けた取組を進め、コンプライアンスを推進していきます。

さらに、コンプライアンスの徹底を図るため、所属の具体的な取組を所属長の組織マネジメントシートに記載のうえ、進捗管理を行います。

- ・「不正事案等の再発防止に向けた取組」の実施（通年）
- ・「コンプライアンス推進会議」の開催（年３回）
- ・コンプライアンス・ミーティングの実施（年３回）
- ・組織マネジメントシートによる進捗管理（通年）
- ・ハラスメントに関する外部相談窓口の設置（通年）
- ・ハラスメントの認定に関して、専門的・客観的な意見を聞く仕組みを導入（通年）

（教育委員会の取組）

- ・各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」の開催（各学校１回以上）
- ・「コンプライアンス推進会議」への参画（年３回）

（警察本部の取組）

- ・警察学校での教育訓練や職場での指導教養、各所属に対する巡回教養等の実施（通年）
- ・「コンプライアンス推進会議」への参画（年３回）

取組事項 2	コンプライアンスを「自分事」と捉える職員一人ひとりの意識向上 (主担当課：総務部人事課)
令和 7 年度	
【計画】 所属におけるコンプライアンス・ミーティングの定期的な実施や、メールによる庁内発生事案の共有、職員倫理の向上と不正事案等や職員の不祥事防止のための職員研修の実施など、コンプライアンスを「自分事」と捉える意識の更なる向上を図るとともに、より所属での具体的な再発防止につながる取組の検討を進めます。 ・コンプライアンス・ミーティングの実施（年３回） ・不正事案等や職員の不祥事案にかかる注意喚起（通年） ・職員倫理の向上、不正事案等や職員の不祥事防止のための職員研修の実施（８月～） ・所属での具体的な再発防止につながる取組の検討(通年) （教育委員会の取組） ・学校として取り組むべき事項を「信頼される学校であるための行動計画」に位置付け、校長のリーダーシップのもと、取組を展開（通年） （警察本部の取組） ・警察学校や職場での教育訓練時における指導（通年） ・部外有識者による研修会等の実施（通年） ・厳正な監察の実施（通年）	
【実績】 ・不正事案等や職員の不祥事が相次いだことをふまえ、各所属において、相談しやすい職場づくりや公文書の重要性等について研修、e-ラーニングを実施しました。（９月～１１月） ・職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、職場内のコミュニケーションを活性化し、対話を通じて組織的に業務を進める風通しのよい職場づくりを進めるため、各所属でコンプ	

ライアンス・ミーティングを実施しました。(年3回) - 不正事案等や職員の不祥事が発生したことから、改めて再発防止に向けた注意喚起や対策の徹底を周知しました。(通年) (教育委員会の取組) - 学校として取り組むべき事項を「信頼される学校であるための行動計画」に位置付け、校長のリーダーシップのもと、取組を展開しました。(通年) (警察本部の取組) - 警察学校において、新規採用時や昇任時のほか、専門分野への登用時に、適正な職務を執行するための教育訓練を実施しました。(通年) - 各所属での個人指導、警察署に対する本部巡回教養、部外講師を招聘した研修会を通じて警察職員に求められる高い倫理観の醸成を図りました。(通年) - 監察部門において、各所属における取組や規律の保持状況を確認し、指導、改善を図るとともに、非違事案の原因や背景等をふまえた対策を実施しました。(通年)
令和8年度計画
より「自分事」として捉えることができるよう研修等の機会を通じて、懲戒処分の基準、不正事案等や職員の不祥事による組織や個人への影響を周知するとともに、所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施や、メールによる事案の共有及び注意喚起等を行い、更なる意識の向上を図ります。 「不正事案等の再発防止に向けた取組」の実施(通年) - 懲戒処分の基準、不正事案等や職員の不祥事による影響の周知(通年) - コンプライアンス・ミーティングの実施(年3回) - 不正事案等や職員の不祥事案にかかる注意喚起(通年) (教育委員会の取組) - 学校として取り組むべき事項を「信頼される学校であるための行動計画」に位置付け、校長のリーダーシップのもと、取組を展開(通年) (警察本部の取組) - 警察学校での教育訓練や職場での指導教養(通年) - 部外有識者による研修会等の実施(通年) - 厳正な監察の実施(通年)

【具体的取組2】 組織としての的確に業務を進める仕組みの徹底

取組事項1	内部統制制度の着実な運用 (主担当課：総務部行財政改革推進課、人事課)
令和7年度	
【計画】 階層別研修等の機会に内部統制制度の周知を図るとともに、コンプライアンス・ミーティングの機会を活用し、各所属においてリスクや不備発生の防止について、所属長と職員との対話を行い、リスクマネジメントシートによる進捗管理を行います。 また、令和6年度の運用状況の評価を実施し、評価報告書を作成のうえ、県議会へ報告し、公表するとともに、令和7年度の整備状況の評価を実施します。 さらに、制度をより適切に運用するため、運用方法の見直しを継続的に行っていきます。 - 階層別研修等での内部統制制度の周知(通年) - リスクマネジメントシートによる進捗管理(通年) *コンプライアンス・ミーティングの機会を活用した、リスクや不備発生の防止に係る所属長と職	

員との対話（年３回） ・令和６年度内部統制の運用状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（４月・５月） ・令和６年度評価報告書の作成（７月）、県議会への報告、公表（１０月） ・令和７年度内部統制の整備状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（９月～１２月） ・制度をより適切に運用するため、運用方法の見直しの検討（令和８年１月～３月）	
【実績】 ・階層別研修等での内部統制制度の周知（通年） ・リスクマネジメントシートによる進捗管理（通年） ＊コンプライアンス・ミーティングの機会を活用した、リスクや不備発生の防止に係る所属長と職員との対話（年３回） ・令和６年度内部統制の運用状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（４月・５月） ・令和６年度評価報告書の作成（７月）、県議会への報告、公表（１０月） ・令和７年度内部統制の整備状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（９月～１２月） ・制度をより適切に運用するため、運用方法の見直しの検討（令和８年１月～３月）	
令和８年度計画	
階層別研修等の機会に内部統制制度の周知を図るとともに、コンプライアンス・ミーティングの機会を活用し、各所属においてリスクや不備発生の防止について、所属長と職員との対話を行い、リスクマネジメントシートによる進捗管理を行います。 また、令和７年度の運用状況の評価を実施し、評価報告書を作成のうえ、県議会へ報告し、公表するとともに、令和８年度の整備状況の評価を実施します。 さらに、制度をより適切に運用するため、運用方法の見直しを継続的に行っていきます。 ・階層別研修等での内部統制制度の周知（通年） ・リスクマネジメントシートによる進捗管理（通年） ＊コンプライアンス・ミーティングの機会を活用した、リスクや不備発生の防止に係る所属長と職員との対話（年３回） ・令和７年度内部統制の運用状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（４月・５月） ・令和７年度評価報告書の作成（７月）、県議会への報告、公表（１０月） ・令和８年度内部統制の整備状況の自己評価、基礎評価及び独立的評価の実施（９月～１２月） ・制度をより適切に運用するため、運用方法の見直しの検討（令和９年１月～３月）	

取組事項２	業務に関する専門知識の向上	（主担当課：総務部人事課）
令和７年度		
【計画】 令和６年度の研修結果をふまえ、職責ごとに業務に関する専門知識の向上に資する研修を実施していきます。 ・職責ごとに職員が職務に係る「能力」等を習得できるよう、ブラッシュアップ研修の検討・実施（５月～１２月） ・業務に関する専門知識や必要な能力が向上するよう、階層別に研修プログラムを実施（４月～１１月）		
【実績】 ・職責ごとに職員が職務に係る「能力」等を習得できるよう、ブラッシュアップ研修を実施しました。 ＊ブラッシュアップ研修：業務マネジメント研修等、１４研修を実施（５月～１２月） ・新任班長としての職責の理解促進や組織運営能力の向上等を目的とした研修を実施（４月～１０月） ・人財マネジメント戦略に基づく、新たな研修基本方針を策定（１０月）		

令和 8 年度計画

- 新たな研修基本計画に基づき、職員の業務に関する専門知識を向上するための研修を実施します。
- ・ 専門知識を向上させるためのブラッシュアップ研修の検討・実施（4 月～12 月）
 - ・ 法制執務講座等、内部講師による専門知識を高めるための研修を実施（4 月～12 月）

取組事項 3

的確に業務を進めるための仕組みの確実な運用①

（主担当課：総務部文書・情報公開課）

令和 7 年度

【計画】

引き続き、全ての職員を対象にした研修を実施するなど、公文書の適正な管理の徹底に取り組みます。

- ・ 全ての職員を対象にした研修の実施（4 月・5 月）
- ・ 新規採用職員、文書管理担当者、新任班長等を対象にした研修の実施（通年）
- ・ 令和 8 年度廃棄予定公文書ファイル等に係る審査会の開催（11 月・12 月）
- ・ 令和 6 年度における公文書の管理状況の公表（9 月）

【実績】

公文書の適正な管理について、三重県公文書等管理条例に基づき、公文書の管理状況の公表や、廃棄予定公文書ファイル等に係る審査会の開催、全ての職員を対象にした研修の実施など、全庁をあげて確実な運用に取り組みました。

- ・ 全ての職員を対象にした研修の実施（4 月・5 月）
- ・ 新規採用職員、文書管理担当者、新任班長等を対象にした研修の実施（4 月～8 月）
- ・ イン트라ネットへの公文書の適正管理等の啓発バナー掲載（5 月～）
- ・ 公印及び公文書の適正管理について通知（6 月）
- ・ 令和 8 年度廃棄予定公文書ファイル等に係る審査会の開催（10 月・12 月）
- ・ 令和 6 年度における公文書の管理状況の公表（10 月）

令和 8 年度計画

○三重県公文書等管理条例の確実な運用（通年）

公文書を不適正に取り扱った事案が発生している状況をふまえ、引き続き、全ての職員を対象にした研修を実施するなど、公文書の適正な管理の徹底に取り組みます。

- ・ 全ての職員を対象にした研修の実施（4 月・5 月）
- ・ 新規採用職員、文書管理担当者、新任班長等を対象にした研修の実施（通年）
- ・ 令和 9 年度廃棄予定公文書ファイル等に係る審査会の開催（10 月・12 月）
- ・ 令和 7 年度における公文書の管理状況の公表（10 月）

取組事項 4

的確に業務を進めるための仕組みの確実な運用②（主担当課：総務部総務課）

令和 7 年度

【計画】

○「組織運営の見直し」の確実な運用

「組織運営の見直し」について確実な運用を図ることで、より一層組織としての的確に業務を進めるための業務執行体制を確保します。

- ・ 令和 7 年度の組織改正等をふまえ、本庁の班に「係長」を、地域機関の課に「課長代理」を設置（通年）
- ・ 令和 7 年度に設置した「係長」「課長代理」の検証、次年度に向けた設置案の検討（10 月～令和 8 年 2 月）

【実績】 ○「組織運営の見直し」の確実な運用 職員が仕事を個人で抱え込んでしまうことなく、より一層組織としての確に業務を進めるため、複数の職員が関わるよう業務分担を見直した上で、そのリーダー役として本庁の班に「係長」を、地域機関の課に「課長代理」を設置しました。 ・令和7年度の組織改正をふまえ、本庁の班に「係長」を、地域機関の課に「課長代理」を設置（通年） ・令和7年度に設置した「係長」「課長代理」の検証、次年度に向けた設置案の検討（10月～令和8年2月）
令和8年度計画
○「組織運営の見直し」の確実な運用 「組織運営の見直し」について確実な運用を図ることで、より一層組織としての確に業務を進めるための業務執行体制を確保します。 ・令和8年度の組織改正等をふまえ、本庁の班に「係長」を、地域機関の課に「課長代理」を設置（通年） ・令和8年度に設置した「係長」「課長代理」の検証、次年度に向けた設置案の検討（10月～令和9年2月）

3 持続可能な行財政基盤の確立 ～持続可能な行財政運営～

【具体的取組1】 新たな課題等に対応できる組織体制の整備

取組事項1	諸課題に、迅速かつ的確に対応できる効果的・効率的な組織体制の整備 (主担当課：総務部総務課)
令和7年度	
【計画】 令和7年度組織改正について検証を行い、県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応しつつ、より一層効果的・効率的な組織体制となるよう、必要な見直しを進めます。 ・令和7年度の組織機構の検証、見直しの方向性の検討（4月～10月） ・令和8年度組織機構及び職員定数調整方針の策定（10月）	
【実績】 諸課題に迅速かつ的確に対応できる効果的・効率的な組織体制の整備を図るため、現行の組織機構について検証を行い、令和8年度組織改正をとりまとめました。 ・組織機構に関する課題の検証、見直しの方向性の検討（4月～10月） ・令和8年度組織機構及び職員定数調整方針の策定（10月） ・令和8年度組織改正の公表（令和8年2月）、実施（令和8年4月）	
令和8年度計画	
令和8年度組織改正について検証を行うとともに、不正事案の再発防止策や業務効率化の取組実施の検証をふまえて、県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応しつつ、より一層効果的・効率的な組織体制となるよう、必要な見直しを進めます。 ・令和8年度の組織機構の検証、見直しの方向性の検討（4月～10月） ・令和9年度組織機構及び職員定数調整方針の策定（10月）	

【具体的取組 2】 県財政の基盤強化

取組事項 1	経常的な支出の抑制	(主担当課：総務部総務課、財政課)
令和 7 年度		
【計画】		
持続可能な財政運営の確保に向けて、喫緊の課題に的確に対応しつつも、経常的な支出の抑制などに努め、過度に県債に依存することのないよう、適正な予算調製に取り組みます。		
・総人件費の抑制（通年） ・庁舎管理経費等の抑制（通年） ・公債費負担の平準化（通年）		
【実績】		
・総人件費の抑制（通年） ・庁舎管理経費等の抑制（通年） ・公債費負担の平準化（通年）		
令和 8 年度計画		
持続可能な財政運営の確保に向けて、喫緊の課題に的確に対応しつつも、経常的な支出の抑制などに努め、過度に県債に依存することのないよう、適正な予算編成に取り組みます。		
・総人件費の抑制（通年） ・庁舎管理経費等の抑制（通年） ・公債費負担の平準化（通年）		

取組事項 2	多様な歳入確保策の推進①	(主担当課：総務部財政課)
令和 7 年度		
【計画】		
持続可能な財政運営の確保に向けて、多様な歳入確保などに取り組みます。		
・ネーミングライツやグリーンボンド、クラウドファンディングの積極的な活用（ネーミングライツでは効果的な募集や広報の検討、グリーンボンドでは充当事業の拡大、クラウドファンディングではポータルサイトや返礼品の活用による推進）（通年） ・国の支出金等の積極的な活用、債権管理に関する各部局からの相談への対応（通年） ・ふるさと納税有償返礼品の推進（通年）		
【実績】		
・ネーミングライツの活用（通年） 大型児童館：1 施設、スポーツ施設：3 施設、森林公園：2 施設、歩道橋：2 2 施設、都市公園：1 施設 ・ネーミングライツにおける効果的な広報の実施：募集チラシを作成し、東京三重県人会大会や県内商工団体の会議の場、企業向けセミナーで配布等（令和 8 年 2 月） ・グリーンボンド：過去最大の 9 0 億円の発行（10 月） ・グリーンボンド（水害レジリエンス枠）：全国で初めて他道府県の金利を 0. 0 1 % 下回る（10 月） ※一般社団法人環境金融研究機構主催の 2 0 2 5 年サステナブルファイナンス大賞において「サステナブルボンド賞」を受賞（令和 8 年 1 月） ・クラウドファンディング事業の実施（通年） 1 3 事業で活用（令和 6 年度 2 事業）（通年） ・美し国みえ森林 J-クレジットの入札実施（令和 8 年 2 月） ・国の支出金等の積極的な活用（通年） ・各部局に外部資金助成制度の情報を提供（通年）		

・債権管理に関する担当者研修の実施（2回）及び各部局からの相談への対応（通年） ・ふるさと納税の推進（通年）
令和8年度計画
持続可能な財政運営の確保に向けて、多様な歳入確保などに取り組みます。 ・ネーミングライツ、グリーンボンド、クラウドファンディングの積極的な活用（ネーミングライツの効果的な募集や広報の検討、グリーンボンドの効果的な発行やクラウドファンディングの活用事業の拡大など）（通年） ・国の支出金等の積極的な活用（通年） ・債権管理に関する担当者研修の実施及び各部局からの相談への対応（通年） ・ふるさと納税の推進（通年）

取組事項3	多様な歳入確保策の推進②	（主担当課：総務部税収確保課）
令和7年度		
【計画】		
○県税収入の確保		
市町連携窓口の取組を通じて、市町との連携をより深め、納税秩序の維持向上を図ります。また、市町や三重地方税管理回収機構と連携し、滞納整理の推進に取り組みます。さらに、県民が納税しやすい環境を整備するため、地方税共通納税システムの対象税目を拡大することで、納期内納付率の向上を図るとともに、滞納発生の抑制に努めます。 ・市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進（通年） ・個人住民税における特別徴収の推進（通年） ・納税環境整備に向けた税務手続きのデジタル化の推進（通年）		
【実績】		
○県税収入の確保		
・市町連携窓口では、市町への滞納整理に係る技術的な助言、研修会・情報交換会の開催、市町と連携した差押強化月間の広報や共同滞納整理など、地域の実情に応じた取組を進めました。（通年） （市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進） ・各地域税収確保対策会議で説明・共有（5月）、市町連携窓口の運営（通年）、情報交換会・研修等の開催（随時） ・市町・県への同機構の活動状況報告（毎月）、同機構と県との情報交換（随時） ・三重県地方税収確保対策連絡会議の開催（令和8年2月） （個人住民税における特別徴収の推進） ・個人住民税に関する課題検討会の開催（8月） （納税環境整備に向けた税務手続きのデジタル化の推進） ・「三重県自動車継続検査用確認システム」の導入（6月） ・電子納付の対象に、不動産取得税、個人事業税、その他申告税目（証紙徴収の狩猟税を除く）を追加（8月） ・e L T A Xを通じて行える地方税務手続の対象に、不動産取得税や個人事業税の申告等、自動車税環境性能割の一部の申告を追加（12月）		
令和8年度計画		
○県税収入の確保		
市町連携窓口の取組を通じて、市町との連携をより深め、納税秩序の維持向上を図ります。また、市町や三重地方税管理回収機構と連携し、滞納整理の推進に取り組みます。さらに、県民が納税しやすい環境を整備するため、地方税共通納税システムの対象税目を拡大することで、納期内納付率の向上を図		

るとともに、滞納発生の抑制に努めます。

- ・市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進、市町連携窓口の運営、個人住民税における特別徴収の推進（通年）
- ・納税環境整備に向けた税務手続きのデジタル化の推進（通年）

取組事項 4	多様な歳入確保策の推進③ (主担当課：総務部管財課)
令和 7 年度	
【計画】 ○財産の有効活用、未利用財産の売却等の促進 「第四次みえ県有財産利活用方針」に基づき、未利用の県有財産の有効活用及び売却に取り組むとともに、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、長期的な視点に立って、県有財産の保有及び利活用の状況が最適なものとなるよう取り組みます。 ・一般競争入札等による未利用財産（土地・建物）の売却を実施（通年） ・自動販売機設置場所の貸付（通年） ・広告付き案内地図の設置、ポスター広告の掲出（通年） ・公用車やエレベーターへの広告掲載（通年） ・「第四次みえ県有財産利活用方針」に基づく未利用財産等の利活用の促進（通年）	
【実績】 ○財産の有効活用、未利用財産の売却等の促進 ・「第四次みえ県有財産利活用方針」に基づき、令和 7 年度個別財産の利活用計画を作成するとともに、売却対象財産を県ホームページへ掲載して情報を提供しました。また、一般競争入札による売却を実施し、未利用財産（土地・建物）の売却を進めました。（通年） *未利用財産（土地・建物）の売却 4 5 2, 0 9 6 千円 （8 物件） ・自動販売機設置場所の貸付や広告付き案内地図の設置等を行い、財産の有効活用による多様な歳入確保に取り組みました。（通年） *自動販売機設置場所の貸付 7 7, 4 0 7 千円 （213 台） *広告付き案内地図の設置 1, 9 9 8 千円 （2 か所） *公用車等への広告掲載 2, 1 8 7 千円 （66 台） *エレベーターへの広告掲載 3 4 5 千円 （4 基）	
令和 8 年度計画	
○財産の有効活用、未利用財産の売却等の促進 「第四次みえ県有財産利活用方針」に基づき、未利用の県有財産の有効活用及び売却に取り組むとともに、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、長期的な視点に立って、県有財産の保有及び利活用の状況が最適なものとなるよう取り組みます。 ・一般競争入札等による未利用財産（土地・建物）の売却を実施（通年） ・自動販売機設置場所の貸付（通年） ・広告付き案内地図の設置、ポスター広告の掲出（通年） ・公用車やエレベーターへの広告掲載（通年） ・「第四次みえ県有財産利活用方針」に基づく未利用財産等の利活用の促進（通年）	

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第〇章（番号）： 各章に掲載されています。
 挑戦〇（番号）： 第2章の該当する番号の7つの挑戦に掲載されています。
 〇ー〇（番号）： 第3章の各施策に掲載されています。
 行政運営〇（番号）： 第4章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。

単語	解 説	掲載箇所
あ行		
アウトリーチ（訪問支援）	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけ、情報や支援等を提供すること。	挑戦6(1) 挑戦7 13-1 15-1 15-2 16-1
アドバンスト・エッセンシャルワーカー	製造、物流、医療、介護、農業など、社会を支える現場で、AIやデジタル技術、省力化設備等を活用しながら高度な技能を発揮する人材のこと。2040年に向けた人材不足への対応の観点から注目されている。	14-6
アドボケイト	対象者の心に寄り添い、権利を擁護し、意見を代弁する意見表明支援員のこと。	挑戦6(1) 15-3
移行期医療	小児科を受診している小児慢性特定疾患対象児や医療的ケア児が、16歳以上となった後、疾患に応じて適切な成人診療科を受診できるよう、支援や体制整備などを行う医療のこと。	2-1
医療的ケア	学校や在宅等の日常生活に必要なたんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。	2-4 13-2 14-3
色落ちアラート	色が抜けて商品価値が低下する黒ノリの色落ち被害を軽減するため、ＩＣＴブイで観測した海の環境データから色落ちの危険性を地区別に3段階で予測し、漁業者に注意喚起や早期収獲を促す仕組み。	6-3
インクルーシブ教育システム	障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別的教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。	14-3
インバウンド	「外から中に入ってくる」という意味。観光分野においては、外国人が旅行を目的に日本を訪問することあるいは訪日外国人旅行者のこと。	第1章 挑戦3 1-2 5-1 5-2 6-1 9-4
美し国	日本書紀（巻六 垂仁天皇二十五年三月の条）に天照大神が伊勢国は美しい良い国でこの国にいたいと表現した言葉として記されている。 現在では派生し三重県全域を美化する表現として用いられている。	第1章 第2章 行政運営1 第5章
海業	海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待される取組。	第1章 6-3
エコフィード	食品残さ等を有効活用した飼料のこと。環境に優しい（ecological）や節約する（economical）等を意味するエコ（eco）と飼料を意味するフィード（feed）を合わせた造語。	6-1
エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。（上記事項に配慮された商品やサービスを選択して購入すること。）	3-3
オープンデータ	自治体や研究機関などが保有する誰もが入手可能で、利用料やライセンスの制限がなく、データの加工や譲渡が認められているデータやコンテンツのこと。	挑戦5 1-3 10-2
温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素やメタンガスなどの総称であり、大気中の濃度が増加することで、地球温暖化をもたらす。	第1章 4-1 4-2 11-3

単語	解 説	掲載箇所
か行		
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言。	挑戦4 4-2 6-2 7-2 7-3 11-3 行政運営1
外国人支援コーディネーター	生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につないで解決に導く専門人材。国（出入国在留管理庁）が外国人との共生社会の実現に向けて、地方自治体等において外国人からの相談対応に従事する職員を対象に、令和6年度から養成に取り組んでいる。	挑戦7 12-3
ガストロノミーツーリズム	その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れる旅。	挑戦3 5-1
感染症発生動向調査システム	感染症のまん延を防止することを目的に、感染症に関する情報の収集、発生状況および動向の把握、解析を行い、県民、医療・学校関係者等への情報提供および公開を行うためのシステム。	2-2
木づかい	毎日の生活に木製品を取り入れるだけで誰でも手軽に始められる活動のこと。木を知り・木を使い・木を活かし・森を育むことで地球環境への「気づかい」につなげる取組。	6-2
「木づかい宣言」事業者登録制度	県産材を積極的かつ計画的に使用していくことなどを自ら宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として登録し、広く県民に周知することで、事業者参加の木づかい運動を推進していく制度。	6-2
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることをとおして、社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。	第1章 挑戦6(2) 14-2 14-3
救命救急センター	脳卒中や急性心筋梗塞、重度の外傷・熱傷等の複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、24時間体制で受け入れる三次救急医療施設のこと。	2-1
狭隘化	きょうあいか。面積などが狭くゆとりがないこと。	3-1 14-3
強じん	しなやかで強いこと。また、柔軟でねばり強いこと。三重県の総合計画では「強さ」については、自然災害や感染症など県民の命や暮らしを脅かすリスクへしっかりと対応すること、「しなやかさ」については、変化の激しい社会にあってもタイミングを逸することなく、柔軟に対応して三重県の発展につなげていく、という2つの意味を込めている。	第1章 第2章 第3章 行政運営1 第5章
共同受注窓口	就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	13-2
グローバル	グローバル（global）とローカル（local）からの造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題を捉えていこうとする考え方。	7-4 14-2
光化学スモッグ	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、生成する有害物質等が高濃度となって空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。健康への影響が知られている。	4-4
公共ライドシェア	バスやタクシー事業による輸送手段の確保が困難な地域において、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて有償で提供する運送サービス。	第1章 11-2
高収益型畜産連携体	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が3者以上連携（行政等の支援組織は除く）して、生産コストの低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体。	6-1
子どもアドボカシー	立場が弱い子どもの声を聴き、子どもの立場に立って、子どもの思いを代弁すること。	挑戦6(2) 14-4

単語	解 説	掲載箇所
さ行		
サプライチェーン	商品が消費者に届くまでの「原料調達」に始まり「製造」「在庫管理」「物流」「販売」等を通じて消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。	挑戦4 7-2
三倍体マガキ	人為的に産卵しにくくしたマガキ。へい死率が低く、身入りが良いとされている。	6-3
周産期母子医療センター	周産期の母体・胎児・新生児に生じる突発的な事態に、24時間体制で対応する緊急医療施設。産科・新生児科のほかに、内科・外科・精神科などが連携して医療を行う。	2-1
情報モラル	情報社会で適正に活動するために必要な考え方や態度。	挑戦6(2) 14-4
スクールカウンセラー	児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理師、臨床心理士、学校心理士等があり、児童生徒へのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行う。	14-4 14-5
スクールソーシャルワーカー	教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者。主に、生徒や児童の立場から、問題解決ができる環境づくりを推進することを旨とする。	14-4 14-5
スタートアップ	まだ誰も取り組んだことがない新しいビジネスを一から開始し急成長している事業や企業のこと。ただ目新しいというだけでなく社会に価値をもたらすことを目的とする事業内容であることも挙げられる。	第1章 挑戦5 6-2 7-1 7-3 10-1
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。	16-3
ソーシャルスキルトレーニング	社会の中で他者と交わり、共に生活していくために必要な能力を身につけるための訓練。	挑戦6(2) 14-2
空飛ぶクルマ	電動垂直離発着型無操縦者航空機（eVTOL）を指し、電気により自動で空を飛び、垂直離着陸が可能な、飛行機とドローンの間に位置する新しいモビリティ。	挑戦5 10-1
た行		
ターゲティング広告	ユーザーの属性（年齢、性別、地域など）や行動履歴（ウェブサイトの閲覧履歴、購入履歴、検索キーワードなど）などの情報を元に、特定のユーザーに広告を配信する手法。	3-1
脱炭素	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量をゼロにすること。	第1章 挑戦4 4-1 4-2 7-3 11-1
地域学校協働活動	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。	14-6
地域ケア会議	地域包括支援センター等が、介護・医療関係者、民生委員等を参集し、個別ケースの支援内容の検討を行うとともに、この検討を通じて、高齢者に対する自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働によるネットワークの構築、地域課題の把握等を行う会議のこと。	2-3

単語	解 説	掲載箇所
地域計画	農業経営基盤強化促進法に位置付けられた計画で、地域における農業の将来の在り方や農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する目標等について、地域の区や集落等での話し合いに基づき市町が定める計画。	6-1
地域限定保育士制度	通常の保育士試験に必要な実技試験に替えて、一定時間以上の実技講習により保育士資格を取得でき、登録後3年間は受験した自治体のみで保育士として働くことができる制度。 令和7年10月に改正児童福祉法が施行され、全国どこでも実施可能となった。	挑戦7 15-2
地域とともにある学校づくりサポーター	県教育委員会が委嘱した、コミュニティ・スクールの導入や運営に関して実践に基づく知見を有する地域住民や元校長。	14-6
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	2-1 2-3
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	2-3
デジタルコンテンツ	デジタル化された静止画や動画、音声、文字などの情報やデータの総称。	1-2 4-1
デジタルデバйд	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。	10-1
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が正式な名称であり、都道府県が当該都市計画区域を対象として、広域的見地から、都市計画の目標や区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定方針等を定めるもの。	11-3
な行		
認知症ITスクリーニング	認知症初期診断にITツールを活用し、かかりつけ医から依頼を受けた三重大学医学部附属病院認知症センターが、職員を派遣して患者の検査を行い、そのデータを大学の認知症専門医が判断して、かかりつけ医に結果を返す仕組みのこと。	2-3
認知症希望大使	厚生労働省では、認知症の人からの発信の機会が増えるよう、認知症本人の方を「認知症希望大使」として任命している。また、全国それぞれの地域でも、発信の機会を拡大することを目的として、都道府県ごとに「認知症希望大使」を設置することを目指している。	2-3
ネクストハイスクール構想	文部科学省が示した「『高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）』（令和8年2月13日）」のこと。社会や産業構造の変化を踏まえ、2040年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示すもの。これを踏まえ、高校生の学びをより豊かにするため、都道府県における地域の実情に応じた創意工夫ある取組の充実を図ることとし、国として強力に後押しを行う。	14-6
ネットパトロール	インターネット上にあるウェブサイトを巡回し、犯罪などの有害な情報を見つけ出すこと。	14-4
農業ジョブトレーナー	障がい者の適性を理解した上で、障がい者と農業者をつなぎ、農業分野において障がい者が働きやすくなるように支援する人材のこと。	13-2
農福連携	農林水産業に障がい者が就労することで、農林水産業分野と福祉分野の両方の課題を解決する取組。	13-2
は行		
パーソナルバリアフリー	旅行者が行きたいところ、楽しみたいことを実現するために、旅行者一人ひとりの状況に合わせて対応すること。	挑戦3 5-1
ピアサポーター	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、自身の体験を語ることで、回復を支援するサポーターのこと。	挑戦7 15-4
非構造部材	柱、梁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内壁（内装材）、外壁（外装材）、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。	14-6
ファムトリップ	観光誘客を促進するため、海外の旅行会社、メディア、インフルエンサーなどに現地を視察してもらったツアーのこと。	挑戦3 5-2

単語	解 説	掲載箇所
フォスタリング	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む里親養育への支援等、質の高い里親養育などを行うこと。	挑戦6(1) 15-3
プライマリ・ケア	身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療のこと。	2-1
プラチナナース	定年前後の看護職員のこと。	2-1
フレイル	加齢に伴い体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態。健康と要介護の中間に位置し、そのまま放置しておくとも要介護状態になる可能性がある。	2-4
プレコンセプションケア	性別を問わず、性や健康に関する正しい知識を身に付け、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うよう促すもの。	挑戦7 15-4
ポータルサイト	インターネットの入り口または玄関口に相当するウェブサイト。	挑戦6(2) 挑戦7 8-1 12-2 14-4 行政運営1 第5章
ま行		
マイスター・ハイスchool事業	文部科学省が、令和6年度から「マイスター・ハイスchool普及促進事業」として実施した事業。令和8年度は事業化されておらず、事実上終了している。専門高校と地域の産業界、大学等が連携し、地域産業を担う専門人材の育成を進める国の事業。	14-2
みえ次世代育成応援ネットワーク	「子どもの育ちや子育て家庭を社会全体で支える」という趣旨に共感した、地域の企業や子育て支援に取り組んでいる団体で結成するネットワークのこと。	挑戦6(1) 15-1
「みえ地物一番の日」キャンペーン	県産食材を一番に優先するという思いを込め、県産食材に親しむ機会を増やし地産地消を進めるための県独自キャンペーン。家庭の日である毎月第3日曜日とその前日を「みえ地物一番の日」とし、協賛事業者がPRを展開している。	6-1
みえスタディ・チェック	学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。	14-1
みえ版フレキシブル高校	生徒が全日制課程の高校に在籍しながら、連携する県内の定時制・通信制課程で修得した単位を卒業単位として認定できる、新しいタイプの全日制高校。	14-6
三重とこわか健康経営カンパニー	従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営®」に取り組んでいるとして、県が認定を行った県内に所在する事業所又は店舗等。 ※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。	2-4
三重とこわか県民健康会議	「誰もが健康的に暮らせる“とこわか三重”」の実現に向け、企業、関係機関・団体、市町等が連携し、健康無関心層を含む全ての県民が継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図り、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業等における健康経営の取組を推進するために組織された活動体。	2-4
三重とこわか食環境イニシアチブ	県民の栄養課題を解決するため、産学官等が連携・協働し「県民の皆さんが無理なく健康になれる食環境づくり」を展開する会議体。食品関連事業者やメディア等の参画事業者と行政等が連携して食品の開発、売り場の工夫、情報発信等を行うことで健康的な食品を選択しやすくするなど、個人の努力だけでなく社会全体で健康づくりをサポートするような食環境の実現をめざしている。	2-4
みえ漁師Seeds	時間や場所にとらわれず、漁業就業希望者が事前に十分な知識を得た上で漁師塾等に参加できるよう、県内漁業紹介動画や座学講座等をオンラインで配信する仕組み。	6-3
森業	森林浴や健康・観光・教育等の様々な分野で森林空間を活用した体験サービスの提供等、木材供給にとどまらない森林の多面的な価値を見出し、より多くの人が森林に携わる取組。	第1章 6-2

単語	解 説	掲載箇所
や行		
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。	挑戦6(1) 15-1
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすること。	挑戦6(1) 13-1
ら行		
立地適正化計画	都市再生特別措置法にもとづき、居住機能や福祉・商業等の都市機能を誘導するエリアを定め、コンパクトなまちづくりを進めるための計画。	挑戦7 11-3
漁師塾	若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。	6-3
レジリエンス教育	つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を高め、育む取組。	挑戦6(2) 14-4
レセプト	診療（調剤）報酬明細書のこと。患者が受けた診療に対して医療機関が保険者に請求する明細書のこと、診療内容や処方した薬の費用等が記載されている。	2-3
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物種をリストアップし、現状及び保護対策をまとめた報告書。	4-3
レップ	「代理人」という意味。外国人観光客を誘致するため、海外現地で自治体や事業者の営業代理として情報収集や海外旅行会社へのセールス等のプロモーションを行う事業者のこと。	挑戦3 5-2 5-3
わ行		
ワーケーション	「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。	11-3

単語	解 説	掲載箇所
A B C (アルファベット)		
A I	Artificial Intelligenceの略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術全般。	第1章 挑戦5 挑戦6(1) 挑戦6(2) 挑戦7 3-1 4-3 9-2 10-1 11-1 14-2 14-5 14-6 15-1 15-3 15-4 行政運営6 第5章
B C P	Business Continuity Planの略。災害や事故などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。	第1章 挑戦2 1-1 7-1 13-1
B P	by passの略。ある地域を迂回させて通過交通がその地域を通らないようにするための道路のことで、多くの場合、その地域に出発地または目的地をもつ地域間交通を円滑に分散し、または導入する役割も果たすもの。	11-1
C B T	Computer Based Testing の略。コンピュータやタブレット端末を用いて実施するテスト方式のこと。文部科学省では、CBTシステム(MEXCBT:メクビット)を整備し、児童生徒の全国学力・学習状況調査等で活用を進めている。採点や集計の効率化、即時の結果分析が可能となる。	14-1
C L M (Check List in Mie)	幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立子ども心身発達医療センター(旧小児心療センターあすなろ学園)が開発したアセスメントツール。	15-1
D H E A T (ディーヒート)	災害時健康危機管理支援チーム(Disaster Health Emergency Assistance Team)の略。災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム。	1-1
D M A T (ディーマット)	災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team)の略。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム。	1-1
D V	Domestic Violenceの略。一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。	12-2
D W A T (ディーワット)	災害派遣福祉チーム(Disaster Welfare Assistance Team)の略。災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の福祉ニーズに対応するため、福祉専門職等で構成されるチームのこと。	13-1
D X	Digital Transformationの略。デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、「暮らし」や「しごと」をより良いものにすること。	第1章 挑戦4 挑戦5 挑戦7 1-1 2-1 3-3 4-2 6-2 10-1 10-2 14-2 行政運営2 行政運営5 行政運営6 行政運営7 第5章
e L - Q R (エルキューアール)	地方税統一QRコード※。地方税の納付書に印字される統一規格(QRコード※)のこと。金融機関に加え、お支払いサイトでのクレジットカード払い・ネットバンキング、スマートフォン決済アプリでの読取納付に対応し、令和8年9月以降は、地方税以外の公金においても利用が可能。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標	行政運営4

単語	解 説	掲載箇所
F S	Feasibility Studyの略。ビジネス用語で「実現可能性調査」を意味し、企業が新規事業や新商品、新サービスを始めようとする際に、事業計画の妥当性、採算性等の観点から事業性を評価し、実施の可否等を判断するために行う調査・検討のこと。	挑戦4 7-2
H A C C P	危害分析重要管理点（Hazard Analysis and Critical Control Point）の略。食品の製造において、施設の清掃や食品取扱者の衛生管理等の一般衛生管理に加え、製造の工程ごとに微生物や異物混入の危害があるか分析し、管理することで食品の安全性を高め、食中毒等の被害を未然に防ぐ衛生管理方法。	3-4
M I C E	企業等の会議(Meeting)、企業等が行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市・イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。	挑戦3 5-2
O T A	Online Travel Agentの略。インターネット上で取引を行う旅行会社。	挑戦3 5-2
P a r k - P F I 手法	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。	11-3
S N S 型投資・ロマンス詐欺	S N S 型投資詐欺：投資すれば利益が得られるものと誤信させ、投資アプリ等に誘導するなどし、虚偽の利益を表示する方法などにより心理的な安心感を与え、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取るもの。 S N S 型ロマンス詐欺：恋愛感情や親近感を抱かせながら投資に誘導し、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取るもの、また、恋愛感情や親近感を抱かせながら架空の事実を口実とし、交際の継続等を前提とした各種名目で金銭等をだまし取るもの。	3-1
S T E A M 学習	科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、リベラルアーツ・教養(Arts)、数学(Mathematics)等の学習を、実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学習のこと。探究的な学習活動（課題の設定→情報の収集→整理分析→まとめ・表現）のひとつ。	挑戦6(2) 14-2
S D G s	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された2030アジェンダにおける2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標。	行政運営1
U ターン	生まれ育った故郷から進学や就職を期に都市圏へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住すること。	挑戦7
U ・ I ターン	生まれ育った故郷から進学や就職を期に都市圏へ移住した後、再び生まれ育った故郷で就職すること（U ターン就職）と、生まれ育った故郷とは別の地域で就職すること（I ターン就職）の総称。	挑戦7 7-3 8-1 行政運営1
Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	建物の断熱性能を高め、高効率な設備を導入し、消費するエネルギーを抑えることで「省エネ」を実現するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを創り出す「創エネ」によって、エネルギー収支が正味ゼロ以下になることを目指した住まいのこと。	11-3